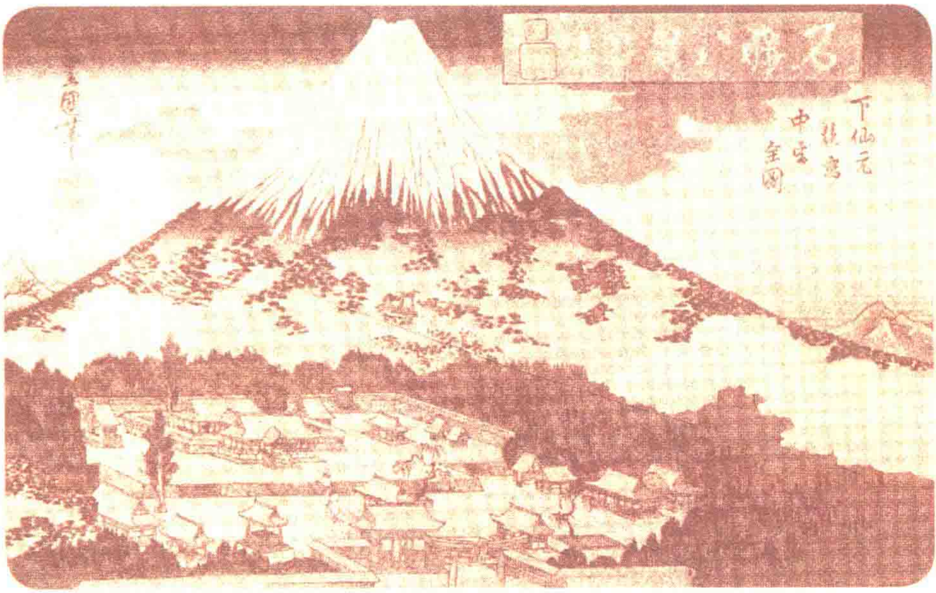


日本漢文史籍叢刊

第五輯

目錄

十九

第十九册目録（總第139册）

尾崎雅嘉 編

群書一覽

享和二年（一八〇二）大阪海部屋勘兵衛刻本

據享和二年（一八〇二）
大阪海部屋勘兵衛刻本影印

群書一覧序

古人謂天下非無書而讀之爲難但艱書爲難焉然不以之者不獨爲己而已所以供之于後世之讀也故又讀之者先領畧古人之所以使我長進至

快之樂者在於此一覧而竟有至理名言確乎可磨者至定堆本朝之古延喜天曆間蔵書彼士之書其所習尚在詩賦文章之上毫無裨政治故明經以數化稱性而道理之類寂而

莫聞矣畏哉自時以降遂無一定之日歷數百年之淹遠弘治永禄後天厭其亂洪纖漸熄而昇平之化通數和漢之學並兼行焉於是乎立言之士濟濟輩出逓耳目所陶鎔

心思工夫其規模大段聚於自然猶士大夫誇勢氣文家談揣摩故自長短歌詠諧謔而種種之文辭或以傚搜神述異者偶語傳奇作者述者隨手鈔寫然顧其爲書或卷帙浩繁

又摭攟瑣切至於今日綜而論之
有文選史記劇〻攟有想置
而不預之集互有攻訐紛如爾
訟焉老師宿生安所折衷也
尾崎雅嘉夙習古之名詩書
頌詰班馬志傳稍窺闕之比壯通
念國學自古今字母典故至
歎訣與秘昭晰支分傳而無
彙近日類合其所目見刊本活字
寫冊等數萬書目不拘雲遍
熟覈一一記注作者名意子一
覽之乃遂適不錯焉吾聞真好

涂思之士安通一義撫心竊
樂之以復敢徐索之後世子雲
也自今以後和學一流者必就
此集得其書攻其義則禮樂
名物徵言大意重今昔事變
必究其實美嗟乎雅嘉之功於
是乎偉矣哉

享和新元季夏攝月穀旦

播州　興田元繼

竹窓森世黄書

群書一覧例言

一 此書に載るところの書目は予が三十年来渉猟するところの
群書の中にして鈔録せしものなり但し記臆するところを今
その篇目大意等をあらはすに猜担ひがたしとおもへるも
かの著書のごとくさだかならざれば其餘はなほあらはし
ほび寫目せし書にかぎりおほひ出せるを集めて此うちに
のするのみなれども眼を過せし浮雲のごとくはかなき
ことあり心ならずも其書名のみをしるせしもおほかるべし
けれどもみなこれをすてざるなり

一 此書は二十四門にわかちて其類の書を挙るといへども
それ〳〵わかちて部目に遊ばしめ捜索するに便ならしめんとなり

日本紀は國史の部に収むといへども其第一第二の神代巻の事
書は神書の部に収め大和物語源氏物語等は物語の
部に収むといへども平家物語栄花物語等は其時の實録な
れば雑史の部に収むるがごとし

一 此書に假字づかひの格をさだめず古書の大意をあらはすは
古假字を用ひ近代の書には今假字を用ゆるがごときなり
されば童蒙の見やすからんことをおもひて下に俗通ならしむ
ことあればなり

一 古書の中にも亡びて今傳らぬものは偽書なるもの
なきにしもあらず其書の無用に属すといへども
其書の名をしるして具眼の人にまかせて其真偽をわかつ

をたすけんとなり

一 先輩の議論を舉て家士の心得となすものなり
遠境僻邑の人國學に志はあれども書籍とぼしくて
よりどころなきものあらんとおもへばなり

一 國學に益ある書は頃屑の俗書及び予が自撰の書と
いへども繁蕪をいとはずこれを載

一 多年抄録せし書どもの再校して此一覧の中に収るも
あれば或は大部にて不日に業を卒がたきものは他
に借閲して書写しものもありされど此一覧の拾遺に収めて他
日の上木を期するものなり

一 巻首に和書部とあるは漢土の書の部を纂輯
せんのこころざしあるがゆゑなり

一 予素より聞見博からざれば秘冊奥編のもれたるもの
多かるべし又ねがはくは取捨の書どものあやまりあらん
ことも多かるべければ童蒙のためにもとめし
に思ひよせしものなれば大方の君子その浅陋を嘲る
ことなからんことをこひねがふのみ

享和元年冬至日

浪華　尾崎雅嘉識

群書一覧目録

巻之一

國史類 一葉　六國史類聚國史本朝通鑑大日本史の類其餘編年の書數十部を載ス

神書類 四十三葉　神道五部書十二部書卜部家書垂加の書秋齋の書神代巻中臣祓祝詞等の註書其餘神學の書等

雜史類 七十七葉　三鑑栄花物語續世繼保元平治物語盛衰記平家物語東鑑太平記櫻雲記の類其餘治乱興亡の雜記等

巻之二

記録類 一葉　禮儀類典より諸家の記録百錬鈔等に至る

有職類 十七葉　律令格式の書年中行事職原公卿補任裝束の書等

氏族類 五十九葉　萬多親王の姓氏録より人々の傳元亨釋書作者部類大系圖知譜拙記等に至る

字書類 七十七葉　倭名鈔新撰字鏡等より林逸の節用集和爾雅東雅其餘和訓いろは假名遣の書等に至る

往来類 九十二葉　明衡往来新猿樂記より庭訓齊魯藝聚等の往来に至れ

法帖類 九十六葉　三國筆海全書集古法帖耳比磨利帖其餘近来諸家藏刻の法帖等

巻之三

物語類 一葉　竹取うつほ濱松等の古物語より伊勢大和源氏狭衣今物語堤中納言等に至る

草子類 六十三葉　枕草子つれ〴〵草等より舞の書に至る

日記類 七十六葉　紫式部和泉式部日記かげろふ日記の類

和文類 八十一葉　扶桑拾葉集拾遺後葉等の目録和文作例の書等を附す

記行類 九十七葉　土佐日記十六夜記等より近来諸家の道の記詞林意行集等に至る

巻之四

撰集類 一葉　萬葉集二十一代集新葉集等同注釋の書八代集抄僻案抄顕注密勘の類

私撰類 四十七葉　新撰和歌集續詞花集雲葉集風葉集藤葉集等より古今新撰の六帖近代諸家の私撰集に至る

家集類 五十七葉　三十六人集より六家三玉の集其餘中古近代の諸家集に至る

歌合類 九十三葉　寛平歌合殿上根合六百番千五百番の歌合より部類歌合職人盡歌合等にいたる

百首類 九十九葉　定家卿の百人一首より百首部類其餘諸家の百首に至る

千首類 百十三葉　為家卿の千首より千首部類ならびに近代の千首にいたる

巻之五

總計三十四門

群書一覧巻之一

國史類

本朝六國史　百七十巻

日本書紀　三十巻　續日本紀　四十巻　日本後紀　四十巻或云三十巻今存するところの写本二十巻　續日本後紀　二十巻　文徳實録　十巻　三代實録　五十巻　以上六部を古今の正史とす　桃華蘂葉に六國史并新國史を加へて七部の本書と称せり　三十巻十五本

日本書紀

第一第二は神代巻上下とす　天地開闢より鸕鷀草葺不合尊にいたるまでの事を記し　第三巻神武天皇より第三十巻持統天皇十一年八月にいたるまで凡人皇の御代九百六十三年の事を記せり

○此書ハ人皇四十四代元正天皇の養老四年に一品舎人親王及

従四位下太朝臣安麻呂に勅ありて儒士紀朝臣清人等とともに神代より傳はれる舊辞を撰び集められしものなり　續日本紀の元正紀に養老四年五月是より先に一品舎人親王勅を奉りて日本紀を修す　是に至りて功成りて奏上す　紀三十巻系圖一巻とあるはすなはち今流布のものにして系圖は今はなし　此日本紀撰述の子細ハ先代推古天皇の御宇に皇太子厩戸皇子大臣蘇我馬子とともに神代の舊辞を撰び定めたまひしより二十七代孝徳天皇の大化元年蘇我入鹿蝦夷父子朝政をほしいまゝにせしを皇太子中大兄皇子（天智天皇の御事なり）鎌足と謀をめぐらして終に入鹿を討たまふ　父の蝦夷此時をのがれがたく家に火をかけ火中に入りて死す　此時推古天皇の御時に撰せしところの旧辞其外代々の紀文ども蝦夷の祖馬子以往大臣の職をつとめて蘇我の家にあづかり蔵めけるを皆焼失せり　こゝに王辰爾が裔船の史恵釈といふもの先祖よりの例として國史を掌る史

にて其紀文ども焼失するを惜み急ぎ火中に入て焼のこりし旧辞を取出せりとぞ　されども國記の一部のみにて其餘の紀文ハ皆やけたり　其後四十一代天武天皇の叡慮に神代より推古天皇にいたるまでの旧辞其以後の事ども時代を経て亡失せんことを歎き給へるに　此時入鹿が乱より後老人の語りつたへあるにハ口傳ハあれど天皇紀などの存せざれば古傳其歴代の故實に通ぜるものをもとめさせ給ふに博識強記のものを撰ハせたまふに天の鈿女の命の苗裔に舎人稗田阿礼といふものの二十八歳にして一度耳に入しことを終に失ハず一度見しもの強記すれば是に命じて旧辞の事どもを誦習はしめ給ひしかど　また阿礼が誦する所を録するに及ばずして天皇崩じたまひ　阿礼が脳臆に存せりしを四十三代元明天皇の和銅四年にいたりて阿礼も六十餘歳に及びしかバ卒去せば其傳ふる所絶へんことを惜み給ひ此時の博士太朝臣安麻呂に筆記せしめ阿礼が誦するところを悉く筆記せしめたまふ　これすなはち古事記にして安麻呂阿礼が口傳されしまゝに音訓の差別なくかきて序に上表のありさまを述せしかば　なほ漢文ならずしてたゞ俗語のまゝなれバ又をはつくし元正天皇の養老四年に勅ありて一品舎人親王を総裁とし　かの古事記の撰者なりし太の朝臣安麻呂儒士紀の朝臣清人等をして漢史の體に擬して此書を撰定せしめたまふなれバ古事記ハ草稿にして日本紀ハ清書のやうなるものなりといへども　是ハ時世の事なれば紀の字を用ひずして

○弘仁私記の序に云　養老四年五月二十一日功甫て就て有司に献ず　蓋し上ハ天地混淪の先に起て下ハ品彙甄成の後に終る　洵に皇猷を掲ぐ　化古風に慕ひ目を挙げて明白なり　異端小説怪力乱神も文に備へんが為に該博にしてよりしにあらず　日本紀ハ中古より天子の御庫に蔵ありて歴代諸

家にたけし伝へられ写本のいくつも諸写本の奥に安貞　正應
永仁　嘉元　延元　康永　應永　文明　永正　大永　享禄　天
文なとの年号あるもあり　これら卜部家に伝へて來しなりし
慶長年中に活板のかたちにしめて世に行はれしが　此刊本ハ
慶長四年に西三条実隆公の點なるをもて刊行ありし　此時
清原国賢か跋あり　また是ハ陽成院の勅命なりとそ
又実隆公の点をはぶきて重刊ありしか　是も又うせて一つの跋あり
新に校正せるありし　今世にある本ハ寛文の重刊にて
しかれとも世に行はれず　今ハ得かたし
訓点のたがひやすかりし殊にあやまりもあるへし

〇

日本紀竟宴のうたハ天子の博士に勅して日本紀を
講ぜしめ給ふ　其竟宴の大臣以下官人にそのうたを
講ぜしめたまふ　此書の中より帝王諸臣の名をとりて
よみしなるへし　又此うたの数ハ二百余首なり

又漢文の序なし　始めも他本にハ奉上する事見えす　然歌謡の家
に伝ふる本に記す論の人々に禄を給ひし事と竟宴とに
の類聚国史百四十七巻に陽成天皇の元慶六年八月廿九日
陽殿の東廂に於て従五位下善淵朝臣愛成をして
紀を講せしめ給ひ従五位下行大外記島田朝臣良臣を
都講とし給ふなとしるしたり
かくて其後に延喜
承平の講竟宴のうたの事ハ国史に年を竟宴といへり〇假字日本紀
なと記せしも詳ならす字のあやまりもすくなからず
といへり　〇又或云日本紀の竟宴ハ
代々行はれ私記の例にならひしといへり
ふるくより伝はりてこれハ越前の山本閑齋神代巻の遺説を
勢州の谷口延佳に聴くといへり　又神代巻講述抄を
あらはしける後書の中に日本紀ハ漢国の例にしたかひてや
延喜の時の唐本に見えて　されハ明の謝肇淛か五雑組
に昔の長寿の人をあつめ書しをろして日本紀武内に二百歳

とあるハ日本の紀の武内といふ人をさすなり　五雑組の著者
はやくより日本紀の武内を知りしか　延佳の此説たゝしからず
まして神代紀講釈の時に此説をいひしハ誤りなり　其舎人
親王の事ハ続日本紀に曰　天平七年十一月乙丑知太政官事一品
舎人親王薨す　従三位鈴鹿王等を遣して葬の事を監護
す　其儀太政大臣に准ふ　其後淳仁の帝の位に即給ひし後
天平宝字三年詔ありて舎人親王を追尊して崇道尽敬皇帝
とす　淳仁帝の父なれハなり　此紀ハ舎人親王太朝臣安
麻呂紀清人らに編集せしめ給ふ　世の人舎人親王の作と
のみおもひて安麻呂清人らのことをしらず　親王ハ此たくひ
博士のうへにましませれと編修の總裁なり　世に伝ふる
所を今の伊勢の度会延佳か大神宮の内外の宮の神官
親王の作とのみしるせり　世に卜部家の本をもて伊勢流と
云ハ　卜部家の本にハやまとの親王或ハ太朝臣安麻呂の説と

ともなく一定ならず　今按するに安藤為章の年山紀聞に
も古今六帖に日本紀の事をしるして
またそれをやまとひとかなみとも　わかれても
かゝるあとハ舎人の二字かくしてハよめぬ　いはれは大
巻へずしくいはれも古くハなにも記さず　古今六帖に
捨しおきたり　果議の称しさえもいひしあふは
らひくあしくれ　王牛養馬飼といふ名も古くより
のちにつたはる部の　王牛養馬飼といふなくして此説明説

日本紀私記　　十五巻　三本

此書ハ昔日本紀を講せしときの博士の私記
なり　養老五年にハ博士従四位下太朝臣安麻呂弘仁三年
にハ博士従五位下多朝臣人長承和十年にハ博士正六位上菅
野朝臣高年元慶二年にハ博士従五位下善淵朝臣愛成延喜

四年には博士従五位下菅原朝臣春海、承平六年には博士正五位下橘朝臣仲遠などあつく天子の勅を奉じて日本紀を講じ私記を作せるといへども今世に伝はらず。弘仁の私記承平の私記など諸書に引用す。○今世間に流布するところの私記の巻首欠たるもの全く伝はらざれば信用するにたらず。今わづかに一巻より七巻まで神代、八巻人代、九巻皇氏、十巻より十五巻まで天皇の御代々の紀としてその一二字二三字四五字の語をひいて説をつけたり。神代より応神紀までを挙て余は闕巻にて中絶せり。巻末に文禄二年癸巳六月従五位上菅原朝臣とあり。

日本紀竟宴歌　写本　二巻

上巻は元慶六年の竟宴のとき大納言国経卿一人二首、延喜六年の竟宴に二十六人、此中四人各二首詠ず、合せて四十首。右上巻に八人、数三十七人、歌都四十二首、外に三統理平が漢文の序一首をのす。下巻は天慶六年の竟宴にして三十七人、此中四人各二首詠ず、合せて四十一首、外に序一首橘直幹の作なり。上下合せて八十三首、追加二首、猶豫の歌三首、総計八十八首なり。毎首紀中の神名人名を題としてあまたは真字をまじへてしるせり。つらつら読にたへぬところあり。○奥書に、右此日本紀竟宴歌上下二巻者鎌倉中書王御自筆本蔵在肥後国熊本城下本妙寺、実今不慮得臨写、恨令多錯誤者也、元禄十三年二月契沖記之。○此書もはら人のしらざりしを、契沖の校正せられしより世にあらはれて今の人々も見ることを得たり。猶契沖の校合によりて古今集の部に仁徳天皇の御歌としてのせたり。

これ往古の歌はすべてかくのごとくなるべし。竟宴には題をさして詠じたまへるなり。朗詠集には刺史の歌を載するも此竟宴の歌なり。延喜の竟宴に菅原在躬の歌あり。

釈日本紀　二十八巻　写本　卜部懐賢

日本紀を釈する書なり。浅陋なりといへども古記を引き今世に伝はらざる私記風土記等の説あまた見えたり。○此一部の中大問は一条禅閤の時、卜部兼文、子兼方の問答なり。○此書目の作者卜部懐賢は嵯峨院の御宇の人なり。弘安年中卜部兼永の撰とす。

日本紀纂疏　二巻　藤原兼良公

漢文にて注せられたり。自序に日本紀纂疏とあり。

巻のくせに伝はれり。巻首自序の次に此書の綱領を挙ぐ。此書を修する旨趣をいひて旧説をも採用し、全く人の主張を述べ、此書採用の書々を挙ぐ。○此書中にも晋書に倭人自太伯の後と謂といへるを吾国君は天孫の苗裔なり、豈太伯の後ならんや、これ蓋附会しくこれ論ずべし。按ずるに北畠親房の神皇正統記にも昔日本は三韓と同種なりといふ書を桓武の御代に焼すてられしと見えたり。太伯の後といふは国史にも見えず。言なり源の親房菅原為良これを論ずる太伯の説を聞かし醍醐帝の御時釈円月国史を修する書あり。これを禁止せしめたまへりとぞ。又林道春が鑑にも仰せられし。西山公これを儒者は姫氏国の説をとりて

の太伯の事を附會し、佛者ハ大日孁の名を以て大日如来の事に擬し、其世人を欺く説の奇なる、浅くして聖の道統を乱るといふべし○兼良公ハ博覧廣識の才あれども、其神道ハ両部習合を主として立られたれバ、其自序にも蓋古の事を云ずして、青史にしるし傳ふる所の神聖ハ人に遇て宣言す、聖賢ハ鄰を操て紀載す、三教の證すべきを以て一書の謬を正すべしとかゝれたり

日本書紀通證　三十五卷　谷川士清

古今諸家の説を博く採り、くはしく註釋して其餘を殘し、佛書をも引て、此紀中の熟字の出處字義を…ひハ事理相類するものを…

附録三篇　舍人親王傳　講國史等

神代紀　才八卷　神武紀より才二十九卷…○此書の本文ハ伊勢神宮の古本と先達の考とを以て…合せて讎校すましくなり○才一卷の巣言附録ハ歴代諸家日本紀轉写の誤、活字印本世に行はれ…備字かの誤を記せる也、其太伯号の事或ハ日本紀の文法古事記と絶異なる事…假字ののねとりて妄に従ふ…すべき事、神代文字の…字の事、呉音漢音の事、假字正文の事などを載たり○此書ハ延享戊辰の年成りて、士清ハ殊に同律の人なり○卷首に橘大納言冬実連卿宝暦六年の序と、卷尾に奄藝の河北景楨宝暦二年の跋序あり

日本書紀註　写本　三十一卷

作者いまだ詳ならず、全部片假字にて注せり、書中に引とてあげたるものハ　口訣　詩講録　十六字傳　纂疏　私記　薩田事紀　釋日本紀　日本後紀　遷都考　続日本紀　儒宗傳　延喜式　あげ、其餘より用ひし人々ハ　忌部正通　大山氏　龍氏　重遠　延佳　宗因　垂加　梅園氏　光海翁　吐喜　松雲　義方　桂翁なとし

書紀集解　十卷　河村秀根

此書も漢文にて注せり、卷首に総論八條ありて、其中の論ずる所ハ、書紀の文辞ハ古文辞なり、或ハ内典より出、或ハ外典より出、文茂詞をもとめて、ことぐく奉へかりす、蓋これを以て其文字に暁きときハ大なる誤を謬れるの弊をすくはんと欲するの意なり、凡引ところハ書古紀よりはなれざるのいうちかしく見るところを挙て弁じたり○又云此書日本の二字を刪てただちに書紀と称するハ、いにしへ聖徳太子の撰ばれしところの書を天皇紀と称し、及び古事記、あるハ律令の書などにも日本の字を繫ず、養老四年の續紀に日本紀を修ることいへるのみ、今の本は視遺て書の字を脱す、蓋中古の世多く漢邦の書に倣ふ故に学者彼此混淆せしことを忌て、傍に日本の二字を注せしが、轉写して遂に

書の字を改めて日本の二字となりしなり、皇學の家にて紀をとりて、漢邦の書に虞夏商周の字を繫、西漢以下これを其の國号をくるべるハ、これ書に定權なく、廢興恒なく、世に變革ある故なり、かの世を称する也、漢書晋書などの号あるなり、其例を用ゆべきよしあり、故に今舊義に推して、伊勢なる雲蝶が古本に據り、日本の二字を刪る○又此本の書紀集解を備しく、慶長の刻本は八卷末に慶長乙亥清原秀賢の跋ありて、又慶長十五年洛西野子三白の跋ありて、按ずるに校讎を經るところの人、安貞二年に兼頼ありて、忠直中臣卜部兼方ありて、永仁中に卜部仲季ありて、嘉元甲辰に沙弥蓮恵ありて、康永壬午に兼員ありて、永正中に内大臣実隆公ありて、其後も内相公の本を以て梓に鏤むらしより今世盛に行はるところなり、それより此本をもって定めしなり、ちなみに脚の條、雲蝶といふ人の本ありて、雲蝶ハ勢州の祠官

龍凞近の門人也寛延元年にまく一幅の圖一巻の書を獻じて至りていふく此ハこれ小戸橘檍原の圖此からに古本の書紀摘要なり雲蝶嘗く和州にいたりて石上の神にまうで農父の家に宿するに彼農父年七十餘なるが一麓を出す凡て十四軸なり農父のいふく吾が家に舊くより傳へ来りたるものゝ何の書といふ事をしらず今和尚に寄附して冥福をいのらんと雲蝶受てこれを披けば題して書紀といへり意ふにこれを校正してしかるべしと日本紀の事を以て參校するに間錯簡紙謬なし故に要を摘てこれを記しくいて一冊とす君が古史を好むをしりて此にかたしく彼徴をはじめてはせしめて逐一謄写すべき所あり彼僧の家なる八宝紙横黄字十書籍好かなり深く恥貴して櫃を作て庵中に藏す第一巻第十二巻第十三巻第十四巻第十八巻第二十巻より第三十巻にいたるまで並に簾外題に毎巻題識なし何人の写すところなるをしられども想ふに平城の朝の本なるべし蓋はじめ三十巻の末に文字姓名なけれど惜むらくは残失して傳はらずそを予此本をもつて參校するに舊疑始めて解て大に益ありこれを今引て以て古本と称するものなり又熱田の神庫に藏すところのものあり明和七年彼庫中に就て校するところ永和丁巳十二月四日四條金蓮寺四代上人より校して祭主尾張仲宗が清書ところ熱田大神宮の内院に藏するところ凡十五巻神代紀の上巻なしかしながら二軸として第十五巻及び第十六巻以下闕く引く熱田本と称するこれなり又猶字なり其中刻するところ大抵同じくてなし所一二の取べきこと有りて以く活本と称するもの也又傳に見ゆる所の代紀の上より武烈天皇紀にいたりて以て傳ふるものなり又大中臣のかたより大中臣忠様につ

りて写するところ継體天皇紀より持統天皇紀にいたる引く以く中本と称するもの是なり又壺井義知が校定する所のものに引く以く壺本と称するもの予が閲するところ乃諸本からずまく○此集解今刻するところ神代紀より第十六巻武烈紀にいたる

日本書紀或問私考　写本　二巻　多田義俊

巻首に舊事紀古事記日本紀の弁を挙て其真偽を論ず次に舎人親王の名の訓義日本紀講談の例などの問答を設く第二巻和訓の事を十條を挙す今存するは神代篇二巻之全書なり閲せず

神武巻　一巻

日本書紀第二の巻なり別刻の事世に行る

神武紀集解　二巻　龍凞近

凞近神代紀評註を著しては外宮神庫の東廂に献ず其の著述の次也自序に見ゆ延宝甲寅春

續日本紀　四十巻　二十本

四十二代文武天皇の元年八月より元明元正聖武孝謙淡路廃帝称徳光仁の歴代を経て桓武帝の延暦十年まで凡て九代九十五年の間朝廷の事件人臣の進退を記せり第一巻より第二十巻まで八毎巻の首に従四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子学士臣菅野朝臣真道等奉勅撰とあり第二十一巻より第四十巻までは毎巻の首に右大臣従二位兼行皇太子傅中衛大将臣藤原朝臣継縄等奉勅撰とあり〇續日本紀日本後紀續日本後紀文徳実録三代實録を五國史と称す是また漢文の體にして宣命の外は国語をもちひざるところなり宣命も亦よくしてハ見られざるところなり此續日本紀を刊行せしは明暦丁酉の年京都の蓬生巷林野春節の点なり巻尾に跋あり

日本後紀　写本　二十巻　十本

桓武天皇の延暦十一年正月より淳和天皇の天長十年二月にいたる
四十二年の事を記せり巻首に承和七年十二月此書を撰進せ
し時の序ありて巻数は四十巻なりとあらはせり此序は類聚国史にも
載せたり彼國史には序のなきに左大臣正二位臣藤原朝臣緒
嗣等八人の位署あり○此書撰者の事は拾芥抄に日本後
紀三十巻左大臣冬嗣奉勅撰或云右大臣緒継撰とあり○此撰
者の事...今世に伝はらず今写本にはなはだ
○松下見林が今世に伝はる所は
の四十巻は...おしむべしそのうち十巻は逸世
にのこりて類聚國史などの中に載りて編出せるものしあり○今俗本は
下の二十巻の中にも残欠ありて全からず四十巻とするは
類聚國史の中にありしを論ずべからず

日本後紀纂　写本　一巻

此書は紀の今ていまだ亡失せざりし時抄略せしものなりとみえて

彼書の大概を考ふるに足れり

日本後紀缺本　八巻

第五　第八　第十三　第十四　第十七　第二十　第二十二　第二十四

已上八本なり巻首に左大臣正二位兼行左近衛大将臣藤
原朝臣冬嗣等奉勅撰とあり此本は近世に都塙検校の門人稲山行
教京師において類聚國史日本紀略
等の諸書をもつて校正して上木す今この書帙に記す所のもの
文は左に記す　日本後紀は六國史の一にして閑院贈相國冬嗣公
等勅をうけて撰ばれたまへるものなりされども中古より亡
て世に伝はらず今人見ることなし此日本後紀二十巻は
諸書に就てその文を録し出せるもの也
此紀は大永に書写せし類聚國史より
此紀の全文を写して其他はみな有略せり
その其此すでに世にあらずして残欠なり

ぶる真仲がかつて歴史の残欠を補ふことありこれによりて
き宝典おほく世にうつりて六国史の紀全く備はることとなれり
かの文明の徳化によるものなり　檢校保己一識

巻之五　延暦十五年七月に起りて十六年三月に尽
巻之八　延暦十八年正月に起りて十二月に尽
巻之十三　延暦二十四年七月に起りて大同元年五月に尽
巻之十四　大同元年六月に起りて八年九月に尽
巻之十七　大同三年四月に起りて四年四月に尽
巻之二十　弘仁元年九月に起りて十二月に尽
巻之廿二　弘仁三年正月に起りて四年二月に尽
巻之廿四　弘仁五年七月に起りて六年十二月に尽
此本寛政十二年塙検校の家に刻す

日本逸史　四十巻　鴨祐之

六国史の中にして日本後紀の一書はやく亡

失して世に伝はらず従四位上鴨祐之県主この後紀の
年代のみなれども此菅公の類聚國史に散見する所を採挍編
くその中より此類聚國史を全部のものに依くからず
せんと欲すれども類聚國史も全部の伝はりて
ずあるは残欠なるもの他にこれあることをおのづから得ることなし
此書はすでに類聚国史若干巻を得たり又
旧史の亡逸せしは備はる此類聚國史より取る
よしく日本紀略公卿補任類聚三代格五國史拾芥抄釈日
本紀令義解新撰姓氏録等の諸書をも条附して四十巻
とす此書を後紀の時の書として考へざるものなし此書れを
○此書巻首に日本後紀の序全文を此の世巻末に考異一巻を
附す此考異は今此逸史に引くところの文五國史及び律令
格式姓氏録公卿補任日本紀略等の諸書を考へて此文中
に異同あるものは誤字衍文等を挙げてその根拠を記して

[illegible]しるせるを除けり
第一巻　桓武天皇の延暦十一年より　第十四巻　同二十五[illegible]
三月に至る
第十五巻　平城天皇の大同二年より　第十七巻　同四年二月に至る
第十八巻　嵯峨天皇の弘仁元年正月より　第二十一巻　同十四年
十二月に至る
第三十二巻　淳和天皇　天長元年より　第四十巻　同十年二
月に至る　○元禄壬申の年浅井正遠の序ありて享保九年五月
刊行す

續日本後紀　二十巻

太政大臣従一位右京良房参議正四位下式部大輔春澄朝臣善
縄等勅を奉りて撰す　清和天皇の貞観十一年に成て　仁明
天皇御一代の実録にして天長十年二月より[illegible]
月に至る十八年の間の事を記せり[illegible]

右良房[illegible]の序あり　今の刊本は立野春節の[illegible]
別に春節の跋あり

文德實録　十巻

此書は文徳天皇御一代の実録にして嘉祥三年三月より天安二
年八月にいたる凡九年の事を記せり　陽成院の元慶二年十二
月右大臣正二位藤原基経[illegible]の序に基経公[illegible]
[illegible]此書は[illegible]都の良香菅公等の御撰集[illegible]
文徳天皇は嵯峨天皇の御孫仁明天皇の御子にして[illegible]基経公の
序[illegible]菅公の御作にして菅家文草巻之七　日本文徳実
録序奉家君教所製也と載せたり[illegible]是善[illegible]
基経公に代て作らせ給へるなり　○平維章か文徳実録の
跋に此書字脱文多し　既に二巻に三百余字の脱文あり　未巻天皇
崩御の事にて天皇御一代の盛徳あげくるに春秋世有
に[illegible]これは廿字卅の字の誤りにて春秋は天皇

乃伝流[illegible]すれども卅有二といへる[illegible]宝[illegible]三月刊
行す

三代實録　五十巻　二十本

清和陽成光孝三代の実録にして天安二年八月より仁和三年
八月にいたる[illegible]の事を記せり　左大臣時平公勅を奉
[illegible]大外記大蔵善行の撰に醍醐天皇
の延喜元年八月成る　巻首に日本三代実録と題せり　序中に
編修の人の名をあげたり　正三位守左大臣兼行左近衛大将藤
原朝臣時平　従三位守右大臣兼行右近衛大将菅原朝臣道真
従五位上行勘解由次官兼大外記参河権介大蔵朝臣善行　大
外記正六位上三統宿禰理平等勅を奉て　菅公は編修
[illegible]西府に[illegible]
[illegible]
[illegible]今の刊本は松下見林[illegible]校正し
其余類聚国史及諸書を証して[illegible]補へり

[illegible]上木す[illegible]寛文十三年の
跋あり[illegible]

古事記　三巻

四十三代元明天皇の和銅五年に太の安万侶詔を奉て神代よ
り人皇三十四代推古天皇の御世までの事を記せしもの　或説に
古事記は安麻侶一人の纂修にして　日本紀は安万侶が史
臣の中に列せられしかど舎人親王にて総裁たり[illegible]
紀[illegible]文法脈絡大に異なり[illegible]序に和銅
四年九月十八日臣安万侶に詔して稗田の阿礼が誦する
ところの勅語旧辞を以て献上せしむとの事にて大抵記するところ
は天地開闢よりして小治田の御世に訖る　故に天の御中
主の神以下日子波限建鵜草葺不合尊以前を上巻とし　大
神倭伊波礼毘古天皇以下品陀の御世以前を中巻とし　大
雀皇帝以下小治田大宮以前を下巻とす　○賀茂真淵

祝詞解の附記に古史にては古事記を先にして日本紀を次とす日本紀は上古の教書に撰定せられたれど備に記されたる語は上古の語にあらず漢文に潤色したれば上古の質直の國史なり且國語を書したる筆つきなりし古事記は上古質直の國史なり且國語をしるしたれば上古の風をしらん古語をまなび古文を察するにこよなきものなりとぞ

古事記傳　十八巻　本居宣長

此書既に梓行する所十七巻也その上巻に巻首に總論あり古記の事どもを撰御しく小治田の御宇天皇廿八年に聖徳太子蘇我馬子大臣と共に天皇記及國記臣連伴造國造百八十部并公民等の本記を撰録して又勅語の舊辭を誦習しめ給ふに天皇の御代十二年に川嶋皇子等十二人に勅して帝紀及上古諸事を記定しめたまふ十二の記は今の世に傳らず平城の御宇元明天皇の御代和銅四年九月十八日に太朝臣安萬侶に詔して稗田阿禮が誦習の勅語の舊辭を撰録しめたまひ同五年正月廿八日に成て其功終りぬ序にみえたり今の古事記是なり古記の中に此記ぞ最古くて書紀は國史の御宇の淨御原天皇の御世に養老四年にいできたりし後紀にたびたびの撰にて此記は字も文をもいたくかざらずなほ古の實のすがたを失はずして古語をも古言ながらに傳へたる書なり此記を措ては古語を知る由なし

字をもはらとしてかくて右の二件とあはせてこれをおもふに文京の村井氏等古書を撰て昔より傳へ來るを殊なるを知て真故を以て昔より傳へたるをいひてこれは餘のかぎりにはあらず異なる説をとりて字の誤りあるをも傳へしを誤となす○此巻の奥に直毘靈と云一條ありて漢意の非を論ず○此書凡十七巻の附録に門人某のかゝせたる大考といふもの一巻あり○此書の十七巻の下に附す

舊事紀　十巻　五本

此書は推古天皇二十八年聖徳太子蘇我馬子等勅を奉て撰定し給ふ推古天皇の御代にいたるまでの事を記す太子薨じ給ひて馬子撰修をとげたりとぞ

推古天皇二十八年二月に馬子が序に撰ふして題目の次を録し修撰す此書の序に先代舊事本紀と名づく太子薨じ給ひて馬子撰録す之事亦不續馬子の序に云太子薨し後撰録之事猶未竟太子所撰定神皇系圖一巻先代國記神皇本紀臣連伴造國造本紀十巻號曰先代舊事本紀所謂先代者蓋謂開闢以降當代以往者也云々厳修撰題目録如左

神皇系圖一巻　先代舊事本紀　十巻

第一　神代本紀　陰陽本紀
第二　神祇本紀
第三　天神本紀
第四　地祇本紀
第五　天孫本紀
第六　皇孫本紀
第七　天皇本紀
第八　神皇本紀
第九　帝皇本紀
第十　國造本紀

○第九巻の末に貞永元年正議大夫兼頼通議大夫兼方大永二年正三位兼永などの姓名あり○按ずるに源君美曰舊事本紀の書蘇我大臣が序あるは上宮太子述作にて竟らず

しく蒐したれど撰録の繁く漢すくなからず撰定せし也
ところ十巻成て奏上し其餘ハみな物語めく採録すべしとなん
たり今の世に披閲するに重複錯乱したれは撰定せしにやところの
うちにおいて未だ全からぬものなしとぞ云る所の神奇鬼怪のことども多く
てた其好むところに淫して老子の言ぶ佛をむねとせるに似たり異端
の後其説を附会するものその由をしるなりてありけらし○義
後日卜部の流を汲む神道者旧事紀古事記日本書紀を三部の
本書として尊びて人皆この書をあがむ○旧事紀ハ一定聖徳太子の撰ふる
ところにあらず[illegible]首に序を撰して称讃せざる
るし今の旧事紀ハ後人偽撰のものにして聖徳太子の時の古史
ハ蘇我の入鹿の乱に火にやけて失けり其後古き記録あつめて校集せしも
校し日本書紀によりて今世につたへし古事記の篇をも[illegible]
古體なりといへども行はず國造本紀の篇にいたりては元正
天皇和銅年中のことがきたれば聖徳太子よりハ九十餘年

後にしるせしものなれば今の旧事紀ハ偽撰なる事明らかなり紀
偽撰考[illegible]著せり○真淵曰旧事紀偽書なる事今の人
百餘年前に作られたるものにて[illegible]
二三行ものせり○宣長曰世に旧事紀と名づけたる十巻
のものはこれのちの人の偽りて撰めるものにて聖徳
太子命の撰ひたまひしものにはあらず[illegible]
をかきあつめたるのみにて[illegible]紀に
よりて[illegible]集めたるものなり

鼇頭旧事紀　十巻　五本
出口延佳校正の本にして延佳の跋あり旧事本紀伝写の誤あり
てよむべからざる所多くあるを明暦年中
にこの本をもて[illegible]して古人の記及び紀
及び其他の古書をもて闕文を補ひ誤字をただして以
て家蔵し[illegible]備へ校正す

鼇頭古事記　三巻
の人の跋ある延世刊行の古事記文字誤多くして意通じがたきか
を故家にありし古本等をもて校讎し誤字を正し缺語を補ひ
なひ衍文を刪り且旁訓をほどこして読やすく是正するものなり○此本も
延佳校正して旧事紀と合刻すゆゑ紀の跋ハ延宝六年
二月にして古事記の跋ハ貞享四年二月なり○按ずるに此本ハ卜部氏
の本に従ひ偽撰の古事記をも延佳の古本なりとて校正して跋せ
しものなり

旧事紀偽撰考　写本　一巻　多田義俊
旧事紀より國史の撰号ハ何とかやらに見ゆるが古事記の
序に誦先代之旧辞とあるよりとりて古事記のことを擬せし好事の者なり
記の撰号をも用ひて偽作のものなるべしみな太平記第二十八巻に未来
記の段に先代旧事本紀三十巻卜部の家に秘して相伝してとあ
のせられて其比までハ三十巻ありしを今の世に流布するも

の古きかの旧事紀十巻なるハ右の三十巻の中より抄出したるもの
なりとぞ○此書旧事紀の偽書なる明證十箇條をあげて上に
挙げられたり偽撰を述ぶ享保十六年孟春洛春塘亭秋斎多田
兵部源義俊書とあり

三紀辨　写本　一巻　同上
日本紀旧事紀古事記三書の事を辨じたり
先代旧事本紀　一名大成経　七十二巻　七十五本
或ハ前代旧事本紀と作る又先代旧事大成経と号す○此書も
美濃國黒瀧の潮音和尚といふものの偽作したるものなり
ろへく正部三十八巻副部三十四巻に分ちて七十二巻を偽撰
られたり聖徳太子の撰なりとし真の旧事本紀を偽書なりとて抜
露し正部四十巻を刊行せしが子細ありて其刊本を
ぞ刻板を焼すてられたり今稀に遺りたるの刊本写本も全
部のものはまれなり　此中有三十九巻宗徳経卅四十巻神教経

の二冊延宝年中の別刻あり此神教経と云ふ泰河勝の序と
偽撰せり今全部の目録を挙て博覧の一助とす
大成経陰陽本紀目録一巻　大成経神皇本紀序傳一巻

巻第一　神代本紀　巻第二　先天本紀
巻第三　陰陽本紀　巻第四　黄泉本紀
巻第五　神祇本紀上　巻第六　神祇本紀下
巻第七　神事本紀上　巻第八　神事本紀下
巻第九　天神本紀上　巻第十　天神本紀下
巻第十一　地祇本紀上　巻第十二　地祇本紀下
巻第十三　皇孫本紀上　巻第十四　皇孫本紀下
巻第十五　天孫本紀上　巻第十六　天孫本紀下
巻第十七　神皇本紀上之上　巻第十八　神皇本紀上之下
巻第十九　神皇本紀中之上　巻第二十　神皇本紀中之下
巻第二十一　神皇本紀下之上　巻第二十二　神皇本紀下之下

巻第二十三　天皇本紀上之上　巻第二十四　天皇本紀上之下
巻第二十五　天皇本紀中之上　巻第二十六　天皇本紀中之下
巻第二十七　天皇本紀下之上　巻第二十八　天皇本紀下之下
巻第二十九　帝皇本紀上之上　巻第三十　帝皇本紀上之下
巻第三十一　帝皇本紀中之上　巻第三十二　帝皇本紀中之下
巻第三十三　帝皇本紀下之上　巻第三十四　帝皇本紀下之下
巻第三十五　聖皇本紀上之上　巻第三十六　聖皇本紀上之下
巻第三十七　聖皇本紀下之上　巻第三十八　聖皇本紀下之下
已上四十八巻正部
巻第三十九　経教本紀上之上　宗徳経
巻第四十　経教本紀上之下　神教経
巻第四十一　経教本紀中之上　神文傳
巻第四十二　経教本紀中之下　三五章
巻第四十三　経教本紀下之上　解誹

巻第四十四　経教本紀下之下　奉謚
巻第四十五　祝言本紀　巻第四十六　天政本紀
巻第四十七　太占本紀上　巻第四十八　太占本紀下
巻第四十九　暦道本紀上之上　巻第五十　暦道本紀上之下
巻第五十一　暦道本紀下之上　巻第五十二　暦道本紀下之下
巻第五十三　醫綱本紀上之上　巻第五十四　醫綱本紀上之下
巻第五十五　醫綱本紀下之上　巻第五十六　醫綱本紀下之下
巻第五十七　禮綱本紀上之上　巻第五十八　禮綱本紀上之下
巻第五十九　禮綱本紀下之上　巻第六十　禮綱本紀下之下
巻第六十一　詠歌本紀上　巻第六十二　詠歌本紀下
巻第六十三　御語本紀上之上　巻第六十四　御語本紀上之下
巻第六十五　御語本紀下之上　巻第六十六　御語本紀下之下
巻第六十七　軍旅本紀上　巻第六十八　軍旅本紀下
巻第六十九　未然本紀　巻第七十　憲法本紀

巻第七十一　神社本紀　巻第七十二　國造本紀
已上三十四巻を儐部と号す
右七十二巻國造本紀の末にあり是所以一統有正部副部理如此とす
巻物あり○識部の中礼綱本紀経教本紀憲法本紀等別に
刊せしかども共に偽撰なれば此中憲法本紀の事斗りハ既ち
聞くまゝに二冊とせり又別に医療本紀二冊あり是これハ医綱本紀
の抜書なり○此書全部の熟考すべくは世に疑をしるすと
いふべきものありてさすがに妄作しけるなれども中にも甚
きハ津國をむかしハ瀬津國といひしとあり按は八ト
國名を改めずつゝんで按は職ハ摂津職と称す
甚だ桓武帝の御時摂津の名とせり是代格に見えたるをも
あらかじめなる人此書のむかしに甚箇の言の字と云の
何しとて以ましし言按に此の字の義を用ゆとハ宋朝
已なれ偽作し聖徳太子の時代を見わくありまで隋のせく

七十二巻となりて依採の便披挙すべしかりし是後なり

類聚國史　写本　二百巻　菅贈太政大臣

寛平五年菅原道真公に勅して修撰せしめたまふ上は日本紀より下は三代実録にいたる國史の中より類を部をわかち類聚してあつめて二百巻としたまへりされども今世に伝はるものは六十巻にすぎず残闕して全部の巻数をしるものなし

本朝世紀　写本　三十巻　信西法師

此書は信西法師少納言通憲の撰にして宇多帝の一代の國史を志して撰す○按するに年山紀聞曰本朝世紀の名は世に伝れども其書は今の世に伝らず借もつて見しに平維章の和學弁に本朝世紀は希代の珍書にして國史にかはらず十國史に次て作りしものなり巻数しかと知べからず八四十六巻ばかりも見えしとぞ○按ずるに類従の中に本朝世紀残編一巻を収む今平維章説

扶桑略記　写本　十四巻

今井似閑か萬葉緯に云扶桑略記は本朝書籍目録に三十巻阿闍梨皇圓撰とみゆ伊勢兵乱記系譜に親房村上天皇より十六代伊勢國司祖北畠准后大納言正二位一品准大臣南軒の説にいはく書四部を集む扶桑略記神皇正統記職原抄と今案ずるに近世扶桑略記の残篇と称するもの纔に十五代の巻存す如来滅後をはじめて書写する皇圓の作とし又日本紀略と称するも醍醐より後一条に至る全文欽明天皇の記されたるものにして扶桑略記のうちに記の中ち扶桑略記の略記猥雑すべし略記の内

如来滅後は仏文なるもので始めて仏書を○書紀類聚の昔伝拾要の扶桑略記は皇圓の華僧にして大切なる日記なり皇圓法師の儒学大成なる源氏物語の始終に人の伝りて貞一條光中納言の数家なりしかば皇圓の作とあらはれ八借りし用ゐて世の重宝とせしものなり○平維章和學弁に云扶桑略記は二通ありて月令も花鳥余情も二通ありて雑恭兄の物類なりしかは大略抄出して其来如来滅後の年数を作す

年闕		
巻之一	醍醐天皇上	昌泰元年より延喜七年に至る八年なり
二十二年より以下闕		
巻之二	醍醐天皇下	延長元年より承平元年に至る
巻之三	朱雀天皇	延長八年より天慶九年に至る此中承平五
巻之四	村上天皇上	天暦元年より三年に至る
巻之五	村上天皇中	天慶九年より天暦九年に至る三年欠
巻之六	村上天皇下	天暦十年より康保四年に至る
	冷泉天皇	康保四年より安和二年に至る
巻之七	圓融天皇	安和二年より永観二年に至る
	華山天皇	永観二年より寛和二年に至る
巻之八	一條天皇上	寛和二年より寛弘三年に至る
巻之九	一條天皇下	寛和二年より長徳元年に至る又永延二年より正暦五年に至るまで闕長徳二年より寛弘八年に至るまで
闕	三條天皇闕	但一條天皇寛仁元年より万寿四年に至るまで闕長元元年二年三年より九年に至るまで闕　後朱雀天皇闕
巻之十	後冷泉天皇	寛徳二年より治暦四年に至る
巻之十一	後三條天皇	治暦四年より延久四年に至る

巻之十二　白河天皇　延久四年より應徳三年にいたる
堀河天皇　應徳三年より寛治八年に至　嘉保元年
より嘉承二年にいたるまで闕　鳥羽天皇以下闕　崇徳天皇　近衛
天皇　後白河天皇　二條天皇　六條天皇
巻之十三　高倉天皇　承安元年より安元二年にいたる　六年より
治承四年に至るまで闕　安徳天皇闕
巻之十四　後鳥羽天皇　元暦元年より建久二年にいたる　元年より文治
にいたるまで闕
○按ずるに此書に引ところの書は　尊意座主傳　武記　御記
淨藏傳　將門誅害日記　道賢上人冥途記　天満天神記　自記
慶氏往生記　宝篋印記　究徳寺縁起　年代暦　往生傳
供養記　奝然法橋渡唐記　謀冥暑抄　奥州合戦記　西寺記
官使実録記　等なり此餘叙文表文等見えたり

○日本紀略　写本　十一巻

古書目に日本紀略二巻の序として十二巻の本に附せり作者つまびらかなら
ず○平維章の曰日本紀略は光孝天皇より起り後一條天皇に
であらましあるは世にわたへし宇多天皇以前は除きて醍醐
帝より用ゆるは日本九代実録とも号す光孝天皇をのぞき八十六闕
史といひし是へのるいなるゆゑ

○本朝通鑑　写本　二百七十三巻

神武天皇より後陽成天皇の慶長十五年まで記せるを載○此書の序に
國史の實録の復軒林恕の序漢文にいはく本朝の史は我曾祖羅山先生謹
む　台慮に應じて編輯するところなり神武天皇より宇多天皇に至
る實録に中年頭祖鵞峰先生ならび　鈞命を受けて史館を忍岡に
置き其志を継ぎて事を撰べて上延喜の聖代より下後陽成の御
宇に終る其前録を係せて序して　本朝通鑑と号し賜ふ日
代の皇王を繋ぎ二千百年の暦運を會す○同書に確軒林恕の
序に云正保年中我曾祖羅山先生　命を受て本朝の史を撰すい

まだ編を終ずして故有て止む寛文年中我祖鵞峰先生又　命を
受て前に編するところの書を續に名を賜く　本朝通鑑とけし
む○幸山寺聞に此書の事を奉く　本朝の始祖は太伯の胤なり
といふ説の事を論せり○按ずるに羅山先生文集巻二十五神武天皇
の論に曰東山の僧圓月　字は中岩中正子と号す　勅を奉て建武く日本紀
を修すまうけしに朝議協はずして果さず遂に其書を火く　余窃かに圓
月の意を揣るに諸書に日本を以て呉の太伯の後とす夫太伯荊蠻に
逃れて髪を断身を文にして蛟龍とともに居る其子孫筑紫に
来りて想ふにかならず時の人以て神とせん是天孫日向の高千穂の峯
に降るの謂か當時國人疑てこれを拒ぐものありしはこれ彼れの
これ大己貴の神順服せざるの謂か其蛟龍と雑り居ることは断髪文身の
交會の説ありてこのみなものにあらずや
文字がなきゆへ未だ古神書龍書の説あるのみ
ことを以て計数ふ遂に三種の両字を以て伊勢皇大神宮に指して其

牽合附會するのみならずしてもあらぬの理なるに似たり　夫天孫
若し所謂天神の子ならば何ぞ鄙邦に降らずして
地に来るや何ぞ早く中州の善國に都せずして
鸕鷀草葺不合尊の三世日向に居て没するや神武四十五歳東征して
國を定て明年吉備國に至て三年の間舟檝を修め兵食を聚
め其後河内國に至て長髄彦と戦て孔舎衛坂に敗れて
克たず然後遂に長髄彦を殺して大和國に入て橿原の宮に
即く其天神の雄略を以て其の難を平らげ給ふ人何ぞ天孫
の大己貴に神武の長髄彦は或は相拒きて非戦にこれを
慕ひて帰す其大己貴長髄彦は我邦古昔の酋長として神武
は長髄彦の鳴呼(?)氏の孫に本支百世萬世に王たる君たるべし
亦盛ならずや彼強大の呉は越に滅ぼされても我邦の宝祚
天地とともに窮りなし余これを以て太伯の至徳と思ふと
信ず設使圓月後生をして余が言を何とかいはんや又其書

の載日本ハ蓋夏后少康の裔なりと称する少康の庶子を會稽に封
ぜしに身に文け髪を断江淮の陂に處て蕭露呉越に繼たりなし
遂に越の國となりたるなりこれは観ぜず呉ハ越と同じの我邦に近
一葦の杭に往来の易きをもって太伯の子孫とし以て少康の後昆
とするこれはなふしず子これを推て以て太伯とし夏后とせば
これをすて四月と同じ罪は時に獲んと為りじ只日本紀の荒唐義に従
ひて我國固有の神皇を敬せんこそ可なりしず予曰是亦論也と

○本朝通鑑提要　写本　三十巻

神武天皇より後陽成天皇の慶長十五年に至る巻数を曰右提要三十
巻ハ男懿門生野節坂喜とし本書を攄て繁き省き要を
提して編をなし以て易覧に便するのなり寛文十年庚
戌の夏弘文院学士林恕

○國史實録　写本　七十九巻

此書七十八巻序目録一巻を合せて七十九巻とす○巻首に天神七代
地神五代のことをおさめ次に人皇のはじめ神武天皇のことを述ぶ○序林恕之に
云本朝の史者我曽祖羅山先生謹て台慮に應じて編輯するところなり神武天皇より宇多に至る寛文年中我祖考鵞峰先生
鈞命を受て史館を忍岡に置て其志を継ぐの事を撰へて上は神武の
聖代より起て下後陽成の御宇に終る其前録を併せて本朝通鑑
の編を撰ぶ百有餘代の皇王を著し二千百年之暦運を會する往
古来今の漸略を序して日月を挑て行がごとし寶べよ本朝
國の崇くして我家貽厳之謀なり壬午の歳余及び志也鯉庭に承て
夏より膳を論て一覧の熟を策露抄雪筆実録のいまだ成ざるを惑
以て若干巻に為今よりして後冥行の譏を免れることを得んや乃祖の
功これを放てざれば天下後世に益あり家厳の論ずる所を奉て余が
兄弟に得する馬公の通鑑これを讃じて以て全編の切を終るその不勝
之張芸與文唯二人何のし顕祖の編乃ち是ハ他人に立と言ハすれバなり
王張と云ものあってなにかいはんや抄纂二千数百葉の重になくと
や或予に問て曰く司馬の鑑ハ筆を威烈之季年に起し乃祖の鑑ハ紀
於神武人王の始に立るは何ぞや予こたへて曰く朱文公の司馬公
洪業を述始を許て餘照ぬるも馬公の意蓋衰周を論
せ故に之れを威烈に始むるなり我祖の意ハ夫百王一世の典故治乱
盛衰をしらして今世に明らかならしむるにあり故に之れを神武に始むるなり
典故人物治乱盛衰を知て而後典故人物治乱盛衰を論ずべし豈
聴阿禮舎人之紀ありしのみならんや中古よりして後正史なかりしにあらずや
なからむや顕祖の功勤めたりとやいふべし諸史をあつめて涑水の論にならひ
すなはち学者をして要領を遠へんや通鑑にならふて実録の成ることを
見ゆ五曹多岐に比手せん乃実録の通鑑に於けるの如く宜しくさうあるべし
んや因て数語を実録の首に題すといふ元禄十六年癸未春正月
穀旦復軒林恕士禧甫毫を攝海の旅に操て梅隠の朝露に
滴して序す

○後序　晋の乗楚の梼杌魯の春秋は古の史なり此よりのち左氏の
傳馬遷の書孟堅蔚宗以下の作枚挙するにいとまあらず涑水の通鑑
にいたりては牢籠するものなり夫本朝を聴るに天七地五の代は道を論
ず履中天皇はじめて國史を置てより以来舎聰の紀阿禮之
舎人の書相継て作らる本朝の史なり菅野真道の續紀を撰
す藤原緒嗣の後紀を撰す文徳より熟く淳和に至る仁明の事を記
するものハ良房なり文徳のことを記するもの基経なり三代実録ハ
時平の撰するところ宇多より此のちに史の闕なるもの七百有餘
歳正保年中我曽祖羅山先生公命を受て本朝の史を撰す
まだ編を終ずして故有て止寛文年中我祖鵞峰先生又公命を
受て前に編するところの書を補ふ本朝通鑑なり本朝の
人の書紀より以下近代の事に至るまで燦然として明白なり舎
史を補ふ既に成の後我祖これを國史實録を撰すに以て
す家君これを補ふて漸く業を編ななし
七十巻より去年の林鐘より今茲の大簇に至て全く其編を終功

なりしが一日門生一兩輩が相代てこれが書せしむ既に成り
後其一本はすなはちもつて大兄に賜ひ其一本は賜以て小子になし與ふ嗚呼小
子側に侍して本朝事跡の大略を知ることを得るこの八章をり此
書がなかりせばこの八章の文章なりて以て箧筒に藏めて聊千金に當らんこと
悦しうこそや　元禄十六祀昭陽協洽建寅之月確軒林恣書

第一巻　凡九百七十年　神武天皇の甲寅五十四年に起て綏靖安寧
懿德孝昭孝安孝靈孝元開化崇神垂仁景行成務仲哀神功の數朝
を歴て應神天皇の壬申四十二年に盡

第二巻　凡百九十四年　仁德天皇の癸酉元年に起て履中反正
允恭安康雄略清寧顯宗仁賢の數朝を歴て武烈天皇の丙戌
八年に盡

第三巻　凡百四十年　武烈天皇の丁亥九年に起て繼體安閑
宣化欽明敏達用明崇峻の數朝を歴て推古天皇の戊子三十六年
に盡

第四巻　凡三十六年　舒明天皇の己丑元年に起て皇極孝徳の
朝を歴て齊明天皇の辛酉七年に盡

第五巻　凡三十六年　天智天皇の壬戌元年に起て持統天皇の
丁酉十一年に盡

第六巻　凡二十八年　文武天皇の戊戌二年に起て元明の朝を歴
て元正天皇の甲子神亀元年に盡

第七巻　凡二十五年　聖武天皇の乙丑神亀二年に起て己丑天
平勝宝元年に盡

第八巻　凡二十二年　孝謙天皇の庚寅天平勝宝二年に起て廢
帝の朝を歴て稱德天皇の庚戌宝亀元年に盡

第九巻　凡十二年　光仁天皇の辛亥宝亀二年に起て辛酉天
應元年に盡

第十巻　凡二十八年　桓武天皇の壬戌延暦元年に起て平城天
皇の己丑大同四年に盡

第十一巻　凡二十四年　嵯峨天皇の庚寅弘仁元年に起て淳和天
皇の癸丑天長十年に盡

第十二巻　凡二十五年　仁明天皇の甲寅承和元年に起て文徳天
皇の戊寅天安二年に盡

第十三巻　凡二十九年　清和天皇の壬午貞観元年に起て陽成の
朝を歴て光孝天皇の丁未仁和三年に盡

第十四巻より第十八巻まで　凡百二十四年　宇多天皇の戊申仁和四年に起
て醍醐朱雀村上冷泉圓融花山の數朝を歴て一條天皇の辛亥寛弘
八年に盡

第十九巻　凡二十五年　三條天皇の壬子長和元年に起て後一條
天皇の丙子長元九年に盡

第二十巻　凡三十二年　後朱雀天皇の丁丑長暦元年に起て後冷泉
天皇の戊申治暦四年に盡

第二十一巻　凡三十九年　後三條天皇の己酉延久元年に起て堀河天皇
の丁亥嘉承二年に盡

第二十二巻　凡三十四年　鳥羽天皇の戊子天仁元年に起て崇徳天
皇の辛酉永治元年に盡

第二十三巻　凡十四年　近衛天皇の壬戌康治元年に起て乙亥久
壽二年に盡

第二十四巻　凡三年　後白河天皇の丁丑保元二年に起て戊寅三
年に盡

第二十五巻　凡十年　二條天皇の己卯平治元年に起て六條天皇
の戊子仁安三年に盡

第二十六巻　凡十一年　高倉天皇の己丑嘉應元年に起て己亥治
承三年に盡

第二十七巻　凡二年　高倉天皇の庚子治承四年に起て安徳天
皇の庚子治承四年に盡

第二十八巻　凡三年　安徳天皇の辛丑養和元年に起て癸卯

壽永二年を盡
第二十九巻　凡二年　後鳥羽天皇甲辰元暦元年より起て己酉文
治元年を盡
第三十巻　凡四年　後鳥羽天皇乃丙午文治二年より起て己
酉五年を盡
第三十一巻　凡九年　後鳥羽天皇の庚戌建久元年より起て戊
午九年を盡
第三十二巻　凡十二年　土御門天皇の己未正治元年より起て庚
承元四年を盡
第三十三巻　凡十一年　順徳天皇の辛未建暦元年より起て辛
巳承久三年に盡　九條廢帝附
第三十四巻　凡十一年　後堀河天皇壬午貞應元年より起て壬
貞永元年を盡
第三十五巻　凡十四年　四條天皇の癸巳天福元年より起て後嵯峨天

皇の丙午寛元四年を盡
第三十六巻　凡二十八年　後深草天皇の丁未寶治元年より起て亀山
天皇の甲戌文永十一年を盡
第三十七巻　凡二十七年　後宇多天皇の乙亥建治元年より起て伏見
天皇の朝を歴て後伏見天皇乃辛丑正安三年を盡
第三十八巻　凡十七年　後二條天皇の壬寅乾元々年より起て花園
天皇の戊午文保二年を盡
第三十九巻　凡十三年　後醍醐天皇の己未元應元年より起て辛未
元弘元年を盡
第四十巻　凡二年　後醍醐天皇の壬申元弘二年より起て癸酉
三年閏二月を盡　光嚴天皇附
第四十一巻　凡一年　後醍醐天皇の癸酉元弘三年三月より起
十二月を盡　光嚴天皇附
第四十二巻　凡二年　後醍醐天皇の甲戌建武元年より起て乙

亥二年を盡
第四十三巻　凡一年　後醍醐天皇の乙亥建武二年より起て丙子
延元々年を盡
第四十四巻　凡三年　後醍醐天皇の丁丑延元二年より起て己卯四
年を盡　光明天皇附
第四十五巻　凡九年　光明天皇の庚辰暦應三年より起て戊子
貞和四年を盡　南朝後村上天皇附
第四十六巻　凡三年　崇光天皇の己丑貞和五年より起て辛卯
觀應二年を盡　南朝後村上天皇附
第四十七巻　凡十七年　後光嚴天皇の壬辰文和元年より起て戊申
應安元年を盡　南朝後村上天皇附
第四十八巻　凡三年　後光嚴天皇の己酉應安二年より起て辛
亥四年を盡　南朝長慶院附
第四十九巻　凡三年　後圓融天皇の壬子應安五年より起て甲

寅七年を盡　南朝長慶院附
第五十巻　凡八年　後圓融天皇の乙卯永和元年より起て壬
戌永徳二年を盡　南朝後亀山院附
第五十一巻　凡十一年　後小松天皇の癸亥永徳三年より起て癸酉
明徳四年を盡　南朝後亀山院附
第五十二巻　凡三十五年　後小松天皇の甲戌應永元年より起て稱
光天皇の戊申正長元年を盡
第五十三巻　凡三十六年　後花園天皇の己酉永享元年より起て甲申
寛正五年を盡
第五十四巻　凡四年　後土御門天皇の乙酉寛正六年より起て戊子
應仁二年を盡
第五十五巻　凡二十年　後土御門天皇の己丑文明元年より起て戊申
長享二年を盡
第五十六巻　凡十二年　後土御門天皇の己酉延徳元年より起て

庚申明應九年ニ盡
第五十七巻　凡二十六年　後柏原天皇の辛酉文亀元年ニ起て丙戌
大永六年ニ盡
第五十八巻　凡二十年　後奈良天皇の丁亥大永七年ニ起て丙
午天文十五年ニ盡
第五十九巻　凡八年　後奈良天皇の丁未天文十六年ニ起て
甲寅二十三年ニ盡
第六十巻　凡三年　後奈良天皇の乙卯弘治元年ニ起て
丁巳三年ニ盡
第六十一巻　凡四年　正親町天皇の戊午永禄元年ニ起て辛
酉四年ニ盡
第六十二巻　凡五年　正親町天皇壬戌永禄五年ニ起て丙
寅九年ニ盡
第六十三巻　凡三年　正親町天皇の丁卯永禄十年ニ起て己巳

十二年ニ盡
第六十四巻　凡三年　正親町天皇の庚午元亀元年ニ起て壬
申三年ニ盡
第六十五巻　凡三年　正親町天皇の癸酉天正元年ニ起て乙
亥三年ニ盡
第六十六巻　凡五年　正親町天皇の丙子天正四年ニ起て庚辰
八年ニ盡
第六十七巻　凡二年　正親町天皇の辛巳天正九年ニ起て壬午
十年ニ盡
第六十八巻　凡二年　正親町天皇の癸未天正十一年ニ起て甲
申十二年ニ盡
第六十九巻　凡二年　正親町天皇の乙酉天正十三年ニ起て
丙戌十四年ニ盡
第七十巻　凡五年　後陽成天皇の丁亥天正十五年ニ起て

辛卯十九年ニ盡
第七十一巻　凡二年　後陽成天皇の壬辰文禄元年ニ起て
癸巳二年四月ニ盡
第七十二巻　凡三年　後陽成天皇の癸巳文禄二年五月ニ起て
乙未四年ニ盡
第七十三巻　凡三年　後陽成天皇の丙申慶長元年ニ起て
戊戌三年ニ盡
第七十四巻　凡二年　後陽成天皇の戊戌慶長三年ニ起て
己亥四年ニ盡
第七十五巻　凡一年　後陽成天皇の庚子慶長五年正月ニ
起て八月ニ盡
第七十六巻　凡一年　後陽成天皇の庚子慶長五年九月ニ
起て十二月ニ盡
第七十七巻　凡四年　後陽成天皇の辛丑慶長六年ニ起て

甲辰九年ニ盡
第七十八巻　凡七年　後陽成天皇の乙巳慶長十年ニ起て辛
亥十六年ニ盡
已上總目録なり又毎巻のはしめの目録ハ第一巻の目録を左ニ出す
國史實録巻之一
神武　治世七十六年　綏靖　治世三十三年
安寧　治世三十八年　懿徳　治世三十四年
孝昭　治世八十三年　孝安　治世百二年
孝霊　治世七十六年　孝元　治世五十七年
開化　治世六十年　崇神　治世六十八年
垂仁　治世九十九年　景行　治世六十年
成務　治世六十年　仲哀　治世九年
神功　治世六十九年　應神　治世四十一年
右十六世凡九百七十年　空位五年在其中
第二巻以下目録略ス

大日本史　写本　二百四十六巻　西山公御撰

神武天皇より後小松天皇まで本紀なりしびよ公武諸臣の列傳を
史漢の體に倣はせたまふ其中に神功皇后は皇妃傳に收めへ
大友皇子は帝紀に載せ三種神器の吉野にありしをもつて世に云ふ南
朝は正統としたまへる此公の所決なり巻首に享保五年
六月從五位下大学頭林信篤の序正徳五年大府權輔源
綱條の序享保五年十月從四位源...
寛保元年...序　黄龍...寛保...序...
條の撰○此書本紀七十三巻列傳一百七十巻序目録三五巻
計二百四十六巻とす
第一巻より第七十三巻までは帝王本紀七十三巻とす
第七十四巻より第八十五巻までは后妃列傳十二巻とす
第八十六巻より第九十九巻までを皇子列傳十四巻とす
第一百巻より第一百五巻までは皇女列傳六巻とす

第一百六巻より第一百七十八巻までは諸臣列傳七十三巻とす
第一百七十九巻より第一百八十六巻までは将軍列傳八巻
将軍八條は源より足利義満にいたる
第一百八十七巻より第一百九十一巻までは将軍家族列傳五
巻とす
第一百九十二巻より第二百十三巻までは将軍家臣列傳廿二巻とす
第二百十四巻より第二百十八巻までは文学列傳五巻とす
第二百十九巻より第二百二十二巻までは歌人列傳四巻とす
第二百二十三巻を孝子列傳一巻とす
第二百二十四巻は義烈列傳一巻とす
第二百二十五巻を列女列傳一巻とす
第二百二十六巻は隠逸列傳一巻とし
第二百二十七巻を方伎列傳一巻とす
第二百二十八巻より第二百三十巻までは叛臣列傳三巻とす

第二百三十一巻は逆臣列傳一巻とし
第二百三十三巻より第二百四十二巻までは外國列傳十二巻とす
外國は隋　唐　五代　呉　越　宋　遼　金　蒙古　明
新羅　高句麗　渤海　百濟　任那　耽羅　渤海　蝦夷
肅愼　吐火羅　舍衛　南天竺　林邑　崑崙　等なり
○修史例に云ふ凡正史の式紀傳の根據する所を詳かにして杜撰を
遂ひく輙く改め削らず然し紀を神武より持統にいたりては
今日本紀に據り舊事紀古事記類聚國史日本紀略等の書
を参へ取るの下す所を詳ず今正史を用ひて成るの又或は
出る所を記す是を以て一例とし但列傳は此例によらず僅にて
其正史に載さるものは至要ものにても旁明據なきも
のはこれを載せずしれを補ひ撰ませり
引用書目

舊事本紀　先代舊事天皇紀　古事記　日本書紀
續日本紀　日本後紀　日本後紀纂　續日本後紀
文徳實録　三代實録　類聚國史　新國史
官史記　扶桑略記　日本紀略　神皇正統記
續神皇正統記　歴代皇紀　一代要記　本朝世紀
愚管抄　百錬抄　毘沙門堂所藏記　帝王紀抄
帝王編年記　本朝編年録　皇年代畧紀　皇代畧記
皇代記　年代記　畧年代記　鵝嶺年代記
年代残篇　編年残編　大乗院年代記　如是院年代記
和漢合符　和漢合運暦　和漢合運　天地根元歴代圖
二中歴　水鏡　大鏡　大鏡裏書
今鏡　増鏡　世継物語　榮華物語
康平記　将門記　陸奥軍記　陸奥話記
奥羽軍記　奥州後三年記　五代帝王物語　東鑑

東鑑脱露　東鑑補遺　保元物語　平治物語
平家物語　平家物語劔巻　源平盛衰記　承久記
保暦間記　太平記　難太平記　梅松論
花営三代記　元弘日記裏書　永享記　関城書
関城書裏書　吉野事書案　船上録　伯耆巻
足利治乱記　室町日記　明徳記　應永記
豫章記　櫻雲記　延喜御記　天暦御記
李部王記　貞信公記　天慶二年記　九暦
小右記　権記　道長記　左経記
水左記　春記　小一條院記　師實記
師實家記　経信記　匡房記　後二條師通記
中右記　長秋記　永久二年外記日記　大府記
永昌記　忠通記　師遠記　宇槐記
兵範記　台記　台記別記　宇槐雑抄

三槐記　顕廣王記　玉海　愚昧記
吉記　吉記別記　仲資王記　明月記
殿記　三長記　自暦記　業資王記
大外記中原師光記　猪隈関白記　玉蘂　岡屋関白記
平戸記　深心院関白記　後愚昧記　同別記
仁部記　吉続記　後深心院関白記　管見記
白襲記　實基記　後中記　重長記
頼平記　経信記　蕃記　綸記
山丞記　経慶記　信盛記　経長記
門葉記　伏見院御記　萬一記　花園院御記
雅吉記　實泰記　成恩寺関白記　薩戒記
實躬記　園太暦　資益王記　業顕王記
親長記　大外記康富記　和長記　應永十三年暦裏書
天書　古語拾遺　鎮座本紀　鎮座傳記

鎮座次第記　太田命傳記　倭姫世紀　宝基本紀
二所皇大神宮例文　大神宮延暦儀式　宇佐託宣集　諸神記
諸神根源抄　神代奥義秘抄　神祇記　日本紀私記
釋日本紀　日本紀纂疏　一宮記　熱田社縁起
二荒山記　松浦社本縁　丹生明神記　二十二社本縁
寺社雑事記　日吉神輿入洛記　春日神木入洛記　八幡愚童訓
石清水八幡縁起　鳩嶺宮事抄　鳩嶺雑録　鳩嶺雑事記
石清水田録記　石清水遷宮[illegible]　賀茂注進雑記　厳島諸記
北野縁起　荏柄縁起　聖廟記　名法要集
律　令義解　令集解　類聚三代格
延喜式　内裏式　儀式　新儀式
法曹類林　法曹至要抄　官曹事類　政事要略
貢銀記　崇金記　柱下類林　西宮記
北山抄　江家次第　年中行事　禁秘抄

公事根源　恒例公事　行類抄　除目大成抄
朔旦冬至記　後二條帝即位記　崇徳院即位記　文應皇帝外記
正安御即位記　元弘元年劔璽渡御記　行幸部類記　宸筆代々記
宸筆御八講記　天祚礼祀職掌録　立坊次第記　院号定部記
讓位部類　伊勢奉幣雑例　伊勢公卿勅使例　弘安記
日吉叡山行幸記　書写山行幸記　北山行幸記　革命勘文
改元鳥兎記　改元部類　職原抄　扶桑抄
[illegible]條院御葬礼記　亀山院御葬礼記　伏見院御中陰記　後小松院升遐記
鹿苑院殿薨葬記　雑縁悼義満詞　攝関次第　公卿補任
職事補任　辨官補任　藏人補任　綱宣補任
古部秘訓抄　元秘別録　庭槐抄　柘植記抄
建武式目　新加制式　懐風藻　凌雲集
經國集　文華秀麗　無題詩　都氏文集
田氏文集　菅家文草　菅家後草　本朝文粋

續本朝文粹　本朝麗藻　扶桑集　朝野群載
基俊朗詠集　性靈集　玉造小町壯衰書　賀表部類
表白集　梅城録　桂林遺芳　雜言奉和
清水寺願文　萬葉集　古今和歌集　古今集顯注密勘
古今集抄　後撰和歌集　拾遺和歌集　後拾遺和歌集
千載和歌集　新古今和歌集　新勅撰和歌集　玉葉和歌集
新拾遺和歌集　新續古今和歌集　新葉和歌集　伊勢物語
眞名伊勢物語　伊勢物語闕疑抄　伊勢家集　大和物語
土佐日記　紫式部日記　清少納言枕草子　赤染衛門集
和泉式部日記　辨内侍日記　長能集　清輔袋草子
清輔尚歯會記　清輔奥義抄　顯昭陳状　俊成家集
俊成無名抄　長明無名抄　八雲御抄　後鳥羽院口傳
中殿御會部類記　晴御會部類記　南朝五百番歌合　河海抄
花鳥餘情　井蛙抄　三五記　鴨長明發心抄

西行物語　撰集抄　山家集　後亀山帝和歌題辭
李花集　嘉喜門院集　草菴集　愚問賢注
仙源抄　和秘抄　和歌秘傳抄　私語抄
三代集　徴書記物語　清巖茶話　兼載雜談
和歌不審　歌枕　東常縁聞書　作者部類
勅撰次第　古今集目録　古今聽傳記　催馬樂秘抄
續教訓抄　體源抄　新撰姓氏録　神皇系圖
皇胤紹運録　紹運要略　皇帝系圖　帝王系圖
皇胤系圖　椿葉記　延喜本系　後醍醐院系圖
尊卑分脉　勧修寺系圖　冷泉系圖　物部系圖
大江系圖　藤原系圖　源氏系圖　菅原系圖
豊原系圖　紀氏系圖　橘氏系圖　清原系圖
中原系圖　和氣系圖　丹波系圖　坂上系圖
平氏系圖　大中臣系圖　吉田系圖　卜部系圖

楠氏系圖　名和系圖　兒島系圖　北畠系圖
足利系圖　喜連川系圖　結城系圖　赤松系圖
石野系圖　足助系圖　舟木系圖　宇都宮系圖
菊池系圖　由良系圖　鳥居系圖　有馬系圖
佐々木系圖　北條系圖　相馬系圖　津守系圖
二階堂系圖　大舘系圖　細川系圖　上杉系圖
今川系圖　高階系圖　小笠原系圖　石橋系圖
山名系圖　桃川系圖　千葉系圖　斯波系圖
畠山系圖　古河系圖　武田系圖　越智系圖
秋月系圖　丹治系圖　小野系圖　廣幡系圖
色川系圖　柘植系圖　吉見系圖　足利家譜
足利判鑑　大内家譜　細川家譜　上杉家譜
小笠原家譜　今川家譜　名和家譜　大多和家譜
井伊家譜　河野家譜　少貳家譜　結城家譜

北條家譜　紀氏家譜　土岐家譜　島津家譜
織田家譜　結城文書　野上文書　河野文書
関岡家始末　土岐聞書　名和傳譜　菊池武將申状
諸家大系圖　鐮記將系　関東評定傳　將軍執權次第
鎌倉書牒　若州守護次第　若州今富領主次第　又遠征來
多田院文書　諡号雜記　寛平御遺誡　後代見帝御書
後醍醐帝賜名和長年宸翰　後醍醐帝賜高野山詔書
東大寺尊勝院所藏勅書　藥光院所藏綸旨　醍醐寺所藏勅書
禁網代官符　筑紫風土記　肥前風土記　類聚倭名鈔
江談抄　濫觴抄　古事談　續古事談
十訓抄　古今著聞集　今昔物語　宇治拾遺物語
宝物集　沙石集　長明方丈記　吉野拾遺
細川賴之物語　文祿清談　落書露顯　嵯峨野物語
徒然草　日本長曆　源通冬願文　三善資連高野山寄進状

塩嚢抄　最要抄　濫觴録　初例抄
三國傳記　建武二年三年記　東齋隨筆　今川状
[illegible]原自宗目録抄　鞠譜　雲井春　仁和寺書目録
同外録　拾芥抄　曽我物語　根元曽我
上宮記　聖徳太子傳　太子傳畧　太子傳補闕記
上宮法皇帝記　柿本人丸傳　藤原百川傳　和氣清麻呂傳
田邑傳記　藤原基經家傳　藤原保則傳　恒貞親王傳殘編
女院小傳　後宮略傳　貴女抄　後宮抄
齋宮抄　齋宮考　齋院記　斎宮斎院記
作者部類　續三代作者部類　三十六人歌仙傳　新葉集作者考
弘法行状要集抄　弘法行状記　弘法行状纂要抄　浄藏法師傳
明恵傳　黒谷上人傳　恒貞親王傳　恒性法親王傳
元亨釋書　鑑真東征傳　日本高僧傳　高僧傳要文抄
往生傳　續往生傳　拾遺往生傳　後拾遺往生傳
往生極楽記　常楽記　四天王寺手印記　叡岳要記
延暦寺供養記　中堂供養記　中堂勘文　多武峰縁起
談峰畧記　南都薬師寺縁起　仁和寺御傳　仁和寺諸堂記
仁和寺諸記抄　仁和寺諸院家傳　光臺院御室灌頂記　釋家官班記
護持僧次第　兩院熊野御詣記　祈雨日記　祈雨御読経記
請雨経法記　東寺長者補任　東寺雜抄　東寺過去帳
東寺修行日記　僧官補任　僧綱補任　同裏書
御受戒記　孔雀経御修法記　五壇法畧記抄　東大寺要録
東大寺續要録　東大寺要略　醍醐寺座主次第　醍醐雜事記
醍醐雜抄　醍醐報恩寺文書　寺社雜事記　吉水院文書
毘沙門堂記　大乗院文保二年記　勝尾山流記　光明寺蔵案残編
祇園修行日記　金剛峰寺所蔵文書　勧修寺諸記抜萃　河州勧心寺文書
河州通宝寺文書　美濃番馬蓮華寺鬼簿　院家雜々跡文
悉曇藏　大安寺縁起　鞍馬寺縁起　笠置寺縁起

天台座主記　安井代々門跡次第　安井傳記　諸門跡譜
巡禮記　續正法論　禅林諸祖傳　南禅寺記
妙心寺記　妙心寺六祖傳　愚文禅師行状　佛國々師行状
一寧禅師行状　普門禅師行状　圓照禅師行状　一休年譜行実
御制南禅寺銘碑　鎌倉瑞光寺碑　相國寺供養記　小野篁事文書
直義言上状　日蓮注画賛　季瓊日録　臥雲日件録
義堂日工集　鎌倉松岡過去帳　一休真跡色紙　善隣國宝記
後漢書　隋書　管子　唐書
新唐書　五代史　遼史　元史
文献通考　曲江集　文苑英華　唐詩品彙
王維集　古文世編　東國通鑑　三國史記
百濟本紀

大日本史贊藪　写本　二巻

通計六百七十餘部

此書ハ日本史本紀列傳おの末に附しゝ賛を彙めしものなり

本朝通紀　五十五巻　長井定宗

定宗ハ奥州會津の隠士也　凡此書編輯の大體ハ文公の通鑑綱目陳周の綱鑑の法に倣ふて似たりといへども書編[illegible]くして其義大ふ異なりし凡例ふけり

前編　二十五巻　神武天皇甲寅の年より延喜天皇の久寿二年ふ至る

後編　三十巻　後白河院の保元元年より後陽成院の天正十八年ふ至る

日本春秋　写本　五十巻　僧日初

事実日本史ふ准拠するところし年紀を以て次第しられども人の傳ハうれしや子秀逸すれども備顧田しと標して褒貶の論をた[illegible]人物をし悪きを懲し善きを行ひしむるところなり[illegible]人拾か池田の[illegible]常ふ食[illegible]食ちられぞ御[illegible]衣[illegible]もんしやす禄餘[illegible]学[illegible]て

此書の草稿ハ久しく世のうちに書すてゝありしを人の得て伝へて
補ひせられしが近きころ行はれて作せられしよし

〇古史通　写本　五巻　源君美

本書四巻ニ読史(トクキ)凡例一巻を附す神代より神武のはじめまで
でのことを記す凡例ニハ此書旧事紀古事記日本
紀等ニ見えしところを通じて考へて其代の長とするところ
を撮りその要を撮し掲出して其の文辞(ブンジ)の解釈すべきを記し
條の下に低書して其後を注し其解釈すべき説を細註
てかゝけたり注釈の文ハ多く古くより伝へ来る説によりて凡鑑
すべし旧事紀古事記日本紀等に拠りて其説を
ひハ名教にとり或ハ事実をとりて断ずる義をあらはせり
ことにつけて全体にて其説を附書するに正徳六年
丙申(ヘイシン)三月筑後守従五位下源朝臣君美記すといへり

〇読史餘論(トクシヨロン)　写本　九巻　同上

第一巻　上中下
本朝天下の大勢(タイセイ)九変(キウヘン)して武家の代又五変せし総論(ソウロン)の事
摂関(セツクワン)并に摂政始の事　関白并に廃立(ハイリツ)始の事
宇多醍醐(ダイゴ)村上三代親政(シンセイ)関白を置ざる事
冷泉以後八代摂家(セツケ)権柄のほしいまゝなりし事
後三条摂家の権柄を抑へられし事
上皇院政執務の事　鎌倉殿分掌(ブンシヤウ)天下権の事
北条陪臣(バイシン)にて国命(コクメイ)を執(トリ)し附皇統(クワウトウ)分れ并摂家五流となる事
後醍醐復位(フクヰ)の事　南北分立(ブンリウ)の事
第二巻　上中下
上古征伐(セイバツ)天子よりいでし事　中世以来将帥(シヤウスイ)の任世を世譲(セイジヤウ)となりし事
源頼朝父子三代の事　北条代々天下の権柄を執りし事
頼経頼嗣宗尊親王(クワウ)帝政勢(セイ)の事
第三巻　上中下

足利殿北朝を建られし事并室町代々将軍の事
信長治世の事　秀吉天下の事
かくして内外とも諸書を引き得失(トクシツ)を論(ロン)ぜり

〇仮字(カナ)日本紀　写本　三十巻

此書何人の所為(シヨヰ)なるかは知られず巻首ニハ流布の本のごとく日本
書紀と題(ダイ)せず全文(ゼンブン)ひらがなを以て記し漢字(カンジ)ハ皆仮字にかへて和訓
をつけたり此本足利家時代の縉紳(シンシン)家の写合書かしとみえ字体(ジタイ)など
とも稍古く(カタチ)の漢字につけて古訓(コクン)和訓ハ古本の人のいつころの代の
和訓の訓をもしるし置きしものとし頭日一本を以て其校書(カウシヨ)

山　問文(モン)神代巻　写本　二巻　賀茂真淵

日本紀第一第二の巻を始として神代の事を記せりといふとも
こゝろの仮字日本紀としてこれが訓によるべき事の書
天明和八年正月元日より十一日まで訓畢ぬ　真淵六十二

此書ハ近ごろある人の所蔵を借覧(シヤクラン)してこれを標榜(ヘウボウ)とするもの〻

神書類

神道五部書 写本　五巻

倭姫命世紀 一名太神宮本紀 一名河彼良彼記　天照坐伊勢二所皇太神宮御鎮座次第記

神御鎮座伝記 一名太田伝記　豊受皇太神宮御鎮座本紀 一名飛鳥本紀　伊勢二所皇太神宮宝基本紀　已上

五部度会の延佳諸書より引撰せし物を考へて印行せしものなり

もおほしかるへし

神道十二部書 写本　十二巻

倭姫世紀　御鎮座次第記　御鎮座本紀　御鎮座伝記

宝基本紀　天口事書　古老口実伝　御本仕記　御鎮座本紀

機殿儀式帳　心御柱記　神鳳鈔　以上十二部は禁河の本を

写すところなり三河を選て命より出すといへど此もとはしいへり

倭姫世紀 写本　一巻

此書は世紀の作者飛鳥は六代の孫大神主御気天武天皇の頃記し置たるを其後又七代の孫禰宜五月麻呂称徳天皇の御宇神護慶雲二年二月七日考訂して清書し撰集せしといへり此書太神宮神祇本紀とて十部十二巻のうち上下ありしを上巻は乱世に度々の火災に紛失して下巻世紀は今に残れりといへり○倭姫命は垂仁天皇第四の皇女なり崇神天皇の五十八年に豊鋤入姫命に代りて斎となりたまひし御垂跡以下の事を知めしめむことを廻りたまひ垂仁天皇の二十六年伊勢に遷したまふ御長命にて雄略天皇の御宇までは五百余年ありなとさまざまの奇説ありて信せられぬことなり事のかたはいと不審なれども託宣もあれまた太神の御心のまゝにて○異説に元長参詣記に人皇九代開化天皇の御宇御箱の中に虫のごときものを蔵して姫となりなしたまひ御尋常の御姿やら御ありしたり倭姫としのたまひ

ともあれ古の事なれば知りがたく然れどもいつはりと定めかたし倭姫命の御一世の事をも記し置る事なりもとは世紀とは倭姫命御一世の事を記しぬ故に已上伊勢度会氏の家に伝はりしものなれば当世国学者流に倭姫命世紀とも称すれども猶一本にも倭姫世紀とありたり○此書に十一代垂仁天皇の御宇二十六年天照太神倭姫の皇女に託宣して内外の七言はいとも忌詞なりとて内七言には仏を中子と称し僧を髪長と称し経を染紙と称し塔を阿良良岐と称し寺を瓦葺と称し斎を片膳と称し又外七言には死を奈保留と称し病を夜須美と称し泣を塩垂と称し血を阿世と称し打を撫と称し宍を菌と称し墓を壌と称し又優婆塞を角波須と称すとあり仏経は三十一代欽明天皇の御宇百済より到来せしなれば十一代垂仁天皇の御世いまだ仏法の事なき時なりしを託宣にあるもあやしされば此書は後世の偽書なること明らかなり○本書奥書に于時大神主飛鳥孫御気書写之神護景雲二年二月七日禰宜五月麻呂撰集之　右飛鳥人は継体天皇の御後なり大神の玄孫御気といひし人世紀を書写して其後は五十世の孫五月麻呂勘定して今の体になりたりとかや　又たの奥書にいはく大治四年十二月廿七日書写之外宮禰宜度会神主親晴判　又云丁卯歳五月書写了豊受太神宮禰宜正四位上度会神主章尚判　于時応永廿五年仲夏端午日一日書写畢校点了

御鎮座次第記 写本　一巻

此書は伊勢大若子命五代の孫内人神主阿良良比乃命撰集して三男乃乃子命四男乙乃子命内宮大物忌荒木田神主男子成経五人撰集に阿波羅波命記ともいへり阿波羅波命は外宮鎮座以前の神主なりしが長命にしてこれをしるしおきしと伝へたれどもまことしからず○二禰宜因彦氏家の巻物の外

此ハ御鎮座伝記并神記ニ一決之説ヲ加テ記せり十二巻の内なり
また八大神宮神祇本紀上下といふ説によれり　此書ハ九部の
書の中にても簡易にして古書の要語を取て綴合せし物なれバ
文字文法すぐれたるにあらず垂加翁常に信ぜられしとぞ○奥書ニ云
當宮調御令神代秘書十二巻内神記并ニ飛鳥記以テ禰宜光忠
書写本文治元年四月廿一日正殿假殿遷宮之次於宿館書写之
禰宜度會神主高倫判　此外神主信慶の奥書あり

御鎮座本紀　写本　一巻

此書ハ雄略天皇の御時伊勢両神主飛鳥の作なり故ニ飛鳥
の記ともいへり○奥書ニ云　于時大佐々命九乃古命裔勅宣ヲ奉
仕已酉歳乙乃古命二男大神主飛鳥記之　文治元年ニ倫の奥
書あり　又正平十四年章尚の奥書あり　又一本の奥書ニ
いはく　納藏十二巻秘書内最極秘書文作勘録文具也　俗名上
代本紀といふ　沙弥暁帰　俗名度會神主実相還俗因書助通信

御鎮座伝記　写本　一巻

此書ハ雄略天皇廿二年神宣を蒙りて倭姫命　白髪皇女雄略
并に大神主彦和志理命　大若子命の孫　大佐々命　彦和志理命孫御倉
并ニ大物忌淵目町子か等寄合して太田命の訓傳を撰集
して秘しおきたまふを天皇の御宇ニ飛鳥令　大佐々命裔
乙若子命の子　神宣を得て記し子孫ニ伝へて伊勢十二巻の一
ニなし猿田彦大神の御託宣を以て太田の家に伝へし故ニ
これを又太田の訓伝ともいへり　奥書に云　文亀
三年十二月廿六日　神道長上従二位行神祇大副兼侍従卜部朝臣
兼俱在判　右兼俱以自筆之本書写令校合之　唯授一人之
外可禁他見者也　大永初元年巳三月上澣　鋼駄老人在判

宝基本紀　写本　一巻

此書ハ聖武天皇の御時伊勢にて述作すれども其作者つまびらか
ならず此時天皇仏法を信じたまふ故にか中にも仏語をまじへ

不正の事どもあり伊勢十部神道十二巻の内宝基本紀上下二巻とも
伝ふ此書ハ飛鳥筒の作と云ども子孫の附会ならんか
を考ふべし奥書ニ云天慶九年
壬寅九月二十三日書写之大神主禰宜荒木田神主行実
建保二年甲戌九月十二日書写之荒木田神主氏良　文永
三年　建治元年　延慶三年　永享十年　明応四年　永正元
年等の奥書あり

倭姫命世紀抄　写本　二巻　秦信慶

世紀ハ部類の書ヲ引て註す其中ニ神代巻を引て
或人難じていふ人皇三十代欽明天皇の御宇に至て百済国
より始めて仏像経論を献ず然るに夫より以往仏
法の事を論ずべきや答へて云仏
西天入滅の後一千四百八十年を経て後漢の明帝の永平七
年乙丑歳に金人の夢を見て仏法伝来せしより以降本朝人

皇三十代欽明の壬申まで四百六十年に及び浄土の典籍
八十六代後堀河天皇の御宇に旅連して仏法伝の名字をうけ
てたまはる人や神代の紀を雄略天皇の御宇に神道
などいひて用ひたるにあらず和漢の例
多し御中ニ彼忌詞書神道の秘訣に伝はりて是世に流布の
神の御託宣としかしける時おもふ自筆写本にて成れり

葦水草　写本　一巻

伊勢の次第記の如し　此書ハ正親町公通卿の亭にて稲荷の神
霊の社司春原信直伊勢の次第記抄を写しける
垂加翁の時代に其書をあつめて
その旨趣をつまびらかにすべし
いかにあらむ
前ニ桂中納言藤原公通卿の序に尾張に元和癸亥九月春
原信直の跋　同年八月に波多野忠寺が記し

又享保庚戌五月松岡文雄の跋あり

神道五部書抄 写本 六巻

此抄ハ宝基本紀　倭姫世紀　御鎮座傳記　御鎮座次第記
御鎮座本紀と次第せり いづれも片假字の注なり○宝基本紀
抄奥書云 右以伊勢神書之校合而記之纔不満心者記之待
後人之手而已 岡田正利享保辛丑季冬○倭姫世紀抄奥書云
此抄以泰信慶之所述之書且省諸儒文并愚説而以先師所聞
之言交之又加愚案然畧有所不充于心追而可考正于時享
保五年庚子仲夏礒波翁記之○御鎮座傳記抄奥書云 右伊
勢泰信慶抄先師垂加所聞之事交合記之別傳書有之
于時享保癸卯季春武州下谷隠士岡田正利書之○御鎮座
次第記抄奥書云 右泰信慶抄合諸家傳受加愚意記之者
也 享保癸卯中冬 岡田正利○御鎮座本紀抄奥書云 此抄者標
瀬一齋翁所記也者其儒文加清水氏所聞又附愚見畧
有所不充于心追而待塩土翁可正矣于時享保庚子秋礒波翁
記之

五部書説辨 写本 十二巻 源 雍和

神道五部書のうたがハしきことハ、むかしよりいへど
享保十一月尾府南世医佐藤圓仲忠利識みせ序あり序のみならず
度会氏撰する所れ五部の書は神学者流これを尊信す不侍
るはなき偽りにして、もうひならひつたへすこれが辨をなさんと
欲しく東より西に往て習合家含糊鑿説の徒牽強うの
文をなしたるの理を決するなる所以なり此の方風水あるも凝
ていまだ定をえず五部の書を文義折すらむひ〻にハ佐擬
の書を擬て前編の誤を依いあるひハ釈家に従ひ假く神明の
説をなすの天照皇太神二所の通称とし水火乃位を内外の配合
とす豊受大神の名も倭姫皇女の書を其他錯雑の内の事を
うと是とせん恭〻すの垂示せんとす〻ある矣〻日吾子の言暗

に我欲するところに合て我国学にくらからずして古備やうやく
遷て杜撰を雷同し被書を信する者ハ少なからず惑と
巻目にせんとするに〻しくも是を実録其研覈しく初めての
〻〻たり悟て書残巻〻熟読せし人に伝ふ偽の
〻〻五吾子〻〻〻〻〻〻〻〻〻
をわくらひに閲く講論すれども先人未発の確論を
その〻言を行するに史に載ることろを以てしるし纔計を
に宮牒の証するところを以てすとく
巻一二三 宝基本紀辨 巻四五 御鎮座傳記辨
巻六 御鎮座次第記辨 巻七八 御鎮座本紀辨
巻九十十一十二 倭姫世紀辨

太神宮儀式帳 写本 二巻

外宮儀式帳ハ延暦廿三年三月廿四日禰宜正六位上神主五月麿
大神宮司正八位下大中臣朝臣真継以下内人等連署して神祇
官へたてまつる伯爵の治比共へ〻下検録とのす内宮儀式帳ハ延暦
廿三年八月廿八日禰宜荒木田神主公成大神宮司大中臣朝臣
等連署の書なり○此儀式帳ハ両宮より神祇官へたてまつる
進の文にてあやしきところなし

太神宮心御柱記 写本 一巻

巻首に云 夫大宮柱者則太田命始奉仕下津磐根之金磐以
降相続而為忌宮是一氣剛現之起萬品総持之源也云々○
次に奉仕の次第をしるし更に作柱の図をもしるせり○古老
口実傳云 神宮秘記の内最極の書二世利益の要也 飛鳥記
大宗秘府 大和葛城宝山記 心御柱記 神皇実録云々

神宮實録 写本 一巻

巻首に姓氏録別巻書記 神皇実録一巻 姓氏録抄一巻としるし巻末に
于時弘仁乙未右大臣従二位兼行皇太子傅勲五等臣藤原朝臣
國人別録としるし○義倭云神皇実録萬多親王所撰とあり昔

のハ偽書なるべく今写し伝ふるハ偽書なるべし

天地麗気記　十八巻　四本

神仏合一の書なり弘法大師の作なりとて良舜が七帖見聞に聖
徳太子の作とす○神道叢説に載する所も麗気記といふものは
人皇の御作なりといふ説あれど取用ひがたし偽撰世紀の
書なれバ弘法大師の作にあらず偽撰世紀ハ後代の偽
作なるべし弘法大師より遥か後のものなり旦此麗気記のうち
にハ空海撰と書なれバ真言の空海の書く所ハ麗気記ハ空海の撰といふ由な
ぼつ去ればかの書ども大師の撰とハ何しても疑ふべし

神別記　写本　十巻

御室書目に日本紀私記に天皇天孫の事を記せる此書を伝へてある
世にもてはやさず此書ハ久しく世に伝ハらざるを今世
間に流布する写本ハ偽書の甚しきものにして識者の取る所
ならざるを偽の言にして其目録を挙ぐるにも及ばねど人を
しらしめんがためにあらはしぬ

巻之一　天神別記　巻之二　陰陽別記
巻之三　陰陽別記　天祖別記
巻之四　黄泉別記　巻之五　黄泉別記
禊除別記　巻之六　鍛錬別記
盤戸別記　巻之七　天孫別記
葬礼別記　大帳別記　海宮別記
巻之八　系図別記　巻之九　系図別記
巻之十　系図別記　遷都別記　宝算別記

此本ハ奥書なし○又一本神別本紀と号して四巻のものあり此ち
ハ偽書なれども初めの方ハいやしからずたとへば其ある所も
ろく初学の人まどひやすし近ごろ本居宣長大祖都城辨といふ
小冊子を作りてこれを論ぜられしハ此偽書によりて作り偽しを此冊子につばらく
神別本紀よりいづる書ハみな此書によりてあらハせるなれバいかにすぞん

ありて其ほんとなりし其書四巻ありて序もあり忌部宿祢廣
成撰とあれど其序も文辞いやしくして偽書なることあきらかなれバ
此人のしわざにはあらじといふ説あり又此書ハ其序の中に近き此
のころのものにや偽なりといふ説も見ゆれ今此世のなかにハ
人々がもていひ遊びしてつまらぬことをさかしげにいふもさ
めでしものなれば此書もありがたき書籍目録に此別記十巻と伝ハ伝ふ
かたかたありしかば此五巻の書にてはいひ盡したるにはあらず此十巻ある所の
四五十年ばかりのこのごろかくしたるものなり天照大神の都の事の論ずる此
時に淡路の国にて忌部の國の所に天下之良處を
中津以此定矣使神稜安於此處四方皆以此都天上也とある
せりしも都と定めし此定のあとをいひし所を定めて天上なりといへるは
つれなき説にて此の人のこじつけたることにて又太宗の
かたちにいひ天とし天子といひ又ハ帝都のなりといふて
おのれがこしらへたる説をもて此偽書をつくりしにて近き世

の偽書なることしるべきにあらず偽なりといふことをせしも
あらじとて是ぞ此神別記○雅嘉按ずるに此書を失せし神別記を名義
依て偽作せしものと見ゆ又偽作せしとのみいひ彼徒のしわざならん
是其名義の後にして豊葦原の中津國しハ豊葦原の中津國なれ
いはでもがなのことなり

天書紀　写本　十巻　一本

御室書目に大納言藤原濱成撰と記せり此書もと天書とも号
亡失して伝ハらず今世に天書或ハ天書紀と號して詳略の
二種流布すれども何れも偽書にして偽作せしものなり其書
體孫代紀の事にして潤色して文辞を作りたるもの
して四十余帖あるを十巻と編めり天書ともいふ
のちに作りしものなり○奥書に右之天書紀十巻依右府閣下
之御本書写之右此之禮莫如之哉右可誇細珍之箱者也
文和二年二月上旬之日　卜部兼友書之　又云右之天書紀一

部十巻自平野兼満朝臣借之令書写者也　永享九年十二
月廿一日　飛鳥井従二位中納言藤原朝臣雅世〇按ずるに近世
神学家に此書を信ずる人あれども学者ハ深く信ぜず和学に
通じ古語拾遺のたぐひあるを此等の書ハ議習すべき書
なりとて其詮なしとそ未書をかりそめにせしといへども諸首
たゞしくかの神代口訣　渡会の天書　元々集　日本紀　類聚神祇
のたぐひ神人の意を発明して大切なるところ多しといへども
説附会して神家にたゞしき中もの具眼の人ハこれをとらず
また天書いふもの此書を信ずるハ多田義俊の偽作なりとす
まことにしかりなり

古語拾遺　一巻　斎部広成

大同二年二月十三日従五位下斎部宿祢広成撰之〇和学道
しるべに此書を拾遺と名付るハ斎部宿祢広成の趣意
広成ハ太玉命の後裔なり太玉命ハ天照太神の時より皇
孫降臨の時にいたるまで天児屋根命と左右弼の大臣のごとく
児屋根命と斗角の勢なりし人なり然るに児屋根命の子孫中
臣氏ハ代々盛にして太玉命の子孫斎部氏ハ世々おとろへ
広成の時ハ衰へて位五位の下にすぎず広成是を憤り
てかけまくも十一箇條の遺れたる事をあげて〔illegible〕
しるし神代の古伝を記して〔illegible〕
〔illegible〕十一箇條を広成のあげし〇義俊曰古語拾
遺ハ広成が訴状なり元来書籍にあらず
〔illegible〕斎部の事を記して訴状の趣をしる
〔illegible〕の〔illegible〕べし

古語拾遺言餘抄　五巻　龍尚舎

諸書を引て注す天和壬戌の歳の自序あり此疏ハ〔illegible〕
遇てハすれたちられ延暦て闕如す遂に言餘抄と名づくといふ

貞享二年刊行す

古語拾遺句解　二巻

句解ハ岡馬の作斎延附巻の太玉命祢祉ハ松下見林なし

唯一神道名法要集　二巻

是も一巻なるを刊本ハ多く二巻とす実ハ後世に兼倶が卜部
兼延作といひ偽りたれども実ハ後世に兼倶等神仏習合の
ものもの偽作なり〇義俊が説ハ此
説ハ此書のみならず〔illegible〕羅山の弁にもあり唯一神道と称の図を
のせて天照太神より天児屋根命へ伝へきたり御〔illegible〕
は陽成院の時代卜部の兼延が〔illegible〕一条院の時より〔illegible〕
延の撰なし〔illegible〕卜部〔illegible〕
〔illegible〕〇按ずるに旧事紀古事記日本書紀ニ部のあち

神道深秘　二巻

〔illegible〕

天台仏徒の作にして神仏習合しるべく駁雑なるべし巻末に延
暦弘仁の年号あり

神道大意　一巻　卜部兼直

卜部家に伝ふる唯一のものにて〔illegible〕此
書一名萬神元起ともいひ神祇官領卜部兼直の撰述とは
てあれど〔illegible〕八七箇の伝授とて其
外ハ有来定家卿意法蓮華等の〔illegible〕附属せり定家
の盟詞と生の〔illegible〕兼直ハ〔illegible〕
通達の人にて新勅撰の神祇の部に此人の歌入る日本紀纂代
巻和訓などよりも〔illegible〕奇特の書なりとく
〔illegible〕世のうたがひなし

神道大意　一巻　卜部兼倶

此書回名して趣をあらはす仮字とかくよせる〔illegible〕の〔illegible〕
なり一名神道宗源といふ

神道秘説　写本　一巻
巻首に神道序あり　第一　大意　第二　天地開闢　第三
天神七代　第四　地神五代　第五　三箇大事　第六
三種神器　第七　秋津島事　第八　千葉破　奥ハ云ニ有
神祇大副正四位下兼友在判　奉　右八箇大事者先年卜部家
相傳之以家本写之畢　神道之秘説也　長上神祇権大副正四位下
卜部兼倶判○此書神佛習合して　第八條千葉破ノ口中
に於て六識六府胎内八八葉の蓮花也など謂て猥雑なるものなし

神□録　写本　一巻
一名前宗傳大醮祭録是より傳ふる天神七代地神五代によそへて陰神
の依故文行の醜悪し陰陽和合の事を説て猥雑に従ふなせり○
奥書なし　亦之写本吉田神龍隠龍在判

類聚神祇本源　写本　十五巻　度會家行
巻首に天照皇太神宮禰宜正四位上度會神主家行撰と

あり元應二年庚申初陽中旬の真字序あり
天地開闢篇　天地形化篇　本朝造化篇　天宮篇
内宮遷座篇　外宮御遷座篇　宝基篇　祓文篇
心御柱篇　内宮別宮篇　外宮別宮篇　神宣篇
禁誡篇　神鏡篇　神道玄義篇
此書巻首序次敷列せずして神道玄義篇の奥に記せり　引用
のもの
周子通書　懐聞録　老子道経　古今帝王累代暦
律歴志　周易　五行大義　淮南子
元命苞　荘子　神皇実録　先代旧事本紀
日本書紀　神皇系図　御鎮座本紀　宝基御霊形文図
大和葛城宝山記　天地霊覚書　阿含経　秘蔵宝鑰
圓悟心要　圓覚経　天地麗気附録　古事記
古語拾遺　宝基本紀　太田命伝　神祇譜傳図記

降臨次第記　和漢春秋　日本私記　切韻
豊受皇太神継文　続別秘文　中臣祓訓傳　伊勢太神宮秘文
仙宮秘文　大宗秘府　倭姫命世記　麗気記
神宝山秘府　天口事書　形文深釋　神祇式
儀式帳　阿波良波命傳　神記　社記
丹後國風土記　大同本紀　神祇令　格
礼記　瑞器記　灌頂天女傳
右の諸書よりする実を抄出して類聚す巻末に平貞和元の自序
跋等を権禰宜度會常行之実相を写の奥書あり○源幸和の宗
廟社攬要に按するに元々集神皇正統記二書者北畠准后親房
卿所撰也當時外宮禰宜度會神主家行所撰類聚神祇本源奥
書日號巻依北畠一品入道家之命借進之云々於是益知元々集及
神皇正統記諸者皆所撰類聚神祇本源而所以同於五部書説也云々

元々集　八巻　北畠親房卿

開闢より伊勢太神宮の由来地神出生神器傳受ホの疑ある事
を記せり第八の巻闕本なり今刊本第八巻に度会の図八擬人の附
会せしものなりとて宝暦二年阿倍泉人の跋をのせたり
第一巻　天地開闢篇　本朝造化篇　神皇紹運篇
第二巻　天神化現篇　第三巻　地神出生篇上
第四巻　地神出生篇下　第五巻　神器傳受篇
神籬起立篇　神國要道篇　第六巻　内宮鎮座篇
第七巻　外宮遷座篇　第八巻　御遷幸指図
○第一巻の中神皇紹運篇より天神代より後村上天皇までの系図をのせ
たり第八巻は遷幸指図の奥書あり　右此御遷幸指図者元々集
秘極巻也輒不可出他見者秘々云々　引用書ハ
日本書紀　先代旧事本紀　天地麗気府録　宝基御霊形文図
御鎮座本紀　大和葛城宝山記　易　周子
淮南子　五行大義　三五暦記　荘子

古事記　日本私記　神祇譜天圖
天地靈覺秘書　古語拾遺　神皇系圖　瑞相穢守神宮禁
宝基本紀　太田命傳　神皇實錄
太神宮秘文　天口事書　大宗秘府
倭姫命世紀　灌頂天女傳　延喜式　姓氏錄
儀式帳　伊勢國風土記　或書　神祇本源
丹後國風土記　古事記釋註　阿波良波命傳　上代本紀
瑞器記

承應二年二月上木す

元々集　八巻　写本　一巻　同上

此写本を以て刊本遷宮圖式巻ゝ易へてものなり

東家秘傳　写本　一巻　同上

親房卿の眞字序ニ云古来日本紀をよむものはひたる秘してうれ傳ふ絶し或ハ暗くしてうれ說[illegible]用ゆるの人ありけめ世ありゝす[illegible]よ印本の釋典を誦ひ遠く支那の書をも[illegible]

く我國の舊史を覧粗此人乃所在ありすらく都て十箇條余
して東家秘傳といふよしく
天地未判名混沌也　混沌之後磐之鷄子也　陰陽所判一[illegible]也
五行成數各為其徳也　陰陽二神産生く物也　[illegible]
地神五代應其行徳也　相生相剋此為順逆　[illegible]之端皆是[illegible]也
治世要道神勅分明也
以上十箇條各論あり巻末ニ云東家秘傳　北畠准三宮述作也とく

廿一社記　写本　一巻　同上

巻首ニ諸社事しるくく文社え号社号のゝを志し文主城法ち[illegible]して廿一社ある定め置色圓融院一条[illegible]廿一社ハ

伊勢　石清水　賀茂　松尾　平野　稲荷　春日
大神社　大倭社　石上　廣瀬　大原野　吉田　住吉
日吉　廣田　梅宮　祇園　北野　丹生　貴船

右二十一社ゝ遷縁起鎮座時代ゝのすかしす巻末ニ一品儀同三

司作しけるの揚そニ羅山の日本書籍考ニ諸社記二十一社のすかりし北畠の親房の作なり一ゝてしかへし此書ゝるなる[illegible]櫻雲記巻之中ニ正平十四年北京延文四年北畠准后親房薨す年六十七中院一品と号すとく○此書奥ニ應永十六年閏三月下旬以御本阿闍梨法印和尚所書写す畢日朝　道一　祐圓　又應永十四年八月廿二日弘賀八書写の奥書あり

神風和記　写本　三巻　僧慈遍

此書のゝ櫻雲記巻之中ニ興國元年北京暦應三年慈遍僧正神風和記三巻ヲ作く献ずとく

舊事玄義　写本　十巻　同上

旧事紀のおかうその此書體天台の妙玄義の格にく[illegible]會釋ヲ簡開合如来なとの佛説[illegible]故事の例ニそハ[illegible]慈遍ハ伊勢長官の[illegible]神道[illegible]兼好の[illegible]卜部の[illegible]

しもいよ

自從抄　写本　一巻　山崎垂加

これる舊事玄義六の巻の中なるを[illegible]此抄号ハ垂加の作よりいずかしめハ玄義講習といふ正親町一位ゟ通て[illegible]の字を取く號号とつけさせたまふ享保辛亥の[illegible]垂加ハ人のゝ[illegible]

古老口實傳　写本　一巻

神[illegible]中[illegible]并ニ大小神祇の使者狐烏鶏蛇なの其餘外之の故実ありて[illegible]豊受太神宮二祢宜度會神主[illegible]正安二年[illegible]當宮二祢宜行忠神主ちに写[illegible]書留之[illegible]抑此記者故而[illegible]宮[illegible]執下以[illegible]勘[illegible]古老口傳也　権祢宜正四位上度會神主延誠

宝鏡開始　写本　一巻

天鏡尊鏡をうつし玉ふ鏡の圖八咫鏡の圖并係張の圖又此餘亦後
の圖様あまたしるせり其注釈あり 嘉暦戊辰年三月望日
賀茂久[illegible]判之記

神祇秘抄　写本　三巻
作者詳ならず神佛習合の書なり序に曰咸甘餘之間
吾以神佛不二之法二巻之口訣名神祇秘抄と云々

神祇拾遺　写本　一巻
七代並に地神愛宕権現稲荷等の類其餘神垂迹并縁の事
と記せり作者つまびらかならず奥書もなし

諸神記　写本　二巻
此書ハ諸神の縁起鎮座の事等を記せり作者つまびらかならず

十種神宝圖　写本　一巻
旧事紀所載十種の神宝の圖なりといへども瀛津鏡邊津
鏡八握剣生玉足玉死反玉道反玉蛇比礼蜂比礼品物比礼なと[illegible]

十種の神宝の事ハ旧事紀等に見えて詳なり[illegible]
説文ハかはれども延喜式にもこれをのせず圖いまだ伝らず十種の神宝の圖
説ともに此圖依たるはなし其作者詳ならず[illegible]

十種神宝圖目　写本　一巻
旧事紀の十種の神宝の圖なり谷重遠の長子垣守か五十鈴の
為に謹て目録とし委しく説明の巻とせり跋文八丈[illegible]
のなど書し

瑚璉集　写本　二巻
天地開闢の事本朝遥伝の事神祇系図の事并に十種神宝
の種々宝の事等をあつめて十箇条に挙て日本紀天部にあ
る所となりてこれを論ず○奥書に云是年甲申八月に自
於勢州渡会氏祢宜家行神主しるす是を以て知るべし作者
五巻也今其の天地の巻耳云々又弘和二年の奥書又[illegible]二
年東門恵観の奥書あり○按ずるに舎人訓曰耶止の語けむるなる

名けり

神道集　写本　八巻
巻首に安居院作とあり神佛習合の書なり[illegible]なる由
来の事八幡の事其外の神事なとを神佛の徳をもって説けり倍に縁起の
事にいひ八所権現の事酒肉忌の事毎字に神佛の儀を述たり五十ケ条ぞ
うたがはしり其中[illegible]九ケ条を失せり

大裏神道　写本　一巻
弘法大師の作とて両部神道の二圖並に物の圖あり日本の濫觴
世界の濫觴流転の濫觴人界の濫觴夢相の濫觴草木の濫
觴等あり伝に天地未判より諸冊の尊に至て世に降りて
其父母化して至て阿頼耶識より諸教に至て子宮に託し胎産
に至て一睡より夢裏に至て一種子より草木に至るまでを説目
次に是を説て其の圖に八阿字を本として胎蔵と般若を本として左
右とし各自性開悟して大不可思議の[illegible]識佛智に至と[illegible]

教に至る空海三派の巻とも号す此圖の末に按中納言家長
日記大納言安世家記等引く此圖伝来ハ帝講説の所に起す
○按陽成院の御時南光坊天海禁裏に於て此二圖を讃述しつく
両部神道の道理を説きりて叡感浅からず 大内秘府の
称号を下したまひしと此書を大裏神道と号すとぞいへし

両部神道口決鈔　六巻　源慶安
此書ハ空海の両部神道二圖の抄なり[illegible]
両部称号の由宗派に依ていへり金剛界胎蔵界を建立する
ところの神の心ある圖にて金胎を以て両部の名を作り称する所
以来といへども聖徳太子儒学兼用の神道と称し勅号なき
八幡の御道の両部と中古儒門の名を以て神佛儒の一致と称して
唯一神道と号するものあるの両部神道とおなしからして大に
其実なるべし○正徳六年孟春武陽青地祐来序同年源慶安跋
あると

両部神道口訣心鏡録　五巻　僧鳳潭

巻首に大日域京西華厳寺住持僧濬鳳潭撰とあり　此書ハ両部神道口訣抄といへるものゝ両部神道の図空海の作といへるを弁論し天海の細注一貫の口訣一こゝに於て僻なるに皆故なく牴なるの僻説なることを弁論し條ゝに駁言ありて是を斥ずることを詳悉なり

神道八重垣伝　五巻　藤斎延

天に八重垣あり天の八重垣ハ天の限に遍満して残ることなく八重垣なり其真中を天上といひ天御中主坐して萬物を生じして不易く地に八重垣あり地の八重垣ハ土地の限に遍満して餘すところなきに八重垣を植し其真中を伊弉諾尊坐して萬物を育すこと皇帝に八重垣ありて白帝の八重垣ハ八方に食限を編ぬして餘すところなし皇帝ハ八重垣の中に坐して天の益八重垣を保ちて治教を布たまひしこと國ハ八重垣ありて此に施八主宰の居を鎮するが残るところなき八重垣をもて其餘家にも八重垣あり一身に八重垣を植ることハ神のつく百官農工商のをして皆ならずといふことなし○宝永五年十一月齋延自序あり聖之伝其本一而末至八百萬其伝之中記八重垣伝ハ今世俗神道者流に述る焉とあり

神道名目類聚抄　六巻

宮社神宝祭器幣帛服装衣食及び社司の職掌などを門をわかち類を別ちものし舊記に依て其義を釋す○元禄己卯六月城西野殿某自序あり○正徳四年正月刻

第一巻　宮社部　第二巻　神宝部

第三巻　祭器部　神官服部　第四巻　神祇部

第五巻　祭祀部　神宮部　第六巻　雜部

陽復記　二巻　出口延佳

以光明院の慶安年中勢州外宮の祠官出口信濃守度會延佳の著にして正位下の階に陞り神書を撰し延佳の記文なり此書承應年中に叡覧に入りて禄代を賜ふ延佳に正位を授けらる○後世ぬけまゐり多く延佳が後記より出る所となりて易に以て神道の説をとく

神宮秘伝問答　一巻　同上

伊勢両宮の事を諸神の祭祀のことを問答し奥書に万治三年三月廿三日禰宜度會神主延良○按するに延良ハ延佳の後也

古今神学類聚鈔　百巻　真野時縄

此書百巻の中　神國篇　六巻　神道篇　五巻

神階篇　十二巻　諸院篇　六巻　祭物篇　四巻

已上三十三巻正徳の中より享保の中までに撰し十七巻存す○時縄ハ尾張國津島の神職なり撰者の家の直伝なる中臣卜部家奥秘をあらはし東

ゆるさず漏し頃年伊勢外宮禰宜度會延佳神道の論餘をとりてより自序あるに其せ八平世謂儒すところの歴史家牒の中より正ものゝ事実諸社の伝異なる記事しくね家の伝燃成る故を下元林の論如に交りて巻首に元禄十二年元林僧の序あり自序が載す

神國決疑編　三巻　玄賢

五部の書のいふところの語多く佛書より出て牽強附會なり神道に設ところの根の國説がかり等の皆佛の符合するに論じて神仏混同する者を解

神風記　五巻　延田以正

神代の古記が假字にて記すを撰に近代の神書より集めたり以正ハ俗稱延田小右衛門平野の祠官某のちにして

神家常談　三巻　真野時縄

此書ハ神学類聚抄の作者尾州海部郡津島社の祠官氷室豊長
著す所の也たゞ〳〵神人のよむ所にして〳〵世に知らる寛文中ニ刻

本朝神社考　六巻　林道春

延喜式に載るところの神名帳に日本國中大小の神祇三千一百
三十二座あり其外石清水吉田祇園北野等式外の神も稱す
後朱雀院長暦三年八月二十二社の数を定め伊勢八幡二所を
宗廟とし賀茂松尾平野春日吉田大和龍田等これを
社稷とし其外祠神の祠これを苗裔とし此書諸社のよつて
來る考へ旧事紀古事記日本紀続日本紀延喜式風土記古語拾遺
等を考へ神社を正統化せる根源本の諸書に證してこれを表
出するは浮屠の附會の説を考て一字も従はずしてこれを
附す○上之一上之二は二十二社の事を記す　中之二中之三
諸社の名所の事を記す　下之五下之六は霊異方術の事を
記す巻首に羅山の自序あり

神社考詳節　一巻　同上

此ハ尾州源敬君の命によりて作られしとぞ

神社啓蒙　八巻　白井宗因

序例総目一巻あり玄社をはじめ諸國の霊祠神社に
邑の小祠あるまで大概捜索して諸書を考據して其
かつ此發明も有を就中播州赤穂の内坂越浦にある守屋の
大臣の祠を考訂して羅山の説をしりぞけ大に此世に述べしは
りしは甚不明の説よりいふ近世の論に似たり張角か説をもあはれみて國
代々一家流の医士なりしが神人なりしにより已上或人の
説して家傳がなかりし事を覚え寛文の比白井宗因といへる神
社啓蒙中に後白雲抄なども有て啓蒙の書は此神社考に
考ありて遂にしくる此凡例に神代巻も寛文中につゞきて
二三葉のみしか此までば家の沈淪にやすまふて其の
なかなかゆかしり此人をしく今此世にすかしめバ大に有実

ぬすべて仰く天下の木鐸ともなれる人なるべし

神社便覧　一巻　同上

稲荷の社人秦公建の序あり

春日権現験記　二十巻　五本

巻首に春日権現験記絵目録あり第一巻承平記宣のあひだより
第二十巻嘉元神火の事に至るまでしるして春日大明神の霊
験をかきつらね絵詞あり○絵ハ絵所預右近大夫将監高階
隆兼　詞ハ第一巻より第五巻まで摩前関白基忠公
第六巻より第八巻まで冬平公　第九巻より第十三
巻まで前関白基忠公　第十四巻十五巻は従一位冬基卿
第十六巻基忠公　第十七巻は八巻　一乗院良信僧正
第十九巻二十巻冬基公○目録の次に延慶二年三月左大臣
藤原公衡の序あり公衡ハ前の関白父子四人兼て納めの
志懇もの餘結緒の事に他に尽文なり約諸せり

たゞろうし篇目に於てハ覚意法師そのかし出すなり兩
前の大僧正慈信慈悲に相議し給ひ予尤二つの末葉ハ専て專當
社の擁護仰ぎ給ひ神の懇志に耐ず諸人の仰信似ゆへに夫
概を八ぬ類萃す遂く清切瑳しちかへきへの日
○奥書に云宝徳二年庚午三月下旬頃於社頭書寫畢則以正本校
合畢　權預祐識判　此外寛永宝永の神主の奥書あり

春日神社記　二巻

序に云故の神主預祐舎が長承社記一篇を著述するのは祐
舎竊に若宮神主の家蔵の記を閲し其を信用してその神
社記を改めんと欲して自らいへる祐宗父の言をもて
述す其志をつかんとして而して一旦長者宣を成して祐元此
に神主たるに改正して此書成るとく宝永元年十一月正預正三
位中臣連延英序○巻之一　本宮　若宮　巻之二　中社　九十五社
小社九十一社　巻之三　若宮　中社　小社九十八社、已上諸書を以て

てられ成徳す　右ハ神主中臣連祐宗跋あり

日吉社神道密記　写本　一巻

巻首に祢宜正四位下大藏卿行丸敬而撰述と記して康暦神社
大宮　二宮　聖真子社およひ末社にいたるまで社内鎮座おのおの註
あらし其餘御祭のことゞもみのりの位階のことまでも詳にしるせり
巻末に社務祝部の系圖大宮方二宮方八王子之社その圖を載

住吉秘記　写本　一巻

住吉四社の祭神を實神の名あらはなることを記せり梅園氏の奥書あり

墨江紀略　二巻　巨妙子

住吉社御和魂荒魂四説宜四本社長岡十五社其餘神宮寺津寺
等のことを記ハ年中神事之神ある事の沿革を記し池
す巻首に享保丁酉九月の自序あり巨妙子ハ紫野大心和尚の
弟子にて享保三年の正月刊行す

八幡宮本紀　七巻　貝原好古

自序云八幡大神ハもと文武の祖としく伊勢大神宮と二所の宗
廟とす國史實録より祠官の録するところ故老の傳ふるところまで
ことごとく八幡宮にあつかるのハ搜羅して遺すことなし
巻之一　仲哀天皇紀　巻之二　巻之三　神功皇后紀上下
巻之四　應神天皇紀　巻之五　仁徳天皇紀
巻之六　恵迪篇　考謙天皇時代より見わけにおいて八幡大の事
感のいちじるしきを縁起の事実等諸書の史雑録に出るもの
をあげ○附録一巻に八幡の名ある所々の八幡社の所在を記し
圖箱崎の圖を附す○巻首に花山院右大臣内府定誠公元禄十年
の序貝原篤信序好古自序あり巻尾に松下見林が跋あり元禄
十年刻

太子流神秘巻　写本　二巻

巻首に二相大悟　四武の圖一切劔　成就劔の圖あり○奥書に
云右太子流の軍要ハ聖徳太子より相傳して鬼一法眼

義經に傳ふ其後甲斐の坊武田に傳ふ其のち傳へて今の人ハ南向にあり
八此面にしく聞昔八幡軍神の事を百日精進して
傳へ中時にいたり子相傳し秘しく代々に傳ふる事なりといへり
皆これによれる名家をもとめし一子ならでは傳へず
あるものハ其あり秘しても秘すべきことなり
新兵衛尉於會陽城下写し慶安四年の月
傳授ありし正英へ傳ふ　文山嶋和泉守
太子流の軍書都合四十九巻其中二相大悟一巻相傳あり
付書簡より巻末に享保乙卯葉月谷川士清奥書あり

橘家神軆勧請巻　写本　一巻

神道秘法の傳と積秘法の傳　御極秘法の傳十一箇条秘傳
圖あり　巻末に玉木正英奥書あり

橘家蟇目口傳　写本　九巻

玉木正英口傳書總　一巻　口傳巻　一巻　橘家鳴弦口傳
二巻　橘家鳴弦巻極秘　一巻　都計九巻多く圖をのせたり
此ハ橘家の弓矢の事をしるし口訣は傳ふハ玉木正英記すなり

名草前後編　写本　一巻　浅井真遠

橘家神軍の事秘訣を記し漢字にて記す舊事紀日本紀の
神代巻より来りし後編ハ右傳の所聽ある故記す　玉木正英の説を
記す○奥書に云此記橘氏薄家之書也薄家ハ正五位下
左傳に橘佐橘諸兄有故而廃其裔橘吉信以功徳于池田
家遂有其子信秀傳以保藏ものなり

玉籤集　写本　八巻　十本　玉木正英

玉木葦斎垂加の説を記しゝ書なりはじめに神道唯一の傳
四ケの傳金の傳および総て垂加霊社御霊の傳三種の傳ふ
あるまで百二十八箇條の神代の傳説をのせたり巻末に八咫鏡
形の製九帳の製扇風の製神代の製等八箇條を論じく
ところへく圖説を附せり

原根録　写本　三巻　同上

巻之上　三種宝物の作　巻之中　同　巻之下　神籬磐境の作

皆古書の中ニ記したる作法を古書数十部記録等ニ引て證とて

くはしく問答の体ニ記せり　○奥書ニ天児屋命五十五伝世

加茂社正伝従一位権大納言公道卿直授玉木正英謹書　花押

宗廟社稷答問　写本　二巻　源幸和

本朝宗廟社稷と称するは伊勢二所太神宮を以て宗廟と

し其餘ハ社稷とす　或ハ外宮ハ國常立尊を祭て以て大祖

とし内宮ハ天照太神を祭て以て宗廟とするこれ世に多く

云都鄙の称するところなりしかし神宮五部の書親房卿の記

近世道春宗因是林时偲の説ありてしかし同し意を得かつ

ハ本朝宗廟と称するものハ惟内宮のみにして其他ハ皆社稷と称

すへしと此問答の説つくこれを論せり　○元文戊申年正六位

上内蔵允藤原朝臣誠の序　同年九月男従五位下守大隅大夫

源朝臣幸和の序なり

喪葬記　写本　一巻

神道家喪葬法式の書なり　火葬の法并図入棺の式火棺の式

葬祭の事を記せり　喪葬記ハ出雲國造大神社の秘記也偶

於浅見先生之家見之因謄写書之正道士石河秋

八日山本信義太夫附巻　神道喪祭家禮　葬祭の法入棺式

并棺式垂加の説あり　奥書云右喪祭之礼式常陸鹿島大

宮司雲州日御崎社家皆受而傳故其傳来之書存其式

且會集之法式禄之下通用之式并採删補為冊号神道喪祭

家礼尚俟異日之考訂云云正徳未臘月日跡部光海翁源良顕

識

神儒問答　写本　一巻

室鳩巣神道を議する書を作りて遊佐好生に贈る　好生鳩巣

の意を破して答書を贈れり　○鳩巣の書の奥に元禄十

年丁丑二月十有六日室直清頓首再拝　木斎遊佐先生几前と

あり　好生の答書の奥にハ元禄十年丁丑季夏十有八日遊佐好生

頓首再拝　室敬所先生几前とあり

和学通　写本　二巻　留守友信

神道儒道一帰しくしたる事を論して今世の神道者

の是非を弁して近世神道の正統は何といふ人ハ山崎嘉右衛門

なりとて神道者の得たる才明智博学実にしてなし　部家

忌部家の書物を見つくしく諸社家に記してある書を集めて正統と

せり　二部所習合の雑説を除てすへて集めて大成し　上神人の法を

うけつきて下代に正統の伝を無之ことを外世に学者の考をえ

ちたる吉川惟足會津中将君其後に正親町一位君ハ山崎に習ふ

伊一代に下に伝る霊の秘を民部大輔よる田丸に白も山崎に伝へし

伊勢流の松下見林と源和平の伝へしを号すらの福田助の家流

の伝へハ玉木葦斎関東にハ跡部光海岡田盤斎外にハ播州に

ありて源氏の教しうくるに神書に基く漢字を用ゆる中もなし　制作文

字の中和訓のよめかたなとも論せり

神璽鍔　写本　一巻　多田義俊

漢の文の神璽の事を説ずして天子の印章の纏なるといふを信じ

ことを天子の神璽の事を諸書に引て此を論したり　附図とのせう

又羹を天子宝字十四年七月廿三日の高野天皇の神璽今東大寺に

存するの図を附す　巻首に享保十六年四月前京都の序

同年の序原信仲の序なり　○又一本神璽弁有　其の説を附す

享保庚戌十一月自序なりこれは伝へてうけて又一本の序なり

ことなる　其説日本文化いふに明かならす神璽なし

天智已前は印章を用ゆれは玉璽といひ又神璽といふ書ある

に神代の玉を指て神璽と号するものは何ぞや璽ハ玉にて

印の字にはあらす失たる璽の説文を擬する玉にあてゞ土ハ印の

意なし　語にしるく曲玉のことを璽とも書の也

相混ずるよりし神代の曲玉を玉璽と称するハ詭也不比等公の公式令に別て天子の神璽の寸法の定あるを三くて玉ならずと世の人のまどひをときつらねしなり

神祇令神璽八咫鏡 同上

神拜忍惶鈔 写本　一巻　同上

神拜のさいかしハでのこと振動のこと両段再拝のことなどさらに玉の御統の図をいだせり○此書神代巻講説の附信聴のともがら神拜伝授あるによりてこれを授けたまふものなり

創禊辨 写本　一巻　同上

寛保元年四月漢文の自序あり

禊祓の起より源ハ天命開別天皇天智の近江の都にはじまりしことなど諸説を雑へて論ぜり

葵祭記 写本　一巻　同上

葵祭の故実儀式などをしるせり

直字辨 写本　一巻　同上

直なる御神名とする説を非としてむかしより此字の義をとりて直毘神と申すなど直の字の義を論ぜしものなり○此書ハ多田利之義俊の門人なるべし

三種神器辨書 写本　一巻　同上

はじめに壺井鶴翁の説をあげてこれを非とす○附録に三種神器御相伝署名記やく神器相承の次第を記す巻末に多田義俊が校筆記のよし上田光穀奥書あり

神明憑談 二巻　同上

上巻　神代人代の差別　日本紀を撰する旨趣　日本紀とよむ用意　両部唯一并に神秘のこと　神国獣肉を忌の考

下巻　神紀をよむに習あること　和訓考　中臣忌部職掌考　木綿纓の考　異国の産物を諸社に納むべきやの考　其余雑事をしるす○此書義俊の門人郡山の様なる次郎の記せしものなり

獣肉論 写本　一巻　同上

永康の跋あり享保甲寅義俊自序

猪鹿の神事にいむことを論じて神代より五十六代清和天皇の御宇までハ天子の御饌にも供へし証文どもをあげてしるせり

神道辨惑 二巻　持宝院聖應

伊勢両宮のこと　神代五部書のこと　聖徳太子のこと　両部習合のこと　託宣のこと　祈祷のこと　天照大神のこと　大宰辨道書のこと　林氏神道のこと　山崎垂加のこと

のこす其余種々の論ありて諸人の者と称するもの多田義俊の書を賞すべく戦ふべきものを挙げて三五を論じて七十余条とす

神京問答 写本　一巻　大江吉利

天明五年二月生玉社僧持宝院金剛佛子聖應を難じたる書なり

神明憑談に天照太神御住都の国ハ豊前中津郡なりと論ぜしを垂加派の人ら嘲りしをうれへて作りし書なり○寛政甲午十一月筑後の竹沢池山路序あり寛政の跋あり

○此書伯耆山本吉利桃渓と号する多田義俊の門人なり

天祖都城辨々 一巻　本居宣長

明和の比或人神別を紀に天照大神の都ハ豊前国中津なりと説けるを辨じて天祖都城辨といふ一巻をつくりて天祖の都ハ大倭国なりと論ぜり今その天祖都城辨の非なるを論じてこの辨々を作りて世にひろめたり○その天祖都城辨の全文をのせて論を加へたるものなり

神代巻 二巻

日本紀第一第二の巻なり○活字本なり勅板と称す元亀の比中山親町院の刻せられしといへり外題ハすなはち元亀帝の宸翰なりといひ好古の人珍重せり

神代口訣　五巻　忌部正通

此書は光厳院貞治年中に成て神代紀をとききて御教をうけしものなり此書の凡例に神道自不異二教者天地之直理也といへり

日本紀神代抄　十二巻　五本

此書ハ清原宣賢の撰にして神書講釈のはじめなるに
しておのく伝ありて片仮字のおもし享保辛卯十一月慶帝東
塔欄那院拙斎の跋あり○忠孝か曰卜部氏の秘説を以て一句
も違背せず是ゆゑ纂疏に至ては愚意を以て私に是を
加へてぞ又少納言清原宣賢○此書宣賢ゆゑ秘あるの説を
以て叙せり習合の説をのぞく只唯一の宗旨を論せるもの宜しく実
ハ卜部兼倶のさとし　寛永十七年九月刻

日本書紀神代合解　十二巻

忌部正通の口訣　卜部兼倶の抄　大外記環翠の講義　此三部
を合せてかうかへてかかげつ也○忌部正通が口訣の序並
長之亥清原国賢の跋を載編者ハ詳ならす寛文四年刻

神代講述抄　五巻　山本廣足

越前の山本廣足閑斎と号す此人勢州の谷口延佳の備記
を受てうつし寛文十二年壬子延佳五十八歳の時なり

神代評註　四巻　龍凞近

凞近ハ勢州の祠官龍伝右衛門と称す神仏習合の説をいかし河喜
國書延良の序あり

神代紀上秘解　写本　十五巻　源雅胤

巻首に神代紀の総論あり神代紀上巻ばかりをくはしく注せり
毎巻のはじめに神祇学頭源雅胤拳勒述とあり

神代巻風俗抄　写本　五巻　秦信慶

釈日本紀纂疏環翠抄講述抄科解などの説をとりて此
説をなせるなりけり

神代巻剛志義箋　写本　二巻　高屋近文

正ハ山城下士牧駿高近文自序に正徳乙未の冬此書の編を
を編述せんとす跋は垂加の門友度会の全種大宅の沢光穣光
世光弥光直光起等に約するものも五部書を編して是に
よるべし旧本仲冬上日やすいはつくめくすゆへと就
すゆゑ享保二年丁酉春正月晦に至てすでに此稿を脱す
まことに此書は流道統の経緯を以て格致知の術あ
らたまりし○巻末に崇業なり世にもちひるつける
聞てしうたまふもふ式井の傍らきゝものもいうつさめれ
へしそうしん作しやうもるうにしてもいそんなうち
親しきあげしに示す書なれどもこの花も実もなかかなき
へるをこかきしらこめのり
このほまりよくちゝやまとんとりよなしやすまふ同しハゑんて

日本書紀三元巻　四巻　横山當永

神代上巻ハ天神本元とし下巻ハ地神起元とし神武巻ハ人
皇諸元としてこれを巻ハ今世につたはりぬるこの元の巻となづけ
印本の本文かへ一則から闕漏してるもの八今ことごとく刪補してすゝ
復するよし自序にみえたり○宝永四年丁亥夏四月江府散人
横山當永謹撰とあり○次に附録自序或問ありてわかつに三
元の巻となづくる趣意をとかれたり此或問の中にて神武の遺の
資ハ以て日の神の意ハ御不庭を征伐し海内ハ平治し実に
百王のために創業ありて以て神代と参なりにあらく人皇紀をとなむ
このわれずそよりして推をすわるからこのつはやく謂へつる
ちうらんこれこうて神武紀を表章しく神代上下の巻と併せ
てこ元と称する所以しま上漢文にてかけて同主刊行す
○義倍の此なるもの尤もよく撰出氏何某とやらん神代二巻に神武
紀と添てこ元の巻となづけ読むかな文は添削しつうつ延
の大記ことうしうしまに削除くまつる一向従をなすべからず哉

日本紀三元巻鈔解　写本　八巻　同上

巻首に校正日本書紀三元巻鈔解　横山慎終軒當永編集し付言外題ハ日本紀三元巻傳書としるせり[illegible]○序并に附録の終ハ門人の哭書なりしと當永の事をしるし[illegible]

神代巻藻鹽草　五巻　玉木正英

神武巻藻鹽草　一巻　同上

山崎垂加の説をのべたり跋ハ谷篁鳥老人なり何ハ寓名なり谷川士清の奥書なり元文己未正月刊行す

神代小嚢草　写本　十七巻

作者つまびらかならず　第一巻　闢開の説　第二巻　神化神の説[illegible]第十七巻　神日本磐余彦尊降誕の説[illegible]別に末巻附して天神地神人皇の數位を記せり各[illegible]巻数をしるす

日本書紀神代巻紀節　写本　五巻

作者詳ならず　假字まじりにて神代巻を章段をわかち一段ごとに文の趣[illegible]の趣をしるし總論とす

神代巻風葉集　写本　十巻　山崎垂加

未書[illegible]此説をしるせり

神代巻私語草　写本　二巻

垂加の風葉集の説を称なりとして私説を記くはへたり　寛保元年常静翁の門人[illegible]○翁ハ常静ハ号ハ其前雲州松江の[illegible]児島助三郎源高成といひしが[illegible]中に[illegible]隠士となり佐々木丹治と改名して[illegible]松原邑八幡宮の[illegible]常静霊社と[illegible]寛延四年六月[illegible]

神代巻日蔭草　写本　一巻　岡田正利

藻塩草[illegible]日蔭草[illegible]五鰭翁[illegible]訂正の功なし[illegible]五鰭翁の口授[illegible]

[illegible]闕漏を補ふ　元文五年[illegible]岡田正利八十[illegible]記[illegible]神武紀日蔭草[illegible]口決を附す

神代巻鹽土傳　五巻　谷重遠

漢字を以て[illegible]す　重遠ハ土佐國の人なり

日本紀神代巻口義　十巻　多田義俊

[illegible]ハ五巻として神代上の[illegible]全部十巻として神代上下なり

神代巻秘要抄　二十巻　同上

發端の巻に日本紀撰述の事　舊事紀古事記の事　舎人親王の[illegible]日本紀私記の事[illegible]講式を論ず[illegible]全部二十巻[illegible]通達し[illegible]神代巻[illegible]其故ハ人代の事を以て[illegible]書の[illegible]垂加[illegible]易[illegible]

表[illegible]天地の[illegible]易[illegible]通せ[illegible]神[illegible]の説を以て山崎一家の趣意[illegible]

神代巻髻華山蔭　一巻　本居宣長

日本紀の文ハ[illegible]神代巻[illegible]寛政十二年刻

神代正語　三巻　同上

神代の[illegible]遠江[illegible]栗田土満[illegible]桜井千枝[illegible]寛政元年刻

中臣祓　一巻

卜部家にハ常磐大連[illegible]山崎垂加ハ天種[illegible]

子命の化生多田義俊これしれ説所謂なくに神代よ天児屋命神事を供せし職なりし也へ素盞嗚尊の贖物しだものかなを迎より解除祓禁しく中代の職を相伝しく天智天皇の御宇右大臣中臣金連祓詞を献じ二季の大祓とされ後有紀綱間文武天皇の御宇柿本人丸ゟ勅して今の所定む大祓詞是之真実ハ剣禊并に論ぜらる

中臣祓抄　二巻

卜部家の説まじく常盤の大連の作為としあらせず

中臣祓鈔　一巻　和田宗充

此書ハ宗充其主君脇坂淡州の命に依く作せりその説卜部家よりつゞけて

中臣祓瑞穂抄　二巻　出口延良

写本一冊なり于今二冊となすものハ二巻也後に信上度会神主[illegible]信州の延良伊勢の八木但州に説きかせて補益し延良は延佳[illegible]

まぎらはし

中臣祓纂言　一巻　宮木春意

春意ハ寛文の頃にての人にて名ハ字ハ伯実羅山の門人也一称山城守の称ありて通じく稀なる諸説を引きて語等の考据述[illegible]

中臣祓白雲抄　二巻　白井宗因

宗因も同時代の人にて多田義俊ことにこの人の見識を誉めてすすめなきのなどる所あり

中臣祓風水草　写本　一巻　山崎垂加

垂加翁ハ寛文九年の秋中臣祓の奥義を伊勢の大宮司大中臣精長より受く十三年の冬卜部家神道の宗源を吉川惟足に受く伝授兼補加へもれ[illegible]卜部の衛天国の説を以くハ説合せるるのうち垂加これを伝へられ[illegible]かへすの事十二月二十一日庚午冬至の日を垂加霊社として号す惟足これを称ずる垂加の二字ハ神垂以祈祷為先冥加以正直為本とより

倭姫世記の語にとれり[illegible]垂加衆説[illegible]しきものハこれ[illegible]集めく大成する[illegible]中臣祓及神道の奥義との[illegible]一位[illegible]祐之春示信直等に授く[illegible]正木正英[illegible]

中臣祓風水草管窺　写本　一巻　玉木正英

正英垂加の風水草を[illegible]通して此書[illegible]風水草管窺と号を[illegible]称するハ垂加[illegible]正英[illegible]通て信者の[illegible]の[illegible]享保四年八月[illegible]

中臣祓諸祭草　写本　二巻

三月正英[illegible]の自跋あり

元禄[illegible]月従四位下鴨県主祐之漢字の序ありて垂加[illegible]秘[illegible]実[illegible]

[illegible]古書に拠てせず此篇の[illegible]大祓の微意を[illegible]なくこれ[illegible]

中臣祓六全　十巻　浅利太賢

[illegible]十巻[illegible]巻[illegible]名目[illegible]

巻之一　考姓　巻之二　講解　巻之三　至誠　巻之四　[illegible]
巻之五　洪啓　巻之六　懲勧　巻之七　神宣　巻之八　以敬
巻之九　[illegible]　巻之十　安之

元禄[illegible]九月自序同三年秋自跋あり

六根祓松風鈔　一巻　藤原永弘

中臣祓松風鈔　一巻　同上

仮[illegible]とはくはす六根祓の末に唯一神道伝授略記と附す○享保五年六月吉田木主計頭藤原永弘[illegible]書[illegible]本[illegible]縫殿[illegible]彫刻す

中臣祓古義　三巻　松崎義克

此祓ハ常磐大連の作ともいひ或ハ天種子命の作ともいひ伝ふれども旧記にもなし臆見にまかせたる所も有ていとうましき事なり又祝詞ある詞と祓の詞と別なる事を論せり○松崎義克ハ多田義俊の門人にして此書ハそのすところなれバ義俊の説なり享保辛亥の年刊行す

中臣祓氣吹抄　写本　三巻　多田義俊

此書ハもろもろの古義の外に論ずべきことを備書細にしるし注す巻首に引書九十二部の目録をあげ二季大祓の式を附す書中に麻幣の図　行障の図　驛鈴の図　稲穂の図等をあげてあり○此書門人楠松宗南　男宗清同校してそ巻末に元文辛酉の三月義俊跋あり

六根清浄大祓浅説　一巻　宮城春意

此祓ハ欽明天皇の御時常磐の大連の作にして卜部家相伝の大事なりといへどもにはあらず

大祓解　一巻　源安範

片仮字を以て注す語釈の例を挙るに周礼左伝史記太平広記等の引字義を釈するに至りてハ正字通康熙字典等を引り○此書の作者森川安範ハ讃州の人にして葛城慈雲和上の父なり巻末に享保三年戊戌正月安範漢字の自跋寛政十二年玄宜の跋等あり寛政十二年正月刊行す

祝詞解　写本　五巻　賀茂真淵

延喜式第八巻の祝詞を注せり巻首に自序并に附記ありて古史の中に古事記を先として日本紀を次とす古事記ハ上古質直の国史なれバ国語を主として古の風を伝へ古語を知に文を祭るものなれバ日本紀ハ漢文を用ひ古語に従ふ事少し祝詞ハ専ら古語にして後の代の文字を引わたる準にす又後世の神学者徒日本紀を専とするをれハ伝えたるものとして荷田大人（東麻呂）翁の学文の大家にして古今此書の大かたを解し古語の精義を明らかに徴としても此祝詞の教とす他書に見えたるところを推て解のことく○此解延享年中に成る

第一巻　一章十段　皆祈年祭し

第二巻　八章　春日祭　広瀬大忌祭　龍田風神祭　平野祭　久度古関　六月月次　大殿祭　御門祭

第三巻　一章　六月晦大祓

第四巻　十五章　鎮火祭　道饗祭　大嘗祭　鎮御魂斎戸祭　伊勢大神宮　豊受宮　四月神衣祭　六月月次祭　九月神嘗祭　豊受宮同祭　同神嘗祭　斎内親王奉入時　遷奉大神宮祝詞　遷却祟神　遣唐使時奉幣

第五巻　一章　出雲国造神賀詞

祝詞考　三巻　同上

此書ハ祝詞解をさらびたる考へなれバ此考ハ明和五年の自序あり序中に祝詞の時代を考へ論す此も祝詞解といふものかるを改めて寛政十二年に人字治五十槻校正して上木す

大祓詞後釈　二巻　本居宣長

真淵の祝詞考の中に大祓の考あり其考の誤を論じ下巻の附録ハ大祓の祝詞を解きつゞけて中臣の説をあげし巻首に寛政七年十二月神祇伯資延王の序あり寛政八年春刊す

出雲国造神寿後釈　二巻　同上

これも真淵の考の注を訳し寛政五年出雲国造出雲宿祢俊秀の序あり同八年七月刻す

雑史類

水鏡　三巻　中山内府忠親公

神武天皇より仁明天皇までおよそ五十四代の事跡を記せり。大鏡よりは先の事をしるせり。巻首に作者の自序あり。

水鏡異本　三巻

活字本なりしく称す。好古日録に云、勝尉子所秘のもの秘蔵の本は流布活字本なり。其文今板の水鏡とは大に異同あり。ふるき写本にて今板の水鏡は後人のよりて事を紀し撰じて取捨せるものなるへし。

大鏡　八巻　藤原為業

此書の一名を世継の物語といふ。為業法名寂超の作也。文徳天皇より後一条帝まで十四代百七十五年の間、帝王大臣の事跡を記せり。但し大職冠および淡海公の事跡を記するはあるや

するなどの此書を大和入道なと作るは、藤原三条攝政兼家公のおほんなりし。○第四巻の奥に世継の物語と標して、一月の宴に二なとあり。中納言より末の巻の名をかしてかかれたるに、巻名として古く世継物語とありしによりて後の人の作とはいへり。○巻首に作者の自序あり。

増鏡　十七巻　一条冬良公

なまめかしき後鳥羽帝より後醍醐帝までのことを記せり。○水鏡大鏡と共に三鏡と称す。

栄花物語　四十一巻

今世に行はるる刊本目録系図を合せて四十一巻とす。写本は四十巻なり。○宇多天皇の寛平の中より堀河院の寛治六年まで二百年あまりの事を記せり。中にも御堂関白道長公の栄華の事を詳にしるせり。先にぞ説々あることなれど、此物語は伊勢[illegible]の時代の事をしるしたるものなり。○此書の作者は赤染衛門に

作りつれはそれ證なし。或説には為業作として一名世継の物語ともいふ。○年山打聞に云、世継物語、今此写本中に栄花物語を記し、此物語四十帖ありて河内本の[illegible]たるものなり。目録系図一巻あり。赤染衛門が作として詳にしるせり。時代の事をいへば、赤染衛門が作とはいひかたき所もあれど、私考一巻あり。彰考館へ納め侍りぬるを見れば、大鏡第四の奥に世継の名を標して一月の宴二と中納言より末の巻の名を[illegible]、巻の名として後世継の序といふ[illegible]、その後の文にかなひ[illegible]世継とあるを、のちに此書十四巻までの巻は世継は入道道長公の栄華の事をいふ[illegible]、清涼の序といふ世継の四十帖の事をしるして延喜帝までの事をしるせり

ちる栄花物語にして世継とも赤染衛門が作といふ[illegible]、世継の作者は男子の作とおもはれ、[illegible]拾芥抄の世にいふ定家の押紙にも世継物語作者の論あり。赤染衛門と赤染衛門を夫匡衡の[illegible]、図のはじめに長久の年まで[illegible]寛治六年までの事を記せり。○紀符合せず[illegible]、赤染衛門が作とは[illegible]、[illegible]人其の名を[illegible]、つめくちきしく[illegible]日記にも[illegible]ありて、○栄花[illegible]

[illegible]

第一　月宴　康保三年八月十五夜清涼殿にて月宴せさせ給ふ[illegible]

第二　花山たづぬる中納言　寛和二年六月帝花山に入り[illegible]

第三　さまざまのよろこび　[illegible]

第四　みはてぬ夢　[illegible]　相如

第五　浦々の別　[illegible]

第六　かゝやく藤つぼ　長保元年十一月朔日関白殿の姫君十二才[illegible]

第七　とりべ野　長保二年十二月十五日皇后宮[illegible]

第八　初花　[illegible]

第九　岩蔭　寛弘八年六月廿二日一條院崩御[illegible]

第十　日蔭のかづら　長和元年[illegible]大嘗会[illegible]

第十一　つぼみ花　長和二年七月六日中宮[illegible]

第十二　玉のむら菊　長和五年大嘗会[illegible]

第十三　ゆふしで　[illegible]

第十四　あさみどり　寛仁二年三月[illegible]

第十五　疑　[illegible]

第十六　もとのしづく　寛仁三年四月[illegible]

第十七　音楽　[illegible]

第十八　たまのうてな　[illegible]

第十九　御裳ぎ　治安三年四月朔日[illegible]

第二十　御賀　[illegible]

第二十一　後くゐの大将　[illegible]

第二十二　とりのまひ　同年六月[illegible]供養の[illegible]左右[illegible]

第二十三　こまくらべ　同年九月十九日[illegible]

第二十四　わかばえ　万寿二年[illegible]

第二十五　みねの月　東宮[illegible]

第二十六　楚王の夢　尚侍の[illegible]

八月朔日より[illegible]五日[illegible]

第二十七　[illegible]　万寿[illegible]

第二十八　[illegible]　万寿[illegible]

第二十九　[illegible]

第三十　[illegible]　万寿四年十二月四日入道殿[illegible]

第三十一　[illegible]　長元[illegible]

第三十二　歌合せ　長元八年五月[illegible]

第三十三　[illegible]

第三十四　[illegible]星　[illegible]

第三十五　蝶の[illegible]　寛徳二年四月[illegible]

第三十六　根合せ　永承六年五月内裏[illegible]

第三十七　烟の[illegible]　康平元年二月[illegible]

[illegible]

第三十八　松の下枝　延久五年二月廿日[illegible]

第三十九　布引の瀧　[illegible]

第四十　紫野　寛治[illegible]四月[illegible]

[illegible]

今井[illegible]明暦二年[illegible]

榮花物語抄華　九巻

首巻八并ニ系図[illegible]

[illegible]

續世継　十巻

[illegible]六十八代後一條院の万寿二年より八十代高倉院の[illegible]

[illegible]

[illegible]

べきものなるべし

第一
雲井　[illegible]
寛仁元年[illegible]

[illegible]

三
菊乃宴　寛仁六年九月九日[illegible]
[illegible]　治暦元年九月廿五日[illegible]

第二
[illegible]
四
[illegible]　四年隆方[illegible]

[illegible]

五
[illegible]　長保六年十月廿四日大井川[illegible]

[illegible]

こころくの御ち　斎宮女御 [illegible]

[illegible]

七 白河の院の御時 保安五年 [illegible] 白河の [illegible]

鳥羽の院御製 仁平二年三月七日 [illegible]

八 [illegible] 五十の御賀 [illegible]

春のうた [illegible] 天暦二年二月 [illegible]

[illegible]

やへの志けら [illegible]

第三　すヾーらの下才之

九 [illegible]

[illegible] 忠春 [illegible]

平等院の [illegible] の南 [illegible]

[illegible]

むらの [illegible]

[illegible] 十月 [illegible]

[illegible] 大同内裏 [illegible]

[illegible] 保元 [illegible]

ひなのもれ [illegible]

十三 花うげ [illegible] 二条院 [illegible]

[illegible]

十三 ふるぐのれ 應保二年 [illegible]

[illegible]

第四　[illegible]

[illegible]

[illegible] 堀川の [illegible]

[illegible]

十五 [illegible] の雪の [illegible] 太政 [illegible]

十六 [illegible] 天喜四年皇后 [illegible] 堀川の [illegible]

[illegible]

白川のうた [illegible]

春の [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 雪 [illegible]

十七 [illegible] 寛治 [illegible]

[illegible] 内宴の [illegible]

[illegible]

[illegible] 三月三日曲水宴 [illegible]

[illegible]

宇治の [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第五　[illegible] の中才五

十八 [illegible] 春日 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 保元 [illegible]

十九 昔よりかくまゐきてなりたまへる一の人々わかやとして[illegible]

帝 崇徳院[illegible]

[illegible]

[illegible]ひたまへ 白河院[illegible]

[illegible]女房たち常に[illegible]

[illegible]

二十 [illegible]兼通のおほいまうちきみ[illegible]

中院右大臣 [illegible]

[illegible]

廿一 花乃山 大原の[illegible]

宰相中将[illegible]

[illegible]の花の[illegible]

第六 [illegible]

廿二 [illegible] 右のおとゞ尚藁命[illegible]

廿三 [illegible] 大納言[illegible]

[illegible] 中納言[illegible]

[illegible] 経信大納言 成通[illegible]

廿四 [illegible] 白川の院の[illegible]

廿五 [illegible] 春宮大夫公実[illegible]

[illegible] 太政大臣[illegible]

廿六 花ちらん[illegible] 左大臣実能の[illegible]

[illegible]

志賀[illegible]

第七 [illegible] 源氏[illegible]

廿七 [illegible] 月の[illegible]

[illegible]明の月[illegible]

[illegible] 堀川の[illegible]

[illegible] 堀川の[illegible]

廿八 [illegible] 郁芳門院寛治七年五月五日[illegible]根合[illegible]

[illegible]堀川の[illegible]

第八
源氏のしやすみ　みたらし第八
花のにほひ　[illegible]

第九
[illegible]

いのちなし [illegible]
一條禅閤 [illegible]
大内記 [illegible]

第十
[illegible]

源氏の [illegible]
[illegible]
已上 [illegible]
以 [illegible] 後世 [illegible]
[illegible] 一名 [illegible]
[illegible] 今鏡 [illegible] 世継 [illegible]
[illegible]

世継物語　一巻　或ハ五巻

此書ハ一名宇治大納言物語 [illegible] 小世継 [illegible]

保元物語　三巻　藁室大納言時長

此書 [illegible] 者の姓名詳ならず参考保元物語 [illegible]

観智院記によりて葉室の時長作りしと外記中原師秀が手書するところの保元物語の状なり故に彼等を総すところを此書は八十余年にて彼等の果すところを○此書七十七代後白河院保元元年七月兵乱の始末を記せり兵乱の根元は後白河院と崇徳院と御兄弟不和によりて宇治の悪左府頼長公崇徳院を勧めたてまつりて後白河院を亡し奉り崇徳院の御子重仁親王を御位に立て奉り頼長権柄を掌に執らんとの謀より起れり崇徳院は七十五代の天子にて後白河の御兄なりしに位を新院にゆづられ後白河院方には下野守源義朝安藝守平清盛安藝判官平基盛清盛子等崇徳院の方へは六条判官源為義右馬助平忠正清盛叔父忠正が四人の子等の外は勢もなし新院方の軍兵討負て崇徳院は讃岐へ流され給ひ重仁親王は出家し給ひ左府頼長は流矢に中りて命を殞す此時義朝勅命なれば父の為義を斬り清盛は伯父の忠正其子四人を斬る今度の勧賞に義朝は左馬頭になり清盛は播

磨守になされける保元の兵乱実は鳥羽院美福門院の寵をまぬ崇徳院は疎ひたまふより起れり其ゆゑは白河院の御胤なりとて崇徳院は鳥羽院第一の皇子にして時に崇徳院に御位を譲らせ給ひしが鳥羽院第八の皇子をして崇徳院の位を推おろし美福門院の皇子体仁親王を七十六代近衛院と崇徳院御憤甚しくして父子の御中快からず近衛院在位十四年にて崩じ給ひけり崇徳院の皇子重仁親王即位あらんと思し召しけるに美福門院の計らひにて鳥羽院第四の皇子雅仁親王を位に即け給ふ後白河院これより崇徳院新院と申し一統して鳥羽院の崩じて後は互に御中よからずして新院の御方より乱起りしとの趣なり

平治物語　三巻　同上

七十八代二条院平治元年悪右衛門督藤原信頼と左馬頭源義朝と相語らひて通憲入道信西と権勢を争ひて兵乱起り信西も信頼も誅亡びしまでの始末を記せり信頼数度の戦に打負けて太宰大弐清盛熊野詣の留守を窺ひて起りしが清盛軍功ありて平家盛んなり又左馬頭義朝は信頼方にて敗走せり義朝の一味嫡子悪源太義平次男朝長三男頼朝鎌田政清佐々木秀義三浦義澄須藤俊通其子俊綱片岡実盛岡部忠澄猪俣範綱熊谷直実平山季重金子家忠等なり

参考保元物語　九巻

水戸義公の命にて今井弘済興甫考訂内藤貞顕仲徹重校

西山公今井弘済に命じて保元平治物語及盛衰記太平記諸本を校讐せしめ給ふ弘済つとめて弘済が考へ置ける異同を一考して修史館に内命ありて弘済つひに此書成りぬ○凡例に此書は古本五部をもて校合してこれを刪りて

これを訂する書中に異本の有るは悉く其の華を助くるものなりこれを除く○異本の中京師なる者の京師の家にて九條家の家蔵本なりしを杉原本と称するものは家蔵本なりとし謙倉なる称するものは鎌倉本と称す其の内容は此なる二巻闕本半井本なりといふ一本は今の異同に半井通仙院瑞策の家蔵本なり今は岡崎本とも称するもの故岡崎信好の蔵本なりしが今別本となり今は他本と体裁ひとしからず其の撰者なるは一人ならずしてこれを書きつけたるものと思はれぬ文武古人の事蹟を伝へしもの多し○雅の紀以下の国史愚管抄百練抄等その他今鏡水鏡中古の記録其余るは補ひて平家物語将門記等をも校合す今集抄義も云々東山家蔵元亨釈書四十九部を挙ぐ○巻首に岡崎本の保元合戦記序をのせたり

参考平治物語　六巻

校訂の人保元物語に同じ。是から本も同じ。但し彰考館にて考へ巻末に二巻附。参考の引書愚管抄已下三十九部を挙。元禄六年十月保元物語と合刻す

保建大記　二巻　栗山愿

此書は保元に崇徳院御方の位白河天皇の御位を譲り給ふ事に争ひ給ふより父子兄弟相攻撃す。大乱となりしより是又三年にして二條天皇崩御ありしまで[illegible]三十八年の間の政道を論じ王道の衰へたる事を記す。本文の書法謹厳にして[illegible]正統記に擬す[illegible]るべき書なり。三宅緝明の序に見えたり。[illegible]源正君八幡尚仁親王に此書を献ず[illegible]徳壬辰の秋平安三宅緝明の序次に元禄二年[illegible]序[illegible]

正徳甲午歳水府澹泊齋安積覚の跋あり。此書の作者栗山愿字は伯立・潜鋒と号す。幼より学を好み八條殿尚仁親王に侍読たりしが、後に水府の辟に応じて学官となり史局の提挙たり。宝永丙戌の年卒す。年三十六とぞ

保建大記打聞　三巻　谷重遠

遷延の樵夫、門人の為に巻首より其書を講ずる趣なり。述ていはく我も人も日本の人なく[illegible]八百萬の神[illegible]其上を[illegible]西土の聖賢の書のみ[illegible]学ばず。是舎人親王の本意[illegible]此書出来る[illegible]神代の大根として孔孟程朱[illegible]講解[illegible]享保五年正月刊行す

源平盛衰記　四十八巻

惣目一巻附す。葉室時長の作なりとも云ひ[illegible]二条院の應保年中より安徳帝の寿永年中まで凡二十餘年の事を記す。巻首に平家繁昌の事を記し、忠盛に昇殿御ゆるされ[illegible]仁安[illegible]仁安四年[illegible]六條院御即位の[illegible]清盛入道[illegible]治承四年安徳帝御即位の[illegible]平家追討[illegible]白河法皇平家追討院宣[illegible]平家都落[illegible]宇治川[illegible]

[illegible]建礼門院[illegible]其餘の事実を記すること詳なり

平家物語　十二巻

巻首に祇園精舎の事より巻尾に道心[illegible]大抵盛衰記[illegible]此物語は信濃前司行長といふ者作りし[illegible]学問[illegible]遁世して[illegible]山門の[illegible]武士[illegible]弓馬の業[illegible]

ひけ琵琶法師ハ坂がたびきをしうりけるものとなるぞ城一が流を得たり
て〇横笛春田妻ぬ世作よりて之しも其物語ハ流ハ近江下野へつくれど
其作のるハくわしく記物のもハ略せう又物語作りまたつ二代の孫
葉室時長平家物語作者の随一なりしが、補任にハくろ由え
四十八巻の盛衰記ハ時長が作ありて十二巻ハ其余くらさまかの
作よそしうつの伝ハ平家勘文一冊にもうく人の作者なのせう
非誤記てれど信用に於てずこれ此物作を秘なたいう盛衰記ま史
家的作よる作者不同もとり長門赤間関阿弥陀を見ま
てし八十八巻にてぶ和部ようでうは流れ京都への所とならぞ
そしては二十餘巻にりつき又琵琶法師のうちにうでても作にして不同い
〇東見記に長門國赤間関阿弥陀寺に物語あり平家に
阿弥陀寺ハ安徳天皇のみさし〇臥雲日件録までもなしと長よ史
その平家物語十二巻にあめく描的まてら性佛よりぬ
これ物音曲のほせをく語をすうつを書者

その作者とし性仏は城加一検校にて加一ハ其子二人なり一ハ其一より二を撫て
〇接するに水府の新編鎌倉志の引書に異本平家物語と称するもの
八坂本鎌倉本長門本などしかし長つかと称するもの八株氏の
赤間関阿弥陀寺のもの伝写するものなりし又琵琶家に聞字
かと称するものあらハ八節がりけれあらしに開きして見れば
うるまに作よさやくもしうらものなり〇野村尚房一枝軒随筆に平
家物語作者のうち北國平家信濃前司行長作まし又葉室時長筆
作のうちにをく當時流布のかを桜町中納言の子敦け小野
天神の示現ありて述作にて其外六人の作者ありしといふ
性仏検校ハ性仏の作物ありて長経より遅速緩急の節
博士附る如性城一其子城賢恕一其子明石角一島武蔵
守に直に鶴を待りせと治まりて起ること　按ずるに太平記に明石角を
真都覚一に作る　又云平家物語引句語句のうち引句ハ其博打琵琶に
合せてくりける音曲し語句ハびて其下さうし去り書籍の

素讀なりとすまことに其実物語り撫句よりまとく云ふ撫
ずる薩戒記に應永卅二年六月廿七日職人中将已下平家物
語云近日主上称光院上皇後小松院御中不和快其故召琵琶法
師召平家物語之由自内被申院御口所不可然之由有被
閣、月廿一日依召参院琵琶法師参入語平家物語之
平家物語長門本　写本　十六巻　或十二巻
長門赤間関阿弥陀寺の蔵にて源太横は祖の盛なり城一検校にて聞よ
きまくあるせひとこうありまま流ハ開く
しるしれもに語る味方もえあ物見と述べばふよ城の内より物
ぞ作中ぬるの御使として検校せなかひてのまかせし
ありしもえ此のあれさうつれともなま源氏馬
飛下まくちそしれありぬんとて
と申ものでとやとあせし〇按ずるに一條今の
なく一検校伝ふよ数とさとき

平家物語嵯峨本　十二巻
信濃前司行長なり角倉素庵の蔵版にて其刻版嵯峨
の角蔵よりい出にし嵯峨本と称す此外数十種の書を刻す
く又角倉素庵ハ筆蹟よりの流布の印本写本もあり一巻のうち
の目録に祇園精舎の又ひきとさとあやしうめるとなけ八かり
せりたんのるとあてくあくすうしまかるるしや其平
家物語者中院前中納言以諸家正本校合之給者也
平家物語抄　二十四巻
作者詳ならず十二巻各上下にちりくて二十四なりとす此抄物
部のに釈して鈔伝記図経等の説を文の所にまう
鈔えし作やう下のものしや文の抄とかけ伝えふうかつま
八々詳とのせ図経しりて下ハ又此條の諸論を記やう巻
末に年月なさうせず刊本あれども至くまれ
東鑑　五十二巻

鎌倉代々の日記なり高倉院治承四年源頼朝伊豆の国より兵をおこしたまひし事より将軍家の事実を記し其次に頼家実朝宗尊親王まで将軍六代の間の事を記せり其中に北条の時政義時泰時時氏時頼時宗等執権の事をも記せり日本武家の記録にて是に過たる物なし八十七年の記録なり慶長十年に刊行す南禅寺元佶長老の跋あり寛永元年播州菅玄同茅卿和訓をくはへて重刊す林道春の跋あり近年新渡の清の朱彝尊が曝書亭文集に東鑑の跋あり其文曰吾妻鏡五十二巻亦名東鑑撰人姓氏未詳前有慶長十年序後有寛永三年國人林道春後序則鏤版之歳也編中所載始安徳天皇治承四年庚子訖亀山院天皇文永三年七月凡八十有七年歳月陰晴必書叙紀将軍執権次第及會射之節其文簡又點倭訓于旁譯之不易而國之大事反畧之所謂不賢者識其小者而已とし

東鑑脱漏　一巻

東鑑の全部にもれたる并中の第四十五巻の闕たるを補ひしなり別に刊行するもあらし

愚管抄　七巻　慈鎮和尚

初に皇帝年代記ありて神武より当代までの君臣の継体を記しくしき事ども第三巻より第六巻まで当時の事又鎌倉の事を記しびに天下乱世の事を記して後に保元より世の中の乱れ実朝の将軍の事などを書しるしてあらはし実は作者の記録をしるしへりこの書は慈鎮の自序ありてこれは扶桑拾葉集にのせたりこの書は其畧にいはく神の御代はしらず人代となりて神武天皇の御後百王ときこゆるすでにのこりすくなく八十四代にもなりにける中に保元の乱いできてのちのことも又世継のかゞみといふものにもかきつぎたる人もなし少々ありとはきけどいまだえ見

らずうせはてぬとなげきて保元よりのちはみな乱世にて侍れば悪きことのみにて侍らんずるをはゞかりて人もかきおかぬにやとおもふに一すぢにひがごとにてありけりとおぼえてひとすぢにおもふなりとあり又いかにもこの世のすゑはてに心えぬことのみおほくなりて世の中のならひもやゝひさしくなりけらしとも書つゞけたり又歴代の年代記なども世にあまたありといへども神武より順徳院の御代まで九代にあたれり乱の始まりより書しるしたることもなき事を作者の記しとゞめおかれし事なりとて慈鎮の作とぞ備はりて

承久記　二巻

北条義時鎌倉の執権たりし時後鳥羽院の御いきどほりありて承久三年義時を亡さんとして官軍をあつめさせたまふ義時が子北条泰時及び時房等を大将として東軍十九万余騎上洛し宇治勢田にて官軍を敗て洛中へ乱入す泰時時房時氏院内を守りて後鳥羽院を隠岐国へ移し奉り土御門院は土佐へ順徳院は佐渡へ遷し奉りまた一條二位など流罪になりし事などをかきしるし中にも土御門院の御事はことに哀なる事どもをかける書なり

保暦間記　三巻

保元平治の乱の起りより安徳帝西国にてほろびさせ給ひしまでを上巻とし平家没落の後より後醍醐天皇の御事までを下巻とす中にも保元より光明院の暦応までおよそ八十四年の事を記す故に保暦間記と号す巻首に著者の序あり

神皇正統記　六巻　北畠親房

一の巻には天神七代地神五代の神明の御事をのせ二の巻より

神武天皇より後村上帝芳野にて傳受繼のことを記し、しるしく神皇の正統ハ南朝にあれバなりしの義理の人ハまでなり○谷重遠曰、此書旧正統記と名づけるものハ後村上帝を以て三種の神器の在るところ、天照大神より此正統の傳系図、北朝ハ神器を授らざれば偽統なりとしるして、世ハ何かにかしく、古ハ何ともハ作り出てる説を以てめくれ、正しく議論なしかく○雅嘉按ずるに、此書ハ芳野にて作りしにハ候て、三八櫻雲記巻之中、興国元年北京暦応三年の春のころ今年北畠源大納言親房卿神皇正統記を作りて常陸國へかへりて吉野へ献上すなり○親房ハ太平記より兵州の國にて家卿の子なり、博識多才にして、元で集職官を作りても振て記す。正平十四年北京延文四年北畠准后親房薨ず。年六十七、中院一品と号す○此書慶安二年二月刊行す

續神皇正統記　一巻

第九十六代光厳院より第百四代後花園院に至るまでのことを記せり。此ニ當今と称し奉るハ後土御門院の時なり○奥書に曰、神皇正統記至于後醍醐院、今続之、全部也。光厳院以来継嗣奉加載之、為補先後之忘、亂也。匪敢為續集焉　小槻宿祢判　明和丁亥歳正月阿波源元寛序を附して刊行す○按ずるに東見記に續神皇正統記二十巻とあるハこの書をさしてかし。其書いまだ寓目せざれば何人の作かをしらず

櫻雲記　写本　三巻

此書何人の作なるかをしらず。南朝のことを片假字にて記す。上巻ハ後醍醐天皇の即位文保二年二月より延元元年十二月主上潜かに都を逃出たまひ吉野へ遷幸ありて楠正行来るまでを記す。中巻ハ延元二年北京建武四年南朝後醍醐帝北京光明院正月尊氏式部大輔頼兼をして奥州の營鎮として同八日奥州の出陣

起すまでを記す。正平二十四年北京応安二年十二月まで。此年に属する大和河内紀伊と賀伊勢志摩飛驒信濃上野越中伊豫備前石見長門肥後日向大隅薩摩都で廿箇國ハ南朝のになりしす。北國に宗良親王、九州に懐良親王、勢州に北畠國司あり

下巻ハ建徳元年北京応安三年後亀山院帝位につかせたまひて和睦を議してよりて長禄元年十二月廿七日の夜赤松が一族真嶋が家僕中村弾正、南朝のとき宮を殿ずたのびいくて新帝を害し奉る。神璽を取り奉りて吉野の郷民急に追て中村を殺す。真嶋弾正かの神璽を取りて内裏へ献ずるまでを記し、南朝の皇統こゝに絶す○此書奥書にし、吉野の皇居のことを記するに、古くきこえし序の春の頃より始まる、ことさらに八人ありしかバやすくありて人もしけ詞もいみじくあるなり

南朝紀傳　写本　四巻

後醍醐天皇の元弘元年より称光院の応永三十四年にいたる。其中南朝の事庚辰より正平二十三年まで七十余年の事のみ闕たり。此書一名を南方紀伝といふ。作者いまだつまびらかならず

梅松論　写本　一巻

作者つまびらかならず。太平記軍の起りのことを記す。按に梅松論・伯耆巻・南方紀伝を南朝三部書と称す

伯耆巻　写本　三巻

後醍醐天皇隠岐國より伯耆へ遷幸のことを記す

舩上記　一巻

同帝隠岐國より伯耆國船上山へ遷幸のことを記す。太平記第七の巻より第十一の巻までのことをのせたり

吉野拾遺　四巻

写本一巻、傳説かなく四巻とす。南朝のことの

の奥ニ松翁トシルセリ此ハ後ニ吉房ト改名シ今ニ於テ尤モ知ラレタリ今ノ
ヨシモテシラルレ姓氏ヲ僞リセリ○按ズルニ新安手簡ニモ此ヲ世
ニ吉野拾遺ハ南朝ノ事ヲ記ス事ヒトシク微ナリ是ヲ大
史公氏ニ採拾スル事セザリキ著者ノ名ヲ失ヘル鳶峰ノ博洽
ヲモツテモ知レル人ナカリシヲ憾ム余野山集ヲ見テ知リヌ撰
ハ名ハ何トイフ吉房朝臣ノ著ス所ナリ吉房後醍醐帝ニ
仕ヘテ勲功アリシガ登遐ノ後思ヒ止ズ雖然シテ仍ク
ナリヌ於テ松柏寒ヲ経テ変セザルノ義ヲ取リ
陵ノ側ニ廬スル舊像公連朝臣世ヲ遁レテ古音トイヒシ大安寺
ニ住スル者ト相偕ニ河内州經山古琴禅師ニ参シテ宗要ヲ究
ム古琴ハ草河ノ真觀禅師ニ嗣法シテ雲門宗ヲ嗣ケルモノ
野山集ヲ著ハス者モ南朝ノ官人ニシテ松翁古音ト深キ
交情ヲ忘レズシテ同ジク其ニ[illegible]レシモノ
扈従者潜鋒集ヲ其弟蜀坡ニ借リテ是ヲ見タリ雑著ノ中ニ有リ

翁ハ姓字ヲ失シテ考証稽引シテ以テ今鶴丸トス
然ルヤ否ヤヲ知ラズ已上傳ノ記ナリ

太平記　四十一巻

花園院文保二年二月ヨリ後光嚴院貞治六年十二月マデ凡五十年
ノ事ヲ記ス醍醐帝ノ時ニ世武家繁昌ノ事ヲ忿リ謀叛ノ事ヲ謀ル
文集ヲ講ジ日野阿新丸佐渡ニテ父ノ敵ヲ伺ヒ上方ノ綸旨
成ノ事笠置ヲ没落ノ事八塔ノ宮ノ[illegible]彼處ニ于大
塔ノ宮ノ[illegible]赤松ガ[illegible]吉野ノ城ヲ[illegible]城
将軍ノ事赤松蜂起ノ事船上合戦ノ事妻鹿孫三郎[illegible]
[illegible]汲羅攻ノ事新田義貞謀叛ノ事鎌倉合戦ノ事
時一門自害ノ事[illegible]筑紫合戦ノ事家一統ノ事
大内裏造営ノ事[illegible]遁世ノ事新田足利確執ノ事三井寺合戦
ノ事建武二年正月合戦ノ事将軍都落ノ事新田左中將赤松ガ責ラ
レシ事[illegible]合戦ノ事正成兄弟討死ノ事先帝吉野ヘ潜幸ノ事

光嚴院ハ[illegible]ノ事奥州國司顕家卿上洛ノ事義貞自害ノ事
南朝當内侍ノ事天下時勢粧ノ事先帝崩御南帝受禅ノ事
高師直死ノ事大森彦七事天龍寺供養ノ事正行吉野ヘ参ル事
同最期ノ事直義隠遁ノ事玄恵法印末期ノ事諸将[illegible]
ノ[illegible]誅セラルヽ事新田義興自害ノ事大塔宮造営ノ事[illegible]
ニ乾シヨル所ヘ南朝ノ事光嚴院禅定法皇行脚ノ事[illegible]
細川右馬頭西國ヨリ上洛ノ事其餘ノ書ニ記サル事
ナリケレバ[illegible]巻首ニ[illegible]ノ序ナク[illegible]
ハ合シテ序ヲ書セシトイフ[illegible]
ナガラ[illegible]一巻ヲ[illegible]十[illegible]小鳩[illegible]
[illegible]ノ中ニ[illegible]
慶ナシメ安危来由記[illegible]國家治乱記[illegible]
家太平記ト号ス南朝ノ正平ノ作者カ[illegible]
延文ノ比改メテ号スル[illegible]天下太平記ト[illegible]

川武藏入道常久ナリ此書ノ号南朝ノ治乱ヲ記[illegible]當代ヲ[illegible]
[illegible]人ニ於テハ何ゾ國家[illegible]ヤ因[illegible]天下太平[illegible]
[illegible]ナリ[illegible]ノ学才ノ人[illegible]天下太平[illegible]建武ノ
[illegible]隠士[illegible]○[illegible]作者ノ中[illegible]
[illegible]上二條ノ[illegible]場[illegible]御遊[illegible]
新田義貞[illegible]勅[illegible]文治[illegible]東
夷[illegible]重[illegible]天下[illegible]
[illegible]
[illegible]都テ皇居ヲ遠島ニ遷[illegible]
[illegible]朕ガ代ニ至テ[illegible]滅[illegible]法旧
ノ[illegible]且ハ[illegible]代ノ[illegible]八當時ノ[illegible]
ガ鎌倉ヲ攻[illegible]形勢[illegible]
ト[illegible]天子ノ[illegible]普天ノ下ニ照[illegible]
何[illegible]謀ヲ以テ大敵ノ勇[illegible]

深くは万里小路藤房の勅諚を承りて北畠の玄恵に傳ふ玄恵之を受て命じて鎌倉の滅亡を記す次に高氏直義に命じて其の隠謀并に六波羅の滅亡を記す今の九十の両巻是なり主上叡感有て玄恵を以て其傳を為すなり其後天下の武臣ら此れを傳へて己が功の有るを抽でけるに此書の顕れざるを恨みて其の者ハ之を以てしかしながら傳へて玄恵に命じて下して又正成が武功を記しめられ又三位局藤房に命じて笠置の跡及び上御一人より竹苑摂禄并下ら位に至るまで東国ハ在る者若しなりしを記す三十五六の巻を加へし叢に大塔宮雲法親王般若寺にて経櫃の中にも大塔宮南都吉野十津川にて虎口の難を遁れ給ひし事の行を記して記しけるを記す又赤松が戦功同じく他者し但し律の則祐令旨を以て今の七八の巻を記し此二巻を山門の衆徒に玄恵が命を以て記す都合十巻或ハ義貞鎌倉の物語といひ或ハ高氏六波羅物語といひ或ハ赤松合戦記と

正成一人其号を以てせず其号不定なれども玄恵智教に圓等に命じて其他の事をなしゆゑに虚実相和しけるに依て武士等に命じて其他の事をなし此の家の事を記すに釋書の例に命じて序跋書せしむ時六年貮号前に記すがゆゑに又其の時の性ひに上らず在も時去る大院の有様のぶるは代の事も申して山門の衆徒に命じて記せしむ正成が死せし以前智仁勇の三徳を備へて嚴廉の行ある善智坊は下に僞ぜらるる其後化せらる十二十六の巻に南岸坊は僞正成信義又奏状高氏の隠謀直義の悪逆を記す十三十四の巻に時に貞治坂箱根の合戦を自記す共に十四の巻を下なれ帝の正平の此後なる即ち徳入道が吉野にあるを新帝の勅に依て京中の合戦高氏の敗北を記す十五の巻に良演の合戦若栄られ其化す又十二の巻直義玄恵に命じて其化す時に直義玄恵を識りて曰く此書十巻以後ハこりて焼失の処を記すべきやと玄恵曰断りて後代の人又焼失の処を記さん

これを公に此の書の正しからんことを以て直義書の焼亡をまつりける十二十七十八二十三の巻を記して元弘の後の正しからぬ所を記す十二十七十八二十三の巻を入れし時高氏に入り義詮越前の合戦義助の敗北なりしに其しれ直義が一代の悪逆を記す二十二の巻を記し合へるに依て天下に内紛なりて求めてこれを焼失す今二十二の巻の巻欠に伝へ　まさに當代に依りこれは二十二の巻八二十三にて集め其れこ　らと号して又和州の沙彌にて此書を記す十二巻の作者三人教圓上人南都の人義清法師三位入道にて大業は其玄恵が直弟にて和州十市の人北畠顕成議意法眼真福寺は家法号行宗十歳にて楽三十へ日野入道蓮寿が其の子二十五の巻より上は虚実を正しく云故法尊は其虚を除きて実を取ては又永徳年成山名氏清南方に発向して今の時義満が書を作せて其を記す十五巻都合二十九巻を此時に其紀

するの外は年久しく深く横川の傳天界坊能淳に之れを傳へ四十巻とす又應永の頃唐船来りて唐の官人明人此書を見て求めしかば将軍義持諸山の僧に作せしめて清書して官人に渡すとぞ上理書に玄恵は之に此の後其の言を以て今川駿河守入道心性に依て四十巻を定む然るに鎌倉に入て草紙の太平記といひ下は高氏の時より流布す今二十巻は採るに及ばず其の合戦の事は高氏の時より南方の軍関東奥方の合戦一糸乱れぬ事を記すに至るまで太平記と名付け此の書は高氏の時より世に流布す又按ずるに玄恵は法印にて慶長より上る本朝通鑑に云く應元年三月独清軒法印玄恵没此人始て程朱の學を講ず後醍醐帝親房傳受之又唐の註釈唯識資史記漢書を玄恵始めて読す宋の資治通鑑北畠

参考太平記　　六十四巻

常州水府の儒士今井弘済内藤貞顕西山公の命に依て校定す書體参考保元平治物語に同じ参考するものは本十八西源院

が毛利家が金勝院が今川家が北條家が南都が為将家が
出川家が天下が參らし參考に供す八皇年代略記增鏡ふて僧正
運歩録東鏡歴代皇紀代々將軍執權次第保暦間記神明鏡小笠原家
備前木系圖東寺執行日記其餘數部を擧す

明德記　三巻

此一巻今なし　一説にいはく明德元年山名氏清山名滿幸謀叛
し内野にて合戰し鹿苑院殿これを討平げらる諸軍して討取
るゝものゝ家をしるせる記なり

應永記　写本　一巻

大内義弘退治記とも号す　鹿苑院殿の時大内介義弘泉州堺に籠
て軍をおこし謀叛の事あらはれ軍兵堺へおしよせ攻
亡ぼさるゝ事を記せり　○按ずるに明の張居正事を採廷の經國大
典に倭學庭訓往來應永記雜筆富士などをのせたり

嘉吉記　一巻

嘉吉二年赤松滿祐普光院殿を己が館へ請じて弑し奉る
播州へ逃れ下る山名細川已下の大軍發向して亡ぼす赤松一
家滅亡せしを記せり中橋逸室點竄ありて序あり寛文九
年刊行す

續(?)記　写本　一巻

稱光院崩御ありて皇子なかりしかば伏見宮道欽親王の皇孫を迎えて繼がしむる時
伏見宮の道欽親王の御子を御位にたてまつりて將軍義教
義教公の時よりこの事を記せり道欽親
王は花園院の御父なり此記は枝葉なく集もしたり

應仁記　二巻

原は一巻也　慈照院義政公の時管領細川勝元と山名宗全と權威
をあらそひ諸大名両方にわかれて十一年の間京都にて戰ひやむ
ことなし洛中洛外これが為に焼亡す勝負つかず決せずして宗全
病死す勝元も死す其餘の大名もおのおの國へ下りて

争戰の記なり○坊間に承久記明德記應仁記と合刻
す此三代記と稱す

太記

百救院殿(?)義晴公の好長慶が亂によりて近江の國へ
のがれさせ給ひ終に逝去せし事を記す

六草子　一巻　七本

巻首に寛文年中の序あり本朝諸記錄の中より
就中此記は諸氏の記錄を遺書の關東大家の舊記也
巻之一　永享年中五月二日改元康暦元年より應永
諸國大名の追討の事を記す　光彩憲方入道を合戰に出勢の事
暦二年永享年　至德三年　嘉慶元年の事　應永
元年の事　四年　七年九年十年十一年十九年の事
巻之二　應永二十二年　廿五年　廿六年　廿九年のこと
此巻の中小栗照姫十人の郎等の事は實録なり

巻之五　永享十二年改元嘉吉　巻之四　寶徳二年のこと
巻之五　寛正十年享徳二年四年のこと
巻之六　享徳四年康正元年二年長禄元年のこと　此巻の中東常
元年東下野守常縁歌の事あり　太田道灌の歌を撰録せしこと
を記す歌十首のせたり
巻之七　文明三年　門土年の事　此巻文明三年以後太田道灌の
事をのせたり

神明鏡　二巻

神代より花園院の時代までの事を記す
記しるしたる書にて傳記の様子なり

文明一統記　一巻　一條兼良公

應仁の亂の後文明の中の事を記す

日本王代一覧　七巻　林春齋

若狹國主酒井忠勝朝臣の求めに應じて此書を撰ぶ。神武より正親町院までの事を誌す。慶安元年五月酒井忠勝の序、林恕の自序あり。寛文四年刻す

本朝編年小史　七巻　鵜飼石齋

神代より起りて後陽成の初に終る。林序あり。元亨釋書編集なると載

本朝歴史略評　四巻

作者詳ならず。其序に云、嚴父朝散大夫和州刺史太臣正統記要略本朝史略二巻其書多闕略不備因以本朝通鑑綱目等之書撰小説之中治乱勸懲之要以爲一評評云し元禄庚午四月序

〇目録の初にかなの典類三十一部、史傳類四部、傳類三十二部、典類三十二部の名を舉げ次に和字校正の崇禰を載す。大臣歴代を記せられたるもの也　補選を附す人皇の十一代より記せるもの也〇天神七代紀より水尾天皇までのことを記す

を以て得る所を附す。元禄八年刊

和漢合運圖　四巻

慶長年中洛下圓智（智）童撰。赤安八系を要とする世雄序を撰して〇又古撰する和漢合運歴劫記八山城嵯峨僧吉田光由の作なり

和漢綱要千支合圖　上巻

正和四年東福寺虎関和尚作なり

皇帝年代記　写本　一巻　慈鎮和尚

愚管抄の初めにするものなるべし

年代記　一巻

京ネ二七ト仙波実海の編す

如是院年代記　写本　六巻

巻第一　人皇第一代神武天皇元年より第八代孝元天皇五十七年に至る

巻第二　人皇第九代開化天皇元年より第十五代神功皇后六十九年に至る

巻第三　人皇第十六代應神天皇元年より第三十八代斉明天皇七年に至る

巻第四　人皇三十九代天智天皇元年より第六十二代村上天皇康保四年に至

巻第五　人皇六十三代冷泉院安和元年より第九十代後宇多院弘安十年に至

巻第六　人皇九十二代伏見院正應元年より第百八代正親町院元亀元年に至

〇奥書に云右如是院年代記以林祭酒蔵本校合畢

和漢年契　一巻　高礼

此書巻を開けば直に六十年を一覧すべし。上層は皇朝の年代にして神武天皇より今の和に至る。下層は漢土の年代にして周の平王より今の嘉慶に至る。又中層は文治の初より将軍家の年代を中層に記る。ちなみに朝廷の當時に至るまで〇和漢帝王の御諱世系および八代の治乱大人君子の薨卒等皇朝は六國史大日本史其他諸の実録より採摘して土層にかかげられたり。漢土は通鑑二十二史等より抄出して下層にかかげたり〇漢土僭朝の年号は別に纂撮をなしてこれを各主の年紀を考〇編首に和漢帝王系圖等を附し巻末に皇朝年号改元索引和漢年号索引

附す〇凡例の末に皇朝大化已前の異年号をあげしものは世にさだかならざるを以て別に出す〇寛政八年十月津國三村其原序同九年夏越前中村光致序同年上木す

掌中和漢年契　一巻

鄰香刻するところの和漢年契を抄略して旅行の便覧に供ふる袖珍本なり。これも和漢ともに千年を一紙に列せり。千支を以て凡そ一葉にわたり其格を照して求むる数十葉を隔つる年号を検出する巻首に小索引あり。首字を畫数にて分ちて巻尾に慶長以来の年号索引を附す。享和元年陸可彦の序あり

群書一覧巻之二

記録類

禮儀類典　写本　五百十巻　西山公御撰

古今諸家の記録数百部の中、朝庭の禮儀にあづかることを撰び [illegible] 武備文 [illegible] の史傳く [illegible] 神武 [illegible] 舊記の [illegible] の篇章 [illegible] の恒例より佛事雜事より園忌葬の限り採類聚せさせ

[illegible] 前右衛門尉為実 [illegible] の秋 [illegible] 編纂 [illegible] 書目

李部王記　式部卿重明親王

九暦　九条右丞相師輔公

法住寺相国記　為光公

法性寺摂政記　道長公

小右記　小野宮右大臣実資公

権記　権大納言行成卿

土記　土御門右大臣師房公

左経記　参議左大弁経頼

大宮右相府記　俊家公

春記　春宮大夫資房

京極関白記　師実公

水左記　堀川左大臣俊房公

平定家朝臣記

師記　大納言経信

後二條関白記　師通公

久我相国記　雅実公

江記　中納言匡房

知足院関白記　忠実公

大外記師平記

時範朝臣記

中右記　中御門右大臣宗忠公

法性寺関白記

大府記　大蔵卿為房

八條相国記　実行公

永昌記　大蔵卿為隆

長秋記　太皇太后宮大夫師時

台記　宇治左大臣頼長公

中内記　内大臣宗能公

宇槐雑抄　記者同上

同別記

実親朝臣記

朝経記

知信朝臣記

三條内府記　公教公

中納言朝隆卿記

中納言顕長卿記

大外記師元記

大納言公通卿記

玉海　月輪兼実公

中納言顕時卿記

山槐記　中山内大臣忠親公

同別記

愚昧記　三条左大臣実房公

右大弁重方朝臣記

中納言雅頼卿記

参議俊経卿次第

兵範記　兵部卿信範

心記　樋口中納言定能卿

吉記　吉田中納言経房

殿記

顕広王記

宮槐記　野宮左大臣公継公

大外記頼業記

仲資王記　中納言資方卿記

猪隈関白記

中納言経親卿記

玉藥　光明峯寺関白道家公

三長記　三條中納言長兼

中納言定嗣卿記

大外記師尚記

大外記良業記

明月記　京極中納言定家

中納言資高卿記

徳大寺相国記

自暦記

大外記師季記

業資王記

岡屋関白記　兼経公

平戸記　民部卿経高

中納言家光卿記

後中記

師季卿記

今出川相国記

後三條内相府記　公親公

中納言為経卿記

大納言資季卿記

中納言忠嗣卿記

陽䆹記

中納言経光卿記

水草宗記

山階左相府記　実雄公

妙槐記

大納言顕朝卿記

後西園寺相国記　実兼公

憲言記　中納言経俊卿記

中納言宗雅卿記

大納言経任卿記

右大弁高棟朝臣記

仁部記　民部卿資宣

竹林院左相府記　公衡公

吉續記　吉田大納言経長

後山本左相府記　実泰公

後稱念院関白記 冬平公　中院内相府記 通重公
伏見院御記　月藏房僧都宰円記　定衡朝臣記　業顕王記
大外記師古記　大外記師右記　吉槐記 吉田内大臣定房公
參議雅俊卿記　今出河内相府記 実兼公
萬一記 万里小路一位宣房公　継塵記 中納言実任卿
八條内相府記 公秀公　園太暦 中園相国公賢公
大納言公敏卿記　秀長朝臣記　宮内卿長基卿記　野宮内相府記 公清公
盛秀朝臣記　大外記良枝記　大納言長光卿記　後山階内府記 実音公
後愚昧記 後押小路内府実忠公　同別記
秋亜記 杉在大納言[illegible]　重綱記　左大史匡遠記
大外記師茂記　久世相国記 [illegible]　大納言為遠卿記　量実記
大外記頼光記　成恩寺関白記 経嗣公　後野宮相国記
大納言公宣卿三節會次第　後瑞雲院[illegible]
後成恩寺関白三節會次第 兼良公　建内記 建聖院内府時房公

觀音寺相國記 公名公　薩戒記 中山大納言定親卿
同別記　同抄出　東山左相府記 実凞公
二條大閤記 持通公　兼[illegible]記
後竹林院左相府記 実遠公　九納言益長卿記　資益王記
宗賢卿記　權大外記康富記　十輪院内相府記 通秀公
中納言有俊卿記　大納言親長卿記　宣親朝臣記
慈眼院関白節會次第 政基公　大納言宣胤卿記　忠富王記
後妙華寺関白節會次第 冬良公　得生院右相府記 公藤公
大納言元長卿記　菅別記 甘露寺大納言和長卿
後観音寺左相府記 実宣公　二水記 鷲尾中納言隆康
三光院内相府記 実澄公　光恩院儀同記 孝親公
後浄明珠院摂政記 康道公　百錬鈔 已下作者不詳
天慶二年記 已下作者未詳并次第物等略之
參館のともがら總裁一人考勘十五人書寫二十八人校合十人出納

四人検察三人隔日に辰の時よりまゐりて未の時刻に退く但此書體は
仙洞へ奏進し且ハ群書の批評をうけたまはん為に四方に採索ある
賀に三節會射禮行幸二ヶ度の大寒かしく[illegible]今出川の内府
このもの[illegible]たまひ伝聞も叡慮に仍りて禮儀類典と
記号をなづけられ書目もかく採集秘記新儀式に依て院の
記深心院関白記後深心院関白記なども借下されて官庫の見え
ざる記録をあらためさせたまふほどかく行はれて秘書珍記をこの
一館にあつめさせたまひしの史傳のおぼしめしもあらうく
京師西舎にあたり紅葉の西山霊區の奥までものしくさづり
ながめてしらるゝ[illegible]経てその様ハもちゆる牛に汗するならず
かり行ひめぐらし○寶永七年庚寅八月権中納言従三位細條君
序はをハ凡例にあり
第一巻より第二百十四巻まで　年中行事
第二百十五巻より第四百八十四巻までの間　内侍所御神楽　祈

雨　止雨　臨時御八講　御讓位　御即位　大嘗會　八十島祭
行幸　還幸　遷宮　御元服　御讀書始　立后　御産
御入内　改元　天文密奏　講書　[illegible]　上表
御幸　御薙染　拜賀　着陣　[illegible]　田祿　追討使　配流
御國忌　其餘恒例臨時の故実等部のせらる
第四百八十五巻より第四百八十九巻まで　詩御會
第四百九十巻より第四百九十六巻まで　歌御會
第四百九十七巻より第五百十巻まで　音樂　宴遊　御賀　諒闇
等の目を載らる

群記類鑑 写本　八十巻

撰者つまびらかならず祭義の部五本を閲す此中引ところの
書　延喜式　吏部王記　九記　外記　貞信公御記　小一條記
北山抄　春記　中右記　長秋記等也　○書體禮儀類典に
類すといへども採用するの書の廣博なる事ハ彼書に及ばず

日次記　写本　二百二十巻

村上天皇の御時より以来摂家代々の記録にて九条道長公より兼実公まで及ぶ事まで記せしとぞ

諸家名記　写本　一巻

李部王記以下諸家記録の目録なり下に作者を附す此書予が閲するものは仁和寺書目の末に附したる記録七十二部を載

李部王記類聚抄　写本　兼明親王

李部王記といふは延喜帝皇子式部卿重明親王の記録なり其子首ある巻を抜出されたるものにて今わづかに残るのみなり此類聚は何人の撰なるか知らず彼記の文の諸書に散見するものを抄聚して巻首に標目を掲げたり延長八年十二月の事より同十年正月の事八月の事十月の事天慶二年三月十月の事により中

延喜御記文を引きたり○巻末に帝王系図附して延長八年九月十月の事天暦六年三月八月の事又延長八年の事を奥に醍醐寺記文の事あり巻首に李部王記兼明親王延喜皇子押紙に依本巻首と有り○本保貞長王撰間すなはち李部王記といふも式部卿の記なれば西宮記北山抄などより見るに今の吏部王記といふ字をのせたり李は吏に誤れるものなるべし

九暦　写本　二巻　九条師輔公

いはゆる九記と号す九条右大臣の記録なり今わずか上下二巻あり天暦元年より記せり

西宮記　写本　二十五巻　左大臣高明公

西宮左大臣の記録なり十六巻の西宮抄といふもの是なり禁中恒例臨時の御作法等をあらはせり

権記　写本　十五巻　藤原行成卿

行成卿官権大納言なるをもて権記と号せるなるべし長保三年正月より記しおかれし

道長公記　写本　五巻

御堂関白道長公の記録なり一条院の寛弘二年正月より三条院の長和二年まで記し

小右記　写本　四十七巻　右大臣実資公

右は小野宮右大臣の記録なり因て小右記と号す一名野府記とも号す是れは小野宮右府の字をとれるなり又続水心記と号するは祖父小野宮摂政実頼公の記録を水心記といふに対していへるなり其子孫の記録を続水心記とも号するものなり一条院の治安四年の春まで記しおかれし

春記　写本　七巻　前参議資房卿

春宮大夫資房卿の記也因て春記と号す又野房記とも号す後朱雀院の長暦四年より後冷泉院の永承七年までの事を記せり

経信卿記　写本　七巻

大納言経信卿の記也一名帥記と号す後冷泉院の治暦四年より堀河院の寛治二年まで二十一年の事を記せり

水左記　写本　七巻　源俊房公

土御門左大臣の記録也源姓なるを以て水左の二字を名とす

第一巻　白河院の承保四年七月より第三巻同年閏十二月に至る

第四巻　承暦五年七月より第六巻同年十二月に至る　此巻の奥書に云　此一冊左近中将通清朝臣筆也　元禄十年七月三日　権大納言源

第七巻　承保四年正月二月五月六月十一月十二月　承暦二年正月二月十二月　同三年正月二月四月五月七月十二月　同四年正月より六月まで　同上年八月五月十月同四年七月八月閏八月十月十二月

同九年永保元年正月より四月まで六月十月より十二月まで承保二年正月四月七月十月十二月同三年正月二月八月同四年正月十二月八月應徳元年正月六月同二年十一月十二月　此一巻有錯亂
奥書云此一冊右近中将具統朝臣筆也元禄十年七月三日權大納言

後二條関白師通公記　写本　六巻

白川院の應徳三年七月より堀河院の寛治七年六月までの記録也
巻之一　應徳三年七月より十二月まで
巻之二　寛治二年七月より十二月まで
巻之三　同五年正月より三月まで
巻之四　同六年正月より三月まで
巻之五　同七年正月より三月まで
巻之六　同年四月より六月まで
此記奥書に六月下段をとりて〇廿五日　丙戌　出會　廿九日
出會廿日　二日　丙戌　復往亡　廿九日　癸丑　伐　十八日　庚寅　天禍　十

九日　辛卯　狼藉　廿四日　丙申　滅門　復　十日　丙戌　歳下食　十六日　壬辰
五巻　廿七日　癸卯　九坎　厭対　復　等なり

中右記　写本　七十二巻

中御門右大臣の記録也因て中右記と号す堀河院の寛治元年正月より崇徳院の保延元年十二月まで代々の事を記せり古き書目に七十二巻とあれども今世に流布するものはわづかに巻数定まらず此書諸の故実の考證に用ゆべき書なりことに九月十三夜の明月八月十五夜に次ぐと賞することなども此記に始て見ゆ

岡屋関白記　写本　三巻

岡屋関白兼経公の記録なり後一条院の長元三年より記せり

水日記　写本　十一巻　権大夫師時卿

鳥羽院の権大夫の時の記録にて堀河院の天永二年四月より崇徳院の保延二年に至る

永昌記　写本　十二巻　参議為隆卿

一名寧記と号す巻首に永昌御記為隆つくる毎巻目録あり堀河院の長治二年より崇徳院の大治四年まで二十五年のうちの記録なり〇奥書云天治元年夏御記永昌借用右兵衛権佐数奇写留了件写本字之狼戻行之交倒不察多誤後覧者可得其意也相傳本先年焼失愚老悪筆近年弥倦然而為子孫強而相企者也文安元年九月廿五日　権大納言藤原判

八條相國記　写本　一巻　八條実行公

古き書目に巻数あまたあれども今存するところ残欠にして天治元年十月の末一巻なり

長秋記　写本　十巻　皇后宮権大夫師時卿

師時卿の長秋宮の大夫なれば長秋記と号す今存するところ十巻なり三巻のうちに天永二年三月より

記せり最十巻の末大治四年九月廿九日に終れり

三長記　写本　九巻　大納言長兼卿

三條長兼卿の記録也因て三長記と号す後鳥羽院の建久七年より年までの事を記せり

殿記　写本　八巻　藤原良経公

或は殿暦と号す種々の部類抄あり別に建仁四年の記抄附す〇一條禅閤の桃華蘂葉当家相傳記録のうちに殿御記一合とあるは此なり
自筆の記を写す

猪隈関白記　写本　四巻　関白家實公

猪隈は猪熊に作る土御門院の建仁元年より承元二年までの

台記　写本　二十巻　宇治関白頼長公

記録なり
頼長公宇治悪左府と称す此記頼長公生年廿三歳近衛院の康治元年壬戌正月より二十六歳の久寿二年四月まで十四年が間の記録なり

日記なり此中久安二年正月より九月まで闕同年十二月闕又仁
平元年四月より十二月まで闕同二年正月より六
月まで闕十月より十二月まで闕　第二十巻久安六年の記しるく
粉かけ十巻と同じ不審十九巻以下ハ保元の乱まてを記録す
及なれすゝんでいかなる此公才学ひとへに超越せしかれ信
西なと伺ふしくも経学ハかつてめしれり記中に論ぜる所
毎年講ぜしところの数部の記録のうちくにみえたる也
るにはゝ詩書易禮春秋をはじめとして数十部の経史なら
びに雑家の書等をも渉猟せしめたるなり中にも春秋ハ
左氏伝公羊伝穀梁伝なども数遍よみたりとしてふ伝の優劣
を論せしめたりまた余経典釈文春秋釈例等をもよみたり
しことより此公の履歴此記のなかにみえ平治物かたりつかふ
られり

台記別記　写本　　八巻七本　同上

台記にもらされたる事どもの中の儀式等のくはしきを八日記に
のせたるつきにあり別記とわかちて記したるもの
第一巻　長承四年二月擬長任大将　康治元年二月廿六日大嘗
會　同二年正月十八日賜弓
第二巻　正月廿七日知足院禅閤七十賀　四月朔日官政　十月二日官
政　十二月十二日讀書始
第三巻第四巻　婚記すなはち久安四年七月より十二月廿四日まで
のことを記せり
第五巻　久安六年十月より仁平元年八月にいたる　詣春日社記
第六巻　仁平元年藤原隆長元服記
第七巻　仁平二年詣春日記
第八巻　久寿二年四月詣賀茂記
奥書云右台記十九冊複本一冊合廿冊別記七冊全部廿七冊以テ
本書挍考ス于時享保丙辰初夏

人車記　写本　　二十五巻　兵部卿信範卿
此書ハ兵範記ともいふ官と名とを一字づつとりて名付たるもの也
人車の名ハ範信の字の偏傍をとりて名つくといふ
第一巻　久安五年十月十一月　第二巻　仁平二年十一月十二月
第三巻　同三年正月より五月まで　第四巻ハ同年八月より十二月まで
第五巻　久寿三年保元と改む　信範此時正五位下四十五歳也同年正月より七月まで
第六巻　保元二年四月より十二月　第七巻　同三年正月より六月まで
第八九十の巻　仁安元年九月より十二月まで
第十一巻　同二年四月より六月まで但し六月の末闕
第十二巻　同三年正月　第十四巻　同年七月
第十七八巻より第二十一巻まで　同年九月より十二月まで
第二十二巻　嘉応元年二月　第二十三巻　同年六月より十月まで
此記録の末に治承記一紙を附すこれハ治承…廿日…
なり記せり其奥書云　右信範以治承記以桃華殿下第一之本写畢

雖一紙錯簡前後書尓故人苦心之遺跡其功不可廢仍騰写之者也
殿下旧本此記之次與他家記混為一冊今引…之元求…
六月晦日　羽林左衛中御将藤原朝臣　又第六
巻第十一巻第十三巻等の奥書…又其…みるのみ

吉記　写本　　二十二巻　吉田権中納言経房卿
巻首に吉御記といふ　第一巻の初承安二年七月に起り此巻の
奥に延慶二年十一月十九日書す　按察使親長と
第二巻　闕　第三巻　承安二年四月　同三年七月　安元二年
五六月　治承四年四月十一月　養和元年八月九月十一月のことあり
此巻の奥書に虫損之所々加表紙天正拾八年七月廿六
日権大納言経元とあり　第四巻　巻首闕年号詳ならず
第五巻　同上　第六巻　闕　第七巻　治承四年八月のみ
此巻の奥にも延慶二年六月廿日書写按察使親長とありて八巻
已下余いまだ熟覧せざれば…つまびらかならず

愚昧記　写本　　四巻　　三條左大臣実房公

これハ残缺にして六條院の仁安二年三月のことなど記せり

玉

海　写本　　二十八巻　　月輪摂政藤原兼実公

此記もはじめハ玉葉と号す其後後普光園摂政良基公はじめて

玉海とあらためらる〇按ずるに桃華蘂葉に当家相伝の記事　玉

葉八合　月輪禅閤自筆御記二条家相伝の写本を玉海と号す

第一　長寛二年閏十月時に兼実内大臣閏十月立太子此間長寛二

年十二月闕　永万元年全闕　仁安元年正月より九月まで闕

第二　六條院三月廿日御譲位同廿二日高倉院即位建久八年正月四月

餘月闕　正治元年正月餘月闕　同二年三年四年五年八年等闕

以上五十巻なれども闕巻多くして二十八巻存せり

玉

葉抄　写本　　一巻

玉海の内抜抄せしものにして巻首に白馬節会雨儀次第建

久一年とあり　召詞　権中納言　参議　左近衛権中将

東宮権大夫　民部卿　修理大夫　等になりしより　又国栖不参の例

など載せたり〇奥書云此一冊書写事延徳八年九月十六日自禁裏

被仰下候間為后一本写留者也彼本光栄法印入道　俗名

宗豊　被〔殺〕時　筆跡也不審之所数ヶ所加了尚或随〔[illegible]〕直改書

入之矣　永治記以後者彼筆者令書加之　権大納言藤原宣胤

又延徳九年九月廿六日染筆の奥書　按察使藤原親長とあり

玉

蘂　写本　　二十九巻　　光明峯寺摂政道家公

桃華蘂葉に当家相伝の記　玉蘂七合　光明峯寺禅閤自筆

記　第一巻　土御門院の承元三年三月より　第二十九巻

四條院の仁治二年三月同三年三月にいたるところ闕巻あり

東書抜に入れり

明

月　記　写本　　九十六巻　　京極中納言定家卿

初の名ハ照光記といへり明月記といふハあるいは彼卿の毎月

記されしためか元久の比住吉参籠の時　明月明かなる冥の霊夢を

蒙りしよりてく家風にたがへざるため明月記と名つけしとぞ

てらされぬ事ハなけれどもへだてなく此記を誦しければ

明月録ハ載せず東北記に六十三巻とあり今世にあるハいくら

五十餘巻なりしハ二十餘巻のかけたる事を闕すといふ也

写本ハ九十六巻のものもあり

明

月記和歌部類　写本　　一巻

巻首に〔鶴〕道家にもあらず彼記の中の和歌をあつめたるものにて

を一條禅閤兼良公の抜出しなりしものにや　文臺の図な

どもあり〔此記〕んとあれり〇奥書云　本云以後成恩寺禅閤

殿下令染御自筆之本所書写也云々

山

槐　記　写本　　十巻　　藤原忠親公

又達幸記と号し又貴嶺記と号す山内大臣忠親公の記に

して保平合戦の比の事多く載せり

平

戸　記　写本　　十巻　　平経高卿

民部卿経高の記録なり民部卿の唐名を戸部といふ故に平戸

記とも名付く四條院の延應二年正月より後嵯峨院の寛元三年十二月迄

のことを記す

仁

部　記　写本　　五巻　　権中納言資宣卿

日野資宣の記録なり毎日暦の上段に書す

第一巻　建長八年五月　　第二巻　弘長元年七八月

第三巻　弘長二年正二月　　第四巻　文永五年二三月

第五巻　弘安二年四五月　　已上各残缺なり〇此記者資宣卿の資

宣卿の〔孫〕し

管

見　記　写本　　五巻　　竹林院左大臣公衡公

公衡公ハ後西園寺太政大臣実兼公の男にして後光厳院の御舅也

第一巻　此巻ハ実兼公のあらはし公衡公の記せられしとあるなり

うかは字多院の弘安十年正月七日より同十一日に至て　同十一年正

月二日より二月廿日迄なり

第二巻　公衡公より六代の後慶春院右大臣実永公の記正二位権大納言公名卿等の記也　称光院の正長元年六月七月九月以十四年　永享元年也正月八月十一月の也なり

第三巻　公名公記より後也公名公ハ実永公の男にして観音寺太政大臣と称す　永享二年正月六月七月の也なり

第四巻　永享三年正月一日より三月廿日まてなり

第五巻　南都大仏縁起なり

萬一記　写本　一巻　大納言宣房卿

萬里小路一位宣房卿の記録なり　萬一記と号す　此記も今伝はる所残缺にして正安三年四月の分のみなり　大嘗会ありし方　即位　女叙位　立太子　御禊等の事なり　○奥書ニ云　明応九年春正月廿五日拭老眼写畢　大学頭兼侍従文章博士大内記菅原朝臣判　又云于時文亀元年二月廿七日書写早借用東坊城和長卿者也　蔵人頭右中弁藤原朝臣判　又云此一冊数右大弁宰相賢房卿以東坊城和長卿か書写本并其已後奥并校虫損之間重坊城卿令借用写之了　于時永正十五年十一月十九日

左中弁永花押

吉続記　写本　二十三巻　吉田大納言経長卿

経長卿の記にて吉田内大臣定房公の纂せられしものなり

第一巻　文永四年六月の事　第二巻　同年四月五月六月の事

第三巻　第二巻と同し月の事なれとも分たり

第四巻　文永五年五月六月　第五巻　同七月より九月まての事

第六巻より下ハいまた熟読せす

三槐抄　写本　二巻

巻首に此抄自槐門三家之説故の十字あり已下虫損よりしるす　正安三年公茂元亨二年実忠授始権中納言の事等ありて記す　奥書云　治承二年正月廿日見合本書了　裏書云勘物等抽要ヲ概注付也　又云文治五年二月一日一見了又取と和東書勘物等ヲ左

幕下花押　又云元仁二年正月披見之間軸本虫喰損修復之了　紙外花押

○按するに此書何人の記するところなることを詳にせす　記中の文より実忠の二条家の系図を見るに公茂ハ三条実重公の息にして文保元年内大臣従一位元亨四年正月九日薨す其男実忠ハ後三条と号す康永二年内大臣貞和三年正月四日薨す実忠ハ実重公の男なり

公清公記　写本　一巻　内大臣公清公

巻首に貞和六年具注暦日庚寅歳　正月小建戊寅一日丁巳土平と記せるかく此記ハ日次よりしるして五月までの事あり　これも残缺の書也　此中に東の園なと乱按なとしるしたる所も甚つまひらかなり　○奥書云　右一冊者不慮所求之間令備王家之書写之校合了　延宝二年首夏初六　内大臣右大将　○按するに公清公ハ徳大寺実基公の男にして貞和二年内大臣従一位延文五年六月出家四十八の時にかく薨す

園太暦　写本　二十三巻　太政大臣公賢公

一名園太記と号す中園太政大臣公賢公の記録なるを以てかく名く　つけたる南朝の沙汰乃記録もしるし　朝家の衰へすゝり盗賊の濫行の事なとをしるし　ことに疫癘の沙汰乃或ハ兼好法師の履歴なとも見えたり

後愚昧記　写本　九巻　後押小路内大臣公忠公

巻之一　応安四年正月より九月に至る此中八月闕　此巻奥書ニは愚昧記九冊以正親町亜相実豊卿本令書写加校合了　寛文十一年

巻之二　応安四年除目　奥書ニ云　記七冊華山家以本令書写了　中書

衣神宴月下旬従二位権大納言右大将花押

天文十二暦季春下澣　権大納言藤原経一廿七歳

巻之三　応安五年正月より四月まて同年九月十月十一月

巻之四　応安六年九月より十二月まて

巻之五　応安七年正月より九月まてなり後光厳院崩御御葬の中陰間

後深心院関白記　写本　七巻　関白道嗣公

後光厳院の應安二年より永和五年までの記録なり

薩戒記　写本　二十巻　中山大納言定親卿

薩戒は中山宿基禅門記 定親于時左近中将十八歳より第十
四巻までは薩戒御記といふ
第八巻　称光院の應永二十五年正月より六月に至る
第二巻より第十二巻まで　應永三十二年正月より十二月に至る
第十三巻　後花園院の永享二年二月四月十一月十二月のみを記す
第十四巻　同四年十二月九日節賀のみ
第十五巻　同六年十月より十二月に至る
第十六巻　同九年八月　第十七巻　同年十二月
第十八巻　叙位部　第十九巻　宣下消息部
第二十巻　部類私要抄　薩戒記部類の要抄第四より消息○此中
第十二巻裏書にあり　寛文十年正月日　前権大納言藤原判云云
○按ずるに今傳はるところの薩戒記第一二三之外一巻より四五六
外二巻より七八九外之巻より十一十二と四巻より十三四十五
を五巻より十六十七十八外六巻より十九二十外七巻より合
冊七本なり　古今書目には八之十五巻といふ　又薩戒記薩戒秘抄
等の書目あり

康富記　写本　二十巻

権大外記中原康富の記録なり　應永より享徳までのうちの記す　其二
十巻も残缺なり○此書の中享禄四年正月九日の所に云　今暁室町
殿姫君誕生也　御袋大館兵庫頭妹也云云

宣胤卿記　写本　二十三巻

大納言宣胤の記録なり　文明長享延徳明應文亀の時のを記す
○此書の中文明十二年十月二十日より十二月十四日まで禁裏にて
二十番俳にて日々紀律法華のまねびあり其儀ありまのあたりしるせり

二水記　写本　十巻　鷲尾中納言隆康卿

又一止記と号す　後柏原院の文亀四年よりしるせり

元長卿記　写本　十巻

甘露寺大納言元長卿の記録なり　後柏原院の永正二年より大永五
年までのことを記せり

三光院内府記　写本　一巻　西三條實澄公

綸旨のこと勅書のこと女房奉書のこと奉書の目のこと烏帽子のこと
東帯のこと衣服のこと其餘種々のことを記す○奥書云　此一冊従三
光院内府被書進之　具朝臣其書者也　以中院入道也足所自筆本謄
写之　右清閑寺従一位共房卿自筆書也　又云　拝借秘書写之不可出
櫃中者也　御厨子所預紀宗恒

百錬鈔　写本　十七巻

此書の記者いまだつまびらかならず　大治承安文暦の時のことより
よりして第十七巻　建長より正元にいたる○奥書云　嘉元二年正
月十五日以大理定房卿本書写校合了　貞顕　○毎巻金澤文
庫の墨印あり　○金澤文庫のことハ　金澤越後守平貞顕ハ北条
越後守実時が孫　越後守顕時が子なり　共に武蔵國金沢に住す　故
家号を金澤といひて　称名寺の中に文庫を作りて　和漢の群書を
あつむ　金澤文庫といふて印を押す　儒書ハ黒印　佛書ハ
朱印を用ゆ　此旧跡今は傳はらずといへども　蔵書ハ元弘の兵乱に
失せず　今存するもの二百餘部といへり

有職類

金玉掌中抄　写本　一巻　中原章任

律の末書なり罪條等より五刑のりよ至る七十一條をのす律令ならびに條疏を引て令案かくこれあり○本朝法令の書これにあり唐の刑書の例にまかせ律令格式の四科あり養老二年に淡海太政大臣不比等勅をうけたまハりて作られけり養老律といひ大宝元年に撰せられしを大宝律といひ共に亡びて今伝らずその目録ハ唐律に全く同じきものなり

名例第一　衛禁第二　職制第三　戸婚第四
廐庫第五　擅興第六　賊盗第七　闘訟第八
詐偽第九　雑律第十　捕亡第十一　断獄第十二

○按ずるに律の末書も昔ハ義解集解疏附釈并私記等ありけれどもおほくハ亡びて伝らず今ハ令を学ぶ中わづかに世に残りて伝れり

令義解　十巻　清原夏野等撰

令の本書ハ大宝元年に贈太政大臣不比等勅をうけたまハりて撰せられしかば大宝令といひ又養老二年にも撰ばれしを養老令といふ林中の羽の諸役あるひハ礼節等を定められし○此令ハ唐の開元令を損益して備へられしものにして唐令の目録を廃してかくのごとし

一官品　二三師三公台省職員　三寺監職員
四衛府職員　五東宮王府職員　六州県鎮戍嶽涜関津職員
七内外命婦職員　八祠　九戸　十選挙
十一考課　十二宮衛　十三軍防　十四衣服　十五儀制
十六鹵簿　十七公式　十八田　十九賦役　二十倉庫
二十一廐牧　二十二関市　二十三医疾　二十四獄官
二十五営繕　二十六喪葬　二十七雑令

○令の義解ハ彼大宝令の注にして有職家至要の書なり此書ハ野篁等是を撰ぶ小野篁の名ハ此の巻首に撰者の名を列し詔書上表等をのせたり

明法得業生大初位下臣漢部松長
従八位上守判事少属臣川枯首勝成
従六位上行左少史兼明法博士勘解由判官讃岐公永直
太宰少弐従五位下臣小野朝臣篁
正五位下行阿波守臣善道宿祢真貞
正五位上行大判事臣興原宿祢敏久
従四位下行刑部大輔兼伊豫守藤原朝臣衛
従四位下行勘解由長官臣藤原朝臣雄敏
正四位下行左京大夫兼文章博士臣菅原朝臣清公
参議従四位下守右大弁兼行下野守臣藤原朝臣常嗣
参議従三位行刑部卿信濃守南淵朝臣弘貞
正三位守右大臣兼行左近衛大将臣清原真人夏野

以上撰者十二人なりされバ目録ハ

第一　官位令　職員令　後宮職員令　東宮職員令　家令職員令
第二　神祇令　僧尼令　戸令
第三　田令　賦役令　学令
第四　選叙令　継嗣令　考課令　禄令
第五　宮衛令　軍防令　第六　儀制令　衣服令　営繕令
第七　公式令　第八　倉庫令　廐牧令　医疾令
第九　假寧令　喪葬令　関市令　捕亡令
第十　獄令　雑令　○今の刊本ハ慶安三年蓬生巷林鵞峰序あり

令集解　写本　三十七巻　惟宗直本

ての諺字多し好む者ハ以て校正すべし
此ハ義解にありて詳ならざるところをくハしく義解と異なる事なり

令私考　写本　五巻

多くハ古書の引証ハおほく集解に依て

作者詳ならず第一巻の中官位令より職員令の軍團まで
存せり

令三辨　写本　一巻　荷田在満

今時令は大宝令をいへるを辨じ養老にいたり律令を删定あらため
て更にこれを制するにあらずといふことを辨じ今の令養老なる
ことを辨ず元文己未上陽の奥書あり

類聚三代格　写本　三十二巻　残缺六巻

禁中代々の下知の條々を時にしたがひて異同ありて損益あるを
格といへり弘仁貞観延喜の三代の格を部類をわかちて
類聚三代格とすいまもあまた七巻を闕く今なほすこしのこれり

弘仁格　十巻　大納言藤原冬嗣等奉勅撰

序にいはく推古天皇十二年に上宮太子親ら憲法十七條を作り
たまひしより國家の制法はじめて具はれり天智天皇元年
に至て令廿二巻を制す世人のいはゆる近江朝廷の令なり
文武天皇の大宝元年に至て贈太政大臣藤原朝臣不比等勅を奉じて律
六巻令十一巻を撰し養老二年復同じく大臣不比等勅を奉じて
更に律令を撰して各十巻とす今世に行ふ律令これ
なり然れども方に今律令頻に刊修を経といへども格式いまだ編輯
せずとくにこれ政道に於て甚だ尚闕とするところなりすなはち左
大臣藤原朝臣内麻呂常陸守菅野朝臣真道等に詔して始て
撰定せしむ草創いまだ成らず時の遷変に遭て寝て行はれず大納
先緒のいまだ遂げざる所を續きて編纂をいたし一事で脩
撰せしむ是に於て右大臣藤原朝臣園人中納言藤原朝臣葛野麻呂秋篠朝臣安
人参議藤原朝臣三守橘朝臣常主等に詔して工商旨
に隨ひ十二年官符の故事を探り諸の遺例を拠ひ今の事を商
量し同類を纂集し類以て相従ひ諸司に分ち録すと大宝元
年に起て下弘仁十年に迄都て四十巻格十巻とすと○此冬嗣
公の序は本朝文粋巻之八にのせたり

貞観格　十二巻　大納言藤原氏宗等奉勅撰

序にいはく弘仁十一年四月廿一日格十巻を施行す今時五代を
歴年六十におよび文物時の遷るに随て沿革自ら至るなれども未だ前
の格の良相等に詔して旧格の因循し新符を綜緝せしむ
きて成功をなさず歳月遷て従五位藤原朝臣氏宗等前に右大臣
となりては詳に深規を悟るに仍て南淵朝
臣年名大江朝臣音人菅原朝臣是善上毛野朝臣永世紀朝臣
安雄南淵朝臣興世大春日朝臣安永布瑠宿祢道永山田宿
祢弘宗等にもまた弘仁十歳の明年に起て下貞観十年の節
にいたるまで成規を州郡に擇ひ故実を官曹に捜て事格と
なるべきものを挙ていれを取て舊制とし前の八推くこれ
を業議く詔に因て貞観式十二巻を撰して奏上す開元留
司格に准して貞観臨時格と号すといふ○此氏宗公の序も文粋
巻之八にのせたり

延喜格　十二巻　左大臣藤原時平等奉勅撰

序にいはく弘仁格十巻貞観格十二巻聖主其論言を降し賢臣其
筆削を施し舊章を甚闕に捜て新制を詔命に擇ふ勒して
制格以来年を歴ること漸久し行ふ所は累代の事施張まさく
改し或は一事に二時に抑揚互に殊なるものありて未だ
是を一にして流を全くすることなし左大臣藤原朝臣時平大納言藤原朝臣
定國右大臣藤原朝臣有穂平朝臣惟範紀朝臣長谷雄大蔵朝臣善行藤原朝臣菅
根藤原朝臣興範三善朝臣清行大蔵朝臣善行藤原朝臣
道明紀朝臣宿祢理平惟宗朝臣善経善道朝臣維行弓削世連
諸縁等に詔して前條を蒐集して此典を綜緝せしむ貞観
十一年に起て延喜七年に至るまでの事類を以て部ち録し前格に
のせずして皆舊目に依て新意なきものは各その條貫を錯し
て區分することなきものをこれを雑令に准じて一巻とする
雑格と号す勒して十巻とす延喜格と以て別に延喜臨時

格二巻残合せて十部二巻となる〇延喜格の目録ハ

巻第一　神祇中務　巻第二　式部上

巻第三　式部下　巻第四　治部上

巻第五　治部下　巻第六　民部上

巻第七　民部下　巻第八　兵部

巻第九　刑部　大蔵　宮内　弾正　京職

巻第十　雑格　臨時格巻上　臨時格巻下

〇類聚三代格残缺六巻目録

巻第一　序事　弘仁格式序　貞観格序　延喜格序

神社事　神封并租地子事　祭并幣事　神叙位并託宣事

齋王事　神官司神主祢宜祝部座并装束事附出事

科祓事　神郡雑事　神社公文事

巻第三　佛事下　國分寺事　定額寺事

僧綱員位階并僧位階事　諸國講讀師事

僧尼禁忌事　家人事

巻第五　分置諸國事　加減諸國官員并廢置事　雑任附過

定官位事　定五位以上季禄事　秩限事　交替并解由事

巻第七　公卿意見事　牧宰事　郡司事　四度使并公文事

應差諸國健兒事　在撰田部　諸使并公文事　隱首括出浪人事

正倉官舎事　徴浪人調庸事　在調庸部　免除事　在職免部

巻第八　褒賞力田勸農民事　封在墓寶部　調庸事

封戸事　神封在神事部　梵釋寺封在寺田部　不動々用事　出挙事

借貸事　雑米事　義倉事　填納事　鑄錢事

巻第十二　禁制事　斷罪贖銅事　諸司與奪不上者放還本貫事

在調庸部　〇已上六巻今世に存する也　此三巻奥書あり云

文永元年正月十九日以孫武衡本書写点校了　本奥書云

越州刺史平ノ　在判　〇第五巻奥書云文永元年十月三日以孫内

武衡之本写之点校合了　中奥云　安貞二年四月九日書写了

弘仁式　写本　〇此書奥書豊原奉重　同十三日点了

仁和寺書籍目録に弘仁式三十巻　四十巻　今本十二巻

弘仁十一年奏進　大納言冬嗣々

撰ふ　掲とみへ又一本の書目に四十巻とあり今存するハ十二巻なり

されハ卜巻のものの傳ハらざるにやいふ

貞観式　写本　二十巻　今本十巻

仁和寺目録にも貞観式二十巻　貞観十三年奏進　右大臣氏宗公撰

〇年経事和学辨ニ云　弘仁式ハ今も傳はらずあれども偏にかかりぬ

人皇五十二代嵯峨天皇の御宇弘仁年中に撰ばせ給ふ所なり弘仁式と

云清和天皇の貞観年中弘仁式の帳面に依て更に撰ばせ給ひし故貞観式

と号す　其のあと撰ばれし右の帳面なりしかあしまし

よりつくられし弘仁式の帳ハ破れて今はなし

其頃の明法家の役人入用なりとて用ひてハかきし帳面ありけり

ある事なけれバ古き帳の入用なりしかしどまた又ハ用のあら

貞観式も写しおけど弘仁式も貞観も傳はらずなりし事

人皇六十代醍醐帝の延喜年中にハ人も改く先に定めし法の

儀格の例に官も位もいまだ定まらず故に貞観式にも

たらざる故に猶儀式余りしてく延喜式五十巻を撰び

此時より更に貞観式ハ反古となりしかども貞観式の入用

なきにしもあらず延喜式へ附しの世にて故に弘仁式貞観式

十六巻の式中の用にて行ハ延喜式との世に延喜式に

巻々を定めて巻数を正せらる〇按ずるに此説眼見に

歩めりとて二代式のうち校正すとは以くところなし

なし

延喜式　五十巻　藤原時平等奉勅撰

朝廷年中の儀式百官臨時の作法其餘公事の式を記せり　〇醍醐帝左大臣時平公に選輯の命ありけり

それ業成るなく時平公薨去せしかバ忠平公のうけて貞信公

忠平等に詔して諸の儒者をして十餘年を経て撰修して
つくりし官家の舊規を參考し はじめ十巻は神祇式なり
今此刊本ハ慶安元年出納荃養校讎の本にして五十巻のうち十二の
巻闕たるを以て尾州源敬君の文庫の本をもて新刊するなり　林
道春の跋を見えたり 又伏原中納言賢忠卿の跋あり ○凡律令
式ハ政務を掌る所要の書なり 令格式に背くものを律を以て罪
断す 法度を行ふ上は昔ハ明法道として一流の学者家をなして律令
格式を講せしも今は絶たり ○我朝律令格式を立らるゝハ
もはら唐の制にならひたり 唐律十二巻唐令三十巻あり 五代
の時梁の太祖開平四年新に律令格式を刪定せしめ 大梁新定格
式律令をもて百三巻とす 周の世宗顕徳四年又大周刑統十一巻
を修せしめ 律疏令式と同じく天下に遵行せしめしを
唐六典文獻通考等を見るべし

延喜式神名帳　十巻　五本

延喜式五十巻のうち はじめ十巻神祇式を別に刻すものなり

巻第一　四時祭上　巻第二　四時祭下
巻第三　臨時祭　巻第四　伊勢太神宮
巻第五　齋宮寮　巻第六　齋院司
巻第七　踐祚大嘗會　巻第八　祝詞
巻第九　神名帳上　巻第十　神名帳下

才十巻の奥に延長五年十二月廿六日 阿刀宿祢忠行 伴宿祢久求
大中臣朝臣安則 右京亮兼忠 右京大夫忠平等の連名あり 又
文亀三年十二月廿六日卜部朝臣兼倶の名あり ○本居宣長云延喜
式すべて五十巻にして はじめ十巻ハ神祇式なり これハ我延喜の下
のもろもろの式の中に 五よりて何ハ神事をもてむねとしたれハ以ても古
のおもかげのみやびやかなるをしのぶべきわざなりとぞいへる

儀式　写本　十巻

此書撰者つまびらかならず 桃華蘂葉に云 式五十巻延喜百官
式の外儀式十巻あり 此書なり

巻第一　新年祭儀　春日祭儀　大原野祭儀　園韓神祭儀
平野祭儀　松尾祭儀　賀茂祭警固儀　同祭儀　奏御卜儀
神今食儀　大殿祭儀
巻第二　踐祚大嘗祭儀上　巻第三　同中
巻第四　同下　巻第五より巻第十まで八月八日
日講　釋奠　追儺儀まで 載 末に飛驛儀　賜遣蕃國使
節刀儀 等あり

内裏式　写本　三巻　藤原冬嗣公

弘仁年中右大臣冬嗣等勅を奉して撰せしむ 禁中の儀式を
記せしものなり

法曹類林　写本　二百三十巻　残缺一本　藤原通憲

和名抄序目に云法曹類林二百三十巻 法曹勘文類聚集 通憲の
作なり ○二記に云百七十巻とすべて今の本ハ十巻なり 百巻
なり巻二百をよ上下をふらく二百巻と見えたり
今残缺二百巻目十二 巻才百九十二 寺務執行十七 巻第二百 公務八
座次二 此二巻は公式令寛和日記私記等引問答撰定してあり 天承
弘仁弘安等の年号見えたり 第二百巻の末に嘉元二年六月八日書
写校合畢 貞顕としるして 貞顕ハ金澤越後守の実名なり
金澤文庫の百錬抄にも嘉元二年正月十五日書写校合畢
貞顕としるしあれハ此一巻も金澤文庫の残缺したるなるべし

法曹至要抄　三巻　坂上範明

淡海公冬嗣公氏宗公時平公等の撰ばしめられし律令格式の中より法
家の至要なるを撰ひ出して 仁和寺書目に明法博士坂上範明撰
とあり 巻末に長春序あり 刊本の點者称館右齋にて寛文二年十月
上木す

巻上　罪科條　六十二條
出挙條　六條　借物條　三條　質物條　四條
巻中　禁制條　十四條　賣買條　十條
預物條　一條　荒地條　三條

雑事條十七條　服暇條廿三條　雑穢條十三條　卷下　處分條十七條　喪服條五條

裁判至要抄　写本　一巻　坂上明基

裁判のことを十二條に擧て天平弘仁の格令律を引今案をしるせり此巻末に明基院宣を奉じてこれを勘すよし奥書にあり又藏人中宮権大夫宗行の文又延慶二年十二月尚書都事小槻宿祢の奥書文明十年卯月轉散大夫清原時定書写の奥書等あり

政事要略　写本　百三十巻　残缺九巻　惟宗允亮

仁和寺書目に政事要略百三十巻至要條時雑事等惟宗允亮作るを今存するところは僅に九巻なり

第廿八　年中行事廿八　十一月四　十二月上

第廿九　年中行事廿九　十二月下　○此巻の中に江匡衡の木幡寺鐘銘并序　木幡寺供始法花三昧願文　菅輔正の木幡寺領文を載す又追儺の條に侲子八人の図方相氏の図并散巻の図等をのせたり又上東　陽明　待賢　郁芳　美福　朱雀　皇嘉　談天　藻壁　殷富　上西　安嘉　偉鑒　達智の十四門の図あり

第五十三　雑田事

第五十四　交替雑事十四　器仗戎具事　修理神社事　修理官舎事　溝池堰堤事

第六十　交替雑事二十　損不堪佃田事　例損戸率事　損戸交易事　定戸等第事

第六十一　糺弾雑事一　撿非違使雑事上

第八十一　糺弾雑事廿一　断罪事下

第八十四　糺弾雑事廿四　自首覚挙事　告言三審誣告等事

又一巻に次闕　此巻は下馬礼　行列次第なとのる故記す巻首巻末とも闕けたり　○右数巻の中に引ところの書は　律　令　式　外記日記　日本紀　神楽譜　清涼記　吏部記　西宮記　律集解　聖徳太子傳　吉備大臣私教類聚　物記　禮記　本草　論語疏

文選　金谷園記　白氏文集　唐暦　玉篇　佛名経等なり

西宮抄　写本　十六巻　左大臣高明公

高明公西宮左大臣と称す此書は西宮記と号す恒例臨時の公事儀式の書にして古礼とのせたり仁和寺書目には西宮抄四巻　八巻　十巻とあり昔より巻数定らざるにや

北山抄　写本　十一巻　大納言公任

此書は一條院以来の儀式なり次第は譲位の事等なり北山抄は澄書なりとし拾葉集に見えたり

第一巻　第二巻　年中要抄上下　第六巻　大嘗會仁王會等事

第三巻　第四巻　拾遺雑抄上下

第五巻　譲位以後のこと　第八巻　大将儀

第七巻　都省雑事　第十巻　吏部指南

第九巻　羽林要抄

第十一巻　雑儀　○奥書に承保三年備中介一條本七月晦日書始八月四日書了　同五日校定畢一校了

江家次第　二十一巻　十九本　大江匡房

年中恒例臨時の政事大小の儀式等をつまびらかに記せり第十二巻一巻なり今の刊本は第十六の巻脱漏せし故第十七の巻を二巻に分ちて十六巻のかたちにして二十一巻としたりされど巻の次第まなかつけかえるべきか此書は二条関白師通公の命によりて作れりといへり江家次第と号す匡房は大江家第一の大才和漢に達したる人なり○第十六の闕巻写本なるを校正して全書となすべし今刊本の目録をあぐ

第一二三四　正月次第　第五　二月

第六　三月四月　第七　五月六月

第八　七月八月　第九　九月十月

第十　十一月　第十一　十二月

第十二　神事　第十三　佛事

第十四　十五　踐祚上下　第十六　行幸
第十七　御元服　御書始　立后　立太子　東宮御着袴　同御元服
同御魚味　同御書始　當代親王宣旨
第十八　勅書　詔書覆奏　改元　陣申文　陣覽内文　同次位記請印
陣定　軒廊御卜　外記政　官結政　廳覽内文　結政請印
第十九　弓場殿　殿上賭弓　臨時競馬　御覽駒牽　走馬
院鎮魂祭　御幸　御賀　一院雜事
第二十　関白四方拜　賀茂詣　勸学院歩　太政官賀執柄等儀
任大臣　任大臣　新任大臣饗　大將饗　一人子元服　同書始
諸家子元服　執聟　帥君大貳赴任　路頭礼節
第二十一　御齋會　御國忌　御錫紵　諒闇御幸　同政始
院宮等崩奏遣令儀　皇后崩　女御贈位　復任　流人
○桃華蘂葉ニ西宮抄者古礼也北山抄ハ二條院以来儀式也江次第ハ延久以後礼儀也但有識ハ亦北山抄者為證書之由知足院殿仰

禁秘抄　三巻　順徳院御撰

此書禁中の故実をつらねあらはせたまへり。ふミハ假字まじりにて上下二巻なりしを後に真字にかきなほし給ひしよし奥書にミえたり。又花園院の正和五年に禁裏の御本をかり出して写されしよし奥書にミえたり。文明九年特進通秀の奥書によれば、一には禁秘御抄とも称す○好古小録にいふ禁秘御抄ハすなハち建暦御記にして真名假名相まじハりて述古悉真名に書更めてなつけて禁秘抄といふ。建暦御記の舊文詳ならず

弘安禮節　一巻

後宇多院弘安八年に定められたる官階書式等なりといひ伝へ、ゆゑに附録あり○按ずるに壺井義知の官職浮説或問には、弘安禮節といへる書ハ後宇多院御世の制撰にもあらず、亀山上皇洞中にて定めたまひしにもあらず。如何となれバ、奥に曰亀山上皇洞中の礼を定めたまへるものなれバ、実は釋家官班記にみえたる所を称せられ、後宇多院の御代にまじハりておもひたがへやすきものなり。此題号弘安礼節といへるハ弘仁格式貞観格式延喜格式とありて其制作したまふ帝の年号を用ひられし例にならひたまへるなり。平遺識ハ宇多天皇譲位の後の御記し故ならずの當位の年号を称せし也。亀山上皇の洞中の礼なれバ當院の年号を題号に称したまふや。これあやまりといふべし。凡旧中古の職原鈔ハ征夷将軍篇より侍篇に至り、ただ傍作にて近日の世に記す故にいひやすきよし中に諸侍といへるハ古作にあらず。北面の准にて号すといへり。弘安礼節にハ五位六位の下北面とよばれしハいやしき其侍と称せざるものゆゑの名なるべし。必竟ハ後宇多院の制作としあらためいはれざるもの准后の下におなじく五位六位の下北面としるしたるものハ是洞中の礼なれバこそ何れも當帝の御制作に下北面といはんや

凡書の題号ハ例しらずことにハあらず。しかるハかくいはれしものならん

弘安禮節異本　写本　十二巻

新安手簡　源君美答安積澹泊書云弘安礼節書之所謂弘安礼節以前の事もなく候故に殊に眼巻の事を記し候よし称号ニ甚だ不足の字某未及入候其なかに洞院公賢の法にかなひ候十二巻の奥に文禄之年七月下旬の奥書ありしを得て略記礼節等の中ハ十二巻の中にて見え候。此書ハ古き故老の南都邊より得しものにて借りて写させ給ひしを某がものにて、その外に又ハ候とも及ばれ申さず候へども、この官班の家々の本と校合なしと證拠にいたしかね候

侍中群要　写本　四巻

揚廣擬等の作か（?）藏人の役のさまをくはしく記せり侍中ハ藏人の
唐名なり

貫首秘抄　写本　一巻　宰相入道俊憲

藏人ことの次第を記せる時事の證依なり　又奥書云藏人
頭左中辨藤原経房在判　又云此書故吉田戸部被書写之御本也
新黄門藏人頭之時又写之云々予借請彼本書写之　寛元五年三
月日藏人頭左大辨兼顕俊判

内局柱礎抄　写本　二巻　菅原和長

巻首に大内記菅原朝臣和長抄して大内記を補せられし人の見
検すべきことどもを記せり

巻上　書位記様事　位記状依其人書改事　女房位記様
神位記様　位記料紙様　詔料紙様　上巻奥書云　明應十年
二月六内記菅原為学ーー　又云此柱礎抄両冊為助愚蒙染愚筆和長
卿令諷集了誠後生雖被補大内記先祖之教訓失習誤為必

迷蒙畢此上下巻咸得簡要也依為一本不顧短毫令書写矣
寛永五年四月下旬　大内記菅原朝臣為適

巻下　叙位入眼式　手文調様事　立次第様

奥書云本云此抄者為一身之蒙所書抄之也抑所引載之舊記脩
忘記江記西宮九抄愚昧記北山等者世所知之也此外称東府
抄者東山左府之抄也号東府抄也桂史抄者南家故宮儒素存
範之抄々々薩戒記者中山霜臺之記也又吉續記詞（?）所人之
知不遑毛挙而已　明應七年春三月日　菅原和長判

傳宣草　写本　三巻

口宣位旨等の草案なり

巻上　外記部　巻中　内記部　巻下　下辨官部

拾芥抄　六巻　左大臣実凞公

附　拾芥雑事

此書ハ山階左大臣実雄公の九代の孫東山左大臣実凞公の作にし

て撰ばれし（?）類ありちかきのものなり毎巻に目録を挙て部類をなせり
これ実凞公ハ慈照院義政公同時の人なり　博識の聞えありし（?）
按ずるに拾芥の字ハ源順の和名鈔の序に思拾芥者好入（?）朝
お桂者競林文花よりとりて名づけしならん（?）

上本　歳時　歳運　十二律　廿四氣　物忌などの事（?）　経史
文筆のことを記せる

上末　本朝世系年立　日本紀以下目録　和歌　催馬楽
楽器　天竺震旦唐土路の員数の類

中本　百官位階姓尸の類

中末　女官位　公卿濫觴　年中行事　諸名所　國郡

下本　諸社　神事　七高山　三関　大橋　諸寺　服紀等

下末　觸穢　銭文　薫物方　宝貨　五色　飲食　方角

簾中抄　写本　二巻

諸事を記す（?）養生の類

拾芥抄ハ（?）……三井寺の智證より傳
ありしを貞隆卿八條殿へ進せられしとなし

十七箇條憲法　一巻　聖德太子

推古天皇の十二年夏四月太子みづから憲法十七箇條を製し
たまひし事日本紀にみえたり　拾芥抄下本にも今文のせたり或
云宝永の比浪士太子の親筆の十七憲法といふものを江都にもちきたり
て價を求めしに某和尚これを見て太子の親筆ならん
べきものにあらずとてこれを買もとめ（?）……法隆寺太子
寺ともに（?）両寺の僧衆に一部を……
らる此書世にいとおほし　又一本に五憲法といふものあり
書あて巻首に憲法本紀といふ　通蒙憲法　政家憲法
儒士憲法　神職憲法　釈氏憲法とし……十七箇
條をしるし……拾芥抄にのせたる十
七箇條憲法にして拾芥の載する箇條……二箇條

拾芥の中一箇條は此書の第十七箇條をとりさて政家憲法よ
て釋氏憲法より〻まで今〻なく僞書のうちのしるしてあり此
の字の代りに俗語の庭の字を用ひて大成経の憲法本紀に比
校しくみれ〻しれぬし

行基式目　写本　一巻

人皇四十五代聖武天皇の御宇行基に詔して田畠の廣狭を定
めたまふ又米穀の飲食は式の事衣服の法式の事飲地
の法式のすなはちこれなり巻首に和六十餘州の男女の数を挙
毎年出るところの米穀をもって其生命を救養すべきの法式を立
て窮民を撫育し給ふといへり巻末に右一巻薬園院有之處
写之了永仁四丙申年五月廿五日従五位下左衛門尉孝久花押
とあり

貞永式目　一巻

御成敗式目と号す貞永元年七月十日に編集す編者の事八

唯浄裏書にいふ
瀬大外記教隆真人　時に参河前司
矢野対馬前司倫重　時に外記大夫
玄蕃允佐藤民部大夫業時
相模大掾斎藤兵衛入道浄円　俗名長定
越前法橋圓全
太田民部大夫康連
以上七人なり

○此書は最初に式條と号すはまた式目といへるはあらはれたるの故
は公家の式條をうけたるによりてしかいへる倉院治承四年より起りて元
暦院元弘三年に至るまで凡関東の御代よりは十八朝を経て一百
五十四年し其間天下を治して式目の一巻しそ代の治をたすけそ右
兵衛佐源朝臣より治承四年より正治元年に至りて崩して但し七
年後に右衛門督源頼家次に右大臣源実朝次に従二位平政
子承久元年より嘉禄元年に至りて七箇年がうちに元君の
成敗し将軍とすべき人なきによりて尼の方なりといへども政務をとる
是により此時二位の尼をむかへて藤原家二十五代の孫菅原為長

に貞観政要十巻を和字に書せしめしより常に之を見たまひける此は
抑これは人なりといひけむいはく光明峯寺の摂政道家公の三男頼経は
七條殿と号す次に三位中将藤原頼嗣次に一品中務宗
尊親王次に一品惟康親王次に源式部卿久明親王次に
守邦親王次に成良親王しかれども摂政をもちいられぬ事なく
代々これにしたがひ凡二十四人平時政より平高時に至りて元弘
の末まで百五十餘年之代の成敗し東鑑に至りて見るに其
五月十四日昌平武州政道に携りしこと其時に此成敗の式條を
造るべきよし日来内々に沙汰ありて今日已にこれを始めらるる
備に信せ合するところの玄蕃允康連法橋圓全執筆是関東諸
人訴論の事兼日法を定められてのちに関東にて[illegible]
両段に互て偏に一揆せずして依々其法を用ひ濫訴の起る
所なからんがためしかく此式目を作すと大意如此よりて此書
の大意はいふべし忠臣の胸襟より出でたらん八律令格式

代々の制符よりけて式はけの宜にしたがひて叙なられしは然に
てこれは五十一箇條とさて推古天皇の御宇に上宮太子はじめ
て十七箇條の憲法を作りたまへり爾来日本に於て法令を定
むるのはじめとし律令格式これらをもてなる其他代々に
律令格式の書を撰せしめ給ふ弘仁格の序に律は懲粛を以
て宗とし令は勧誡を以て本とす格は則ち時を量りて制を立
式は則ち闕けたるを拾ひて遺を補ふ此四のものは相須ちて以て範を
垂るこれらの律令格式は真名をもちいたる人のおなじく式
目は仮名をもちいたる人のおなじと察すべき状にいへりとし題号に関東
御成敗式目としけるなり家のものに関東の二字なかりし又
此書を読すべきにいかなるに寛正六年七月五日細川勝元
不[illegible]に彼亭に於て観帖常忠をめして講説せしむこれよ
りこれを読むの諸なしはの撰もて庶民は何の一も読むこれ
よりはして律令格式は皆其書にまあり此式目も其書は少す

さらに又濁音をもしるしたり　已上舟橋環翠軒の説なり

御成敗式目諺解　六巻　四本　清三位入道宗尤

舟橋環翠軒自序に此書の起原細くしるしたれど要
書にも祖父常忠の作なりとも人の抄出せしものともいへる抄なし此抄は
紫賢論じ取の簡要くこれは抄出して法なと
まじへ天文三年閏正月廿八日其功終る　清三位入道環翠
軒宗尤判とあり元禄十二年上木す

御成敗式目抄　写本　一巻

作者つまびらかならず巻首に清和天皇より実朝公までの系図
あり次に頼朝ころり護良親王まで十二代将軍の位署生卒等
を記す又多く長兼記を引て次に北条遠江守より駿河守重
時までの系図あり次に将軍次第又関東将軍次第を載す又八
くわしく書をうけ諸書を引て注せり　奥書に元和
九年拾月十六日　立自へ花押あり

公事根元　一巻

正月より十二月まで禁中の公事次第しるしてそれぞれの根元
をしるせり一条禅閣兼良公康永年中に将軍家の請に依て
作られたるなり世に行はるゝ本ハ作者を一条禅閣と云ひ
十二月書にて年紀の違ひあれども兼良公応永廿九年正月
生れ康永の年中ハ兼良公いまだ生れ給はず又一本奥書に
こゝに右根源拾遺の作者ハ成恩寺関白兼良公の時
此抄を二紙の書にて世に被召出せしとぞこれ兼良公の時に
後成恩寺殿兼良公の撰にて八足利四代長得院義量将軍へ献進せしとぞ
作る家会の安ひ年中にして普光園院良基公の作とある也兼良
公お年にも尤号なれバ将軍家へまゐらせしにあらざるなるべし

公事根元集釈　三巻　松下見林

本文の傍訓頭書等諸書を引くこれを釈す巻首に兼良公の
小伝を附し公の著述の書目を記す元禄七年六月自跋あり

年中行事　一巻

いまだ作者詳ならず四方拝より追儺に至るまで年中の公事を記
せり此外に禁中年中行事不知年代年中行事外記年中行事三
條訓点年中行事等古き者ともおほかれど共に作者詳ならず
又作者の名を記すものハ九条師輔公の年中行事右大臣実資
公の小野宮年中行事日野資賢卿の年中行事後京極殿の年
中行事後成恩寺殿の年中行事等也其餘近代の年中行事
数多あり

東宮年中行事　写本　一巻

仮名にてかけり巻首正月より三月まで闕たり作者詳ならず
十二月晦日荒世和世の儀に至るまでを記せり○奥書に此
此録秘書無双之物也末代之重宝也可秘蔵不可出窓外
云々　春宮権亮藤　花押

神祇官年中行事　写本　一巻

正月より十二月まで諸社祭礼神馬奉幣等のことをしるし臭に臨時
の儀式のすべて其中に建久九年元暦元年安元二年貞応元
年等の年号代次第をしるせり奥書なし作者つまびらかならず

建武年中行事　写本　三巻

一名仮名年中行事○奥書に云此年中行事者後醍醐院御作也
彼宸筆正本無銘号被号御秘抄殿御暫所被下
来所持本為校合申出大覚寺殿御本正文並弘安書写
之年季夏上旬　判　此外覚正文明等の奥書あり又永正十二年
野相守光の奥書あり○壺井鶴翁校正刊本の奥書に云北畠親房
准后親房入道法書しか近代中絶せるもの大概是れなど
寛正の元暦無射中旬鶴翁○鶴翁は醍醐帝の制作にして
建武の時閉廃後の北畠一位准后入道諭令なるへし修
撰する官府の故事採諸書の遺例を撰ひ用給を審察し古
今を考へて書成する事実ある要の為に撰ぶなりかへるべき

ましく

建武年中行事略解　五巻　谷村光義

御文は仮名にして漢字を附し諸書を引て注釈をくはへ壺井義知の図なと入たり○谷村光義は石清水の社士にして壺井義知の門人也義知の序あり享保十七年四月上木す

禁裏年中行事　写本　一巻

近代の年中行事なり元文四年四月の奥書あり

日中行事　写本　一巻

後醍醐帝の御製なるべし　仮名年中行事の奥書に一名禁省日中行事と号す早朝の時より御湯殿の御祈始めてより夜の御殿の事まで御一日の中禁中日々の行事を記せられたり

大槐秘抄　写本　一巻　九條伊通公

是は大永七年従二位在資卿の奥書あり

年中臨時等の儀式の時帝王の御心得あらせたまふべき事を御

かきたり九條大相國伊通公二條院へ献ぜられし意見のかきなり奥書あり

[illegible]

奥書に右之一冊芝山勘解由次官廣豊の本を以て書写し畢

按合挍遂手ぬ元禄五年二月日　左中将公韶

禁秘抄　写本　一巻

紫宸殿清涼殿台盤所等の図など入れたり奥書に享禄四年霜月廿七日右少辨とあり

名目鈔　一巻

一名禁裏仙洞小名目と号す　恒例諸公事篇　同臨時篇　私儀篇　諸公事言説篇　禁中所々名篇　人體篇　院中篇　雜物篇　衣服篇　裝服篇　車具篇　文書篇など部類わかちて名目のよみをくはしくせつしるせり

抑附す○奥書あり右一冊不慮披見之間卒写之東山左府実熈

名目書也件本草本歟或有漏篇目不載其子細或錯謬之所鈎引之大略如本写之少々又加今案重説書損之所々加之此外見所々練習而已　于時明應第九季秋望後一日　右山科亜槐言継以自筆本清濁朱点等一挍了

制度通　十三巻　伊藤長胤

本朝の制度多くは漢土にならはせられたれば漢制をしらずしては明らかならず [illegible] むかしより今にいたる目録次に左にあらはす

巻一　元年改元の事　正朔三統の事　日星躔度の事　暦法の事

巻二　州縣郡國の事　郡縣大小等級の事　内朝外朝并朝會の事　宮殿名稱の事　都邑坊廂并に城宮城門号の事

巻三　三公三師三少の事　廟二省并本朝太政官の事　六官九寺六部八省の事　後宮官の事　東宮官屬の事

巻四　官秩位階正従の事　兼行守試の事　初任并任場の事

官職四等四分の事　詔勅制誥并位記等の事　牒送移牒等の事

巻五　服章の事　印章の事　俸禄の事　符牌勘合の事　僧尼度牒の事

巻六　進士及第状元之號の事　考課の事

巻七　任子恩蔭の事　廟号陵号并臣下謚号の事　九族五宗五服并本朝五等親の事

巻八　古今戸口多寡の事　墾田并税糧總数の事　田賦并井田租庸調兩税の事

巻九　田法步畝頃并本朝町段の事　行程里数の事　戍下の事　復除并蠲宥の事　旌表の事　常平倉社倉并本朝屯倉公廨田の事

巻十　錢貨の事　尺度の事　斗斛の事　權衡の事

巻十一　釋奠の事　樂の事　學校の事　端匹色絢の事　姓氏の事　名字の事　經籍の事

巻十二　律令格式の事　兵制并本朝軍團の事

巻十三五刑のこと　十悪并に本朝八虐のこと　八議并に本朝六議のこと
議請減贖官當除免のこと　大赦常赦曲赦のこと　私度越度冒度のこと
保辜限のこと　才伎長上のこと　上功并に長功中功短功のこと
巻首に享保九年甲辰臘月東涯自序　巻末に寛政八年丙辰十一月
伊藤善韶跋あり

こゝしのこ　写本　三巻
禁裏惣御圖　御造營の記　紫宸清涼其餘諸殿の圖　昆明池障子圖
荒海障子圖　寛政新造神嘉殿の圖　清涼殿御壺材名所和歌
御殿廻御繪様等　巻末に賢聖障子名臣冠服考上下二巻を附して
負文亀のこと五条家及柴邦彦の跋文数あり

御即位假名抄　写本　一巻　一條兼良公
是ハ主として知抄しけるにて御譲位のこと御即位のこと御禊行幸のこと
大嘗会のことなどを記す○奥書に云依備宗祇所望馳筆畢　文明十
年二月日後成恩寺禅閤　○又一本是御位重行のことなどを大宋の屏風

のうへにかきてまで十箇條なと記す　奥書にいはく此抄ハ條禅閤御作也宗
尋が為に二条ニ進書加之畢　宗祇　又八箇条なくさて二ヶ条まへにて
候権至光人厳命聊續累葉之家風者也莫令外見矣　文明十一年十二月日
神道長上卜部朝臣兼倶卿

後西院御即位記　写本　一巻　二條光平公
明暦二年正月廿三日御即位の次第其事を記されたり二條関白光
平公脩進のよし奥書にみえたり

永享二年大嘗会記　写本　一巻　中原康富
永享二年十一月十八日より廿二日まで大嘗会の儀式を記するもの甚
つまびらかなり此書ハ則康富記のうちなり

永和大嘗會記　二条良基公
一名御禊記巻首に永和元年十月廿八日鴨川の御禊のこと見え
假字にしるされたり

大嘗會私記　写本　二巻
上巻ハ貞享四年八月廿三日より九月晦日まで又十一月一日より六日まで
の記し　下巻ハ同年十一月十六日十七日両日の記し　左中将基勝四
の花押あり巻中に図あり

元文大祀記　写本　一巻
巻首に大嘗會元文度私記　利見堂門人文會源忠良編集し
あつめたり○元文三年戊午十一月下卯日大嘗會の記なり図あり○
此中悠紀主基御飯　陪膳次第　改め御禊の次第撰ひ所作儀進し○悠紀主基
屏風の歌大嘗會古代和歌　貞享四年大嘗會次第　儀附す
此次第ハ攝政の作進し○利見堂ハ多田義俊の號なり

御昇壇記　写本　一巻　多田義俊
目録　新院御移徙　内裏上棟日時定　安鎮　御苑瘡　御酒湯東
使　新造内裏遷幸　内侍所渡御　御移徙東使　新院仙洞御幸始
新院御瘡瘡　崩御　中宮御門号定　御受禅御移徙　勅使
御即位日時定　御即位由奉幣　禮服御覧　御即位　諒闇終大祓

御元服日時定　御元服由奉幣　御元服　後宴　賀表　御即位御元
服祝使　御餞　勅使参向　改元
此書ハ宝永六年七月より正徳元年九月にいたるまでの事記録したる
其間の儀式次第宣命賀表なども雜へたり書きのせて巻とし
せり余ハ関白にしるしたれどをそ後人の為なし

北山行幸記　一巻
鹿苑院殿隠居のなか北山の山荘へ行幸の時の記録なり

永享行幸記　一巻
普廣院殿の御所へ永享年中行幸の時の記録なり

類聚雜要抄　写本　四巻
巻第一　御歯固供御同膳御膳　七種若菜　十五日粥　三月三日餅
五菓　代始御膳　大臣家節供　臨時客饗　大饗　五節殿上饗
巻第二　室礼指図事　五調度のこと　屏風室礼指図　障子帳指図
掃部のこと　続紙等のこと　鏡等のこと　帳子等のこと　重硯筥數物のこと

二階厨子腹数等の事　屏風袋の事　香嚢懸物の事
舊人口傳の事　櫛笥面脂笥の事　御擣衣束の事　差図の事
巻第三　調度　理髪具　擣衣束　蹴　膳所具　舞姫女房衣束
禄法　所々垸飯　行幸所雑具　繪折櫃菓子　雑菓子　六波子
乞食　出火桶　大榲等の事
巻第四　女房調度の事　帳の事　庖調度の事　〇母屋調度并に八省厨
子　唐櫛笥　櫛笥　薬笥　造紙笥　枕笥　香嚢　衣架　帳　飯厨
鏡　鏡臺　五尺屏風　三尺几帳　四尺几帳　繧繝縁畳　東京錦茵
高麗縁の畳等なり
一の巻は首より新院御所の親長か奉行にて校合記さし寛文五年十
二年冬中に夜話二位源判二の巻奥書に右近衛院内侍
を以て誌す寛文十二歳臘廿二夜　四の巻奥書に右
第四巻元禄十年二月廿五日女房入内二階厨子二階棚
新調し時の事を申出彼記をし是清閑寺故一位殿内府時

文元禄十七年甲申三月御厨子所預前備前守紀宗恒　文寛延元年
十二月賀茂真淵等奥書あり〇此書膳具其外物殿屋等のことくく図
をあらはしくはしく考証あるもあらはせり其家図の書なり一の巻
末に御厨子黒棚の図を附すは人の附会なりといふ

有職小説　三巻　駒谷散人都
宸翰　官家　院中　後宮　竹園　叙勅　公事　舞楽
官爵　武林　叢林　女官　服器　雑箚　公卿之逸等の部を
分ちて考へし其故実をあらはせり元禄十一年正月刊行す

故實総要抄　写本　二巻　壷井義知
上巻　黒帝女房の事　摂政関白の事　三種神宝の事
南殿の事　両段再拝の事　大嘗会新嘗会の事
下巻　しゝせの事　五摂家の事　鞋の事　仕諸の事あり故詳

昔傳拾葉　写本　五巻　同上
昔よりいひ傳へたる故実の辨しがたきをも...

書なり寛永年中宗徳老人和州一見あり此次第かくのこし
しるし御尋ありけるに

昔傳拾葉提要　写本　一巻　同上
此書の次第の混乱したるを抑粗にしあらため書かへしたる魚寶の雑
談十八條を添てありしめ巻末に宝永六年中夏壷安
記之と記せり

故實叢要　写本　四巻　多田義俊
一名故實二十箇條ともいふすなはちはじめに神代の事をあげたるより
雑の事器物服飾等の故実をあらはせり

三十箇條故實辨　写本　一巻　同上
これも雑々の故実をあらはしたる書なり

職原鈔　二巻　北畠親房
傳家の説をもとに北畠准后源親房南朝村上天皇の興國二年吉野に
於て編集せる一巻の文書なるをしるさし書記せり時に

玄といへり此時四十八歳なりしとぞ博識の人にて興國二年ハ北朝光明
院暦應三年なり准后の自跡あり官職唐名以下一條禅閤兼良
公の他にして附録とす装尾に洞院老人と記し同じ兼良公の校行なく
慶長十三年出納大蔵大輔中原職忠をはじめて校行す時の舟橋
式部少輔清原秀賢跋あり附す此事は職原の追加として女官以下
其外を拂葉并に將軍家を上宮女房あり秀賢は環翠軒宗賢の孫にて職
忠ハ秀賢の門生なり職忠法名
翠菴中心と称す翠菴なり校正して中院通茂の
所以く参考し完校すといふ〇或説にいふ尊氏後醍醐帝を
みなりて吉野に移し給ひし附一品親房天皇に就奉りて吉野の奥
に閑居せられ逆旅の苦しみ堪がたきなるに帝道乱れ官
位もまちまちにして僭せしめんが為にこの書を撰らる職は體し
官は用し俸禄をうけて威名行はれ職ひとつの不易なる
仕官より又二階堂信濃よりよく都への職原を外記

に相伝して関東下向の後に秘してこれをうしなひし其後安保氏泰これを伝へて今に連続すといふ○壺井羽の官職浮説問答に曰職原抄といふ題号も亦僻学の徒やすくて名づけゝるものし當時すら或ハ明職といひて官位抄といひてこれもおなじく名づけけるものゝ不合にさふらふやすき物なり所謂ハ唐宋の職源といふもちまハ諸官をあげたるの職掌を載す今此職原鈔ハ諸官の職掌をのせずして只任道の旨をば世のたれもよくしるゆゑ[illegible]のことく親房自己此題号を考へられけるが[illegible]て既に跋文を作て謙辞したまふ[illegible]相応せざれど[illegible]あしざま人證文をかきて是を説[illegible]職原抄ハ[illegible]一書をあらはしける[illegible]古今録に曰職原鈔ハもと題号なし巻首に只百官の[illegible]なく猿に増補せるなし官位鈔明職源鈔等の名[illegible]の題号なるものなり[illegible]○按ずるに[illegible]

之中に白典國二年 北京暦應三年 新帝吉野より帝都にすべいで[illegible]殿閣かうく円て雲客微少昇進除目殆断絶せんとする旨[illegible]親房常陸小田城に居して職原鈔二巻を作て吉野へ献[illegible]百官諸位職掌を撰びて[illegible]末代に至て帝都の[illegible]親房博識才学ありて今東國にありて文書の一巻も不[illegible]これを作りてすでに凡人の所作にあらずと

職原聞書抄　写本　五巻

巻首に此書の起を記せり其中の文に曰此書ハ安保殿上洛して宗祇の使を以て二條殿に御給て関東下向して讀て後に宗祇流[illegible]の思ひ伝ふる[illegible]ら人伝へ[illegible]田より長持これを伝ふ[illegible]今日[illegible]下巻にハ九位九官下巻より[illegible]の兼官[illegible]重て此書制作の起を問[illegible]の鎌倉将軍先代[illegible]當家足利の高氏の時也後醍醐の帰島ハ元弘より九十五代に至て[illegible]其後吉

野に隠居す彼大納言ハ遠島の時より供奉せれ其恩賞に依て准后に任ずすれども吉野を出て此書所制作す或記に曰北畠源大納言一品親房公吉野より[illegible]の人ありてこれを清書せしめられ時に暦應三年庚辰二月日書之云々の奥書あり又納某援之聊不可出閫外耳としるせり　記者をしらず

職原勘物　写本　六巻

巻首に親房系図位署等ありて文諸書を引て注す古写本なし
作者つまびらかならず

職原鈔大全　十巻　摸木悦

首巻　職原鈔の起り　親房系図　歴代官位冠数
諸国釋奠　封戸職田位田の事　親王以下月料　衣服次第
年給　大内裏図　當代禁中図等　税租賦役
第一巻より第七巻までなし
第八巻　釋論追加　第九巻　秀賢追加

此書採用する所　百寮訓要抄　中院抄　清三位宗尤抄　惺窩[illegible]萬治二年上木す

職原鈔首書　五巻　藤原肅

上巻　一二　下巻　一二　補遺後附一巻あり惺窩の首書なり寛文二年上木す

職原鈔句解　十二巻　六本　白井宗因

巻首に此職原鈔ハ二部あり一部は南朝統本と号す親房の男顕統朝臣南朝の正平に[illegible]これを数具な[illegible]の五世の[illegible]すゝむ[illegible]一条[illegible]の跋[illegible]なり今此句解ハ彼二本を合せ[illegible]其中に顕統本の[illegible]引書ハもろもろの古書に[illegible]大全をはなれて白井宗因ハ白雲散人と号す自の跋あり寛文十二年三月上木す

職原鈔参考　五巻

首書に諸説を考へ集めたるものにて撰人詳ならず書に記したる宝永七年の跋あり

職原鈔聞書　十二巻　幸菴入道

弘文院学士春齋林恕の講筵に侍して筆に任せて記したるものにて或説一説など挙げたるハ大全の説及び舊聞の説どもなるよし記せり附録職原鈔追加拙解ハ湖西小宅帯刀編集なり延宝九年九月物清齋の序あり

職原鈔通考　写本　二十一巻

本書二十一巻封戸職田考一巻を附す享保十三年冬十月門人多田義俊が序あり先生ハ有職者流と号するもの数百家其説或ハ纒綿家の傳に滯りてこれを古典に徴せず或ハ臆説を誇りて教学ハ獨り先生博く学び約に記し疑ハしきを闕きて其餘ものと良説あまねくしてかつ證文ありてよく理に合へりされバこれを信せず疑ひを千古に闕き数を萬世に遺すといふべしと又此序中に壺井氏の家系履歴を記して云先生姓ハ源名ハ義知字ハ子安其譜清和の皇別より出世降て介曹を以て仕ふ又其道意君と號す故ありて池氏の嗣となり壺井氏の女を娶て明暦丁酉三月九日を以て先生を河内国河内郡辻子村に生む幼名牛松丸才敏にして群児に殊なり邑これを奇とす十四歳にして父母を喪ひ慎終の礼母氏の養を受壺井氏を以て称号とす出て浪華に遊び白雲老人を師とし走能の法を学ぶ老人其手妙神に入るを称して直に他人に許すことなし悉く蘊奥を授けて十八九歳にして既に名あるを以て世に知られ二十一歳信濃国に到りて水野候の松木の府に客たり家族本多氏に宿すること五年弘七年信濃を去て加賀に往き金澤の府に遊ぶこと年皆書に食禄せん事を欲するものなり一日職原鈔を読て歎して曰誠に天下の礼なきをその識り官職を明らかにせずして其用を成さんや書を以て往事の八蓋大丈夫のうらむべき事なりとして鄕を辞して上古の諸の故禁をも二十九歳にして京都に赴き山辻將林君に付の親族此時伏原宣通卿に就て古書訓讀の法を授かりしより先生の陰怪しくもこれがなりと今に至るまで依家に留めて門生と称せりハ其縁を以てなり其舊恩を謝せん事の为めなりしといふ先生のおよそ十有餘年志初めて定まるきまいでに衆と同じからん人と従学し今に存ぐる所をして厭る事なし有職の学を練て塵務をなす士のここ悉く従ふ参内供奉の時ハ下部諸家の従者に難破ずるの先生其徒にを思惟し故実を熟練す人これを幸にして独ならず十二歳にして初めてを行ひりて辞に録む四方の学者競ひすすめてこれをしするに十四歳の時先生これを初めし事あるもの二十餘人甚ださ印を解きて慾に門を開て向者を應ずる術を授けたまひこしびうして竟に町尻の西山親町に在る先生の学故を温ね新きを知るを以て宗とす八條羽林君温故の二字を録して新撰す著すところの書八百巻一も無るにいたるまでの二千餘人あり堂に登るもの二十餘人宗とみえたる人々一ならず職原鈔辨疑を世に行ひて後世の先生を似す事の皆借す名を鳳岡仙宮のことをも存し得られ竹園攝門の貴きに獲らるゝ近ころ東都の徴に應してより闊くいはく大なり今劍著藏氏名ハ氏に長才実に先生の子なり故実に有職の学を先にする事の異なるハ一義俊が幸々先生する事をまなぶにして先生の教を守るものなりこれを書ふ学が註解により推に規矩なり此にて然りすべて此時の学をなさんや嗚呼先生の書義俊がしたれのなすなりといふ○按ずるに林齋が序を鶴ならんの同隔把

せしハ享保のはじめのことなりし○此書漢字まじりにて職原の二字[illegible]
[illegible]此書[illegible]職原鈔[illegible]
[illegible]
又唐の職源に[illegible]文職源[illegible]是亦文武の諸官[illegible]
時世の改革及びその職掌を明らかにす[illegible]所以[illegible]
[illegible]職原鈔と名づけ[illegible]○引用の書目[illegible]部

職原鈔講　写本　二十巻　〔壺井義知〕

[illegible]職原鈔上下二巻[illegible]十四日[illegible]
[illegible]説[illegible]
[illegible]
先生ハ[illegible]其思[illegible]
[illegible]今[illegible]
[illegible]
[illegible]一部[illegible]

[illegible]中の[illegible]
[illegible]筆記[illegible]
一向[illegible]筆記[illegible]寛延三
年庚午[illegible]月上旬の巻首に職原鈔[illegible]
今其一二を挙[illegible]世に[illegible]の職原鈔二部[illegible]一部ハ奥書に親
統[illegible]一部ハ親房五世の孫[illegible]
[illegible]大[illegible]別に[illegible]親
本[illegible]奥書に北畠材親[illegible]
遠ハ[illegible]百年前[illegible]京都書林[illegible]二十
[illegible]
[illegible]
[illegible]
入毎[illegible]奥書[illegible]其[illegible]人平田[illegible]

野宮田[illegible]壺井[illegible]
[illegible]職原鈔大全ハ[illegible]
[illegible]
八年[illegible]職原鈔聞書[illegible]林[illegible]
[illegible]官職の学[illegible]
野春節[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]河内の人壺井義知[illegible]
[illegible]旧記[illegible]
[illegible]四方の門徒[illegible]官職の学
[illegible]壺井氏の[illegible]
[illegible]壺井氏文字の学[illegible]
[illegible]

唐官[illegible]二代の官[illegible]解[illegible]周官[illegible]
唐官ハ唐書百官志[illegible]周礼[illegible]
[illegible]任官の故実[illegible]通[illegible]
[illegible]任官の[illegible]
通典[illegible]官職の[illegible]数十部[illegible]
合せ[illegible]但し大全参考の[illegible]
[illegible]唐[illegible]
[illegible]日本の官職[illegible]国の[illegible]
○又云大全参考以下の[illegible]此書ハ親房[illegible]芳野[illegible]
[illegible]壺井氏の[illegible]常陸国小田の城[illegible]
[illegible]神皇正統[illegible]南朝の[illegible]
皇へ献上の書[illegible]壺井氏云下巻[illegible]親房の自[illegible]
[illegible]其文[illegible]一巻[illegible]
[illegible]天子の[illegible]

紀川にて崩じ給ひて因人の携へたりし神璽紀ハ芳野へ渡まゐらせしと
ところなれども三種の神器ましませば芳野の都かはらざりしとて
かうかうかんがへしの故とて逆旅と云はれたりとぞ常陸
の小田の城ニて撰しなりけりハ親房常真永二年庚申二月下
旬の事なりといふ軍書ならん云々以上壷井氏の職原
鈔辨疑開巻の備に記す秀樹 義俊改名 おもふらく右下巻の跋に云ふ
ところのやうにて其跋の発端ニ勅請闕官位昇進之次第と書出
て其次に纂ニなりし職原鈔ニても逆旅ニまでは一巻の書物なるを左しに
卑下の詞に載りしは後村上天皇へまいらせ給ひしをまへ本にせしの欲
なれど或は人に傳ふの事にて此の文にて見ぬ軍書ニなきものからを
のみ澄様ニなり事せし世に南朝紀傳と見しい南朝の事ども
多くまはりしのやうにて南方紀傳ニ紀し云々関東を
此書ニ壷井氏の説のごとくにてありなれど元来ありたし所すがら
ええがし其人親房博覧の人なりしが学文のまたけハ職原鈔の文

字の顛倒錯置ありてし逆旅の字なりしいふかえて空言をに遺せ
書なりんや天皇平安城にまして芳野の不自由なりしわびしくし
て逆旅と書たまふなりし芳野は吉水院といふ所ニ今ハ水分の関東
吉野寺といふ寺は其寺は親房自筆草稿の職原鈔ニ有といひ関東
にも召当らく前説をなさるものし古野に行ことなりしに行くなど
昔よりの事に聞しが後に壷井氏の説に仍は妙ずの任ずれ
まいりし○雅亮梅ずるは職原鈔ニ興国二年二月下旬常陸国小
田の城ニて作りしを桜雲記ニ詳なり此記ハ西山公の日本史にも
引用せられしかりしも実録なるものしされど壷井ハ其説を疑ひの由ニし
き抄なりとなりかし

百寮訓要鈔　一巻　二条良基公

足利義満将軍の所望によりて官職のことを平かにかうかうきこえあられ
しまはし職原鈔の参考すべきものなし

有職問答　一巻五本

奥書ニ云 此ハ冊開ハ多くは良義隆潮臣ニなせ費定て作れるといふが答ハ西三
条逍遥院実隆公説之となり御ずなら仰の者とりしまたいまにて記しなりし
○此書日八世の本に実隆公の官職のまゝに解したる説きもあり
ひハ当平なる逍遥院の作ニも為しまするなれど却て実隆公へ迄こ○
らずして返答しおはしさる年二月上本す

諸家ノ業　一巻　二条康道公

官家の家職のまゝを記すものなり

官職難義　写本　一巻

東宮　摂政　関白　内覧　兵仗　准三后　親王　太政大臣
叙位　内侍宣　重任　其外家々の故実等記しやすくし
かしもつて此書はつらいのなせすし天正八年八月吉田兼右卿の奥

釋家官班記　写本　一巻　尊円親王

僧家の官位の事を記されしの○壷井ハ観鵞翁の日官班記ハ伏見院

皇子の尊円親王文和四年勅ニ依て修ら給ふところ也といふもし

公卿補任　写本　百巻 或八十巻

此書巻数一定ならず近来流布のものは神武天皇より後陽成院の御
長の比までさずかく代々太政大臣摂政関白已下宰相ら位以上のつぎの
の官位の補任年月日などを記しありしかうの此書ニ云ふこと
ありしそのものくじ永正二年の奥書ありて仁和寺目録ニありし補任辨
官補任　少納言補任　外記補任　史補任　八省補任　侍従補任　内記補任
監物補任　后宮補任　諸寮補任　諸司補任　判官補任　弾正補任　諸
職補任　春宮坊補任　諸使補任　検非違使補任　諸衛補任　受領補任
蔵人補任　僧綱補任　又神祇官補任等の数十部ならぶ共ニ多くの叙
位など今ハ今の用にハ武家の昇進などにくみしてめずらしく此書
の外に雲客補任　将軍補任等の書もありしけれどもまだ一統ならず○
今年の公卿補任は此五巻をならべて作ものにて真宗寺家本にいはく作者
相当をすなはち神武天皇より起てとつぎて彼作世ニハ今の書

あらぬ人しく臣連等の任なりし天皇東征したまひし時大伴
氏の遠祖日臣命をして諸虜を誅しく功太盛なるにより
もつて道臣と名を給ひき綏靖安寧懿徳孝昭孝安孝霊孝元
開化已上九代の御時ハ臣と称すへからず崇神天皇の御世伊香色
雄にはじめて大夫の号をたまへるハ皇化をあまねくしろしめさむための政平げしめたまふにより
道臣等の号なし垂仁天皇の御世に阿倍臣等五氏の祖謂ひて大夫と称
すにハ以て大臣と称しくすつて卿と称せられしも猶官の号なりし系譜
天皇の御世にをしめく棟梁の臣武内宿祢して皇太子のをしへにより武内
宿祢を大臣に任せられ大臣と称しくいつも棟梁の臣とすといへり猶ほ臣と称
として五十一年八月に稚足彦の皇太子をたてたまひし時に八大臣武
すなはちめく此時を起とす其後成務天皇の御世に八大臣武
内宿祢を以てこれ正史に見えたる年正月己卯大臣に任し五十
いつをしれたさるを大臣の号此時に起といへり○多田義俊か
大納言基春にて公卿補任を何しなかハせしれんとて

けるつけく其を補足ようとする世代なるハ委しくすべてハ公
なるく何しれしもう是なるは何するの但し通用のものに補
へすやう

南朝公卿補任 写本　四巻

吉野皇居の延元二年より元中九年にいたるまで五十六年の官職の
の補任なり

巻之一　後醍醐天皇延元二年丁丑　北朝建武四年　同誌十二月廿一日夜主上密吾御花山院第を遷幸吉野行宮
延元二年　三年　四年
後村上院上　延元五年　興國元年　興國二年　三年　四年　五年
六年　七年　正平元年　正平二年　三年　四年　五年　六年　七年
巻之二　後村上院下　正平八年より廿三年に至る
巻之三　後亀山院上　正平廿四年　廿五年　建徳元年　建徳二年
三年　文中元年　文中二年　三年　四年　天授元年　天授二年
三年　四年　五年　六年
巻之四　後亀山院下　天授七年　弘和元年　弘和二年　三年
四年　元中元年　元中二年より九年に至る　北朝明徳二年
巻末に元中九年閏十月北朝明徳三年御入洛の時南朝の公卿入
洛、冬実ハ等或ハ下向分國　守親公顕泰ハ尹良ハ等或ハ出家或ハ留山中各
不奉任北朝矣とあり

位署書式 写本　二巻

官位姓名を書列る法をあらはし位署の和訓を載て巻末に壺
井義知の位署の和訓を附す

官職浮説　一巻　壺井義知

官職のすたれたる事を考て浮説ありて或問に答へて巻末に宝永六年秋家彼此之間雑考之とあり

雑職九毛傳 写本　一巻

用の書二十一部を考勘解由小路韶光卿の撰なり

官位称号其余雑々の故実を問答体に記しこれを分ちあ
作者詳ならず

當時諸家官位昇進次第 写本　一巻　壺井義知

諸家に定まれる官位昇進の分限をあらはしく後学
の為に近世諸家昇進の次第をしるし家々の例を考へて固基とより
あらはしなさしめく宝永五年十二月五日壺安記之

百官表圖 一舗　近藤篤

四分配当並流外官神祇官太政官八省諸職諸寮諸司監物
判事　奉膳　弾正　二署三使　検非違使　記録所　職人所　諸国受
領　按察使　鎮守府　大宰府　近衛　門院　廐　親王　執柄大
臣家等の諸官の次第正従の分唐名相当の事並に女官雑官皆
官院官関白家執事家司等までもくわしく一覧しく見るへし

日本官制沿革圖 写本　二巻　伊藤長胤

圖にして位階唐名位署書式を附す

東涯翁先生は漢土の官制沿革図を作りて歴代官位職掌の次第を示されたり今この書は准じて本朝官制の古今を設けられしものにて図を設けしこれを序したるなり

雲図抄　写本　二巻　藤原朝隆

此書は一年中公事の御装束の指図にして上巻は正月より十二月までの公事を図して下巻は八月の臨時内侍所御神楽の次第　五節　御仏名　〇永暦元年御射上旬　前右兵衛佐親隆判　元永元年仲春　五条宰相藤原親

雅亮装束抄　写本　三巻

雅亮判本の奥書に云ふ大納言藤原雅亮の撰なるべし

一名仮名装束抄といふ上古の事をかきたる書なり

巻之一　調度並に装束の事　女房車衣の事　可褁物の事

不具なる様々の物等の事

巻之二　束帯の事　闕腋の事　うへの衣の事

巻之三　将衣の事　奴袴の事　女房装束の事

奥書に云　此本目録打損シ天無之　而前少納言顕藤昔書写之本不慮ニ觸眼　仍以彼本書加之　此本目録仮名欲元此抄ヲ彼顕藤漢字書成其仮名ヲ如本ツク日六則其體也　康永二年十二月十一日

右将軍家　大中臣冬信

餝抄　写本　三巻

上巻　衣の部　袍　下襲　表袴　半臂　祫　大口　襪　扇

帖紙　直衣　奴袴　布衣　出衣　衣冠　布袴等

中巻　身具の部　冠　烏帽子　老懸　釵　平緒　帯　弓

笏　笏　履　礼服の部　冠　大袖小袖　単　裳　綬

玉佩　牙笏等

下巻　近衛次将甲の事　諸司小忌　大礼者豊明節会等

舞人挿頭小忌　乗物具の部　車　鞍　馬具へ以図等

土御門大納言通方卿

代々の記録等を引て故実を明す〇元亨二年五月五日吉田前亜相奥書に云此書は自筆の草稿にて以来の兵乱に仁和寺坂本比叡山等のあたりに散失したりしを諸所に求め借請て校合したり　文明十八年　天正十七年ありの奥書あり

女官餝抄　写本　一巻

女房の官品の中故実等を記す奥書に云　永徳二年二月一日依准后御命書之　後普光園院御判

良基

かくれ御在世の時書かれたるにて御わきまへの事あり

件の奥書の後に永和十八年三月十八日左府の御判あり

次に女房衣の事一巻有けれど成恩寺殿下の真筆の本を桃花坊より申うけて御写しなされたる殿下の真筆なれば字形なかなか正しく見えたり　一字も誤りなく写しおかれたりといへども誤字もあるべしと校合せしめたり

年十月六日　前関白判　右云々一部三巻も

和紙にて雖不出紙窓五郎源光清懇望に依て書写之他見不可被出窓外者也　右一部全部三巻延徳三年八月春日前左金吾藤原判

衣餝書　写本　三巻

巻之上　正月一日より十五日までの御陪膳など其余年中御盃

の事等録せり　節分豆打等

巻之中　禁中女中方衣装の事　同女中年中衣裳の事

祝言この治定　身もちの事　これも女中方の作法を記せり

ぞしんなる事を記せしもの

巻之下　禁裏女中方御祝の次第　くろぶねのとこの事

つぎつぎの事　これも女中方の事を書す

いなりすしの事　みな女中の事を記せしもの

九條家にも此頃のあらたしめけるしと　又法中御記のうちに
あれ節の作有りけりとなしす見えたり

桃華蘂葉　写本　一巻

一条家着用装束以下の事　束帯式目　冠　笏　太刀　烏帽子
鞍具　車　書状　文書等の事　一条家に領の事　書状に至るし
て文明十二年卯月上旬左大将覚悟のおもむきをしるし給ふ
し冊列に出すてりくずれくよりは成恩寺殿より九条家の君に給
る　次の巻に八本紹介書の事　同記抄條々の事　後撰
まわ記し　次に胡曹抄附しゝく　衣服の事　衣色の事
凡帷の事　衣色異説　八翔の事ならび記し　天文十二年六月吉
日左近衛加凡衆　おそくて此一冊当家着用装束以下しるし
記せす取用くられ撰抜極秘重宝何物にもあらず　家八や職
底おあ了へしすしいへども二位中納言房基ではし上まんの
て書写おくくしあく進献するなり〇一本胡曹抄に異本

此抄ハ東山左府兼良公作也〇多田義俊云一条兼良公作なり
桃華蘂葉の奥にも胡曹抄といふ此装束抄ハ俗に胡曹抄とハ
此むかし官儀を定めの時烏曹の臣下烏曹衣
の製法をさだむ二しも其遺十胡乱といふかふくわんにして
なりしまれと胡曹抄とよぶへし何の説もなく胡曹抄と何をか
ざりけるづらやしかし衣服を製しるあるんの名義取て
本抄の外にしかじくはなかにしるし

三條装束抄　写本　一巻

一名伏見院御装束抄といひ又三条家衣服の事を記す
冬袍　下襲　半臂　単　赤帷　袙　大口　表袴
直衣　指貫　衣の事　下袴の事　帷子
装衣等の事深き記録の諸家相伝の
書に箇條ありすへ此書伏見院宸翰なり
中納言熙房での奥書あり　又寛文七年陽月廿七日黄門侍郎資熙
ての朱書あり〇書中に當田家と稱するハ三条家也

按正装束抄　写本　二巻

上巻　天子臣下の冠袍下襲より帯剣鞍履等をしるしてそへ
隨身の具足等の事を記す

下巻　烏帽子直垂等より礼服の具小忌　舞人隨身雑色等の
事並に召具すべき條々　法師の装束の事　胡曹抄の説に依て記す

〇奥書云此書ハ故亜相藤原卿秘せしむるのおもし予相続して又之
を抄出すべし慶長十九年九月日按大納言判　又要之の右拗中
記用にかゝ諸本の文義ハ故滋野井亜相の御抜書にて今本
東にも紀しあ其ぬ　寛政九年十月按察判〇此書の文
桃華蘂葉三條装束抄まとめたる者を上層にあるか

寛政七年三月刊行す

唯心院将装束抄　写本　一巻

一名装束唯心院抄　禁中御束帯の具　同内々御服の事

同御礼服の事　東宮御束帯　執政方御装束　院中装束の具
以下束帯同衣冠の事　衣冠の着やう等あらはし図入り
〇奥書云斯一冊当家着用装束以下之事旧記等取用抜
之極秘重宝誠以雖不可出閫底依二位中納言房基懇望
令和書写所進献之也　天文十二年六月日　左丞相兼判唯心院関白
房通公

装束図式　二巻

上巻　冠の図　袍の図　礼服小忌　下襲　半臂　袙　単
文様等の図式

下巻　表袴　赤大口　石帯　剣　平緒　弓　胡籙　隻袋
緌　玉佩　笏　扇　襪　靴　烏帽子　直衣　半尻　狩衣
奴袴等の図をしるしけり〇奥書云此一巻ハ故殿御抄抜
書絵ハ諸図取添く常用左右にけり今別に一本にあらはし
これを撰進す宗雅よむすらしかりものし元亀二年十一月　龍作首

右ハ元禄五年十月刊行す

束帯着用次第　写本　一巻
此書ハ束帯直衣ニ而着やうの次第を記せる
眞〻ニ着用次第御撰也
せりと奥書ニ云代〻相傳の由也一帖奉授少將殿深不及外見
令秘藏給者也　□治九年九月六日　前宗永憲之位　連阿在判
一本の奥書ニ云右京大夫ニ而階成春へ相傳し

物具装束鈔　写本　一巻
叙の事　平緒の事　帯の事　平胡籙の事　束帯ニ衣の事
礼服の事　狩衣の事　蒔具の事　靴の事　表袴の事
車の事　馬の事　等を記せり　○奥書ニ云應永廿九年八月廿一
日書写之ト花山院亜相忠定ニ自筆也仍文字無不違写之
記　文明八年前大將實遠写之ト慶長九年

装束抄紋圖　写本　一巻
御袍　新院御袍　同御指貫　太閤御袍　親王御袍　童形装束

其餘種〻衣紋　女中の衣　女房几帳の役　女官の衣　唐織の圖等
記せり　○奥書ニ云此一巻ハ盛信翁九雉秘書ニ依て之を書時令
恩借ニ写者也　本主在京右筆

装束雑事抄　写本　一巻
淨衣の事　半尻の事　布衣の事　花下袍の事　よろいひたたれの事
御装束の下に着る小袖の事　下襲の事　○奥書ニ云應永廿年四月日
参議正三位源能作ト　以此本写之　右装束式目
の圖　御引直衣の事　又奥書ニ云右装束雑事抄　式目抄等
倉家秘傳書也不慮一見令書写之　元禄十五年壬八月廿五日

御祖能依花押　廿一葉

装束秘記　写本　一巻
ここに院束帯の具御袍の事　院中御束帯の具　院中御衣冠　院中御
烏帽子直衣　九下束帯　束帯装服の次第　衣冠直衣の事
あらせり　○奥書ニ云寛文十五年夏吉日　本依尹　本ニ在判花押名

寛文五年　衣紋集　写本
御装束の衣紋の圖等をしるし

一巻

例をしるす　寛文年中写之

四位五位装束略抄　写本　一巻
束帯の具　衣冠の具　狩衣の具　直垂の具　衣紋雜事
べき事とがのせり

車服制度手記　写本　三巻
源君美野宮定基ニ車服の制度其餘故実等を問ひしニ答へら
れし書也
上下三巻　襲の儀　下車の儀　冠の事　烏帽子の事　同圖　帽額
袍の事　御衣束の事　半臂の事　長袖の事　表袴の事　裏下の事
剱の事　革帯の事　魚袋の事　笏の事　靴の事　鞭の事
鐙の事　手洞の事　車の圖　随身の事　小舎人童の事　牛飼の事
大餉の事　其餘種〻の問答なり　○奥書ニ云右一冊問目朝

臣之愚拙典籍二十餘年今逐段不免推量ニ知之四字此編
所学浅所習拙且以朝府在近不及請書直草稿主之尤可恥
賢覧速投火中勿令外見　奥書ニ八定基卿と
附録一巻の問目巻首ニ新井勘解由問をしるす
郡郷　庄園　御厨　杜　勲位　介　別当　勾当　開闔　寄人
公文　院掌　御厨別当　預　案主　舎人　居飼　御随身所　召当
内舎人　番長　近衛　使部　門部　伴部　帳内資人　雑色
火長　雜色　相撲最手　助手　腋手　押領使　青侍　青女　女房
武官　麻呂　萬呂　字　姓氏　以上數十箇條問目の後ニ答たり
○奥書ニ云已上管見の至り解案可然歟ニ付之書之趣ニ於斯ニ
有之候條以信敢附左逐之ニ赤筆之

衣紋思童訓　写本　一巻　壺井義知
縫腋　闕腋　衣冠　直衣　小直衣　半尻　狩衣　布袴
直垂　布直垂　俗号大紋　水干　布肩随身　小随身　布衣

如木雜色　素襖　退紅　白張　十徳　等のこと縫の事　巻末に壹

井義知の説記して附す

装束文飾抄　写本　一巻　同上

装束の條目の事　桐竹鳳凰　桐の條文の事　青色袍　山鳩色　麹塵　赤色袍

唐衣の事　倚子　白川法皇の時文小葵等の重襷の事　皆色々あり

やいかなる　浮線綾　蝶鳥等の織紋の事　諸家其文くらべの異同

雲鶴唐草の模様に備へ其の時代殊に躑躅の事　紋の章　菱の草への事

衆紋の文のなる装束の事　指貫の文の紋に依て差別ある事の

以上の故實條々に付く舊記等に引證を挙て又其の巻首に假名の

自序有り　天和三年享保年中に至て秋八條羽林存家隆英　真字の跋　因茂

中務大輔紀闕史祇蘭琉璃跋等有り○此書　靈元院の天覽に供せらる

業原前中納言長義卿より女房奉書を賜ひ此書を献上すに依て作者の意を大に

さしゆるされて此撰の従ふべし進ぜり

装束問答　写本　一巻

装束の故實不審の事どもの問答也○其事どもは右十一箇條を或

人に所望し傳に依て之を記せる秘義者や　其判　及右問答一冊

壽写し　速水房常　壹井鶴翁見し

鄙鶴問答　写本　一巻

此書は右の一册を壹井先生の田舎の門人依て其問答を書記せしを繼り

借用し書写すとも然るに金巾子の図を遠く故改めて　速水房常

又右の書を記しするべしかれども其の鄙鶴問答と名づくるものなり　金巾

子の図も其の図あり

冠帽辨　写本　一巻　上田光秋

冠帽の故實を諸書より考へて記せり　日本紀推古天皇の朝の

冠位十二階孝徳天皇の朝の七色十三階の冠　同じ朝に亦改て

十九階の冠を制しけり　天智天皇の朝に二十六階の冠を制

しける　天武天皇の朝に爵位の号を改められたり　文武

天皇の時位階の号を制しける　同じ時冠位の数まで位

記附録せり　其餘衣服令の説上代の冠の図　唐冠の事　玉冠の

事　冠掛の事　かぶりの事　金巾子の事　立烏帽子の事　折烏帽

子の事　風折烏帽子の事など附録せり　巻末に宝暦十年庚辰

五月上田光秋誌し付り　上田光秋は多田義俊門人也

氏族類

新撰姓氏録　六巻　萬多親王

日本の姓氏神別皇別諸蕃などよりわかれて時代の人物をしるし
たれば系さまでなしさざりより宝字の末年の比貞かにいひ紫の
まじり用ひ時の名儒ども取聚めて氏族志なるを撰ばしめらるれど
おほけ草案にて成らずして時の難ありて達ぐる事なくて輟しにかく
て旧記の類を蒐め新系の塗説を除きて新撰姓氏
録三十巻とし勅して之部になしける序中にみえ
たりされ神別皇別諸蕃とし其生所本を分ちて例として
天神地祇の胄これを神別といひ天皇皇子の派これを皇別
といひ大漢三韓の族これを諸蕃といふ神武より起りて弘
仁に迄およそ凡千一百八十二氏なり弘仁六年七月二十日内に表
ほりたれ人あれば　中務卿四品臣萬多等親王　右大臣從二位藤原朝臣
皇太弟勅五等臣若系国人　参議従三位行式部大輔兼近江守藤原
朝臣緒嗣　正五位下行造東大寺長官阿部朝臣真勝　従五位上行大外記兼因幡介
従五位上行尾張守臣三原朝臣弟平
臣上毛野朝臣穎人等上表　以次に序あり

上本　第一帙　真人二十二氏　第二　左京皇別上
第三　左京皇別下　第四　右京皇別上
上中　第五　右京皇別下　第六　山城国皇別
第七　大和国皇別　第八　摂津国皇別
第九　河内国皇別　第十　和泉国皇別
中本　第二帙　第十一　左京神別上
第十二　左京神別中　第十三　左京神別下
第十四　右京神別上　第十五　右京神別下
中末　第十六　山城国神別　第十七　大和国神別
第十八　摂津国神別　第十九　河内国神別

下本第二十　和泉国神別　第三帙第二十一　左京諸蕃上
第二十二　左京諸蕃下　第二十三　右京諸蕃上
第二十四　右京諸蕃下　第二十五　山城国諸蕃
第二十六　大和国諸蕃
下末第二十七　摂津国諸蕃　第二十八　河内国諸蕃
第二十九　和泉国諸蕃　第三十　未定雑姓
巻末に姓氏録に載せざる四十二姓をしるす利かなる寛文戊申四月白井
宗因の跋あり

聖徳太子伝暦　一巻 二本　平基親

一名平氏太子伝といふ一巻首に平氏撰とありしに依りて也契沖門人
今井似閑が萬葉緯にいふ和書籍目録に云聖徳太子伝二巻
是は日本紀竟宴に聖徳太子を諷へる従四位下行右中弁藤原兼輔
師尹が詠せり佐支斑保数と云し時なりけり紀中ありくして伝暦といひ古
書に備へしと○多田義俊が云太子伝は法隆寺の伝橘寺の伝天
王寺の伝などありて太子伝五箇の秘する五箇の伝なども見えたり又
三箇の伝五箇の論十箇の難などいふ事も見えたりといへども条々ありて
あやしきもの也太子は三論宗なり太子の作る八宗要といふもあり中
法華経疏唐土へも渡りたるよしみえたり○蒙求太子七歳
のすがたも是也ある人云平氏とは平基親なり基親は
官職秘抄の作者にて又一向宗の善導大師を信じ基親の
父は民部卿親範母は藤原氏のむすめにて基親の母方は大切の
伝をもちかくて太子伝にかかる今様寺の太子平氏伝也
大かた遠ひなり速成就院のなるよしこれは此寺の太子堂のうしろ
に○古写本は八巻首題号の下に成上下とて奥書に云
十六代一条院自正暦三年壬辰平朝臣基親作至永正十七年庚辰五
百廿九年也とあり

上巻　欽明天皇三十一年より推古天皇十五年まで
下巻　推古天皇十六年より孝徳天皇元年まで

假名太子傳　十巻

平氏の太子傳を和字にしるして十巻としたるもの也巻末に太子の所系圖并に太子の建立したまひし四十六箇所の寺院の事を載せたり編者いまだ詳ならず

太子傳暦備講　二十巻十五本　釋了意

平氏太子傳暦全部の註なり坊間の印本外題を聖徳太子傳暦教演鈔と題せり第一巻太子諸傳の目録を擧て曰古来諸記の目録に擧する所前代舊事本紀及び四巻の略録は云々皇太子の傳記にはあらず此中に於て太子の事を記して纂めたるもの奇蹤書二巻これは難波の百濟寺にて略録す今は缺たりとて云略録は日本紀第十九巻より第二十二巻まで有略録出たるもの上宮皇太子菩薩傳一巻四天王寺障子傳一巻上宮聖徳太子傳補闕記一巻上宮記三巻これは太子の自撰なれども今は佚す上宮聖徳法王帝説一巻法隆寺佛像子五間略記一巻松子傳事略古事記異記平群氏謝丸傳或は一巻傳二巻傳三巻傳十二巻傳十八巻の傳等の著作あれどもみな取捨撰擇なすべし只だ適式大旨相同じ近比正法輪藏五十巻といふものあれども此を取らず或は作者知らずとす其甚多く又絶本有名の傳あり又云傳教大師の所作たる台傳法縁起三巻日本紀より取て上宮皇太子菩薩傳一巻天台沙門釋思託撰聖徳太子傳一巻東大寺の沙門釋明一の撰此両部の外に四天王寺太子傳一巻は彼寺の三綱の衆僧敬明等の集撰宝亀二年辛亥六月十四日と云ふこれらは名を記して留む其外の傳書には撰者の名字姓氏なし或は今此傳暦には姓氏のしるし名字を書中にこれを國史に見え紛紜として決定しがたし王林抄の意は此傳の中にまた日本紀の説を擧てよろしきを取らず此傳暦は日本紀になきもの又此傳下巻の中に傳教大師三巻の傳を引用す頗る八人皇第四十七代淡路廢帝天平宝字七年五月六日に入寂す其七年の後にしての傳を引用す十数年前の今此傳暦は尚此伝の撰集や或説に播

磨寺の法空長老の作とす此傳暦は一品式部卿葛原親王の所撰なり或は平氏とは此の事をいふか基親卿真筆の本に日本紀に因て潤色して二巻となし以て上下両巻とせりと按ずるに葛原の親王は桓武帝第五の皇子にして其御息高見の親王其御息高望の親王のとき平氏を賜ふ人臣に列して上総守に任せらる桓武葛原の親王より何ぞ平氏と称せんや又或説に法隆寺の顕真得業のは作ならん京兆親王は人皇第七十六代一條院の時の人し皇太子のは二百七十一年を経て古今目録抄の説によるに傳の初に序有ども今へ此傳暦を撰集すと古今目録抄の説によるに傳の初に序有とも今へ此傳暦をく此撰者の世より基親は官職已に宰相に任せられしかれども公卿補任及平氏の系譜に一條院の御世に基親の名なし但し又學業者は此の人氏の傳をかたく撰述せしにや古今の何点ち未だ撰ばず但し社背南家の儒者刑部少輔仲範より此元亨の頃より文道傳学の為に此傳の訓点しを讀み久しく点を施したる人の傳息

了庭房の作と此長老は格子の律師なり仲範これよりもよく傳授を受て或は云此の傳の読に永久元年九月阿闍梨覚仁與小野宮大納言師頼卿相合點其後仁賢賀于天王寺阿闍梨範覚奉賢僧栄信法兼写之云々又或相承の傳本の奥書に云以右見入道藤原守親已講被点之本藥師寺前律師所伝被点授季茂叔所写焉保元五年三月十三日文觀云々又本幡上人曰此傳は文永元年より初めてよりてよく一流の訓読をなさしむる事かくのごとし

○字章漢字の自序云此傳家有秘説習有口訣容易不可讀之乃採翰疏大槩記抄以備他之講助即名曰備講云延宝六歳戊午黄鐘中浣洛之本性寺照儀坊佛子釋了意謹識

玉造小町壮衰書　一巻

小野小町一世の間盛衰の事を叙真字にて書たり名玉造ある依てしかいふ此書作者の事或は弘法大師といひ或は三善清行子と思ふといひ或は安倍清行なりといひ傳へて諸説まちまちなり林道春曰小町は清和時代

前後サす引付ハ仁明天皇承和二年三月廿一日入定ありけるに其前
生の著述と號ける秘府論性靈集秘藏宝鑰等の書なるをかの
又玉造の文も大師の作なりといへる兼好が見てしを亨徳年中に此門
祐盛が玉造の跡も大師の御作として今真言家にも然ば此文は佗
作の目録よりしるしけれど大師の目録のなかにいれり
ぬしや又玉造に樂天が秦中吟の詩をうかべつらひて白氏文集第
二に秦中吟ハ長安にありし貞元元和の間ほどえしものとぞ大師入唐
ハ貞元二十年なりけるに樂天が死去ハ大中元年日本の承和十四年
なれバ大師入定ありて十三年をへしてのち秦中吟ハ存すなれば
て玉造をつくりしといへども大師の作とハいはれぬべきにあらず其後
其上玉造の文大師の筆力にはあらず甚だしく劣れり眞済
僧正小町同時なるやうに古今集にのせたり真済ハ弘法の弟子にて
弘法入定より廿六年まへ貞觀二年に死去せり又小町が若き時の
歌ハ業平とよみかはせり業平元慶四年五十六にて卒す大
師入定の時業平わづか十歳也小町ハいまだ十歳の人ならば思慕
せんやうもなく小町がことなりなどいふハ大師ことにはなれり又し
玉造の書は遊仙窟の體に似せたるものにて此婦人の也
麗艶華なる比ほひ老衰して乞丐人のすがたに見えし
ところハ琵琶行に似たり末に人間の盛衰を作りて佛法に
みちびき入るところハ大師の生死海賦九相の詩の心にも似たり此
文ハ清くハけざやかなり善相公などのうたで代文章相似たる
物にて此人儒者の風なれバ延喜帝へ奉る意見封事
などにハ佛法ハ世教國政の為あしきものなりとかかれてあり
其他の文詞語眼にもおほく佛教の結尾あるをよろしく見て
安倍清行が文なるといふ人もあれど長明がいへるはよ
玉造の小町といひて同人のやうにかけるを親房のいづれも玉造
も小町も皆姓氏ありて小町とよびしハわたくし同じくも玉集
町と小野小町と別人としてはづれ人とまちかひあらず髑髏の

目よりすこし此状書にてらしてをさめの業平とらひ親房が
作り実ちかくしるしけるを両ひろし侍し

菅家御傳記　写本　一巻

巻首に菅家御傳　散位従五位上菅原陳經謹勘作と記し
巻末に元永元年八月七日掃部頭従五位下大江朝臣佐國僧書と
いへり○此書漢字にて菅公の傳記をしるせり掃し侍りけ大江日本
紀氏族志姓氏録菅原本系帳菅家文草後草三代実録
公卿補任等をもて○陳経佐國両人菅相公の族類なり證し侍へし
去るほど追真公の補任菅原系圖と相違なり　文明十年八月六
日道遥院実隆公の奥書あり

菅家聖廟傳暦　二巻　桒原輔性

菅神渡唐記　一巻　沙門師嵩

二部合刻なり傳暦の巻首に序説あり是ハ漢字にて菅公の
傳暦を記せり坂陽優婆塞梅忖編輯とあり
上巻　五十四代仁明天皇の承和十二年より寛平
九年の冬にいたる
下巻　六十代醍醐天皇の昌泰元年より一条院の寛弘六年十二
月菅原輔正卒しておもて北野の宗社にうつるまでを
序説に菅氏の章商桒原氏の家に聖廟傳暦菅家日記菅氏深
秘記菅氏官位昇進録菅神授衣記等の古記秘在す今此暦
傳二巻を出して採撫して印板に倣へぬ窮まりてあらく欲すと
もて仁明紀文德実録三代実録延喜紀等の中より採集め
暦人名共にかれが考鑑して文書中の和歌詩文ハ菅家文草後
草の二集に就てられが正すれども其の二集にのせざる詩歌ハ日記
深秘記を狩猟して此二記に賛せざるもの取ハもの八事前しく
のせずとあり
附録菅神渡唐記ハ南山沙門師嵩の撰にしてたとへば
の文ハ

天照大神相傳袈裟記　永徳二年壬戌十二月廿八日鼓山天随記

菅神入宋授衣記　同上

北野神君畫幀記　明應一己小春二十五日祖渓叟紹芳筆

天満大自在天神宝號記　永享六年甲寅二月二十五日愚極禮才誌

祭天満天神文　貞治元年南禅寺慈氏院沙門釋周信[illegible]

五岳贊語附巴叟朔贊詞　萬治二年己亥秋九月十八日福住道祐

菅神初瀬山影向記　已上

太宰府天満宮故實　二巻　貝原篤信

上巻　菅公先祖のこと菅公誕生より已来太宰府にて薨じたまふまでを記せり

下巻　菅公薨じて神とあがめられたまひしより近き比まで佛事のおこなはれし事ども記せり

巻首に天神の小影篤信の贊あり貞享乙丑二月鶴山野[illegible]字序あり○此書をみるに菅公雷神と役して京師に災したまふとかや記したまへる御詠をのせたり

菅神傳　写本　一巻　菊池武雅

隠岐守まとめける菅公の傳也正徳二年壬辰二月二十五日これをあらはし巻尾に祭文あり正徳二年二月二十五日此書を菊池武雅して北野の廟庭に献納すと自跋あり菊池武雅は[illegible]の文学也

両聖記　写本　一巻　藤原長親卿

両聖とは菅公と聖徳太子とを準擬して記せり[illegible]菅公の[illegible]此記の作者藤原長親ハ南朝の明魏の事也此記ハ扶桑拾葉集にも收めのせたまへり

明恵上人傳記　二巻

明恵上人遺訓　一巻

此記ハ上人の弟子喜海これを記せり此中に栄西のすゝめにより明恵上人ハ建仁寺の長老より茶を進ぜられ[illegible]茶ハ[illegible]其実[illegible]九牛の一毛を記す[illegible]

○奥書ニ云予多年随逐の間[illegible]九牛の一毛を記すと定めて誌す

附録遺訓一名明恵御詞抄[illegible]弟子の高信かこれを記せし人との[illegible]山寺沙門井小坊書之於随求坊書写之畢嘉禎四年戊戌六月二日於高山寺[illegible]高信

○明恵[illegible]釋書に載す梅尾の事と稱し

親鸞聖人傳繪　二巻　覚如上人

上巻八段下巻七段ありて奥書に右縁起畫圖之志偏為知恩報徳不為戯論狂言剰又染紫毫拾翰林其詞畫図云々于時永仁第三暦應鐘中旬第二天云々書工法眼浄賀

○覚如上人二十六歳の時の撰述にして畫工浄賀に命じ[illegible]の繪相[illegible]浄賀ハ信濃國塩崎ノ康楽寺に住す本願寺の文天坊覚明が孫也或説に覚明が子也と○好古小録に曰[illegible]

圓光大師繪詞傳　四十八巻

附二巻　西工姓名不傳書ハ後醍醐帝宸筆

巻首に法然上人行状畫圖と題せり[illegible]硯書ハ雑画の[illegible]○好古小録ニ曰圓光大師繪詞四十八巻畫ハ光信當時公卿等書

柿本人丸事跡考　一巻　笠二常

人丸の事跡[illegible]古書を考へ[illegible]人丸の[illegible]八年山寺[illegible]

西行物語　二巻

西行法師一代の事跡[illegible]元禄五年正月刻

○好古小録曰西行物語四巻畫相傳一巻存餘巻不傳

高藤公傳　一巻

閑院贈太政大臣冬嗣公の孫高藤公の傳也。奥に〇襲芳舎
右一冊以前右中弁宣治朝臣本写之時之間馳禿筆訖不審多
之重以他本可校合者也天文十年八月廿三日黄門侍郎菅惟房

夢窓録　三巻

夢窓國師の傳也。編者ハ本元恵遠曇林紹栄懐澄士永
宗遠智光弥浩等なり。春屋妙葩龍湫周澤編集の録を
巻中に夢窓の年譜あつて春屋の作也。拾遺に唐僑撰の傳也
東陵八世淵宗まり。又天龍寺夢窓の傳記ハ碑銘なり。明の濂帝
の勅によりて宋景濂作也。是を録の序文ハ龍湫の請によりて一環宋
陵作也。瑀楚石の跋春屋刊板の記あり。慶安年中相國寺
鷲長老和訓附して刊行す。則鷲長老の跋あり。

種生傳　一巻

一名兼好略傳ともいふ。兼好法師の事を記せり。圓大暦吉野拾遺磧礫

集家集等に據て其道の事を記す。月の記あり。推量なる
によりて家集の事をしるしある事をもととして
アガサ其外の事をくはしくしるせり。文飾の類ハさらにしるさず。

惺々翁行状　写本　一巻　佐川田昌俊

惺々翁ハ八幡の瀧本坊阿闍梨昭乗の別号也。松花堂とも号す。
翁和州春日里に生まれ、寛永十六年九月十八日卒せり。
その行状仮字にてしるせり。奥に寛永十七年　松花堂行状
者佐川田喜六昌俊隠居の後黙々寺翁之述作也。古本集之校
合之上書之。山乗敬

元亨釋書　三十巻十五本　沙門師錬

東福寺虎関和尚の作なり。推古天皇以来七百餘年の間釋家の傳を
あつめて記せり。一書の體其意春秋史記に擬すといふ。虎関
三十歳の時鎌倉建長寺に住する唐僧一山に参して種々の談に、一山
日本名僧の事を問に虎関僧侍の事に暗くして答ふる事あたはず。

元亨釋書の事を記さん事を思ひ立、年紀に深く心を
用ひて後に成就したりといふ。元亨二年上表して後醍醐天皇の
勅諚を以て此書刊板の沙汰ありしかど、巻末に於て義堂和尚の作也。則義堂
の筆跡を以て刊板す。義堂ハ師錬の弟子にして夢窓の門人なり。
堂作の此一隻の名傳と称せり。寛永元年洛人小島家富和訓
を加へて板行す。されど以前の本ハ活板なり。

巻之一二　傳智　十人　恵解
巻之三四五　恵解　八十五人
巻之六七八　浄禅　三十人
巻之九十十一十二　感進　忍行　更
巻之十三　明戒
巻之十四　檀興　十九人
巻之十五　方應　九人
巻之十六　力遊　二十九人
巻之十七十八十九　願雑　百人
巻之二十より二十六まで　資治表
巻之二十七より三十まで　志　略例　智通論等　拾異　二十人

元亨釋書備考　三十巻　十六本

本書の字義出所等を諸書に考へ漢字を訓す。作者不詳

元亨釋書和解　二十三巻　恵空

本書を仮字にて注す。洛東比丘恵空元和三年開板したりしを
寛文八元禄三年庚午刻したり

扶桑禅林僧宝傳　十巻　高泉和尚

元亨釋書以後禅林の名僧百十七人の傳也。延宝三年乙卯秋の記
序の元亨の作也。序文に禅外名僧傳十巻者計二十巻としるせり。
も印本にあり。延宝中に東渡諸祖傳二巻続著して禅僧十巻
の末に附す。唐の東渡より隠元にいたるまで十六人の傳なり

東國高僧傳　十巻　同上

釈家名僧の傳なり。智積院前僧正運敞の序あり

日本天台先徳記　一巻　定珍

台教相傳名僧の小傳なり。天正八年常州小野逢善寺学頭定珍の作也

日本曹洞列祖行業記　一巻　融懶禅師

列祖の次第ハ道元　懐奘　義介　義尹と義尹ハ後鳥羽院の皇子にして肥後曹洞の始祖にて長光のすゝく道号ハ寒巖といふ

勅撰作者部類　写本　三巻

古今集より新千載集まて廿一代集の作者の官位世系をあけたり

巻之上　大納言　中納言　参議　散二三位　諸王　四位

巻之中　五位　六位　僧正　法印　僧都　法眼　律師

法橋　凡僧上　入道

巻之下　凡僧下　女院　后宮　准后　内親王　女御　御息所

更衣　一二三位　尚侍　女王　庶女上下　不知官位　神明

佛陀　化人　作者異儀

書中にもちひたる所の撰集の省字

一　古今集　古　　二　後撰集　撰　　三　拾遺集　拾

四　後拾遺集　後　　五　金葉集　金　　六　詞花集　詞

七　千載集　千　　八　新古今集　新　　九　新勅撰集　勅

十　續後撰集　續　　十一　續古今集　今　　十二　續拾遺集　遺

十三　新後撰集　才　　十四　玉葉集　玉　　十五　續千載集　戈

十六　續後拾遺集　糸　　十七　風雅集　風　　十八　新千載集　新千

奥書云元禄武四年七月六日類聚之更清書之忘除落之相違戚日之労功速離此愚老之業忽貽彼作者之苦[illegible]書写了　刑部侍郎光之　又云　風雅集新千載集作者等　兵部錯乱多端疑殆非一強而拭老眼聊書入本部了　康安二年正月七日和歌所舊生光之

續作者部類　写本　二巻

新拾遺新後拾遺新續古今集の作者なり

上巻　帝　以下すへて載之　右帝より始自古今至新千載十八代集内載之既見作者部類舊本故今唯記新拾遺新後拾遺新續古今三代集所載之歌數而其[illegible]譜等略之親王以下

諸卿皆倣之

親王　執政　大臣　大納言　中納言　参議　散二三位

諸王　四位　五位以下

下巻　僧正　法印　僧都　法眼　律師　法橋　凡僧

女院　后宮　内親王　女御　女一二三位　女王　庶女　不知官位

神明　佛陀　化人

奥書云続歌作者部類自古今集至続後拾遺者建武以年元盛光之編輯焉其後康安二年光之增補風雅新千載二集并倍之二巻以行於世余今考新拾遺新後拾遺新續古今三部而欲附本篇目悉挙其作者新拾遺以下所見者詳記其官位世系欲附而其既見於旧本唯記其一部所載之歌數而已遂集為二巻以附本之後於此二十一代集全備焉然或下官或卑位或凡僧或女等殊勘出者始闕之以俟再校但有同時同諱者之有疑其人而不詳姓名者今暫記其始末擬其人寔以老書之遺忘不無倉

侍會之誤然可為他日便覧之小補也　正保二年仲秋　中大夫源

光衍印中

顕傳明名録　写本　十巻　箕山

古今公武の人の其実名をしるさゝる諸書を通ひかなしかる字ニて遂く此類字をもちて姓氏官号俗称時代なとをくはしくあらはせる巻又採用の書目をあけ書画をなし人の考索に便りするもの也此書は作者吞舟軒箕山か著せるにて色道大鑑十八巻の外十餘州の花街をの遊歴し手つから積るに十有餘年にして作れる也

ちかふよし彼書の序にも見えたり老後に筆を染めし此書なれはなり

らかせしは八代集の遺に記せる色道大鑑の序に白雪有斎

舟軒箕山者其先畠山上總介源泰國之裔也承応延宝戊午

孟冬夢也翁撰寫于幻斎紙窓之下自跋の末には洛下逸士

の遺莫堂とあり

諸家系圖　十四巻

首巻ハ本朝皇胤紹運録と同じ 天神七代 地神五代の系図
本朝帝王系譜 國常立尊より後陽成院まで 傍らにしるしたり
親王皇女等の系をもつらねたり〔其〕の奥書に云 右帝王系
譜自室町殿被書之時中書也但以書寫以他本書之
写之 于時長享二暦季冬清書畢 年季春中旬進之 判
藤原實煕 又天正十九年辛卯十月十日 梵舜法判
第一巻のはじめに 編纂本朝尊卑分脈図 特進亜槐藤公定撰
としるし 清和天皇よりはじめてしるせり
第二巻 陽成院 光孝天皇 宇多天皇
第三巻 醍醐天皇より 崇光院まで
第四巻 源氏系図 平氏系図 橘氏系図
第五巻 新編纂本朝尊卑分脈系譜雑類要集巻之第三下
ことごとく藤氏の系図をのせたり
第六巻 同第四巻として藤氏系図の二とし
第七巻より第十三巻まではすべて雑類要集にて此も巻
巻末に天正十九年梵舜の奥書あり

大系圖　三十巻　西道智

巻首に新編纂図本朝尊卑分脈系譜雑類と題して此書ハ明暦
年中京師の西氏道智集編す 人見氏の蔵本を閲訂して〔illegible〕年
分脈よりはじめ諸家の系図を謄写す 伝写の誤を後のために
正し猶見ひて叢輯せし

源平系圖　一巻

源氏ハ清和天皇より当代まで 平氏ハ桓武天皇より東大夫
〔illegible〕の系図をのせたり 編者つまびらかならず

藤原系圖　一巻

藤原氏代々の系図なり 嵯峨の吉田素庵の作といへり

武家系圖　二巻

巻首に本朝武家大系図としるせり

上巻 國常立尊より神武天皇まで　清和源氏系図
源家 斯波 澁川 石堂 一色 吉良 加子 石橋 等の系図
源家 新田系図 源家小笠原 南部系図 其餘源家系図
平家 清盛系図 其餘平家系図等
下巻 藤原氏系図 橘氏系図 小野氏 在原氏 清原氏
紀氏 大中臣氏 卜部氏 菅原氏 大江氏 安倍氏 和氣氏
中原氏 小槻氏 丹波氏 賀茂氏 等の系図

本朝武家評林大系圖　五巻

巻之一 清和源氏　巻之二 平家
巻之三 宇多源氏　巻之四 藤原氏
巻之五 源家足利将軍系圖
此書ハ武家評林に附刻せり

将軍家譜　七巻　林道春

京都鎌倉の将軍より織田信長豊臣秀吉にいたるまでしるせり 世系と

真蹟をしるせり

百将傳　二巻　同上

本朝古今名将百人の像をかゝしめて 傍に其字をしるし
百将傳と號せり 附言ハ道春 春齋 春徳の手に成るといへり
此ハ唐の張預が十七史百将傳に擬しものなり そもそも唐の
外百将傳ハ周の齊太公呂望の孫武越の范蠡等より五代の劉鄩劉詞
等に至る 今あつむるところハ道臣命 大彦命 等より 豊臣秀
吉等に至れり

日本百将傳鈔　六巻　林春齋

百将の事跡を倭字にて注せり

諸家傳　三巻一本

諸家の系図をあつめ 武家公家をのせ 慶長の比までしるせり 巻末
に二条家歌人の系図 覚孝の系図 同古今傳受歌人相傳の
図を附す

諸家知譜拙記　五巻

撰者詳ならず。諸家の系略を略して五巻とす。貞享の比土御門定代抄せしを持すたくあつめしものなれば四十年をへて世に行はれしものし享保十年の比ひ修んとする人これを増補して今の人の用ゐる所の人のかくる所を増補んとするに余紙なければ二十箇のまへにつけたりのみを載せしより全部校合増補して請ひし由書の官位年記し薨卒の年月日年齢等までのせたり。又陪臣補ひすすし凡例そなへたり。○此書は元来諸家の略系図にして、を物しけるみえやすからしめんと其家々を各別に書記せりとぞ。延享二年乙丑の十二月京都速水房常校正す。房常は八世の孫公福の門人なり。○旧校は延享二年の冬までの諸家の昇進叙任をのせたり。然るに宝暦四年までのを増補ひ又明和二年までの十二箇年の間の昇進薨卒等をも増補せり　明和二年やる房常の裔孫これを

塵雲録　写本　一巻

百八代後陽成院より百十四代東山院まで天子親王法親王皇子皇女等の御連系をしるし降誕受禅即位行幸御宇遷幸崩葬下るは攝家清華等の家々に嫡庶の任配流帰洛等の年月日をつぶさに注す。○奥書に此塵雲録一冊墨附五十六丁者橋本中将実松朝臣以本写之令校合者也　元禄十五年閏八月九日とみえたり

日本古今人物志　七巻　宇都宮由的

此書篇目を立て、薛方山が四書人物考に倣ひて古今の人物二百余人の伝を漢字にてあらはせり。巻首に田村藤[illegible]が序あり。寛文八年二月医生山科長安の序あり

巻一　武将伝　巻二　亡将伝　闘将伝　名家伝
巻三　忠臣伝　逆臣伝　叛臣伝
巻四　義士伝　勇士伝　巻五　儒林伝　医林伝
巻六　列女伝　巻七　芸流伝

寛文十二年五月上梓す

諸家人物志　二巻一本　池永豹

上巻　儒家　医家　下巻　歌学　国学　書画

補遺十二人

作者南山道人といへり池永豹が寓名なりと人のいへり。諸子の名字住所書目を附けてのせたり。寛政壬子年秋刊行。同庚申年皆川淇園校てせしもの

本朝遯史　二巻　林春徳

本朝の隠遯の士五十二人の事跡を諸書より捃摭して記せり　野間三竹の序あり

扶桑隠逸伝　三巻　沙門元政

上古役小角猿丸大夫等より近世宗祇肖柏等までの隠逸高徳の人七十五人をのせたり。毎伝の末に銘をつけたり。又次に賛を附す。引用の書八十八部を挙げたり。元政の自序　草山沙門不可思議撰とあり

本朝孝子伝　三巻　藤井懶斎

本朝古今の孝子七十二人の伝なり。漢字にてかけり。天和四年編輯す

巻之上　天子四人　公卿十六人
巻之中　士庶　二十人
巻之下　婦女十二人　近世二十人

仮名本朝孝子伝　三巻　七本

懶斎の孝子伝を仮名にやはらげたるものにて何人の作なるやしらず貞享四年刊す

大倭二十四孝　二十四巻十二本

漢土の二十四孝は元の郭居業が撰するところにしてその名目にならひて我邦の孝子二十人をえらびしものし代伝を一々序をつけてくわしく二十四巻とす。撰者つまびらかならず。元禄十一年五月上梓す

本朝列女伝　十巻　黒沢弘忠

劉向が列女伝の篇目にならひて我古今の列女を十代を以く

次第しくあらせり傳ごとにをのく頌贊附し圖はなりしうちう
明暦元年出雲國守松平出羽侯の家臣黒澤弘忠編輯す○此
書 后妃傳 夫人傳 孺人傳 婦人傳 妾女傳 王女傳
妓女傳 處女傳 奇女傳 神女傳 等わかちて事跡を記す
守より今代に至まで國史傳記小説を該覧して此に記す
納言紀載せざるを拾ひ人不審すと以○吾齋道慶静軒に行等
並に南紀の儒者李全直勢州の祠官源弘正等の序跋あり弘正ハ
弘正の兄なし

假名列女傳　八巻　北村季吟

此書ハ劉向が列女傳の大かたをおもひさだめて和げけるにて
女子のおしへにちかきをえらびてまなびやすからしめ
かりしりのすけるかれしのあるべからし季吟の
自跋あり

本朝女鑑　十二巻　了意

賢明部上下 仁智部上下 節義部上下 貞行部上下 辯通部
上下 女式 かくのごとく部をわかちて皇后皇女より凡庶女に到るまで
女性の人をあつめ評せり○序に曰云云これのちかくの世に聞えし
の中のなにがしかしが世にすぐれし事どもを
あつめて經となしあだしものゝかたちにやしなひとする
ものを示せるなり寛文元年九月刻

本朝名臣言行録　二巻一本　梅澤肅

慶長以後の名臣の言行を漢文にて記せり○凡例に出せる
引用書目ハ 武野燭談 落穂集 古諺記 水日記 直備
確言記 發智記 智嚢 花菱記 巖秘録 駿臺雜話
寛延奇談等の書また其他故老の傳ふるところを輯録す
○安永丙申之秋金峩井純卿の序 化龍源頼融の序 鵞峨田桃
樹の跋あり巻首に東武西郊梅澤肅著とあり

近世畸人傳　五巻　伴蒿蹊

三熊思孝近世隠士の模像これを画きて蒿蹊に示せり傳
あるを撰まさんとてまたよりかしこき人の世にあらはれし
おもむきをのせて世に伝へ畸人と名づけ
時世の人ハ此傳をよろこべり○天明八年蒿蹊題言寛政二年
の序并巻首あり三熊海棠の跋あり

續近世畸人傳　五巻　同上

書體前編に同じ三熊氏草案せしを没後に蒿蹊
追補す画ハ三熊氏の女の筆なりとぞ○蒿
蹊題言六如櫻花帖の序寛政九年仲夏 石見浦世纘序同五年
三熊思孝序等あり寛政十年上木す

字書類

倭名類聚鈔　二十巻十本　源順

天地　歳時　鬼神　人倫　形體　術藝　職官　國郡　居處　船車
牛馬　宝貨　香薬　燈火　布帛　装束　調度　飲食　稲穀　菓蓏
羽族　毛群　鱗介　虫豸　草木　等の部をわかちて、これを倭名
をもつて文字の出處を辨じ、且楊氏漢語抄・倭名本草・日本
紀私記其餘数十部の書を引てこれを考へあらはせり。○序中に
延長第四公主の教令をうけて修選するよし見えて、上天地
より中人物をへて下草木に至る。勒して二十巻とし、歳巻中に
部をわかち、部中に門をわかつ、凡四十部二百六十八門といふ。按に
序に第四公主ハ勤子内親王なるべし。よつて大日本史にハ勤子内親王
のために和名鈔二十巻を著しまゐらせたまふ。○林道春の序に
曰、倭名詳略の二本あつて、今新刊するところのものこれを詳本と

す。那波道圓まさに梓に刻まんとして、校告且順の世系をとふ。余
こゝにおいて其事迹の大概をしるして以てこれに贈る。元和三年
丁巳五月とす。○今の刊本大字細字二板ともに誤字脱文あり。善
本をもつて校正すべし。又活字本あり。

倭名類聚鈔略本　写本　十巻三本　同上

道春の序に謂ところの略本なるべし。古字なり。今やまゝ
るゝことあり。國郡の部等全くなし。

新撰字鏡　十二巻　今本一巻　僧昌住

巻首に求法僧昌住としるして漢字の序あり。寛平
四年夏中をもつて草案已に竟る。號して新撰字鏡といふ。且つ
又しようり攝華幹を捨ず、尚又ほしく拾集載遺こしたる
を列て昌泰年中玉篇及び切韻をもつて部を以て私記脱泄の
字をなほひかつて更に花艸の類並に小学篇の字及しかるの
文等をも採入して十二巻となす。凡字數壹佰陸拾文數貳萬

佰捌拾餘字。此外に合字并重點字ハおのおの載せずとぞ。○總目ハ
天部一　日部二　月部三　肉部四　雨部五　風部六　火部七
連火部八　人部九　彳部十　かくのごとくしるしく卜部百
爻部百二　以上偏冠をもつて字を集む。次品字様百三　山部を
聶　不也久　鍋　由女由女　大夭　加万加万志　これらの字をあつむ。
重点部百六　これにハ愕然　於比由又於止呂之　平素　さきに介志　等の
熟字を挙ぐ。○谷川士清が和訓栞に云、新撰字鏡は訓の具しき
て音義の解字多し。今此韻書によりめはするものなきぞ
なりかくかく韻書に収めてある義を訓じ翻譯せしもいふそれぞ名
積の新字肥人書の如きもいふ。序によりて小学篇の字に並べ平
のなかほひに称ぶる倭字なるべし。今世通用の字にはあらず
除く此書に収め入ざる多しといふ。杜哉がのりと訓する日本紀の
撰字鏡に見えたる文字をもなほきにもちひしもあるべきなり。二合
てあるなりとぞ。○桂林漫録に曰、新撰字鏡古書目録に字鏡と

記せるものこれなるべし。日本にて字書といふものハ此書と平他
字類抄とのみなるべし。字鏡ハ東都の平春海なるもの昔年京にて
の書肆よりゆくりなく購ひ得たり。これまで世にしらるゝ
ことなくして、今日机上に字鏡行はるゝ実に春海が賜ぐ。輯取真彦
なるもの此書ハ一の字鏡に並べて他本なるゆへ新撰とハいはれ
なんといふて昌住が自序をもなせるの類すいまた按ずるにいまつく
欠なかなることの新あるゆへにいくつかの類もかせしかるん目録にハ
新撰の字を省きしものなるべし。

平他字類抄　写本　四巻

平他字は上去入の字を同韻のものをあつめたるなり。○桂林漫録に
日本に蔵するものは殊に稀なり。巻末に嘉慶二年十
一月廿二日於某取之服藥所にして新書写す。執筆禅昭院
實守花押と記せり。四百年以上のものにして、巻毎に黒印を押す。又
篆書を用ゆ。附録に平他同訓字なるものあり。天地人

論語の類なとちらく字をあつめてあらはしたれバ節用集の權輿といふべきものか

和注切韻　一巻

一名韻文大體といふ菅原敦光の作なりといひ伝へたり　押韻の中文中韻偏の字平他同訓の字をならべあつめたり

海藏略韻　十巻今本二巻　虎関禅師

平韻の字をわかちをさめ熟字をあつむ巻末に歴代紹運図并に異名國花合記集抜萃分字書代字人異名等を附す巻首に引用書目百餘部を挙ぐ○按ずるに虎関東福寺の海藏院に住す因て此書に名づけたるなるべし此書もはら聯句のために著せし重韻をよせたる作也

下學集

天地時節神祇人倫家居氣形態藝器財草木より言辞疊字等すべて十八門にわかちて初学の為和漢の字義を注釈す下学而上達すといふ語をとりて此の題号とす文安元年東麓破衲自序あり此序中に童子教實語教庭訓往来雑筆往来等の名を載せたり

真草下學集　二巻

本文の右にならべて草字をしるし和訓を附して童蒙によろしき様字の数よろし寛文元年刊行す

増補下学集　六巻　山脇道圓

寛文己酉の歳山脇道圓重ねて自序を加へ増補の旨趣をのべたり

節用集　写本　二巻　林宗二

節用の二字は論語学而篇より出たり日用の字をいろはにわかちてのち天地門　時候門　人倫門　人名門　官名門　文體門　財宝門　食服門　草木門　畜類門　光彩門　言語門　数量門等の十二門にわけて真字をいくらもかきあげて注釈をくはへたる一巻なり京の横小路九陌の名壹貳参肆より百千萬億にいたるまでの数并に十干十二支十二律五畫小笑字等をしるす○此書作者のさだかならず或ハ東福寺の虎関といひ或ひハ舟橋環翠軒といひ説はかりがたしさたかならずされば南都の饅頭屋林宗二が作といひ本朝書目録にもみえたり宗二実名林逸といひ宋の林和靖が裔なりといひ伝ふ牡丹花肖柏より源氏物語をうけて林逸が五十四巻をうつせし古今集の奈良伝授といふもこの人の伝来なり今節用集の古本を饅頭屋本と称す藏する所の古写本巻末に明應五年五月二日とありて花押あり○按ずるに林逸と林和靖がことはまず清の褚稼軒が堅瓠集に曰林可由といふ和靖七世の孫と称す和靖が娶らずといふ已に梅聖兪が序中に見へたり善石帚詩を作りて嘲りていはく和靖當年不娶妻因何七世有孫兒若非鶴種并梅種定是瓜皮搭李皮余が遊譜亦瓜皮李皮に搭ぜりといふことしかれども○新井白石安濃泊に贈る手簡に奥州五十四郡の事節用集にとあり貝原好古が和事始に林逸が節用集に文武天皇の御宇に六十六国にわたちたまふといへるハ誤なりといへり○申齋僧徳が公武纂に曰朝山意林菴素心ハ大佛邊に住す節用集のつくりしもの

節用集活字本　二巻

真字にて巻末に文亀の年号ありて又一本活板にて奥に慶長二年易林の名あるもの有

節用集印刻饅頭屋本　一巻

明應の写本をもつて増損して巻末に実名の印字を附して書のかくしもの人のをしへてかけれども古体の尋常の冊子を模写して藏しかもの多く奥書の年号をしるさず

伊京集　写本　一巻

天地　時節　人倫　畜類　草木　財宝　食物　数量　言語　進退

以上十門にわかちて伊の字に始まり京の字に終る巻末に京師九陌十干十二支をあげ書體林逸が節用集と大略同じ此の書古

写本なし友人某蒹葭木孔恭蔵書なり

書言字考　二十巻　槇島昭武

俗稱合類節用集林逸が節用集を増補しゝものとみえたり　その首巻に出ることまくはりしぶゝしとおもへり自序あり

多識篇　五巻　林道春

多識の二字ハ論語陽貨篇の多識於鳥獣草木之名といへるよりいでゝ水火土金石草穀菜果木服器蟲鱗介禽獣人等の部をわかちて和名をあらはしたるを附す巻末に元の王禎が農書にのせたるところの田家の器物を挙しとめて和訓を附す○羅浮撰すは王氏農書二帙三十六巻十五本の唐本にし此書第七巻以下が農器図譜二十巻をす今此多識篇に附するところ其目録し巻末に本編の〔?〕

羅浮渉獵抄多識篇　写本　一巻　同上

此書ハ印本の草稿にして和訓のことを志るせり巻末に壬子之歳抜字本草綱目而附以国訓鳥獣草木之名不在茲予因以命名云々

倭爾雅　八巻九本　貝原好古

天文　地理　歳時　居處　神祇　人倫　身體　親戚　官職　姓名　衣服　宝貨　器用　獣鳥　魚蟲　飲食　果蓏　菜蔬　草木　数量　言語　雑類

已上二十六門にわかちてものゝ異名をあげ古来字書に見えたるをあやまりの訓をたゞしかつ和名の字を記すものをたゞしておほくの書を引ける日本紀をのせ鍵鰍等ハ延喜式にのするを不なれども適し用ゆるなれ餘いよ〔?〕撰つて徴なきものハ省く録ふずと〔?〕○引書ハ詩経　爾雅　五経注疏　左傳　三史　釋名　説文　小補韻會　字彙　本草　三才図會　農政全書　其餘書號史録稗編小説雑記等　和書ハ日本紀　萬葉集　和名鈔なと本としてす○元禄己巳五月竹洞野宜卿序　同甲戌五月貝原篤信序　同戊辰十月松下見林跋あり此書童蒙のために訓詁をわかちしてすなはち爾雅となづけたりとし

日本釋名　五巻　貝原篤信

天象　時節　地理　宮室　衣服　雜器　虚字等にいたるまて和訓の義を釋す日本紀　万葉集　和名抄以下の古書により和音五十字をもつて作りたるものなり釋名と名づくるは劉熙が書にならへるし○元禄十二年自序　同年松下見林序あり

東雅　写本　二十巻十本　源君美

天文　歳時　地輿　神祇　人倫　宮室　器用　飲食　穀蔬　果蓏　草卉　樹竹　禽鳥　畜獣　鱗介　蟲豸　等の部をわかちて物名の釋すなはち義を解すうちに其名のもとをたづねて義をあきらかにしたるものなり収め載る釈はすでに凡辯證のもの正史実録を考へしてその出所をあらはしたるもの餘ハ先達の説あるの語をとりて相まじへてその出所をあらはすこの書の編ハ要ずるところ物名を釈するにあり倭名類聚鈔にならへるものなり凡例にいへり○総論に云天下の言に古今の間にありて今ありて古なきもの古ありて今なきもの方言なり爾雅の書は訓詁をのべ雅訓なり俗言なりといふは古言今言なり又なり字解くべからず爾雅の書の釈詁釋言なとみえたりかの東方の古言の如きは適せず解してもしるべき釈言によりて考へ古今の間四方の言なりて〔?〕人をしても先達の人の訓詁なども傳はるもの日本紀古事記日本紀姓氏録古語拾遺風土記等その餘万葉集をはじめ代々の歌詞を釈せし諸家の説なとすくなからずといへども凡その書のもとめるところのごときは例ずるは強ひてその義をとりてその解なしといふべからずものはいふなり文海外の人のいひける言なれども文佛氏の書の傳へられたる梵語の言ともさ数しものまれなるのほか宋元代の方言をもて我が国の俗語とし

西漸衛の蛮語と俗間にとなへきたれるを○此編にいつぞく
此書にハ和語のもとる称呼へられ又梵語蛮語和蘭語などのおほじ
くわしく和訓すりてもなく雅言のしるしなき俗称をもあぐるよ
あげく考證しせり巻首に享保己亥四月室直清の序あり○
按ずるに新安手簡に安澹泊の序をも載せたりといへり今此坊間
のものにハ見えず

同文通考　四巻　同上

和漢文字の同じからざる義をもつて書名とせしものなるべし
第一巻ハ始製文字　六書　古文　大篆　奇字　小篆　隷書
八分　飛白　章草　行書　草書　百體書　俗字　擲字等の
ことを論ず
第二巻よりすべてハわが国の文字のことをのべて神代文字　肥人書　薩人書
真字　漢音呉音　篆書　八分　飛白　行書　草字　新字等
のこと

第三巻　片假字　以呂波　梵字　符字　押字　点図　片假字
釈文　音韻假字釈文
第四巻　国字　国訓　借用　誤用　訛字　省字等の事を論
ぜり○此書ハ新井白蛾補撰して其中に菅家の紫門和
語類集　史官珎書考などいふ此書佚書のなく論ずるに
いたるべき人用捨なりし　宝暦十年白蛾序あり同年上木す

倭楷正訛　一巻　太宰純

本朝の俗間に書きならへる楷書の点画のあやまるもの俗習の倭文
となれるものを採て正しく正字を示し巻末に省文
集話を附してこれを俗字を選りて書くに宜しく書画に用ふべき字どものを
論ず○春台自序　延享戊辰の門人加賀文孝跋あり宝暦五
年上木のちまた重刊

漢字和訓　八巻二本　井沢長秀

天文　地理　歳時　居處より器用　鳥獣　飲食等よりすべて門部

にわかち古事記日本紀古語拾遺万葉集明月記等の国朝の諸
書及び歴史の史漢類書随筆等のものより二字三字四字五
字の熟字を採出して多く和訓を附す○巻首に長秀識す
の自序あり享保三年刊行す

勅撰和訓　写本　十巻三本

巻首に奉勅撰次和訓巻之一としいろはの次第をもって上
層に假字を事物を書して中層に本字をあげ下層に和例
の義を釈す○巻末に一東の韻の字を上層にあげ中層に假
字を書して下層に和例のこれを釈せり奥書に神亀月二日于
太外記共房奉とあり

和訓類林　七巻　海北若冲

日本紀　古事記　旧事紀　日本後紀　続日本紀　続日本後紀　続日本紀　釈
日本紀　三代実録　文徳実録　古語拾遺　延喜式　和名鈔　万葉
集　日本霊異記　類聚三代格　菅家万葉　真名伊勢物語　御鎮
座本紀　御鎮座伝記　倭姫命世紀　その余　遊仙窟　易経　詩経
書経　礼記　文選等の引く所の和例の正字をあつめられ訓
を異字して出し五十音をもつてこれを次第す巻末に和訓指掌略
一巻を附す○此書の作者若冲ハ若挧と号して契沖の門人也

和訓栞　前編　十三巻十四本　谷川士清

これの一字二字より三五七字まで及ぶる物を標出し正字を以
て訓詁しこれに諸説をあげたり今前編を刊するにあたり是
とさしたるの三十年余ずらり首巻凡例並に大綱をあげたり
○凡例にハ此書五十音をもつて次第しはのいろえを省きて凡そ四
十七條をたて各條の下に字をまた五十音の序をなして出せり
ながひをとしくことに訓釈をとしけてものにはこれをひもとき日本紀万
葉倭名鈔新撰字鏡などの古き書物をあつめて世一家の私説を
採しせず訓義のさとき八右の古き書など見えたるハ…り論れ
しられ諸般の書をくまなく…わかたず解しあらしもし…

今ある此てふ取用のすも多くハ書名欄著さず其餘ハ見聞のしるし臆断せざるものしるし云言語浩繁なれど簡帙もさしたる大ならずもくふて之編とす今前編に刊行す此編もよし古言雅語と釋すものしるし〇大綱ハ漢音呉音悉曇方語西土の韻語文章と口語とも別り和字俗字に合字合字のり朝鮮諺文の假字平假字童女ひと別む成語正訓義訓をそれなり清濁の[illegible]田合よしはゆえしみをよし長てるさき今世に行はるる五十音堅韻横韻の西土の四声唐音俳語縁詞助辞の音轉音などくせ和語の四声等のり批論なり巻末に本居宣長序に行て

以呂波字考録　二巻　僧全長

いろはの字源しるし万葉日本紀古事記旧事紀等の文字をあげてぐく毎字の下に記し書史會要のいろは梵字のいろは等を附す元文元年自序紀南の坂井周道の序あり

以呂波聲母傳　写本　一巻　多田義俊

いろは四十七字おのおの声母ありて其下に稲荷乃神出て[illegible]御論ずいハ息のひいる訓などのはじめし巻首に片假字のことは基づくさまなど天皇の御宇吉備大臣入唐しくて王化をいひとつて[illegible]の語を作らずといはばまず王化たる迄批音を[illegible]くあつたにたとへけと等の相通批れて吉備大臣に傳ふ安以字の類なり[illegible]或ハ偏を取りてひハ旁をとりて略字とす[illegible]ありたるが片かなとなりし〇此書奥書に芝山家[illegible]ましきなり

以呂波訓義　写本　一巻　同上

声母傳の字訓を説しいろはことに伝へ代のの義と釈せり

本語口傳　写本　一巻　同上

此書大抵声母傳に同じ〇奥に多田義俊の口傳門人上田光秋筆記の説あるよしいふ吉備公假名批列ねしく作られ篇中およハ吉備公よりしるしずるのはやるものせられど五音の假名あらはるとの例吉備公の[illegible]

成りし野府記にみえたる僧空海悉曇字記を練磨し四十八字のいろはとなされて世に伝へるの形は楽衣に謂て[illegible]教へるもいへども人ハ尚我神代の種類なれば豈以人のゆだねしむや仏学に益ける声母の創しいへし空海梵語に徹して約の字は俗句にる要して悉曇は人のなしたり日京の字にてケイの時に約キヤウの時に約なりとし文字を約束以くまめくハすべて和音ハ約まってものぞ清の音にエイエンなりもあれども右やうして八日本の口にぶため故なりあるけくしこなりあるものキヤウとよりも多く約する音ハなか故一字批以て千萬字の標とする也　右本語口傳ハ白川殿先祖神祇伯業資王の記文中にみえたり彼家に古書なりとて校合せしといひて享保六年献に雅冬王へも縁故以て示しけれど[illegible]祇官の古文書を[illegible]其餘の垂加以下の徒の惑説あげて[illegible]義俊[illegible]かくこれをかへて神別記古事記日本紀万葉集古今集[illegible]

おいて一例批加へて例義批古義を復せんと欲す〇大古の書は古語もひて和訓とる書ず後世の学者我心に惑ひ批国の例の法を和の字義に合て何ゆゑやミヅとりものかなくスイとり[illegible]阿伽とりは梵語とて[illegible]語を批なりて和訓とはいへ[illegible]

語意考　一巻　賀茂真淵

五十韻の横音物言體用令助の五例などをあげ延言約言略言などハ轉じ廻らし通ふとりて又十二月の和訓の意を説明し清濁を通じての例等すべて和語の例を説明せり〇自序并に本居宣長の序あり寛政元年刊行す

假名文字遣　一巻　行阿

一名定家かなづかひ此書近體和歌者流の用ゆるかなづかひの祖とすこのかなづかひも誤りあるとしるす此書の序に云京極中納言家集拾遺愚草の清書を祖父河内前司に時大炊助親行に[illegible]やされけれ[illegible]親行[illegible]をえいへいかひ等の文字の[illegible]

なる謡にかゝりて其字の又をさだめざるのみならず行ちがひいにし
次第なりくは学者もある定めがたくなりしを京極黄門のみにかぎりて主とし六波羅の蜂起に家の
比にいたりてひとりのしるせしかば大概かくのごとし
和書出しつはさるべき所をおしもし信ぜられたり
後なりしまなかかするところみなしく其理相叶つりしと
あやまりし誤字ぬれば文字仮名遣定めやすし親行が仮名遣の濫
觴なるもなかりしず行阿思案する権者の製作しく真名の
趣意か字数但其彼の論めなしく文字の都合かなひかたく
にて点へ別ぬに名別の要用を仮にまへも混雑の先
達の紛書をしもおろもしるやいに是非の道へ行へむ
また勘するものもよらしず更なるにわはむうかの書をと
行しく考しつへの故はほいをまもれわいはこ
うらかなるふハ又らの下にたかひ勘かふ
棟なる所々詞等も下りの中まなれ準拠すべき所の誤を證する

此勘物守てく依秘すでしかし○契沖が序にいふ行阿は親
行の孫なり抜萃せしものあらわれ其後其書世にしのひて行阿の
私にて定めくしれのよしあしてをのづから混乱れ又せい教れし世俗
流布のまゝにおもへれ行阿の流れを守ることにて其書は
来りて行阿の勘へあるにはわは今まも混乱あとつ
のまゝになるらしあらず○此書判本二条西公条公奥書に此一冊
小僧総巴以数多しこれ考勘之とく○此書或ハ二人九秘抄と称す

類字假名遣　七巻　荒木田盛徴

これハ行阿の仮名遣ひを増補して自序に定家卿の仮名遣ひと
いふものハ彼二人丸秘抄と云何某も親行の述作と
定家の合體のものかく今世に流布するところのかな遣ひの
まなくくもらのあり是れ先件の中のかなつかひして諸書
くらべてこれを撰する○寛文丙午の年九月上旬向陽林子
序あり

和字解　一巻　貝原篤信

此書世の仮名遣ひを日本紀万葉集和名鈔等の古書を以てこれ
を證してつまり懐説をもくまとしにして序をかくよう元禄己卯年
自序ありて文下に刊行す

和字正濫鈔　五巻　沙門契沖

此書古仮名遣ひの書の根拠とするものなし日本紀より三代実録にいたる
までの國史舊事紀古事記万葉集新撰万葉集古語拾遺延喜
式和名鈔のたぐひいろはひは古今集より諸家集までに仮名を證して
すべてあれ是見らずまでかひもくりてられ諸説をまさに者あらは
ろはをまでみらくもまた○此書第一巻にハ定家卿の仮名遣ひのよし悉曇
の事五音の図ひらがなのさうなをいろは字體いろは異同等を
のせる元禄癸酉二月契沖みづからの自序あり

和字正濫要略　写本　二巻　同上

此書の巻首に今数書を用ひられ中なるいたく人のまゝ一般となく
おもくにハひは音よりあやまりなしひハ今時人のまよひやすさと誤てん
として和字正濫要略となづく古書をひきて證するところをまとす
にすでにせりとく○引用書凡十七部の目録あり○第一巻のそしめる
和字正濫通妨抄補改といふをくだにうしくさせる和字正濫補ひでいみ
何ぞいに撰具りても名づけて第一巻より第五巻すべて続くあと余備
條にうちあり補なへ○其より以下ハ橘成員か備忘録にいまた
辯ずく後にもかくとなして巻末に元禄十一年戊寅八月契沖述
作とあるへし○門ハ今井似閑か跋ありて此書ハ寂求沙門契沖の作する
ところなり　往昔和字正濫抄五巻なりしゆへ其時古書を引證して
歌道のためにすゝめるに武江の住橘成員といふ人和字通例書八巻
をつくりて新たの假名なりし正濫を誹謗することをもとし
それよりにて古書をてらしべき旨に此書をつくれるのかたよひ正
濫も流通しにたまりきすへくちかのさもあるかへるかなにくく
みすてるに依えさまのしるし千時宝永

己丑正月於六波羅密寺[illegible]一校 洛東隱士似閑○本居宣長が字音假字用格てふ書は契沖が和字正濫要略などいふ書を見て字音の假字をたださむとせるなり 其説は反切にてその字をもていはむとする事なり しかいふは謬し 假字は反切にかゝはるものにあらず これはたゞもすでに難破せり 契沖はたゞ古の書を考へてさだむべきよしをいへり とかれは深く心を用ひしにはあらず その理をよく考へ定めたる説なしとて證例をあげて字の反切までよくかへし假字を分ちかくして その餘論とやうのものを述べて喉音假名三異辨といふものなどもかく その要略を補ひしていはゞいはれたるまゝ合はするに從ひてよ 似たれどもなし

和字通例書　八巻　橘成員

古今の假字づかひを混雜して契沖の和字正濫抄を非議せる書也 契沖此非を辨ぜんがためなる和字正濫要略をあらはせり

假名字例　四巻　同上

古人今人書あらはせる例をとりて假字づかひを定めたるなり

和字大觀抄　二巻　桒門文雄

巻首に魚相桒門文雄撰とあり

上巻 かなづかひ大意 眞字より片假字 同本字 五十字文 直音拗音 横竪相生 假字反切 五音相通の事など十條むねとす 以呂波の題目 いろはの作者 いろはの文意 京の字 いろはの字體 和字國字の辨 平假字と出所 平かなの類字 眞字の類字等也

下巻 假字づかひいかひの作法 へゑゐ三字の使ひや はをわ三字のつかひや うふの使ひや 濁音字の別 むせとその假字 あてはの假字 りのやを略する 語の字 この字 人むの字 えのやの字 ゑとぬ假字 下よめぬ假字 濁声の作 疊字の式 音の假字 拗音の假字 輕重開合 平上去入 反音 上中下略音 りくめ音

撥音 清濁を混ずる音 連声 よくせ 訓点 ヲコト点 いろはの外の和字 於物書 音を添る字 俗の字

附録 假名合字の作ならびに○宝暦三年四月皆京為範卿序 龍公美假字序 原助真字の跋あり○宝暦四年發行寛政七年補刻

古言梯　一巻　楫取魚彦

和字正濫抄は上つ世の事を考へるせることのかれど契沖も古本など行ふ人の世にひろめしものなくかけしかのあやまりもありてこゝに今かなをはじめ古言梯といひて古言をもて正しく五音五十字を以て證とし一言より十四言までのうちにかなづかひの古きを引いたり 引書は古事記 日本紀 續日本紀 續日本後紀 延喜式 万葉 新撰字鏡 和名鈔 その外古き假字の日本紀竟宴歌 三代実録 古今集 風土記 文徳実録などよりあつめたり 又一言のうちに清音濁音をわかちしこともなく何もつまびらかならずためし巻首に附言ありて古假字のことを種々論ぜり○明和二年春東字

万伎序 賀茂真淵跋あり

字音假字用格　一巻　本居宣長

此書漢字の音をただしくあらはさんとせる也 さて漢呉音の假字を論辨するに種々の圖を設けたる又をおのがかなあはせ わかのかなひを示し韻鏡諸本開合異同あるを考へ定むべいかへ おとのかれの混じやすきをも分けしくあらはせり○安永四年三月門人須賀直見序宣長自序等あり

漢字三音考　一巻　同上

漢音呉音唐音の三音を論じてもつぱら皇國の音の正しきをのべたり 皇國正音 外國音正しからざる事 天竺國の音 鳥獣万物の聲 其外四声音便の論あり○天明四年五月石見文学小篠敏序あり

霊語通　第五 假字篇　一巻　上田餘齋

或問にいはく上古假字の法則てふものありしや これは言語のうへにて

しかも又御國に制造の字なけれど假字書の便よりしてかへりて多く委し
かれば人のおぼえもしかかれば今は熟者のことをもちゐ遂れ
そのうへ御國の言語の妙用なおのしるすべきものなりけれとし
已上の條件なしてもくは古事記日本紀万葉和名鈔に考へ得しを
するも古假字の法則一定なしがたきをも精しく畢竟言辭に近き
法にいひあてたるとも心のまゝにそのわたりは何れ是非なけれど
今古の通ひの考へたまひしを殊におもしろくよきものなれば
いふべきの寛政七年十月越賢臣序并に餘齋自跋あり寛政九年二月
刻○霊語通全部八 神名 國号 名物 詠歌 假字 用語の六巻あり
とし序中にみへたり

往来類

明衡往来　三巻　藤原明衡

一名明衡消息又雲州往来と号す正月より十二月まで此消息又上啓案内の書請暇状の書請恩章事三日會の事等春の文より冬の文に至て又正月元日十三日の文より十二月上旬の文とす人の名は前丹波守橘散位高階朝臣大学助藤原なにがしなど其中伴春の文の末に勘解由次官藤原明衡とかけり是名数あらそふ○此書を雲州往来と号するは明衡出雲守なりし故なり本朝文粋の林道春の序に按明衡姓藤原其履歴者勘解由次官兼出雲太守也世所称雲州往来三巻亦其所作而便于通俗也云々

新猿楽記　写本　一巻　同上

此書往来のやうにはあらねど文體すこぶる似たれば爰に収む西の京に右衛門尉といふものゝ妻三人娘十六人男八九人ありて各善悪相調ありて一々所職を用ひしなど人々のうち官人武士僧医者商人相撲などもすべて其産業職分をよくしたる藝能器物容貌態度まで此書にのせたり猿楽の中にもりてその物をいひたるもの雲州往来とかはりたるはその時代の風俗をしるべきものなれば巻首に予廿餘年以還歴観東西二京今夜見物許之見事者於古今未有之就中呪師侏儒舞田楽傀儡子唐術品玉輪鼓八玉独相撲独双六などいへる事はこの書にみえてはじめて詳らかなりすなはちはしる○多田義俊が今按ずるに玄恵の作ありて庭訓往来は明衡往来と新猿楽記などとをあはせて文作したれば作者とするなし書きたるなりとしるせり○奥書云弘安九年正月下旬書写畢又求法沙門一阿　上醍醐寺　正應六年卯月十八日重以多本校之畢
快賢

庭訓往来　二巻　玄恵法印

一部の書體ひとかたならず人のもちひること多し○此書の作者玄

恵法印ハ太平記三四五六七八九十の巻の作者としく醍醐帝の時の人なりとの由あらはし然ハ本ゟ叡山の僧にしく上闍に至り叡山より上洛して玄恵と改てしん小嶋と指す故に北畠玄恵法印とも号すといふ或説ニハ東福寺の虎関禅師と兄才なりといふ虎関禅師錬が姓ハ藤氏にして洛陽の人也元亨釋書を作りし元四年に聚分韻略を撰集せりといふ〇文安四年に書れし下学集の序に庭訓雑筆の往来をはしめとして朝鮮の儀慎金国光等が編る経國大典巻々三にも倭学ハ伊呂波消息書格老乞大童子教新語本草議論通信鳩養物語庭訓往来應永記雑筆富士をしらんしくふれども世に弘まりてのもとん

庭訓往来抄　三巻

作者詳ならず佛者の作なりといへり

庭訓往来諺解　五巻　永井如瓶

一の巻作者并二の巻以下四季文章鈔四巻ともに〇元禄辛巳年浪華の学者永井如瓶大江政純自序あり

十二月往来　一巻

正月より十二月に至り往反の書翰とし作者詳ならず刊本一名菅丞相往来といふ正保四年刊行す

尺素往来　二巻　藤原兼良公

上巻　小朝拝　三節会　御斎的　聖廟法楽　鷹狩　新若　諸寺　四足二足　諷味　名物　囲碁将棊　賀茂祭　桂男　祇園御霊　馬弓　甲冑　鍛冶　勅撰　手跡　書籍　蹴鞠　犬追物　舞楽　神楽

下巻　神祈　薬種　地震　秘法御祈　本領　相論　九重名　武殿　武官　僧官　廿二社　四箇大寺　八宗　併説法次第　三國五山　七堂　會下　并会入院　前栽　山水立石　器財　禅録　借具　名筆掛幅　屏風障子　絵具　諸僧　点心　諸食物　茶子　菓子　布施物

茶毘　忌日　歳暮等の文也〇寛文八年初秋刻〇此書兼良公著述のよしハ松下見林が公事根元集釋に古筆屏風得て引くことあり

蒙求臂鷹往来　写本　一巻　松田宗岑

庭訓往来にかたどりて鷹の故実を十二月の消息に作りて記したるものなり　年始田猟の事　童枚鷹の事　鳥叫等含音の事　狩装束の事　列鷹の事　園鷹のおよび鳥の事　夜鯉の事　養鷹鳥の事　呼声の事　足術事の事　信法の事　鷹の飼の事　伊呂鶴の事　甲折の事　鶺鴒の治療の事　諸病并薬代の事　大凝薬小浮薬青浮薬白浮薬野出薬の事　鷹の書の事　其餘種々の鷹狩のあるよし名目等を分て考へつらねたるものなり〇奥書に松田宗岑ハ明應之田家平生也永禄二年未年死去六十六歳也其身之息女同之書写

新撰類聚往来　三巻　丹峰和尚

上巻　住次　唐名　氏姓　名乗　畫具　料足名　茶名　紙名　珍宝名　屋具　屋体　番匠鍛冶具　草花　走獣　美名　五蔵　菓子　藥菜　海草野菜　楽器名　舞名　薬種名

中巻　料理方之名　魚名　鳥類名　神具　俗服　物具　五穀　酒名　酒器　蟲名　能書　木名　草名　墨名　硯名　筆名　家具　器財　人倫

下巻　佛事飾具　佛具　道具　天象　地類　国名　六十八州大略　并捷録　洛之條理　縦横小路名　須弥四州名　等類を分く作りたる也〇巻末に正覚国師第四世佛陀院丹峰和尚撰とあり

武家往来　三巻　四本

源平盛衰記太平記の二書に就く朝廷の詔勅神祠の祈禱武臣の表奏軍師の檄文僧徒の牒状等を採撫して一書となせしもの〇寛文十年仲春養真子序あり同年刊行す

貞徳文集　二巻

此書ハ庭訓往来に擬して 連歌誹諧の事 和歌の事 蹴鞠の事 絹布の事 書画 臨池 圍碁 茶道 道具 薫物 刀脇差 屏風 鼓 平家琵琶 能見物 長崎ノ書籍 物語草子 石摺 馬具 薬の事 其餘遊山 食物等にいたるまで 俗字等数をつくして十二箇月の文章となせり

法帖類

本朝名公墨寶 三巻

巻之上 嵯峨天皇 弘法大師 小野道風朝臣 参議佐理卿 權大納言行成卿 左京大夫定實 世尊寺 修理大夫行能 同

巻之中 伏見院 後伏見院 尊円親王 尊道親王 尊純法親王 尊朝親王 尊純親王 近衛関白信尹 本阿弥光悦

巻之下 八幡山惺々翁 ○巻末に編者漢字の跋あり 其略に 故ある手すぢの筆跡ども本邦にハ〔ようやく〕勒珉刻本の帖なる事をよろこばれるところ甚しきに はじめ好める者すくなくして一日諸人とともにみたしめんや 爰に諸家の家蔵を假借して自から極究して臨摸鐫刻するもの若干人若干帖なりといへ 行草あるひハ假名帷帖に成るものにして 廣蒐博采の遺憾なきにあらず 然れども墨宝の嗜好淳化の遺意なりとぞ 正保元年中秋日

○按ずるに此跋語によれば此帖の印刻ハ正保年間とするべし

三國筆海全書 二十巻 路薩真覃正心文

漢土本朝天竺の筆跡をあつめ 古文真體梵字等ハ略字の傍にも釋文を附し 并に字学に從ずる者ハ其下に備ふ 傳法を應暦代の書を善する名代の略小字をとる代々の名跡を捜してまとめ 漢土の筆跡ハ淳化法帖を以て宗とす 凡例にいへり ○漢文の自序ニいふ 不佞ハ本西海の隅に產して東漸に流浪す 今也幸に水戸黄門君に態仕するに此にいたりし 慶安壬辰秋九月某日 ○陳元贇の跋あり 日本國慶安玄默執徐寎維作噩月下澣日大明國武林既白齋陳元贇跋於碧雲軒并書 ○此陳元贇ハ八明國より尾張へ来りし人にて深草の元政の友なりし

巻之一 盤古氏より司馬子長に至る 廿八人

巻之二 秦始皇より呉皇象に至る 廿一人

巻之三 西晉の宣帝より東晋の郗鑒に至る 廿三人

巻之四　王羲之　　巻之五　同上
巻之六　王獻之
巻之七　東晋明帝より司馬攸に至る　廿九人
巻之八　宋武帝より隋智果に至る　十七人
巻之九　唐太宗より懐素に至る　十七人
巻之十　宋仁宗より明董其昌に至る　八人
巻之十一　草訣百韻歌　草訣辨疑
巻之十二　嵯峨天皇　弘法大師　益田池碑銘
巻之十三　弘法大師　十喩詩　執筆図法　十二點筆法　結筆図
真行草叢図
巻之十四　聖武天皇　光明皇后　天満天神　中将姫　道風
巻之十五　佐理　行成　　巻之十六　伏見院
巻之十七　傳教大師　尊圓親王
巻之十八　篆隷千字文
巻之十九　永字七十二勢之法　秘傳内閣中書字法　結構二百十八字法
米元暉八字贊　初学式
巻之二十　篆法奇字異形偏旁　隷法點畫　王羲之筆勢論十章
真書密論　行書密論　草書密論　本朝新意點畫
本邦以呂波　天竺梵文

集古法帖　五帖

奥州南部北條世行審定
第一帖　醍醐天皇御書　敵國降伏の四大字縮本筑前箱崎八幡宮楼門の
額字なり
孝謙天皇御書　唐招提寺同上
嵯峨天皇御書　哭澄上人詩草書十四行
後宇多天皇御書　勝宋寺勅書行草十行
光明后佛足石碑　楷字六行
舍人親王藥師寺塔露盤銘　楷字十一行

惠美押勝楷書　十八行封東大寺勅書
第二帖　僧正遍昭書　尺牘七行　　同　草書十三行
空海行書　十五行尺牘
同　楷書十三行　　同　草書中字二十九字
同　十喩詩草書二十五字
第三帖　橘逸勢書　山科寺香燈料奉納状行書七十行天長十年九月廿日
同　中字行書六行代伊都内親王書南都一乗院蔵
菅神君楷書　十二行大安寺縁起
藤佐理書　行書　詩十二行楽府草書十二行又簡草書四行
藤行成書　草書二十行
第四帖　小野道風書　草書詩十行
同　草書八行　　同　草書十一行
同　草書十二行　　同　草書十二行
同　行書詩九行　　同　行書十一行
同　行書十行　　同　行書五行
同　道澄寺鐘銘
第五帖　法隆寺藥師佛背銘　行書七行
宇治橋殘碑　楷書二十六字
元明陵碑　八行養老五年十二月葬
多賀城碑
南圓堂銅燈臺銘　　藤原敏行神護寺鐘銘
右寛政六年夏六月摹勒上石す

和翰名苑　三巻　滕孔栄

善家秘記より冷泉為右にいたるまで八十一人の筆跡を能くいろはの假字の様を摘摸してこれ代々につたへ来る假字の自在になりてこゝに本邦字の習ふに以呂波を以てなしたる故に古今の名帖奇巻の真蹟を採て冊となし名つけて和翰名苑といふ　明和六年三月上木す

銅燈臺銘　一帖

攝津連勢の行書して南都興福寺南圓堂の前にたてしものなり近
年藤貞幹摹勒して家に刻す凡二百四十餘字今存するところ
なり

東塔露盤銅柱銘　一帖

舎人親王の行書百二十餘字和州添下郡薬師東塔露盤の銅柱
に刻するところなり此文の中に清原宮にいます天武天皇中宮と有
は持統天皇を後帝といふは文武天皇の御事なりといへり此書も藤
貞幹家に刻す

威奈卿墓誌銅器銘　一帖

筆者詳ならず和州葛下郡穴蒸村より堀出す銅器の銘也浪華の
蒹葭堂主人が銅器来由私記に曰近年和州葛下郡穴虫村の農夫地
を堀く大甕を得たり甕破砕して中に一銅器あり形大なる盌の
如く蓋身共両分す身の下に圓足あり蓋に墓誌銘あり小楷にて鑿
て其字鮮明にして句讀す蓋し銅器は鍍金なり千餘歳を経
て本質あらはし紫緑二色相交りて間に少しく鍍金のいろ残れり高さハすん
蓋身ともに口径八寸深さ各四寸五分余其器を観見し其銘を摸写し
搨して家塾に刻しこれを不朽に傳へしめんと希望せり墓誌の文
國史の闕を補ふべきもの多し少納言令以前にハ小の字なきも威奈那
此誌銘にハ威奈の姓と氏録に為奈真人といへり國史にハ猪名とも
猪名と記せしも皆音によりて字の異なるに意なるべし宣化前五百
野宮ハ宣化天皇なり國史に檜隈廬入野宮に作るこれも前の為奈と
同じなるべし後岡本ハ齊明天皇なり紫冠ハ孝徳天皇改制七色十
三階の中其一にて紫冠と以て今の人の位に當るべし後清原ハ國史に淨
御原に作る天武天皇なり務廣肆勤廣肆直廣肆ともに同帝の
年更改位階の名なりこれハ日本紀天武紀にくわしきなり藤原聖
朝といふハ持統天皇なり威奈卿此朝に小納言に任ぜらる國史
に所見なし大村の名續日本紀文武天皇大宝三年慶雲二年両度
所見あり越後國司に任ずる事墓誌ハ慶雲二年十一月なり國史ハ

三年閏正月なり隔る事此違あり又墓誌ハ拜命の年月を記し國史ハ
赴任の年月を記せしもの敢て違ふの年月國史に所見なしく此銅
器其制唐に倣へる或ハ吾邦上古の制か未審なり清の徐乾学
が讀禮通考第九十九巻其五石函古金貝石志を引て懲州馬神祠
前施食臺石刻八卦於旁又書二十八宿字上有篆文曰唐故淄
州刺史朱邪府君墓誌銘蓋沙陀之俗死焚其骨盛以石函其
蓋也此語其器金石方圓の異はあれども火葬の骨を蔵せるもの
蓋に誌銘を刻せる相似たり其餘形状の説なし慶雲四年より
明和七年に至て千六十四年　明和庚寅秋八月　浪華木孔恭識

安義破起帖　一帖

小野道風の假字なり和歌二十二首のうち脱文十六字衍文二字ありて
奥の秋下句を脱せり○大明七己秋中井積善漢字の跋あり帖の真
府下清光僧院に藏す相傳ふ小野内藏頭道風の書なりと明徴なし
といへども筆法の妙高く二王に攀卓絶倫なし舊傳蓋謬らざるあり
住蔵寺社友長者院に就て摹搨すんば用ゐて周旋して幾毫
差なし遂に鐫して以て之れを布令す距ること二部中間故に
て鋟版散逸す歎惜するのみ乃者篆工霍舟に藍欒鉤摹を請て
これを不朽に圖り刻就くこれを覧に精巧實に加へて見るべし
○天明五年十月前川虚舟家に刻す

三藐院関白臨定家卿書　一帖

寛政中江都升に慶寿蔵刻して定家の自筆のあれだしひのをな
近衛関白信尹公の臨書したまつりしもの巻首に書始草子事末に
嫌文字あり又備之音を尾之音に之枝へゐひわい等の字
あり又假名字あげくるを書歌を草子付てそ箇条なりとそれ
されて○巻末に二条中将為衛名あり実相院准后義運大僧正遠藤
院實隆公等の奥書あり又三藐院殿奥書に云此一巻雖危出雲守
所持也閑覧之多幸之餘令書写畢　信尹○按するに何の序にか
ひハ親卿のよまれしく定家でかくとのなし其一巻は実に定なりて

ろうかりをひなしものなるべし

海陽泉帖　二帖

参議佐理卿の行草なり　海陽泉　一曲石龜　望遠亭　石上閣　同前
海陽湖　同前　同前　夕陽洞　清泉銘　遊海門峡　等の数行なり
巻末に納涼　七夕　等の歌乃于行て

撫子合　一帖

筆者詳ならず　是一接八行　東三条院七月七日皇太后宮にかぞへし
あはせさせたまふ

道澄寺鐘銘　一帖

此帖ハ左扱なり小野道風乃楷書にして浪華の三宅氏所蔵模写して
刻すところ此本世に行るゝ又寺傍に請て手搨するもの何れの識翔
道澄寺乃鐘今ハ大和國宇治郡栄山寺に行てとしいふ〇集古十種に曰
凡鐘銘道澄寺神護寺鐘銘及南圓堂銅燈臺銘尤為珍絶今皆
以義本校合之云々

神護寺鐘銘　一帖

藤原敏行乃書なり橘廣相の文菅原是善の銘なり故以て世に三
絶と称すといふ

長谷寺縁起　一帖

菅原道真公の行書なり〇巻首に吾遣唐大使中納言従三位兼行
左大辨春宮大夫式部大輔侍従菅原朝臣道真えし奉ると見ゆ年
八年二月廿日　都維那僧行恩　寺主法師恵義　上座法師開詮
別當傳燈大法師位智照　俗別當左大臣従二位藤原朝臣良世
等の名あり又壬生忠岑撰材　紀朝臣長谷雄　藤原朝臣時平等の
名ありて執筆遣唐大使中納言従三位兼行左大辨東宮大夫式部
大輔侍従菅原朝臣道真ともぞせられたり〇此帖乃跋に云右長谷
寺縁起者為菅公真蹟中無比之観矣世蔵公之手跡者多是断簡
片紙而與此有官銜姓諱者非同日之論也此巻及大安寺縁起
可観其真跡之妙而已予家蔵摸本有年于此矣以人間所見希罕

其傳不普故今刻以垂不朽云　井上清風刻

大安寺縁起　一帖

菅原道真公乃真蹟を摸刻すもし長谷寺縁起帖の跋にみえたり
伽藍縁起并に流記資財帳写なりて流布す巻末に天平廿年六月十
七日　大僧都法師行信并佐官僧五人の真書なり

行書心経　一帖

弘法大師の真蹟行書の心経全文なり毎行各四字

琵琶引　一帖

世尊寺左京大夫正四位下伊経朝臣の行草なり毎行或八九字十字或ハ
十一字十二字一接八行なり摸刻の際誤りて脱するところ此一行を巻尾
に補刻す

薬師寺塔銘　一帖

和州薬師寺の塔銘の楷行十二行にして其文此をしめるに維清原宮馭宇
天皇即位八年とあるなり〇寛政乙卯九月日下部宿祢勝皐本漢文の

跋に云此世薬師寺塔銘の刻数本行て然あれども、みなこれ代をおかすもの
なり或ハ大和の僧者源輪池の所本を獲つり其搨摸の精巧幾盡敬賜自ら之風
標神韻にも窺ふに足るはうすれて也手に輪池氏に假て影写しをくりて以て
梓に寿し剔に釋文を作くうけあり之に附して以て家塾に蔵す

大應國師塔銘　一帖

尾張國中島郡妙興寺にあるところの塔銘なり〇建長寺の大應國師諱ハ紹明
字南浦駿州安部縣の人也〇隷額に勅諡圓通大應國師塔銘以上十
字六行に字百十〇塔銘のはじめに大日本國東道相州巨福山建長興國
禅寺勅諡圓通大應國師塔銘有序　杭州路中天竺天暦萬壽永祚
禅寺住持延俊撰　慶元路金鶴山真相禅寺住持沙門釋崇諳書
資善大夫江浙等處行中書省左丞周伯琦篆〇摸刻本漢文の跋に
云大應國師の塔銘本州中島郡妙興寺に在者蓋元人の刻するところな
るがめり没すところ其徒走て碑銘を元朝の賢豪に乞ひ海
に航して之れ得て帰るよりふまま余源子聞と倶に師の塔を謁

すれバ乃ち合掌讃歎して曰四絶の觀二なく爾となし佛祖学ぶものハ法燈のかゞやきを仰ぎ文翰好むものハ銘字の美を玩び士君子ハすなハち外國の人の我大邦を欽するを愛す其これ行もの總て是師徳にて商隣禪師に謀て摸刻して布施す　寛政己未　尾張　秦鼎識

源遠書　中島淑刻

多賀城碑　一帖

奥州宮城郡の壷のいしぶみ摸刻數本あり○伊藤長胤の輶軒小録に曰中華にてハ金石の究めて古きハ周の岣川に洗し秦の室夷に沒し石鼓の文嶧山の碑後世の偽作なれバ其文字の彷彿なるのミ也本朝にて碑碣のきハめて古きハ奥州壷碑なるべし昔頼朝公の和歌に詠ぜし遥の國さへ記憶することなれバ其時よりも世に故事と成て古今の間に名高きことなし其碑自然石にして其背馬鬣の如し高さ六尺五寸濶さ三尺六寸其中に界行を其界の竪三尺八寸五分横二尺六寸奥州宮城郡市川村の北岡にありて上代に多賀城と云し城地の舊跡にして其時のしるしなり筆者何人といふ事をしらず近世陸奥風土記といふものありて二雲真人と云人の筆跡なりとし水戸の儒官考ありて前時國君より儒官を遣して写させたるに依て今ハ世上に打本多し僧顕昭乃説に坂上碑とハ昔田村將軍東征の日弓の弭を以てかゝれたりといへる諺説に或ハ云此ハ表の文なりとて碑の背にあたることいへり○大野東人と云ハ紀職大夫直廣肆果安が子にして神亀元年征夷に従て戦功を顯從四位勲四等に授らる天平三年陸奥按察使となり鎮守將軍を兼後官が累て參議大養德守征西將軍となる從三位に至る天平十四年に薨じたまふ此碑神亀元年に按察使鎮守從四位乃官にて書する八碑却て何の時にありしより書たるに依て相違ありと見ゆる○藤原朝獦と云ハ孝謙の寵臣大師恵美朝臣押勝の子なり天平宝字四年に陸奥の按察使となる鎮守將軍に兼任にて授らる五年に仁部卿となる今の民部卿なり六年十二月東海東山節度使と成十二月に參議となる其歴官の次第續日本紀に詳にして碑に記すところと相違なし

頼朝卿の和歌新古今集雑下に曰　前大僧正慈圓のふみにてハおもふほどのことも申しつくしがたきよし申つかハして侍りける返事に

右大將頼朝

みちのくのいはでしのぶはえぞしらぬかきつくしてよつぼのいしぶみ

九品文　一帖

城州宇治平等院鳳凰堂の扉に書するところの上品上生上品中生上品下生中品三生等の九品乃文を摹刻す○帖の末に漢字の跋ありていはく宇治の平等院ハ鳳凰堂ありて堂の扉の上に安養九品の文を書す相傳ふ源の左府俊房の書にして扉痕隱蝕して古色蒼然たり其筆格の顏柳に比するに多く讓らず盖此院や舊弘仁帝の皇子河原公乃別業なり後御堂の關白藤公の有となりてより息頼通継でこれを寺とし宇治の関白と称す永承中其第を舍して寺となし平等院と號す今を距る七百四十餘年源左府ハすなハち御堂公の外孫なり意を以てこれを推に此書もまた當時にありしならん嗚呼こゝに乃名刹往く磨滅焚燒す然るに此堂獨全くして此書存するもまた奇ならずや予ころ橋本肥州深く遺墨の湮滅することを惜み摹刻して以て同志に貽す因て歳月を記すと云　寛政戊午春三月中浣橘洲源元禎謹誌

伊豆内親王御願文　一帖

橘逸勢の真跡なり○巻首に菩薩戒弟子従五位下藤原朝臣平子謹稽首和南

奉納山階寺東院西堂香燈讀經料事とありて孔子の如き五十七字に出なり奥に天長十年九月廿一日とあり其次より五行ありて末に面受遺言内親王伊都と有て此一行の中に方印四を押たり○伊都内親王ハ在原業平朝臣の母なり

三十六歌仙　一帖

俊頼朝臣の真跡水府御蔵の摸本なりとしあり毎葉歌仙の人々の名ありて歌ハ各四行にかけり

源判官櫻樹禁榜　一葉

攝州須磨寺に藏するところ武藏坊辨慶の書の模刻なり○此並江南所無也云々　明和丙戌冬十二月浪華内山之明漢文の跋あり源判官櫻樹禁榜者武藏坊が署するところ、一の遺愛しりとしとに復日府下の書賈村清參摹しくなく廣む其典故の如きハすれちち瞻矣已小久しからぬ刻せず

文館詞林　一帖

此書もと千巻ありし本朝に傳へありしが中古より亡びて今傳ふるハわずか幾缺なり此摹刻ハ橋本肥後守其家に刻するところなり巻首に

文館詞林第六百九十五全下
中書令太子賓客監修國史弘文館學士上柱國高陽郡開國公臣許敬宗等奉勅撰
魏武帝收田租令一首

かくれどもまさしく今此文毎行十二字の楷書なり巻末にハ

文館詞林巻第六百九十五
　校書殿写　弘仁十四年

かくれどもまさしく此題号并に方印を押たり又一巻の奥にハ

文館詞林巻第三百卌八
　校書殿写　弘仁十四年歳
　次癸卯二月爲冷然院書

此二行の中に古印三を押たり○橋本肥州國字の文に跋摺紙にあらはしてき文館詞林ハ唐書藝文志に巻しし和名類聚抄の序に百帙とみえそくりのほか茂ふ佐世が日本見在書目録にいでし善隣國宝記も沙門瑞然が本國に傳せへしこと書せり今都せしハたえずるところにとにふちまほひてはうしらちは乃國武庫のうちにり勝福寺にわがある第六百九十五一巻第三百卌八缺巻等なることの春やよしひの佐佐に木春行しもって[illegible]とかこのしく小硯のそしてかいきらしあるをしせしくなるをみせしめず

なり　寛政十二年十二月　橘經亮○按ずるに薬師堂に珍藏せし法の一巻ハ佛書ろとし書するのうちく文中微く則天皇后の制字ちなひてわたしたり押ところハ文ハ嵯峨院印　冷然院印なりの料紙ハ用ひたる佛ちのハ三宗相對抄というり

勸善院鐘銘　一葉

叢書につきしたがしず楷書四行なり　撞縫神器ちと○勸善院ハ大和國興福寺の中にありし

七徳帖　一帖

小野道風朝臣の行草書なり七徳舞ちと一摺各八行廿二摺なり勢州乃人の鐵刻とりし

那須國造碑　一帖

下野國那須郡湯津上村の碑なり行書十七行永昌四年己丑四月とあり○按ずるに伊藤長胤の輶軒小録に此碑の事に付のせたる今より一千年も以前野州湯津上村よりほ處にて里民地を掘く一の方石を得たり其石の上の紙なりかれが高さ[illegible]幅九寸碑文凡八行なり一行な十九字なり永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須國造追大壹那須直韋提評督被賜歳次庚子年正月二壬子日辰節弥故意都麿等立碑云々凡く文字二百七十二字なり辭古拙にして分明ならず最初の二字明ならず朱鳥ともよむ人あり永昌とよむもあり古那須ハ一國にして其司が國造と云造ハみやつこといふにて上世一國の司にて民神のことを掌る古ハ百卌國ありて國別に國造ありて舊事紀につまびらかなり追大壹ハ古の位階ハ名古時の制地中より出ることめずらし全文別圖に書置水戸の彰考もありて飛鳥浄見原天皇とハ天武帝なり持統ハ天武の后なり相継で此大宮に住て赤浄見原の大宮と称するなりされども此己丑ハ持統の三年なりされども元年よりして唐の則天武后の永昌元年に中る文字ハ永昌とよみたり大方泣きましいてあかしも唐の年号を用ひたるにいぶかし殊に元年四月しあまて唐より日本への通路京より野州までの路次難万里のへだてしはるかに遠しとすべし○按ずるに長赤水の東奥紀行

に此碑の釋文を附す併せ考ふへし

世尊寺法帖　八帖

世尊寺家代々能書の人々の真跡を模刻す下野國町田清[illegible]同國持田某蔵刻○按するに世尊寺家の祖左中将従五位下義孝[illegible]猛大納言行成卿より以後能書家と称す行能　経朝　行尹　行俊　行房　行信定成等の人々なり能書の名あり

以呂波　一葉

もしくは八行　世尊寺経朝の真跡を模刻す　経朝は宮内大輔従三位にて修理大夫従二位行能の男なり

端祥齋帖　一帖

法隆寺藥師佛光焔銘

楷書五行九十字　池邊大宮治天下云々

法隆寺釋迦佛光焔銘

楷書十八行百九十六字　法興元世一年云々○此二銘集古十種鐘銘部

巻之五に出て共に銅佛光背銘に作る

上宮太子碣腦石文

楷書四行　今年云々　河内國上太子に蔵するところなり

船王後墓誌

楷書八行百六十二字　惟船氏故王後首者云々

藥師寺塔銘

楷行書十二行　維清原宮馭宇天皇即位八年云々　和州藥師寺の塔銘なり

那須國造碑

此碑の事既に上に録す

形浦山碑

楷行書六行五十字　飛鳥浄原大朝廷云々　形浦山は河内國にあり

多胡郡碑

楷書六行八十一字　并官府上野國云々○此碑の事輶軒小録に曰上野國多胡郡本郷村といふところに古碑石あり古来穂積親王の墓碑といひ伝ふ其上に古き樟樹有て生ふさかり碑身半は樹にうもれて

見えず其碑の形状をみるに其碑高さ二尺八四寸横二尺厚さ二尺八寸五分其下に臺ありて上に覆石ありて中及びてく平瓦のごとく三尺四方にて厚さ六寸碑面に記す　并官府上野國片岡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給○成多胡郡和銅四年三月九日甲寅宣左中弁正五位下多治比真人大政宣二品穂積親王左大臣正二位石上○右大臣正二位藤原○　依て續日本紀を考ふるに　帝和銅四年三月割上野國甘良郡織裳韓級矢田大家緑野郡武美片岡郡山等六郷別置多胡郡とあり此時立てられし文なり亦按するに慶雲二年二品穂積親王知太政官事和銅元年に石上麿は左大臣藤原[illegible]右大臣碑文位署の重名未この文と符合す碑文石上藤原の字乃下文字分明ならず上の例を考ふ各朝臣の字有へきなり

元明帝陵碑

行書七行四十五字　大倭國添上郡云々　養老五年云々

上野國山名村碑

行書九行五十一字　辛巳歳集月三日記

上野國群馬郡碑

楷書九行百十二字　上野國群馬郡下賛郷云々　神亀三年丙寅二月廿九日

高屋枚人墓誌

行書五行三十五字　故正六位上常陸國大目云々　宝亀七年云々○按するに集古十種碑銘部巻之三に河内國石川郡高屋連枚人墓誌とあり

紀廣純女吉繼氏墓誌

楷書四行四十五字　維延暦三年　歳次甲子云々○集古十種に河内國石河郡春日村紀廣純女吉繼墓誌とあり

銅燈臺銘

行書二十八行二百四十七字　銅燈臺銘并序云々　南都興福寺南圓堂の前にあり　筆者橘逸勢なり

揚貴氏墓誌

楷書七行四十三字　従五位上守之○按するに鵞軒小録に云備中國某郡惠良村より北へ行こと二里程東に八田村といふ所あり其ところに吉備大臣の廟あつて二十年むかし翁が八田村より一里西に東三成村といふ所にて土民の村の百姓古き塚を掘て鉄器を出しぬ其銘に下道氏國勝國勝弟人誉和銅元年とありて其器八処の地蔵院に安置せり領主伊藤伊豆國勝の社建立の心ざし地蔵院において國勝寺と号せしと其器の銘に字餘もありて中國筋にて書つけたる國勝とは吉備大臣の御親父なり　享保十三戊申の秋和州守知郡の内大澤村の農家平右衛門の家にて田を掘し人に壺一つありし其中に瓦十六枚出たり其中一枚文字ありて朱の入たる瓦の厚さ一寸八分ほど一尺七寸ほど一尺九寸なり其文に従五位上守右衛門督兼行中宮亮下道朝臣真備葬亡妣楊貴氏墓天平十一年八月十二日記歳次己卯としるせり一行にありて此所の墓の碑と同しく吉備大臣の母氏なり上の祖母なりこれも母義なり同しく道国に帰生す○また帝代のひと

已上十五種　寛政八年歳次丙辰九月摹勒上石

哭澄上人　一葉
卑書十二行　嵯峨天皇宸翰の摹刻なり

永手公墓誌　一葉
篆書一行四字筆者つまびらかならず○集古十種に河内國古市郡駒谷村金剛輪寺境内永手公墓誌としるす

鎌倉右大臣和歌　一葉
實朝公の詠草にて題は冬と恋とし一首く花押ありて歌は公の墨にて

益田池碑銘　一帖
弘法大師の草書なり墨字右挽の刻本にて又三國筆海全書にものせたり字體先寺快なるものなり集古十種碑銘部巻之七に益田池草

辨慶消息　一葉
本眞蹟にあり
假名消息八行　五御器一具云々　十二月十八日　進上智明御房　弁

慶　花押あり○吉田吉田氏の藏刻なり

賜珠光口宣　一葉
九行の口宣なり　數寄道傳來云々　右少弁花押　珠光菴休心居士
○野本氏傳來宣春齋所藏

藤原信綱懐紙　一葉
和歌一首　詠海邊霧
[illegible]

定家卿消息　一葉
今日隆成之奥書ありて
[illegible]

賴朝卿消息　一葉
拾殿事たのみ候ぬる之云々　四月十九日　頼朝花押

聖一國師消息　一葉
[illegible]　八月十二日

宮才人帖　一帖
契沖阿闍梨の草書なり　宮才人樂府なり云々　跋尾にいふ寛政十二年庚申三月　六如牡多慈周題　蘭畹江成美書　其因吉田元可老人藏刻

耳比磨利帖　二帖
玉田成章寫し子達摹勒上石す漢字の自序に云丙午の冬攝津に遊たまへし耳比磨利の作を観る字は千歳の遺跡なりすなはち模寫して當頭に露出し従來觀覧せるところのなかりしをとくとくうつし以てこれを刻すおほよそ此帖に摸するところ余か手にてちかきものなり云々　天明丙午仲春攝津長柄の郎舎に書す

上帖
日本武尊書　城州八幡谷邑氏摹勒所傳
耳比磨利萬玖波云々
聖徳太子書　嵯峨法王門所藏
聖武天皇宸翰　而說偈九字　故作此歎　楷書　同上

光明皇后真蹟　南都佛足石所勒摘二首
嵯峨天皇宸翰　草深云々　嵯峨法王门所蔵
大職冠藤公書　南無云々　洛陽廣澤氏蔵
吉備公書　同上
勿○縁其色云々細字楷書
菅丞相書　凡宥暇足云々　同上
舎人親王書　江都牛山世龍華所蔵
南都興福寺露盤銘
具平親王書　明人墨帖所載
真名遊池亭設喜云々○按するところ明人の墨帖と称するもの八玉蠅
歎喩なり
藤原忠美朝臣書　江都牛山世龍華所蔵
南都薬師寺蔵竹　勅東大寺云々
行成卿書　非脱衆苦云々　攝州四天王寺蔵

菅丞相書　兵庫真光寺蔵
古池のやう枝　假名三行
藤原朝臣敏行書　高雄山鐘銘
小野道風書　道澄寺鐘銘　和州栄山寺蔵
弘法大師書　入唐求法云々二行　嵯峨法王门所蔵
同上　最勝王経切　楷書　有之事以天　同上
佐理卿書　参之事云々　同上
橘逸勢書　河州上太子蔵
南都興福寺銅燈臺銘　今年　單四之四行
源頼光朝臣書　丹後国大江山云々　難波小橋邑神社蔵
源攝州所令撰　勅諚云々　丹州県氏蔵
源義家朝臣書　下丹波國云々　大坂神田氏蔵
源頼政卿書　嵯峨天龍寺寿寧院蔵

歌五首　右京の大夫云々　洛陽出雲寺蔵
鎮西八郎為朝書　天魔法云々
鎌倉殿日記　建久九年正月二日
源頼朝卿書　まもなくに消息云々　播州高砂三浦氏蔵
源判官義経書　爲御恭平云々　泉州踞尾北村氏蔵
同上　仰心入しして云々　姫路總社蔵
圓光大師所書於平相國之旗　大坂一心寺蔵
文覚上人書　しきの何色敬云々　手鏡
俊寛僧都書　何ろつもをしてて云々　歎四首
平相國書　和州郡山光慶寺蔵
重衡者とにしえせ云々　少将成経
平判官康頼書　ちるぬ為ヨリ云々　康頼法師赦免状　京都春日鹿氏蔵
小松内府書　い棟す候送云々
平内府所命伊都岐島鐘銘　兵庫来迎寺蔵

銘の末に　施主右大将平宗盛とあり　泉州堺部大塚氏蔵
平能登守書　禁ふ寺り云々
左馬頭行盛書　詠聲喩品和歌　江都浅草某蔵
平忠度書
詠寄山寺信解品和歌
鎌倉殿執権時書
河内國蘭光寺者云々　河州高安薗光寺竹之坊蔵
平敦盛書　攝州須磨寺蔵
詠二首和歌　庭雪　寄松祝言
熊谷三郎直実所書於平敦盛幌　音寿丸とあり　同上
武蔵坊辨慶書　須磨寺櫻云々　同上
同上　為君云々　長井六郎度　攝州丹生山田鷲尾氏蔵
須磨寺櫻の制札の奥の長井六郎度とあり　此書消息にして奥に此花名ありて前の名は帖にのみ〳〵す

常陸坊海尊書　祈禱二字　常州福泉寺藏
大夫坊覚明書　京師荻野左衛門大尉藏
楷書　夫以八幡大菩薩者云々
朝比奈三郎義秀書　花押アリト云々　河州高安薗光寺竹之坊藏
佐々木三郎盛綱旗所書　攝州四天王寺藏
不害是忠信心云々
梶原平三景時書　八幡寺者云々　備前瀧谷三村氏藏
和泉三郎忠衡所置奥州松島燈籠銘　奉寄進云々
攝州丹生山田千年家欅札
大同元年云々　丹生山ノ大工日原　泉州踞尾北村氏藏
伊勢三郎義盛書
滯留休息之間云々
大僧正慈圓書　詠月前薄霧ヲ和歌
北条泰時書　奉免地頭新田云々　攝州原田長谷川氏藏

北条時盛　同重時連名文　河内金剛寺藏
當國金剛寺云々
北条時宗書　時宗留意云々　鎌倉圓覚寺藏
北条貞時書　成松保云々　同上
北条高時書　山内地云々　同上
千葉介頼胤書　相模國主云々　同圓覚寺佛日菴藏
江州番場蓮華寺鐘銘
弘安七年十月十七日　勧進畜生法印
武蔵州豊嶋郡赤塚泉福寺　真福寺両寺ノ鐘銘　江都太田氏所摹
暦應三年庚辰四月云々
紀ノ貫之書　月一字　土州井田浦松山寺藏
下総國第一鎮守八幡宮鐘銘
元亨元年辛酉十二月十七日云々
那須國造碑　下野國那須郡湯津里ニ所置ヲ

碑石
形浦山ノ碑　大倭國云々　南都菩提寺物
牧人ノ碑　飛鳥浄原大朝廷云々　河州春日村妙見寺物
忍海原連魚養碑文　故正六位上云々　河州磯長里東福院物
盡忠分別云々　南都十輪院物
吉備ノ塚
従五位上守云々　天平十一年八月十二日記　大和國蓮華寺物
上野國六刀自ノ碑
上野國云々　神亀三年丙寅二月廿九日
山城國宇治橋ノ銘　至今絶存ス　江都榊原氏摹所藏
扶桑略記所載全文四言廿四句
鎌倉新長谷寺ノ鐘銘　文永元年甲子七月十五日
上州多胡碑　弁官府上野國云々
奥州宮城郡市川邑壷ノ碑

宇治橋碑
寛政辛亥夏ノ月一夫たまたま放生院の藩籬の側に穿て断碑二尺許
を發きられを驗すれはすなはち舊碑四の一なり尾張の人小林亮
適内田宣経小川雅宜吉田重英釋恵忍これを乞得てこれを後
世に傳へんと欲す而して碑面文字多くぬけて缺落して今その補訂訣すること
あたはすやむことを得す古法帖中に就て撰拾補綴して舊文こと
ことく全しと云々　仍て其文を勒して以て登法院の功徳を録す
云々　寛政癸丑秋九月碑成因て其事を係して以て不朽に垂る
尾張中村維禎撰
小林亮適書并督工
下帖
後醍醐天皇宸翰　洛陽廣澤氏藏
[illegible]云々
大塔宮尊雲親王書　同上

伊賀守照御具云々
尊圓親王書　保布石瀬野云々　嵯峨法王門所藏
同上　改事ぼ嶺よう々　同上
同上　荒凌百千行云々　和州多武峰物
万里小路宣房卿書　播州報恩寺藏
播磨國印南庄云々　花園院宣なり
万里小路藤房卿書　攝州四天王寺藏
萬納言云々
正親町院々宣　當時別當云々　同上
北畠源中納言顯家書　伊賀三郎云々
新田左中將義貞書　姫路正明寺藏
綸宣云々　建武元年四月三日
同上　洛陽尾崎氏藏
今度一戰云々　元弘三年五月日

同上　白房丸未つ依云々　兵庫喜田風氏藏
楠中將正成書　関東凶徒云々　河州金剛寺藏
同上　為御祈祷云々　河州勸心寺藏
楠正行書　寄作云々　同上
楠正儀書　勸心寺住侶云々　同上
足助次郎重範旗所書　日月
備後三郎高德書　草書二大字　播州須安湯淺氏藏
播氏母書　攝津呉田吉田氏藏
譲與高田御領内私領田事
足利尊氏書　播磨國多可庄云々　播州赤松氏藏
同上　金陸寺領云々　鎌倉圓覺寺藏
足利義詮書　下多田院云々　攝州能勢松尾氏藏
足利義滿書　常照　楷書二大字　嵯峨天龍三會院藏
足利義持書　攝津國澤良宜村云々

足利義教書　持氏誅伐事云々　播州赤松氏藏
右兵衛督源持氏書　五大尊　鎌倉寛喜寺明王院藏
足利義視書　歌一首　友もなき身
足利義材書　同　名所恋
足利義煕書　同　かすかしと
足利義澄書　同　月見つゝ
山名常煕書　同　あめそう〻
京極中務大輔源勝秀書　同行道乃
石堂右馬頭書　禁制　攝州多田院藏
自畫三社賛兼好法師書　江都月溪寺藏
上かうれ云々
高武藏守師直書　長井離殿助云々　姫路那波氏藏
同上　河内國天野山云々　河州金剛寺藏
大内左京大夫義隆書　城州横大路村上氏藏

永興寺住持云々　難波小橋邑神社藏
大内左京大夫義興書　南方之儀云々
管領細川晴元書
近日可令示談候云々
管領斯波義將書　勸修寺領云々　濃州加納森氏藏
大友修理大夫義鑑書　江都鳥越某藏
就宗谷三郎左衛門尉下候云々
管領細川頼之書　地藏院領云々　嵯峨天龍地藏院藏
管領細川勝元書　以青侍可被　嵯峨天龍真乘院藏
畠山左衛門督持國書　河州勸心寺藏
被成候義十海云々
三好長慶書　之候而未云々　攝州西宮藏
三好範長書　不買得之地云々　兵庫正直氏藏
津田氏八郎女書　古今　かすいくま　須磨前田氏藏

宇喜多宰相秀家書　東岸西岸柳云々
金吾中納言秀秋書　古歌一首　かきりあれは
三好越前守書併寄附状領書本文略摘其花押　多田院蔵
あしく人しる状云々
諏訪信濃守　美濃守　松田左衛門大夫　摂津守　飯尾
慥守　飯尾越前守　当寺并花押
赤松円心則村書　当寺領云々　播州報恩寺蔵
赤松則祐書　摂州有馬
應安のころ西関東関西の官軍云々
すゝみて[illegible]の[illegible]を[illegible]てかそ[illegible]むほの[illegible]
赤松参河守時則書　多田院蔵
寄進摂津国多田院云々
赤松伊豆守光祐書　播州志方玉田氏蔵
慥俯　茶三袋云々

赤松左京大夫義祐書　歌一首　一葉ちる　播州法華山地蔵院蔵
落花[illegible]云々
赤松播磨守満政書　同　[illegible]
赤松右京大夫満祐書　同　[illegible]
朝倉義賢書　同　独吟中[illegible]
今川修理大夫氏親書　同　[illegible]
蒲生智閑書　同　[illegible]
今川某書　同　[illegible]
蜷川親元書　詠法花経二十八品和歌
蜷川親世書　歌一首　[illegible]
蜷川智蘊書　同　[illegible]
蜷川親孝書　同　[illegible]
今川上総介氏真書　同　夕暮に　濃州加納森氏蔵
氏家書

後今日云々　存豪氏之　浪華好古斎蔵
武田信虎書
北山梅雪老　信虎　嵯峨天龍妙智院蔵
武田信玄書
[illegible]下向て貴云々
武田勝頼書　御遷宮者云々　甲州八幡大宮司蔵
上杉謙信書　飛驒国之[illegible]云々　洛陽祥光寺蔵
上杉中納言景勝書　信州更科云々　同上
村上義清書　之　信越堺目云々　同上
直江山城守兼継書前後略　江都榊原氏蔵
一　[illegible]之月迄云々
平信長公書　西院之内院領云々　嵯峨天龍妙智院蔵
瀧川左近書　禁制　須磨前田氏蔵
荒木摂津守書　先日[illegible]云々　摂州西宮蔵

佐久間右衛門尉書　西蓮寺住持云々　西蓮寺蔵
十河丹波守重存書　泉州家原云々　泉州家原寺文殊院蔵
北条氏政書　京都之儀云々　濃州加納森氏蔵
北条左京大夫氏直書　書面之趣云々　江都鳥越某蔵
松永弾正少弼久秀書　大坂内山氏蔵
為[illegible]云々
今川上総介範氏書　奉寄進云々　江都鳥越某蔵
大和守護筒井順慶書　[illegible]云々　仙台桑原氏蔵
安芸中納言書　千秋[illegible]云々　江都中井氏蔵
小早川隆景書　難波小橋邑神社蔵
あし[illegible]云々　文
宇喜田氏書　秀家　[illegible]云々　舘林二村氏蔵
増田右衛門尉長盛書　濃州加納氏蔵
山内対馬守殿

後藤又兵衛書　江都中井氏蔵

後藤助右衛門書　後藤基次之叔父　來れり通云々　姫路芥氏書

ちんようと云々

堀尾帯刀吉晴書　去廿三日之書中云々　攝州大道澤田氏蔵

黒田如水書　先知行之事云々　姫路芥氏書

片桐市正書　同上

播磨国衛掛所申也

福島左衛門正則書　帯刀云々　攝州大道澤田氏蔵

加藤肥後守清正書　大坂加賀屋某蔵

急度八ッの時より入候云々

蜂須賀阿波守家政書　無除ともん云々　大坂阿波氏蔵

本多上野介正純書　仍れ候へく候云々　攝州大道澤田氏蔵

仙臺中納言書　御状拝見云々　奥州松嶋瑞巌寺蔵

細川忠齋書　御知集拝見仕候云々　姫路明石氏蔵

小堀遠州書　猶文夫兵衛云々　浪華内山氏蔵

妙壽院惺窩書　ゐ謀ちうと云々　江都水野氏蔵

石川丈山書　わするしな

慈眼大師書　泉州木寺氏蔵

一未ちう云々　牛膝ちやうと云々

僧一休書　可披らゝしと　攝州四天王寺蔵

鄭成功書　紅影飄来云々　長崎濱武氏蔵之高元泰所

藏二幅之其一○成功の僔い附してゐ鄭成功名ハ森（子ハ大木）父ハ老之龍字ハ飛黄小名ハ一官嘗て日本へ来て婦を娶て成功を生是夜火光あり芝龍心にこれを異とす成功日本に長じ後七閩に之隆武召て陛見し姓を朱と賜ひ名を成功とあらためられより中外國姓爺と稱す

東下野守常縁書　先のうち云々

楠正行書　吉野殿於兵粮事云々　播州高砂井澤氏蔵　玉田成章蔵

○林翁醉の跋二十一行あり此をしる　寛政丁巳後七月念五日　述齋識

杉浦吉統書

小野朝臣道風書　附　六月十九日云々　源達跋

○跋ニ云捜討積年片紙隻字を獲ぶして手摹上石し久之しく

遂に二巨冊をなすと云々○上帖　總計　八十七葉　摸本七十四種　下帖

總計　九十四葉　摸本百六種

恩命帖　一帖

參議佐理卿の消息なり文中に伏して恩命をあずかると云ふにより

恩命帖と稱す一摺八行草書百六十餘字○帖末に香果蔵の三字あり

真蹟ハ浪華の賈人某が珍蔵すといへり

最澄歴牒　一帖

傳教大師入唐の時明州より天台山にいたるまでの路次の公驗なり

○此牒のうちめる　日本國求法僧最澄往天台山巡礼將金字妙法蓮花

經等と有りて次に　金字妙法蓮花經一部　八巻　外標金字　无量義經一巻

觀普賢經一巻已上十巻共一函盛封全最澄稱是日本國春宮永封未到不許開

屈十大德疏十巻　本國大德諍論兩巻　水精念珠十貫

水天菩薩一軀　高一尺　右得僧最澄状稱總済往天台山供養

供奉僧最澄　沙弥僧義真　從者丹福成　文書鈔疏及隨身衣

物等總計貳佰餘斤云々　貞元廿年九月十二日史孫階牒

とあり又貞元廿一年二月　日日本國僧最澄牒　といへるもあり書にて

しるしたる明州の印台州の印を押したり此次に台州の刺史陸淳が草

書四行あり又三月一日と記せしを以て印五つを按ずるに元慶五年

七月廿日沙門圓珍か按ずるところの比叡山延暦寺元初祖師行業記

あり祖師諱ハ最澄字ハ藥澄傳教大師と謚すと云々　同年延暦廿一

年九月七日聖主天台教迹諸宗に超ゆるを鑑察して時まされを

興隆せんと欲しれたより弘世の能を以て和上に報す和上表を上て人を

差して唐に遣し餘教を抛て求めんと御りて同月十二日弘世の能を

詔して少納言大納言入鹿に仰せて和上を差して入唐の請益となる

しむすれバち勅表に更に像従の請ひ并に沙門義真の從ふべき法の譯語とす表文例のごとし九月六日春宮内舎人紀鈴鹿麻呂を差
しく高雄の法會に隨喜せしむ善議法師等賛歎し詠謝す
又春宮殿下法花義觀等二本經の繕寫し和師に附して天台山に
送り永く彼藏に鎮めしむ是れより事ハ公驗に記して十二年秋七月第二
の船に上りて唐の明州に達る時に國号貞元二十年なり船頭徒の領
して潮に入り和上獨り台山にむかふ山ハ台州にあり明州より近し日は記せず
て達る台州の刺史陸淳に謁して天台傳教の大德道邃和尚を州下の
龍興寺の僧七院に請じ此經の講ぜしめ圓教菩薩三聚淨戒を授けし和
尚ハ本國の宗學の為に天台大師傳教ところの文二百四十卷を
抄写し次に會稽に於て於て傳教大德僧行滿等に遇ふ
最澄の法文を寫書し於て山下の國清寺に於て大德行滿法師に遇ふ
譯語乃沙門義真もまた聲聞戒をうく事ハ別に記す廿一年四月
台州より廻て明州に至て公驗を請得て越府の龍興寺に至て善

無畏三藏第三代傳法の弟子内供奉順曉阿闍梨に至り灌頂を受け
合の教文一百二十五卷を披得す前後都て二百五十九卷を得て
五月上旬都て明州に至て第二船に乘て延暦廿四年八月本朝に歸りて
上奏して請来の法文を進奉す其ありさまは七大寺に與へ
天台の法文を寫し書写せしむ○今此公驗の文と行業記にて備
せ考ふれば其事實のたがはずかくれなし　此摸本ハ浪華蒹葭堂の藏
刻なり

白詩二首　一帖

神宗家藏佐理卿の草書なりとはじめに昭國閑居の四字ハ
ろ料紙古代の詩箋にして四国に龍紙書き中に鷰間
な書けり○跋に曰右白楽天の昭國閑居及び酬吳七見寄の二詩皆
文集第六巻に見えたり　真蹟斷殘破の餘を輯めて巻となせ
る詩錯置多し　今そのまゝに刻せるなり　井上
清風謹刻

國姓爺人牘　一帖

國姓爺鄭成功水戸の舜水先生に贈りし文なり草書十五行
百九十餘字　具書于左　別萬里雲外常望東天　森不肖荷先
武重興之義不得合于寢食之間惟盡力欲
遠憑日本諸國侯假多兵恭望
台下代森乞之諸國侯便是與台下晝謀之處也
台下今做　國恩

右上
舜水同盟朱公大人　床下
愚弟鄭森　薫首

○按ずるに國姓爺もはじめの名ハ森字ハ大木といふ隆武召して朱姓を
賜ふ時名を成功と改む舊名の森をいへるハ舜水に贈る以
て舊名をもちひ森としるせり姓名の上に成功の二字の
印を押す舜水先生ハ明の監國魯王の勅諭をもちて

木下元高の漫筆に其勅諭の写しを載す予嘗て閲して求めて
以て
くべし當に爾が節義文章
他邦に淹滯すといへども
崇禎十七年に於て恩貢二次江西
の按察司副使
軍の職芝山朱舜水に稱
これの傳聞の謬なり○又此時本朝明暦二年なり　朱之瑜字
ハ魯璵舜水の人なり○又いふ人朱舜水明人にして崇禎帝の國に
殉する節に死せずして日本に逃れて
[illegible]
[illegible]
[illegible]
既に江浙を定め尋て北京に歸て弘光乙酉張

群書一覧 巻之二

呉春枝黄道周鄭芝龍唐王を立て監国王とし隆武と改元す
見勤く杭州に斬る 太祖の裔なり崇禎十七年福州に即時に同六月十五日なり 福州に亦
監国と称す隆武これを斬る 瞿式耜・永明王を立つ桂王の子なり 監国
永暦と改元す庚寅十月十四日なり 丙戌福建旧相蘇観生何吾騶等
元鏡と十二月に於て隆武の弟唐王聿鐭を擁立す 監国と称し紹
武と改元す十二月十五日林永和紹武共に周王益王遼王等皆擒はれしかく
尽く是れ俱死す 乙酉浙東に魯王以海監国とす
先に清兵浙に入る潞王城を以て降る 張国維方逢年柯夏卿宋之
普陳函輝鄭遵謙等しもに魯王を紹興に迎へ立つ朱大典孫
孫王を選ばしく衰微して勤進す書を紹興に監国たらしむ○此大
蹟の真鏡平山堂主人江田世恭これを探りて家塾に摸刻す
しるところなり

大江匡範詩 一帖

七言律詩の懐紙なり 端作に夏日同賦佳客対泉石各分一字

詩并序已上一行 次に六皇大后宮権大進大江匡範と書して詩八
六行三字に書す第一行第二行九字第三行十字第四行九字第五
行第六行八字第七行三字なりこれすなはち詩の懐紙の書式の一定
すべきものなり 蒹葭堂蔵刻

売茶翁詩 一葉

七言絶句一首なり 起句に云遠覓霊苗入大唐と 名書 俗
陽売茶翁元昭書于千仏堂前松下にあり○跋に云 売茶翁 中
の売茶吟洛の松風主人嬰鈎久しく家に蔵す今歳
の孟夏郷人曽酉山洛に遊て主人に遇ふ主人偶此帖を出して
贈る己もしく酉山携へ帰る適余か茶舗を開くに会ふ 余
に授く余喜くすなはち梨棗に上し敢て私に蔵さず将に同好
の君子と俱に以て献ぜんとす これ八十翁 余か
すこと翁の遺 檜西堂主人識

頼朝卿消息 一帖

返書二通ともにすべて八二十九行はじめ八十四行なり
また御消息之旨承了又東大寺所より銭金存陳略識
並尉高倡当寺之志を遂い于今
仏のゑまた八月廿七日建久十月九日
将祖是も依に大仏之廟供
元久二年十月九日 花押
筆蹟以工拙を論せず輕卒 一筆の瀟灑なり
英直に手腕に発す 源 頼朝
くふしく成その源流の力人に異なる處 鎌倉
擬しく臻そのつかなんや亘かる書
然らずや故に僭評を書して以て選す 杏堂濱世恭
南都古梅園蔵刻

願書 一帖 平相国書

三十番歌合 一帖 俊頼朝臣書

和歌二十首 一帖 将軍実朝公書
春江帖 一帖 親王公卿等集書
方袍帖 一帖 弘法大師書
江帖 一帖 諸名家集書
詩一首 一葉 佐理卿書
和歌三首 一葉 京極黄門書
和歌七首 一葉 同上
和歌一首 一葉 西園寺実衡公書
和歌一首 一葉 近衛信尹公書
書牘 一葉 黄門正宗卿書
光明遍照中字 一葉 弘法大師書
忠字 一葉 同上
大字 二葉 小野道風書
和文 一葉 西行法師書

詩歌三首　一葉　近衛信尹公書

兵書　一葉　法眼昌一書

建磨函讃　一葉　釋即非書

書牘　一葉　大石良雄　原元辰書

已上二十種白川忍齋藏板の墨本なり　此外に[illegible]公の[illegible]寺縁起因大安寺縁起　佐理卿の詩二首[illegible]三種は[illegible]故ありて除きぬ[illegible]又漢人の墨帖七種[illegible]蘇東坡帖[illegible]一帖　唐張素書　[illegible]帖　一帖　唐[illegible]書　五柳先生画讃　一葉　[illegible]書　二大字　一葉　宋岳武穆書　竹西讃　一葉　[illegible]書　詩一首　[illegible]獻章書　又一脉帖　二帖[illegible]何人の書なるか[illegible]目録の末に漢字の跋語[illegible]ありて[illegible]其の[illegible]これを[illegible]我[illegible]の中二[illegible]ありて[illegible]蔵板[illegible]富[illegible]他人の[illegible]来て書名[illegible]以て[illegible]一の[illegible]書して目録と[illegible]以て[illegible]

實[illegible]　白川大他長尾元長　追加　坐右銘　弘法大師書

二行書　[illegible]

群書一覧　一　和書部二　百二十九

群書一覧巻之三

物語類

竹取物語　二巻

ふるき物がたりにて物がたりのいできはじめのおやと源氏にもかけり竹取の翁といふもの竹の中より女をえて養育し家富さかへけるにかの女天女となりて登天せしことをかけるものなり竹取とは翁の名なりこれは萬葉集第十六巻に竹取の翁九箇の神女にあへる哥ありそのもとなり○異説に竹林の竹の中より人のあるをかぐや姫といふ宝楼閣経不空三蔵譯弘法大師将来第一下云併言乃往古昔在有二仙人一時彼仙人得法歓喜心生踊躍於其住處便捨身命所捨身猶如生酥消融入地即於没處而生三竿為其三竿七宝為根云々其竹生長十月則自剖裂各於竹内生一童子顔容端正云々即於是時竹下結跏趺坐即入定至第七日於其中夜皆成正覚其身金色三十二相八十種好圓光嚴飾時彼三竹皆変成七宝楼閣云々證くハ男子なれども女子にうつりしこれなりしてうつさせたり又後漢書西南夷傳にも竹を割て一男子をえたる事ありかくや姫の名ハ古事記垂仁天皇の段にみえ又大筒木垂根王之女迦具夜比売生御子袁耶弁王これとかゝはりかぐや姫をおもひけるにや五人が中にひとりは大伴なにがしといへるハ文武天皇の時代の右大臣大伴宿祢御行これなるべしとあり○此物語の作者知かたくさ書目は源順とかゝれたれど明証なし

竹取物語抄　二巻　小山儀

和漢の書をひいて注す入江昌喜これが書を附す巻末に此物語の作者源順とあらざるよしを辨ず天明癸卯八月板　惟寛漢字の序入江昌喜これの序あり天明四年四月刊行す

宇津保物語　二十巻　三十本

此ものがたりの中ハ源氏の絵合の巻にもたゞこそあれとあて宮のことみゆ○清少納言枕草子にも物語ハ住吉うつほの…月まつ女からもりの梅つぼの大将人め国ゆづり…道心すゝむる松が枝こまのゝ物語…○源氏弁官にて巻の名…物がたりの中に祭のつかひ菊のえんかゞみなど…○源義並引用の…二巻源順の作といへりかくの真国ハ此時代とあり…なし

蔵びらき　四帖上中下	楼のうへ　四帖上下	菊のえん　二帖上下
藤原の君　一帖	たづのむら鳥　一帖	たゞこそ　一帖
吹上　二帖上下	祭の使　一帖	嵯峨の院　三帖上中下
梅の花笠　一帖	初秋　二帖上下	俊蔭　二帖上下
あて宮　一帖	国ゆづり　五帖上中下	

書目にかくのごとく巻をわかちたれども今の本はかくのごとくならず

刊本ハ…今の世の板本ハ巻の名…

第一　俊蔭	第二並　藤原君
第三並　たゞこそ	第四　梅花笠　一名　春日まうで
第五　嵯峨の院	第六　吹上の上
第七　吹上の下	第八　祭のつかひ
第九　菊の宴	第十　あて宮
第十一　初秋　一名　…月　一名　すまひの節会　又一名　内侍のかみ	
第十二　たづのむら鳥　一名沖つ白波	第十三　蔵びらき上
第十四　蔵びらき中	第十五　蔵びらき下
第十六　楼のうへの上	第十七　楼のうへの下
第十八　国ゆづりの上	第十九　国ゆづりの中
第二十　国ゆづりの下	

かゞみとて今世に二十巻なり[illegible]
[illegible]の巻は上下のつゞき誤りて載り[illegible]
[illegible]上下のつゞで[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]○按ずるに[illegible]
[illegible]
三巻[illegible]十八才十七才十八[illegible]十九才二十[illegible]
[illegible]のついで[illegible]
[illegible]
[illegible]の葉が[illegible]
[illegible]○按ずるに契沖の[illegible]

[illegible]

宇津保物語　俊蔭巻　三巻

[illegible]巻の中の[illegible]
[illegible]○此中ハ源氏[illegible]
[illegible]
[illegible]

濱松中納言物語　写本　四巻

作者[illegible]中納言[illegible]
[illegible]
[illegible]一巻[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]○[illegible]一巻の
[illegible]四巻の[illegible]○二根集 荒木田守平[illegible]
[illegible]物語[illegible]四[illegible]

住吉物語　二巻　三本

作者[illegible]二巻[illegible]八巻[illegible]三巻[illegible]
[illegible]中納言[illegible]人の[illegible]
[illegible]○按ずるに[illegible]
納言[illegible]物語ハ[illegible]
二巻[illegible]十巻[illegible]源氏物語[illegible]二巻の住吉物語
[illegible]○今昔物語[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
萬葉[illegible]
[illegible]の作[illegible]
[illegible]

伊勢物語　二巻

此物語作者の[illegible]伊勢の御[illegible]業平[illegible]
[illegible]古書[illegible]
自記[illegible]いせの書[illegible]
○契沖云此伊勢物語ハ在原業平朝臣の一生の[illegible]
[illegible]作者古来不明の説なし[illegible]
[illegible]上古之人[illegible]不可得其作者唯可謂詞花言葉而已[illegible]
[illegible]
百首[illegible]
いせなりとて[illegible]
[illegible]伊勢人の[illegible]
[illegible]人の山家集[illegible]いせ人ハ[illegible]
[illegible]作者謙退[illegible]
[illegible]

ものかたりしはちやく此説実なるよし作りしを○真淵云いせ
物語となづけたるは是より説々わかれ説なるは才子荷田東万信大人の
説二つあり一つは物は條なりしけれは伊勢斎宮のことより書いせの
事がらを作りてなづけしと後にいへるやすらかなりしかるを
のちの説につきていへるはいかなりけり時代をやまとなる
其上古はなまりし大和物語は今の世の事なれば大和の
こそあやしうおもしろきれぬ大和となづけしものかとおもふ
物の書なるべしといへるとつきなきや作るよりあまたいひ
といふ八清輔朝臣の袋草子に有證ありと云ふ構辭の由號
伊勢物語は伊勢の八辭よりなれる故にいひつけたるの八田なり
のなきといふのみにしるしたる或は此代にかきける故にいひける
とふるは此は今の世ならず萬葉にもある所にて一方の
なかしけるは古今の一言一句なりて意趣あるにあらずあはせ
物の詞なくもあるへきにや世の人いふものと此代の

乃次序ともたがへずしけるとちかく辭なるなかにいひかけけるにいひけるは
ひがこととするにもてやせしのなかりけるかもしてやまひがことにて
ともなれあるは堀川なる百首なるなるも鴨長明が云るは
いせ人はひがことをしけるは甲斐にけむといふるものぞ
み西行ははなる
いせ人はひかことしけり霧の海るなしてはかなくしけれ
ともよしとありけりいかは辭なりて作りけるいにしへ昔伊勢人の
ふいひしとさもしく親子兄弟のものをもしてなりのよ
ま今昔物語などにあるを今あつかの儀にふかめてもひたなきよ
ごしせるのありしもいふにしやみの家の嫁さまにいひなかりけるも
せ家にしつのにも人かひかことしけりてやしなん○古説にいふ伊勢
乃二字は男女のことにして文字萬象をかれひとり和合しいせく
りかえ和合ひとつのことなりと説くさへ女がしさてつれていへ
すぐしとしけり○定家の自筆の一本藤田ありしの奥書にいへる今

本所用捨也可備證本近代以狩使事為端之本末来末代之人今案也
更不可用之此物語古人之説不同或称在中将之自書或稱伊勢之筆
作就彼此有書落事等上古之人強不可尋其作者只可翫詞花言
葉而已　民部尚書判○一華堂切臨云武田ものゝ八百四代は古写つ
院の勅物なり但百ふ代は奈良院の代に能わり白田山修理大夫入道徳
胤と称名院殿并万里小路内府所取次かくの中給りけ其の一帖の持
主に紛失し越前の朝倉へ入る宗順求めて若狭の武田伊豆入道紹真
これを傳へてりし故に世に武田本といふ其本は三好修理大夫長慶
之を傳へてより彼人役はね其後は代々天正十二年所を歴て今出て
細川玄旨公わかれ定家自筆のなし今此世に残る一本は此ものし
○みる天福の本は八百四代をま残しより西三條実枝も道遙院所も鎮として
宗長所使くて駿河の今川氏親へつかはされ此時実隆公の子
逍遙院より駿河へつかはせし時一字不違に書写せしなり今の由

殿よりて其はる氏親の母は京の伊勢伊勢守が女なりしに依て
川家にいそがしく駿府にかしく逍遙の家に此家の京氣と
なりければさかりぞへ一世の後嫡なり今川の後
までも十二代めの氏真より甲斐の信玄へ傳えられて甲斐の乱に失ひてかの家が先
祖の常に駿河にありて闕疑抄の説は大かた傳わりつ○今案す
るに枇杷左大臣仲平公のおもかけありし時ものかく伊勢の御がもとへやりて
まゐりてありしに公も此歌ものして宮をへる此なり
われなるとあやもありけるいやしき業平の事にありてより此あたりの
構の後よりしつ作りたりける説に見えたり
真字伊勢物語　二巻　六條宮御撰
六十二代村上帝第八皇子六條宮具平親王所撰也といひ傳へて六
條宮も写せる此書の真偽についてはわからず加茂太神主も云うて
あらく真字にて書けり其の文字の用方には万葉集にもそへて
ありし新撰万葉にもならひて書かれたり

いにしへをおもふ人のさまざま文どもの比較も明らかにせんとならば初は真
字よりはじまりしなれど字形のみならずやまとのことばにはえうなきやうなれど
じつはさることにもあらずそのはじめは假字なくてかの漢字のみにていで
きたるを後にはもじとしてかへるが一例くみよりおこりたるにていま
は五百年ばかりのむかしより今のごとくなりしかどそれよりも前は
も代々によりかはりて書体もやうやうさまかはりしをこの後ひとしく
あつめたるのち古き本書の体は今もうしなはれずしてつたはれるを解て
たまへるは今よりは古き本をうつしたる人のためにもなる事六條家の所撰
せらるゝは村上天皇の皇子二品中務卿具平親王その所撰にて
しるしたるものにてその歌は歌の道にはいたらずといへども
あるは後人のいつはりにて兼明親王の真字にて書なしたるは
いとあやしきものなり村上の御代の末康保の比にやあらん
これは此集は冷泉院の御時より後の初めの人の歌もあれど此ころ二の
ちずもの冷泉朱雀の御時より体は今のごとくなりしなれば
なきものゝしるしなり
代の末よりはじまりて見るべし此親王の御幼稚なりけるに
まなびしを後に向んとすることは記者のうた
うたせし男は仮名もかきならひて文夫は漢字のかな
のぐさは女人はかな文字もいとめでたし女のかけるもかく
なつかしめたる女はいとかなもじにてもかける手
やまとことばのしるしをもいふべし此の仮名の作者
ひとりあるはゆるさぬことにて此の真字の
ものでも今は語字をも作るは今もまた用ゐる
なほ校合ありて○本居宣長これを
もとより古き方葉の書にてもかくは真字をもかきて
六條家の所撰にのみあげたる親王の御書を
ゆけぞうたぬ体をならはしめ此の字の形をすなほに
かならずしもゆゑありとも見ゆるなり

働くは苦労　指之血（ヨビノチ）は及後（ヨビチ）なるべしその外にもいはれぬ事多かり一方
ならずたゞひとつ文東（ツカネ）の類間にまじりけるを遊利などいへる
懐（ヤイ）影しるしたるは何の字ともしらずまかせたるも
に社（ヤシロ）は諸の字のやうに用ゐたるもあり
の類思慮流なる類給江などいふ
身なきもこれかやうのものをさらに辞を顛（カヤ）倒しておよそ
者揩（ハスル）とみゆるもの假字（カナ）は今の世にてもいとめでたけれ
のなどにもよくあやまれるもあり
うつくしきさまもなくて真字（マナ）はすぐれて
てよりまさりて詞（コトバ）の假字（カナ）を
て老いたるもあり
此本のよりもすぐれしもの一つの
しるしなり書（カナ）は真字にかへてもいへり今もつかふ
みなまへのもの懸（ケン）疏のたぐひの

このものゝ真字の假字（カナ）などといふは今にもよくひ
てひとしくいひて真字など古きよりもいへど
くはしくこれをひらきて書を見るべし
類内の枕詞など書きたるを此仮名のものを
手本つつみてそれぞれにいひて假字の
こころみれきさかなる類もいふべし
まし○今此刊本は寛永二十年九月上旬なり

舊本伊勢物語　三巻

續太理（ツクリ）校訂の本にて藕（キウ）本とて人のもちあるもの
まことにめでたく此本は中古の本とよばるゝ○考異
六條本に付たるもの上下に分かれて上巻の末
上下毎段附するは六條本の本を以て
それぞれのはじめの此の歌の作者
考へ一の本を挙て今昔物語雄杜多摩内の本

月刻○本居宣長云返言此物人の出せる舊本[illegible]真名の中
[illegible]
[illegible]世の人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]差別なく[illegible]
[illegible]古学[illegible]
[illegible]
[illegible]五言[illegible]
和哥[illegible]多藝十一日[illegible]十勝理[illegible]
古学[illegible]古[illegible]
[illegible]時代の[illegible]
[illegible]十一日[illegible]八十一日[illegible]
[illegible]古学者[illegible]

[illegible]
[illegible]
者仁逢有[illegible]仁[illegible]辞[illegible]雅言の[illegible]
[illegible]今[illegible]世の俗言の[illegible]
[illegible]

伊勢物語髄脳　写本

これは[illegible]春が作の[illegible]序など[illegible]
[illegible]
[illegible]滋春ハ業平の男[illegible]伊勢の二字は男女の[illegible]
[illegible]七箇條の
髄脳[illegible]天下
萬象五行四神[illegible]伊勢[illegible]書[illegible]男女相[illegible]
[illegible]古[illegible]知顕集[illegible]
[illegible]
[illegible]一條禅閤の[illegible]知顕集は業平中将[illegible]

故音小町ハ如意輪観音の化身とあり其外胡乱なる[illegible]
これらは世[illegible]
[illegible]
定家[illegible]
[illegible]○按するに髄
脳も[illegible]信用すべき[illegible]

伊勢物語抄　写本　十巻

切臨[illegible]十巻の[illegible]相伝の家訓[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]実[illegible]昔[illegible]
[illegible]言葉の[illegible]古学の[illegible]
[illegible]信用[illegible]

伊勢物語愚見抄　五巻　一條兼良公

巻首に知顕集の[illegible]

のせて[illegible]業平の小伝[illegible]巻末に三代
実録の業平の伝　定家[illegible]○[illegible]寛文十二年六月刊行
四冊[illegible]切臨が集[illegible]

伊勢物語宗祇抄　一巻　二本　宗祇法師

[illegible]宗祇山口[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]寛文八年五月[illegible]城春意[illegible]序あり

伊勢物語惟清抄　写本　一巻　舟橋宗尤

外記舟橋環翠軒宗尤[illegible]三條[illegible]相伝の[illegible]
[illegible]

伊勢物語肖聞抄　写本　二巻　釋肖柏

[illegible]牡丹花肖柏[illegible]聞書の[illegible]
[illegible]肖聞[illegible]号せり

伊勢物語闕疑抄　五巻　細川幽齋

中院也足軒素然の奥書あり此闕疑抄ハ幽斎新作の抄にし旨趣奥書に
みえたり慶長二年孟冬の跋あり此物語の抄出従来多かりしかど
ゞし発実なくてまれくにかなしくさ侍るよし此ハ条々論証はさかめる
べきよしかしこき仰ごと給はりしかゞけたまはり侍るよしてしるしはべ
るまじもなきよし仰られけるら光院の内府の御しるしおかれし侍る
長岡しいふかく伝授秋よりまた残てしかりし御ことはらんかぎり侍る
よしわれの厳命よ予が外祖父環翠軒宗尤道遥院ある照聞やしと
惟ほ抄よろづけ侍りし即ち熱読もく有餘不足抄のきこゆへきとし
侍りしは愚なるんよりそれやしひろめあをせくあらしつけ侍るるも
くせ論文恵雲説及大覚寺准后義俊及逍遥院准后道澄らの説
并宗祇肖柏等の説なとにいうくけたまはりしは旨をあらはしく恐人有
せ御掌伝抄抄あをせ侍説の侍はをずひくこれ御内事抄をせむ論
議は多聞闕疑慎言其餘寡尤なといふによつて闕疑抄と名け侍る
のなとす其ん侍わりやすまけやまかへべきもの予時文禄五年仲

春十五日まされ抄やまもの也
伊勢物語難義註　写本　一巻
作者詳ならずされとすでにのせられて中世よりあるの説を記す
ものを抄出なり巻末に跋有なり
伊勢物語初冠　五巻　加藤磐斎
此書ハ闕疑抄をかしらに掲ぐるにてもの也ける仮冠と名づける
なるべし巻首に大略の論ありて冷泉流の伊勢物語を注するなもく
此物語に七なりてハ業平自筆の本二つハ具平親王の本二つハ安部
晴安四ツハ都の内侍の本五つハ二位の尼の本とハ伊勢が中書
の本七ツハ長能狩使の本しあれはくる何多かありて具平親王
之本ハ普通の本よりもすくなく何なかり安部晴安かよりしほどのありし
めハ本けるかのあらしく衛の伊物入てし家隆の内侍の本ハ晴安が本
よりもほどのありのありしこれハ焼失の本にし抄出せるおくこの文を
入へくしるし位の尼の業平四代の末ら伊成章らむすめしこれ業

平が自筆の本よりかく抄れてものご申ておきつ長能が狩使の本を
伊勢が細工のあるものしめられけりこれハ朱雀院の御時此物語が秘蔵して
長能ハ随筆を作りて醍醐御つかへらせくあるにあるおきあれて
つゞき仍ち塗籠の本ちまりし長能此本を御秘本よりて御稱
へきりけ使の本しるし秘家に宝にせり云々○大略の末に承應
五年於東山建仁寺書写食議僧磐斎しるし自序ハかゝのの
御そかき物を人世のもの烏丸資慶卿へ見せくわかて
よくらかよりしてよ作し序かしそのいせりのなり此物の外ハ世の書も出
さずしく書ししるし奇おかりし伝のそせまりし○万治三年
庚子刊行す
伊勢物語集註　十二巻　一華堂切臨
此物語の新註ハ兼良公の愚見抄をはじめとし先達の書注を
中に此書世をもてあるふ闕疑抄なりこれをはじめて書注の外ハ
アゝなく又相伝の正義をもしらせしめるまで其の外ハ心にまかせ

齋宮殿公より光圀一華堂乗阿へ伝へられし奥義抄をも
うつく諸抄をもしくあつめうし此書に安住のの抄よ御伝史の
序ありしより寛文九年九月の跋ありて○此書ハ十二巻の奥に系図あり
十二の巻ハ古注抄の説大意雑説真名伊勢物語等ある説事せ
まり寛文二年刊行す
伊勢物語勅講抄　写本　二巻
明暦二年八月後水尾院御講釈の聞書し御聴衆ハ妙法院宮　聖
護院宮　飛鳥井大納言雅章八月廿一日より九月廿九日まで七座
まで御講なり初日御講釈の次第御院むかし男ありけりいふ伊
て此一段をば伊勢が書たるとて詠歌大概に殊にえなかりし伊勢
物語は抄捨遺と十六人集の内なりてされて欲からたるし
る次に定家自筆の本なりてくのの此書御講釈に初段の
ありてありしその後よて御らせし九月廿九日御
法楽のあハ百廿四段ありてからくつくまでずるのこらく御講談し

○此書奥書に惟清か子一位秘か説以く肖聞か注し一とけり

伊勢物語拾穂抄　二巻五本　北村季吟

惟清抄肖聞抄玄旨抄宗祇抄等の説を取捨し師説を附して自説を

くはへて大かたにうちまじへす此書は水尾院の叡覧に備へたる故

にそのせうへ拾穂ハ季吟の軒号也

勢語臆断　写本　四巻　沙門契沖

古注新注にかゝはらず契沖自己の意を以て釈するゆへに臆断と号

せらるべし○巻首に云此物語ハ在五中将業平朝臣の一生の事

をかきたるものなれども作者古来の説さだかならず此物語ハ業平の作

ありと説たまへるも二條后の事をかくすとて古今集にハ

作者のしるさぬもあれハ手ならぬもの也けるハ二条

后ハ延喜五年に薨じ給へりそのかみ業平の手にならひ

又二条后ハ寛平八年に后位を停められ給ひ天慶元年にまた

位に復し給ふにより二条后としるす古今集に

二条后とかけるハ彼もなほ此人の物かたりにやと思し

枇殿ハ承平八年にまうでたる左大臣とかけるを誹諧ともいひ

のちに作者の左大臣とかけるに準らへてまたし

后位に復し給ふを后とよべば勅命に違背するにより

又此物かたりに貫之等の伊勢と同時の歌のせたるは此

ものゝせたるハあるまじき詞もあれど後人の加ふるにや

なし又或ハ業平のはじめあまたハ書ハ作者のさうし

まぎらはしの謙退ならず自記なるものなれバ古今集に業平の

歌を載るに詞書のくはしきところあり

伯母の物かたりてつくりし也　又万葉集の歌を

載るハ作者のしらざるなり　又此物語と古今集と相違の

事あるハ彼ハ勅撰なればこれハ物がたりなればなり

すべし撰集拾遺集これに准らふべし　又月諸人の

位署なしの事ありて女房の四十九日の作の歌なとかく

のたぐひし又ある事ども実をとりてかく

くらし五雑組よりも其文體なるべし

このものがたり実録なりぬべくもなし

又土佐日記ハ一巻なる業平の物語にならひしたる

ものがたりの人々多かるべし

人なるべし　又上巻に四十八段下巻に七十二段あり上下合

百二十五段也○勢語臆断四巻先年仲に其説を

纂録し荷田春満のとる所を合せ近日刊行

二校以改正す　文禄五年季秋初三祭沙門釋契沖

伊勢物語童子問　写本　十三巻　荷田春満

巻首に曰童子問ハ伊勢物語の註解すなはち諸注の是

非をたゞして細川玄旨の闕疑抄に依るものなり歌学者流

皆いまだ闕疑抄を以て此説をたつ○此書假に童子の

問に答ておのれ一部を注せり闕疑抄の考をあげて

かりそめに童子の問に答へしむ

のものがたりの名及び作者の論を古注の説に論じて

の條に載られど其一條のみにつきて[illegible]

の作者の事ハ業平の自記伊勢作者となすは妄説

として冷泉作者をとるなり○巻末に荷田宿祢春満とあり

伊勢物語古意　六巻　賀茂真淵

此書の古意といふは古注新注の論のほかにいふ

すべて古注の偽を論ずるところすなはち此書ハ

いにしへのこゝろにかなへるを業平の時

代る考へ作者の名を

なり○巻首に総論八箇条をあげて物語の名　いせの

ゆゑをつぶさにあげ業平朝臣の自記なりと

し　時代の事　古本今本又作者の事

むかし男ありけり○ちかごろ野村遜志上田秋成等此序作る○附録
ましやあしや一巻ハ秋成が[illegible]
平安[illegible]古例の論抄[illegible]寛政五年に
月上木す

伊勢物語章甫鈔　八巻　岨山春幸

此書に引用せるもの八 後水尾院御講釈の聞書 九條殿下稙通公
御説 自作自筆聞書 玄旨闕疑抄 季吟拾穂抄 牡丹花肖聞
抄 一条禅閣愚見抄 契沖勢語臆断 等にしてその外諸抄の説
[illegible]○巻首に滋野井公麗卿の序
序作り巻末に正五位下若狭守紀宗直跋作り宝暦十二年刻す

勢語通　写本　二巻　五井純禎

此書ハ此物語の[illegible]君臣父子朋友等の[illegible]
[illegible]條々の段抜出し俗耳に通じやすく講釈し二条后斎宮に
等のみ[illegible]余論弁めき[illegible]

[illegible]外篇しるしそへたり

伊勢物語傍註　二巻　賀茂季鷹

[illegible]諸本の異同[illegible]
[illegible]安永五年上木す

大和物語　二巻

此物語作者の事諸説[illegible]季吟[illegible]の差異[illegible]
[illegible]六条家の本二条家の本[illegible]清輔の説に[illegible]
和物語和歌二百七十首此内連歌二首但し[illegible]今用
ゆる八定家の御自筆本[illegible]一字[illegible]書写[illegible]
[illegible]二百八十余首[illegible]
者の説[illegible]在原滋春業平の次男在次君と号すの所作
[illegible]花山院の御作[illegible]
両説を兼て[illegible]滋春の[illegible]
[illegible]在次君[illegible]甲斐の[illegible]

[illegible]古今集[illegible]
[illegible]母[illegible]
[illegible]一条禅閣[illegible]良材集[illegible]花山院の[illegible]
[illegible]
[illegible]古人の[illegible]今[illegible]滋春
[illegible]
[illegible]業平の[illegible]自記[illegible]
[illegible]自記の[illegible]
[illegible]
[illegible]在次君の[illegible]
[illegible]補ひ[illegible]
[illegible]花山院の[illegible]
[illegible]旧説[illegible]

[illegible]
[illegible]花山院の[illegible]冷泉第一の御子御母ハ皇太后宮懐子[illegible]
[illegible]安和元年に降誕[illegible]永観二年十月十日に御即位[illegible]
[illegible]位二年[illegible]寛和二年六月廿二日[illegible]
[illegible]
[illegible]亭子のみ[illegible]
[illegible]
[illegible]花山の[illegible]
[illegible]一部[illegible]
[illegible]
[illegible]但清輔の説[illegible]作者不審[illegible]朱雀院の[illegible]
天暦の[illegible]先帝[illegible]
[illegible]兼盛[illegible]
[illegible]朱雀院の[illegible]

兼盛ハ後拾集の時より花山院のみかどの御時はひいておはしましし
よしなり。檜垣の嫗ハ天慶四年純友がさわぎの時よりかくれなきものなり。川
尻のあそびの者の唱代なりしにかくれけり。此説ある後ハ清慎公小野宮
太政大臣と号す。頼忠公のことにて今此ひめの出
左府に任じたまひしなり。かゝれば此物語の作者
をしらず、ぐはんざうのみぎりなるべし。清輔のはしがきにも作者につきて
つまびらかならず。此作者の説、さきにいふがごとし。
言葉而已といひて、僅に言の一つをもとゞめたるのみなり。顕昭が集其作者をいふ
らん。此物語大和の国の事ならずして、たゞ此日の事なれば諸家に荷する
まぜてかくれたるなり。○題号ハ大和物語といふハ、唯公任卿の
子其名目和語に由ると、御身のうへにかゝれたるやらんと、後の人の
ましきなりとも推定しあつかひて、大和の国のなかりし伊勢
物語にならべて、この名をいふなり。○賀茂真淵ハ大和物語の

二物語ハいづれも作者の名しれず。いづれもさきにかきつらねたる書つゞきなる
ものなり。大和物語ハ此世の
ものなれば、伊勢物語の次につぐべし。いづれか先なるべき
しらず。○荷田春満ハ大和物語ハ八条宮の御作なりといへり。大和
の国にゆかりある物語なれば大和と名づけたるなるべしといへり。○
按ずるに此物語ハ伊勢物語のあとをおひて作れる物語にて、伊勢物語の後
に出たるものなり。歌人の名をつらねたるハ、又古今集の作者の名をつらね
のせたるなり。後の人のつけたる名なるべし。撰者ハ古今集の作者にはあらず。
花山院の御時のものといふべし。○
按ずるに後撰集の作者伊勢大和といふ歌よみの名なりとも

大和物語抄　六巻　北村季吟

此抄ハ源氏世に伊勢大和を読み解くものなり
承応二年十月杉本清遠が跋文あり。又慶安の年の書名を跋にそへたる也。或本ハ常のものゝ外に多く
書写されたる也。此抄の巻末に承応二年五月季吟自序あり
巻尾に自跋あり

大和物語首書　五巻

作者つまびらかならず。書籍目録に一華堂切臨とあり
季吟が抄の以前のものなり。明暦二年二月上木

落久保物語　四巻六本

一の上下二の上下三四巻あり。作者つまびらかならず
○賀茂真淵の説に、源順の作ならんかといへり
捃拾抄にハ順朝臣のよめるなりといへり。たしかならず
さきつかたよりかくいひつたへたるなり。○此書の題号ハ
ちの姫君をおちくぼの君といふより名づけたり。落窪といふは寝殿の放出の一間なり
こゝに住せたまひしゆゑに、おちくぼの君といふなり
蔵人の少将にあひて、むかへとられたるなり
ハ貞信公の孫なり。実頼清慎公の御子なり
ようやうのちにかくなりたまへるなり

此書は田村の序あり。寛政十一年上木

落久保物語顕書　四巻　加茂真淵

此書は真淵講説の筆記を信夫某が人に此書を
与へて漢字を附し、書名をかへて寛政六年板にせり。千蔭の序あり

落久保物語畧本　二巻

此書ハ万治二年に刻して書籍目録に畧本とあり。一部の
趣意すこしもかはることなし。○此書の趣ハ中昔の比長
岡のくにの中納言の人の娘なり
勝名の歌一首なりとも同じものなり
きたの殿ハ継子の姫君をにくみて
こゝにすませたまひしなり
さまざまにくるしめたまふ
あまたの人にしられずおとしめ
人にしられぬ姫君と中将が二位の中将

さうてしも物かたりせよとおほせられけれは[illegible]御おもんしたり

源氏物語　五十四巻　紫式部

此ものかたり趣意は河海抄の説に西宮左大臣の御子安和二年
太宰権帥に左遷せられ給ひしは紫式部おさなくよりなれ
にふかくなけきけるに大斎院選子内親王村上の御女よりよめる物語をと[illegible]
めされしかは[illegible]かきて[illegible]〇[illegible]なくさめに[illegible]
やられ物語とてめつらしきをとつくれと[illegible]
式部に作せしめられんとて石山寺に通夜しけるに[illegible]
しも八月十五夜の月湖水にうつりて[illegible]
[illegible]
紙なかりけれは[illegible]の両巻を[illegible]
[illegible]須磨の巻よりはしめて八十五夜[illegible]
[illegible]罪障懺悔のために般若一部六百巻を[illegible]
[illegible]今にあり[illegible]光源氏は左大臣[illegible]

[illegible]紫式部[illegible]周公旦白居易[illegible]
左衛門督亜相の[illegible]
書くまて五十四帖となりしを[illegible]法成寺入道関白[illegible]
させ[illegible]
[illegible]此物語世に紫式部か作[illegible]比丘尼[illegible]
[illegible]誠に君父の文仁義の[illegible]菩提の[illegible]
これ[illegible]其[illegible]
の[illegible]一部の中に紫の[illegible]
[illegible]式部の名[illegible]紫式部[illegible]一説
[illegible]藤式部の名[illegible]紫の[illegible]
[illegible]一条院の[illegible]紫の[illegible]
[illegible]〇[illegible]
[illegible]
[illegible]の両巻は八月十五夜の

月湖水にうつりて[illegible]風情[illegible]仏前に[illegible]大
般若を[illegible]用ひ[illegible]大般若
一部[illegible]奉納の[illegible]〇契沖云須磨の巻は源
氏の左遷の事[illegible]書[illegible]
[illegible]寛弘[illegible]
寛弘元年[illegible]二十六[illegible]紫式部幼少[illegible]
[illegible]五十[illegible]
[illegible]の[illegible]五十五[illegible]紫式部日記に寛
[illegible]〇の[illegible]
大斎院[illegible]相違如何〇又定家[illegible]宣孝に嫁
[illegible]其外は何の[illegible]
これ[illegible]
大[illegible]式部[illegible]
[illegible]其身女[illegible]一部[illegible]
[illegible]聖主賢臣[illegible]

[illegible]罪[illegible]や地獄に入[illegible]源氏の[illegible]
[illegible]父[illegible]何の[illegible]君臣[illegible]何の[illegible]
兵部[illegible]朋友[illegible]
[illegible]
[illegible]宇治の中君の[illegible]
[illegible]罪[illegible]春秋の褒貶は善人の[illegible]悪人の
悪[illegible]
[illegible]懲悪[illegible]
[illegible]何[illegible]春秋[illegible]
[illegible]醍醐朱雀村上[illegible]代に准[illegible]桐壺の[illegible]
[illegible]延喜朱雀[illegible]天暦[illegible]
の[illegible]延喜の[illegible]周公旦東[illegible]
[illegible]相[illegible]女[illegible]通の[illegible]
[illegible]二条[illegible]通の[illegible]相[illegible]准[illegible]〇[illegible]源氏

朱雀院冷泉院[illegible]宇多天皇より始[illegible]
[illegible]六条院[illegible]
[illegible]○此物語作者の事　宇治大納言物語[illegible]紫式部[illegible]
[illegible]世[illegible]人ハ紫式部が親[illegible]源氏
[illegible]○[illegible]
[illegible]公の世継[illegible]の[illegible]史記[illegible]紫式部
[illegible]源氏[illegible]大裁[illegible]宇治十帖[illegible]
○源義辨引[illegible]宇治十帖[illegible]大裁[illegible]
[illegible]文章[illegible]八紫式部[illegible]
書[illegible]其故ハ帝八四代目[illegible]八五十五年の[illegible]人の[illegible]
[illegible]世[illegible]
[illegible]末代[illegible]
[illegible]發起の[illegible]紫式部[illegible]
[illegible]○此物語[illegible]河海

[illegible]行成[illegible]自筆[illegible]今世[illegible]源氏[illegible]
八[illegible]以て校合[illegible]家[illegible]二条[illegible]冷泉中
納言朝隆本　堀河左大臣俊房本[illegible]黄表紙[illegible]本
[illegible]法成寺関白本[illegible]
京極中納言定家本[illegible]青表紙[illegible]
[illegible]本[illegible]勘[illegible]見[illegible]
[illegible]黄表紙[illegible]青表紙[illegible]定家[illegible]
奥入[illegible]為相母[illegible]阿佛[illegible]奥
入[illegible]奥入[illegible]定家[illegible]
[illegible]河内本ハ河内守[illegible]源[illegible]校合[illegible]
家の[illegible]○[illegible]
[illegible]表紙[illegible]断絶[illegible]河内[illegible]源氏[illegible]
[illegible]河内[illegible]河内
[illegible]

[illegible]宗祇定家[illegible]良基[illegible]
[illegible]青表紙[illegible]
[illegible]講釈[illegible]
[illegible]○雑[illegible]
[illegible]京極中納言定家[illegible]青表紙[illegible]
[illegible]定家の青表紙[illegible]定家の[illegible]書[illegible]百四代[illegible]
[illegible]外題[illegible]青表紙[illegible]
[illegible]式の外題[illegible]源氏の外題[illegible]
[illegible]定家[illegible]自筆八桐壺花宴[illegible]
[illegible]
書[illegible]○本居宣長紫文要領[illegible]河内[illegible]表紙
[illegible]近代の定家[illegible]青表紙[illegible]
[illegible]二本の差別[illegible]
[illegible]青表紙の[illegible]

[illegible]家[illegible]
[illegible]河内本[illegible]表紙[illegible]
[illegible]定家の青表紙[illegible]
[illegible]
[illegible]河内[illegible]
[illegible]
[illegible]河内[illegible]表紙[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]書目[illegible]
[illegible]○此物語[illegible]

[illegible] 更級記に云 [illegible]
光源氏の [illegible]
[illegible]
世 [illegible]
[illegible]
源氏 [illegible]
[illegible] 花紅葉 [illegible]
[illegible]
[illegible]
又云 此源氏の [illegible] 一の巻 [illegible]
[illegible] 宇治の [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 源氏の女君の [illegible]

[illegible]
[illegible] 此更科記 [illegible]
[illegible] 狭衣 [illegible]
[illegible] 光源氏の [illegible]
[illegible]
[illegible] 狭衣 [illegible] 源氏 [illegible]
[illegible] 狭衣 [illegible] 狭衣の作者大貳 [illegible]
[illegible]
[illegible] 餘情 [illegible]
[illegible] 諸家の日記 [illegible]
[illegible] 日本紀の [illegible]
[illegible] 此 [illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible] 源氏 [illegible]
[illegible]
[illegible] 凡夫の [illegible]
鑑 四十三に云 慶長六年十二月十八日丙戌於御所光源氏物語寺〈尋〉石御談儀 河内守親行講之 [illegible] 又烏丸光雄卿の [illegible] 源氏一部の [illegible]
[illegible]
烏丸 [illegible] 源氏 [illegible]
[illegible] 又一 [illegible] 源氏 [illegible]
奇特 [illegible] 孝養 [illegible]
[illegible] 世 [illegible]
[illegible] 源氏 [illegible]
[illegible] 源氏 [illegible]
[illegible] 源氏 [illegible]

[illegible] の成就 [illegible] 千載集 新勅撰集 [illegible]
集 [illegible]
[illegible] 集 [illegible] 古今集 [illegible]
一巻　桐壺 [illegible] 二巻　帚木 [illegible]
并一　空蝉 [illegible]
[illegible] 春日祭 [illegible] 巻の [illegible]
菊の宴 [illegible]
[illegible]
[illegible] 桜の [illegible]
[illegible]
并二　夕顔 [illegible]
三巻　若紫 [illegible]　四巻 [illegible] 并　末摘花 [illegible]
[illegible]　紅葉賀 [illegible]
五巻　花宴 [illegible]　六巻　葵 [illegible]

七巻　椛　ことはとうたを以名とす　八巻　花散里　うたを以名とす
九巻　須磨　ことはとうたを以名とす　十巻　明石　同上
十一巻　澪標　うたを以名とす　並一　蓬生　横の並びにしことはとうたを以名とす
並二　関屋　縦並にしてことばを以名とす
十二巻　絵合　詞を以名とす　十三巻　松風　ことはとうたを以名とす
十四巻　薄雲　うたを以名とす　十五巻　槿　ことはとうたを以名とす
十六巻　しをとめ　同上　十七巻　玉鬘　うたを以名とす
並一　初音　縦のならびにしてうたと詞を以名とす
並二　胡蝶　同上　並三　蛍　同上
並四　常夏　同上　並五　篝火　同上
並六　野分　縦のならびにし詞を以名とす
並七　御幸　縦のならびにしうたを名とす
並八　蘭（フヂバカマ）　縦のならびにしうたと詞とを名とす
並九　槇柱　縦のならびにしうたを以名とす　或ハ桜人といふ

十八巻　梅枝　詞を以名とす　十九巻　藤裏葉　詞を以名とす　或ハ此巻をも上下にわかつ
二十巻　若菜上下　うたと詞を以名とす　或ハ此巻を上下とす
廿一巻　柏木　うたと詞を名とす　廿二巻　横笛　うたを以名とす
並　鈴虫　縦のならびにしうたと詞を以名とす
廿三巻　夕霧　うたを以名とす　廿四巻　御法　うたを以名とす
廿五巻　幻　同上　廿六巻　雲隠
此巻ハ名のみありて詞なし　[illegible]　此巻にひかる君のかくれたまひし事をいふ　[illegible]
[illegible]　万葉神亀五年大伴
旅人卿[illegible]　作歌
[illegible]
此外高橋氏[illegible]の巻に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
廿七巻　匂宮　詞を以名とす　或ハ匂兵部卿といふ　一名薫中将とも
並一　紅梅　縦のならびにし　並二　竹川　横のならびにし又
縦にしてうたを以名とす　廿八巻　橋姫　宇治十帖　うたを以名とす
廿九巻　椎本　うたを以名とす　三十巻　総角　うたとことはを以名とす
卅一巻　早蕨　同上　卅二巻　寄生（ヤドリギ）　うたを以名とす
或ハ一名貌鳥　卅三巻　東屋　同上
卅四巻　浮舟　同上　卅五巻　蜻蛉　うたとことばを以名とす
卅六巻　手習　ことばを以名とす　卅七巻　夢浮橋　歌とことはの心を以巻
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]源氏物語[illegible]明石の次に浦伝ひ東屋の次に
狭席の巻[illegible]両巻あり○五十四帖の外に[illegible]
[illegible]宇治十帖[illegible]源氏[illegible]
[illegible]
[illegible]○[illegible]更科日記にも源氏は五十余帖といへり
[illegible]雲隠　浦伝　狭席等二三帖を[illegible]
[illegible]六十帖[illegible]天台の六十巻に准らへて
[illegible]天台教[illegible]台宗[illegible]
[illegible]

源氏物語　嵯峨本　五十四巻
角蔵氏蔵板[illegible]料紙ハ雲母（キラ）をひく　表紙は
[illegible]
此板[illegible]角蔵[illegible]

ありてしまほしき也○保暦の比八せかのまゝ[illegible]の説也 伊勢物語[illegible]
に[illegible]十か集つめて[illegible]作り[illegible] 方丈記を云物語也[illegible]
納言二十四巻 乱世[illegible]花[illegible]文[illegible]遊[illegible]物語也[illegible]

源氏物語繪入　六十巻

慶安の頃山本二郎兵衛春正此物語にすぐれて[illegible]
[illegible]
此春正八長嘯のつかへし[illegible]
[illegible]八字治十帖の[illegible]一巻[illegible]
一巻 目安一巻 系図 二巻 引歌 一巻[illegible]若菜の巻[illegible]
て全部六十巻とせり○此外の外ゟ半切[illegible]
圓融院引歌[illegible]

紫明抄　写本　十二巻　素寂法師

[illegible]月[illegible]世[illegible]
[illegible]源氏物語[illegible]

[illegible]
[illegible]紫明抄[illegible]
[illegible]○源氏大[illegible]
[illegible]親王[illegible]関東[illegible]
天下[illegible]親王[illegible]河内守親行[illegible]
源氏の[illegible]宗明[illegible]
[illegible]

河海抄　写本　二十巻　四辻善成公

[illegible]
[illegible]
[illegible]

此物語一部の[illegible]自序[illegible]源氏物語八寛弘の[illegible]
乃[illegible]
[illegible]中納言定家八巻[illegible]奥入[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]万葉集[illegible]
[illegible]五十四帖[illegible]
の流の底の[illegible]九[illegible]○[illegible]
[illegible]秘[illegible]
[illegible]惟光良清[illegible]
[illegible]昔[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]○河海抄[illegible]二十巻[illegible]
[illegible]五位上物語博士源惟良[illegible]
[illegible]善成公[illegible]惟光良清[illegible]
[illegible]源氏[illegible]
巻第一 料簡 此巻[illegible]八此物語の起[illegible]源氏物語
[illegible]式部の作[illegible]
桐壺の巻[illegible]
巻第二十五 奥に云 四辻[illegible]大納言[illegible]中書[illegible]永和[illegible]
[illegible]永和[illegible]春 四日 書写一[illegible]永和[illegible]十四日[illegible]
基[illegible]
[illegible]
[illegible]雅[illegible]依[illegible]基重[illegible]一本[illegible]相伝[illegible]

六自仲春頃今至孟冬頃自書写一筆記不可出私箱者也　師阿

かくてもこれにあはぬもの名をうけ世にもちゐるべきにあらず

此一句恥ぬべくば　文正元年　文明十七年亦書写の奥書あり

○契沖云此書ハ河海などの大部なるにあらず。されど暗記のたがひ[illegible]

あり。草案の侍るの[illegible]やすらかに日本紀万葉などを[illegible]ひとつひとつあげて

ひ書をなしたるにはあらず[illegible]のつぎつぎに侍るをなすべき

ものにもあらずかくて信ずべき人の[illegible]いはれ[illegible]

へし根源を考へずひとへに[illegible]此一書のしるしをたのむ

かくしてむかしのふみ[illegible]あやまりおほくして[illegible]

なしまさにしれるものあやまりも末[illegible]ず[illegible]わ

きくつしむべきなり○本居宣長云此釈ハ河海抄より前の

ものなれどあやまりもおほしまたあたらしひろうもすくなき

うちに抄の説ハやすらかにもあり儒仏のもろもろの説をもとひろ

く考へ出してはいるものをまし[illegible]のありくすぐれてめ

らかずなり

源氏論義　一巻　二本

伏見院東宮にて弘安三年十月四日の夜源氏物語の中の難義を

二行にわけて問答わかちて六日の日論義ありける書なり

右方　康能朝臣　兼行朝臣　定成　為方

左方　侍従三位雅有　範藤朝臣　長頼　具顕　左右八人

問題二箇條ありて勝負を[illegible]すとて十番ありし　判者も

源具顕　序跋とも同人なり此跋ハ文體を古今集の序をうつしてかけり

二首をも又扶桑拾葉集にのせたり○此書奥書有世卿本のかたち以て

書写すとみえたり寛文元年上木す

仙源抄　一巻　写本　藤原長親

此書ハ源氏のなかの詞をいろはのもくじにあつめ注をせり

○長親ハ南朝の明親の子にて又耕雲と号す此書の跋にも此[illegible]

ひの[illegible]かへりまうでくる[illegible]諸書を明親のなにつきての論を

今あるのみならず[illegible]のかきものなるを○弘和のはじめの年[illegible]の[illegible]

そく長きもののつゞきにあはず[illegible]先源氏物語が[illegible]

[illegible]ならび[illegible]註[illegible]

て又[illegible]いひ簡要ハすくなく[illegible]又問答[illegible]

[illegible]して[illegible]河原[illegible]五十餘巻[illegible]

物十二巻源中最秘抄二巻の中古人の解釈よりはじめて[illegible]

秘説をくはしくかきて一々しるし残さずまた定家の自筆本

を比校して桐壺の巻より[illegible]ろはにわけ[illegible]

なあつめしけるなり又五十餘帖ただ一帖となしかへ[illegible]のつゞきを

[illegible]文字[illegible]

語などもふかくきこえてかへりてつきせぬ[illegible]

此定家の[illegible]の家の説[illegible]

ひやうのちかは漢字ハ四声の音をうちて[illegible]音

[illegible]細な[illegible]文字一つ[illegible]文字[illegible]

まうくしかはりはすこしのこしもちそかくれてありしかし[illegible]別の

一字の國音[illegible]云々[illegible]去声[illegible]入声[illegible]以上

声く侍ハ平声なし　或ハ訓讀音ヲ假ヲ[illegible]

あかがひ[illegible]方言[illegible]ろうは四十七

字のうち同音あるハ[illegible]をかえ[illegible]のほかはひとつ[illegible]

[illegible]ハ詞の字の訓[illegible]

おやまで[illegible]文字ハ去声[illegible]定家が[illegible]

[illegible]山[illegible]去声[illegible]

[illegible]去声ハ上声[illegible]

[illegible]去声[illegible]

[illegible]去声[illegible]

字も去声[illegible]

も平上去[illegible]

よひよ[illegible]かみもかみ[illegible]一字[illegible]ハはなれ[illegible]

かくて日本の字をよむに上下にひかへ[illegible]
墨子の作[illegible]運[illegible]又内典の[illegible]声明の[illegible]
あらく声[illegible]の[illegible]かひかりて[illegible]
りさまもしめせしかど字八音声[illegible]又一字よよんでも序[illegible]
八部の字を平声[illegible]破[illegible]ひく破を[illegible]八去声[illegible]
がひ[illegible]和字は文字[illegible]ひの[illegible]
[illegible]もの[illegible]諸の音を尾の音[illegible]
音[illegible]四
声[illegible]す又一字に[illegible]其文字[illegible]訓[illegible]
いひ[illegible]音[illegible]いづれの篇[illegible]
め[illegible]
[illegible]信せば音義[illegible]
此[illegible]先達の[illegible]
に似[illegible]青に通ずる[illegible]

さんじう[illegible]
[illegible]
○[illegible]右大将長親[illegible]明親耕雲と号す[illegible]
[illegible]八南[illegible]右大将十八歳[illegible]文[illegible]代の人[illegible]
[illegible]の[illegible]明親[illegible]
[illegible]跋を道春[illegible]の野施に明親[illegible]
[illegible]自由に書[illegible]
[illegible]の[illegible]今[illegible]の跋を[illegible]
[illegible]林氏八の[illegible]
[illegible]

源氏小鏡　二三巻　同上
源氏物語発起の事　作者の事　巻名[illegible]
[illegible]の人[illegible]春[illegible]女[illegible]衣[illegible]目の[illegible]
[illegible]以下ハ一部の大意[illegible]○此書ハ公方

源氏物語系圖　一巻
此物語一部の中にあらはるゝ人々の系図と奥に系図にのらざる人百二十
餘人を別にあらはし又[illegible]人すべて人[illegible]出せり附録に巻々の[illegible]
[illegible]源氏君薫大将等[illegible]年齢[illegible]其次に清少納言作加茂[illegible]
名　桐人　巣守　八挿　さしぐし　花見　嵯峨野の上下
古物語名　伊勢　竹取　うつほ　狭衣　正三位　隠蓑
岩屋　おちくぼ　住吉　濱松　こまの[illegible]
是　唐守　藐姑射　大和　在京[illegible]作或花山院製作といふ
其次に源氏[illegible]の奥書に云此一冊依桂蔵主所望
以家本書写之者也　天文十九年六月日　桃花宋[illegible]判　○此刊本ハ湖月[illegible]
抄頭書等に附す

源氏物語系圖　写本　一巻
系図の[illegible]刊本の附録なり　○逍遥院実隆公の

跋に云　右源氏物語系図[illegible]
[illegible]是非[illegible]
[illegible]書写のあやまり[illegible]
[illegible]五十餘帖の[illegible]
[illegible]紫式部[illegible]氏族[illegible]
[illegible]一巻[illegible]
青陽[illegible]五月十二日[illegible]
跋に云此系図[illegible]内大臣実隆の新作[illegible]
[illegible]中納言基[illegible]
[illegible]系図[illegible]
[illegible]公の[illegible]公の遺意[illegible]
江田世恭が[illegible]蔵[illegible]系図一巻[illegible]余が親[illegible]

源氏物語表白　一巻　安居法印聖覚
紫式部が[illegible]の

うるこしてぞ巻の名とハなれる但しこの文の結尾の詞に南無西方
極楽弥陀善逝ねがハくは狂言綺語のあやまりをひるがへして紫式
部が六趣苦患をすくひたまへ南無当来導師弥勒慈尊かならず
転法輪の縁としてこれをもてあそばん人を安養浄刹にむかへ
たまへとなりて契沖云平判官康頼入道法名性照がかける宝物集ニ
四ノ妄語戒をとくところに近ごろ紫式部が虚言をもて源氏物語を
つくりたる罪によりて地獄におちて苦患しのびがたきよし人の夢にみえたりとて源
氏物語を破りて一日経をかきて供養しけることありしなど
いへり又今鏡にも一日経かきて供養しけることを見えたり
ふるきものかたりにも家々の集などにもさることあれ
とあるを思へバ其比勅撰集などにも紫式部がため
に法華経供養して侍りけるにとある薬草喩品をよみ侍るとて
大納言宗家
けふは又みなもとなりやあまてらす光りさえたるのりのはじめを

地獄におちたるよしの説ゆゑに源氏物語をなげきて供養したまへるにやあらんといへども
けふの一篇は表白にてそのかみのことにや○稚泉按ずるに宝物集には
これも紫式部が地獄におちて苦患をうくといふ人の夢にみえたりとある
契沖はこれを引て今にかくのごとくいひつたへたるなり然るに信実朝
臣の今物語といふものにハ紫式部のことにや源氏物語を
かきたる人の其罪によりて地獄におちてくるしむよしを人の夢に
みえければ歌人達あつまりて供養しけるとありまた物語にかけば
其名もあらはれてよし地獄の苦をうくといへるハ
源氏の物語の名を具してかきあつめたることばにて
くさぐさのせたる書なれバそのことを実とはおもハずといふべし
とおもふなり

桐壺はさきにさまざまあれどもはじめの巻の名なるべし○此表白も湖月抄に附刻せり

源氏物語千鳥抄　写本　二巻

跋云昔四辻の儀同三司光源氏の物語講談の席につらなりし至徳

三年の秋より嘉慶二年の冬に至るまでおよそ五十四帖の秘義を述させたまふ
ひとへに相承の末流につらなれる身にしあれバそのをりをりききはべりしことを
しるしつけて三十二年の老のなぐさめとす双紙二帖にしるしおく
べきよし今これを平作る閣の席下にありてしるし世にもらす
ことなかれとなんいふなり(?)光の後は世にも流布す
ることなかりしを今ここにしるしてあらはしたるのみ
応永廿六年季春下澣　誌す
　　　　　従一位兼載法師(?)やや見侍
　　　　　　　　　　　　　　　柴下叟

花鳥餘情　写本　二十巻

　　　　　　　　　　　　　　　一條兼良公

河海抄のあやまれるところをただしかつはもれたるをおぎなひ
へられたるもの也河海抄廿巻四辻善成公作順徳院より二世の孫也
ふかくひろく其上の故事来歴を考へて是非をわかつこと

河内方に依りて水原ハ源光行也但し花鳥餘情は成恩寺兼良公の作河海
の説をすこしく義理を演説すこれを青表紙とハ相違のところ
あれども表紙に入りて奥入の首書きものしあれども河海抄の
両抄なくしては物語の奥義はかりがたし至宝の抄
なり○此抄自序に源氏物語の至宝なりと見えて
これより世にあらはれて花鳥の情をしりぬべし
家々の説を取りて一々雪蛍の功をつむといへども新抄の
河海抄ハいよいよ考へて源氏物語の深きをきはめ
つくし猶南の人に考へあるべきものなれどもあ
らはれて奥義をしるす詞の林にまじはりてこそ毛頭も
残すところなくひろひあつめたる八雲の道の
はじめをたづねてかの三玉の眼のあるところを
しるして花鳥餘情とせり○巻首に作意の論あり
巻末に文明四年除月上澣桃花老人七十一歳しるす桃花老人ハ

花鳥餘情　写本　二十巻　同上

兼良公の別号にして応仁乱のとき南都にくだり著されたるものなり
明星抄にいはく花鳥餘情両抄ハ一八荒業より露をなす一部ハ奥
にも有両書相違のことおほし云々

源氏物語年立　二巻　同上

巻首に源氏物語諸巻の年立をつぶさにあげて源氏君誕生のとしより巻々
のとしをわかちて係用抄にいへる年立によれり
上巻　桐壺巻より　真木柱巻にいたる　源氏三十八年
下巻　梅枝巻より廿九巻　幻巻　源氏五十二年　薫五年までにいたる
又以下薫の年立はなく竹河橋姫巻を(?)いへり
○此書に諸抄年暦の相違ありて八条宮の和歌にいへり○奥書云源
氏物語年立一冊者故後成恩寺禪閣下所製作也件本應仁之乱紛失桃花坊
文庫為白浪奪取畢爰経十年不慮感得之云々　永正七載初夏
中吉　前博陸冬良公なり　後成恩寺殿御息一條殿冬良公なり　○一本奥書云　右

年立者愚身四代曩祖後成恩寺禪閣之述作也云々　桃花末葉生年十五
第二にし○此書も湖月抄首に附刻す

源氏和秘抄　写本　一巻　同上

物語のうちに一ふしありていひつかひたるもの詞のなかに注せしもの
宝徳元年相国禅閣の仮名の抜書○奥書にいはく右一帖者前関白相國
一条殿為初心者所制作也

源語秘訣　写本　一巻　同上

此書ハ源氏物語の大事十五箇條をあげてくはしく注せり其條々ハ
桐壺巻　源氏元服のこと　夕顔巻　揚名のすけのこと
同巻　侍童取摘擢ること　花宴巻　(?)
葵巻　大将の(?)のこと　同巻　(?)
同巻　(?)のこと　榊巻　(?)のこと
明石巻　(?)のこと　薄雲巻　(?)のこと
乙女巻　(?)のこと　玉鬘巻　(?)のこと

初音巻　(?)のこと　胡蝶巻　(?)のこと
藤裏葉巻　(?)のこと
此十五箇條ハ揚名の介のことのみ(?)一條禅閣へ(?)

不審抄出　写本　一巻　宗祇法師

河海抄の外に不審のことを抄出して一條禅閣へ(?)

帚木別註　写本　一巻　同上

帚木の巻ハ雨夜品定のことば一部のはじめに解し(?)
かれこれ別に注せしなり　宗祇の作(?)奥書(?)

弄花抄　写本　七巻　十二本　牡丹花肖柏

一名雨夜談抄といふ
河海抄花鳥餘情等の説をあげて(?)牡丹花老人の聞書(?)巻首に
(?)三條西実隆公より牡丹花老人の聞書(?)
源氏年次　誕生桐壺巻より五十二年　薫十四歳(?)

白氏文集(?)より(?)の巻までに(?)以下混乱(?)
(?)別にしるしたり(?)作者　時代(?)
(?)又文明十八年(?)仲夏初九(?)
古来(?)
又云同九年二月(?)又云肖柏(?)
三年春(?)受(?)一巻としハ文明十九年(?)
不審(?)成(?)禅閣(?)肖柏(?)
肖柏(?)禅閣(?)彼自筆(?)
(?)又永正七年八月　三条(?)内大臣　永正十二年初冬
(?)の奥書なり　又一本(?)
年遊行二十六世他阿上人の假字の跋あり

一葉抄　写本　十五巻　十本　同上

(?)作者の(?)時代のこと(?)
源(?)准拠の(?)(?)

河一禅一擲和など一二字かはりあり○奥書云右十五冊為ㇾ正
存以前説宗祇禅師弄花諸抄等之編之云々 明應乙卯孟春仲旬
肖柏

細流抄 写本 二十巻 西三条公條公

此書も河海花鳥の説やうの抄などをうち取つゞき誠思ひて花説
御説に随ひ説などもいれたり全體ハ弄花抄によりしくるなり
ぞつ類をもおほひつべし

明星抄 五十五巻廿本 西三条実澄公

此書ハ細流抄を發端一巻抄くまでくしこれによ補はれたるものなし
發端を諸抄不同のものはつさく河海抄などの説をあげ此外勝定院
殿作よりくく朱墨抄くさくらもなの説 又耕雲などの説をあげて土河
内なるもらうず青表紙もらうず一抄をひのかし耕するものたるまでを
史記の発明ふそれりをや史記の索隠述贊に擬するく巻ゝをそく
の誠なるしも耕さしたらへハ批評の朱墨なるくもへをちなくそのせく

文字説ふてり初学抄よおびのまゝしいひとゝまハなまりけゝまふれども依
ぎりふ相違のなとりもりもいぶしとく 云諸抄

奥入 伊行卿作 伊行ハ行成卿五代の家孫定信が子也 一部注一巻
右奥入ハ伊行ハ其子の抄を補作之定家卿之注也

追注加 定家卿作 河海ふ中納言定家卿ふきしけ此題目是ハ
注しく奥入ニ号すとらく 和定家の奥入ハ号すれ其根本

水原抄 大監物源光行作 光行ハ清和源氏貞純親王の
の述作の源ハ伊勢物語し
河内本帖ハ俳の首は所とらはしつが併雅し此ち和も行てハ河内守
となり河内方と称すはを及院の御曲千載佳選し其よ武部也

紫明 素寂作
河内抄ハ行われ俗ふく入りし所さりなり

源中最秘抄 同上
源氏論義 河海抄 廿巻 四辻善成公作

花鳥餘情 両かはり 云上此抄首巻のなし
巻之一 其外論ぬで○奥書云此一部永正捨ニ受
庭訓宗祇聴書詞雖ㇾ心不ㇾ足更非ㇾ可ㇾ令ㇾ外見 不ㇾ致ㇾ傳右遺前言
為ㇾ蠶魚ㇾ之鼠ノ或人難ㇾ去不ㇾ得ㇾ止しるめ許可傳云々 大永丙戌
仲春十九日 又天文甲午暦千秋臣節然に冊子 要三條部督郎
主判○按ずるに此ちの首巻より耕せる巻とせしハ詳ならず和

歌よ仮名記の部をの書中のとりのだいし

孟津抄 二十一巻 九條禅閣植通公

植通公玖山と号しは号を東光院と一此書ハ河海花鳥弄花別
注弄花抄等を用ひ住人にひハ要抄と略しくもし不足の
ふくハ件抄くそへうし季吟いて又良価云佛外祖父道遥
院殿の源氏物語佛傳を称名院殿よ再問ちらく称め二言院
殿よ仏窮鑒をしびく及び是々○自序云入道前右大臣の
講談抄聴ぬやしよ河海抄花鳥餘情の意趣専流のちひハ相當

なるひハ時をかさりて抄取捨の有は弄花抄の要抄によりて
其上ハ抄いでさるの抄再問しは合の少ハ愚意をしも補ひ
説のまハ秘と付得しろもく此物語の玄妙はいかゞ 黄河
九曲ハ崑山よりいでゞ來るゝ抑んとく張騫ハ槎よのりてしも
河中のり此秘のまふ鎧銀河より二星ふあひいて抄なん孟津
とらへ玖之抄はかいしたくこらる東國封かるらの作者賢
才のみらぐさるらハ仙術も及ばざらむもの此一部須まする日
も日もそなり河上七叉なれども孟津抄と称るれ
○此書巻首に諸抄不同のの抄と巻末に真字の跋ありて称
名院殿の就く遊學の次第よ此ちもそひさて称名公の講筵よ
陪して一ゞ奥義を該通しは数十年工夫を費しく河海花鳥
の外弄花源氏の大綱を渉猟しくこ二十巻の抄をまとりかる
へるが時天正丙子の支初秋星節暮齢八十五叟陶化翁誌焉と云

林逸抄 写本 五十四巻二十六本 林宗二

巻首に物語の発起のよし古来称美のものなりし注釈の中に多く花
鳥餘情 休聞抄 呼花抄 一葉抄なども引て第一巻の奥書あり 右
此聞書宗二方正斎之抄更以不可有外見云々○牡丹花肖柏に聞
なり○村井古道が平城坊跡考云饅頭屋宗二方正斎と号す其先は林氏
原宋朝の人林和靖の裔なり林浄因といふ人元の暦應
四年辛巳に来朝し建仁寺の龍山禅師に就く宋より携へ
て此に来り日本にて姓を塩瀬と改め始く南都に住して
饅頭を製造すこれ奈良饅頭のはじめなり其子又宗二といひて饅頭を
製するを業とす宗二連歌及び歌書を好みて源氏物語の
抄を編るものあり林逸抄といふ又節用集を撰す林逸抄世に饅
頭屋本といふ○按ずるに林逸抄は林逸の誤にして是を好むなり
和事始にも林逸が節用集といへり

源氏紹巴抄　二十巻　里村紹巴

此抄の説もハ称名院殿より傳へられし巻首には此物語よりの差異へ
なり定家卿の自筆の青表紙本は断絶の事なりしかば河内本を用ゐる
の源氏物語説にしたがひて河内本を世に行はしむ
ものなり新古今集河内本を以てよろしからぬものなりとて
よりなりし宗明水京両抄にあるの説を用ゐて河海抄の説に従ひて
餘情又同じく定家卿の説なる河海抄の説によりて
志多良といひしも一条禅閤の説へぞよりしかと
一条禅閤の御説によりて三条西殿内府道遥院の講釈をうけ
られしより禁中の御説も道遥院殿の説によりてなり
称名院殿右府道遥院殿の二男道遥院殿よりうけて才覚ありて
来りし説ども仏教儒道和漢の事に通じ
達の作なりしかば諸家不同其中書の差ひは不可
限清表紙の内守流の説なり但蔵には又多し○此書一

休聞抄　写本　二十巻　里村昌休

名源氏二十巻なりといへり

連歌師里村昌休の作にして昌休は昌叱の父なり

花屋抄　写本　四巻

作者つまびらかならず書體小さく和歌抄などに似たる所の説
なりけんと思はる宗明河海花鳥等の説をあげて其しるしを又
三賢一覧といふものの中にもひかれたりしとぞいへり
なり此書は源氏物語の歌の中の詞を注せり
されども其説のまま古注の趣によりてこれを注したり
おなじく此ものの説につきて是を考へて其巻の
名をつけなどし奥書なくて花屋抄といふものなり
○此書物語の詞の注にして巻の次第のまま注せり

岷江入楚　写本　五十五巻　中院通勝卿

通勝卿丹後に客たりしあいだの著述にして家々の説を
あつめ宗明水京河海花鳥弄花細流等の説を集めて秘府の
ものなりしがこれをあつめたるなり

諸注の説を引て是を案じて注釈せられたり丹
後の府君玄旨法印よりも此物語の説をあつめて念比なる
事を其名を問てこれを読みて古来の注釈
の一説のあるところを集めてさらに是を考へてなど
されどもその説の中のえらぶべき所を考へなどしたる
ものなり岷江入楚の号は山谷の詩に岷江初濫觴入楚乃無底と
いへる句によりて此物語の初めは濫觴のごとく
巻を重ねて奥へ入るほど深きをいふ
して世に此物語の注釈あまたあれども此抄
を以て底となせるなり
くはしく其序の後にあり○又
つぎに中の九日也足の素然と号す
幽斎玄旨の跋あり也足軒主素然老人以有識荊之素懐遂帰
隠洒邪丹之後州老人也種姓不凡才識高明遑一時名流也

加藤親家ハ三光内府ニ勤侍シテ講帷ヲ究ム此物語之奥旨ヲ依テ之ヲ説ク老人ニ求ム余素ヨリ願フ於是老人忽感其志ヲ考之諸抄諸説其説者ハ正シ鉄者ハ補フ互ニ有得失者両存之十稔之間雪ヲ蒐メ螢ヲ聚メ抄畢ル五十五帖可謂集大成也余乃題以泯江入楚矣云々○此書本文の注五十四巻雲隠説一巻を附す諸抄をあつめたる大部なるものにして料紙半面十六行にこまかにかきつめたる抄物なり○又此書に竹内か仕見をくはへて首を抜きてあらためし

源義弁引抄　　二十巻　一華堂切臨

三光院実澄公の講説の聞書なり巻首に源氏物語の事をしるし後に聞書の余をあつめたり唐土の書にひきあはせてかきたる所多し又詞のいにしへを考へて風流に引歌なとをあけたるもの也古来の秘説をのせたりこれハ文章の事にて世俗の為にめつらしからぬ事なり他の詞をけつりて童蒙の為ニ凡て児の事ともおさなくしてしるし今の詞ハやすらかにしてかき付し詞ハきすしくして本文の意をさとしやすく字をかきつけたれハ其抄ハ一部の中の詞を引出しその中の甲乙の次第のまゝにかきつらねたるものなり

源氏綱目　　九巻　同上

自序に云光源氏物語五十四帖をよむに心をひくつなのいたる所まてのこゝろをしるさむとて此抄あらはしぬ所々の詞を説て連歌に用ふへき詞歌の詞なとをもかきつけて其うちよりも人のよみたる歌の作者なとをしるしたるなり又あやまりをたゝしこゝろをくはしくつけたる事もなきにしもあらずかしこき人のこゝろをのせたるにはあらねとも一部の大概を知るへき便なり然れとも一部の詞をえらみて後の世に残るへき事もありなん源氏綱目の註は専ら古き抄の事なとを撰びて吉辰蔵下一華堂様の作者野納切臨撰す此一部の輯録す○巻首に作者の事発起の事時代の事又詞の事大意の事をのせて切臨の考あり

源氏物語一部連歌可用詞　　一巻　写本

撰者しれずこれハ物語一部の中より連歌に用ゆへき詞をぬきいたせり

光源氏一部歌詞　　写本　一巻

巻首に序ありて此物語の起を物語し一部の中ニある歌を採摭す此も作者しれず

源氏大概抄　　一巻

一部の大意をしるしたるもの也○作者しれず

源氏物語目安　　七巻　三本

これハ源氏物語一部の中の詞をいろはの次第にわけて注釈したるもの一名示印といふ○半截本小本等ニ附刻す

源氏物語引歌　　一巻

これハ巻々の詞のうちに古歌をひきたる所をあつめ出し○奥書にいはく此引歌これにかきあつめたるもの也今よりかく書くへきにあらすとて書付けたる物ならんかし

作者しれず○かの大将の事をしるしたるまてに一句けつられし詞を○中院宣長云物語の詞のうちに古歌のうたの一句かたはしをひきてかける事多しこれハ其句のつゝきをしらでハ心得かたき所あるによりて引歌とてはやくよりその歌をかうかへあつめたるものありしかども詞の中にひかれたるハ皆引歌なりとおもへるハあやまりなりうつりてよみたる事ありて引歌をあつめたる書もあれど本文の詞ハ古歌によらずしてかけるを引歌とかうかへしもありいと多くひかれたる所ハ其引歌にてこそ見えけれ又本来あらぬ歌をも引歌にあてゝ心得ちがへたるもすくなからず然れば今ハ其考へあやまれる所々をもすこしあけてなほ河海抄以下の諸抄にあるを引て次々に此物語の心得へきさまをもしるしてむと思ひ侍りぬ

なかれにいきほひつく川のごとくなりとぞかいけり〇此引所何人
の撰なるかしらず。これを此載せ小本等に附刻す

萬水一露　二十八巻六十二本　能登永閑

此書河海花鳥等の細流要の肝要をしるせり。すべて其説を省略せ
ず撰ばれたるは華の二十八品にかたどりて廿八冊となしたるなり
應永年十二月の頃此説をしるす〇巻首に源氏物語聞書
とかきしたり　此物語作者の事　物語始作者時代の事
大意の事　古来称号の事　紫式部の事　物語書きしはじめの事
号けること　此物語源氏と号すること　源氏姓を賜ひしこと　五十四帖
巻名の事　四諦法門の事　四門解説の事　三諦の事などか
をし巻末に雲隠の説一巻を附したり〇此物語は物語の中ならびに
合点せられたる作者水閑は八月村齋宗碩の弟子にして連歌をよくせ
られし人なり〇一時有名なりしか此物語は世にもてはやされたりとかや
当家の伝家にはありて世にかくれず鳥丸光雄作せられたると

山路乃露　一巻

物語の作者并此作者の巻の事をしるせし書なるもの。世尊寺
伊行の作といひ伝へたれど二条家にはありなきものなり〇この本は
萬水一露等に附刻す

源氏雲隠　六巻

并一　巣守　　并二　桜人
并三　法乃師　　并四　ひとりごと
并五　やつし
以上六巻なり〇此書次六巻の奥書に云
雲隠六冊先源氏物語全部者也紫式部随筆宝庫に存せ納す
誠に菩薩にして今当寺の弁財や康和元戊戌暦正月日
石山寺住侶大僧都信誉　又云石山寺桑門霊夢によりて此六冊
を収める所は法ならちの宝蔵に存在すると奥書あり是を考へ
く九月二日正二位権中納言藤原親兼これを伝ふ〇此本の中にこれを伝ふ
ものしく奥書の年号誤りなし〇按ずるに此ちかき六巻はせ

りは源義親引物に云雲隠の六巻は其外に法水大風空樹の
六巻をも一つに集め合すといへど考ふるに右の稀に何も随意に
ならぶしなき物や隠し号するものなし巻は名のみありて
きぬる此一部の外ん佛法の眼目とす

源氏雲隠抄　三巻　浅井了意

上下二巻しるされたる六巻の注釈のはじめに合刻して世に行なはる
序に云源氏の悉義の序にこの巻は太上天皇の崩御ありし
なの上巻に四十の御賀ありて初は巻十二月晦日に作つて雲隠のな
の巻はこれ明らか正月一日よりおこりてしるせり
らしは巻数によりては今出なすは　やつし　すずむし　花見
巣守といふは今出なすは　すずり　桜人　法の師　ひとりごと
八桜といふは案ずるに花見と桜人と同じく
く巣守とは八桜とは人にかかはらずしてまことの
ゆゑ巻にやせし出さなはかめかれだいつきとも

すなはち人ならず　延宝五年刻す〇或は云源氏雲
隠此六帖は清原元輔の作といへり作者不明〇一条禅閤の作
したる系図の好み　桜人　巣守　八桜　さかき　花見　さむ
上下ともく注釈の他言作りかへし名とさだめられたり〇按ずるに
季吟雲隠抄に云愚按するに世に源氏物語の六十帖とはいふなれど
てただ五十四帖に雲隠の巻をそへたるにてはあるまじきにや
さだめくかれなりかめたしこれ亭者の妙術なかれどもかは
諸抄にきしれ是より人の雲隠の巻をみれば人果
す剰摘は蓮華上下など巻数くはへて六十帖の数にみ
とつしかへ人のかのたるは文禄年間のころにおこりてにけるなり
もの系図のおいそのころ名のまたとなりそめしより
何ともて一言も用ひてすずめ此外の物語一切の伝をもと
まゐらせも用ひずなりてこれ信用せられしなりとかや
十帖八天台の六十巻に准ずりて八文台六十巻もて観に例ふる

おほよそかゝる紫式部にはあらで此巻をかきくはへ六十帖といへるにあはせたるにや
さればこれらも此雲隠の八帖ハまた源氏宋葉尭の藩傍に擬して致仕
大臣髭黒大臣蛍兵部卿等の夢其外女三宮之系またはおもたるによ
る人々の官位昇進の事など[illegible]のかくのかはりけむ旨趣ハ此の
巻に顕はさむとしたるなりけりにぞ

源氏外傳　写本　五巻　熊澤了芥

此書の趣意ハ源氏物語ハ表ハ好色の事をかけりといへども実ハ好色の
をしへにあらず[illegible]世の末になりゆけバよく代の風俗やうやく移る
流をかへりみてかくしもすれば[illegible]をむかしにハいつしか近つけずる
人なれば[illegible]世にひろくしらせんとてかける[illegible]
すくなくいはんためならず[illegible]
むかしの[illegible]書をさゝげても[illegible]論ずる[illegible]
かくを[illegible]とうしもせずたゞ[illegible]
なしく其中にいふ一つの上臈の風にもちひ[illegible]

疎せらるのしかなるも荘周が寓言に類しくされたるへ[illegible]
の人もいさ今の人の[illegible]のやまとひもろこしのるものやすらけ[illegible]
てさるに[illegible]いふ事ハれも実ハこれ證跡あるもの[illegible]
かる[illegible]へ為に源氏の君を[illegible]の人に[illegible]
あはせてしか[illegible]古今和漢の故事又ハ[illegible]世の[illegible]
せぬ[illegible]紫式部が父為時ハ博学多才にて[illegible]国史[illegible]
[illegible]紫式部[illegible]書[illegible]
いつも[illegible]源氏物語[illegible]溷乱の[illegible]作者の愚意
人[illegible]書中[illegible]
擬[illegible]夫日本王道長久なる事ハ礼楽文章を失
ハ[illegible]俗に[illegible]一つの礼楽[illegible]
[illegible]故に此物語[illegible]
之代の風[illegible]礼の[illegible]楽の[illegible]優なる[illegible]
男女[illegible]常に雅楽[illegible]

次にハ書中人情[illegible]五倫の化を
[illegible]国[illegible]家[illegible]
[illegible]物語[illegible]
[illegible]歌[illegible]
[illegible]気[illegible]
[illegible]風化を[illegible]
[illegible]音楽の[illegible]
[illegible]故に音楽の[illegible]風俗[illegible]情に
[illegible]自然[illegible]人の好み[illegible]
[illegible]世人[illegible]
[illegible]日本の[illegible]
[illegible]礼楽の[illegible]
中人[illegible]下の人[illegible]

[illegible]五十四帖[illegible]
[illegible]論[illegible]
書ヲ曰右源氏物語抄五巻熊澤了芥翁所作也曾聞全部之[illegible]各
抄出之中院内相国[illegible]公潤色之[illegible]於時事去為五冊[illegible]全部之
本各冊内相自以朱批校之本[illegible]以執斎之本敬写畢　享保庚子
夷則初九　竟臣

首書源氏物語　五十六巻

かく五十四巻に系図一巻年立一巻を附す諸抄[illegible]万
[illegible]作者[illegible]

湖月抄　六十巻　北村季吟

本文五十四巻　発端一巻　系図一巻　年立二巻　表白一巻
雲隠説一巻　総計六十巻なり

○此抄の趣意ハ凡例に[illegible]先生箕形如庵ハ[illegible]此物語の講談
[illegible]十五箇の秘訣之箇の口伝[illegible]

相宣一巻の講釈ありて此物語の作者…［illegible］

○發端條目　此物語作者の事　紫式部系圖… [illegible]

[illegible]

[illegible]

志ノぶ草　写本　四巻　北村湖春

湖春ハ季吟の男なり○… [illegible]

十帖源氏　十巻　立圃

[illegible]

おさな源氏　十巻　同上

[illegible]

…寛文十一年刻

源註拾遺　写本　八巻　契沖阿闍梨

源氏物語一部の… [illegible]

ひろつりまそく綺讀をなづけまし襃錦一帙[illegible]河海抄のいわれ
[illegible]物語[illegible]更科日記[illegible]
[illegible]の世其餘狭衣[illegible]物語[illegible]
歌[illegible]源氏君[illegible]式部[illegible]
式部の[illegible]
[illegible]諸[illegible]大意[illegible]用不用[illegible]勅撰集[illegible]
[illegible]古[illegible]褒貶八資治通鑑の文[illegible]司馬光[illegible]
[illegible]今[illegible]通鑑[illegible]宋英宗治平[illegible]日本[illegible]
[illegible]治[illegible]家の[illegible]五十餘[illegible]
[illegible]言[illegible]
[illegible]長歌[illegible]五十餘帖[illegible]
[illegible]
[illegible]長歌[illegible]

[illegible]等の[illegible]后妃の[illegible]鄭衛の[illegible]淫放[illegible]
悪[illegible]但文章[illegible]鄭衛の[illegible]
[illegible]雜乱[illegible]
[illegible]定家の[illegible]言葉[illegible]
[illegible]普通の假名[illegible]
[illegible]太布[illegible]太由[illegible]
[illegible]古人[illegible]

紫女七論　写本　一巻　安藤為章

いわゆる七論ハ　才徳兼備　七事共具　修撰年序　文章無雙　作者本意　一部大事　正傳説話なり[illegible]
生伏見殿貞致親王の御銘[illegible]
大輔冬仲[illegible]定[illegible]
通村公の[illegible]
[illegible]通[illegible]

[illegible]記[illegible]彰考館[illegible]記[illegible]
記權記左經記台記玉海玉葉明月記以下近き世[illegible]
百部[illegible]の記録[illegible]故実[illegible]不審[illegible]
[illegible]紫女の[illegible]
[illegible]章[illegible]
[illegible]
[illegible]
沖門闍梨の[illegible]不審[illegible]
[illegible]今[illegible]の符合[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]備[illegible]校合[illegible]
資矩の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]式部[illegible]
[illegible]有益の[illegible]其本文の[illegible]
才徳[illegible]丈夫[illegible]
女[illegible]
[illegible]紫式部[illegible]
[illegible]式部[illegible]
[illegible]氣象[illegible]
実[illegible]人[illegible]才徳兼備の[illegible]巻

首に系圖あり卷尾に尚友軒牧月叟跋語をくはふ奇評確論
可謂物語指南

源語詁　写本　四巻　五井純禎

此書は物語一部の中よく解しがたき所ばかり一部ばかりちいるは
の次第にしたがひて訓詁をくはへてときあかしたり

源語梯　三巻

天地　時候　人倫　支體　生植　氣形　服食　器財　人事　虚詞等の
門部をわかち巻ごとに詞をのせてほゞちかくうるはしき件ら分の說を註す
わくるに一覧のうへにかゝげたる附するにはことに源氏拾遺の說にいふ所を引けり近
作者なにがしの家の源語詁をひろくみよせてあつめたり
又中井竹山の辨を著して附刻す

源氏纂故　写本　四巻　有賀長伯

物語一部のうちよく後世にまよふ所をひろひくはしめ古語をたゞし詞書の
名ことばにそへて近衛の家に傳へたる所なり

紫文蜑乃囀　五巻　多賀谿嶠子

物語のなかの俗語にかぎりてしるしけるを刊本にまとめし首巻は總論
凡例　二巻　きりつぼ　二巻　ははきゞ　四巻　同　五巻　あげまきまで
享保六年甲陽府中仕官多賀半七著といふ

源氏男女裝束抄　二巻　壺井鶴翁

源氏男女裝束抄二巻は永正の中連歌師宗碩の作にしてすなはち
これ後世のすゑの花に餘情をのこしたり　本は河海細流等の
書の說をあつめ奥書に右一冊者依數寄懇望令附与源氏聽梁畢
永正十四年二月七日宗碩花押とあり　これ宗碩が管見の大概を抄
するところなりといへどもすこしうたがはしき所あり　此例の中に壺井氏鶴映
すなはち此書を好みて衣裳の名称をひきて雜染の定式をしるし内裝
の飾雜によりて位袍雜袍禁色服色等の仕裝四時の色目を
あらはし图をくはへて康映源のあらはすところ上木せん
とて元禄九年の季秋校を歸めてせしに作

すなはち鶴翁の此書をよむに家の說をもつて異同をしるし註して捨
すべきところのものをひろく撰しいはゆる清濁をわかち流
をもあつめ甚精しく世にひろめんとす今此校正をなし註
しそへたり　或は上に註して下に照し或は下に註して上に照しその
取捨すべきものを撰しこれを表はしくはしくその鑑をも
あらはしけるなり　鶴翁真字の自序あり○後附一巻すなはち四
季の衣のいろ　同表のいろ　同小袖のいろ　ひとへのいろ　かさねの
襲のいろ　もへぎのいろ　扇のいろ　かみのいろ
あらはせり　薄様衣のいろ　胡曲抄衣の
いろ女官飾抄胡曹抄藻塩草之抜萃者渡邊康映後附也又
少補且所々加鼇頭畢又壷安著○巻首に享保二年正月法眼
昌億序あり

源氏物語歌　一巻

刊本には源氏歌と題して物語の中のうた七百九十餘首をのせ

逸しられたるもしたがへられたる附す実は紫式部一人の作にあらず
これし○紫式部が袋草子に古物語の中の歌を撰集したるなり
かやうは拾遺雜一庭系花詠歌
も撰したるとはいへり　宮に奉りしはこれより月にさきて
これは源氏物語ははじめよりしかじかの作にかゝりし件のものは
紫式部が作として今の物語の歌のみなれば
のちのこのみ世の書にもなりたるものなり　今紫式部が古
物の源氏にはこれ今の源氏にはなかりしもの　雲隠の巻をいれし
まゝ源氏嵯峨院にかくれさせ給ふよりのち武部がおぼえかきいれし
なしく又式部が作にはあらず　今は時代をたしかめてさかさ
まにするはこれより一説にはいふの時にかゝはるなりちかきもの
さし集に入し伊勢物語は一条のものし拾遺集に
抄出しひろめられしかれば人のはやくよりいはれ歌をもちゐん
やうにかなしむべき所のよろしくあらず物語のうたがあまりつけたり

此書首にもろもろの例をあげて論ぜし〇今案ずるに源氏物語のその
勅撰集に入りたるは一首にて新拾遺集雑中に紫式部
いにしへの大納言経房卿の石山の城のうちにて...
られけるを藤原の巻に載て白くめでたき物語...
らいはひかなしかりけるとなん

源語類錦　写本　十巻　川上静庵

天地時令人倫人事器財服食草木鳥獣等の部類をたてて源氏物
語の文をえらび截断してそれぞれの部に収め作文家の採用にそなふ
るものなり〇静安遺墨と号し又閑田翁の跋文あり

雨夜物語だみことば　二巻　藤原宇万伎

此書は帚木の巻の中の雨夜の品定のところを今の世の俗語にうつして
わかりやすくしたるものなり

乃紫女七論といふは...
...
昔年賀茂の...
...
此自序は明和六年十月...安永六年...上田秋成の序...本居宣長の...
...
...一巻...

源氏物語玉の小櫛　九巻　本居宣長

巻首に宣長の歌あり
此書の趣意は此物語の諸抄の説を考へ湖月抄の誤を正せり

巻之一　すべて物語書の事　此物語作者の事　紫式部なる事
巻之二　大旨　註釈　引歌　湖月抄
巻之三　改正年立図　巻之四　年立
巻之四　湖月抄の本文の誤考へて本文の相違の事　湖月抄の誤
巻之五　巻々の注釈...湖月抄...

巻之六七八九　同上

紫文要領　写本　二巻　同上

巻首に石井...の序あり
趣意は大抵上の同じものにて...右紫文要領上下二巻...
...諸抄の註釈の相違...

源氏年紀考　写本　一巻　同上

源氏君年齢の事諸抄相違の事...一条...
...宝暦十三年六月七日舜庵

紀図説一巻を附す

手枕　一巻　同上

六条の御息所と源氏の君...物語の文

の體に擬しくらべせの巻と夕良の巻との間に補ふべし

狭衣　八巻　大貳三位

河海抄に云く 此業式部ハ鷹司殿の官女なり相継て上東門院に陪侍す後に右衛門佐宣孝に嫁して大貳三位を生む 大貳三位ハ名賢子といふ 大宰大貳高階成章の妻となりしなり 一条院の御乳母なり 中ごろ三位に進み 後冷泉院の[illegible]三位を賜はりて大貳三位と稱しき 狭衣を作り[illegible]此妹[illegible]なり[illegible]の御乳母[illegible]時平[illegible]栄花物語の蓬生の巻殿上の花の宴の巻[illegible]源氏物語[illegible]四十[illegible]人[illegible]源氏の君[illegible]○此物語[illegible]

の[illegible]光源氏の[illegible]○[illegible]源氏の[illegible]○[illegible]右狭衣ハ源氏[illegible]母の[illegible]御作[illegible]用[illegible]狭衣の作者大貳三位[illegible]○今[illegible]一華堂切臨が[illegible]目録のまへに[illegible]

系圖一巻下紐四巻を附刻す

狭衣系圖　一巻　逍遥院實隆公

源氏物語の系圖[illegible]狭衣[illegible]一華堂切臨の跋あり 本書に附刻す

下紐　四巻

作者つまびらかならず 狭衣のおもかげ[illegible]附刻す

和泉式部物語　一巻　和泉式部

式部[illegible]日記[illegible]冷泉院第四の皇子帥宮[illegible]式部が[illegible]○奥書に云 写本に云 此一冊借右中辨兼光卿本[illegible]十四日染筆 今日終功畢[illegible] 享禄二年五月朔日 右少将藤言継

寛文十年刻○此書扶桑拾葉集にも[illegible]

[illegible]写本　四巻

作者つまびらかならず 此物語の趣意ハ 狭衣大納言[illegible]人[illegible]二[illegible]一人ハ男君[illegible]

[illegible]姫君ハ[illegible]男君ハ[illegible]父君[illegible]御兄[illegible]

みしも野そてゆるされしかなしひかりしはすむ猶盛ハ隙ゐけはしもしらむ
よはさかりしえすゝそのうへきゝやかもおほされけるよし上三の巻也
なを松節略セツリヤクしくそれにおもひきおしあかすものし○年山寺間ヨリ三巻
ありえて也他者末訳集評章考節の附かたあるなと合冊よして四冊になりて按ずるにこれを
之なれや八源氏狭衣なとよりさき此の書さえ少家撰黙実ハ男也
権中納言実ハ女なりし兄妹なりしてありて他筆也

今物語　写本　一巻　信實朝臣

前右京権大夫信実朝臣の作なりしれもなし数十巻けありしとそ　仁和寺
書目に今物語廿七冊存すといへるもあれとも今伝はるものは一巻
なり此書信実朝臣の時代の歌よみのふるまいなとくはしくいへり
よりへの本汚れ家本部が地獄あるとこへの義を見る所小将法
立の法橋実賢狂歌なとくはしく法眼なりしてなるまへ餘さまての
猥雑のことをも書せり

今昔物語　六十巻　源隆國

此書本名ハ宇治大納言物語といひて此書をのするは物語ゆゑなし
めよ今ハむかし書出せるゆゑに今昔物語と号せしなりといふ全部
刊本ハ井澤長秀か校刻なりしかしふつゝかなるものにて古写本にも
よらすかつひめかうてうちの凡例ある此書ハ三十巻ありしより六十
巻になれり　其六十巻ハ　日本部三十巻　天竺部十五巻　震旦部十五
巻なりとて目録あり

巻一より巻十一に至る　世俗傳　巻十二より巻十五に至る　怪異傳
巻十六より巻十九に至る　悪行傳　巻廿より巻廿三に至る　宿報傳
巻廿四より巻廿七に至る　佛法傳　巻廿八より巻三十に至る　雑事傳
以上三十巻　日本の部既に刊行す
巻三十一より巻四十五に至る　天竺部　巻四十六より巻六十に至る　震旦部
以上三十巻いまだ刊行せず○此書のうちの物語古本著聞集宇治
拾遺等にも出たるものもあり○大闕本今昔ハ此外にも及ひ...
刊行せしものなし

舊本今昔物語集　写本　廿九巻　同上

總目録一巻并本書二十八巻すへて廿九巻也全部片假字まじりにかけるを
刊本ハ部類刊本と比校するに文章かはれるもの多しすべて本朝の事をさ
も数十箇條くわしく異同ありいつれまさるかしらす

第一巻　天竺　三十八條　第二巻　同　三十五條　第三巻　同　二十四條
第四巻　同　佛法四十一條　第五巻　同　佛法三十二條　第六巻　震旦　同　四十八條
第七巻　同　同　四十條　第八巻　同　附孝養四十五條　第九巻　同　附國史四十六條
第十巻　本朝　附佛法卅一條　第十一巻　同　同　三十九條　第十二巻　同　同　四十四条
第十三巻　同　同　四十三条　第十四巻　同　同　五十四条　第十五巻　同　同　四十条
第十六巻　同　同　五十條　第十七巻　同　同　四十三条　第十八巻　同　同　四十六条
第十九巻　同　同　八条　第二十巻　同　同　十四条　第二十一巻　同　同　五十六条
第二十二巻　同　世俗　十二条　第二十三巻　同　宿報二十四条　第二十四巻　同　雑事四十五条
第二十五巻　同　四十四条　第二十六巻　同　悪行二十五条　第二十七巻　同　雑事四十四条
第二十八巻　同　同　三十七条

目録の末に語章合千三十段　原本ノ數合貳千九百十七枚ニ云云
○第一巻天竺部のうちに　釋迦如来人界宿給語　第十巻本朝部
のうちに　聖徳太子於此朝始弘佛法語なり

宇治大納言物語　三巻

これも又名ハ世継といふものゝ又一巻の刊本に世継物語とせ
るを同書なりとて見ゆるもの○紫文要領にいふ宇治大納言物語ハ隆國卿の
或ハ此書の偽作なるべし真の隆國卿の御作ハ今昔物語のこそ
なりていへることもあり

宇治拾遺物語　十五巻

編者ハ隆國卿の作なりといひ今昔物語の拾遺也○刊本の序に云世に宇
治大納言物語といふものあり此大納言ハ隆國といふ人也西宮殿の孫俊
賢大納言の第二の男なり年たかうなりてハあつさをいとひていとまを申て
五月より八月までハ平等院一切経蔵の南の山ぎはに南
泉坊といふ所にこもりゐられけりさて宇治大納言とハきこえけり

りしが故ゆひもけくれしけがすれずうてくもしろ故いまさまて
すぐんわそてつく大なさちハ紙もてはすずなさしらく仮名臭のめ
なくさいやうき紙ハますまひはつあもしものすうり故をさかて残は
うちうらひうつしくうまさくひく若はうすう双紙まくしれなう
大堂はすもはう大唐のゑもはうりおのゑもえうあさうちゑ
うしくまうやもえはうされなるゑもえさうあれさゑるまいはうりおくハ
そしくも此ゐうもえ利口はかるくしもはうりをうやしし世はハくれを
はたしるう十五帖しう此正本ハ様なう宇治大納言隆国卿の作しれし
人はけうくうきりうゑいさよなりうけうさ故まさうしさ人くうさいれ
さうはひく物語おほうかれり大納言ひとりの作にハあらずをさわ
あまきうさう作よ今昔世よ又ものがうさくいれさ此物ハ昔の者
大納言のしれはうよもさ〳〵とひろひあつめさしうさ此宇治の中に
さふあつめつまさへしえれ宇治拾遺のまのてりしもけりのなうを作よ
のされる紙ひろよう〳〵けすさやよ作は物語拾遺といへさ宇治拾

遺物語といつゑや差別まうとぶ〳〵若まつれし◎按ずるよ此序
よ大納言のもはへうれといへるハ今此今昔物語のみなりしを宇治
〳〵うことにて若此物語ハ大和物語の類ゑきゑの中に宇治大納言物語
うかゆゑしてかくゑきゑちのやうのしゑくゑくゑれし
ゑゑれよ〳〵うちやしくりもうてりけるやうしこ〳〵の昔

按ずるに宇治拾遺ハ古き物語なるものなれとこれハ大和物語のたぐひにあらず
は中今昔物語ハ此うりなれども安逸なるものとおぼしきなり
なハ世俗長秀がる物語ゑくところ〳〵はうしあらしうれぞ
其時文章よもゆちしまうやしうや拾遺うりもや物語あ
さうりうしの今此刊本すで〳〵ゑゐて写本す

四季物語　写本　一巻　鴨長明

此書ハ正月より十二月までの公事を物やうしけさうさうゑの巻末
よよ好伯陽軒長慶の真字の跋はう写本なくし

歌林四季物語　十二巻　四本

此書も四季月々の公事を故まうし鴨の社司の子なるゆへうけ
巻々物語よりうさしよの四季物語よりもゑしよいさしも又まさの係
ハやさかすみぞしう春の部のちゞめる序よはうかく賀茂山

乃れの若ゆゑ故ひろひゑうやけの物をさけすぢ故ゆめなん人も
ゑうれけしかすうけさて又話まし此物語を恩つし此物家の本も
むさく物語川しうてけるしうて桑門蓮胤とゑう世う蓮胤
ハ長明の法名なれども此書を今く偽書うしく長明の作うはず
おとめよう〳〵けし貞享三年〇刻

堤中納言物語　写本　十帖二巻

右京兼輔の作といへり兼輔ハ勧修寺家の元祖良門の孫右中
将利基の子し加茂川の堤の下よ家居せしゑりうて堤中
納言といひしとゑう帖ゑれ首録

花桜折る少将　このついで　むしめづる姫君
ほどほどのけさう　あふさかこえぬ中納言　ひあはせ
かひあはせ　はなだの女御　よしなしごと
よしなしごと
海帖ゆのゑう一條ときこゆ

秋夜長物語　一巻

往昔堀川院の時宇ゑ西山の瞻西上人といひしハもと名を桂海とい
ひし比叡山の住侶の法師なり大法の後よ梅若君といふ稚児のことあり
まれさうしとぞいへうめくゑ物おこすぞしゆうさいはおゑうるて叡
山と三井寺との争ひよなり叡山の衆徒園城寺を焼亡さしむ
る梅若君勢多の橋より身を投げたまひ桂海律師ハ西山の岩
蔵よ菴室を結むすひつらめともかひなひ物ゆゑなまや雲林
寺物を創せしよ〳〵なりしの物語にして事多く〳〵うち

松帆物語　写本　一巻

一言そうう
四條もうりよ中納言まさゐ藤つ将のゑまさんの子のわれ在くりゆはう
すれ〳〵君物語作法の君ろりよおはちう撰川の撰河房よりさんなるうれハ
撰川ハ旧ゑうく大うれさまよ京歌のさまん物入くおりしりしらが
ゆら此ふうのさうりよよ物法の君もへるしもよもみえうおりしりよ

岩倉の何がし此坊に宰相の君とて美人此坊徒の君とはしらしく
らされけるうちさりけるに宰相の君侍従へわたされ主
ひかれたる君が帰らしめの為つりたるに宰相の君を
打帆の浦に伴ひたりける事ありしなりなむとするに
て身をなげんとしけるを此の侍従とりとゞめしとも
つまぶしたりけるとのこと　奥に兼載在判にて跋の詞を

大納言物語　写本　一巻

これは贈答の艶書数首を書くる由にて此詞書をつてそのかく
まことの事にてもなく仮名つかひもなし

女郎花物語　三巻　写本

日本紀よりはじめ中古近代の勅撰集草子類の中より名
ある女のうた数首をひきて其のはし敬識をそなく
しるし其中よりて此故実等の女子の覚悟すべきことを
あつかへり作者つまびらかならず巻末に蔵宗大蔵作とあ

安り北村季吟自筆にて板行せり巻尾に同人の跋あり

紅葉之物語　写本　六巻　蓮心居士

これも仮名物語にて天正の比よりの事にて男女夫婦の間の物語を
のべたるなり巻の末に名ある女の歌一首加へたり蓮心居
士何人なるをしらず

西山物語　三巻　建凉岱山

中古の文をまなび記日本紀万葉の餘物語等を歌の詞と
なしたるなりとの事なく古体の文章ともにいひしなへ
ものとしきかしらへり

上巻　こゝの巻　ちの巻　たちの巻
中巻　あやしの巻　琴の巻　文の巻　ことふみの巻
下巻　衣の巻　かしらの巻　はらみの巻

吉野物語　一名本朝水滸傳　十巻　九本　同上

明和五年二月金龍敬雄真字の序を附す

弓削道鏡恵美押勝和気清麿等の事を擬して事をつゞれ
る物語なり此の書はとぞしたる本つかたを今しるし侍る代
昔さながらの事を今この水滸伝に名付らしく仮名つかひ
をはじめ此ふるき物語を仮名まじりに作りたる〇刊本八巻の一にて此巻の
すゑであるに巻首に明和十年正月大神大夫蔵宗の補ふ序
ありて同年刊行す

吉野物語續編　写本　十巻　同上

刊本八巻第一條より第二十條まで此本をかへて八巻二十一條より第
五十條までを載せたり巻末に前五十條まで此本より七十條までの目
録を挙ける此続かきて凉岱山友人風月某に託して金聖歎が評
すなわち七十回の水滸伝をよく擬したるに又其体裁物語仮名作る
ものにて此の書の風韻を模せり

枕草子　三巻　清少納言

昔は此ぶみの名をさだめず、ちかき清少納言といひつるを、しかるを人枕の草子といひける○題号枕草紙とは此草紙の奥に宮の御前に内のおとゞのたてまつり給へりけるを、これに何をかゝまし、上の御前には史記といふ文をなんかゝせ給へるなどのたまはせしを、枕にこそは侍らめと申しゝかば、さばえてよとてたまはせたりしを、あやしきをこよや何やと、つきせずおほかる紙のかずをかきつくさんとせしに、いとものおぼえぬことぞおほかるやとあり。是は内大臣伊周公、定子へ料紙を進ぜられし時、后より清少納言にたまはりし。一条院の御時は史記を書せたまひしかど、枕草子とは書くべきとて申し、筆をとりて書きし紙なれば、枕草子と名づけたるなるべし。すなはち此紙は草案をあつめたるものなるべし○季吟曰此草紙奥書によりて二部あり、一部は二冊或は三冊、はじめは五冊一本なり。しかるに一本は定家卿の證本にて、奥にもかゝれし所にして、細かにしるせしも又此本と見えたり。外に一本ありて上下二冊、其奥に紙をそへしるせる、其奥に書写の人々の名あり、奥書をかけり。奥に書つけゝるは、奥書あり、奥にあまたの奥書あり。

往年所持之愚本紛失年久、更借出一両之本令書写之、證本不散不審、僅以管見之所及勘合舊記等註付時代年月等、謬案歟　安貞二年三月　耄及愚翁判

文明七年之仲夏、廣橋亞槐兼顯相尋彼后本下之本来両冊見示曰、余書写所希也、嚴命難獲止、勉禿筆彼本不及切句、此新写讀而欲容易故也、校之次加朱點畢　正二位行權大納言藤原朝臣教秀

此奥書及愚翁は定家卿の事なり、人々不勘なるべし。此作者は朱点の教秀にてしかば此奥書の筆者を定家とて清少納言の自筆なりしや。文一本上下二冊、堺本といふ、清少納言の書なりとて、其次に枕の草子ありて、発端より一紙はなはだ似ず、其次枕草子ありて清少納言自筆の本にはあらず、又清少納言の書なりとて一紙の奥書なるべし、さればこそ此本も先達の奥書ありて一説をとりて、此本の奥書に奥書をかけるか、愚翁は定家卿の事にて古人の自筆なり。清少納言は拾遺集、新古今集、後拾遺集、古今集、玉葉集等に入る。清少納言の家の集あり。其外紫式部日記に清少納言の事をいへり。清少納言の家集ありて、其名を清原元輔の女とす。父元輔は梨壺の五人の一人なり。又基俊の悦目抄に香炉峯の雪のことをかゝれしも、清少納言の事にて、かへすがへすも此事を書たるなり。○季吟又曰或本に此草紙は清少納言の作にあらず、其時の人の書きしものなりといふ説もあれども、うけがたし。

おほくの人の書写ありて、奥書に云、源経房朝臣西宮左大臣三男母九条師輔女、伊勢守長徳二年卒、茅五母後賢門母貴、伊勢守長徳二年事也、此草紙を経房のもとへ左中将にてありし時、此人のもとにて此草紙をかきしを、経房の伊勢守なりしとき見て、とりてまかでにけり、長保の比清少納言の、此草紙をかくし置きしをかへしたまはりて、経房の伊勢守なりし時、此草紙世にひろまりぬ。其後長保の比の事なれば、此草紙の奥に経房の伊勢守なりとかけるは、長保の比のことなるべし。此書に定子皇后の崩御のこと、其後の事をもかきたれば、長保の比の世に出しなるべし。きさい宮の事などかきし所々あり、詳略の差ありて、此本のみにあらず。いかなる事にや。清原元輔の女なれば、清少納言といふなり。清少納言の父は元輔、祖父は深養父なり。皇后定子の女房なり。奈の院の女房淑景舎道隆公の女定子の妹の所に侍りし也。

よしなよりされば此草紙を淑景舎の御方へしらせまゐらせてよむ事なれば此草紙の名ありけり言清少の作には一条院の后定子の后にみやづかへて　〇榻鴫暁筆第一に清少納言はめでたき人なりけれど晩年はわびしくなりてかたちもおとろへ身のはてはいかになりにけんしらず歎かはしく世のまじらひもせずなりておちぶれて物なくてはべりける書すてける扇をもちて身のつたなきをもかなしみけるとぞ

枕草子傍注　五巻　岡西惟中

一時軒惟中の作なり本文のまゝに傍注をくはへたり惟中の自筆にて刊行す

清少納言枕草子抄　十五巻

此抄は撰者の名なし巻首に本文の差異文選の体裁をのべ大意　作者　題目　難詞　口決等の事をあげたり延宝二年五月刊行す

枕草子春曙抄　十二巻　北村季吟

巻首に清少納言の伝系此草子の題号の事を記す〇季吟は此草紙を中古よりの名物の抄十冊にかへして伝へたり春曙抄と名づけたるは此草紙の初に春はあけぼのとあるによりてなり禁中の事ども多く載せて其時の有職故実をしるべきものなり此抄は其書の説をあつめて一条院の御時の官位の事は職原抄令義解等によりて余経閣の家説を引き百寮訓要抄などをもちひ和名集拾芥抄などによりて其語をときあかし故実ある事は西宮記北山抄江家次第などを引き歌の事は八雲御抄などによりて注せり官職の事は補任大系図尊卑分脈大鏡などを引き作者の事は日本紀三代実録延喜式などより諸家の集等に勘へ神社は

ト部の家説によれり其外仏説は経論を勘へ古詩は漢家の諸書にくはしく古詩は文選文集のたぐひ菅家文草本朝文粋朗詠集などより引出し其外の詩集等も引きてかむがへ衣服の事は飾抄桃華蘂葉などによりて河海抄花鳥余情などのたぐひを引き源氏物語の諸抄をもちひ土左日記大和物語狭衣宇治拾遺古今著聞などの諸書をもちひて其外あまた引き用ひたる書数多し〇本文の注解は傍注をもちひ二人の抄の説をあげて上段にかきくはへたり巻末に延宝二年甲寅七月十七日季吟の跋あり春曙抄と名づけたるは春はあけぼのとはじめに書出したるによりてなり

枕草子装束抄　一巻　壺井義知

此書巻首に清少納言枕草紙に出たる装束をぬき出して目録とす目録は襖の具の事　桜の袍の事　下襲の事　二藍の事　香染の事　卯花の衣の事　二之佐の袍の事　六位蔵人の袍の事　蒲萄染の事　六位の衣の事　大口の事　指貫の事　古今の事　褶の事　帯の事　領巾の事　革帯の事　細長の事　汗衫の事　皆練の事　已上男女の装束およそ諸書を引て注し巻末に享保十四年四月門人多田義俊が跋あり近来春曙抄の所説を正したるものなり

ぼうつ草子　一巻　明恵上人

一名空花論といふ此草子は明恵上人の作にて此部に載すべきにあらねど外に入るべき所なければここに載せたり

もすり人以虚空坊といひ一人は蓮華坊といふ虚空坊母の[illegible]
暮露[illegible]
無縁[illegible]
○新書[illegible]梅尾の明恵上人の[illegible]此箱[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
よす其[illegible]○此集ハ烏丸光廣卿親筆の
[illegible]

徒然草　二巻　兼好法師

此書の作者兼好法師の系図[illegible]八雲太暦[illegible]
[illegible]
[illegible]兼好光[illegible]伊賀国見山の[illegible]田井の庄[illegible]

付生の素懐[illegible]○[illegible]
歎浪[illegible]
乃内裏[illegible]
建武[illegible]五月[illegible]大納言[illegible]
[illegible]
人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
暦[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

衛佐[illegible]正和文保の[illegible]醍醐[illegible]二条万里小路
[illegible]
[illegible]春宮大夫ハ堀川大納言[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]当代[illegible]南朝[illegible]吉野[illegible]
[illegible]吉野[illegible]
[illegible]兼好[illegible]
[illegible]都[illegible]伊賀国[illegible]
[illegible]南朝[illegible]

徒然草抄　二巻　立安法印

[illegible]

野槌　十三巻　林道春

院の立安[illegible]此書中院也足軒の[illegible]
[illegible]
[illegible]風雅集[illegible]
[illegible]
自序[illegible]○序[illegible]神代[illegible]野槌[illegible]
[illegible]○按[illegible]日本紀神代[illegible]
草[illegible]草野[illegible]名野槌[illegible]○此書上巻八冊下巻[illegible]冊合本十
三冊[illegible]

鉄槌　四巻　青木宗胡

[illegible]
[illegible]寛文十二[illegible]四月
上木[illegible]

鉄槌増補　六巻　山岡元隣

此書ハ鉄槌の註よりはしめて古今の説を野槌なとをもしるし長頭丸か盤齋か句解 諸家聞書 文段抄等の要領をとりて洛下陵二両峒齋といひし元隣の号し貞享二年刻す 一如叟の跋あり

徒然草　八巻　松永貞徳

もとより野槌の説をあつめて一段として不意なる所あるへし　つれつれ〇吉田兼好か貞徳の事あるにかの古今傳源氏物語の伝受の口訣をうけて...

...伝授一事も二事も...

長頭丸抄　二巻　同上

これハ貞徳自己の校撰し長頭丸ハ貞徳の別号なり

徒然草古今大意　二巻四本

此書ハ古文抄あけす　寿命院立安法印　久顔巻道春法印　遊遊軒貞徳居士　已上三家の抄の評論のことを合せてのせたり　兼好の...ハ野槌の...入る序も貞宗仮名と...野槌の序抄の文

徒然草金槌　十二巻　西道智

此書も上の諸註の説ともまとめてさらに自己の説をくはへたり

徒然草古今抄　八巻　大和田氣求

無住　恵明　鈔　野なとの名目をつけてすらしらしく三註をあつめたり

徒然草抄　十二巻　加藤盤齋

...もの巻首に此書の趣て兼好の系圖伝記あり　万治元年刻

一名盤齋抄といひて前に此抄の説をまとめ佛書の語を引ことを... 儒書歌書の引証を抄す　上巻一より八まで下巻一より五まで　都合十三巻とす　巻首に卜部系図　兼好傳記　時代　題号　大略　等のこと抄のせたり　寛文元年六月盤齋の自序あり

徒然草句解　七巻　高階楊順

此書の趣意は諸抄家にまちまちなる議論おほく...旧説の...發明のこと...句読の下に注釈を下し...童蒙に便す...寛文五年七月上木

徒然草文段抄　八巻　北村季吟

此書ハ寿命院抄をはしめ野槌に考へ自説をまじへ...此一箇所を〇にて章段ハ貞徳の説に...二百四十四段とし又此一段の中にこまかに段を...二節あるハ六節...季吟か...

明らかに...寛文七年十二月上木す

徒然草諺解　五巻　南部宗壽

古来の諸注の意をよくわきまへ俗耳に通しやすきやうに...尾陽住人春流序あり...五年刻す

徒然草大全　十三巻　高田宗賢

此書ハ細川幽斎の筆記を始めとして寿命院抄　野槌　貞徳の...　盤齋抄　句解　諸家聞書　諺解　文段抄　鉄槌増補等を...上巻七冊下巻六冊合わせて十三冊とし...延宝五年九月上木す

徒然草新注　四巻　清水春流

此書ハ此草子の本文を...古来の諸抄に...文句をあげて自己一分の了簡を...

徒然草參考　八巻　浄福寺恵空

此書ハ壽命院抄　野槌　鐵槌　慰草　長頭丸抄　金槌　古今抄　盤斎抄　句解　文段抄　鐵槌増補　諸家聞書　新注　諺解　證註　大全等十餘家の諸注を集めて一説とし此中にあげざる所の說を引用しなほ和漢の故事古語の昔の事にかゝはるをも引きてくはしく參考す八巻となせり洛外隠士恵空が跋あり巻首に或問凡例あり此書の例として和語の解は本文の式に傚ひて漢字の訓を用ひずとかや

徒然草直解　十巻　関西惟中

一名清談抄といふ　附諺凡例　巻末に此書の中に記せる人名二百九十八人の傳を集めて巻首に書中にある名物の圖を附す　貞享三年梅林卷人惟中が道號の真字序并に自序あり

徒然草諸抄大成　二十巻　淺香山井

壽命院抄　野槌　貞徳抄　盤斎抄　句解　諸家聞書　文段抄　諺解　慰草　古今抄　増補鐵槌　大全　參考等の諸抄を系とし此書に儒註などを引き入れて大成とするもの也巻首に傳記系圖あり越路和府淺香氏山井輯とあり貞享五年上木す

徒然草首書　五巻

此書は文訓等を引きて事はしかくに記す毎巻目録を附す洛東之木隠人の元禄四年の然居士人の真字序あり

徒然草集説　十五巻　隠者閑壽

此書ハ諸抄大成のはぶけるを補ひてくはしく諸注を折中し其の趣を正す參考の書ハ壽命院抄　野槌　貞徳抄　慰草　古今抄　金槌抄　盤斎抄　句解　諸家聞書　文段抄　諺草　増補鐵槌　大全　參考　直解　吟和抄　首書　大成等也　元禄十四年刻

徒然草吟和抄　五巻

諸抄の意をとりてあらたにしるせしものなり　一名信...

草繪抄といふ作者つまびらかならず

寂寞草丹頂上旨　五巻

此書は徒然草の詞を以て解しやすからしめ或は片假字にて評論を附す作者つまびらかならず序跋なども無し名を隠せるにや

徒然草の讃　八巻　東華坊支考

巻首に兼好の事蹟園大暦等七巻より等七十二巻までの間に散在する事ども抜き出して一所に集めて是を讃し解したるを附す

寶永八年上木す

徒然草奥儀抄　六巻　高屋近文

舊名徒然草明疏摘といふ本文五巻に首巻を附して六本とす巻首に徒然草兼好が傳ある一部の書を引きて兼好の事をしるせり是玉集園大暦等に據りて考證す○

近文曰一部の體儒釋道を納めて了解しく文法は源氏西行が

納言が枕草子にならひて兼好獨りの意をもて作らる所の書なれば儒にも似たり佛にも似たりされば仮令儒の掟をもてしても老荘のならひも書をよみとく人の釋教もまた小乗の教の法も...彼書のおもむきにて和語をもて書きたる事なれば...儒門の流と見神祇祠官の家に生れたれば神道にもかたよらず廣く人の用ひに...一毛もあらぬ事...大かた面目しるしく...先人の注釋と家の説は不相應なれば...此釘をすべき書にはあらず...人の...益譏言妄語もあながちに道理をつけぬ...しかも一字も...なしおよそ此書の條ハ古語本書など引用ひ九禮乃補ひもなし○又微意を附す此書によりて...兼好と稱す...

されば如く兼好なるよしにてかくして一部の趣意は倍しけることのこと○
漢字の自序を或問讎註明汗以て訛之の誤なり明汗稿は名詮をいふ
此なるべし　正徳六年三月　墨江祝部田中光世の假字序　同年
四月海南雲山人漢字の跋あり

徒然草片玉秘事　一巻

發端の件　訛誤の件　二箇条なり　兼好志談　芳野拾遺　兼好庭訓
岸玉集　兼好卒所　園太暦　あげられたるもあるせり　奥書曰　右徒然草
片玉秘事は徒然奥儀抄の附録として　平住専菴先生家蔵の本
なりとぞ　享保二年の本なり

徒然要草　七巻　厭求上人

此書は一段々々に註解をなしたり　仏旨祖意を闡て係りを
捌て　さらに設けなし　序なきんしかられば此書のゆれを知る
誠に見ひるものにて　兼好の趣意をよくおもへるとならん
べし　元禄の年の附言の序あり

御伽草子　二十三巻

一名御伽文庫といへり　中古の草子どもをあつめたるものにして　撰者つま
びらかならず

第一　文正草子　第二　鉢かづき　第三　小町草子
第四　御曹子島わたり　第五　唐糸草子　第六　木幡狐
第七　七草草子　第八　猿源氏草子　第九　物くさ太郎
第十　さゞれいし　第十一　蛤の草子　第十二　小敦盛
第十三　二十四孝　第十四　梵天國　第十五　のせ猿草子
第十六　猫の草子　第十七　浜出草子　第十八　和泉式部
第十九　一寸法師　第二十　さいき　第二十一　浦島太郎
第二十二　酒顛童子　第二十三　横笛草子

以上二十三帖也○此中第十六巻ねこの草子は文天下たいへいにして安
穏なるめでたき御代なれば……の御代よりいひつたへたることをしるべし……によりて……の作意なり

まで……七年八月上旬に洛中……○按ずるに……二十五帖のうち
まことにそれらをたゞしてかきつけたり……此物の……
文正さうし……中古の……
さらのたくひ慶長の頃よりて……
の写本なく流布するもの数多くいりきあらず

舞の本　三十六巻

中古能の譜なりとしるされたるもの也　古雅なる文句をうつして
おもしろきものとしけるを……中昔の假作なれど……を傳ふ
多田義経が二十箇條故實辨に……の解に……
上古……幸若……兼好が徒然草に……
……通憲入道舞の手の中より……を……
乃禅師といひける女をして……男舞といひける……白き水干の……
……鳥帽子を引入れ……をとりて舞はせけり……
謡をうたひける……白拍子の根元なり　佛神の本縁を
うたひて其後……光明……をつくりける……
ことしつきせなくひろまりける……考ふるに……
書なりける……今此三十
六番の目録は左にしるす

濱出	いわうがしま	常盤問答	いるか
夢あはせ	新曲	劔讃嘆	なすの與一
こしごえ	四國落	元服曽我	小袖曽我
和田さかもり	とがし	清しげ	未来記
木曽願書	かげ清上下	馬ぞろへ	笛のまき
いぶき	十番切	大職冠上下	伏見ときは
堀川夜討	あつもり	まんぢう	高だち上下
夜討そが	ゆりわか大臣	文覚	笈さがし
志田	つきしま	烏帽子折上下	八島

以上三十六番の舞也

をとく〳〵草　写本　四巻　建涼岱山

涼岱山諸国を遊行して見聞のまゝしるせる餘人のしらざるめづらしきことゞもの中に興ある事あやしき事を記して四巻となしてことに雅語をもてかきなせるものなり

すゞみ草　一巻　同上

此書ハ作者の夏の日佐の極暑にたへかねて人あまた集ひて物語せしをしるしたるもの也そのかみの事などもまじへたりされどいと興ある書なり○附録に和文あまたありこれもその筆のすさびにていとおもしろし寛政六年壬二月上木す伴蒿蹊の序あり

日記類

紫式部日記　写本　二巻　紫式部

此日記ハ紫式部夫左衛門佐宣孝にをくれしやもめ住の比の作にてえらび上東門院の御方の事ども御堂関白道長公のけはひなどしるしたりよくもてはやされて此日記よりぞ人も名をしるなれ書風も殊に美しく朱のいとゞ墨をもて写し仮名などにかきなせりといふ○此日記ハ業に捨葉集めにせたりて安藤為章此日記を以て紫式部の才徳を賞せり紫女七論に委しく論じたり

紫式部日記傍註　二巻　壷井義知

紫式部日記にいとゞ真字をもて註しくはしく義理をしるしたり○此書ハ考證のすぐれたる事あまたあり巻首に式部の系図を添へたり

蜻蛉日記　八巻　右大将道綱母

巻末に日記の系図をしるせり

道綱の母ハ正四位下倫寧の女にて東三条摂政兼家公の室なりしが天暦八年の比兼家公の右兵衛佐なりし時に婚せりのちにかれがれになりてうらみてかきたるものなり此日記ハ天暦八年に兼家公にちぎりてよりこの日記にハ道綱を生めるまでのことなど天延二年ばかりまでのことしるしたり○此記上巻の末にはなれ〳〵のうたどもありつゞけてよみたるさま此日記ハ天暦より天延二年までの日記なり○流布の本ハ上中下巻あり上巻の上下ハ上中下わかちて八冊とすれどもそのかたちいとまぎらはし○此書天暦八年より天延二年

凡そ廿一箇年の間の日記なり○此日記刊本写本ともに傍写の誤
やすりをなをざりにせしものにて脱文衍字など考へがたき所多かり
し契沖の校本はまことによろしく校正のよしなきにしもあらず
善本なりとて重校すべし

かげろふ日記解環 三十七巻 十八本 坂徴 仲文甫

自序にいはく此日記の原本なるべき写本もまた得がたく今伝はるも文
字のあやまり多かりけるを世にもてはやしたるをもて比較し
うかゞひなどするに契沖の校本とかの諸本二三部とをもて校し
附の万葉の註餘の歌集などをも参考せしめて其あやまりをたゞし
引あはせて穿鑿して其おほよそなるを得たり今ひとつあるべきものゝ書く
そもそも此作者のよみしものゝ心をとりてよむべき也しかしながら猶これは
よみがたきところも多くあるべし其あやまりたらん所は後の君子の釈を俟
めでたくあらむ事をいのる也その契沖の校本乃ち水府の本に拠りてこれ
をもてあまたかれぞ見る善本を世にいだせるもの

く誤てうつしたれば假名のおもむきもたがひてかたき詞あるのみ
ならずそれのみかあなたこなたにおもくかゝりてやすからずなりたる
外の術なし其齟齬したる所を連環せしむ此部のうちいくは
めづらしき推量をもてこのわざをなしつ碎々○しかれどもなほ
なほし契沖の校本の及ばざるところを補ひおぎなふものなきこと
なくはやむをえず臆説をもておのがおもふ所をも記しおきぬ
のみなりけるをもて解環と名付けたり○凡例 上下 註釋 辨
道綱の八賓と兼家公の次男なるべき論の辨 契沖校本の事
誤の事 おなじからぬ事 此抄に引きたる釈書の書目 此書日記といへ
るにつきて 大鏡 栄花物語等符合の事 女君の称号諸書に異同ある
事 道綱の位署の事 女君の詠歌勅撰に入事 以上凡例上 料簡
源遇漢文 年立 源氏物語の年立になぞらへて道綱の成長は女君の生涯に
かゝはる事にて其年齢をはかりて 補遺 なほ此記の事をしるせり
以上凡例下○なほ其中にも年号なども道綱の年齢附す其の

年号は天暦 天徳 應和 康保 安和 天禄 天延 貞元なり○此日
記下巻此末に年月日をかきて日付をおとしたるものあり此日
此日記の大尾なり契沖の此以下は後人の書きくはへたるものとしるし
て此ものは附録としてのせて巻末にあり二つ巻首に阿波介城世間菅文
の序あり次に此の自序あり天明五年正月としるす

辨内侍日記 写本 二巻 辨内侍

一名は後深草院辨内侍家集ともいふ上巻は後深草院の寛元四
年正月廿九日よりはじまりて作者の譲位の時より書きはじめ同
五年より宝治二年建長に及ぶ九月までのことを
しるせり 下巻は同年十一月より同三年同四年十月までのことをしるす
とあるなり下巻の末に奥書あり脱文ありといふ奥書にいはく此集
後深草院辨内侍歌多見之仍号彼集此辨内侍者御院冬
嗣公一男中納言長良卿之末葉中務大輔信實朝臣女也

讃岐典侍日記 写本 二巻 讃岐典侍

上巻 堀河院の御悩より崩御のことまで 下巻 鳥羽院の御即位
大嘗会のことなり巻末に脱文あり○上巻奥書云右録以借洞
院某之本清閑寺亜相具房卿に校了 寛永十
六年念二 秘書郎 下巻奥書云右中院宮本禅源極腐俊
治津之與岩倉中将一校了 寛永十六稔臘十六 秘書郎

方丈記 一巻 鴨長明

長明北山に閑居せしに世のありさまはかなきことなど書つけたるなり
ひとつ／＼の事をあつめしるせり論に安元三年四月
廿七日の大火 治承四年四月廿九日の大風 同年六月遷都 養和の
比の飢饉 天暦二年の大地震のことなど記しつけたり○方
丈の記と名づくるは巻末に此庵のありさまをしるす
のはてに方丈なりといへるによりてなり
ゆゑあるべしあさましきことなど
しるしつけたり

あるこゝろはしをやすく外よりみえんかなめなりこれはしくあつらへたるいくさはこれよりしむらはつかしこゝろはりまに二輌なりくるま
これはしかもつくすほとにはるかに他の用途にしすてく

方丈記諺解　二巻
作者つまびらかならず後にまきのさせるは予かみえてかせり元禄七年刊行す

方丈記頭書　一巻　山岡元隣
本文の註に諸書を引くわしく出し後より示して証拠とす

方丈記泗説　二巻　加藤盤斎
巻首に長明がかしこく他家の註をはらひて本文の後にしくはしく説をうかゞふ
図抄はうをせり巻末の字は長明の作しく掟をくまて明暦四年
正月刊行す

方丈記流水抄　二巻　一本　槙島昭武
巻首に頭をそへ長明の履歴方丈の図長明著述の書真偽

のこと系図等をあげたり本文の註はくはしく出せり○此記流布
の本末のくは巻末に説あり
同書は入るものはもつともたゞしからぬもの多し
昭武かはしき此経新勅撰釋教の部に十二光佛の心をよみけるなり
ける不断光佛をよめる　源季広　とあるうたは長明同時の人としるく
みせ字はそへこゝろ哀なるを○此書宝永二年春竹谷散人
槙島昭武著しあらはせり流水抄とあらつけたるは此記の発端の詞に
よるなりけるものなるべし　享保四年八月刊行す

富士御覧記　写本　一巻
普光院義教公富士山御覧のため駿河の国にくだらせ給ひし時供
奉の人々の詠歌などもあつめたる書なり一本釋正広の序ありて此書
らぬめでたし跋せり

柴屋軒宗長記　写本　一巻　釋宗長
大永二年五月宗長北地旅行のとき同七年薪の里酬恩庵にいたり

同四年にいたりて酬恩庵にあり同五年奥津にいたり同六年懸川にきたり
今年三月まではいりて駿府に逗留し頌を撰ぶ欤　遺偲後人の起
のことは花のかなかずおほかり

宗長九々記　写本　一巻　同上
大永六年正月より同七年十二月までの記なり今年宗長八十歳
なりこの記を九々といふ事は八十一歳の時あつましく述ものなるべし
旅行のめでたし

和文類

扶桑拾葉集　三十巻　三十五本

西山公御撰　古今の和文三百十三篇を輯載せられたり　扶桑拾葉集と名つけ　桃西院の勅撰なり　巻首に[illegible]幸仁親王の御序あり　附は西山公此書を太上天皇に進め奉りたまへる表あり　別に系図一巻を著はして作者の家系を述らるさせたまへり

巻第一

古萬葉集序　嵯峨天皇

後拾遺和歌集序　藤原通俊

新古今和歌集序　藤原良経

續古今和歌集序　藤原基家

新葉和歌集序　宗良親王

古今和歌集序　紀貫之

千載和歌集序　藤原俊成

新勅撰和歌集序　藤原定家

風雅和歌集序　花園天皇

新後拾遺和歌集序　藤原良基

新續古今和歌集序　藤原兼良

巻第二

家の集乃内　同

土佐日記　紀貫之

大井川行幸和歌序　同

巻第三

底江道記　同

庚申夜奉和歌序　源順

又　同

天禄歌合序　源為憲

行幸高陽院應制和歌序　善滋為政　同

又　同

枕草紙跋　清少納言

巻第四

亭子院歌合日記　伊勢

家の集の内　[illegible]

蟻通の神によめる和歌序　同

熊野紀行　増基

子日行幸和歌序　平兼盛

家の集乃内　曽根好忠

又　同

同跋　同

家の集の内　加茂保憲女

應詔和歌序　橘正通

紫式部日記　紫式部

巻第五

巻第六

家集の序　大中臣輔親

さらしなの記　菅原孝標女

巻第七

九月十三夜於前武衛泉亭詠和歌序　同

悦目抄序　藤原基俊

大うみ序　藤原為業

奥儀抄序　藤原清輔

撰集抄序　釋西行

巻第八

高倉天皇升遐の記　同

巻第九

同後序　同

和泉式部日記　和泉式部

家の集の内　相模

家集の内　藤原定頼

難後拾遺序　源経信

て[illegible]抄序　源俊頼

一子傳序　同

後葉和歌集序　藤原為経

水かゝみ序　藤原忠親

[illegible]家つよ嫁する文　同

嚴島御幸の道の記　源通親

古来風体抄序　藤原俊成

正治奏状　同

御裳濯川歌合序　同

日吉七社歌合序　同

住吉歌合跋　同

家の集乃内　右京大夫

艶詞　同

巻第十

蒙求和歌序　源光行

俊成九十賀記　源家長

賀茂大明神よみ奉る百首和歌序　同

奉納聖霊院和歌序　同

早率露膽百首跋　同

色葉和歌集序　同

土御門天皇に奉る文　藤原家隆

發心集序　鴨長明

五社百首序　同

同跋　同

民部卿家歌合跋　同

安元御賀の記　藤原隆房

和歌色葉集序　釋顕昭

百詠和歌序　同

愚管抄序　慈円

老若和歌序　同

少納言基長城辞　同

百首和歌跋　同

權中納言定家に贈る文　同

寶玉集序　同

方丈記　ロ
巻第十一
遠島御歌合序　ロ
あまりけ陳文　ロ
宗河歌合跋　ロ
長綱百首の端にかきつけゝる詞　ロ
人代のこゝろなるせうそく　越部禅尼
斧柄序　源通光
弘長歌合序　藤原為家
古今著聞集跋　橘成季
巻第十二
庭のをしへ〔或曰乳母文〕　ロ
十六夜の記　ロ
野もりのかゞみ序　源有房

千五百番歌合勅判序　後鳥羽天皇
新古今和歌集跋　ロ
弘融法印歌跋　ロ
家隆つゐにつかはす文　ロ
和歌初心抄序　源親行
熱田記行　ロ
七十番歌合跋　藤原光俊
宝治歌合跋　ロ
うたゝね　阿仏
按察大納言為家五七日の諷誦文　ロ
隣女集序　藤原雅有
源氏論義序　源具顕

同跋　ロ
巻第十三
石清水御歌合　後伏見天皇
御子左たえし古今集跋　ロ
李花集のうち　宗良親王
又　ロ
又　ロ
千首和歌序　ロ
巻第十四上
ふしのねの日記　ロ
筑波問答序　ロ
巻第十四下
雲井御法　ロ
都のつと跋　ロ

中務内侍日記　中務
賀茂社御歌合　ロ
名和長年をなりたまふ勅書　後醍醐天皇
又　ロ
又　ロ
又　ロ
住吉まうで　源義詮
年中行事歌合序　藤原良基
嵯峨野物語序　ロ
小島のくちずさみ　ロ
榊葉日記　ロ
[illegible]序　ロ
雲井の花　ロ

白鷹記　ロ
人にはかる詞　ロ
巻第十五
高野日記　ロ
都のつと　釈宗久
落書露顕　ロ
道ゆきぶり　ロ
巻第十六
伊勢大神宮参詣記　坂士仏
巻第十七
北山行幸記　ロ
巻第十八
仙源抄跋　ロ
むさし野の序　ロ

さよのねざめ　ロ
筑波集序　ロ
愚問賢注跋　釈頓阿
蘇東の絵の賛　釈[illegible]
言塵集序　源貞世
鹿苑院准后義満公厳島詣記　ロ
河海抄序　源善成
源氏物語提要序　源範政
相国寺塔供養記　藤原経嗣
七百番歌合序　藤原長親
両聖記　ロ
鹿苑院准后義満公[illegible]　菅原[illegible]

後小松天皇昇遐の記　ロ
巻第十九
巻第二十
春宮え贈らせ給ふ御文　後花園天皇
世鏡抄跋　源義政
文明歌合序　ロ
三源一覧序　藤原俊通
魚山の御法　覚胤法親王
巻第二十一
文安詩歌合序　ロ
年の簇の序　ロ
南都百首序　ロ
草根集序　ロ
歌林良材集序　ロ

富士記行　釈尭孝
椿葉記　後崇光院
富士記行　藤原雅世
山ゞ川の記　貞常親王
和歌入学序　藤原雅親
慈照院准后義政公自歌合跋　ロ
五月雨記序　邦高親王
嘉吉三年歌合序　藤原兼良
雲井の春　ロ
花鳥余情序　ロ
藤川の記　ロ
古今童蒙抄序　ロ
ねざめの記序　ロ

勧修念仏記序
竹林抄序
巻第二十二
法乃むしろ
山乃かすみ　藤原雅康
巻第二十三
前亜槐実隆の詠月和歌序
うその草の記跋
ますかゝみ序　藤原冬良
夢庵記　釈肖柏
雪ふる寺にとまる辞　多々良義興
巻第二十四
詠月和歌序
細川右京大夫自歌合跋

仙洞歌合跋
世諺問答序
なぐさみ草　釈正徹
寄花述懐和歌序
関東海道記
さゝぐりの日記　藤原基綱
前亜槐実隆の息子夫妻和歌序
世鏡抄序　藤原公蔭
新百人一首跋　釈道興
三愛記
雲井の御法跋
勅をうけて発句する記　藤原実隆
尭空法印自歌合跋
中原遠忠自歌合跋

慰斎議基綱卿夫妻余哀和歌序
きぬかつき日記跋
住吉記行
巻第二十五
世諺問答跋　藤原兼冬
七十賀和歌序
高野山参詣記
武蔵記行　平氏康
巻第二十六
妻をいたむ和歌序
百首和歌序
清見の記
長源院をいたむ辞
雅春卿相いためる辞　釈道澄

名香合跋
前資直卿和歌序
快祐法印七回忌和歌序　藤原公条
秘抄序　藤原公条
三塔巡礼記
石山月見記
永禄歌合跋　藤原資定
桂林集序　藤原実枝
心珠詠藻序
称名院右府七十賀記　藤原輔通
嵯峨記
昌叱をいたむ和歌序

光源院贈左府追善三十一字和歌序　尊朝法親王
からさきの松の記
闕疑抄跋
巻第二十七
さしまくら
贈太政大臣信長公を悼む辞
太陽院殿をいためる辞　藤原輔
かやぐき
代賀豊州挽辞
又
陽光院三十三回忌追善の辞　平時康
後陽成天皇升遐の記
巻第二十八
後陽成天皇を悼む辞

九州道の記　釈玄佐
夢想記　源康孝
岷江入楚序　源通勝
贈左大臣義晴公を悼む辞　藤原公久
准后道澄法親王を悼む和歌序　藤原信尹
藤原兼勝をいためる辞
夕顔巻辞
安賀古宗隆辞
照仙法印を悼む辞
式部卿智仁親王を悼む和歌序　好仁親王
日光山記行　藤原光広
道の記

春の曙
式部卿智仁親王を悼む和歌序
三島明神に法華経納むる和歌序
篇里江山石の記
目さまし草跋
後小松天皇四百年御忌序
後陽成天皇を悼む辞　藤原実承
同
巻第二十九上
朝ぼらけ
さゞ浪も
大井川逍遥記
巻第二十九中
吾妻の道の記

花見の記
遊行浄阿をいたむの辞
浅間の記
あふさか越跋
百椿図序　藤原氏成
廟参詣記
式部卿親王を悼む和歌序　良恕法親王
東山之家記　豊臣勝俊
西山之家記
春の山ぶみ
九州のみちの記
そのかみつよしの道の記
嵯峨山にまうでし辞

花山のさくらを　ロ
妙壽院にのこす詞　ロ
於平越中守にのこす詞　ロ
道春法印におくる詞　ロ
妙壽院餞別　ロ
永喜法印餞別　ロ
巻第二十九下
道意餞別　ロ
祖母の七十の賀によりて作の詞　ロ
玄旨法印におくる辭　ロ
林叔勝におくる辭　ロ
ときのきさて　ロ
なつはのこと　ロ
巻第三十
ぬすまく末松持る辭　ロ
稲葉内匠にのこす詞　ロ
那波道圓にのこす詞　ロ
佐川田何某におくる詞　ロ
春日社に伴つれての餞別　ロ
正意法橋餞別　ロ
後陽成院崩御を悼てよめる詞　ロ
妙壽院におくる辭　ロ
稲葉丹後守におくる辭　ロ
うかれの松　ロ
きなつかしき衣　ロ
辭世　ロ
女におくる辭　[illegible]

肥後におくる辭　[illegible]
於長嘯亭観花宴和歌序　ロ
數源光に詩歌序　ロ
九月十三夜和歌序　ロ
仙洞御色紙記　ロ
嵯峨遊覧記　ロ
関東海道記　ロ
友どちとめて和歌序　ロ
惺窩文集序　ロ
奉納菅廟詩歌序　ロ
又日光山法華八講記　ロ
八瀬詞　ロ
成元餞別記　ロ
前の相公を悼る和歌序　ロ
宇治興聖禅寺記　ロ

扶桑拾葉別集　写本　三巻
何人の撰なるをしらず　亡友江田世恭が[illegible]
上巻
圓融院扇合
長元八年殿上歌合記　作者不知
寛勝四天王院名所障子和歌
東三條院撫子合
珍誉集跋
風葉集序

新濱木綿和歌集序
[illegible]御覧記
陽禄門院卅三回忌記
中巻
大嘗會記
めのとのふみ[illegible]
新撰菟玖波集序
枕草紙跋
下巻
十訓抄序　菅原為長
紫明抄序　素寂法師
奥州後三年記序　[illegible]
同跋　ロ
釋門三十六人歌仙序　[illegible]
水無瀬殿哥合跋
等持院八講記
北山院御入内記
春日社参記
よしの川の[illegible]
續五明題和歌集序
艶詞
秋風抄序　小野春雄
かなもじのいはれ序　[illegible]
新百讃詩序　[illegible]
連珠合璧集序　[illegible]
善光寺紀行　[illegible]

北國紀行　ロ
芝之草　同序　宗祇法師
奉納住吉連歌序　ロ
連歌比況集序　ロ
和漢[illegible]和歌序　西三条内大臣
海道記
種玉編次抄序　宗祇法師
わかくさの記序　法橋兼載
[illegible]におくる和歌序　ロ
毛利元就家集序

拾遺後集　写本　二十四巻　二十六本　江田世恭撰
目録一巻を附す　巻首に漢字の題言あり　扶桑拾葉集の續集に擬して撰ぶ　此編ことに[illegible]の三科をもてす　菊合　扇合　撫子合　讃岐典侍日記　辨内侍日記　後深草院御中日中行事　紫式部日記等の文長編なるものはすべてもらしつ　[illegible]旨に依て[illegible]ず　拾葉集の孝標女日記　紫式部和泉式部中務内侍日記等を採録の例なりといふ　又其文享保以来八十年前

の二三其餘ハこれ近代定家より上延喜のころまて七八百年
の乃かりきく
巻第一　別行
寛平菊合
東三條院撫子合
鷹司称念院殿春秋抄
巻第二
巻第三　上
巻第三　下
巻第四
同日中行事
巻第五
後普光園院殿永和大嘗会記
寛治二年歌合　あ於四

圓融院扇合
天徳歌合假名記
道範阿闍梨南海流浪記
讃岐典侍日記　上下
辨内侍日記　上
辨内侍日記　下
後醍醐帝御宇年中行事
元徳行幸記
寛正五年御遊の記　雅親卿

巻第六
吾妻東海道記
巻第七
東素暹筆のすさひ
巻第八
巻第九
同兎のひうふく
巻第十
同手記
巻第十一
清少納言松島日記
宗長宗祇終焉記
巻第十二
小堀遠州庵東海道記

北野梵燈菴主問答　歌書
明空撰集目録
姉小路基綱卿若草
日比正廣日記
宗牧東國紀行
宗長九く記
宗長祇紫記
頓書　定家卿
澤菴和尚鎌倉紀行
紹巴富士紀行

巻第十三
巻第十四
巻第十五
實條公関東下向記
同訪山家友記
實業卿高雄記
同嵯峨記
巻第十六　単録上
大中臣能宣家集自序
顕季卿俊頼朝臣贈答文
通方卿續古事談跋
御裳濯川集序　作者可考
源氏物語供養表白
素寂紫明抄序

元政上人身延道記　上下
似雲奥州紀行　上下
宋雅越前下向記
雅章卿芳野記
實種卿御庭拝見記
為村卿柿本影供記
壬生忠岑大井川行幸序
頼朝卿与範頼文
清輔朝臣尚歯会記
家長朝臣新古今跋
風葉集序
鷹司圓光院殿續後撰上覧序　作者可考
玄玉抄序

加大尼假名法語
頓阿十楽菴記　口上
楢葉集跋
薫物方書序　作者可考
源氏千鳥抄跋
救済連歌抄跋
揚鴫暁筆序
景房多宝塔建立勧進状
巻第十七　単録中
逍遙院前内府答妙華寺殿下歌序
同八景和歌序
宗祇百人一首抄跋
同懐宗椿歌序
逍遙院殿源氏系図跋

送玩憶上人序
仁和寺競馬記　作者可考
茂範卿唐鏡序
職人盡歌合序
心敬僧都連歌抄跋
栄海僧正釋門歌仙序
住吉社司夢想詠進状
新筑波集序
下冷泉持為卿百首跋
夢菴長正百首跋
称名院右府答冷泉黄門歌序
宗鑑老の春

宗祇自讃歌注跋
大江元就集跋
道澄准后島津入道百首跋
遊行他阿上人弄花抄跋
道晃法親王家集の内
同里亭当座序
長松軒慥翁千年山八境記
後十輪院前内府御製十三首跋
巻第十八　単録下
風早公長卿名香記
実業卿与青木永弘歌序
烏丸光雄卿論竈香炉記
漢雲院前内府硯銘
同長柄橋柱文臺記

義尚公多田院奉納和歌序
東求院殿下近江八景歌序
信長公賜布施藤九郎書
後西院御製鳳足硯記
烏丸資慶卿泉涌寺御法事記
西山公贈朴翁辞
道晃法親王女院御色紙跋
清水谷実業卿牡丹花序
有栖川幸仁親王贈水弘歌序
公長卿同
日野弘資卿硯銘
同橋立香炉記
同芦田鶴笛記

同瀧浪筆葉記
東久世博高卿同
重季卿高雄山記
風早実積卿同
同千織藤記
同夏衣和香木記
同与津田氏女辞
同弘川古檀種花記
柳原光綱卿含雪盆石記
同糠香箱銘
同遊八瀬里記
同与小出信濃守詞
不暇心院前内府東行記
光栄公宗祇水記

冷泉為綱卿織物千鶴序
中院前右府曽根松記
油小路隆貞卿清和院僧正八十賀歌序
同長柄橋柱文臺記
同布留鳥居硯箱記
同葛城百首跋
同似雲窓の曙跋
石山師香卿茶杓記
実陰公雪嶺盆山記
同修学寺行幸記
同興福寺副建勧化疏
良恕法親王いせ物の道しるべ
木葉集跋　作者未知
同碧梧亭記

同示松井生辞
同長柄橋柱硯蓋記
九条殿下白峯奉納歌序
巻第十九　補遺
哢筆集序　僧契沖
住吉の社に奉納の奥書　同
楠の神影よくいへるね　同
八月十五夜名不月和歌序　同
壬子試筆の詞　宅直佐
巻第二十
よしの花見の紀　昭泉
橡子香合記　日野弘資
もろ代早まうせ　同
巻第二十一

同西蓮追善歌序
烏丸光胤卿贈宇佐大宮司歌序
同月輪殿追善般若心経跋
暮露々々草紙　作者不知
林葉累塵集序　下河辺長流
桜よりの詞そへてよみける歌の序　同
楠正成が伝賛　同
野田藤の記　同
東武再往日記　石井恭斎
開谷集序　作者不知
東紀行　猿山意
賀六十和歌序　今井似閑
四十賀記　同
関東下向記　小坂政一

丙辰紀行　林道春
巻第二十二
奉納百首跋　同
漫吟集序　下河辺長流
得撝稜樋時謝本主詞　同
詠紅葉文松和歌序　同
人丸開眼供人の杯　同
賀饗詞　同
過ふ徳都図画記　同
代匠記序　同
伊勢関内　成島信遍
三宅忠親興行和歌序　同
奉祇園社百首跋　同
盆石記

答富島利貞公羽文　伊藤長胤
湧水露序　松永貞徳
奉妙香院辞　同
詠慶賀百廿首序　僧契沖
贈浅小井氏詞　同
謝昇仙石和歌并序　同
弔喪立圃子詞　同
源註拾遺序　同
餘材抄序　同
詠廿日月和哥并序　季月長春
与含悦法師詞　同
退居久女寺詞　同　平間長雅
弔母喪詞

住吉奉納千首和歌序　有賀長伯
川井法橋夢想讃和歌序　羽間宗允
賀茂山氏六十賀詞　ロ
翁の文序　川井立牧
桂山集自序　ロ

巻第二十三

春のみちくさ
田園雑話序　成島信遍
東の紀行　法橋杉考
假名文字書様大意序　渡辺善平
東野州聞書序例　作者不知
光源氏一部歌詞序　今ロ
假名句題和歌抄序例　睡翁
風塵記　上中下　平間長雅

夕日山記　ロ
岡西五十田追福和歌序　ロ
玉津島紀行　川井立節
懶元亮和歌并序　ロ
高野山紀行　烏丸資慶卿
續わすれかたみ梓　奥野保昭
告天満宮文　西山宗因
有馬西吟五百句序　西順
追悼百韻序　岡西惟中
一字御抄序　ロ
愚問賢注六窓抄跋　ロ
百人一首改観抄序　樋口宗武
新古今和歌集増抄跋　加茂季鷹

巻第二十四

日光山供奉私記　上下　源和興
自讃歌序　ロ上

又

奉悼吉旨法印文　松永貞徳

父子相迎　上下　河内之八
宇治の川瀬　作者不知
家集の内　津守国基
頓阿光国物故よめる文　頓阿法師

○按ずるに此巻のはじめの宇治の川瀬の一篇は後世好事の者の文かと思へり

文ノ集　七巻　八本

撰者の名詳ならず私に名づくる阿弥陀佛序に応永正安元丁酉十二月藤原忠冬漢字の跋あり扶桑拾葉集の中其餘の文章残篇とりて文體相似たるを収む

巻之一上　歌集序

古今和歌集序　紀貫之
新古今和歌集序　藤原良経
後拾遺和歌集序　藤原通俊

巻之一下

續古今和歌集序　藤原基家
庚申夜奉和歌序　仍兆
九月十三夜前武衛泉亭和歌序　ロ
風葉和歌集序
御裳濯川歌合序　藤原俊成

新勅撰和歌集序　藤原定家
大堰川行幸和歌序　紀貫之
子日行幸和歌序　紀淑望
天禄歌合序　源順
遠島御歌合序　後鳥羽院

巻之二　物語序

大鏡序　藤原為業
増鏡序　藤原冬良
十訓抄序

水鏡序　藤原忠親
愚管抄序　慈円
悦目抄序　藤原基俊

巻之三　歌話序

奥儀抄序
筑波問答序　藤原良基
和歌色葉集序　釈顕昭

筑波集序　ロ
殿上根合序

巻之四　記類

亭子院歌合記　伊勢
宗祇終焉記　宗長

俊成九十賀記　藤原長

巻之五　記行

熊野詣記行　釈増基
泊瀬記行　僧有丹
石山記行　ロ

尾張記行　飛鳥井雅康
楽ミ嶺記行　釈
高野記行

巻之六　跋類

枕草紙跋　清少納言
宝物集跋　平康頼
宗久旅日記跋　藤原良基

百首和歌跋　釈慈円
古来風体抄跋　藤原俊成

巻之七　雑文

奉賽鹿神和歌序　花
贈江宗梅黄門卿文

乱世の文　阿佛尼
盗賊和辞　豊臣秀俊

筑前中納言秀秋餞別の
辞世　落ちたらち　骸骨繪贊　秋成筆
已上四十六篇　安永七年正月刻

歌文要語　一巻　建涼岱
天地　季候　人　衣　食　家居　器　恋　旅　生類　草木
神佛などの類をもちて和文につかふべきことばをあつめしものなり古事記　日本紀　延喜式　古語拾遺　萬
葉　催馬樂　土佐日記　古今集　其餘物語類より採出して各
其書名をしるせり　明和二年十二月刻

ともしびのきふで　一巻　同上
八代集のうちよりしかるべき四季恋雑のことばをぬき出し
てそのことばのながきものをはぶきてのせたる例ことばなり

後編ともしびのきふで　一巻　同上
このほかのことをのせたり

これハ源氏よりいでたる作文なり　君をまもる詞　父母をまもる詞
身ハいふ詞　子をまもる詞　なげく詞　佛をまもる詞
神をまもる詞などその草稿よりうつして作れる　越の茂呂夜床み
序に論ぜし跋あり　安永二年正月刻

國文世々の跡　再考　三巻　高濱伴資芳
巻首に題言十條ありて　古作の例　中古作の例　近作の例とわ
ちとして其時代の文の論を論ぜり　又國語書牘の例を立
て住吉物語源氏物語などのくさぐさのことばをあげ末に譯文の例と
なせり　安永三年　東縁信の跋あり　同六年刻

譯文童論　二巻　同上
さしばりに事実の辨ありて次に俗言雅言の差異　雅文は俗
文にかはる條　俗文を雅文に譯する條　漢文は國文にかはる條
などの條　又向かふ人のしる部のきなどの作法と和文にしや
すし體をせしけれ旅居をし　荷田春滿のえらびし家説

賤しき擬せりとかしこきもおほけなく御覧付しかしこし論せり
寛政五年ハ如々人真字の序上田秋成のかなの序あり

記行類

土佐日記　一巻　紀貫之

貫之土佐守にて延長八年より彼國に下り承平五年に任はてゝ京へのぼりし時の記なり此文ハ世にまれなるかなふみにて日記のやうにいひなせり〔山〕ものゝかきて侍りし季吟のおもへる土佐日記一巻まことに善本なり但ふ拾芳の蓮華王院の宝蔵に持ちあり是の外見紀氏自筆之本〔蓮華院宝藏本〕料紙白紙〔…〕其奥におもへる文暦二年乙未五月十三日乙巳老病中雖眼如盲不慮之外見紀氏自筆之本料紙白紙續白紙一枚〔…〕尺一寸三分許廣一尺七寸二分許紙也表紙也有外題土佐日記貫之筆其書様和哥非別行定行書之聊有闕字哥下無闕字而書後自書写之昨今二ヶ日終功桑門明静〔明静〕〔…〕の法名

なりの或ハいかなり乃老人雑談にて書て自らは土佐日記ハ蓮華王院の宝蔵にありて定家のなかれし…自らの手にて藤原の…今ハ加賀の家蔵となりて定家のかきて自らの手にて写し給ふ赤二丈ほどにて書しれ自筆の大さ形をも模しけるハ世に書しかけるもの其蓮華王院のなかに書てかきもいれたりて侍れば貫之の自筆ハ定家のみのかり…かくあらしく今の代に人の筆を貫し…ハ定家の比までハ残しとも…すなハちこの…家の人にて…とあるにくらひ…の大さ圖…くし貫之の…ハ今ハ絶ぬ定家のかぎりの人かひくへ…書しる書法ハかなうべくしかも今の代の…字様なる今の代のうかひハ似…かゝるより八条殿へまいりしさ…万治三年の刊なりハ…又よ真字ほどにて書てある人妙寿院な…左日記以貫之自筆本故将軍〔家〕御物希世の宝也今…自らの寫

存皆古之遺〔意〕依或人数奇深切書之古代假字猶蝌斗未〔…〕寫有魯魚乎後見輩察之而已明應壬子仲秋候亜槐藤原

こゝ妙寿院ハ惺窩先生のこと

土佐日記附注　一巻　三本　人見卜幽

巻首に紀氏の系圖官位の事など林道春の貫之の傳とのせ次に貫之作の新撰和歌集の序大井川行幸和歌の序なとを載たり凡例に云余適見友人相〔…〕以〔…〕自序に得惺窩翁手筆之本又以別本校其同異粗解釋之又讀耕齋林氏の序あり此書のおほかた〔…〕えの御〔…〕此日記の注なき季吟のおもふ世にハまれなるひるのかくる附注といへるものゝ〔…〕なき書人〔…〕かれなる此二冊ハ〔…〕李吟のわたり〔…〕かの河〔…〕外も〔…〕附注〔…〕かきハひろく附注を〔…〕

のあやしき事を〔…〕万法〔…〕季吟〔…〕

土佐日記抄　二巻　北村季吟著

巻首に此書題号なる京極黄門の奥書妙寿院の奥書あとの世巻末に季吟のかけりしことおもひ〔…〕付すかくてもろもろの事ハあさとも〔…〕

寛文元年八月刊行す

土佐日記首書　二巻

此書作者の名〔…〕宝永四年五月刊行す

土佐日記注　写本　一巻　藤原宇万伎

宇万伎ハ賀茂真淵のつくし諸釈をくはしくして〔…〕季吟の抄を用ひ〔…〕明和五年七月廿日〔…〕とりけて一本を宇万伎の門人上田秋成先師の〔…〕とある一巻〔…〕此日記諸本の〔…〕

にもうとき翁の説かたりどもあげたり

須磨記　写本　一巻

菅家の御作といひて世にひろくもて興じくするものなり
おほかたの人これを菅神作とおもひ書たることも十分のあやまりなれ
まことの人の見るべくもなしとかやうのつゆめしく書かけるものなれ
ど偽作なることはやひかん白文にかたるのえども
○桂秋翁がいはくかやうのもの故事の作りも皆後人の須磨記をよ
くのはかり菅公の御自撰とおもはすやう作りしるしたる事人々
此書ともいふものあるべくもなしといふ
とのうまひし其ほどをうつしてさすがにもつくも似ぬ作者
まことある人の偽作とのいふ事なれどぬ○伴蒿蹊がいふ
世に此記を世に須磨記とて菅神作とし給ふけるに
らせたるはつるまでのみにも偽作とはしるねども見るにて其証なき
○本居宣長もいはく須磨記といふものはいとめでたきものやせんなり

ぶりくなれまことにあはれとあはれにたへつぶさに侍るかな
とやいふ

松島日記　写本　一巻

清少納言の作にてそれも須磨紀と同じく世に行はしつへく
めでたしかたくまこと其すぢもいひつ○松島日記は清少納
言が筆者くまおほくは彼の人のもの見えて
れなる記とも見ゆる一冊あるもめでたしくおぼえぬ人の
まことやいとさゝ書ちてもかゝること見えずさかしきみ
のかうきたは後ち作者古学めかしてかのものは似ず
惜しきことなりそこばく造りそれもかうけれど何か御ふ
ひのまゝにまかせてそれはかなへぬ
をもしたゞ世の人惜むべきことなりしがたかゆる
はかなき人々のよせられたる
いちじるきはまたきかはあやしとおもふ

かくのごとき世の作はそれだにもけしからぬことなりいかにもいふも
されくまことにてやすからぬこともあるべし
しらずさし出て此をば世にのぞめでたくさへ作りて十分なるも
どうせかゝる業ならばめでたき事なしがたきことなり
みのくるしくおぼえてへりくだるのしるく

十六夜日記　一巻　阿仏尼

阿仏尼は安嘉門院の四条とて為家卿の後妻なり為相卿の母
なり播州細川庄をめぐりて為氏卿とあらそひ論の事ありて
細川の庄のことを訴訟のために鎌倉へ下りける其の記なり
十六夜のはじめより書く今は八十八日の夜なりしと
見るゆゑに十六夜日記と名付く此記扶桑拾葉集
にも収めたり

長明道の記　一巻

此記の奥書に仁治三年八月十日とありて長明の鎌倉

下りしは建暦元年なれば仁治三年よりは三十二年おくれり巻末によ
東鏡にいふ長明の事なども載せられたり正しく此記は源親行
の東関紀行なりといふ人あやまりて混ずるなり

長明海道記　一巻　二本

これも長明の作といへども図書頭惟中云鴨長明が海道の記世
挙て長明が作とおもへりされど詳にして未だおのゆかしきのみ
其の詠みおかれたる源光行が東行の記とす又は其の考へ
おけり

東関紀行　一巻　源親行

これも扶桑拾葉集にも収めたり世に流布する本の長
明の作といひしはあやまりなり

藤川の記　二巻　一条禅閤兼良公

一名を藤河の記行とも兼良公応仁の乱を避て南都に住
たまひし時のものなり

宗長西國紀行　写本　一巻

宗長法師文明十二年周防の山口へ下りし時の記なり一本に筑紫の記行と標せり○此記行は宗祇の記とするは誤なり

廻國雜記　一巻　准后道興親王

一名宗祇回國記と号して印本五巻あり法住杉坊の序文を附すの大に誤まりこれは准后道興の作なり又中

納言へしたかひし

正廣日記　写本　一巻

正廣ハ徹書記の弟子なり此日記ハ文明五年駿河より紀行へ下りし時の記なり

時よりあひし　写本　一巻

普光院義教公富士御遊覧の記なり此時供奉せし今川範政の孫今川上総介義忠の家に傳りしを正廣法師写しとどめて序をかきて時よりあひしと名づけられし

身延記行　二巻　深草元政

元政上人八十餘歳の母を伴ひて身延山へまうでし時の記なり詩歌あまたありて別の記と殊にかはりしものなりかしこきものなり

鎌倉記行　一巻　澤菴和尚

鎌倉遊行のとき歴代の変遷を感じ専ら五山の衰廢をかなしみて記して詩歌をも載

温泉遊草　深草元政

元政攝州有馬にて湯あみせし温泉の記其外詩文和歌を

春の曙　一巻　烏丸光廣卿

寛永乙亥のとし烏丸大納言光廣卿関東下向の時の記なり此記のはじめに二月十日花ざかりの曙に都をたちいでしとて二条左相府春のあけぼのと名づけさせ給ふ

つらし似たる此奥にかへりき

窓の曙　写本　二巻　似雲法師

享保十五庚戌のとし似雲法師元日の富士山のけしきをみんとて駿河五一郎のもとにゆきし伊豆の三島なる三嶋の神社へまうでし道の紀なり神無月十日あまりに洛西嵯峨の草庵を出てまたのとしの正月十日ばかりに伊豆のくにゝつきぬ

けふはめでたき

さればこのまゝにかへり道もおしまずしみをはたしてあすの春をまちどほにて思ひしほどの千秋の山のほとりにてまかり侍りぬ

なかなかにすみなれしけふのあけぼのをしもなかりけれ

春まちし身の行ひてかへりの日やありつる心ゆくばかりのほど

これも又心のどかにけふをすごしけるとて

窓の曙と名づけられけり

延享三年光栄公関東下向の道の記なり巻首よりのこらずの所々の景色をとりてかきつゞけられしものなり

修学院御幸宸記　写本　一巻　霊元法皇

享保六年十月同七年壬三月同年九月同八年四月同年九月同九年八月同年九月同十年四月同年九月同十一年四月以上十一箇度修学院の別荘御幸の記を

道ゆきぶり　写本　一巻　賀茂真淵

真淵江戸より故郷の遠江國濱松へかへりし時の記なり京より遠江へ帰るとて遠江へ赴く時の記

八月すゑの事なりけり

菅笠日記　二巻　本居宣長

明和九年の春宣長吉野の花見の記なり

きこえし氏考がへよせり

東奥紀行　一巻　長赤水

水戸の長赤水の奥州の紀行なり　漢文にて記せり　中にも松島のことは詳にしるして図をも附し　又奥より北越七寺記なりかしらざるをしく其の図をの　すの附書　多賀城碑　壺碑　御島碑　燕沢碑　野州那須郡国造碑　亦の図に釈文を充つまじり　寛政四年十二月刻す

詞林意行集　六巻　宮川一翠子

紀行の文どもを東西南北に分ちて和文漢文をもまじへ　詩稿なとをものせり

巻之一　東方

都乃つと　藤紫宗之

小島のすさみ　二条良基公

巻之二

宗祇終焉記　柴宗長

巻之三

東国陣道記　細川幽斎

東道の記　仁和寺二品宮

東関記　沢庵和尚

巻之四

石山記行　沢庵和尚

石山の記　西三条公條公

東山道記行　那波道円

石山詣の記　松永貞徳

東行雑詩　平岩仙桂

江府記行　小出栄庵

遊醍醐寺詩　阜山元政

江東吟稿　同

勝遊記行詩　菅原玄同

遊神明山記　空堂居士

巻之五　西南方

自尾州熱田至芸陽広島紀行之詩　梁南和尚

和芸州山材芸陽途中詩　林道春

芸陽道行詩　石川丈山

同和韻　菱東玄同

遊有馬温泉記行　松永昌三

南州記行　友昌琳

遊有馬温泉記　李広正玄

南行詩　大秀和尚

南行詩　那波乃泰

吉野花見記　加藤磐斎

隠岐記行　小堀遠州氏成

巻之六　北方

渭北吟稿　平岩仙桂

伊香記行　同

丹後海陸順遊日録　和田宗允

大原記　右京大夫

大原記行　詩　仙桂　歌　磐斎

大原和韻　宮川一翠子

拾遺吉行集　今川了俊　一巻

南遊詩　同上　菜宗和尚

厳島詣記　西三条公條公

乙巳行記　平岩仙桂

吉野詣記

余は山水記　山崎闇斎

撰集類

萬葉集　二十巻

或説に四十六代孝謙天皇の御宇左大臣橘諸兄勅を奉じて撰す。書いまだ成らずして薨じければ、其後五十一代平城天皇の御宇撰集成りて献ず。されば此集中多く諸兄薨じて後の歌を載せり。右大弁家持のくはへられしなるべし。又契沖の説に曰、此集の撰者をしるせる時代のふる書なし。昔より説々おほくして一定せず。されども一向に勅撰といふ定もなし。今此集の前後をよく見て思ふに、中納言大伴家持卿若年より古記類聚歌林、家々の集などを撰らずしてかく採りあつめ、其外昔今の歌を記しあつめしなり。天平宝字三年までの歌をのせたれば其後はかくべからず。部類もよくしもあらず。勅撰としてさせ給ひしにあらず。○古今集雑下に貞観御時万葉集はいつばかりつくれるぞと問はせ給ひければ、よみてたてまつりける　文屋ありすゑ

神無月時雨ふりおけるならの葉の名におふ宮のふることぞこれ

又同じ集の序に、いにしへよりかくつたはるうちにも、ならの御時よりぞひろまりにける。又真名序にいはく、昔平城天子詔侍臣令撰万葉集云々。按ずるに、ならの御時といふは元明天皇の和銅三年に藤原の宮より都をうつされてより光仁天皇の御代までの御代々をいふなれば、平城天皇によせしにあらず。されば万葉集の編集、ならの御時といへども平城天皇よりさきの御代なるべし。撰者家持の平城天皇の延暦四年に薨ぜられしを思ふに、さきの御代とみるべし。されど真名序に平城天子とかけるは、これ證は新續古今集の真字序に、小平城天子詔侍臣撰万葉集。已来集更二十、祀逾六百。とあるにて、大同年中より新續古今集の成る永享年中まで、勅撰の集二十部成りて六百年に逾ゆるよし也。是は此時代の大同帝をさしていへるにて、平城天子と決せり。○今案ずるに、年山紀聞に万葉集は勅撰なりとて、其証をあげて、大伴家持の詞にあつめられしと論じたり。又二十巻の中に家持の歌多くして、勅撰の体にあらず。されば此集はあつめたるものなり。集中全部の歌凡四千八百首あまりのせたり。契沖が書にいへるは、川上のいつもの花のいつもいつも来ませわがせこ時じけめやも

[illegible]

此集の第十二巻より第十巻までは[illegible]のせたる歌なれば、一集の中にあらずして勅撰にて諸兄公以下の歌也。唯一二首のみぞ此説にあらず。万葉もし勅撰ならば、諸兄公以下後の人のくはへられし歌ありといへども、四十八首までの歌をのせたるは家持の家集なるべし。又古今集雑下に貞観御時万葉集はいつばかりつくれるぞと問はせ給ひけるに、もし勅撰ならばかくとはせ給ふべきにあらず。万葉集中にもかくのごとき歌ありて、家持の歌多し。勅撰なるべくば、諸兄公以下奉勅の集なるべし。顕然たる大典なり。舎人親王の日本紀のごとし。又古今の詞書は有季が家集のせしなり。

勅問の御詞も私撰のものと思しめしてやまるよすゆゑなりし
さて勅撰のものと思しめさはいつもの御ほん得しらへしてきやはなるよ
うなしとまつりしのやる事也中有李子なりし時代々の名に弁ずる
のやうにしよしすハ奈良の人の時勅撰しらしけて或ハ奈良の帝の時
代の私撰のものしら其義か知らずや御ほつらし　奈良ハ七代お
さしたすおなしれものなき中あめしまらしくいつもの御代ときらむ
此歌合代々のよしやうしに御ほつらし　或ハ平城の帝しらねらう
平城の大同元年よりち記せすきでハあらぬ五十四年なりて勅撰なら
ましかハかくまでおほつかなくハ侍りしかし　〇此集歌数　仙覚の所
都合四千三百十五首長歌二百五十首此内短歌但萬葉有両説奥
五十首或無代匠記ニ四千三百十首此内長歌二百五十九首但
本ニ不同難用定数云々　〇此集號万葉と名付たる事　仙覚曰よろ
づの事の葉の義なり　季吟曰万葉集ハよろづ世に伝へて集とい
ふつるなるへし　萬葉といふ字ハ文選顔延年か三月三日曲水詩序
ニ招世貽統固萬葉しほそ流ると云葉ハ代也養老令ニ詔無万葉
ということ義解ニ云毛萇詩傳曰葉世也　契沖曰萬ハ十千なり和
語ニハよろつとよみて今ハ多しつ十千しのあるにいはれたり　也乃
万乃をもし史記魏世家ニ曰萬ハ満也左傳ニ曰萬ハ盈数也葉ハ歌
義也釋名ニ曰人聲曰歌ハ柯也如草木有柯葉也といへり此
ことハよくよき名なるもの様にて撰集ニ金葉集玉葉集菊葉に
新葉集など名づけしはこの集の名なるよりならしもせられ
しやもめし　〇此集古点新点の事　天暦の御ときの御時廣幡の女
御にすゝめ申させたまひてよまさしく源順　大中臣能宣　清原元輔
坂上望城　紀時文これ梨壺の五人にて此人々によみときのをしへ　昭陽舎
梨壺にをかれて万葉集に和点をつけさしめ給ふこれを古点といへ
ハ其後法成寺関白道長公上東門院によりしせらへて漢字の
外に假名をつけ別ちしめたまふこれハ藤原の孝ありけて其外に
大江佐國藤原孝言権中納言匡房源國信源師頼藤原基俊

等をのくに点加へたまふこれを次点といへり又権律師仙覚点ハ
くまつる新点とそいふ此新点とは僧仙覚権律師字よ任ぜしの献上す奏
状ありし此状天聴に達すなるよしく叡感ありて万葉得業の仙
院宣をたまはりしなりよく此ときハ詞林採葉にみえたり　仙覚か僧
よしよる此新点の本ハ　正二位前大納言征夷大将軍 [illegible] 御
本　光明峯寺前摂政左
大臣家　道家 [illegible] 御本　鎌倉右大臣家　実朝 御本　六條修
理大夫　顕輔 [illegible] 本 [illegible]　右大弁光俊入道真観 [illegible]
ニ校合せしめたまふ此点次点ハ [illegible] 新点ハ [illegible] ニ以て
点し　〇契沖曰此集に部類あり五種とす一つハ雑歌とて
勅撰に雑の部あるなり二つハ相聞これ贈答して思ひ侍のよ
しなれ恋部なり十が六七ハ男女の情なりまた其外ハ君臣
父子兄弟朋友なとにもあり三つハ挽歌これハ哀傷なり挽ハ
玉篇に引也與輓同しとてもろもろに葬送の時は輓を執て
薤露蒿里の歌なとりて輀車を挽ゆへによみてこれに準じて哀傷
の歌を挽歌といへり四つハ譬喩これハあるなかつくんなる
をいふり五つハ四季のうたし　〇契沖云此集ハみな字を用ゆるに
正訓義訓ありて正訓ハ花を花月を月とよむこときを義訓ハ
春草をわかくさとよみ金山をあきやまとよみ冬風をあらし
とよむ　向南をきたとよむやうもなからひしみなゆ日本のやう
かなかやし千変萬化なれハこれらにて日本紀の
義訓なる事あるなり　〇又云真字をもて
て假字に用ゆる日本紀ハやすらに音をとり用ゆ
き文字なるハつしつく音も呉漢にひとしからす三十一字れ歌ハ
三十一字に用ひて真字なりやかし此集の歌ハその一むつ
うしき文字ハ用ひず音訓相まじりて例一ツ音ハ呉音漢音を用ひ
て漢音ハあり用ひて和訓ハあり用ひて無窮のことなる

んかつくべし 八十一 十六 左右 三 二五 喚鶏 馬声 蜂音
青頭雞 とすらひねもしず○又ハ假字を一しよに頭つくべしかよく
を吉野尓在と書て、よしのなるとよむハ尓阿反奈なる故なり○雪
消しかとくゆきけしとよむ、發聲切氣なる故なり○又ハ古今集よ
あらぬ歌とてハ、かりがねをハあとへも一首もたらしずハ、かなしみ集ニハ
何れもなしあし、長歌ハ孔句作さらすし、ぬるよし此集乃
中にも聖武天皇の御宇此時よりさぬのことハりけれど何やらうらぬる
あれど句作ハふるかりハなし○此集歌の作の中賀茂真淵が歌
意考よいはく、万葉集ハいにしへの一ふしにかよはし作代くの歌よ
しかるをさまく此世の代あらづあつまでもおほよそ此様を
いふよハ従ずたゞますぐなるつけしなちよしうるの故なさて
ましきもつとなさすなへきるもみなもとのあつまの多くハ誠かはしまのし
すまあれどうきさま歌よしでなかれる時とのしつまさくへのゆ
くるくしてハこのひとしきりのきすハうしえくしく味りよろの

なきあれしかる八中より採しより或ハ未だ和歌をしてありのさらつとゆるぐく
ひつくんのなおもしくしやびよをしもしげしてものたけあをきくゆる
ものすゞれるるを採えたるしをはの世をかまでのかさご擬すてりらんに○合
の抄本毎巻の首ニ目録あり、巻一巻の末よ仙覚の奥書あり、最末二十
巻の末よ文永三年丙寅八月廿三日權律師仙覚の奥書あり次ニ奥書
寂印の歌次よ文和二年癸巳中秋八月二十五日權少僧都成俊の
奥書ゑ寛永六年三月上木すと外ニ活板一本ありて○仙覚律師奥
書の趣ハ寛元ニ年鎌倉の將軍頼經、親行ニ命じて校正しめられ
ましかの外ニ之本の證なき校くつく書すむ二条家のなからく校
合する也

萬葉集抄　二十巻　仙覚律師

一名萬葉集註釋一名仙覚抄　巻首ニ採者時代等のる論
本文代点の中ニ古点の謬を論じく新点かつけて巻末の奥
書寛永刊本の巻尾よちせしめく○此仙覚の時代ニハ備國の風

土記いきごとぐくこびずとえしくもかやよをえくなる世よ傳ふしず
風土記をも引用ひたり

詞林采葉　写本　小巻五本　桑門由阿

古歌ハ疏されてはすさむねのなかのりあれし万葉集乃中の名尓枕詞
故事を言をいるす巻まよ此集書様 時代 採者 點和なるのを志るく
○此集四種書様まあり一ニハ真名假名 二ニハ正字 三ニハ假字 四ニハ
義讀これ皆詳さく七種とす中ニも真名假名ハ古語を勘
ふるにりなきなる博士とす次ニ正字を詳く通正字ありて別ニ正字ニより
通正字ニハ 雪 月 花 春霞 秋風 等なるが如き中ニハ雀ハ鳥 頭公
芽子 萩 黄葉 紅葉 なるり次ニ假字ニよつて全假字より半假字あ
全假字ニハ 川津 蝦 日倉足 蜩 垣津旗 杜若 等なる半假字ニハ
乳鳥 千鳥 秋津羽 蜻蛉羽 打背貝 空背貝 なり義讀ニ全義読
より半義讀あて全義讀ニハ 春鳥 鶯 三五夜 望月 水鳥 鴨 丸雪
霰 小沼 池 東細帯 横雲 留鳥 鯛 不行 淀 風流 由 日月

多集 無用徒 潔身 入風 恋水 左右 磯廻 求食 雞
羊 八十一 追馬喚犬 馬声蜂音石花 半義讀ニハ 金風 秋
白風 商風 若月 鴨頭草 若児 樂浪 神樂浪 朝鳥
細竹 風流士 喚犬追馬鏡 暮三伏一向夜 かくのごときさも様の方、
きやしらく一部ニあらしめたり○く古事ありおのしく○奥書
まる去あり○貞治四年秋しに二条関白殿下冷泉前大納言為秀、由
作りしにて依く今○五月中旬ニ及令上洛於執柄家万葉集一部
全讀進之其次詞林采葉集抄出これ抄上洗し倫ヘなおそよ剋逮
てゆなめ万葉の副られすぬ仍く此草山ニ私のおぬようすす就中第十
五巻ニ至てハ冷泉二條の両流の差異これなくすなし人鵜の眼ヘ以て
大鵬の趣をみしかすや知しよ大陽の光ハ管見これなき迅雷の聲
ハ愚蒙これ知難くこれ因茲或ハ古集の文理よつきさる
記よ任せく採擇すかもとろしあるをけ此採ゑ門偏執の族ニ於く
ハこれなゆふすべしとす返ニ雅彼をいるすつきあらく深く筐底よおさ

ふ人間の外にあそひけるにや　貞治元年壬寅十一月十五日　楡柳営邊
藤澤山隠士桑門由阿　春秋七十七

萬葉集宗祇抄　写本　五巻

巻のはじめに萬葉集注抄書とあつて仙覚由阿等の説をひき又彼是あつめ
もろもろの抄を尾上に借用しながら其事をしるしたるにしたがひぬ彼がまへ
の巻々ハおほかたやまとことばにてかけりひがことも付しぬされど忌事を挿して中古
の哥共をも引て解釈し大方それに附ける説をあげてあやまりも多く
みえたり以禰宗祇が誹奏謡をしるしたるは積学者の不満なる圖にて而已

萬葉集管見　写本　二巻

作者つまびらかならず第一巻より第四巻にいたる蓋闕なし

萬葉集見安　二巻

一名萬葉集難義一名萬葉集秘訣作者つまびらかならず此集の
中の解しがたき詞どもをあげて説けるものなり

萬葉拾穂抄　三十巻　北村季吟

一巻二巻三巻四巻各上下　五巻六巻各全　七巻八巻各上下　九巻全　十巻十一巻
十二巻各上下　十三巻十四巻十五巻十六巻十七巻十八巻十九巻各全　二十巻上下
已上共に二十巻なり巻首に総校のよし時代のよし撰者のよし書様のよし
号并ほか撰集のよし・諸抄のよし　書様のよし　此集古今由縁のよし等
阿闍梨ハ此抄の趣意を季吟曰先師逍遊軒貞徳のすゝめにて玄旨法
に従ひてよみ侍りしより八旬餘の今まで万葉集の抄解にかゝはりきし
あまた諸家の説をあつめ諸抄を校正あつめて吟詠せしむる此抄は本抄の誤謬を
のこしまず又ひけらし彼御堂殿の上東門院へまゐらせしといふを
の万葉集の人々のすゝめによりて
されば敦隆の類聚萬葉はかの此書万葉のことば假名にかきて
真名なりしを書きつらね童蒙初学のためにかけり
く八全部二十巻なり眼病
沙華受　諸
おほむね勘へてよく解をもすなはちくはしく

ふ二年だにたらずしてよみまゐらせしと侍るなり
しておさまりぬるは草案のさまにて胸臆よりものしたるもの少なからず但
前の抄なれど忘却のことものにしなずして先師の遺言なりといひなし
或ひは禿筆をもちて付けし仙覚由阿が説のかはりに故実とこそいへ
かるにたらずといへども亦これらおほむね見る人の為に二の巻の
つかはるまじきものをあらはして先師もこれをば捨ずて宗祇のおとく五
巻作る又此義抄祖述して万葉難義一名万葉見安といふものにも
詞の隠こまやかなる説採ひ用いられ侍りしものをひかへてその
撰によりて他ならぬあらためせよとぞ仮名書は真名書で
もしまたひとつへいふ八類聚万葉の和訓をかなひて範兼の童
蒙抄清輔の奥儀抄顕昭の袖中抄八雲御抄秘林良材等の中
も此集の説を引ることとを用ひられ和点をもすべてあらはしく
うかよみしまよふがひとつの外　日本紀　続日本紀　類聚國史　和名
類聚抄も此集のよりなるべき不可勘へあつめて万葉拾
穂抄と名づけ侍りしとなり又今予が用ゆるのを八仙覚へがか
綴るもとの妙寿院の校正したまひしをとりや歌の前書作者のうち
や訓点を考へるに蒼鶴夫のあやまりて学者の為多くなりしとす
とべりなそれはしく用ひ侍りしより○今案ずるに上にいへる御堂殿の
上東門院へまゐらせられし假名の万葉集ハ仙覚の奥書にいへる法
成寺入道殿下為令献上東門院仰藤原家経朝臣被書写万葉集之
時假名歌別令書之平以来普天移之云々此なのを抜いての○此奥書
首に元禄二年臘月経筵侍講弘文院学士林戇序　貞享丁卯
九月長春院法印武静信處の序あり巻尾に貞享五年冷泉家の
跋あり　拾穂八季吟の別号也

萬葉代匠記　写本　二十二巻　契沖阿闍梨

本書二十巻総釈二巻共に二十二巻とす　西山公萬葉集の世に
善抄なくして其訓義甚明らかならざるを惜ませたまひて
ちかし此は隠士下河辺長流に仰せられけるがおつるべく

きこしめしてその依なれたりしかど長流ハ此書をおもしろしとて
折しもかくてちることなりくなからさまぐよいつかやまひとりく
なりて果て身まかりけれハ契沖その長流とかいしりける
るがまかせりしく長流が遺せし万葉の注を契沖に作
せなされてあらんとにおもハれけるにも公ハ盛年なり
よろこびなるくの長流がありし時よりぞおもしきものハ
さけれハ今案ありて遂に代匠記二十巻總釋二巻をつくりて
てきこしめすに開巻第一首雄略帝の大御歌に籠の字の訓を
ずして昔よりたゞこゝのよみきこえれハ契沖にもこと
訓じて神代紀の無目堅間を證としけれハ　西山公ことに卓越
なりとおほせたまひて御手づからの素意にかなひたまひし
なれハ白金一千両絹三十匹を給ひてその勞らひたまひ
なるを〇ハかりしかれ序よみしり今案すなる契沖の公の御似
あらハしまつるところ代匠記の自序にくハしく見えたり　西山公の和

歌にみえて和書をたくさんあつめ給ひしかバ万葉集の新註を
思ひ立せ給ひけれバいはゆる人の世にありて　をつきしたまひし
たまひけるやはらかく万葉代匠記草稿三十巻を編集して奉り
たまふ今書写すんところあれども公の御心に叶はずして
かれを世に出すことなく許さずして　しばしとて紀中に
何讃作文字脱字此点讃如此点しるしおかれて所々すくなく
あらはさせられたる官庫の御本中院家本飛鳥井家の本阿野家
本紀州本幽齋本水戸校本等の秘書をあつめたまひて彼此校讎
なくてへとおほしたまひきよしに作りていたまひて六稔を
とまりて又ふたゝび代匠記二十巻をつくり給ひて奉りけれ
しめたまふ公にも此説の奇妙なることを出だしてあらはれける
かなしきハ[illegible]この法様の言葉ならず残ることなくとらへてのこされて
ますくわれかつくれまにまにんなれまでも代匠と余力となりたまひ
しきに考へあらしめたまひてもつて法様の代匠ハ西山公

乃こゝろにかなひし世に伝はりしかバ契沖の序のうちに此書が序中に
つまびらかなり〇總釋二巻ハ此集の部類をなし仮字
正義訓義訓にわけて例をあげつらひたり　枕詞其余此集の事を明
らかにし給ひたり

萬葉集童蒙抄　写本　二十巻　荷田春満

此集古人註釋の可否を辨じて別に今案をしるしたるを童
蒙のためにとてあまたやすくわかりやすく以てしるせり〇此書の中にも
の詞のしなを朱書にしてあらはし給ひて毎巻東麿信書写の奥
書あり〇此公羽倉氏ハ荷田と称す倉氏の斎宮に仕へて契沖の説に
国学を学びて賀茂真淵ハ此翁に就て学びて著述の書多し
ことも大やう焼失して伝はらず今なすところこの童蒙抄伊勢
物語童子問等を抄するを捨て一葉が万葉集略解に東万呂のとぞ
いふ万葉集の古本にして考證の一方とを得たり

萬葉集考　第一第二別記　三巻　賀茂真淵

同　第三第四第五第六　写本　四巻

此集第一第二の巻外に別記二巻一本刊行す第三巻より第二六巻
までハ写本にて伝へあり〇此考ハいにしへより伝へたる本の巻
の次序に依れるにあらず考へて次第を改めつ〇考の此集今
二十巻なれども実ハ一二乃巻と今の十三十一十二十四の巻の都の三
四五六の巻ならんと此六の巻を万葉集と名づけられてその
とす〇又巻々の體古きにより定めつと　年内の
次第にいたりて考へて今のかく正すと左の如し
一二　今の一二　三　今の十三　四五　今の十一十二　六　今の十四
七　今の十　八　今の七　九　今の五　十　今の九十一　十二　今の十五　十三　今の四
十四　今の二　十五　今の六　十六　今の十七　十七　十八　十九　二十
右の七より下ハ家々の歌集として万葉集にハあらず此集を分して別記に
見えたり〇又古本新本とありて仙覚が考へ合せし時よりもと
なりて多く世にある本ハ只板に刊りて字をもて彫りしものなり

のちに荷田大人（ウシ）春満その月よみめぐりいさゝかちかき此書のかんがへ行
おほつかなきことゞもありけれど今はおほかたかんがへて行を見ることかたか
りしを朱もて書添（ソヘ）たるは助（タスケ）とするもあらしまてとゞめ此考へ入
よりしは今ほどもなし古本よりもはやきはあるべし一本よりしは
字ごとに彫（エリ）て抄にし又奈良の若宮の神宝にも古葉類要
集といふ集の中にもふしぎなるはなのかたちつゞきもんこともあり
古本の中に入て此外いとはなはだ書抜（メキイデ）てあるものことゝもあつかひて
一本の中に入つ
○別記にも云考にいはく此集の中に古き撰（エラ）びのまゝなるは今の巻二
の巻しるしつぎて八今十三十一十二十四とすなはち巻ともいふ同じ時撰
ばれしものなるべしおぼゆ何ぶとりつゞく其一二は古き大きみのうたよ
して時代も歌（ウタ）もあるひはあげ二は今の十三同じおなじ時代
も歌ぬしもあるひは長歌おほ挙（ア）四五は今の十二同じおなじにて
代もぬしもあるひは短歌を挙ふは今の古く古き東歌（アヅマウタ）とあげて

巻は諸（ムス）びまうけてありけり國のうへ歌ハ國風（クニブリ）を始として
うへ都の内にてまうけてをさめしものなりかくて今の
五の巻ハ山上憶良（オクラ）大夫の家集（カシフ）なるべし今此七と十の巻ハそれもいさ
さか古き集の體（テイ）も他と異（コト）なり此二つの巻ハすべて比ぶれども
後の人の集し今此十五の巻ハ新羅（シラキ）へ使（ツカヒ）せし人の歌と
ども又中臣（ナカトミ）宅守の茅上娘子（チガミノヲトメ）と贈答せしと遷し
又た歌集（シフ）めしともあらず今の十六の巻ハ前（サキ）よりもこれハあらよし
うたをもてるが中にも歌ともならずたぐひよりもなる載（ノセ）て捨（スツ）
るかう中に河村王（カハムラノオホキミ）大伴家持（ヤカモチ）の家も入ればちかき集といふべからずいづれか
家持ての集かとおもひらん今此三巻ハ十七十八十九
二十の巻と八家持の家集（シフ）なるべしとおもへどいと万葉
集といふ八右よりの六つの巻をいう其外八家の集ともなりぞ
ねいふの代にもありしかくぐる二十巻なりいはすべきことあるなど
つまりて八一二の巻此外八同じ趣をとりもちいぬもの

いつかのほかにもえらびぬへきにして次（ツイデ）にあらしいでも撰（エリ）
ニつゝ此巻よりも十六の巻までハ天平撰（ヤウ）時代の有もそのうへ例
あまりど故に今姿しく考つ又次（ツイデ）によろしくあなたこうつ見ゆ
一二ハ今のあめし次（コト）ハ今此十三とらむ今の十一十二十四を四五六とす
もとよりかくし今の十ある七とす凡古今ならず中に奈良の京の
めぐり此れたなかめのあめの集なりん今此七を八とすこれらちかき集の作
者のし　今の五を九とす末に天平五年六月のころまで今此九を十とす
天平五年の秋遣唐（ケンタウ）使の発船すると時のゝあまた今此十五を十一とす　中臣宅
守ハ石上乙麻呂とほど時にあつかりし　天平十二年の比ほど今の八
を十二とす天平十二年と旅せし又久迩（クニ）の京より向ひまで
今此四を十三とす　これも久迩の京よりかくし一時のあつかひ也
今の三を十四とす　末に天平十六年七月まで　今の六を十五とす久迩京の
あひだ又あひしとひとつ八天平十八年九月まで　十六ハ今の二なり時代八
よくいふまで　十七今のまゝなし末に天平二十年正月まで　十八今のあめし　末は天平

勝宝二年二月まで　十九今此まゝなり　末は天平勝宝五年二月まで　二十今の巻
天平宝字三年正月の歌まであとはつかふべく月のついでにしたがふまで
あるべくなるなれどもなほかうつらへはめれるよし撰（ミシ）も
其外にも代々の作者多く巻の次（ツイデ）のあらぬよしおもふもの餘
ことわく　おほつかなきはかゝるは　○らはあつかひ也　○
又これらの仙覚（センカク）が校合の時ちかく此を以てすこし前後の次の
ぬいてぬハやうのごくなりんやし　若（コト）なるのかなに所
ハ仏覚ならんなれどやらしい彼此にかれでも今なのことく
ハかのれてしるを見せてつゞけ次もいかにもすに向かひ
いつの比からうきれなんと　こゝに古今歌集序に万葉集といふ
めかくあさきは今此の集に万葉のことく七首ならむ
序にこゝのしうらハ万葉なる所と見ゆんやこれらをいよ
しへ万葉集よりはひ二つとし其外まとめ巻のまゝて他ハ家々の
歌集（カシフ）なりとゝ其中をもとめしと今二十巻まて万葉とすれ

在に遠からんハ、これをも万葉集と家々の集と別つべき
所もあれど二十巻撰せしハ延喜よりはるかなり〇或ハ云今
の十二乃巻に作る人不知といふ集古歌集のことなるべしと云ハ誤りなり
しるせり又云此中今巻に作る人ハ人麻呂等人数しものに
採りて多かれどはかりの中代のうちにて知る
又云古今歌集に万葉の歌十二首入しが其中大歌所のうた首ハすでに
うたひものとなりしかばさてもあるべし書けつ二首あること
除きて外七首あることを〇巻首に大考四條あり寛政十年三月刻

萬葉選要抄　二十巻九本　倭道惠岳

此抄本集の歌全首をのせず初句を挙て注釈す〇凡例に云
契沖真淵の説によりて…
いはず或人の説の誤りを…代匠記考…
〇ふり…此注序…はの僻説…
…真淵が万葉考冠辞考など…これ

ハ契沖がいつも不審なれハ真淵がいひたることなれども…考つらね
せしを…　安永八年六月　常陽雨
山前住倭道惠岳自序　安永八年六月刻

萬葉集旁注　二十巻　同上

本集のかたはらに契沖真淵のいひし説を注す凡例に
云万葉集作者の譜及び諸先考ハ代匠記を詳にす…つらね
贅せず　誤字脱字あらハ改め或ハ補ひ並に図を出してその
旁に注す　別に枕辞略解を作て集中の枕辞に…
注なし…旁注に既に出したれハ選要抄ハ直に其の歌の解す…粗その略解
のす〇又云予前に著せし選要抄ハ…
しるし全首をあげず単に其句の五字を出してこれを標す
行のはじめに…一二の語訛あるを…代匠記
等の注を撥捨し…意を…誤を訂し脱を補ひ
その旁に注す又先輩の…考あるハ…上に雙ず〇

天明壬寅林信徴漢字の序　同年松照閑脩齋序　同年常陸雨
引山老衲惠岳自序　寛政元年仲夏刊行す

萬葉考槻の落葉　三巻　宇治五十槻

本集第三巻の注し上下二巻と別記一巻を附す第四巻と下嗣刻〇
此考は一二の巻を…真淵の考を…〇後二住芝山持豊卿の序
天明八年六月の自序あり

萬葉集略解　七巻　橘千蔭

此書第一巻より第五巻迄を刊行す〇凡例に云万葉集今の字
の誤の…ハ…〇此注
ハ真淵の巻々此考によりて真淵翁の家に…論ぜしと
…又云万
葉考ハ八巻の次第別に…此書ハ…
て又云目録ハ巻十五まで…十六以下…目録
…契沖ハ…

…或ハ左注
…料簡を…
目録なるは…人の目…
…
世…
いふ…又云今一…
…伊勢…國人…
…今…
…代匠記に官…技合せし…
捨穏…挙…小村季吟の抜合せ…
…
古葉略要集と挙て…
…春日…

家々に傳へし古葉略要集なと持来りて見せし時此集の文字をたかひなと校合せしめしにことく変ある所ハ此本の方のかたよろし
おもはれしものゝ近き比古葉略類聚抄といふ書を春日若宮の神主の先祖祐茂建長の比作りしものを雑作の江田世恭か此萬葉集
人の為く作りしものなりとてかれも例せりこの集にはせたる
古言にてハ其まゝ考へつべし○寛政三年三月千蔭の自序にて同年に刻

萬葉新採百首解　写本　三巻　　賀茂真淵

萬葉集の中より風体ある歌なとを抄出して類をわかち
て註釈をくはへて巻首に自序ありて其よし附記せりて世人の近作
のたゝの歌とはちかひて萬葉集をも用ひたるものゝなすらへのひがこと
なきを弁へし又近作のよみ人も家々の作をなすらへしに世乃
風俗の例をしるやうを神武天皇より當時まてのなかく変しらぬも
を御せり○此百首の部立ハ　四季　相聞　其世のまの部くはらぬ也

羇旅　遊覧　古京　皇居　雑事　宴會　賀　みちのくらつり

萬葉集玉の小琴　写本　一巻　　本居宣長

今よみかたく流布するもの萬葉集一二三四の巻のうち○自序にいはく萬葉
集ハ歌のつゝゐよいふものをおくれなることく其かのりあまく書傳へてかはれるこなたへ
さへ乃みまふる文字よりしもかはりもなきことに其字を写しいかものゝこの字の
ありさまのなしかも世にハ残りてつとひかたくハたつるもかはらぬこゝろも
しのまゝなしもかひくことをうつりゆくいかなるにもよこさるまゝのまゝに
めてたき歌の歌なと気あけるかれこの歌をていまそしもこそれけり
歌も法ゆるさらハかれし十ひかり例し此文字にかんたに例いしる
これこひめつかすらむ万葉のことにはひのもゆ○かはし例ハいつ此まこと
今よりとうけたきかしてまたかくこれを寄りひえ例こうことを釈るも
これよりの三のたなるにも詞のこゝひをもふ例○ならせ例しくは乃
あらまをならしいそうらく我も人もあらはしくこゝろあまするにそう
なりけれともたゝかくいの乃名のえかくてよすかゝしめるなそひそ事れと

書にはつたへたるをうかゝへりけれはなんやありなんやこれよりよのふるかた
なくはたんもなかりをも
かきまれするのとこへ例ふらいにゝくなりけれはいまた人々も
○書中より万葉一二三の巻ハ其例の考へなく世にひろまり此例ものこ
これよりも下ハ其書いまた出す○まて世人真淵の説をあしらかをおのれ宜
長ハ文通してく今部二十巻なからこうかりさときちかく歌ニ返せしそ
よいけ例あ○なかなせ真淵の説ともかとれあへえりされとかれけれ
まつひかさき説もハこれそ難すること

萬葉類葉抄補闕　写本　十五巻

巻首妙法院一品法親王漢文の御序にいはく万葉類葉抄ハ近世吐屈
林大納言宣胤卿勅ありて撰せしこのより来りの暴霜と
經し一二闕巻あり浪花の入江昌喜よりもの皇朝の古ことを好
むくし往歳今もしく其闕を補はしむとなく寛政丁巳春三月○書
言詞部　七巻　本集の詞なくいふハよの句或ハ下の句の詞をよみはかなは
乃次第よりよくよめく注釈加へつゝ○奥書にいはく妙法院一品法
親王令謹補權大納言藤原宣胤卿所撰萬葉類葉抄闕言詞部
七巻　寛政九丁巳年三月　浪華入江昌喜謹識于時七十六○同名
所部七巻　名所なれハあけなかくしらぬ歌なとあけにもかく今案をくはへし　奥
書にいはく右依契沖之海北若沖之陵地藻所編集也且聊加代説今
案而已○外に目録一巻を附す　凡例にいはく此抄ニ契沖にしたかひつゝ
用ゆる旨よりいふハことことく契沖の代匠記その外契沖著述のおもむ
きをもつて又其沖のあつむるところは説なし

古葉略類聚抄　写本　五巻

此書ハ本卷ありつれしかともすこしなれハ今存する所五巻也
巻第八　里　関　道　衢　橋　井　等の部にて巻末に建長二年
九月十一日書写花押あり
巻第九　山　岑　坂　杜　草　花　竹　木　等の目録にて巻末に
同年四月廿九日書写花押あり

巻第十　目録　題　水　河　瀧　海　珠　貝　舟人　海人　書ゆゑ
此巻奥書なし
巻第十二　目録　題　老　病　餞　無常　由縁歌　無心所著　あらて
巻末は建長二年十一月二日書写し花押あり
末巻　目録　奥書なし　行宮　御獵　刑罰　将軍　故都
其餘残れるものの字見えず　中に建長二年六月二日書写し
とりつの第七の一紙あり　○此巻のしるし剝紙あるて　あてり
此巻は書目録脱簡加之張次前後錯乱最甚手写之次訛誤
次第之十餘張其餘不可得而考也　又巻中に刻紙おほけれは以下
四張慿入他巻此巻目録脱簡不可得而考姑入此巻末
○巻首に江田世恭が新写古葉略類聚鈔序あり　奈良の古京
春日若宮神主の家に古葉略類聚鈔あり　此集の古本なりと伝へ
あるかれとも其の井上昌軌しるし人をもとめてうつしけり
しかもいまだのこれるをしりてかくし置をもとめてうつしける

の神主の家にひめおかれけり　其先祖祐茂神主建長の比書写しをかれたる古葉略類聚抄を祖とし給ひしめおきてものなりしとそ
おもひけるに此書の中に万葉一部の歌をあつめ古今六帖のことくわかちしものなれとも今は残れるもの十巻にてあまた
より十二巻まてあり今うつせる巻はつらねて八よりて十二まで紙数あまた二十首をうつし
かりや今うつせる巻のうちに二首まてあり
おもひしに此集のうちにもあるへきものにあらねはかくしあまたうつしける
ちかきころ此ぬしたちまちにみまかりぬ　紙のつかひもかなし
かくしらうつされ終に目録を付てうつしおけるものの
ふかきいはれあるへきことをおもひてかへしぬ　雨風あれしけるより
ねまかりしぬいひをいのちのかきりとひとりてはなれかたし　打ふしてはのち
まめやかなるはおもひいてしは万葉のうちにはしめてみるそのかみ
此よしをしるしてかへしぬるを万葉のうちに世に伝はりかねしかは
そのかみのことを此書八巻の古本の中にみつけしを世に伝はりぬへしや
き世に万葉の抄ともて代匠記つくられし契沖阿闍梨のあとは

萬葉緯はつくしける京の今井似閑万葉新註作りける卯時の海北若
沖阿闍梨のつゝしめる万葉の古本あつめしれるもの中にも此本の名は見えずただ
代匠記の作せし万葉考の中にも此本ありて此本を引て古葉略類聚鈔といふ
へしもあれども事もなく此本のやうにいひしも見えぬ事もなく今も昌軌のちに
此集をあつめしにわかつに此本のさまを見て今の昌軌のち
くしてもて金匱石室にかくれてありしものなりけり世に伝へしいとありがたし
むかしのあつまりもうつし代ふりし春日の神の御社の宝藏に
おさめつゝ二巻なりし世恭も一巻写しけりとのことを文字の類の事も
えしりしことくしてうつしよりかへしこの本を伝へし昌
軌の切にねかひしにくはしくひめおきたれともうつさせし
昌軌の家につたへし此本の元本をもて安永六年十月復達江田世
恭記の此書の事も代々伝はりしなり此本の字数あつめうつしける
かみはつけしより古葉の巻頭をあらはせる真摸のみにしかれ
とも此本を藍とてうつす

萬葉緯　写本　二十巻　今井似閑

此書を緯と名づけしは漢土の戦国秦漢の時に緯書といふもの
ありてこれは経緯の義にして布帛の経緯をなしたるもの
なり緯書は聖人の経書のたすけとしてつくれるものにして偽撰の諸儒
書を緯書と名づけしの経書のたすけとして書ける孝経援神契春秋
なとの書を信用して古注のうちにも引用ひたり今此書も万葉
元命苞等のあまた書七部ありて是を七緯といへり今此書も万葉
集の経としてこれを緯とせり諸書をあつめたるは万葉をたすくるの
万葉をたすくるなれは万葉緯と名づけしなりといへり
いまこの巻首に洛東隠士見牛編輯とあり見牛八別号にして隠遁
の事を見牛のつくりしかたにてかかりし似閑の字なり二百餘部の
賀茂の神庫へ納めて○萬葉緯の目録を左にしるす
巻第一　日本書紀　厚顔抄　巻第二　古事記　厚顔抄
巻第三　続日本紀　本文略　歌全　十四巻　一首　十五巻　一首　三十巻　二首

日本後紀　二巻　三首　三巻　二首　四巻　一首　五巻　一首　七巻　二首
八巻　一首　十二巻　二首　續日本後紀　十二巻　一首　十五巻　二首
十九巻　長歌一首　興福寺大法師等為天皇寶算満于四十長歌
日本三代實録　一首
巻第四　此章雖非古詠同類將有古語依而集于茲
中臣寿詞　祭文　神樂舞歌　祝文　壷碑圖等
巻第五　大嘗會悠紀主基歌　二十一代集　夫木抄　歌仙家集
巻第六　催馬樂歌章曲并東遊歌　全字　内宮年中行事　三十六首　等
巻第七　神樂　全字　巻第八　催馬樂　全字
巻第九　風俗　全字　體源抄　拾芥抄　令義等
巻第十　雜　和州藥師寺佛足石圖　歌二十首　古語拾遺　歌一首
日本國現報善悪霊異記　歌四首　聖徳太子傳暦　歌四首
扶桑略記　歌一首　明月記　歌道事　後撰抄　歌一首　[illegible]起
歌二首　依清部類

巻第十一　新撰萬葉集　巻第十二　日本紀竟宴和歌
巻第十三　真名伊勢物語　巻第十四　和漢朗詠集
巻第十五　出雲風土記　巻第十六　風土記殘篇
巻第十七　風土記殘之篇　全字　巻第十八　諸書風土記　全字
巻第十九　樂詠并郢曲　全字　往古異年號
巻第二十　近世和歌　近世在於古風之人擬古歌録載集于茲
奥沖讃竟述懐長歌一首并短歌二首　莫囂圓隣歌[illegible]
○一本　十七巻下　新撰萬葉二巻　真名伊勢物語二巻　和漢朗詠
二巻　右之部者世間刊行有之故略之　都合二十二巻　名万葉緯
・元禄十三年　洛東隠士識之とあり契沖なり

萬葉集長歌短歌説　写本　一巻　藤原定家卿

巻首に万葉集長歌載短歌字之由しるす　萬葉集全部二
十巻の中より長歌とあるは短歌なるを又は二十一字のものを短歌と
しるされたる例を挙巻末に證拠ありて[illegible]

依於範兼童蒙抄等於引く長歌短歌の説古今相違のことは
りを[illegible]○京極黄門自筆本或好士命手書不違一字令書写秘蔵異于他然所不
思議之依臣細申出紙数行々字々毛頭無違乱令書写則
遂校合訖和歌之難義依此一冊始而分明也最可謂至宝尋究
賢聖撰不可免外見者也　寛文九年臘月下旬　清宗川　正徳五年
未五月廿九日令一校了○按するに契沖の古今餘材抄短歌の論に
も此書を引りし引て

萬葉集名寄　五巻　下河邉長流

萬葉集を分ちて名所の部類なしおのおの國々に附考へ[illegible]
傍に仮名をそへ自序あり

萬葉集千歌　写本　一巻　楫取魚彦

本集の中よりおもむき人の模範ともなるべき風体の短
歌凡千首を[illegible]

萬葉集浅茅原　写本　二巻　澤真風

魚彦が千歌にならひて短歌を撰ぶ[illegible]
巻上　天象　春　夏　秋　冬　金器　方域
巻下　神人之部　相聞上　同下　羇旅　述心　雑歌
賀茂縣主真淵思歌等
○序に云[illegible]

萬葉集佳調　二巻一本　長瀬真幸

本集の中より[illegible]長歌短歌のうち四季　相聞　雑の
[illegible]

上巻　短歌　旋頭歌　下巻　長歌
橘千蔭　本居宣長寄せし序　平春海跋あり

萬葉集佳調拾遺　一巻　同上

春　夏　秋　冬　別歌　旅歌　恋歌　哀傷歌　雑歌　長歌
旋頭歌　東歌などの類あり　巻首に本居宣長の序また巻尾に自
跋あり　寛政十一年四月刻

撰集萬葉徴　写本　四巻　田中道麻呂

此書は二十一代集の中に入たる万葉集の歌を代々の集より抜挙して　その
本集の巻数をしるしその詞書をくはへ撰集に入たる歌と本
集の歌とたがへるもの或は撰集にはよみ人しらずとあるを本集に
作者をしるしたるもの或は撰集には人の名をあらはして本集に作
者なきもの又は撰集に入たる人の名かはりて本集と異説
あるもの或は撰集と本集と作者のたがへるものなどを細かにしるし
巻ごとにしるせり○此書上中下にわかちて目録一巻を附す目録に

縦横に格をもうけて上層に撰集の名をしるし下層にその数を
しるして一読に便ならしむ○此書に入たる所の万葉集の歌総
五百八十一首内長歌七首旋頭歌五首也○撰集に入たる万葉の
歌　古今　十一首　後撰　十七首　拾遺　百廿二首　新古今　五十八首　新勅
撰　五十七首　続後撰　廿一首　続古今　四十七首　玉葉　八十一首　続千載
十七首　続後拾遺　二十二首　風雅　五十六首　新千載　三十首　新拾遺
廿八首　新後拾遺　五首　新続古今　十首　○撰集に万葉の歌を載
ざるものは　後拾遺　金葉　詞花　千載　続拾遺　新後撰也
○天明元年辛丑四月の奥書あり

萬葉東語栞　写本　一巻　同上

萬葉集第十四巻第二十巻の東歌の詞を五十音五十字の次
第にわけて類聚せり但し隠語ある所は他書を引けり

萬葉集答問書　写本　二巻　同上

本集の中の疑義を田中道麻呂の問に本居宣長の答へし

萬葉集作者履歴　写本　五巻

此集の歌の作者帝王諸王女王より大臣納言諸氏に至るまで
履歴の考ふべきものを抄出してあり引書は日本紀　続日本紀　延喜式
姓氏録以下諸書を挙て撰者詳ならず

新撰萬葉集　二巻　菅原道真公

一名菅家萬葉集といふ道真公の撰なりといへども一説に是善卿の撰
なりと按に扶桑略記に曰宇多院寛平四年九月廿五日菅原
道真公撰新撰萬葉集上下弐巻云々此説によれば菅家の御
撰なること疑ひなし此書はその時の歌は寛平年中后宮の
歌合にてよめる歌を毎首真字にて書たり左に七言絶句を
かけられたり上巻の首に漢字の序あり時に寛平五載秋九月廿
五日としるして作者の名はしるさず
上巻　春歌　廿一首　夏歌　廿一首　秋歌　二十六首　冬歌　二十一首
恋歌　二十首　下巻　春歌　廿一首　夏歌　廿二首　秋歌　廿七首

冬歌　廿二首　恋歌　三十一首　女郎花歌　十二首　一本無女郎花部以テ
恋部ヲ為ス巻終ト
○此書下巻の絶句韻字あはずして上巻に比すればはなはだ
拙し決して菅公の御作にあらず後人の偽撰にして巻をつぐる
ものなり○近世本居宣長著す所玉勝間にも菅家万葉集
上下二巻あり見るに上の巻はよくもなきを下の巻はさらに文字
のさまも上の巻とかはりてかれぞ同じく菅原のおとどの
あそんの詩のさまなんどの巻とはこよなくおとりて其の
作者もかはれるなるべし七言四句なるもの
の作者にはあらずもしくは詩なんどのまさしきもの
なれど韻字などもあはずかくて下の巻はその撰の
よしはさらに心ゆかず後の世の人の巻になしてひとつ
にしたるなりとかやいはれしかれば此いつはりのものとはさらに
みゆるなりといひけるもいとよくあたりてあるものなりとぞ

ちよくせんのはじめなれば序も下の巻の八代集の人のうけたまはりしかるに
とりかへたるなし○按ずるに藤原明衡の新猿楽記に曰古萬葉集新
萬葉集古今後撰拾遺抄諸家集等以見了云々此古萬葉新萬
葉といふは八万葉集の事にして此抄にもかくいへり○刊本
巻尾に寛文七年三月とあり

二代集　六巻

古今　後撰　拾遺抄の三代集なり○清輔が袋草子にいはく遠き
古今後撰拾遺をさして代集とは号す以往八万葉集を相具して三
代集と号せり拾遺抄ある時は万葉集を除く拾遺抄を用ゆ○契沖か
古今集の餘材抄は後撰拾遺よりも先にこのよしをかけて八ツの集を撰しつけ
あるところ略して代々の人の今の代まであらはしたる事ならん
...はあやまりでいはゞ入るべし撰の名抄拾遺抄を
...れは撰ありける代集の中にしるし
のせられたるはその例なきにしもあらず
...く入る殺される○千載　新勅撰　続後撰と二

八代集　十六巻

巻尾に八代集とあり
拾芥抄に古今集後撰集拾遺集後拾遺集金葉集詞花集
千載集新古今集已上謂之八代集○写本の奥書に右八代集為
備證本以数本令校合畢　文明癸八年三月中旬　牡丹花判
刊本奥書なし　正保四年三月刻

二四代集　廿巻　一本

舊名八代抄といふ定家の八代集の中より撰ひ出されたるよし
古今　五百八十九首　後撰　百三首　拾遺　二百十首　後拾遺
百二十首　金葉　二十四首　詞花　二十一首　千載　二百四首
新古今　五百五十八首　此内合点歌二百八十六首　都合一千七百九
十一首　黄点歌勅撰抄後鳥羽院御撰しる内也　巻尾に寛久元年
九月九日民部卿入道息定　又参議従三位行侍従兼伊豫守藤原
在判の奥書あり　安永四年九月刻

八代集抄　百八巻　五十本　北村季吟

此抄第一巻より第八巻まで古今　第九巻より第十四巻まで後撰
第十五巻より第二十巻まで拾遺　第二十一巻より第二十八巻まで後拾
遺は拾遺　第二十九巻より第三十一巻まで金葉　第三十二巻より第
三十三巻まで詞花　第三十四巻より第四十巻まで千載　第四十一
巻より第五十巻まで新古今なり○奥書にいはく　茲於古今集頭書
抄其餘之七代集或襲先達之註解或用前人之訓説定為
百八冊名曰八代集抄刊布而寿於久遠嗚呼吾薄識浅見安
足窮其淵微唯欲為童蒙之嚮導行千里進一歩之裨世若遣
萬而置一言於勅撰之和歌竊比権玉老人訓釈萬葉等云
天和二年仲春時正日北村季吟秉筆於拾穂之菴下○按ずる
に此奥書に八色抄と名付よしいへり八代抄の古き本ならでは集
の表紙のなきはあらざれどもこれあれども心目にあらはし詞の
ならはず捜索のたよりなしとてのせざりし○此抄古今

集の巻首にいはく此集は故金吾基俊朝臣より五條三位俊成卿へ伝授
の故ありて宗祇法師常縁より伝へて宗祇口訣一重二重より十箇條の
あまた不審齋宗祇牡丹花老人などへの伝授の代々にしるされたる霊瑞なり
制詞などもしのこされさず季吟もかゝる時は伝のさよ
の御伝授なく彼不審条より九世代血脈をなされ
其門伝の抄は彼十ヶ条の制詞をとかくみせんとて伝授
ありて忍びて今此古抄は秘すべき伝のくはしき事
弁の抄中納言雅親つかはされし書あり其
抄のていかに別に家論備案抄などあり其外は成長せる
従姉なども一代の名をまうし定家卿の抄
一位為雅卿の御前にて代々の伝授をうけし
うしなはれし代御伝授を乞ひたまへば彼伝授の御抄も伝
へしこの抄を削りし人あり七代集相抄の
とりわけ八代集の抄ものの一代の伝の事なり

ことばの制詞といふことも侍るにやかれ〳〵これハ三代集のことばハ用ゆ
ふれざりし此抄の中ニ俳諧歌部の詞客の歌を書ける此外のものをとりて付けり
いハゞ此書ハ秘蔵せしよし小書にして学者のたよりとせり又此書ハ乃
秘の意味なれバ此ところハ口訣を書きてそれ〳〵の歌ごとの註よ
かきつけしめんとし親家伝の説ハ別ニ抄出して子孫ニ残し
侍りしとぞ○天和二年五月上木す八代集の哥数凡九千四百余首

九代抄　一巻　五本　宗祇法師

後撰　拾遺　後拾遺　金葉　詞花　千載　新古今　新勅撰　続後撰
以上九代の集より一千五百首の歌を抜出して註釈をくはへ
たるものなり○奥書ニ云右一冊従後撰集到続後撰集之内拾遺眼鈔
肝要之作者一千五百首九代抄也云々文亀第三暦孟冬上旬要庵
牡丹在判

九六新註　一巻

これハ右の九代の集に六家集を合せ抜出して歌ごとに註をくはへ此
作者牡丹花ともいひ又ハ通村公ともいふ

十代集抄　一巻

八代集のうち古今集を省きて新勅撰続後撰続古今を加へて抜出
しるすなり撰者いまだつまびらかならず

十三代集　五十巻

新勅撰　続後撰　続古今　続拾遺　新後撰　玉葉　続千載　続後拾遺　風雅　新千載　新拾遺　新後拾遺　新続古今　已上十三代集と称す

二十代集抄　一巻

此書ハ二十一代集の中古今集を省きて歌を抜出しるしたるもの
撰者つまびらかならず

二十一代集　五十六巻

八代集十三代集を合せて二十一代集と称す目録拾芥抄にみえたり

二十一代集分類　五十巻

巻々の次第によらずして部類のまゝにあつめ付たるものなし

古今和歌集　二十巻　二本

六十代醍醐天皇の延喜五年四月十五日詔を奉じて御書所預紀
貫之撰進して之れを奉る大内記紀友則前甲斐目凡河内躬恒
右衛門府生壬生忠岑等これを撰す仮名序ハ貫之真名序ハ
貫之の命によりて紀淑望これを書す世に淑望が作といひぬ新撰ニ
但し七首ハ上古の人ハ名をしるさず或ハ左ニ注す当帝の御製
を入ず延喜五年に作るといへども延喜の末に奏聞すといへり○此集
撰者の内大内記紀友則ハ貫之の従弟なりいとこなり此集
を撰せしが延喜五年の二月より六十一歳にして卒せられたり
されバ此集の哀傷の部に紀友則身まかりし付よめる歌あり
其のち入奏す○古今集と名づくる事ハ此集の仮名序にいはい
にしへの事をも忘れじふりにし事をもおこしたまふとて今もみそ
なはし後の世にもつたはれとて万葉集にいらぬふるき
うたどものをもたてまつらしめたまひてそれがなかより文よりの
ふみたてまつらしむ○真名序ニ曰各献家集并古来旧歌曰続万葉集於是
重有詔部類所奉之歌勒為二十巻名曰古今和歌集とあれ
ばまつ此集をはじめハ続万葉集となづけられしのちに
万葉集のごとく部をたてゝ類をわかちて勅撰にさだめらる
ゝ時古今和歌集と名づけられたるなりとて此集
名序の作者紀淑望ハ中納言長谷雄の男なり一説には貫之の養子
なりしが此集のうちハ序の作者なり時彼淑望をして
かゝしめられしなりと此集の奥に入たりしといふ○仮名序よりさき
真字序を作りて此序并ニ大和の物語の序なども名をしるす
よりおほくこれ漢文なり此説鴨長明の無名抄にものせり○
按ずるに此集これが序の作者にとの説一定ならずしておほよそ
淑望が作としてよせしめたる説ハ基俊の説にしたがふ家の説の

古今集にありては貞應二年の奥書を嫡孫に傳へて將來の證本とせられたる故貞應本といへるハかなの序のみを入れざる也又嘉禄二年四月九日の奥書ある本は嫡孫に以られしハ両序のみならず真名序をのせて二条家にハ貞應本を用ひられ冷泉家にハ嘉禄本を用ひらるといへども両序の事ハ並びに用ひ集撰せられし時の序を載られしにもあらざれば當時ハ未だし其後の人ハ知らざるやうなる事も古今序ハ本の人將にものせられし後の和漢朗詠集にも此序の内の文句を入られたるハいづれもこの説なり○此集證本の事定家卿の本に記して世に流布する両種の外に後京極殿の本嘉禄二年四月九日の奥書つとも本の外に俊成の本用ひたるをもつての證とすべし年号の代貞應二年七月とあるハ傳于嫡孫為將來之證本と貞應本の外に貞應の本あり序なくて實に代々の一本紀氏ありて陽明門院御本是自筆これ延喜御本相伝して御物也かたまり其後散しく故公信卿兄の思ふく散失す此本序なし小野皇太后宮の御本是ハ仮名序あり所々破失す件の本の流通家卿兄自筆これ其由表紙に記す閑左衛の御本是ハ妹のをちの序是閑院太政大臣の本にしるしあるを玄旨法師大概ある故禅閣作せられしが奏覧の本とて正本として至寶とせられしと見えたり是故ハ定家卿の本ハさらに付諸本取捨して了簡あらて將來家の證ならし奥書に備ふべきが二条家をもなる本ハ家相伝すべきものなり用ゆべきなりやとぞ○清書本ハ玄旨公の伝来ハ此書の基を俊成と古今集の相傳あり二条家ハ世々經賢孝尋堯恵堯孝東野州常縁宗祇道遥院実隆称名院公條三光院実澄細川玄旨法印と傳来し八条殿中院烏丸光広なども玄旨より傳へて宗祇より肖柏へ伝へられし流ハ堺傳授とハいひて南都饅頭屋へ伝へし

林奈良伝受といふ肖柏より傳へし饅頭屋より林宗二の子孫源氏林逸抄節用集等の作者也○閑鴎晩筆巻十七云尊人古今をよむの長短合点の相承にて切紙としてつたへ侍る

きさらしの巻　第一　　あれなの巻　第二　　夜なかの巻　第三
初花の巻　第四　　しうせの巻　第五　　初時雨の巻　第六
すずれいの巻　第七　　ゆきの巻　第八　　もろこしの巻　第九
うぐひすの巻　第十　　あやめ草の巻　第十一　　あさがほの巻　第十二
ひばりの巻　第十三　　むしの巻　第十四　　たかさごの月夜の巻　第十五
ちりの川の巻　第十六　　浮舟の巻　第十七　　ゆするの川の巻　第十八
夕がほの巻　第十九　　初春の巻　第二十

○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　離別　羇旅　物名
恋自一至五　哀傷　雑上下　短歌　旋頭　誹諧　大歌所　○歌数
八雲御抄云千百首　袋草子云千九十九首

顯註密勘　八巻

顕昭の古今集の注に定家卿の勘物を加へられしものなりそのまゝ慶融にゆづられしもの慶融ハ為家卿の子也

古今和歌集鈔　六巻

巻首に古今和歌集両度聞書とありて此書ハ宗祇法師東野州の講釈を聞書せしもの也文明四年東常縁の跋ありて宗祇に与
七月上旬

古今和歌集深秘抄　六巻

真名序の注貞應本奥書の注をしるして宗祇に伝受ありて宗祇庵主
書状一帖以被見常縁所存也又加筆加詞者也門弟に思元に
てゝ仍為後證又加此詞耳　文明四年五月三日平常縁在判　又
文亀元年九月日　宗碩在判　文明十四春正月日　宗祇夢庵判

古今栄雅抄　二十巻　十六本

飛鳥井雅親入道栄雅の作といふとぞいへり此書一名
古今秘哥抄ともいふ

古今抄延五記　二十一巻　尭恵法師

古今集一部の聞書なり奥に尭恵の名あり真名序の奥に永禄八年正月尭恵自筆の本を以て重て校合す同次年の四月に至て又尭憲並予の本を以て校合すといふ奥書あり○延五記と号するは集延五通なるを以てなり

古今序註　十巻　五本　了誉上人

假名序の注釈なり應永年中浄土宗の僧了誉註作して了誉は和歌の事を頓阿に学びて伝を得し人なり巻末に應永丙戌仲秋了誉誌之とありて了誉諱は聖冏関東佐竹党のくわしき

古今集傳授　一巻　今川了俊

此書は了俊の言塵集のうちに附るものなり

古今餘材抄　写本　三十巻　契沖阿闍梨

真字序は漢字をもて注す契沖ぶりの自序附て本の後に秋

ままに假字附たるはへつらひてまことある毎首古今六帖新撰万葉等をもて引き証する此書は下河辺長流の説を多く採れりこれ此人の家に伝はれる抄ゆゑ餘材抄と名づけたりは西山公の作らせ給ふ万葉の代匠記の時契沖の注書を籍等まじひろく考へて書なり家におひて契沖の材料にもなりぬべき事ども考へてそのかみの説どもを引て註せるなり

古今和歌集打聴　二十巻

此書は賀茂真淵の講説にして古来の諸説をば翻弄するを旨とし古書によりて其時代の語を考へ師伝家伝の説をも論じて秋のや假名序の中にも此の後に〇此うへにあれば契沖の餘材抄を論じて毛利家にはえもしもの真淵の説を

あしきを改め校正しわかちたるの類につきてくはしくそれを改めしるし誤りを正すに至る

古今通　写本　二十巻　十本　五井純禎

此書は古人の説をあつめしるしそれが中に了簡を以て注釈を加へたり

古今集真名字解　四巻　菊池春林

古今集一部の真名をあげて其字義の出所をくはしく注せり日本紀続日本紀三代実録文徳実録万葉新撰万葉古事記古語拾遺拾芥抄江次第文選白氏文集遊仙窟史記これらの書を引て証とせり巻尾に明和壬辰中冬於洛陽下出雲寺直祖神祠下隠士菊池春林述とあり

古今和歌集鄙言　六巻　尾崎雅嘉

古今集の歌を俗語に譯して注せしものなり契沖の餘材抄及び真淵の打聴等の説をかりて新に己が考を加へて児女の輩にもさとし易からしむるものなり

古今和歌集両序鄙言　二巻　同上

假字序真字序ともに俗語に譯し故に真字序のうちにいふ所は叶はず真字序の今の聞書をも注する

古今集遠鏡　六巻　本居宣長

此書も古今集を俗語に譯して其一二三の趣をつけくはしく注釈せり長歌と旋頭歌にも及び餘材抄打聴等の説を引て巻首に木綿苑千秋序あり凡例数十條の譯例を挙げたり

後撰和歌集　二十巻　二本

六十二代村上天皇の天暦五年辛亥十月大中臣能宣清原元輔
源順紀時文坂上望城等にみことのりして昭陽舎梨壺に於て
万葉集をよみときしめたまふ　つかさどるこれ別当にて[illegible]
一条摂政伊尹蔵人少将の時和歌所の別当たり　此時の事ハ順が家集に
源順つくりて家集に載せたり　此文家集巻十二に出たり
○此集讃岐の守[illegible]此本ハ朱雀院塗籠の本をもて表
紙これハ後撰の本なるべし　これもしのぶハ今の世に伝りしずや　伝へけん
季吟ハ代々集のみ用ひたるハ彼定家つくの奥書をもて[illegible]後の
本[illegible]勘へあはせし成つの本なり[illegible]
[illegible]○定家奥書云天暦五年
十月晦日於昭陽舎撰之　蔵人左近衛少将藤原伊尹為別当
撰者大録大中臣能宣河内掾清原元輔学生源順近江掾紀時
文御書所預坂上望城梨壺五人[illegible]
二月[illegible]家本[illegible]

撰者[illegible]　同[illegible]令讃岐守[illegible]
[illegible]
[illegible]和歌撰集ハ[illegible]
[illegible]大成せしハ古今集なれども[illegible]
古今集のはじめ撰ばれし[illegible]
[illegible]○八雲御抄云梨壺の五人[illegible]
[illegible]能宣元輔ハ先代の[illegible]順ハ[illegible]
[illegible]望城時文ハ[illegible]○長明無名抄云[illegible]
[illegible]古今[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]
人[illegible]○部立　春上中下　夏　秋上中　冬　恋自一至六
雑自一至四　別　旅　賀　哀傷　○歌数　八雲御抄云千四百二十
首　[illegible]千三百五十六首

後撰抄

一巻

奥書云此書中院入道大納言通方卿不令撰作之[illegible]
有他人而已○又古書[illegible]

拾遺和歌集

二十巻　二本

六十六代一条院長徳年中大納言公任卿撰す又云花山法皇御撰に
[illegible]拾遺集序通俊云花山法皇[illegible]
[illegible]拾遺集[illegible]
の[illegible]但新古今序の趣[illegible]
奥書云文撰之年仲秋中旬以七旬有余[illegible]愚本書
之八箇日終功此集世之翫物也指[illegible]
取其要猶[illegible]五百九十四首　其中恋上　中納言[illegible]
[illegible]
或本[illegible]
[illegible]○[illegible]

此二首集不見歟　五百九十二首集[illegible]栗門融覚判
[illegible]○八雲御抄云古今[illegible]
万葉[illegible]一条院の御[illegible]
[illegible]○長明無名抄云拾遺の[illegible]
[illegible]
[illegible]拾遺集ハ[illegible]の人[illegible]書集[illegible]
[illegible]
拾遺[illegible]今[illegible]
[illegible]
[illegible]二集[illegible]
[illegible]
万葉[illegible]○部立　春　夏　秋　冬　賀　別　物名
雑上下　神祇　恋自一至五　雑春　雑秋　雑賀　雑恋
哀傷　○歌数　八雲御抄云千三百五十一首[illegible]同し

拾遺抄　二巻

前大納言公任卿拾遺抄ハ五百八十六首也花山院勅撰之一條とやらん集ハ花山院御撰ハ是をもて入へし○或撰ハ拾遺抄を以て撰し
抄ハ五百九十四首上二百八十五首下二百五十九首としるせり
なる又はそのひとつの本によるとあれど撰者のたくひ一首のみ山家に
のこらぬ集なれは今はものの本にもあらず○拾芥抄に川相公所書傳華
山院御自撰之乞又長保寛和五年以前之勝撰其後月
不然に又公任卿抄出為十巻破勅撰而自由抄出者也故多
用捨之

僻案抄　三巻　藤原定家

古今後撰拾遺三代集の説を先達古賢の傳へきたる所
失なきよしにつたへきたれどもおはしせられて、かのもの巻末云嘉禄二
年八月戸部尚書判とあるにいれハ定家卿の自筆のものなり　又
延応二年六月黄門明静の奥書あり

後拾遺和歌集　二十巻　二本

七十二代白河院の應徳三年九月十六日中納言通俊卿撰進せらるこれ
より先承保二年九月に此集撰ふへきよし詔命を承けたまはりけると
いへども公務にまぎれて打過ぬ　撰者に後は勘解由次官撰に後九月の議
ひ給ふ十月中旬に奏覧せられし　通俊卿治部卿と経信のよ
し経信卿子にて御其年十一月坂河院文殿の本に難ありて後に
寛治元年にあらたむ○此集もハ撰者の説ありとてなりつるよ
拾芥抄にも後拾遺の序あり是今古集の
およ入るもとの家々の集をはこれよりのかたちなしつはの
河の人よりいてしたるものよりこれよりの人の歌なきと
して今の世のことをかしこまりて目につきたるもの
とぞいへるなり○八雲御抄には後拾遺集撰をれし
通俊卿ハ経信これにつけ侍りしこれ未代のふる事也
古今ともいひあるによしかしはらかに通俊これ

おやまちてもいつきも伊勢も出羽よりこれハかはらにとなりけり
はこれ侍べかりし撰しとて○此集澄なる撰者ハ澄なり撰点等
表紙の名にて澄集けれは作りとも奥かきは長保五年正月十九日以
礼部納言自筆をかき手に件なり奥書に寛治元年九月十五日あるまいか
ある世にあるよし下卿此校をし先是在世なれは書にて百餘首不可信用
件なり其由奥書目録序通俊又寛元に年又為二年実正に家の
の奥書あり○前大納言公任拾遺抄を末代証撰の集かの事そ中にも
彼時ハ作者の謝誹謗に至つて先序別撰せらるとよ打絶て侍るさればこそ
なれ撰者ありてこれより入らし撰し不審なる件人々の首皆以肝
撰に後これなる耳界目の謗あり○八雲御抄は拾遺今ニ集の
此より後ぶるものにて平懐なる歌かのしめされたるより入道
○阿仏房は作には拾遺せよといひて此かれさを抄し
うとともまなけれは此抄は拾遺を見ものなりみまくハ肝なり
かたしよりけかしめくまめく見るもいやなん○清輔
が云拾遺ハ拾遺といふものの世以来作侍つのおもしろかくしく通俊
卿か其の子息俊頼に長寿女房兄まちの後拾遺撰を難し
けるよ件の難は後拾遺の序字其中にて見え　故に女流の作人
とも和のあれ○又左衛門尉時綱が書にて勅撰にハ是あるも
後拾遺をして小難をのしたのはなれども基本小難所をかく撰
者のあるにあらく歌をして入しまの哭なれ○部立　春
上下　夏　秋上下　冬　賀　別離　羇旅　哀傷　恋自一至四
雑自一至五　神祇　釋教　誹諧　○歌数　八雲御抄に千二百十八首
此集の序もなし

金葉和歌集　十巻　一本

七十五代崇徳院天治元年白河院の院宣を以て前木工頭俊頼
朝臣これを撰す天治元年よけなりし大治元年まさに奏す
奏覧するところ両度返却ありて又なりしに中書の草案をもて
奏覧する件の本左右なしおされ事ぬ仍て撰者の

此むかし云く件の書ハ故待賢門院にさふらひける今ハむかし相模が家より
出たりといふこれは故書写之此本ハ兼盛能宣が歌并に云々集拾
遺集のうち等これ撰入拾遺ハ柄となして除棄置せらるゝのよし
見えてこれぞいよいよ此本ニハ巻にのせ見えしがありし〇のち
あいつぎてありのうちかうりき此本ハ世に披露あり世乃流布の本ハ貫
之なりの本も近代の人けうちがえし但ハ此のうち并に人に撰れ撰られ
撰入巻頭ハ故将作大夫のもちかひきおちうし奏覧の本ハ道綱く
ちくし余にも要をと呼ぶ基俊にもひ合ものもとくに和漢朗詠に〇よう
在撰者にしみかは後にかうりあうりしいつれどもこれ相かなはりしかずなり
清輔の恐らくの也れにすと以上俊頼ニ八雲御抄の如し〇八雲御抄云
ね拾遺今集のもうりなきのうち撰にし平懐なる歌がおほしと
けでありさうの八又撰に〇長明無名抄に今集ハよく集めたりといへり見ん
しらく澄なしかなしくあかり〇夫木井撰抄揺鴫暁月おなじき今集
集難後ゝ讒突集もうめ之せらるゝしりてやとく〇仍今集の真字序

なし夫此のうち五首撰異とおせり〇部立ハ　春　夏　秋　冬　賀
別　恋上下　雑上下　連歌　〇歌数　八雲御抄云　六百四十九首　又連歌
御抄本ハ子云く六百五十四首　此外連歌十九首

詞花和歌集　十巻　一本

七十二代近衛院の天養元年に崇徳院おりゐさせたまひてのち勅あり
て左京大夫顕輔にこれを撰すべき旨ありて天養元年十一月二日よりけたま
はりて仁平元年にこれを奏すべきの後のなかにしたるを侍従撰
おゝ君藤原顕輔が家の歌を除きたまへりすなはち清輔
おのれ清輔の家に撰集すと撰者の子にありてかうして別
輔ハ仍大夫顕季の子ありしく清輔顕昭けかさの名をもし和哥一
流の祖としくあまたハ保元にいたり〇奏覧の本ハ布目のうち後の
かす顕輔の子ハ余りなく八雲御抄拾芥抄等にミえたり〇拾芥
抄に撰者ハ作者入ずして古今作者不入云々〇詞花集の名ハ古今
の序に夫和歌者託其根於心地發其花於詞林者也此依名

が用ひく詞花の字なりとめしめなり〇一本奥書云
以前藤大納言為世卿本一校畢以大貳重家本写之作者并歌数相
叶目録雖相違校本之奏覧之時撰入依勅定被止平等有之々ヨ七
首ありて〇言塵集に云詞花集ハ撰者もこれなかりしに才学もすくなかりき
なきさうもやうこれよりとかや一作者なるもむかしれしなやし代の歌も
おしなべてやか〇部立　金葉に同し〇歌数　八雲御抄に四百九首

千載和歌集　二十巻　二本

八十二代後鳥羽院の文治四年四月廿日に白河院の院宣ありて入道俊成
ここれを撰奏す道世の人撰するハ此撰ならず和歌式に准すなりとく　同集序云
有後の寿永二年二月に院宣奉り三位中務卿并資盛ニ付
たまはり〇明月記云文治四年四月廿二日戊子晴巳刻許入道殿参
奏院給兵勅撰集奏覧也日来自筆御清書白色紙帳蒔軸貝
螺蒔羅表紙組紐外題中務少輔伊経書之納筥蒔絵　廿四日庚寅
入道殿仰世尚書定長奉書云撰者之詠之少猶三四十首可副進云々

可撰進之由有御返事云々〇假名序後成で他人の代作云々撰拾遺
集まで人こひのこされたるを上正暦のころほひより下文治の今にいたる
まで乃やまとうたのえらびいれてかかべきおほせごとかなんありける
その序よりこれもさうしハ今もちかくちやなるよひ世ハじめのかた
まことになかん撰をよりあつめしくしてこしへし今ゆくさまえらびこれし
よくぞまゐんためにこの集をなづけて千載和歌集といふよしに今に
のこせなりけるのかたみぞいでひとえてもありかめしさんあしかりし〇代表
の歌なりけるのかたの御心ちよいかてすなはちなきめでたうかなんありける〇代表
草子云金葉の名ハ心中傾思其故併欲入涅槃之時世間金葉花
雨云々以之思之金葉の世ゝ流布するハ不吉なりしく此集の後白河
院崩じ撰者又逝す又云詞花の詞の字ハ詞死の音に似て禁忌
ありしあつくありける代経たえ云く或云此名の不吉なりしと崇徳院流罪近
の御歎きにてといへりしく此二代の集其名に係縁なりて此集ハ千載
と祝義なりとめしくなづけたまふ云く〇序なき勅さなし或ハ歌のなりと
のす〇部立　春上下　夏　秋上下　冬　別　羇旅　哀傷　賀

恋自一至五　雑上中下　短歌　旋頭　物名　〇歌数　八雲御抄云千二百八
十四首又短歌有之

新古今和歌集　二十巻　四本

八十三代土御門院元久二年三月廿六日後鳥羽院の院宣によりて参議右
衛門督通具大蔵卿有家左近中将定家前上総介家隆右少将雅経
撰進す寂蓮撰者に入といへども奏覧以前に卒去す此歌は上皇
御みづからさだめ給ふ其故に序に叡慮のすゝむ所あたらしき撰者
は採集梨壺五人の例によりて五人を定められたる所の離さにあらく
の撰しける時和歌所の開闔源家長同寄人藤原清範朝臣鴨長明藤原
秀能也假名序は後京極良経公真名序は良経公の命によりて大納
言藤原親経これを書す親経は日野家嫡流の儒者也〇此序の
詞にいはく今此集をえらぶ所たかきいやしき人をきらはず目にみえぬ
神仏の言の葉もうばたまの夢につたへたる事までひろくもとめあまねく
あつむ〇又万葉集にいれるうたはこれをのぞかず

古今集よりこのかた七代の集にいれる歌はこれをのすることなし
とぞ〇元久二年三月に竟宴ありとてかゝれ承元三年六月猶切継す
べきのよし仰せけるに後或は止められ或は加へられ後入ることし
已上明月記の趣也〇拾芥抄云披露したる又猶直官位有之違事
所謂通光大納言或は左衛門督等〇奥書に見たる歌五首入る
かはりてられは隠岐の御所にて改め直させたまひて精目に
隠岐本と称するのしかれ此跋は扶桑拾葉集にのせられたり
へり〇阿仏房が作に新古今むかし時のやさしきすがたをまもりて
おなじ流のへき歌の姿ひろくさしなんとするまでのほかを述
なさずべき所にやあるにもれすぐしく歌の道ささゆるなりあはれ
よて新勅撰はさびゆくえらへしきまゝにひとしとそくしをれりけりな
にぶくれたるの例し〇後普光園院の近代風体にも新古今ほど
おもしろき集はなし此比の人がうかへる人は此集のみをよ
いで侍るといふ歌も見ゆ旧作比の五首の作者すでに説にしく旧

くは名人の歌撰ふべし勅撰は後拾遺までぞ撰ぶべきなるかさ但今
は金葉詞花千載新古今などの歌よりたゞんをのよろしきべき此紀在
樹府つかゆるし近歌は新古今まで代をもよくし後撰は近代のお
よびもつかでもまね候し〇貞慶では後撰よる新古今よりく入るべしそれ
ども新古今は至極せるとてもことを述ふるなかなかにしたきよりそあれ
つまりくて康からうすずれぞあらうその家が後後拾遺温和にやすう
らゝにうけくあやまれしし〇部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀
哀傷　別離　羇旅　恋自一至五　雑上中下　神祇　釈教　〇歌数　八
雲御抄云千九百八十八首万葉歌入之古今歌皆不入之

新古今和歌集抄　四巻　平常縁

巻首に新古今抄とあり又四巻抄とも云〇奥書云此抄書
連之御説先達之説少々又加了简書置一冊也云々平常縁在判
〇慶長二年丹山隠士玄旨奥書あり

新古今増抄　二十巻　加藤磐斎

毎首ちしめに古抄の説をかゝげ次にみづからの考へを述す各
斎の自跋あり〇貞享の頃は新古今四巻抄とて盤斎の
増抄もしられしすこし

新古今集美濃家裹　五巻　本居宣長

これは大夫重門宣長にこひて此集の歌どもをこゝろえやすく
なるやうにしるし趣をとりてあらはしたまへとてかゝれたる
ものなりしけるを〇書中此集の歌を註してこれも一冊とせり

美濃家裹折添　三巻　同上

張右京諸之序　同奏郡序　美濃大夫重門序等あり
これは新古今集を作つて此附録として巻首に宣長の歌を
ぞへたるのこれをもおなじく何かしらにて注釈有りて
上巻　新勅撰の説し此中契沖の説あるの説をとりて又説せり
中巻　続古今　続拾遺　新後撰　玉葉　続千載
下巻　風雅　新千載　新拾遺　新後拾遺　新続古今　千載

いけまもらぬすゆーげぬきちく粗しわり　巻尾ニ寛政三年四月十三
日夜書終ぬとあらせり同九年三月ニ本す

新勅撰和歌集　二十巻二本

八十五代後堀河院乃綸言ニ依て貞永元年壬辰十二月二日前中納言定
家卿これを撰す○拾芥抄ニ云貞永元年六月十三日召ニ依て参内殿上
の外座ニ候す蔵人頭右中弁源資雅朝臣入土戸相逢参上奏候之由
帰り出上古以後ノ和歌撰進すべきよしこれを仰す称唯して退出す同
年十月一日先序奏之目録文暦二年五月内々これを仰て依之奏覧狼藉
草本を被返下同十一月日殿下被返下止ぬ歌を上しぬ所を給ふ
て清書進之云々○進定の御撰書目を所能ハ所成より八代続きの
ゆへにし○假名序真名序なし假名序定家卿の作として此序に
いま後世何のよしつもて何竹のよしに書出ありけなかうちづれせんと
ちすぎふてしなのくものうきをめくくえし貞永元年十月二日これを奏
すまく○又なお井蛙抄ニ云新勅撰をも宇治川集といひけり武士の名おほく

入りたるゆえに○契沖か新勅撰ニ云此集ニおほく武士の歌入らさき
らくて其頃に宇治川集とつけゝるとぞぬんうのものハ十ゝち川といふ
ちうへあり後成女が消息ニ云新勅撰ハかくれごともなし中納言入
道殿ならぬ人のしてひけらふてえらてたるさらはいうしこいうく
ひさぞうめてしい侍れたちれ人もうつもおこしすきすみおこうくな
き院ぞうり侍製してははもめくれさこうちうしはひしかうよし
そうへしはつす兵ほもれらかハいざさんと御所めりりて入乃在の
そうなさせたすよ歌七十首とやせむとはしまちそうにてありき
らんはひきうく貞へちうけ又ハ後は撰の時越部禅尼俊成女消息
せんの年書置ゝをおのにれ借失し而洲或仁今書写説既在了九
月九日積阿　右の消息の中ニ侍ふたちらいハはうね後　土御門院
順徳院此三院の御製を入らされさりれいつろもれども天気許
容なうりけち関東のそうしひちけす定家つなまなしさうりまや
百人一首の終りにはうね後順徳院のうれ帝のはうおさ述懐乃

侍ぶ御歌ちわうおまてい後は撰集ニ二首かさり入らせさすハ父の
てのうちうき御補なるれうりけりハうは残されりぬ○今川了俊
ニ新勅撰集ハ定家ニ一人りけ殊うりくえうりくれて花実相そろ
れ集ニして○光廣ゆえ新古今をむすぶへくさ新勅撰は定家の
くすしくはまわうくく○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀
羇旅　神祇　釈教　恋自一至五　雑四上　○歌数　拾芥抄云千三百七十
一首　此外短歌四首

新勅撰抄　写本　二十巻　沙門堯真

此集一部の註し堯真宣阿と称す又梅月堂と号す草庵集諺
解蒙求の作者し

新勅撰集抄　写本　三巻　沙門契沖

一名難勅撰又新勅撰難注と号す此集の中にかはうあうまつの歌
撰者「同朝の今歌あけたらんハ難はとたくるよ巻頭ニ越部禅尼
の消息に引く此集を論じ古人宇治川集と名せしまかさ

をも挙うり○奥ニ云ふ元禄十二年五月廿六日　摂之江南沙門契沖

新勅撰和歌集抄　八巻　沙門祖能

此おりと流義の秋田正業といふ人のまおわくして取捨して首端と
くそつくりしけて書中ニ梅月堂のおを論し契沖のおを駁
するるもちうう證月の序に寛政十一年ニ本す

續後撰和歌集　二十巻四本

八十八代後深草院宝治二年七月日勅ありて建長三年十月廿七日に
後嵯峨院の院宣ニよりて民部卿為家これを撰進奏すうらし　拾芥抄ニ云
とうらう○今川了俊ニ云ふ後撰集ハ為家卿の撰じられすと新勅撰の
餘風残りて其時の集ハ又撰者たちの秀歌ありて歌ちりくをくく
すらへ体よおもむきれりとうや○光雄ゆゑ撰之後は撰ハ前中は歌
然正しき人ありてすかうゐ常ニよそくすらへしぞ○部立　春
上中下　夏　秋上中下　冬　神祇　釈教　恋自一至五　雑上中下　羇旅
○歌数　拾芥抄云千三百六十八首

續古今和歌集　二十巻三本

八十九代亀山院文永二年乙丑十二月廿六日後嵯峨院の院宣に依て前内大臣藤原基家入道民部卿藤原為家侍従藤原行家右大弁藤原光俊朝臣法名真観四人これを撰す　仮名序真名序あり　仮名序ハ藤原基家なり　萬葉集の内十代集の外の歌これを撰す　或云正嘉三年三月西園寺にて[illegible]庚申[illegible]の次第[illegible]勅撰[illegible]氏にて[illegible]勅諚[illegible]融覚藤原為家法名[illegible]八雲御門の撰者祖父俊成父定家千載集新古今集撰すの例に外ならず[illegible]弘長二年に撰者に加へらる　此内前内大臣家良公奏覧以前早世○此集[illegible]一人[illegible]あり[illegible]撰者[illegible]歌[illegible]玉葉集[illegible]基通八[illegible]通公の[illegible]家八[illegible]の[illegible]光俊ハ葉室家の歌人法名真観[illegible]和歌の[illegible]為家[illegible]融覚[illegible]○仮名序[illegible]古今の[illegible]ぬかりしたぬ[illegible]四人の[illegible]これ[illegible]万葉集のうち十代集の外[illegible]ひろく[illegible]たて[illegible]続古今[illegible]此集[illegible]続古今[illegible]古今集と[illegible]他の勅撰[illegible]続新古今[illegible]なち[illegible]の集を[illegible]長き代[illegible]の二代の古今新古今[illegible]文永二年十二月廿六日[illegible]集[illegible]○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　恋自一至五　哀傷　雑上下　神祇　釈教　離別　羇旅

○歌数　拾芥抄云千九百七十二首

續拾遺和歌集　二十巻二本

八十九代亀山院の院宣に依て文永十一年前権大納言為氏これを撰す弘安元年十二月廿七日奏覧す○此撰者為氏ハ為家の嫡子[illegible]為氏の母ハ宇都宮弥三郎頼綱の女なり頼綱法名蓮生[illegible]歌撰集に入る○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　恋自一至五　雑上中下　釈教　神祇　○歌数　拾芥抄云千[illegible]六百首

羇旅　雑春　雑秋

新後撰和歌集　二十巻三本

九十二代伏見院正安三年後宇多院の院宣に依て大納言為世これを撰す為世ハ為氏の嫡子也嘉元元年十二月十九日これを奏す○異本井桂抄[illegible]此集[illegible]撰者[illegible]譜家ハ津守集[illegible]住吉神官の歌多く入るゝ[illegible]今世ハ勅撰[illegible]名つけ[illegible]○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　恋自一至五　雑上中下　離別　羇旅　釈教　神祇

○歌数　拾芥抄云千九百七十首

玉葉和歌集　二十巻四本

九十四代花園院正和元年壬子三月二十八日伏見院の勅に依て正二位大納言為兼これを撰す[illegible]上古[illegible]十二代の外の[illegible]撰す[illegible]為兼ハ為家の孫[illegible]歌の[illegible]○二[illegible]集の[illegible]風雅集[illegible]玉葉集[illegible]○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　旅　恋自一至五　釈教　神祇　○歌数　拾芥抄云二千八百[illegible]首

續千載和歌集　二十巻四本

九十四代花園院文保二年己未四月十九日後宇多院の院宣に依て前大納言為世これを撰す○直底[illegible]千載新勅撰の[illegible]て続千載と為世の撰せられし[illegible]○部立　春上下　夏　秋上下　冬　雑体　羇旅　神祇　釈教　恋自一至五　雑上中下　哀傷　賀　○歌数　拾芥抄云二千百二十首

續後拾遺和歌集　二十巻二本

九十五代後醍醐天皇元亨三年七月二日綸旨に依て[illegible]民部卿為[illegible]

前にてこれを撰するといへども篇を終ずして正中元年七月十七日に
為藤にて薨去の間子息権中納言為定つゐでこれを撰す正中二年
十二月八日これを奏覧す序なし勅撰なる事の儀なし或云為藤
ハ為世の子にして為定の叔父なり ○部立　春上下　夏　秋上下
冬　物名　離別　羇旅　賀　恋自一至五　雑上中下　釈教　神祇
○歌数　拾芥に云千三百四十三首

風雅和歌集　二十巻　四本

九十七代光明院貞和年中花園天皇御自撰し給ふ貞和二年丙戌十一月
九日竟宴あり おこなはれたる竟宴の例ハ新古今元久二年四月に行はれしより二
年に続古今竟宴有てよりまさく真名序假名序ともに法皇の御
作し此集の清書ハ青蓮院入道二品親王を書き参らせ給ふ旨ハ伏見院の皇子
なりくはされ此集なり ○假名序ハ元久のむかし此歌撰に傚てふるき
おもひしきしまのみちのすたれたるをなげきて ひろくあつめさせたまふ
せられしとかや貞和二年十一月九日とあり ○櫻雲記

またの正平元年 北京貞和二年　今年北京に風雅集撰ばる　宗良親王
これを聞て是より先に南方にも拾遺集を撰ばしめ給はんとの給ふをもつ
て作者に漏ぬ今さら田舎に住を撰者も為定にハ候すまじとなりけるを
折に聞き給ひ
いかなれば身ハしもながらことのはの花のみやこのくものうへにもさそはれん
ゑのたいハかきけりすぎてはまかなくしるしのしらせ
○部立　春上中下　夏　秋上中下　冬　旅　恋自一至九　雑上中下
釈教　神祇　賀　○歌数　拾芥に云二千二百十首

新千載和歌集　二十巻　四本

九十九代後光厳院延文元年六月十日これを撰ぶ同四年四月廿一日四季
の部先これを奏覧す為遠為藤が清書倫旨に依て入道大納言為定
にこれを撰す ○綸旨案　上古以来和歌可令撰進給者依天氣言上
如件　六月一日左中辨時光奉　進上御子左入道大納言殿 ○為定
ハ為氏の嫡孫にて早世故祖父為世の猶子につけて和
歌ハいへらんし ○三光院ハ新千載集ハ歌よし詞わろし集
作ハよくつくれる集なり伺さハ作者の善悪はぞれず肝要なり
○部立　春上下　夏　秋上下　冬　離別　羇旅　釈教　慶賀
恋自一至五　雑上中下　哀傷　神祇　○歌数　二千三百五十八首

新拾遺和歌集　二十巻　四本

九十九代後光厳院貞治二年二月二十九日民部卿為明に綸旨を下さる
てこれを撰ぶすなはち八座弁資定朝臣四月十六日奉行同三年四月廿日
四季六巻且奏覧す為明遷化以前同十月廿七日撰者卒去す頓阿法師
の誹を以て続同じく恋雑の部を補ひ撰ばしめらる ○拾芥抄
に勅撰小路二品為定卿清書又は勅撰事治定ハ貞治二年二月十
日内に武家より作せしるす八月十五日和歌所五条室町の武家より
沙汰之先例により倫旨ありて撰者えとて下さる ○撰者為明ハ為藤
ての子にて為世の孫したがつて為氏の子孫にして誰よりの人の

新後拾遺和歌集　二十巻　二本

一百代後円融院永和元年綸命を降して御子左中納言為遠にこれ
を撰す ○拾芥抄に云六月廿九日辰刻綸旨到来其詞に云上古以来和
歌可令撰進給者依天氣言上如件　資教謹言　六月二十六日
左衛門権佐資教奉　進上御子左中納言殿 ○為遠ハ為定の猶子
なり此集編纂のうち永徳元年辛酉八月廿七日己刻撰者為遠卒
去せられければ同十二月あらためて為重卿ついで撰進せしむ
勅定ありけるに永徳二年壬戌三月十七日四季十巻且奏覧あり和歌
これより内々三年癸亥十二月撰功を終へて返納す数返錯乱を略す
撰せしむ此度至徳元年甲子十二月すでにおよそ返
納す同二年乙丑二月十五日撰者為重故人の為に害せらる ○假名序
ハ二条太相国良基公の作此序ハ権中納言為遠卿の書にあるにて
作せくいそつて今さらすでにてなりてこれしめたまひて良基
公ハ公方義満公と御中よくして此集も武家と作せられて
しかれどもおなじ為氏の孫為重の嫡男たり ○部立　春上下

夏　秋上下　冬　雜春　雜秋　羇旅　恋自一至五　雜上下　釋教
神祇　慶賀　○歌數　千五百四十八首

新續古今和歌集　二十巻　四本

百三代後花園院永享五年中納言より[illegible]雅世に[illegible]撰ばせ給ふ[illegible]序假名序ともに[illegible]條[illegible]
御製[illegible]上古以来和歌可令撰進給者依天氣言上如件　資任謹言
右中辨資任奉　進上　飛鳥井中納言殿　同十年八月廿三日四季
奏覧　同十一年○返納[illegible]撰者雅世[illegible]
[illegible]○假名序[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]○此序の詞に廿一代集[illegible]永享十年八月廿三日[illegible]
[illegible]末乃集[illegible]新續古今[illegible]

[illegible]○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　釋教　離別　羇旅
恋自一至五　哀傷　雜上中下　神祇

續古今玉葉風雅拔書　三巻

第一　續古今　第二　玉葉　第三　風雅　此三集の[illegible]
て連歌付合[illegible]自筆の[illegible]刊行[illegible]
[illegible]

新葉和歌集　二十巻　四本

南朝後村上院の御子後醍醐帝の御孫長慶院の弘和元年[illegible]
宗良親王これを撰ばせ[illegible]親王ハ後醍醐帝の[illegible]和
歌の[illegible]○巻末に勅撰集[illegible]編
[illegible]○假名序　宗良親王の[illegible]序の詞[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]今[illegible]
[illegible]
弘和[illegible]世[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]和歌集[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]今勅撰[illegible]
[illegible]
[illegible]弘和元年十二月三日これを奏する○
今刊行[illegible]承應二年の[illegible]

私撰類

新撰和歌集　四巻二本　紀貫之

此書ハ古今和歌集撰集のはしめの集乃中よりてよめるすくれたる歌を撰ひあつめたるよし中納言兼輔卿に語りて兼輔ノ勅撰につゝみなりとし命せられしが貫之土佐の任に赴きしの間にそれを撰せられたりしが帰京の時醍醐帝延長八年九月に崩じたまひしかば奏覧に及ばずしてやみぬ此集ハ貫之の真字の自序ありその序に云蕃頭従五位上紀朝臣貫之上とありて序の詞より於戯夫上代之篇義漸幽而文猶質下流之作文偏好而義漸疎故抽始自弘仁至于延長詞人之作花実相兼而已今之所撰玄之又玄也云々爰以春篇配秋篇以夏什敵冬什各相闘而両篇書焉慶賀哀傷離別羇旅恋歌雑歌之流又對偶惣之百六十首分為四軸云々○此序によりてみれば古今集乃うたの中よりえらみしかれども世にひろまりたるハ弘仁より延長までの作者のうたをあつめたるなり

巻第一　春秋百二十首　初ひとくさつゝ春の歌をつらねて次に秋歌をあはせと目にみゆるやうにかきつらねたるなりのせ　巻第二にハ夏冬の歌を一首づゝならべのせ　巻第三ニハ賀と哀傷とのうた　巻第四にハ恋雑のうたをならべのせたり

續詞花和歌集　写本　二十巻二本　藤原清輔

清輔ハ又顕輔朝臣の子也此集ハ二条院の仰によりて此撰ありし集を撰せられしが二條院崩御ありしかば勅撰に准ぜられずとぞ拾遺抄の趣を学びて撰じたる集の巻尾にも其趣をかけり清輔乃漢字の跋ありてあるに後成の卿の奏状にも此書ハ漢の詞花集にならひしかば後うたの事はなくて二條殿の勅撰にあらぬことをしるしたるもうけかたきものなりとて後成の卿のおのが

○奥書云以九條三位隆教本撰者自筆書写校合畢○部立

春上下　夏　秋上下　冬　賀　神祇　哀傷　釋教　恋上中下
別　旅　離上中下　物名　戯咲　○歌数　九百八十八首

雲葉和歌集　写本　十巻二本

衣笠前内大臣家良公の撰なりしか巻頭に家隆公の歌をのせられけり此集ハ九条家の時代のうたまで撰の歌なり○部立　第一　春上　第二　春中　花部　第三　春下　第四　夏　第五　秋上　第六　秋中　月部　第七　秋下　第八　冬　第九　賀　第十　羇旅　○已上歌数八百七十四首

○按ずるに恋部以下闕たり全本ハ二十巻四季なるべし今存するもかくれたるべし

金玉集　写本　一巻　大納言公任

四季恋雑をわかちてよめる七十八首の歌をのせたり作者ハ躬恒　忠岑　重之　中務　忠見　能宣　貫之　業平　花山院　伊勢　高遠　友則　安法法師　よみ人しらず等也巻首に撰者の名を傳ふ歌得業生柿本末成撰とあれどいぶかし乃作者なるべし

玄々集　写本　一巻　能因法師

能因真字の自序ありて永延の末寛徳の初めにいたりて上下二十年に至るまでの作者八一条院　三條院　後一條院　後朱雀院　四代の人々なり此集作者ハ以て詠ずる所を漢土の詩選の例に似たり　圓融院　御製二首　長能　十首　清少納言　一首　花山院　自然首　水無瀬女　一首　道命阿闍梨　一首　かくれなき人名の歌数の記入也けるとかや

玄玉和歌集　写本　七巻一本

此集序ありて撰者つまびらかならず序の詞にいはく近き代のことにあつめむとて玄々集をまねびてちゝにあつむる十二巻とせり其中に神祇をはじめとして釋教をもゆるしてあつむる
第一　神祇歌　第二　天地歌上春夏　第三　天地歌下秋冬雑
第四　時節歌上春夏　第五　時節歌下秋冬　第六　草樹歌上春夏

第七草樹歌下秋冬 以下闕なり 作者ハ 俊成 慈圓 定家 家隆 俊恵 有家 乃因 顕昭おし ○奥書 延暦三年書写 散位中将祐仲しるせり

今撰和歌集 写本 一巻

撰者はさだかならず四季恋雑にわかちて 清輔 顕昭 顕広 俊成 ひかしにおはし登蓮 小侍従なとの歌をのせたり

柳風和歌抄 写本 一巻

撰者詳ならず四季恋雑と次第して各部乃奥より下並びたり さうの歌共相次ぎ末の時代とみえたり

夫木和歌抄 三十六巻 藤原長清

此書ハ遠江乃住人勝田越前守藤原長清法名蓮昭乃撰し昔中比乃歌仙たちの人々の家集なとにのこれる歌ひろひつめたるものにて趣意ハ今よりはのちの勅撰のためにとてうづもれたる歌を世にあらはさむとなり夫木抄と名づけたるハ扶桑の字のつくりをとりて名とせし也

名づけたるハ扶桑よりいでたる此抄の名なりと云々また白衣乃老翁一人来りて此抄の名を夫木と撰すべしといひけるとかや 和歌乃風俗をまなぶ人の末代の証歌ともなるべし 和国乃風俗かくれなき歌の集となりけり 末代の歌人もこれを見てうたがひなく歌の道をまなびて此集をまなばざるなく 和歌の道の宝とおもふべし いまだ此集ハ代々の歌書の中にも勝れたるものなり 古今乃歌の相伝ハなきものなり 此書の名ハ扶桑ハ日本国の総名なれバ扶の字のつくりをとりて夫木和歌集と名づけられしとぞ

但し扶桑ハ日本国の総名なれバとりて名とせし也 夫木和歌集とも名づけられし 長清存生の間ハ秘蔵して外見にゆるさず 其後高駿河守なにがし依て一本書写す 其後武蔵守師直一本を書写して両本都鄙に流布せり 巻首に目録を挙て大むねの部を趣とし○部立四季恋雑をわかち 巻首目録と挙て 雑の部にいたりて題を類せり○此本写本列なりし

夫木集抜書 二巻

浪華乃宗匠西順が集のうちより連歌の付合によろしき歌をぬき出して列ねたり 作者ハ大伴乃抜書なり

夫木集類句 写本 三十巻

山本春正が古今類句の例にならひて此書の歌の下の句を以て字ぐさりにし類をわかちて考案にたよりす

歌林拾葉集 十二巻 写本 小幡正信

夫木和歌の歌乃故事故語をあげて其の証歌をひき和漢の書を引て注解す 西順書写の本なり 列ねせり

藤葉和歌集 写本 六巻 一本

よみ人の作撰集のうちなる歌をあつめし四季の部の二つをあげし 闕巻の部ハ一つもなし 藤葉集ハ風葉集にならひて南朝の撰集なりといへども此書ハ新葉集と同時の撰集にて

紙数多し一つにて此集撰集の時代年紀並に撰者詳ならず 但し或説には南朝の撰集なりといへども此集ハ作者及年号等によりて北朝のものなりと按ずるに後醍醐天皇吉野の御時のさだめしにはあらず 序並びに奥書もなし 此集ハ続拾遺に入られし歌などもあり 二条家の歌などもあり 世にまれなり

凡そ四季の歌ハ六百二十七首

○

夫和歌集 写本 十八巻 写本

此書ハ撰集の体によらずして 歌をあつめたるものにて なかつかさのうちなるうたども 都ての歌をあつめたるなり 風葉集と名づけられしは 新撰集とも云 序の後書の文序によりて此集の次第を定めたり 拾遺集に入りしもの 集の入らざる作の歌ハ不一条院の序にしたがひ 此序の部立にてこれを入れし 近代の歌をおさめてこれをしるし 拾遺の部にいたるまでかくのごとし 全部二十巻にわかちて此集撰者のしるせり○此集撰者ハ

十巻の中十九二十の両巻闕けり○部立　第一春上　第二春下
第三夏　第四秋上　第五秋下　第六冬　第七神祇　釈教
第八離別、羇旅　第九哀傷　第十賀　第十一より第十五まで
恋一二三四五　第十六雑一　第十七雑二　第十八雑三　[illegible]
今存する所千三百八十首○巻尾に元禄五年庚午冬[illegible]睡子の
奥書あり　又備前野村[illegible]所持の本には[illegible]風葉和歌集者南
朝之御撰[illegible]所撰著之物語和歌而[illegible]葉集之也云云
然序[illegible]卿千歌餘二十巻文永八年進献之云云[illegible]
撰[illegible]之撰者誰人乎可尋之者也云云　寛永四年丁亥冬十月散
人尚房○尚房一枝軒と号す梅月堂宣阿の門人也○此集の終乃
作者[illegible]

[illegible]

[illegible]

月乃みやこ　くゆし乃大納言　みやしく中の源宰相
[illegible]右大臣　小倉[illegible]女御後大納言　[illegible]の女御
[illegible]の[illegible]女御　小東[illegible]女御　[illegible]
尾[illegible]大納言[illegible]　水[illegible]の[illegible]　[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]　[illegible]の[illegible]　[illegible]
[illegible]大納言[illegible]女　[illegible]の尚侍　[illegible]
[illegible]の中[illegible]　[illegible]の[illegible]　[illegible]
なり[illegible]の内侍の[illegible]　[illegible]の国[illegible]　[illegible]の関[illegible]
[illegible]の[illegible]　[illegible]の大納言[illegible]女御
[illegible]の[illegible]　[illegible]の中納言　[illegible]
[illegible]の[illegible]秋主　[illegible]の母　[illegible]
[illegible]の[illegible]　人[illegible]　[illegible]
[illegible]の[illegible]　[illegible]の女御　[illegible]の[illegible]

[illegible]の宰相　[illegible]表才　[illegible]の中[illegible]
[illegible]中納言　[illegible]の[illegible]の女　[illegible]の大[illegible]母
[illegible]　[illegible]の[illegible]　[illegible]
[illegible]源[illegible]納言女　[illegible]人[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]の中[illegible]　[illegible]の左大臣
[illegible]の[illegible]　[illegible]の[illegible]　[illegible]のみやこ
[illegible]の[illegible]　[illegible]の[illegible]　[illegible]
[illegible]の中[illegible]　[illegible]の[illegible]　[illegible]の源大納言
二条[illegible]中納言　[illegible]の大納言[illegible]女　[illegible]の左大臣
二条の源大納言女　[illegible]の[illegible]　[illegible]の[illegible]女
[illegible]の[illegible]　[illegible]の[illegible]小宰相　花[illegible]
[illegible]の[illegible]　[illegible]の中納言[illegible]　世[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]

古今和歌六帖　十二巻

一名紀氏六帖 袋草子云貫之女子所為し故号紀家六帖兼盛重之等歌載之云々　又云和歌四千六百九十六首此中長歌九首旋頭歌十七首但本々不定也云々

第一帖　歳時　第二帖　天　田　野　都　田舎　宅　人　佛

第三帖　氷　第四帖　恋　祝　別　第五帖　雑思

服飾　色　錦綾　第六帖　草　虫　木　鳥

已上部の大旨を[illegible]この下に種々の題類[illegible]

新撰六帖　五巻

家良　為家　知家　信實　光俊　已上五人六帖の題によりて

[illegible]作者[illegible]點[illegible]青黄赤黒紫[illegible]點[illegible]

[illegible]

袖中和歌六帖　二巻　小澤蘆菴

古今六帖新撰六帖乃[illegible]五首[illegible]載[illegible]

[illegible]

材林和歌集　五巻

[illegible]　小川布淑序　写本　[illegible]　寛政[illegible]六月刻

採者[illegible]自序[illegible]春の野乃[illegible]萬葉集[illegible]

[illegible]書[illegible]三千百九十餘首[illegible]

[illegible]古今[illegible]採拾遺[illegible]紀氏六帖[illegible]三十六人の

家集[illegible]河院両度の百首[illegible]集[illegible]

の家集[illegible]

[illegible]

第一　天象部　天の[illegible]　日月[illegible]　虹[illegible]

地儀部　山　岡　谷[illegible]　寺　墓所　神社　仏閣[illegible]

時節部　春　夏　秋　冬　朝　晝　夕　夜　暁

第二　居所部　都[illegible]　山家　田家[illegible]

人倫部　親子　男女[illegible]　友[illegible]

人事部　恋　祝　離別　旅　述懐　夢　[illegible]　遊宴　等

第三　衣食部　衣　帯なと　酒　飯　薬なと
器財部　琴　笛　弓　太刀なと　滝　畑なと
第四　草部　草　苔　竹　等　木部
第五　鳥部　獣部　虫部　魚部　等とわかちてそれそれにあり

温知和歌集　写本　一巻
御撰なり
雑経定家卿より逍遥院徹書記宋世道堅などにいたるまで四季恋雑混雑して何人の歌ともなくしるしつけて部をもわかたず
故に撰びたる撰ものなし哉の誤ならん

伯母集　写本　二巻
此書も四季恋雑の次第もなくて部もわかたず歌をしるし作者の名もしるさず其中に徹書記の名のみあり〇一枝軒か曰
ある伯母集八或説に一色某の伯母の作といへり集の體古今已下古歌新歌近代までの作者をあつめたり

林葉累塵集　十巻　五本　下河邊長流
此集公家の人は入らず武家の集なりしかは農夫商人世捨人のよみしを撰集の人さまさまの人の歌をあつめたり凡四季恋雑に分ち長流のあつめし此集の歌は千三百六十余首のうち長流か自序にいはく此歌とも百五十余首入たり
人はさかしらに歌のみちなど…
…
此集すなはち…

萍水和歌集　十巻　二本　同上
…

これは累塵集の餘編にて其集の中には遠き古へより今の世の歌よみの歌を…時代はおしなへて…
これは牡丹花の…撰みて…
意の…

家集類

歌仙家集　十五巻

一名三十六人集といふ大納言公任卿の撰じ給ふ歌仙の人々の家の集なり定家卿の詠歌大概につねにみるべきものは古今 伊勢物語 後撰 拾遺 三十六人集のうちことに上手の歌をこころにかくべしとあり自注に人丸貫之忠岑伊勢小町あのたぐひをいふとあれど今世間に流布する本ハみな定家の時代のものにハあらずもれたる歌の附会したるもおほければさだかならず○按拾遺集の序にいはく大納言公任卿むかしの歌をえらびぬきいでてこれよりくだれるものもみえたり又よみびとのうちにかしこき人もありとぞいふこれ公任卿の三十六歌仙撰ばれし故にこの集を三十六人集ハなづけたるなりといへり

いづれ書きし集かしらのやうにいひつたへたれどもいかがあらんおほつかなしこの書をよみてはいつくりてもよろしからず又藤原秀喜撰黒主貞文藤原元方里深養父忠房などを除きて三十六人ハみな千載集雑中に大納言実家のいはく三十六人集をとりて云し清輔の中に故大納言大臣のいへるを得て撰びしよしみえておぼつかなし

かへし　権大納言実家
ふるきをいまにつたへていけるのみとまれ林のことの葉
このもとのかくれたる姿をいつのよにかおもひかへさん
大皇太后宮よし

柿本集　二巻

人丸の集なり下巻に国の名物隠題によめるうた十六首

はり丹後筑前の両国にけるおりに壹岐對馬へいくとて十六首よみける本に壹岐を入れてゆきてもりてよみける国もあるべしもとの本にはなきにやあらんといへり　柿本人丸はいにしへの人なれども此名の集に春のうたに題しのぶといふことのはかなきものはありけれどもこれなんかたるをとるべきの名あるべしとぞいふ○按沖日人丸の集ハひとつに信じがたきものなりおほく万葉集のなかよりえらびあつめたるものにてもとハいづれも撰びのなかにて人丸の集にいれたるにやあらん○雅嘉按ずるに此集は延喜天暦の時代作者のうたをまじへたる集なるべし
このうたの第二首にやまと歌をあつめてと
かきたるものにかのうたのちのなかの人のうたもいりてあり
此哥拾遺抄に元輔として一首入りたれば此六十六首くはしく論の

躬恒集　一巻

延喜時代の人なり此集にはいれるうたは人丸集のうちにあるべし躬恒拾遺抄に撰者へうつりてこれをやむるの類なれば

素性集　一巻

此集のうちに天暦のみかどのうたをのせたるなり河内のくにの守なるしやうせんの法師のうたもありてよみけるにや
あじろぎにかけつつあらふからにしき
ひをへてよする紅葉なりけり
躬恒が天暦の御時まで生きてありしことはいかがあらん良因院なれば
たれなりしや素性のすみけるところの良因院なれば
良因朝臣といひしはこのうちのことなりとぞ
今おもふにこれらのうたはみなそのうちのうたなり
あはれにしたしくおもひてなづけたるなるべし

[illegible]

猿丸集　一巻

契沖云此集の中古今集のよみ人しらずの歌多く入たり [illegible]

家持集　一巻

[illegible] 家持集 [illegible]

此集も古今集のよみ人しらず [illegible]

業平集　一巻

契沖云 [illegible] 長歌の [illegible]

大根古今集よ [illegible] ○契沖云此集の [illegible]

[illegible] 業平 [illegible] 伊勢 [illegible] 琵琶殿 [illegible] ○雅嘉按 [illegible]

兼輔集　一巻

此集の [illegible] 契沖云古本小町集も小大君集も發句 [illegible]

敦忠集　一巻

公忠集　一巻

[illegible]

斎宮集　一巻

宗于集　一巻

清正集　一巻

興風集　一巻

是則集　一巻

小大君集　一巻

奥ニ新古今より出たる歌を附す

敏行集　一巻

能宣集　一巻

[illegible] 江田世恭 [illegible]

兼盛集　一巻

貫之集　二巻

此集ハ部類分く延喜天暦の [illegible] ○契沖云 [illegible] 雜四 [illegible]

[illegible]

紀時文

[illegible]

[illegible]ハ[illegible]の[illegible]けるよし[illegible]

伊勢集　一巻

撰者未詳。拾遺集雑部ニ天暦の御時伊勢が家の集めしければ[illegible]

赤人集　一巻

遍昭集　一巻

源順集　一巻

此集ハ天禄数奇の[illegible]順[illegible]〇 撰者ハ内記[illegible]

[illegible]

元輔集　一巻

[illegible]集　一巻

[illegible]集　一巻

[illegible]集　一巻

[illegible]集　一巻

[illegible]小町集ハ[illegible]小大[illegible]

[illegible]小町[illegible]

忠岑集　一巻

忠岑[illegible]此集ハ[illegible]の[illegible]今此[illegible]の奥に撰入集[illegible]

頼基集　一巻

[illegible]見家集[illegible]入[illegible]

[illegible]此集の中、朱雀院[illegible]屏風[illegible]

重之集　一巻

此集ハ百首[illegible]百首[illegible]

[illegible]一巻

信明集　一巻

仲文集　一巻

元真集　一巻

忠見集　一巻

中務集　一巻

[illegible]集のうち[illegible]誹諧[illegible]

三十六人歌仙家集　三巻

已上三十六人歌仙歌集解雑部[illegible]

[illegible]歌仙家集の中[illegible]田川[illegible]の奥[illegible]三十六の家[illegible]大概[illegible]大部[illegible]

[illegible]用捨して書[illegible]

十七題[illegible]二日法印[illegible]在判○此奥書の趣意[illegible]の堀川百首題異抄の序にもみえたり　元文四年刻す

菅家御集　写本　一巻

菅原道真公の歌并書あはせて[illegible]写本に[illegible]

数々のくしく[illegible]の秘歌[illegible]天神経のく[illegible]

歌[illegible]の入[illegible]書なり[illegible]

[illegible]の類字名所補翼抄[illegible]菅家御集[illegible]

[illegible]秘歌百首[illegible]中古[illegible]の歌[illegible]

[illegible]記[illegible]百首[illegible]信せしきぬ[illegible]

元良親王御集　写本　一巻

西宮左大臣集　写本　一巻

他人の歌[illegible]百六十餘首入れり

高明公の集なり　治承三年七月二日書写校合　文建長五年四月廿三日奥観の本にて以て書写校合[illegible]の奥書あり

大江千里集　写本　一巻

はじめは寛平の白序[illegible]歌百餘首[illegible]白氏文集の詩句を題[illegible]今の家集[illegible]

伊勢大輔集　写本　一巻

[illegible]従三位行治部卿平朝臣判とあり

康資王母集　写本　一巻

一名伯母集と称す此伯母集といふもの今一部あり[illegible]

平集の[illegible]伯母の[illegible]一枝[illegible]

[illegible]

祐子内親王家紀伊集　写本　一巻

[illegible]伯母集[illegible]康資王母の[illegible]

前大納言公任卿集　写本　一巻

[illegible]左京権大夫百首の中廿九首入れり

加茂保憲女集　写本　一巻

はじめに長き文章[illegible]

経信卿母集　写本　一巻

大納言経信卿の母は権中納言貞方の女なり此集は[illegible]

[illegible]経信[illegible]琴琵琶[illegible]

[illegible]大井川の[illegible]

[illegible]

赤染衛門家集　四巻

[illegible]

曾根好忠家集　一巻

はじめに毎月集といふもの[illegible]一年三百[illegible]

[illegible]十一首[illegible]

紫式部家集　一巻

[illegible]御堂関白道長公の[illegible]紫式部日記[illegible]

六家集　十八巻

後京極殿の月清集　定家卿の拾遺愚草　俊成卿の長秋詠藻　西行法師の山家集　慈鎮和尚の拾玉集[illegible]

同く貞則　家隆卿の壬二集　以上六人の家集なり

長秋詠藻　二巻

俊成卿の家集なり皇太后宮の大夫なりし故に長秋の二字をとりて名とせり漢土にて皇后の御殿を長秋宮といひしよりいふなり

月清集　四巻

後京極摂政良経公の家集なり此公作名を式部史生秋篠月清とつけられしゆゑかく集の名とせられしとそ又集の中に南海漁父西洞隠士なとゝかゝれしもあり除目の時假名せられしなりとそ烏丸家御蔵本に見ゆ本奥書に此一冊以東山長嘯翁本書写之云々

拾玉集　七巻

慈鎮和尚の家集なり刊本奥書云　和尚御詠類聚之事此十羽中院[illegible]とあり

慶長後百首等之頃類聚已訖今所少残懐紙詞寄之自然撰作諸人贈答等也重集之御勘之云々　貞和二年五月廿三日吉水末流尊圓親王記　○尊圓親王和尚の作名なり此集の中花月百首住吉社百首建久二年の百首又は学生安嘉とあり建久五年の百首ハ我立杣門人一部伝法阿闍梨となのり又ハ托山雑客ともいへり禅林折木法賀都庵の百首ハ丘往生加法師丸西山隠士信光なともいへり又建久六年前右大将頼朝卿と贈答の哥数首見えたり○第五巻建

異本拾玉集　写本　二巻

初巻ハ春日難波送佐州四季雑秀歌厭離欣求句題略秘贈答古今哥百首神主康業百首紀伊守紀卿の代る百首なとのせ後の巻には八種の哥なとのせたり此書ハ[illegible]ことなる所あり

之往生伝の九品の外他人のことはり初巻の奥にあり右慈鎮和尚御詠等採摭旧草仰慶運令類之斯言難測将来可悲之今任先賢之金言令集緝師之玉章偏存真俗一致之旨莫貽内外異論之嘲于時嘉応三年五月廿一日難波津末流我立杣不才尊円親王判記　書進此草子之次慶運詠云

あひかたきみのりにあへるうれしさをかきあつめつゝのこすことのは

いにしへのあとをたつねてしらへつゝのこしゝたまのひかりをそみる

うつしおくことのはのみや末の世にすゑしとまりてあはれなるらん

梅ずゝ山賤答の集と名づけたることの葉なり

之し

山家集　二巻

西行法師の家集なり今刊本の家集の中に山家集八巻なり此集の名の起りを古写本の目録より家心中集とあるもいかなることのありけむいまだかゝるもの見ず　○

異本山家集　写本　一巻

予が蔵する所の古写本ハ刊本よりいと少し於河之法勝寺僧房焼失間以他本書写之

此集周嗣禅師不慮被相伝西行上人自筆之本巻始和歌十一首銘奥書云此西行上人集蔡花園上人此本巻始和歌十一首銘頼阿副一首新所被選録異也雖未消遣恨之心所聊撰残芳之手沢而已　観応二年七月日修行者周嗣判○雅嘉按するに草菴集にも周嗣西行上人自筆の山家集の入たるよしあり周嗣法師の山家集ハはからす所得る僧坊の火のうちにやけのこりしを見て山家集の料紙の様か

侍りし哥人せ侍りしかば、此ぬしにて付侍りしとありて又
採ずる顕昭の高野日記を云西行上人の奥ありきに花林ま
ある此家集は開闢の中に寂勝為輔坊の火
の時焼侍りしかば、ちまりの不足を補て尚すこしく
侍りし中にも、さまし人はしけれきたる中に一合入
せられしかど、かの藏本の此ことに家集なることにて
とら人自撰の本なることを心ゆかなし、周嗣に従ひ侍りし
て新千載集までも多く入て今時代の人まもとの中の
一人なり

西行法師家集　二巻

此外にもすくれしものもあまた有し

拾遺愚草　三巻

同 員外　一巻

京極中納言定家卿の家集なり、建暦九年侍従の時
自ら撰んてつけ給へし題号とそ、拾遺、作……
名なる建久年中より此建保の比の哥……
まり八百廿八首の韻歌七言律詩の韻音なとも……
光雄卿の撰する拾遺愚草なとのことくまうけりかくれ
ともみんなよろしく○中院通村公の拾遺愚草の注になの
扨五文字さへぬきてしるく、ちかひをもまさくもちた
まうる哉随筆……合せて見れは、そのわろき所をあらはしよろしきゐる
漢字問答なとみへたり

壬二集　三巻

従二位家隆卿の家集なり、壬生の二品とかせしゆへ
壬二集といへり。此集の名はよくくせさニシフともべ
きなり、光雄卿の撰なり、家隆つね古今の人すぐれて
有名なる人にして、六万首よみおかれしといふ、今作
からを撰して後に○又此集の名を玉吟集とも
……

いにしへより人の名もおほえまよふれば○巻首に住吉
尊の嘉禎二年十一月廿二日病により出家七十九歳法
名仏性、同三年薨、八十歳なし

為家集　七巻

今ある藏すなる所の古写本二冊なり、四季恋雑にわかちて
凡そ百首の哥を附して、後人のあつめしものならん、し
風雅の末の哥ほかなるまても入れて、此集の外の哥に新撰
六帖夫木抄よりいたりて千首なとあつめて其数あげ尽し
へりす○職仁親王和歌教訓に家集としては古今の集を
つとも優れるなり○武者小路実陰卿も教訓にもまさりてあ
……

檜垣家集　写本　一巻

……文章多く入る事あり、此中の文抄集、拾葉集とも云ふ
らあてりし此集の中にも

……したる事もありて、川のつくるもいまそ老するまれ
けしし衛門の哥ありし作なりの集もの中ていか治道
……なることあらず

明日香井集　写本　二巻

参議雅経卿の集なり、此集とあやまり飛鳥井集といへる
卿の亜槐集なり、此集をもいふにや……
……
以雅孝朝臣本書写之畢　元仁四年卯月四日　戸部尚書在判
公之御集也家之正本紛失依仮借冷泉前大納言……
之本備治部大輔藤原為経令書写之了……
寺繁栄多ク異正本重可改者也　飛鳥井大納言入道殿
御判　明応二年十一月令書写之訖同三年五月
……

俊成卿女集　写本　一巻

二をいひておかし文章の……

散木奇歌集 写本　十巻　二本

藤原俊頼の家集也　四季恋雑をわかちて奥に記れの文あり　○按ずるに此集を散木となづけられしハ荘子に樗櫟の字を用ひ材にならぬ木の意なり　あるひは散木の二字をかりてあらはせり　奇の字ハ奇の字と同じく　契沖の考に奇の字ハ斎の字をあやまれるなり　ハ奇なり　あるひはいふ散木ハ樗櫟の二字に同じといふ

林葉和歌集 写本　二巻

俊恵法師の家の集なり　俊恵ハ歌林苑と号し　毎月会をもよほしけり　其外頼政　忠盛　清輔なとの人々も此集に名見ゆ　入道なとの名もありて　その外の作者もあまたなり　○奥書に云　右林葉集者俊恵法師　俊頼朝臣子息

行ㇾ此写本者将軍家常徳院殿以御物御本令書写之本也

金槐和歌集 二巻

鎌倉右大臣実朝公の家集なり　四季恋雑をわかてり　奥書に云　最初部類あてよしも不審なり　此集ハ実朝公ハ定家卿の門人にして　常に歌を好ミ給ひ　衣笠内大臣なとにもいひかよはし給ひけり　中にも殊によきものをえらひて万葉の体をまなひ給へり　○定家卿の鎌倉の右府ハたけたかき歌をよみ給ひけると　○賀茂県主真淵ハ此集をことにめで　其歌意考にもいひけり　又此集のよき歌を撰ひて　あまたの評をくはへて　五十余条をあけたり　○鎌倉の大まうち君のさくハ今の京の人のうちに一人なりと　いにしへの古今歌集の詞

おほくハ万葉の調にて　古調なる中にもことによきもの　のこらす京の人にまさりたり　されハ世に鎌倉右大臣の歌とて　めでたきものハ此梅の初花　初の花　いでぬるや川辺の花　梅開厭雨といふ題にて　たくひなきこゝろをよみ給へり　さけるさくらの花ちらぬまに　もとめてもみぬ山の梅のむめの花　うつりかもなつかしく　みし人のこゝろもとめつゝ　歌よみて　集の部二巻の中に　雑の部の歌よみあけて　此集に記せり

いつきかくれ古調古意なるを此古調なるかゆゑに旅の　すかたなるかまゝ　みなてもほのかにやけはりにて　万葉をまなひてよ此抄ハ老たるまて好みて世の　ならハすなれハ　ちかく　古の歌を　此集ハよくうけたまはりて　此歌の体の　のよろしきにたかへて　名の谷のうてのさきさ　て大宮人の歌とも　おもむけ　ありてこゝ芳賀のよ風のふきしく　しうらしやひ　のすかたにて　みち此ちかゝ入て　はしめなる　とりゆゑ　世の中のありけ　なりしも一ことも　ゆゑ世の　らずかれ此中ハすくてそれたて　なまめかし　きものとしてよみ給へるなり

ちすこし八首つけたり凡他は人丸ひとそのかの作なれ
らをたぐへのしん撰とせくいまだこのころほひけする後撰にも
なしいふべきにや撰せずといふにてそれやしいひなからも
たかきさんためしたりいまでつけかなるあるやことゝものかたりの
世にはかくひたかなきかずなき集にしこれ撰え万葉のよし
ふるうてたりけんかなしうたつきぬる万葉集ならまたしあやうかるべし
まことにあるになぬるにやうしまふの人のもれたる撰の比ならし
に撰せらるゝなかしのへかけえいかへしぬしあつぶりけるもし
假名ふもいまてよみつてけ行るは示すてあるこ世代すゝしまた
人にはむてかくるあんがなきき人ゆをてき撰つてきこてある
そのてけしずともらぬ人をそれあのかりけりをくちらし
かれぬこく

登蓮法師集　写本　一巻

とのかは廿七首をのせたり残缺のものなるべしするは登蓮ハ

頼政家集　一巻

西行同時代の人にし

て頼政は武将の中にすぐれてはやく和歌にも名人にてぞ後撰にも
も播名をえしたまへり頼政の父兵庫頭仲正伊豆守の
ちなみ仲綱はむすめ二条院の讃岐は嫡の母なり又これが為にの所
をよみうなり此集巻末に南都の惟肖和尚作の頼政賛
の讃を附す美法の蓮華を用ひたる字かのをし

寂蓮法師家集　一巻

二かは何も古写本をあまりしく奥に四字題の歌七百首

長明家集　一巻

をのせたり刊本なし

刊本に寂蓮集に附して流布するものなるは全部ならざるものなり

右京大夫家集　二巻

建礼門院の女房なりし右京大夫の集なりておほくあるのの
中にもこのなかにも扶桑拾葉集に載られたりこれ序なし
かやうせしものの人は拾葉にまゐらずしも刊本なし

忠度家集　一巻

られたる薩摩守忠度の百首なりける集にあらず

後鳥羽院御集　一巻　三本

そのかみの百首の御製あり歌合の
判者家隆なり奥書
應長元年十一月
嘉禄二年の撰

土御門院御集　写本　一巻

そのかみに述懐十首同百首の御製
詠句題五十首同度の御製
百首なりの御歌あり

順徳院御集　二巻

紫禁和歌草と号すこれをはじめに百首の御製あり
をはじめとし古今集にも御製のあり
御はじめにこれおほく近代名家の御作あり

橘為仲朝臣集　写本　一巻

此集二本あり一本は始終おなじからずちがひおほし
を以下存せり奥書云右之一冊以西行法師芳跡并外題者定家
卿真筆之本不違一字写之云々又一本は周防
内侍の筆のよしを書其奥書云治
承四年二月五日自筆書畢云々

讃岐入道集　写本　一巻

藤原顕綱朝臣の集なり奥書云此本子息道綱之家本云々

瓊玉和歌集　写本　十巻　一本

鎌倉の宗尊親王の御集なり　春上下　夏　秋上下　冬

戀上下雜上下に分てり文永元年十二月九日奉　仰眞觀撰之
とかきてあり
老て[illegible]の御代の[illegible]
奥書云此一冊者以禁中御證本寫留畢慶長二年三
月日　左少將基任

隣女集　寫本　六卷
飛鳥井雅有卿の家の集なり

國基集　寫本　一卷
津守國基の集なり[illegible]の中に
[illegible]の神[illegible]世[illegible]
[illegible]原[illegible]なり

海人手子良　寫本　一卷
うた數九十三首あり　奥書に　私云此書者大納言師氏之

作也とかけり

安法法師集　寫本　一卷
[illegible]法師同時代の人[illegible]贈答のうたあり

李花和歌集　寫本　三卷
南朝の中務卿宗良親王の御集なり四季戀雜に分てり
文章[illegible]北朝と合戰の間[illegible]
述[illegible]の軍中[illegible]
此集中の文扶桑拾葉集に收[illegible]○奥書云此本
書先師兵部卿師成親王出家号惠梵筆跡也被相傳之
時享德改元仲冬廿日　良朝臣在判　右以本河本借寫之
之但彼寫本於防州大内文武之被相傳有之[illegible]校合者
用半日馳筆[illegible]多[illegible]猶重以證本可[illegible]
也　于時享祿四曆極月廿七日　兵部少輔[illegible]遠忠

元可法師集　寫本　一卷

俗名藥師寺橘公義の集なり應安年中の[illegible]又法印
淨辨の[illegible]世[illegible]
[illegible]の[illegible]

兼好法師家集　一卷
古寫本八二[illegible]○卷首に家集[illegible]
[illegible]實[illegible]　家集事　哥員事不可定之多
少隨意或十六首或七百九十首二百餘首[illegible]贈答歌連歌等
相交贈答勿論也　又非贈答他人歌隨便多書載之
事全不可有之雖有[illegible]中人不可然究甘心者也
離部立之上者可[illegible]意[illegible]又秋冬勿論也
自卷頭第十五[illegible]書[illegible]
語長書續又哥合判詞是非故實[illegible]以次書[illegible]
已上得此意可書之　○奥書[illegible]此一冊者兼好[illegible]
集草本欲[illegible]集不流布于世如今[illegible]覽[illegible]

爲何者如之不堪感悦聊誌之　寛永第三曆初秋上旬　長秋
員外[illegible]通村判　右以照高院宮道晃法親王御本通村公自筆
寫之兼好法師自書[illegible]寫之畢　寫本[illegible]歌[illegible]有不審[illegible]
而合卒書之　萬治第三曆季夏下旬[illegible]判○[illegible]奥
書[illegible]兼好の自撰[illegible]
[illegible]の[illegible]集書[illegible]の[illegible]實[illegible]の[illegible]
すべき[illegible]のなりべし

慶運法印集　寫本　一卷
四季戀雜に分て[illegible]

續草菴和歌集　四卷
草菴和歌集　二卷
頓阿法師の家集なり刊本の奥書に堯憲の筆跡の[illegible]
[illegible]此集歌數二千二首　短歌二首　物名二十三首　折句十
首　旋頭歌三首　回文歌一首　誹諧歌十六首　外に連歌百韻と

のせて部立四季恋雑にわかてり○此集二條家の正風ただしく
此體の歌なれバ和歌の常にまなぶべきものなり古人の説にも
ぐく挙られたるもあり近来の説にてハ鳥丸光雄の撰
まこと一部よりきりぬく抄入かたらバべきものハ草庵集雪玉集文
柏玉集なと又ハ一人集なりこれらのものすかたも心もしな
やうなくして耳にかなしうしぬるやうにあれども心を
ともしらずあひしらはれ何も見るへしいふなり
ようするに此中に会点を付して作せられしものハ職
仁親王の教訓にて家集そハ御家にも尤優美しといはれたる
草庵集此作者ハおもてハひとなてつれなき歌すくなし
らしくなしてあかやかに一般としうきいまたハなきに
○元禄の比此集のことくならぬかたちにすへき撰集にて
百首太神宮参籠の間の百首瀟湘八景并に勅撰集に入て
此集にもれたる歌とも近代の歌をとりて

てかけ小冊とし二巻ハ又玄子とりてし奥に其人の跋あり
書のさまハ類題の部よりなり

草庵集蒙求諺解　二十巻　梅月堂宣阿

巻首に梅月堂僧宣阿編梅仙堂平景新訂とありて
宣阿自序あり梅月堂行が蒙求になぞらへて此撰述の編輯するよしを載す
随分山城國にゆかりの侍りしつゝく螟蛉子のためにかきおきしと
ときあそへ侍りぬいつれも仮名ぞうしのはじめにけるなり
けるハ同じく八朔夕ひかれる平懐のてしさかしくかなう
りしなまへにも其うへひ付侍しぬる歌に詠ぜし信綾にもしく
つくりてより蒙求諺解しるしけるに宝永三月
日僧覚真宣阿洛陽桃花坊の梅月堂にして記しぬ序
の次に凡例あり又頓阿桑門此集褒美のうたのかなきも注釈
の引書二百二十五部を挙ぐり二十巻の内ちかき鳥丸光
とのかくも係りて述をとしもなかりつくものなり○聡集には鳥丸光

栄公ハ地下の門人集にひとかたなりて義の修行のうち梅月堂
草庵集諺解に傳授とありしか保りこりのはう作者地下
まてハさやかにいはるる哉此抄物の義よりもとのハ京にてハ江戸
のうち抄に大坂までも江戸をも見る遠きところまでもつたへ
見るゆる物よりよそて目する物とやきこゆるのなかるゆてよ
保りこりを抄とす

草庵集難注　二巻　櫻井元茂

此書ハ梅月堂の諺解の誤りを抄に難せり此櫻井元茂ハ江和
州郡山の人にて北村季吟の門人なり享保己酉八月友人南
郭服元喬同十四年十月柳里恭同庚戌十月長崎平湛浩示の
漢字の序ならびに其れの自序あり巻末に谷元淡漢字の
跋あり享保十五年十月刻す

草庵集玉箒　九巻　五本　本居宣長

續草庵集玉箒　一巻　同上

此書ハ草庵集全部のうちをまく宣阿の諺解元茂の難註に
なのなき誤とものを弁じてハ頓阿の説を述
じたるにふかくよ見たり○此書を玉箒と名づけしハ説
解抄の塵をはらくたよりあきて草の菴をさきよめ
んとてなりけるとそ稲垣棟隆がかれの序にいへり須賀
正忍真字序村岡橋比古の跋あり天明六年秋刻す

草根集　十五巻　二十本

正徹の家集なり正徹東福寺の書記たりしゆへ徹書記と称
す又清巌と号す此集をはじめに百首五十首二十首等のさ
ためとも此中に一日百首一日中三時百首あるいハ宋雅点の
五十首なとの第二巻永享元年より法事にて
日記なり第三巻嘉吉二年十一月までのものあり第四巻より
第六巻まて次第不同にして疑記なしす七巻宝徳元年識
筆のうちしるしたりしかきす第十四巻長禄元年の二月

に御とし此年の五月九日に七十九歳にてかくれ卒せしとぞ才子五
巻八草根集残葉と標して次第不同の歌あつめたりほんの
詮ならねどくらぶるに巻首に一條禅閤兼良公の序あり此序ハ
扶桑拾葉集にものせられたり○此集ハ正徹一世の詠草をえ
らひて永享元年正月のころより春日西洞院に在し草
庵の侘しくも住けるが一条室町のほとりに旅のやどりをもとめ
てうつりしに永享四年卯月二日夜中あやまちの火にかゝりて
二万余首の詠草一夜のほどに灰となれり今熊野の草庵やぶの歌おくりけ
るにも[illegible]哥よし[illegible]晩の[illegible]ひかなしとぞいへり[illegible]
のこしおきし歌二万六七千首に十余の首数にかきとゞめ
きひとつも残らず焼てけり和歌栄翁自筆秘本の歌とゞめつゝ
しくもなき擲となしけれど今ハ此道世に盛にあそびける
ならんかしやうの歌をもしるしひかれめ残しても[illegible]
手のまへなれどもげにいたはしきハなけれど[illegible]
らんなどすゝめられしかども侍ざりけるかあらましとぞ
おぼしけれど猶とりて書り[illegible]もやく独吟して送りけるにも
我もまたのなりのあまりハ又何をかいつくしろひ侍るなり
たる哥とぞこれを侍る事ぞ同十日春日京極のほとりに移り
条坊門西洞院の辺りに草庵の侍りけるにうつりて侍る
又永享五年十月廿五日に一首をよみし春日西洞院なる草
庵に歌よみてなりしか一年すぎて又宝徳二年十一月
廿七日右京大夫家より使ありて今よりは家の歌の判者
なるべき由おほせられけれど[illegible]辞退の
返事申し侍し同八日祈のためにもとひて領状にて
ありしぞ哥よく侍りしにぞなりしか[illegible]
ぜひもなく今はなせめぐりて十二日より一座真
行ありける又宝徳元年八月去ぬる廿五日より[illegible]
まで光臣氏の御所にて[illegible]申すなり弁中納言雅親

卿[illegible]此日関白より[illegible]八月十日御
時[illegible]講せし光源氏の物語[illegible]文明元年八月
廿八日此日[illegible]講[illegible]
去ぬる廿二日結[illegible]
[illegible]
いかう今は千代[illegible]
又同九月廿五日[illegible]盛に[illegible]
[illegible]五十首の[illegible]
て[illegible]懐旧
[illegible]
[illegible]秋の[illegible]二親[illegible]
[illegible]去八月[illegible]
子[illegible]在塔[illegible]
[illegible]文明二年九月廿三日[illegible]領[illegible]
田庄[illegible]安堵の[illegible]住
[illegible]又文明十二月[illegible]八旬の[illegible]
近[illegible]正廣[illegible]
[illegible]又文明長禄元年三月廿五日の夜近江[illegible]
[illegible]四月中[illegible]四月廿一日[illegible]
[illegible]又文明同三年三月廿六日正般藏主[illegible]四月五部
[illegible]一首[illegible]
[illegible]表紙[illegible]
[illegible]春の[illegible]
[illegible]○心[illegible]清巌和尚[illegible]
[illegible]
[illegible]○烏丸光雄[illegible]

和歌の集ハ付よりも一集にかきあつめてしるしつけし徹書記な
どのうへにてもしるくときもありて [illegible] ○光栄公より李白を
徹書記の家に伝へありしを [illegible] 風体ハ何し、撰集に
入らぬものしも伝られより聡玉集なとなん

草根集　十巻

正徹の家集なり。[illegible] 聡ひそよせてあつめて
ものなり。[illegible] 古写本 [illegible]

草根集類書　写本　一巻

一条禅閣兼良公草根集全部の中より撰ひ出し給ひ
たるものにて一名正徹千首といふ

亜槐和歌集　三巻

四季恋雑と分けて飛鳥井中納言雅親卿法名栄雅の家集
なり。今飛鳥井家集と題せるもの [illegible] 雅縁集
[illegible] 祖雅経の集を明日香井集と [illegible]

此集もと撰せしものにあらず後人の [illegible]

三玉集　三十四巻

後柏原院の柏玉集　西三条実隆公の雪玉集　冷泉政為卿
の碧玉集　已上三部を合せて三玉集といふ

柏玉集　十巻

後柏原院の御集なり。[illegible] 部を分ちて有
九才十の御百首の御製も有り○烏丸光雄卿撰で [illegible]
[illegible] 一部 [illegible] 柏玉集 [illegible]

柏玉集 [illegible]

雪玉集　十八巻

西三条逍遙院実隆公の家集なり。法名堯空。別号聴雪と号せ
[illegible] 集 [illegible] 雪集 [illegible]
[illegible] 雪玉集 [illegible] 近代 [illegible]
[illegible] 二条家の眼目 [illegible] ○烏丸光雄卿 [illegible]

[illegible] 手向 [illegible]
[illegible] ○此書 [illegible]
部を分ちて

碧玉集　六巻

下冷泉家の祖大納言持為卿の息大納言政為卿の家の集
なり。部を分ちて [illegible] ○政為 [illegible]
[illegible] 類題の部 [illegible]

三玉挑事抄　二巻　五本　野村尚房

三玉集のうち七百四十五首和漢の故事を合せ [illegible]
[illegible]
仏書 [illegible] 百三十余部の引書 [illegible]
三玉集の外続撰吟抄一人三臣抄一字御抄 [illegible]
[illegible]

[illegible] ○此書の作者野村尚房ハ備前岡山の人
俗称権六一枝軒と号す。梅月堂宣阿の門人なり。○巻首に
[illegible] 梅月堂宣阿二人の漢字の序あり
巻末に尚房仮字の跋あり。享保八年霜月刻す

称名院公条公集　写本　一巻

実隆公の息右大臣公條公法名仍覚の家集なり [illegible]
八部を分ちて [illegible] 百首五十首 [illegible] 巻末 [illegible] 安
適の [illegible]

三光院実澄公集　写本　一巻

公條公の息内大臣実澄公法名豪空の家集なり [illegible]
大永五年の [illegible] 百首 [illegible] 実世 [illegible]
[illegible]
百首ニハ実澄 [illegible]
法印 [illegible] ○此集百首の [illegible]

題勝をあらはせり

尭孝法印集 写本 一巻

四季恋雑にわかちて題詠の哥を集し常光院也足軒尭孝の奥

書に又浄光院法印尭孝としるせり

源孝範集 写本 一巻

宗祇大田道灌などに贈答の哥をも又持為て徹書記が奥

にのせたり

常縁集 一巻

東左近大夫下野守平常縁の家集なり法名素伝と号す文

明の比勅をうけて詠草をたてまつる巻末に系図あり又祖

和歌の家にして八代の先祖東六郎胤行のみならず勅撰に入る

は続集以下の作者にして中務のつかさなりしが其子東六郎

行一と称せし人にて法名素暹といひし其子東六郎

氏村八続拾遺集以下の作者其子時常法名素阿

八続拾遺集以下の作者其子氏村東下野守法名詁阿続千

載集以下の作者其子東六郎師氏法名素累新後拾遺集以

下の作者其子東式部少輔胤綱又名益之法名素明其子

氏数東六郎法名素欣新続古今集の作者其子常縁東左

近大夫下野守実ハ胤綱の子なりとぞ○此集の中に宗祇より

和哥の事ども学びたるよみをはりにこれを又前後入る

懇念に山田内庄を押領せしを返しあたへらるゝよしをかきハ

しるされたるのちをもおぼしきもあり○按するに

八鎌倉大雙紙にしるしたり

宗祇集 一巻

此書ははじめに詠草とあれど末に桑門宗祇とかきて判し又

ものしたるは宗祇のかきしものにて山中にて明応年中東下

野の国常縁より古今集伝授のありしのち相伝のつてに

これのちはしらずしてそれなりしといはれたる事もあり

慕景集 写本 一巻

大田伊豆守源持資 後備中守 入道して道灌 静勝軒と号す の詠をあつめ

て集の名を慕景といへり道灌の居室の号を慕景楼といひ

しによりて其名とす入道の西国の道の記にみえたり○此入道ハ様

家のならひとして和哥を好めり其武勇ハ

世人のしる所なれど○按するに本朝之国志には朝倉の定将旨将に

して管領扇谷定正の謀略に陥られし道灌がいさめて害せんと

ありけれども謀をすゝめて入道がうせたりとぞかきて

討ぞやしく思慮をめぐらされけるが文明十八年七月二十六日道灌

が城中にまねきて饗応をなしけるに道灌が浴室に入し

む入道何心なく浴室に入けるにやがて討手とておしよせて

そのとも時に討ければ入道三方より迄問に

のこの詞をうけていふ道灌が当時ならしも和哥の道にすぐ

よく入道をあはせて討けるとなかなか志ありしにまて

あづま下より

かへりきたりけるのちなりしかば一期の名残しめて人の心をとめおもひけるより

いづれもけふの作をかきとゞめて一期の詠とし今はなし

慕景集の奥書に一期に従三位にまさるといへるよし康正元年

の冬扇谷の役に東のものゝふなりて男なる中村

治部少輔為景といへる京家の人の世に名を知らるゝ扶持

せられし人なりしが其男ハ栗毛なる馬にのりて二月

紀のはての紋つけたるをめされて遠目にも道の

さいはひもみえたりしがたはぶれにもせよと目

のあたりこの男にはげしきやうにうたれて首をたれ

かく我陣にすゝみいりてかんにたへず壮士の

たゞぬ男ぶりたしかに覚えつゝ讃の詞

まことなるべしたましひあるこそやさしきかなと

しぬるまでの中村治部ははげしくやさしくひとしく

しくれひけきしすゝめ給ひけれとて洲崎をむかひてゆくゆくはさ
まう今のかく　かへし　此所の浦を詠れ
かゝる事あれとも書もあらはなとも今ハよにもつたはりて[…]
此集はかくれなきを信長の軍兵の為に[…]信玄は
[…]〇此集ハ静勝軒是丙堂の蔵本なり
以く天正二年三月[…]
奥にあるもの〇又按するに此集残缺[…]
[…]西国の人の此を伝へしものを

慈照院義政公集　写本　一巻

此集部立なし巻末に寛永十年八月水無瀬三品氏成卿の奥書あり〇てらすに慈照院殿義政号東山殿延徳二年正月七日前征夷大将軍従一位左大臣准三宮源義政公薨去年五十六法名喜山道慶太政大臣を贈らる慈照院と号す十七歳の年より延徳二年まて治世四十九年なり東山東求堂に閑居し給ひし

銀閣をけくる古画等をあつめもてあそひたまひし世に流布[…]室町殿公方義昭[…]

常徳院義尚公集　写本　一巻

義尚公ハ義政公の男なり此集の[…]家君と[…]政公の[…]部立なし巻末に多田の院の廟前に隠して[…]十首の歌あり従一位行権大納言源義尚とあり其百首の奥の跋文[…]第六孫王の餘裔[…]今天の下の[…]して柳営の盛なる事は双なき[…]の元祖と[…]田の功勲をもつて四海の安危をとりしむ

玩玉和歌集　写本　一巻

これは後崇光院の御集なり

紅塵灰集　写本　一巻

ね土御門院の御集なり

桂林集　写本　一巻

従五位下源直朝の家集なり直朝ハ玄光院実澄公の門人なり法名月庵と号す〇直朝多年の詠草を中から撰出して序の詞をつけたまへり其序文ハ扶桑拾葉集にのせられたり

櫻井基佐集　写本　二巻

櫻井中務丞基佐法名永仙の家集なり

春夢草　三巻　一本

牡丹花肖柏の家集なり肖柏ハ久我家の庶流にして攝州池田に閑居せしより此集[…]百首[…]三巻末に三愛の記を附して肖柏夢菴とも牡丹花とも号せり

園塵　写本　一巻

飛鳥井雅俊卿の家集なり大永比より一二年の間の[…]中の残欠なり新類題に[…]一巻[…]

済継卿集　写本　一巻

姉小路済継卿の家集[…]一人[…]略[…]部立[…]

細川幽斎家集　五巻

細川藤孝法名玄旨法印の集なり写本[…]妙集と題せり[…]百首[…]部立の[…]東國陣道記を附す

鷗巣集　写本　四巻

後水尾院の御集なり四季恋雑にわかちて[…]三十首の御製あり又八条宮智仁親王の御製の[…]通村公の[…]撰びけり

後水尾院御集　写本　一巻或二巻

御自撰鷗巣集の外に諸家に伝はりて専ら書物あつめ御集と称するもの数本ありて名所御百首八景御詠など入りたるもあり又類句の部に拾遺集の歌撰ばれて入るもあり又此中には御製長歌長哥の歌混じりてあるもあればよく考訂して古写本に依りて校讐すべし○此帝の御撰千首よりよきを撰みて中より勅して圓浄法皇と申し奉るを世にたまへり

水

日集　写本　二巻

一名緑洞集ともいふ後西院の御集なり部立なし

桃

蘂御集　写本　四巻

霊元法皇の御集なり四季恋雑の次第して年月の次第なく稀に詳ならず二首ありて詳なるは御製壹萬餘首のうち其中より百首文章二千首ばかり入りたり

黄葉和歌集　五巻

烏丸光廣卿の家集なり資慶卿の真字の跋ありて刊本なり

古板新板あり

秀葉和歌集　写本　二巻

烏丸資慶卿の家集なり巻首に百首ありて次に部立ありて其うちの記ありて其月日あり光栄公の跋あり

栄葉和歌集　写本　九巻

烏丸光栄公の家集なり初めは四季恋雑と次第して○此集の外に亦百首ありて後にまた月と光祖卿の真字の跋ありて

近代

勅栄葉と

不昧真院殿御集　写本　二巻

不昧真院は光栄公の諡号なり此集は御門人のはじめ

後十輪院集　写本　二巻

中院通村公の家集なり部立ありてよく年月ありて

老槐和歌集　写本　一巻

中院通茂公の家集なり部立ありて年月ありて其地の名あり

通躬公集　写本　一巻

部立ありて年月ありて

芳雲集　写本　一巻

武者小路実陰卿の家集なり芳雲の二字は類題の部にあり

挙白集　十巻

豊臣若狭少将勝俊の家集なり後東山に退隠の後長嘯子といふは天哉翁と号す○此集第一巻より第五巻まで歌の部にて六巻以下文の部なり翁の卒後門人山本春正これを刊行す春正の跋あり此集の文章多く扶桑拾葉集にのせられたり

難挙白集　二巻

作者詳ならず尋旧坊といふ作名ありて自序あり翁の作ありて

○此書挙白集の歌の難ずるの類二三篇ありて尋旧坊

挙白心評　一巻

一名峯白集難くとも号すおほえに長嘯翁の履歴をのせて東山に退隠せられし事をしるし次に難峯白集をしるすいせしことのはをしるしたるものにて此程ハそのかみの志ある事もなくら軌ちにいでゝ長嘯のみ春正をのしりて侍るにそなはりたるかぎりめでたきことをしるし又此次に宗佐長嘯にいひくるちやとの詞書せり作者詳ならず

逍遊集　写本　三巻

松永逍遊軒貞徳の家集なり刊本にハ貞徳家集とある

廣澤輯藻　四巻

貞徳のつくる月長孝の家集なり長孝ハ如水のむすめの長好といひ廣澤に住ければそのやまれ翁と号す此書一巻に二巻ハうちそへてハ教かへ部にうつしこのせ書四巻になして文章一篇のせ享保十年に刊行す文明年中有賀長伯此集に序文の外仮名書をしるして家に傳へてこれを刊行せしかはなく補て集

鶉衣

らし号しくうらりて刊行す

左京大夫集　写本　四巻

奥州岩山太守府某義巻為長の家集なり此集しるすのふるさは水尾院道晃親王通村通茂兼好の乃節長にうそのしるせしてかとく長者の序文を加へてしまそうに貞享年中葛山散人坂内の曳にまいらせし

草山和歌集　一巻

深草元政上人の詠草にしるしてうつし葛山の深河の別に号す詩集ハ草山集といふ

漫吟集　写本　二十巻

契沖阿闍梨の家集なり部立して下河邊長流契沖の生前にうつしひさしく序ありて序の詞ハいなく満照寺の弥うとのそれにはゆへに此河のちうけちにけりにてそこにて何よの青をなしくいひそのおのかのくまとし

のくれてはいふぞとろうにてとてのかていめしけるにいてハひのさせうてかく常常翁の文にたる事をいふのおもひそのかたへことてしらうさの濃めのまさごふかくつくをうつなりを園よりて長嘯翁とかれぞいりてのいかにも十とせかつくかせくしりにやらそ河の賦まうてひつくうくことく〇按ずに世に流布する此説はまことにあるに八十歳よりうつしてそれかしらずかたいへのなかれひめかね

晩花和歌集　写本　二巻

下河邊長流の集なり長流の死後に契沖その遺稿をうけうめくも花わうりのことをつけて序かうにすこの序の詞ぞうらむひそのありけりにきりけりなのまことにまあくのなくて川の下河邊を氏としかていかにもなは老くうみて詞のふれかけてかさね名をせうきしひしかれるまけんならうの月の抄きのうきこのまうけぬのむもしかしまうこのきせくをひなのうしんなのへずにふくきいらてへもちくハもこのおほうたんしかれて長翁のそうそのかりしおはそうしくもうぐきうかなうみけはる今うの形ようつくなうまこ流めうちしうはいつうらかまうも翁なわひなれたかくさかにあやうりしうんとおもほいうにくるふまいよの序しの此集おくきは文章難なるをのせたり

三家和歌集　写本　三巻

才一巻長嘯才二巻長流の家集うちえりおなちてそもなかり撰者録三巻契沖此人は撰者いぶさうなしとかず

長雅集　写本　三巻

長孝の門人風観齋平間長雅の家集なり一二の巻は歌才三の巻は文章なり此よのうちのきんけうなるやなし

長伯集　写本　二巻

長雅の門人以敬齋有賀長伯の家集なり奥に文章など附したり

醉露軒和歌集　写本　三巻

河瀬菅雄の家集なり菅雄ハ人もしるべき[illegible]

新題草　写本　二十巻

似雲法師の集なり享保の中より次第してものせり似雲ハ武者小路実陰卿の門人にして和歌を好みて諸國を遊歴せしまゝ今西行といはれし程なり家集は[illegible]河内[illegible]住む草菴中葛城百首　十百首　窓の曙などあり跋あり近くより似雲集類題として小冊を梓行せしハこの[illegible]撰ひ出せしなり

樗葉集　写本　三巻

葛岡宣慶朝臣門人井神寛齋親陽の文集なり自序あり歌集若干巻ありしか散失して傳はらず

春葉集　二巻

稲荷の祠官荷田春満の集なり上巻四季の歌雑の歌をのす　下巻　自筆古今のかな序　信名が臨写　國学校を立んとせしおりの漢文の上書をのす　巻首に上田秋成編経亮荷田信美おの序あり　巻末に寛政七卯の秋稲荷祠官荷田信郷の漢文の跋あり　その信名の序に[illegible]ハ天がしたしろしみれたまふ[illegible]たてまつらんかぎりは[illegible]の爲へなりてあながちに[illegible]皇御國[illegible]人ハ[illegible]神代の[illegible]代を[illegible]昔乃[illegible]歌も[illegible]何[illegible]歌の[illegible]

[illegible]○春満本姓ハ荷田氏ハ羽倉と称す[illegible]賀茂[illegible]真淵の[illegible]

縣居歌集　一巻

賀茂真淵の集なり[illegible]上田秋成[illegible]秋成が[illegible]序[illegible]二月静舎[illegible]宇万伎の跋あり[illegible]四首[illegible]

静舎歌集　一巻

真淵の門人[illegible]宇万伎の[illegible]八十餘首縣居歌集と合刻し[illegible]巻

古河乃三郎　写本　二巻

未[illegible]秋成の跋あり
真淵宇万伎[illegible]歌[illegible]上田秋成序

文布　二巻

[illegible]書[illegible]二たびの[illegible]
真淵の門人倭文女の集なり[illegible]
未の巻に倭文子が墓[illegible]真淵の[illegible]朋友の[illegible]
[illegible]寛政八年六月村田春海の序あり

む[illegible]　一巻

近江の僧海量[illegible]
[illegible]遊行編といひ[illegible]一夜花といひて五畿内より諸國を[illegible]古[illegible]巻中[illegible]雅[illegible]
以下拾人の[illegible]嵐山春望　琵琶景勝　鹽竈秋寒　立山遠望　鳴門真景　博多勝景　など天明六年本

桂山集　二巻

[illegible]宣長其餘之人序　自序あり

長伯の門人川井立牧乃家集にて宝暦中田中立齋其家に蔵する巻を繕寫し春曙百首を附す自序あつて

三藻類聚　三巻

冷泉為村卿門人東都宮部義正同室萬女同男義直三人の詠草を為村卿の合点の歌を四季恋雑に分つ

三藻日記　二巻

同し人々の詠草を明和九年より天明七年まて一月中の詠ちの

并に記行等あり

根生乃言葉　一巻

義正夫婦の詠草冷泉家の贈答の歌なり又為村卿の御詠哥をのせたり巻末に為村卿の奥書あり又こ大婦のなゝの

きはつきくちきあるの文庫におさめをきしこといちし

ゆへゆへしきなり

まいりしこれをおさめぬるをのこりのみならねは

一帖すなはちあらはしさすかにとりてさきのしるしとせん

小倉山隠老樵濯覚

三藻五百首　一巻

三吟毎日一首つゝ五百日に詠せしむ宗匠為村卿の点を合す

たくひなく奇特なる事なりとせしよし奥書に見えたり

三藻續千首　一巻

同し人々の千首ならひに八巻合刻なり

鈴屋集　五巻

本居宣長の歌集なり一二三の巻近調の歌四の巻古

風の哥五の巻長歌なり其外春庭の序あり

志野乃葉草　三巻

宗固翁乃遺稿なり烏丸光栄公冷泉為村卿に従ひて和歌の

道に志し千餘首を四季恋雑にわかつ○天明六年四月

門人小野茂睦序同年大冢孝綽漢文の跋男某長ら刻

よりて其家に刻せし歟○居士姓ハ源名ハ貞辰宗固ハ其別

號なり若くしては嘉肴の先鋒騎士たりしか病によりて隠退

くらゐよりしりそき世に絶しく權貴に交らす

已上大冢氏の跋語に見えたり

歌合類

寛平歌合　写本　一巻

巻首に寛平御時歌合といへり　歌ハ菊、名所なりこれを
寛平の菊合ともいひて十所の菊をよませたまへり

寛平后宮歌合　写本　一巻

古今和歌集に寛平のおほんときさいの宮の歌合の歌として
のせたるハ此歌合のうたなり　春歌　夏歌　秋歌　冬歌　恋歌
とおのおの二十番なり此うち百七十首菅家萬葉集に入られた
まへり

殿上根合　写本　一巻

永承六年五月五日菖蒲の根をくらべられけるなり
五番　菖蒲　郭公　早苗　祝　恋　已上五その題

祺子内親王家歌合　写本　一巻

巻首に祺子内親王家庚申夜歌合といへり　題ハ霞夜月
帰雁　かへるかり　早蕨　すみれなり　十番
人ハ女房　えのもと小弁　小式部　出雲　よみ作　中務　武蔵　甲斐
斐　式部　去情おし

十二番歌合　写本　一巻

建暦三年八月十二日歌合なり題ハ音羽山　石瀬山　生田杜
布留　高橋　十四ケ所をよまれたるなり　歌人ハ　女房　山　良平　判
頼範　両　範基　浦　範宗　橘　為家　河　光家　江　康光　京　永光　社
志女遊婦　池　などを配せり　判なし

歌合　写本　一巻

建暦三年九月十三夜歌合なり　題ハ江上月　旅宿恋　暮山松
十五番　判なし　作者ハ　女房　良平　定家　雅経　為家
家衡　家隆　志女遊婦　俊成卿女など也

仙洞歌合　写本、一巻

同年閏九月十九日　題ハ深山月　寒野虫　寄風雑　十八番
なり　作者ハ　女房　有家　定家　家隆　家衡　為家
光家など　判者定家なり　判詞あり

御裳濯河歌合　一巻

宮川歌合　一巻

此二河の歌合ハ西行自撰のうたを番ひて合せ判ハ俊成に
請ひて判をこひ此歌合の御裳濯河ハ大神宮に奉納し宮川ハ外宮に
納しときのもので作者をみなの人とかんがへたる也　すべて法
くらべに河歌合を名づけて外宮の（ひ）のうた
和歌は俊成卿判の詞を記せりこの一巻ハ
河歌合と名つけておなじく定家の判にて
後にまた判ぜられけり諸国修行の身のうへを
ともなひ給ひける家隆の
益がこしく同ありける身ハ住ハ

御生前期すでに近づきぬ此歌合ハ愚詠を
秘蔵のことし末代に迄かならず
しつ代れを所属しましてひて
けれそのしらせしらぬ　一巻の歌合ハ
よくちせおほくいまだ新古今の撰者は
代の撰者定家のほかにえらび給ふ
ましくもいはずしてあそぶの
ものなるをしらせけるの
家隆ハ末代の人丸とてひとし
やうせなしとふゆ人のれぜし
なかせしともてはやし
合せしむにかへしも後二巻の歌合ハ宰相
向の浄よ作らく行ふや

千五百番歌合　二十巻　十本

土御門院建仁元年百首歌合し作者　女房なども

しるせり作者は通じて十人なり　判者　巻ごとに別なり　俊成
後京極摂政　慈鎮　忠良　釈阿　定家　顕昭　季経　兼宗
慈円　師光　法名生蓮なり　此中判の詞ハ寂蓮のみならず判を附
ることは後京極摂政ハ七十五首の絶句を題して百五十番
の判の詞を代られし後京極ハ折句のかたちにて判ありとぞ
させたまひ跋にも後京極の詞を書かれたり

六百番歌合　十巻
左大将家歌合にして作者ハ　左　後京極摂政良経　季経
兼宗　有家　定家　顕昭　右　家房　経家　隆信　寂蓮
家隆　信定　寂蓮なり　歌ハ百首也　判者　入道俊成卿
書のおくにしるされたる
俊成の判にあまたの判をつけやまん八十あまりのよしにて
左の筆にて
このよのちかひをなかし老の後はつけたしの判をもあらん

堀川院艶書合　一巻
堀川院の御時のうた男女左右にわかれて艶
書の歌合をしたまふ　作者　公実　国信　忠教　俊頼
実　俊頼　俊忠　師時　顕仲　基俊　正兼　頼宗
周防内侍　康資王母　院大進　女房右の方の百合花　前斎院
肥後　四條宮甲斐　伊勢大輔の　一宮紀伊　女房の中の　小大
進なりとの御日記にて艶書の料紙なとくはしく侍
流布とて世におこなへるは〇今判やまはこの花の集一巻
阿仏の名付けて一巻を附し共にこのよしせり
集は古きおほやけのうたやまとにあらはしもつるのか

南朝五百番歌合　写本　二巻
南朝の天授元年内裏の歌合なり　作者　左　女房
親王　亮　前関白　春宮大夫　師　忠　前大納言　光有
権大納言　公　長　左近　大将　長　親　権中納言　実　真　前大　　依　経

親　右方　源　資　氏　太宰帥惟成親王　関白
前大僧正　権大納言実為　前中納言具氏　中納言光資
源　朝臣　源　成直　判者　宗良親王　春宮権大夫
判して勝負をつけたり　巻末に　自註の歌二百五十首
点二百三十二首
宗良上人の世の後よりこのよのくりかへしけれ
勝の方　合点せらるる

歌合部類　二十巻
天徳の時より永禄の時までの諸部の歌合二十六種をあ
つめたり　撰者　何ひの定かならず　貞享二年刊行す

天徳歌合　六十二代村上天皇天徳四年三月晦日　判者
小野宮左大臣
近江御息所歌合　六十八代一條院の御時
若狭守通宗朝臣女子達歌合　七十二代白河院明應二年

高陽院歌合　七十三代堀川院寛治八年　判者大納言経信卿
中宮亮重家朝臣家歌合　七十八代二條院永万二年　判者顕昭
判者通俊朝臣
卿　後改俊成
住吉社歌合　八十代高倉院嘉應二年十月九日　判者俊成卿
建春門院北面歌合　同院同年十月十六日　判者同上
廣田社歌合　同院承安二年十二月八日　判者同上
三井新羅社歌合　同三年八月十五夜　判者同上
賀茂社歌合　同院治承二年三月十五日　判者同上
右大臣家歌合　同三年十月十八日　判者同上
時代不同歌合　八十二代後鳥羽院勅撰
後京極自歌合　同院建久五年五月二日　判者俊成卿
御室撰歌合　八十三代土御門院正治二年三月五日
判者同上

新宮撰歌合　同院建仁元年三月廿九日　判者同上
八月十五夜歌合　同年八月十五日　判者同上　一名恋
九月十三夜歌合　同二年九月十三日　判者同上
五十番歌合一名　水無瀬歌合
石清水若宮撰歌合　同三年七月十五日　判者同上
建暦仙洞歌合　八十四代順徳院建暦三年　判者定家卿
建保歌合　同院建保二年八月十六日　判者同上
光明峯寺摂政家歌合　八十五代後堀河院貞永元年七
月判者同上
名所月歌合　同年八月十五夜　判者同上
日吉社歌合　八十六代四條院嘉禎元年十二月廿四日
判者同上
遠島歌合　同二年七月　後鳥羽院勅判
撰五十首歌合　年紀不知　定家・為家卿

百三十番歌合　八十八代後深草院宝治元年　判者
為家卿
伊勢新名所歌合　九十二代後伏見院正安二年　判
者為世卿
伊勢外宮北御門歌合　九十五代後醍醐院元亨元年
判者小倉公雄卿
五十四番詩歌合　九十八代崇光院
新玉津島歌合　九十九代後光厳院貞治六年三月
廿三日
康正内裏歌合　百三代後花園院康正元年十二月廿
二日　判者飛鳥井雅親卿
親長卿家百三十番歌合　百四代後土御門院文明五年
十一月七日　判者一条禅閤兼良公
七夕歌合　同九年七月七日　判者同上

三十番歌合　同十二年十一月十五日　判者飛鳥井栄雅
文亀三年歌合　百五代後柏原院文亀三年六月十
四日　判者冷泉為広卿
秋十五番歌合　百七代正親町院永禄元年八月廿三
日
已上部類歌合の目録なり
年中行事歌合　二巻
貞治五年十二月廿日当座の歌合にして年中行事百首の
歌なり　作者は　女房　関白良基公　内大臣師良公二条良基息也
以下経顕・[illegible]僧都・頓阿等すへて廿六人　判者は為秀にて為
相の息也　判詞は後普光園院良基公かゝせたまへり　一名関
白家五十番歌合といふ
職人尽歌合　二巻
巻首に七十一番歌合とあり　月と恋とを題として番匠鍛
冶よりはじめて[illegible]判詞の後に画図ありて[illegible]

小録曰職人歌合二巻画光信書は東坊城和長卿[illegible]
図は[illegible]作者[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
又別に[illegible]職人歌合[illegible]
[illegible]判者[illegible]
[illegible]
に職人歌合と称するもの数部ありて群書類従の[illegible]

百首類

百人一首　一巻

撰者定家卿なり。おほよそ此百首ハ京極黄門小倉山荘障子の色紙
に書玉ひて世に百人一首とよびならはせり。これによりてこれをもてはやす事
ならず。新古今集えらばれし時定家卿も其撰者の一人なりしかど、其撰集の
ありさまの意にかなはず。思ふ所ありて定家卿の心にまかせて撰
ばれし歌数をまづとらへて、見る人の心にもかなふべき集をとて撰ばれし
して花鳥風月のうたをすてゝ実をとれり。されば此集ハひとへに
しく実をとれりといふべし。このゆゑに世に名高く、後にこれを論ずる
者いとおほし。これらをあつめて評せし書も少なからず。
へて古今の人の名歌をえらびてこゝにのせしかば、此百首のうち
にも又此百首の人数にもさまざまの説あり。
させる作者とも見えぬ人の歌をも入れたりと聞えしかど、定家卿に

めん世の人のおもふところなり。又古今の集をあげてさだめし
ものなれば世の人おほくこれをまなびて、今に至りて世の人
のこゝろに叶ふべくもなけれど、其撰者の心ざしおもひはかりて
ぞ世の人これを家の宝として其人の名誉をも世にしらしめ
あまたの人のうたをもあまねくえらみて、世に其名をしらるゝ
人おほし。さればこそ此百首を見れば世の人のことを思ひしる
ものなり。かゝれば世の人随身にそへてこれをもてあそび
今の世にも人のこゝろをとらへて入し、名歌の世に
人のこゝろにかなへるはかの色紙のうちにも
世に残りて伝はる所も家々に伝授することあり。
ハ此百首をもとより考へて、いかにもかくにも
伝受の事ありて、内裏にもはじめて伝へられたり
入らせ給ひしより二条家に伝へて
成りて定家卿の心をさぐりて解するの説

○按ずるにこれ普通の説にして今案の論を記す○幸山亭
まづ此和歌の選は先達の説に新古今ハ花をもとゝして実
なきをもはらとせしを、定家卿の心にかなはずとて昔今の
名歌をえらびて実をとりし、此百首なりといふ。しかるを
てひろく世に伝へし所の障子の色紙にかゝれし也といへ
はなはだ心得がたし。作者の名を押て書たるも、其二条家
骨髄とかたりしかど、明月記定家卿の記録をよく見ていふ
に、其説おほかた記文を抜書して今案を記す
嘉禎元年四月 今案ずるに四条院の年号定家卿七十四歳
甲戌 今案ずるに今日かの定家卿嵯峨の山荘に在りしならん　十二日

明月記に伝ふる文のあやまりをたゞしてあらはす

文暦二年五月乙未

朝陰晴　予本自不知書文字事、嵯峨中院障子色紙形、故可書
由彼入道懇切、雖極見苦事、憖染筆送之、古来人歌各一首、自天智天皇以来及家隆
雅経卿、入夜金吾示送、中院の名ハ彼山荘なり。

らず為氏の母ハ宇都宮弥三郎頼綱がむすめなり。頼綱入道して
蓮生といふ。其入道のむすめ為家の室となりて為氏の母となれり。
嵯峨の中院の山荘ハ蓮生入道の所領なりしと見えたり
のおもむきをつらぬるに、其障子の色紙ハ彼入道の乞ひによりて
定家卿の書かれしなり。小倉山荘にて書かれしにはあらず。
とりてかの歌を撰びても、彼入道やつがれかきやりて、雖極見苦事憖染筆送
之古来人歌各一首と有るを見れば、実にも
の様をもしるべし。蓮生が所望にまかせて集めしものなれば
これらのうた、もとの様にもかくさずして、今の世の百人一
首ハ右の頼綱が為に巻尾に載せたるは、誤れるなるべし。
あやしむべきや。但し其時の天下なるゆゑに家隆雅経を
のせしを、右の明月記の文に照らしてこれを見る者の考ふべき説
なり。されば作者の数冲ハ天智天皇より家隆雅経までを
あげたるは明月記の文を見ずしていへるなり。政観抄のおもむき先達

の從ひまゐらせしもあらバ百首ことに精撰しおもむきなく
定家卿の眼ハいとくらくなりしに世の明月記の趣をさへせ
侍しが為家ぞ念なきをいかにも侍る私撰にて八代集を入たる撰集を
ふべくもけれども他家の疑ハあるまじけれど其沙汰ハなく
ゆるせめやかなるによりてあきらかならずしてとて定めがたき
べくもけれども〇按ずるに百人一首の撰ハ嵯峨の
山荘の障子に古今集の外の歌代々作者の撰定に合せて一
首の歌かけらるよし頓阿の井蛙抄にあらハれぬ(?)
擬鳴暁筆に云京極黄門小倉山荘の色紙に百人一首ハ
せられしより世俗是を小倉の色紙といふ(?)

ハなりしをよろしくひらきあふぎてまよひていでん
百人一首宗祇抄　写本　一巻
宗祇法師の抄なり大意をあげて代々の作者の伝を記しくわしく歌の説ハ東野州
よりうけたる説ともをのせたり
百人一首抄　写本　一巻
これもそのはじめに大意をのべて代々の伝をあげ歌の注をしるせり
東常縁の伝をあげくわしく代々の撰者の心をもかくがごとくにし(?)
あらはし代趣意をのべたりしハ祇注の姿を…
ありて〇此抄ハ一説に飛鳥井雅縁卿の抄を…
むかへ侍る仙人の者也慶長十五年の自跋あり
百人一首萬葉　一巻
外題に万葉百人一首注解とあり万葉集の文字を
仙覚由阿の注にもとづき日本紀續日本紀等の文字をほ
つくりてさけてある其外に出典のある文字どもはかりなり(?)

あげてくはしくつまびらかにせり
百人一首雑談抄　二巻
作者伝などもしらずして興る百人一首の作者部類を附
しなをくせをまもれり
百人一首師説抄　写本　二巻
これもしめすく人々の伝をあげ注をしるしてまた奥書に明暦
四年仲春五日立松井不動院法印祐海跋あり
百人一首像讃鈔　二巻
巻首に百首の趣を抑あらはし作者の像の上に
けり讃ハやまと歌の歌人の勘文をもとして奥書を
百人一首拾穂抄　四巻　北村季吟
巻首に百首の趣を抑あらはし人々の伝ハ諸書をひきくわし
歌の注ハ…貞徳の説をあげ…説

をのせたり貞徳の説ハ玄旨法印の講談をききて記せられけ
れバ幽斎の師伝…季吟の説あり
季吟の男湖春の筆なりといへり
百人一首拾穂抄補注　六巻　谷口元淡
季吟の注に重説なしのもれたるをおぎなひ…
…元淡ハ郡山の人にして季吟の門人
元文二年正月自序あり延享五年正月刊行す
百人一首基箭抄　三巻　井上秋扇
祖父の遺書に細川玄旨法印のおもむき…
備へ加へたり…北村季吟法橋の…あり
百人一首改観抄　写本　三巻　沙門契沖
真字の自序あり下河辺長流嘗て百人一首抄
稿をつくる…

むかし顕昭ありて長流と同病相憐む其志業をもちひらるゝ事
をしらるれが釈を続きて改観と名づくる也〇此書ハ
古来の注釈によらずして百首のうちむつかしき所を
了俊がやうに考へしるしたり古注をしも批判をすれば
者ハ定家の作にあらずとも伝へたり

同抄　刊本　五巻

契沖法師ハ今井似閑の門人京師の樋口宗武といふ人
屋景山とはかりて改観抄のあやまりを補ひて新たに
追考をかきて増補す今井似閑ハ契沖のつくし延享四年
九月宗武の序ありて同五年正月刻す

百人一首三奥抄　写本　二巻　下河辺長流

作者の伝なしまたおほかた傍証なししば押紙の説ハ
契沖のくはしくしるせるなり享保十二年春の奥書あり

百人一首函底記　写本　一巻　申斎隆徳

巻首に定家卿の年譜ありてそのあとに享保十二年卯月書写
の右一冊自筆の本享保十二年十二月五日写して後へまゐらす
ありて申斎ハ葛岡宣易の号なりとぞ

百人一首秘注　写本　二巻　平間長雅

巻首にはかりて色紙形のうつしを添へて色紙
の伝記を引きて大色紙小色紙の法などのせたり〇聴玉集にいはく
百人一首長雅家の伝秘説の一帖を伝へしたがひて携へ
おく称の説法語などにもみえたりしかしながらいひ
まじへて此聴玉集ハ烏丸光栄卿の口授をしるしたる

おなじ

百人一首古説　写本　四巻

此書ハ荷田春満の門人賀茂真淵しるせるものにて著す
ところなり古説をもとにして作者の伝記をも
あまねく考へしるしてこの百首を世にあらはさむとす
宝暦十年の伝よりさらに百首をかけ明ばかりしるせるなり

明月記の説をもとにして撰者の事をしるして古人の
かうがへ細かく考へ附録せり

百人一首うひまなび　五巻　賀茂真淵

此書ハかの古説によりてかはやうにかうがへ補ひて註解をしるしたるなり
まなびのともがらのために考へあらはしたるなり
ことしらせむとて寛政十一年刊

百人一首ひなことば　四巻　尾崎雅嘉

作者百人の伝記略く諸書に考へ古人の考へを残らず
ども作の世々の説をもあまねく伝へて
の年々ほかやすからしむ巻首に此書の趣意をかき古来の注を
略して後の得べきやうに考へしるせり

新百人一首　一巻

常徳院義尚公の撰なりこれの序あり此序ハ
集にのせたるなり

女房百人一首　一巻

何人の撰なるをしらず源性院の奥書のみありて刊行
せられたり

武家百人一首　一巻

播州姫路城主の武将大輔忠次の撰なり作者経基王源頼仲
源頼光より源家の武将以下鎌倉右大臣平家
時代よりハ多く撰世の武家の歌を撰り入れてしるせり
何かしら所々に多くのせしものならずしてしるせるなり
にしてあらぬ撰者の意を見て自らなす事なくこれ所謂武家の
かゞみにしたがひて記れるもの也よしなきことも見えて
さらによしと武家の名をとゞめむとしてしるせるものなり
人物すべて多く書きあらはされて万治庚子仲冬上浣刊

蔵等百首　三巻　写本

此書ハ撰者の名をしるさず

刊本撰者の名なしといへども此書ハ儒醫曲直瀬忠菴の作なり古人の歌百首をあげくさぐさに兒女子の教誡となさんがため一首ごとに注釈をくはへてあり自序に云人のむすめに何かしのよしと聞へて大臣より下百人一首撰んで是を世の道に導かしめんと云たぐひ八代集のうちよりくさぐさの歌をとりて母となし其の道がくわしく例証すべく記し

また一首ごとに家の人物に合せ繪を加へて是をうつしたる本あり(忠菴の名を云)ず逸なり久留米の城主有馬君に仕へし醫隱し

菅家百首　写本　一巻

菅家御神詠七千首内秘歌百首とあり九十八首になし

奥書に右菅家御詠は安楽寺の秘説にして○祿書也此百首の作者は延喜時代の御作にして菅原の血脈なり何人の作とも定めがたし只耳底記に天神の御作として撰び天満天神のと記しあり

堀河百首　三巻

堀河院御時基俊已下十四人の百首なりこれ初め百首とも太郎百首とも称す

堀河次郎百首　三巻

永久四年俊頼基俊已下七人の百首なり後度百首とも称す

堀河百首肝要抄　四巻

此中一冊ハ序目なり初度後度百首のうちより秀歌を撰び註釈を加へたるなり

百首抄とも見えたり凡条程定家卿序下に云上下巻は百首を一冊として自筆の太郎百首上下次郎百首一冊とあり従自筆に贈之と奥書見えて是を紹述し此書を祕して近世の抄物となせり

藤川百首　一巻　京極黄門定家卿

此百首ハ定家卿老後に撰ばれたる百首として基家卿に贈られしなり藤川の百首とも称する所以ハ巻頭の題に藤川とあるゆゑなり

又續題百首ともいへり難題の百首なり四文字題の百首にて古今集以下の集の歌を引て證したる書なり

藤川百首抄　一巻三本

不破の関屋荒れはてし此百首ハ関白基方の述懐の趣にて昇進の絶たる憂を詠じたるなりとあり

一禅堂切臨の作なり元和五年四月の奥書に右百首闕掛の抄ハ三条西逍遙院入道堯空より此相伝なり此本ハ宗長抄肖柏宗祇の抄并載せ又自然斎宗祇より此伝へし末に古抄以上五部一覧して是に似て非なる説を撰び是を正せしとなり

藤川五百首鈔　二巻

此五百首ハ定家卿の作にて安嘉門院四条の為に逍遙院実隆公の百首を撰びたり

巻首に此百首の趣意を述べたり注者詳ならず寛文七年二月刻

藤川百首注　写本　一巻

此注ハ武者小路実陰公の門人泉州堺大安寺春山長老の注じ給ふを其門人栗山満光の写せしなり宝暦六年の奥書あり

藤川百首部類　写本　一巻

此百首の題にてよめる九人の百首なり其作者ハ
西三条実隆公　中院通茂公　霊元法皇　西三条公福卿
武者小路実陰公　冷泉為綱卿　烏丸光栄公　武者小路公野卿
冷泉為久卿

心敬難題百首　写本　一巻

応仁元年八月廿日法印心敬住吉にまうでゝよめる百首なり
それ以後これをあつめて大永七年正月下旬に書写の奥書あり

鷹百首　二巻

西園寺公経公と定家卿とこれ鷹の百首を往復して互に其の点を
実雄公よりうけ給はりて桜井家蒙求鷹の仕方を西園寺
入道相国家熟居百首一冊同鷹の秘伝よりこれらの此書の類なるべし

五社百首　写本　一巻　俊成卿

伊勢　賀茂　春日　日吉　住吉　五社に奉納の百首なり
序ハ扶桑拾葉集に載られたり

順徳院御百首　写本　一巻

定家卿家隆卿両点にかくとあり御詠にとりてハ御製
其時御製の御小禁中和歌所の外なり

土御門院御百首　写本　一巻

承久三年御詠なり合点は家隆卿なり

両院御百首　写本　一巻

上下巻とも此順徳土御門両院の御詠を取合せたるものなし

慈慶百首　一巻

薩摩守忠度俊成卿へ点を乞ひたる百首なり刊本詳ならず

東撰行園三百首　写本　一巻

宗尊親王文応元年の御詠なり当時名家の合点あり
入道民部卿為家卿合点添削之詞墨　中院大納言為氏
西園寺入道常盤井相国実氏公点
内大臣基家公九條点并添削之詞朱
正二位行侍従行家卿点　光俊朝臣点
正二位衣笠内大臣家良点　奥書云以朱書者九條前内大臣
府にも也右三此御詠先年詠草をゝくり侍りしをあつめて補ひ侍るとあり

朗詠百首　写本　頼阿　一巻

春夏秋冬雑祝管絃閑居羇旅述懐餞別恋懐旧無常法文とわかちて和漢朗詠新撰朗詠等の句を題にて
よめる百首なり作者詳ならず奥書云壬生二品家隆卿

句題百首　写本　一巻

一名五玉集と称す五言七言の詩句を題にてよめる五人の百首なり
作者ハ頼阿法師　法印良守　大納言基家子　権大僧都良春　禅僧周嗣　已上五人なり

百首部類　六十二巻

丹後守為忠家百首　六巻　宝治御百首　五巻
名所百首　三巻　正治後度百首　二巻
正治院百首　三巻　弘長百首　一巻
白川殿七百首　三巻　前宝治御百首　六巻
亀山殿七百首　三巻　嘉元仙洞御百首　七巻

五社百首　二巻　久安御百首　四巻
永享百首　三巻　延文御百首　十巻
将軍家百首　二巻
已上十五部此外目録一巻あり

神道百首抄　二巻
巻首に小序ありて云文明十八年正月十二日夜夢にいはくかみさへつしらかれむねしらぬまし旧冬灌頂の叶むるに大へ百首のうたよみてかしこくおもひまゐらせてよむ卜部兼倶卿にて題ハ日月火水金土木の天狭霧より國常立尊より次第に神名をあげ末に神楽の秘法陰陽宗源内外の名目社壇祈禱等をいふ作者ハ卜部兼邦ハ天児屋根命より四十八世の孫兼倶なり

祈雨百首　写本　一巻　津守國久
けふうをいのりて百首をよみけるに明暦二年七月刻

住吉の社壇に雨をいのりて百首をよみけるに百韻にいひならひて雨の字をこめたり　雨中立春　雨中子日　雨中霞　雨中鶯
衣雨中月　雨中寄　寄雨神祇　寄雨祝なり
作者ハ津守國冬の子なり

後福光園摂政百首　一巻
二條摂政太政大臣良基公観應三年八月二十八日の百首なり
閑居...にてよみ給ひし百首ありて百韻の点なり
頓阿兼好慶運兼好ハ圏点を奥に書附らるゝハ連歌の句なり○此書刊行のものなり

南都百首　写本　一巻　一条兼良公
兼良公應仁の乱をさけて南都におはしましける頃大和の国の諸所の名所をよみ給へるなり
自序あり此序ハ扶桑拾葉集にも載せられたり
門覚恵は兼良公の御息なり奥書あり右百首一條禅閤

詠作也以自筆書写了文明十五仲秋下旬　飛鳥井雅春卿

一日百首　写本　一巻
午天より申の刻にいたりて一日によみたるよし奥書にあり

永正着到百首　五巻
写本一巻刊本五巻あり永正年中禁中にて催されし着到百首なり
巻首に作者家々の系図を附して八野村尚房の考なり

宝永仙洞御着到百首　写本　一巻
宝永二年九月九日より十二月某日まての御製なり作者ハ
御製　通茂　通躬　淳房　実業　重條　雅豊　輝光　実陰
為綱　公長　通夏　為久　公緒　光栄　已上十五人なり

一人三臣御百首　写本　一巻
上ハ霊元法皇の宝永御百首の中より　霊元法皇　加茂祐
太政大臣通誠公　清水谷大納言実業　武者小路右中将実陰

のうたを抜萃してよめり文字ハかけて人にかきあらはし...
かくなりけるもののなきに...
飲者以岩倉保具既ニ古今学...即時被命...

享保御着到百首　写本　一巻
享保五年九月九日より十二月二十日まての御製なり
作者ハ　院御製　公福　実陰　為信　光栄　雅季　通躬
為久　已上九人なり

澤庵和尚和泉百首　写本　一巻
澤庵和尚ハ品川東海寺の一代なり和泉ハ烏丸大納言光廣
卿のすゝめにて元和年中和泉の山中に閑居して詠せし也
し巻末に十竹叟とありて澤庵の別号しけるを光廣卿の
奥にとかれたる奥書光廣卿の手なり

契沖富士百首　一巻
契沖阿闍梨富士を題にてよめる百首の自筆を模写して石に

刻して世に行はる

似雲葛城百首　写本　一巻

似雲法師は武者小路実陰卿の門人にして延享元年葛城山の高宮に隠居せし時卯月廿五日より廬を閉て禅関に入りたまひしに五月廿七日解関して閑坐の余間の百首なり巻末に風早実積卿の跋あり

新題百首　写本　一巻

五井蘭洲川井立牧新題とて設られしものにして詠物と称するもの春宮怨などの詩の題に胡言之絶句の詠物題といふものまでいふて和するやうに新しきやうの百題ならへて詠せし

北辺七體七百首　一巻　冨士谷成章

上古より近世にいたるまでにかはりし歌の風體にかはりありて創もて作どもなせり七體に作りしかは

上古體　中古作　中季作　近昔作　近世作　当時作

自劔作　已上七作なり　男成元校正して寛政九年にて上木す成元が其の跋あり

玉鉾百首　一巻　本居宣長

古学の大意を万葉体の古風によみてく人にわからせしめしかはよむ十首の歌を附けたり

玉鉾百首解　二巻　稲掛大平

大平は宣長の門人にして先生の百首を解せし倭文にて揚房雄等の序あり

後撰百人一首　一巻

は普光園摂政良基公元亨正中の乱より世の中さわがしかりぬ折にまぜなる小倉山二尊院にこもりていとまなく権中納言定家卿のとりあつめし小倉百首にならひて撰百人一首を撰くはへたまひしを後の関白照実公えらひたまひしを今の撰百人一首となり世に人間に伝へしもの

故略しつ

負徳頭書百人一首抄　三巻　加藤磐斎

本文は百人一首よりこれを題として書して作者部類を附して寛文十年に板行せられし磐斎の説をもとにして巻そこに大意七ヶ條をあけたり

百人一首抄　三巻

作者はあきらかならずといへども盤斎の抄に比ぶればよろし寛文十年四月刻

百人一首解　一巻　栗本[illegible]

それは百人一首の歌をとりて解しけるもので註ありともなくてよめることもなく解をつくれり宝暦六年の自序あり

千首類

為家卿千首　写本　一巻

慈鎮和尚家隆の両点なり春の部より冬の部まで題ごとに点
雑の部批判あり○為家ハ若くして世にすぐれたる事もなく不堪にして懈怠
ありけれバ父卿にいさめられて世をのがれんとせしを慈鎮和尚のいさめにより
日吉の社へまうでゝ祈りつゝ深く詠じけれバ和歌の道にも
ゆるしありて後ハ定家卿にもまさりし程なりしとぞ
のちに是非の人にすぐれて立身の事をもとめけれバ家
稽古の功をつくさせもよほされけれバ
教訓によりて立家の事をおもひ立五日の中に千首
のうたをよみて定家にみせられけるに
立春の歌よりて千首をよく立春の歌がくればよいできるよ

とて家家にほめられしく家隆にも見せしかバ感じけるとなん
さればこそ為家ハ道の宗匠とまり文祖のあとをつぎけり
おそるべしハ為家にて慈鎮和尚の仰によりたるなりとぞ
そもそも此うたの五日が中によみ出して千首をよみたる
るべし

師兼千首　写本　一巻

巻首に正二位行権大納言春宮大夫大学頭藤原朝臣師兼とあり
あるは南朝の人なり○春二百首夏百首秋二百首冬百首恋二
百首雑二百首なり尋常の千首題にあらず雑部の中地
水火風空に寄る五常の題の歌五首あり其外路篠
籬草簷忍草岸忍草この五の歌あり此千首ハ常に見ぬ
めづらしき題なり

宗良親王千首　一巻

普通の千首題にてよませ給へり南朝の中務卿親王李花集

の作者なり此千首の奥書に
ある人もあまたかきうつしたる中に信太社千首とも号せり寛永十年烏丸光広の

奥書あり

耕雲千首　一巻

南朝の中納言長親にて法名明魏又耕雲と号す○応永廿五
年の奥書あり此千首ハ愚僧四十年前所詠也云々

為尹千首　一巻

奥書に末の世まで
のこるべきものかはと思ひながら今此千首を詠めり
応永廿二年十月十日とあり○為尹ハ冷泉為秀の子にて
権大納言正二位に応永廿四年薨ぜらる

宋雅千首　一巻

応永廿七年十月十日の奥書に右聖廟法楽千首者愚老

一身の愁訴無為也云々○宋雅ハ飛鳥井雅縁にて後に入道
従二位に任じ出家宋雅といふ○此本宋雅千首一名千題
和歌集とも又その中の宋雅千首ともいひ宋雅ハ雅縁の
孫雅親にての法名なり宋の字宋の字も形の似たるをいふにや
あやまれるものなり

文明千首　一巻

文明十三年九月一日着到千首なり作者実隆公以下をはじめ
しめて都合十人なり飛鳥井大納言入道点

千首部類

宗良千首　耕雲千首　為尹千首　宋雅千首　文明千首
これらの部類にして小冊とすいづれも同題の千首但し雑の部の
中十首の歌異同あり今なほこのすがたのまゝ中小沢芦庵跋と
ありて刻す

正徹千首　写本　一巻

此千首ハ組題なりしが一條禪閤兼良公徹書記の家の集草根集の中より抜萃しく正徹千首と号せしものなり
一名草根集抜書ともいふ　三巻

牡丹花千首

写本一巻也刊本三巻あり　而て林家の奥書あるもあり　しかし肖柏の定めがたきやあきらかにせず新題集などにも此所題を以てこれを肖柏の詠なりしが刊本の外題に牡丹花家集とかけるを誤りし家集ハ春夢草といふ別なり
三巻何也

天文千首　写本　一巻

天文十一年二月九日大神宮法楽百首拾十組にしてはじめ第一の百首より第六の百首まで二月九日の法楽より第七の百首より第十の百首まで同十日の法楽なり奥書云官本中書令之筆写本者三條大納言実枝卿筆點也于時天和五暦仲冬
下句終切所也　左中将雅胤の雅嘉抜するよ千首の題の外題の写本にて流布するものなり是にて巻頭の首一首何ぞ伝あげく以下六部の千首此年暦代考すべきなり
立春　[illegible]春やたつらん

慶長千首　写本　一巻

慶長十年九月十六日院中ニテ普通の千首を詠じ作者　後陽成院　知仁親王　素然　実條　雅庸　光廣　通村ほか二十六人ニ巻頭
立春朝　[illegible]

元禄千首　写本　一巻

元禄十四年九月廿一日大神宮法楽千首にて作者ハ　霊元院　邦永親王　基熙　通誠　通茂　淳房　実業　通躬　為綱　氏孝　為久ほか三十七人にし巻頭のうた
立春朝　[illegible]代の日の春のあさより

貞享千首　写本　一巻

貞享二年五月十九日内侍所御法楽千首から百首十組を以て千首とす　第一　第二　第三　第四　第五　第六　第七　第八　第九　第十まで十九日法楽第七より第十まで廿日法楽也
立春　[illegible]春をむかふる

享保千首　写本　一巻

享保年月日可考　作者　院御製　家仁親王　職仁親王　通躬　公福　光栄　実陰　氏孝　為之　公野　為村ほか二十一人にて此中中院前右中納言宣誠朝臣秋部の末の比病死に依て其内之後惟永に冬部を詠まれけるとなむ
立春朝　[illegible]

寛延千首　写本　一巻

寛延元年二月内侍所御法楽千首にし　作者ハ　櫻町院　家仁親王　尚実　公雄　光胤　光綱　宗家　為村ほか三十人にし巻頭のうた
立春朝　[illegible]代の春やたつらん

御撰千首　写本　一巻

後水尾院御自撰にして後柏原院実隆公義政公よりこれは千二十八首のやうに御撰の中より集め五十餘首入させたまへる御作なり後西院法皇の御事を巻末に入られ朝倉重賢附す
巻頭のうた
年内立春　[illegible]

奉納千首　二巻

宝永六年九月平向長雅千首の題を詠じて奉納する有賀長伯序跋あり
て[illegible]の[illegible]

似雲百首 写本 二巻

似雲法師嵯峨の庵室に住りし時花の比より月の比まで [illegible]

比まで百首の歌十組をよみて千首とす [illegible]

卿跡なし [illegible]

澄月千首 写本 一巻

岡崎の垂雲翁澄月既寺にて奉納千首なり

群書一覧 和書部四

群書一覧巻之五

類題類

類題和歌集　三十一巻

此書ハ勅撰類題和歌集と称して全部十六巻なり抄本ハ第一巻より第五巻まで春部第六巻より第八巻まで夏部第九巻より第十三巻まで秋部第十四巻より第十六巻まで冬部第十七巻より第二十二巻まで恋部第二十三巻より第三十巻まで雑部外に公事部一巻を附して総計三十一巻とす○按ずるに霊元院の御宇元禄年中諸臣に勅して今古の類歌を纂集せしめ給ひ上王公の製藻より下諸氏の遺稿にいたるまで採択あるべきもの是をもて集とせられけるとぞ書中収むる所の歌本集によらずして此に載せたるもの其外たちまち他の撰集に載られ殆一萬二千餘首の内ひとつも纔に千七百餘首今に存せられける

ひの次第を以て巻とす又抵夫木集の如し彼集ハ勅撰外の古今の歌を集むるや其餘近き代の歌の類の歌なきにしもあらず近き代の武家の集どものひとつもなしすべて此書を採用せられたるハ廿一代集をはじめとして諸家の家集を合せて施帖のひなかれりとありて元禄年中撰ぶ

類題和歌集異本　写本　十六巻

歌の次第今なお同じくして歌の多く今なおりハすこし其歌も猶多かりけれども足利時代の武家の集より撰び又これハ近代の歌の多くもまじはりこれハ旧きなりして今なお刪略せるなるべし此ハ撰入せられたるを詳にすべし古字なりしく謄写の誤り積れるなり

新類題和歌集　写本　二十巻

霊元法皇の勅を奉りて烏丸光栄公西三條公福卿水無瀬氏成卿

高松重季卿武者小路実陰公五人の撰し巻末に公事一巻仮名題一巻を附せし歌も勅撰集の例に倣ひて部類を分て歌なきものの数百首をも此書ハ二十一代集の外古き勅撰の集の家々の集の諸家の歌を抄出しひらき其餘文明永正の比の御会の續歌百首などをも多くのせられたり○按ずるに勅撰類題ハ釋教の歌を載せず此集にハ雑部の中に釋教の歌の歌をものせ載られけり

續類題和歌集　写本　三百巻

此書奥州岩山太守左京大夫前参議義恭侍史坂以得小倉に命じて草創せしなり其時延宝元年の秋にして其趣意ハ續五明題明題全書題林愚抄等の書を世に便りとしても其題を依りて太上皇帝諸侯に勅して類題和歌全集を撰ばせ給ひし諸家の歌を掌に指すが如くにして修飾せんと総せしめて此挙に及ひしと太守

過去のなかの草稿のものなく紙魚の肥さんとすることをなげきて坂以得撰擇せしむ時太守義恭が序の真字の序及貞享五年孟春葛山散人坂以得の真字の序等あり○凡例によるに勅撰集の歌ハこれを載せず集ハ今古に拘らず作者新旧を撰ばず計二百巻分て八部とす仮名題を以て追加とす但し釈教ハ別に部を立て一様とす当世の風詠宗匠家の点を入作者自讃の歌といへども点なきものハこれをのせず題なきものハ又四季恋雑をわかちて別帙とすといふ引用書目五百十九部の中　撰集并雑々　勅類題外廿一代集歌よりはじめて慈眼大師三十三回忌和歌に至るまで　百九部　百首類　七人百首より石山法楽百首に至るまで　八十八部　千首類　年著到千首より兼宗千首にいたるまで　十二部　十首より五十首に至るの類　陽光院五十首より文永二年内裏恋五十首に至るまで十

四部　歌合類　[illegible]歌合より近江御息所歌合にいたるまで
百四十部　家集類　[illegible]御集より慶[illegible]にいたるまで　百三部　法中集　守覚法親王御集より雅阿法[illegible]にいたるまで　二十八部　女中集　式子内親王集より或女房[illegible]にいたるまで　二十五部　○此書今部立百巻のよし凡例にみえたれども今存するは春夏の部六十三巻のみ又序凡例一巻を附たり凡例八則追考二則

類題落穂集　写本　四巻

勅撰類題の類にもれたる歌を撰び集めて千七百餘首をのせたり此書八の部よりいへるもの也[illegible]

新類題落穂集　写本　四巻

新類題の集の撰に[illegible]勅撰の歌を補ひて[illegible]

ことくの書ハ世用のものなし

殘林拾葉集　写本　一巻

勅撰集部の歌の闕たる部の歌を補ひしものなり[illegible]元禄十二年季秋紀河良弼傳良父真字の跋あり作者ハ山本紀内源道春也殘林拾葉ハ其友なる山本君の[illegible]ところなり凡和歌二千二百餘首あり著題の中に最も[illegible]その[illegible]なり　後水尾帝當て當時の名卿に勅して類題を著さしめ給ひて歌林の[illegible]各一部撰し給ふ其中に[illegible]存せしを近代の公卿に勅して補ひしもの也[illegible]類題和歌集と賜ひし惟二三近臣の家にのみ傳りて民間に[illegible]とのみ聞えし[illegible]水戸侯君の考[illegible]不子に命して[illegible]公の説く其書を[illegible]写すことをゆるし君の家にある[illegible]ところの君の和歌を好む[illegible]歌を補ひしものを一冊とす[illegible]の説を実するに[illegible]

なりとく

明題和歌全集　十五巻

今川了俊の作なり古写本六巻ありしに八二八明題と号す[illegible]集以後十六代の集より[illegible]採用ひたる[illegible]部類し[illegible]雑の部乃下に短歌　長歌　旋頭歌　混本歌　折句　沓冠　廻文誹諧の諸体をのせたり

續五明題和歌集　写本　六巻

一部の撰者をしらず一部[illegible]氏親撰と[illegible]此書八二十一代集以外の風雅集　新千載集　新拾遺集　新後拾遺集　新續古今集　以上五部の集の歌を[illegible]近體の[illegible]

題林抄　写本　二十六巻

歌林の類書[illegible]一条禅閤の歌林抄八二巻[illegible]古き書目に[illegible]題林百二十巻[illegible]歌合　今　百首　[illegible]二十巻といへり今此題林抄ハ第一巻より第四巻まで春　第五六七夏　第八より第十一まで秋　第十二十三十四冬　第十五より十八まで恋　第十九二十二十一雑　第二十二公事　第二十三人名　第二十四短歌　第二十五誹諧歌　第二十六　賀[illegible]部を[illegible]歌[illegible]

題林愚抄　八巻

此書ハ大抵二八明題と[illegible]書目に玄仲の作なりとあり

拾題和歌集　十二巻　恵藤一雄

二十一代集三玉集其餘家集歌合[illegible]雑公事の部を序で[illegible]五[illegible]進者[illegible]の[illegible]此撰者恵藤一雄ハ河原菅雄の門人[illegible]自序あり

新明題和歌集　十巻

撰者つまびらかならず近體の歌をあつめたり此集にのする所の作者ハ後水尾院　後西院　仙洞（霊元院）　道晃親王　尊仁親王　尭然親王　通村　雅章　通茂　基福　雅喬　資慶　基凞　俊廣　意光　雅直　季信　光雄　其餘数十人をのせたり其時の名家なり

新後明題和歌集　四巻　伯水堂梅風

新明題の後集にて作者上に同じ其餘ハ後陽成院　実業　重條の歌をしるす但し此書ハ一題に歌二首づつのせたり

新題林和歌集　十六巻

撰者つまびらかならず作者ハ道晃親王　尭恕法親王　通茂　淳房　氏孝　実業　後西院　通躬　後水尾院　霊元院　通村　光雄　資慶　家凞　通純　弘資　雅章　為條　尭然親王　雅喬　為景　惟庸　其餘数十人なり

新續題林和歌集　十六巻

新題林以後の歌を後千首寛延千首等の歌をもまじへてあつめたるよし奥書にみえたり作者の霊元院　実陰　為村　宗家　光栄　光綱　為久　尭恭親王　職仁親王　公福　公野　通夏　重季　実積　光胤　家仁親王　通躬　重豊　為泰　光祖　資枝卿等なり雑の部の末に大嘗会の歌名所の歌等附しるす明和元年に梓にのぼす

部類現葉和歌集　十六巻　伯水堂梅風

此書ハ勅撰類題の體をなしゆくゆく新題林時代よりおほくあつめての集に出ざる歌をあつめて年月出所を記しそへたり巻末に梅風の跋あり

撰玉類題和歌集　十六巻　六本

此書ハ部類現葉の謬りを正し闕けたる所を補ひあやまれるを刪りたり依てあらたに撰玉の字を冠らしむ　澄月の序あり

寛政年中有賀長收校正す

袖中證歌集　十六巻　二本

二十一代集六家集三玉集其餘家集歌合のたぐひに就て題ごとに一首の證歌を挙て袖珍となしたり元禄十七年二月上木す撰者つまびらかならず自序あり

百家類葉　二巻　冨士谷成壽

此書新勅撰時代の歌よりあつめて諸家の集にもれたるをのせたり巻首に撰者の自序あり

古今和歌集類題　一巻　松井幸隆

古今集の歌ことごとく用ひず詞の題をもあつめて類題となしたり其歌の出所ハ　万葉集　二十一代集　菅家万葉集　古今六帖　夫木集　六家集　伊勢物語　大和物語　源氏物語　其餘家集歌合の類をもいれたり

六家集類題　六巻

俊成卿の長秋詠藻　定家卿の拾遺愚草　同員外　家隆卿の壬二集　後京極摂政の秋篠月清集　慈鎮和尚の拾玉集　西行法師の山家集　以上七部の集の歌を類聚せしめたり

三玉和歌集類題　七巻

後柏原院の柏玉集　西三条実隆公の雪玉集　冷泉政為卿の碧玉集　以上三部の集の歌をあつめて類題す元禄九年中松井幸隆あつめられしを同九年蜂谷又玄子跋あり

新三玉和歌集類題　二巻

後水尾院の鷗巣集　中院通茂公の老槐集　烏丸光栄公の栄葉集　以上三集の中の歌を撰ひて類題す其書體三玉集に擬せられしを以て新三玉集と号す

三槐和歌集　一巻

新三玉集の例にならひて中院通村公　同通茂公　同通躬公の

集め類題しける寛延の跋あり

千首類題　写本　二巻　尾崎雅嘉

為家千首　正徹千首　住吉尾張隠岐撰千首　天文千首　慶長千首　元禄千首　貞享千首　享保千首　寛延千首等の歌を合せて部類す上巻ハ千首部類の例によりて下巻ハ混雑の部をわかてり類題よりてなり

續撰吟和歌集類題　六巻一本　同上

續撰吟和歌集ハ文明永正の頃の禁裏の御會諸家の續歌其餘の歌を撰びあつめたる書なり雖世に其歌ども諸書に見えたれど小倉親范の記録にのみ見えて残れる歌もありけるを類題の體にあつめて補ひたり寛政十一年上木す

新續撰吟和歌集類題　写本　二巻　同上

文明永正大永の頃の諸家の續歌を集めて類題とす此書ハ前の書に洩れたる歌をあつめて補へり

りしもあるによりなるべし

類題読歌集　写本　八巻　同上

勅撰集私撰集諸家集歌合物語記録等より禁裏仙洞の御會後撰諸家の歌どもにいたるまで數百部の書より多く撰び出して類題し一首ごとに出所を記せり其歌の数ハ凡そ三萬五千首に及べり是ハ此類の書の中にて最大なるものなり

草菴和歌集類題　六巻一本

頓阿法師の草菴集續草菴集の歌を合せて類題しける巻末に句題のものを大抵付す家集の外に撰集などに見えたる歌を補ひて元禄八年九月に上木す

草菴集類題拾遺　一巻

草菴集にもれたる百首高野日記の四十八首國分寺十楽詠の歌等をあつめて巻末に二條為世頓阿法師の贈答の歌を附刻す

李花和歌集類題　写本　二巻

李花集ハ南朝の宗良親王の家集なり今集外の歌ども南朝五百番歌合等より撰び補ひて類題とす

芳雲和歌集類題　六巻一本

此書ハ武者小路儀同三司実陰公の家集なり芳雲の二字ハ桜町院の勅号なり巻末に題のせしものあり宝暦十年六月

芳雲類題　写本　一巻

歌数少なしといへども大抵同じく粗末なり巻末に百首を附して文章あり

幸隆類題　一巻

中院通茂公の門人松井幸隆の家集なり幸隆の詠を古今集の部立に従ひて類題す

桂雲集類題　六巻一本

廣澤の長孝の家集廣澤輯藻の歌其餘世に傳ふる所の歌どもを類題しけり天明中に乃翁の百回忌に

あるひハ有賀長收校正して梓にす巻末に文章名篇の十張收假名序那波師曾真字の跋あり○古来求唐渓類深と称す今ハこれを挂雲集と名づくるハこの集八月の秋の中に

月まつけふ侍るこゝろの月の前をよみてよしとしてそのゆかりたる此歌を雅章卿の褒賞したまひけるを侍るもゆへなりとぞ

似雲集類題　一巻

似雲法師ハ武者小路実陰公の門人にして平生四方に雲遊し假に住しもの或ハ嵯峨或ハ吉野あるひハ白川に詠歌しもてあそび村の人々西行と称す其詠草を類題してもてはやしけるを年ごとに書す二十巻なりて世に行はる今此詠草の中より抄くしてそのよしを載給ひしなり

續似雲集類題　写本　二巻

さうさう年来詠草の中より撰ひ出せる歌を千首に撰ひたるを類題にあつめの書二十巻にあたれる題詠の歌を撰えらびあつめて後集と号するものなり

和歌雑類

和漢朗詠集　二巻　大納言公任

此集ハ四條大納言ハ高相如の子なり仍て朗詠集を撰する時多く相如の作を入んとす菅家淵忌学花味進藻往及之句何の詩を撰せんやとして十訓抄にハ小野右大臣実資にておもしろけき公任の作を撰ばせけり此の朗詠に下巻を撰して還ると國にありけるときしめく入らまほしき時朗詠に下巻に撰たる其中に小野宮實資の孫なる大二條関白教通公則公任の聟なり○今の朱似同万葉集に緯なる近隣に姓宗岡公行上兵部少丞直行といふ者あり一人年をいたく勤に請ひられ撰閲するが其風を得たりといふもの○是も其世の作を入らず但の詠作として嫌ひ言めずして幾本も縮して八文字を用ゆるとて容易なし

是も文字此二歩として一首となす万葉集巻十一巻十二巻の例をなしてるを西峯先生やよいそれを和漢朗詠の詩句を以て採摘して八四條大納言公任の作なり和漢才子の詩句を以て上下とす和歌八故人書くをもて江談抄に六十訓抄に才六古今に用ゐる両書和歌の事を今此本にに両ぬの後是なるべきとし、いへども今世世あまりの下にて和歌のほかの漢をいふ文字をたて書せんとて不審を残すなし○雑嘉抄する両略の注記してある所にかなたもあらず故にして漢句の入りてとなしてわがやまとの後にて東大寺聖人舜乗坊入唐の時長手路の朗詠を唐人育王山の長老以下これを見て感歎すといふ其中天神の作春之暮月と三朝の句を以て褒美す感懐にたえず遂に乞取て育王山の宝蔵に納むとぞ

和漢朗詠集註　十巻

詩文の註ハ永済、和歌の註ハ北村季吟なり。詩家の註ハ和歌の註と合せ付す。しかるにかの作者の聴くいさゝかの書も見えず、今覚明の注にもとづきて[illegible]
しかれども世のひとの[illegible]を補ひ[illegible]
てかの詩の意趣にてさらに[illegible]○此書覚明の註に補ひ[illegible]
かの[illegible]永済の[illegible]○信
阿註の奥書に[illegible]応保元年辛巳十月[illegible]
之に永済註の奥書に[illegible]文十七年戊申三月[illegible]
雖多[illegible]本今書写[illegible]
漢字の序[illegible]同十二年[illegible]

新撰朗詠集　二巻　藤原基俊

公任の朗詠集にならひて詩文[illegible]和歌を
撰べり○按ずるに世に朗詠[illegible]和歌[illegible]するもの
[illegible]公任の朗詠と此新撰朗詠[illegible]中の[illegible]

百寮和歌　写本　一巻　高大夫実無

百寮の官職を採用ひて
摂政関白太政大臣左右大臣大中納言等より侍従内舎人博士
大中少将按察使太宰帥の任等にいたるまで百寮の官職を
して[illegible]百廿余首の歌なり。此作者高大夫実無何人とも[illegible]
[illegible]群書類従にものせたり

易然集　写本　一巻

寛文十二年壬子冬竟宴[illegible]此集のこと[illegible]の詩歌の題ハ[illegible]
文明の中林宗裏の屏風の画の[illegible]其数の[illegible]孔子　廬山瀑布
楊貴妃　赤壁　陶淵明　黄河　老子　楓橋　鹿苑　渭濱　[illegible]
[illegible]作者ハ　[illegible]院　[illegible]西院　近衛基熙公　照光院道晃親
王　飛鳥井雅章　日野弘資　烏丸光雄　中院通茂　[illegible]
雅喬王等　詩の[illegible]菅家　芳野山　聖徳太子　天満[illegible]
弘法大師　須磨浦　道風　神泉苑　晴明　武蔵野[illegible]

五山の僧に作せしめ[illegible]易然の題号ハ[illegible]
院の勅号[illegible]手山[illegible]同集[illegible]
寺聞[illegible]○按ずるに易然の字ハ孟子離婁篇の下に[illegible]
子易地則皆然[illegible]
[illegible]
[illegible]

文明易然集　写本　一巻

[illegible]文明年中の[illegible]屏風の詩歌[illegible]作者ハ[illegible]
[illegible]基綱[illegible]親長[illegible]雅康[illegible]其餘の[illegible]
[illegible]七言絶句[illegible]易然
集の[illegible]文明[illegible]屏風詩歌[illegible]寛文の易然集[illegible]
めハ文明[illegible]
[illegible]明易然集[illegible]

続撰吟抄　写本　六巻　三本

此書ハすべて類題の部[illegible]文明永正の此の[illegible]
其代の[illegible]作者[illegible]
[illegible]八百首の[illegible]
[illegible]年月[illegible]寄[illegible]

中北畠親房の奥書[illegible]

一人三臣和歌　写本　二巻

巻首に文亀元年三月廿四日勅題[illegible]
[illegible]巻末永正五年十二月[illegible]
此書ハ一人三臣[illegible]和歌[illegible]
実隆公[illegible]
[illegible]巻首の[illegible]今上御製[illegible]
臣之詠進等抄出之當時宗匠不過于此三輩歟雅俊卿曾
古不足歟世之所推難比于此間者乎依累代之畢○此書[illegible]
[illegible]

従て甚る非推後のうちをも出加へたり

宝永一人三臣和歌 写本 一巻

宝永二年九月仙洞御所到和歌作者十四人の中 霊元院 中院通茂ゝ 清水谷実業ゝ 武者小路実陰ゝの歌をのく百首づゝ抜出せるものなり

新一人三臣和歌 写本 一巻

後水尾院 西三条実隆公 烏丸資慶ゝ 中院通村卿の詠をえあつめたるなり

御點取和歌 写本 一巻

萬治年中より寛文年中までに御製ならびに諸ゝの歌に後水尾院ゝの勅点ありしに中院通茂公烏丸資慶ゝ等の合点ある添削のまじりたるなり

御點取和歌 写本 一巻

元文の比中御製をはじめ諸ゝの御歌ども烏丸光栄公西三条公福ゝの御点ならびに添削ありて點をも朱墨ともに以くしたるものなり

天正五十首和歌 写本 一巻

天正九年親王御方にて催されし五十首にて作者一字名あるものハ御方誠仁親王の御方にし聖護院道澄親王ゝ下中院通勝ゝ本十二人にて爰者三光院実枝公にて添削のうちにはいこうむなふらへあらたり

五葉集 写本 二十巻

或八月次集抄とも称し あるひハ山階集とも号す 作者 後冷泉院 後三条院 白川院 堀川院 鳥羽院にいたりて五葉集とは号す 此書尾張守藤盛忠の撰なり

一花抄 写本 一巻

良守 良春 頓阿 頼宗 周嗣 五人の詩句をあつめたるを一名五人五百首とも号す 此を一花抄とも号すハ一花五葉集の

句の意趣ともなりけり 此を群書類従にこれを収めたり 一了五玉集とも称するなり

五玉集 写本 一巻

此五玉集ハ弘長百首の一名なり これは作者五人なればかく名づけたるものなり しかし百首部類にも弘長百首とあるぞれば 写本にはかくさうじりけるものにや 五玉集とはいへり

四玉和歌集 写本 一巻

此書ハ法印玄旨 法橋紹巴 法橋昌叱 沙弥明心 已上四人の百首なり 五玉集の例にならひて名づけたるものなり へし 明心ハ松永貞徳の法号なり

新古今竟宴和歌 写本 一巻

元慶延喜天慶に日本紀の竟宴ありたりけれど 此ハ紀中の人の名物題にてよめる和歌を献ぜられしものなり 日本紀竟宴和歌ハ國史の部に収む 新古今集竟宴ハ彼日本紀の例にならひていはせ

此集のなりたるにつきて意趣のあらはれたる歌に此の雑載の中に收むべきもの也 ○拾芥抄に新古今抄を引きて元久二年四月被行竟宴とありてこの時行進せられし歌

厚顔抄 写本 三巻 沙門契沖

巻首に日本紀和歌略註とも云ひ 此書ハ契沖 西山公の命によりて日本紀の中代和歌童謡等長短百二十七首を出して之にて注しならびに古事記の歌百七首 此中五十一首ハ日本紀に出るものにて五十六首を撰して献ず 日本紀和歌略註上下古事記和歌略註一巻勒して三巻とす 厚顔抄と名付くる元禄四年八月漢文の自序あり ○契沖門人今井似閑が萬葉緯うち明月記二十九建永二年九月廿日題眼付家長進日本紀歌注之次望冲法橋之処不知其由日本紀者我朝之國史尤可重若可其沙汰者大臣公卿宮外記尤可奉行歟兼法師撰進之仁歟 廿三日題明昇綱所云々今案するに

惜哉顯昭の日本書紀の歌の註今世傳はらずたゞ釋日本紀に公望等が私記を引かれたるを註すといへども語釋を言はずやゝ漏れたる懐賢が著せる顯昭の歌の註を見ず其釋の中に記の歌に至りてはなし是によつて契沖阿闍梨日本書紀ならびに古事記の歌の註厚顔抄三巻を撰す固く鼇頭なしびに傍字を附して神代巻の歌六首人皇紀の歌百二十首凡て百二十六首連歌二首あり

紀記歌集　二巻

真淵門人諸島らが撰なりしもの上巻は日本紀の歌下巻は古事記の歌なり紀記に出たる歌を摘てあつめたる也凡左に載らず世にひろくおこなはるゝは真字をそのまゝに記し〇凡例に日本紀古事記両書にあるは同じ首にもあらず並び記すこれ日本紀次第に童謡は古記にかなへるならん因て八首に附載す此外傍書ある者は其文の左に傍書すとぞ左に傍書する八と

例左に傍書する八一説として学者の好にまかせたり下巻は古事記の歌のほか日本紀にも出でたるを除てあげず〇天明六年初秋備前の自序同年八月大江魚足真字の跋あり

日本紀歌解　二巻　宇治五十槻

日本紀の歌の註にして契沖の厚顔抄に従ひて其言の取捨をなし加へ此書今刊刻にあらず

續日本後紀歌解　一巻　同上

此書の外題に槻の廼舎とあるは實名なり〇正月永井幸直の序にいふ万葉集の考ありその後日本紀は紀の歌の考ありこれは何れもかの人田内秀嫥が著したるものにしてこの書の考の後に附したるなり極めて二巻のかくそれにして〇巻の終にある續日本後紀第十九嘉祥二年三月天皇仁明天皇乃四十算を賀して興福寺の

僧徒のたてまつる長歌を釋したるなり此書は今井似閑の門人の國人田内秀真が考を附したるなり本居宣長に萬葉緯といふ書あり此書其の歌の中に収めたり〇巻末に天明八年五月よりかの御書寛政二年八月考終る其の萬葉緯に附す〇按ずるに萬葉緯巻第二に續日本後紀の歌一首日本紀の歌五首日本後紀の歌十二首三代実録の歌一首并十九巻の長歌一首都の世々各あつめたりとぞ

竹取翁歌解　一巻　同上

萬葉集第十六巻にのせたる歌の解なり仲哀の頃か井安主の考におけるを書に〇寛政十一年四月橘経亮の序あり万葉集の中なる竹取乃翁の歌八今の世にしかるはその契沖阿闍梨真淵の翁の書なども入くまなくあるべけれどもたがひにあなかなれ

撰歌類

三十六人撰　一巻

一名三十六歌仙といふ。四條大納言公任卿のえらひ給ふ所なり。具平親王と和哥の事を論ぜられしよりはじまれり。公任卿ハ貫之を以て歌仙のかしらとし給ひ、親王ハ人丸にまさる歌よみハあらずとて、公任卿の心にかなはず。後日人丸貫之の秀歌十首づゝをえらびて合せられしに、八首ハ人丸の勝にて一首ハ貫之の勝、一首ハ持なりしかバ、公任卿もつひに人丸をもて歌仙のかしらとし給へり。さて三十六人の秀歌をえらひ左右につがひて合せられしとぞ。

人丸　躬恒　素性法師　猿丸大夫　家持　業平　兼輔
敦忠　公忠　斎宮女御　宗于　清正　興風　是則
小大君　敏行　能宣　兼盛　貫之　伊勢　赤人　遍昭
順　元輔　朝忠　高光　友則　小町　忠岑　頼基
重之　信明　元真　仲文　忠見　中務

以上人丸貫之ハ十首、其外ハ五首三首をえらひ給へり。○愚聞にハ此書ハ撰集のやうにてはあらず、ほとんどの人のえらみにて、公任卿三十六人の歌仙のみを和歌の名目にたて給ふ也。捨遺集の序にハ公任の卿のえらびたる人々の名ハ見えず、此ふたつのうちにあやまりあるべし。

後六々撰　一巻　写本

刑部卿範兼卿の撰。六々撰の後、又歌仙を撰びて後六々撰と名付らる。

和泉式部十首　相模　赤染衛門　道命法師　伊勢大輔　能因法師　藤原実方　曽禰好忠　道信朝臣　藤原長能　大江嘉言　平兼盛　藤原公任　平貞文　藤原高遠　藤原範永　清原元輔　馬内侍　藤原義孝　紫式部　在原元方　輔親　大中臣能宣　道綱母　藤原長能　定頼　上東門院中将　兼覧王　在原棟梁　文屋康秀　藤原忠房　菅原輔昭　大江匡衡　安法法師　清少納言

新三十六歌仙　一巻

撰者いまだつまびらかならず。正元二年中春假名の序あり。

後嵯峨院　土御門院　順徳院　太上天皇　後鳥羽院　六條宮雅成親王　鎌倉宮宗尊親王　入道二品親王道助　式子内親王　後京極摂政良経公　光明峯寺入道摂政道家公　西園寺入道太政大臣公経公　冨小路前太政大臣実氏公　鎌倉右大臣実朝公　九条前内大臣基家公　衣笠前内大臣家良公　慈鎮和尚　前大僧正行意　大納言通具　権中納言定家　八條院高倉　俊成卿女　宜秋門院丹後　権大納言為家　土御門院小宰相　正三位家隆　藤原雅経　正三位知家　大蔵卿有家朝臣　右大弁光俊朝臣　左京大夫信実朝臣　修理

隆祐朝臣　左近中将具親朝臣　前但馬守源家長朝臣　鴨長明　藤原秀能　以上各十首なり。又一名新撰歌仙三十六人といふ。

中古三十六歌仙　一巻

撰者いまだつまびらかならず。これも左右につがひて

後鳥羽院　前中納言定家　後京極摂政良経　参議雅経　俊恵法師　後京極摂政太政大臣　皇太后宮大夫俊成　寂蓮法師　六条前太政大臣　藤原基俊　源三位頼政　前大僧正慈鎮　法性寺入道前関白太政大臣　殷富門院大輔　鴨長明　大蔵卿有家　宜秋門院丹後　皇太后宮大夫俊成女　西行法師　後久我前太政大臣　従二位家隆　大納言通具　藤原秀能　式子内親王　崇徳院御製　待賢門院安芸　太政大臣　二条院讃岐　権中納言長方　源俊頼朝臣　正三位季経　和泉式部　西園寺入道前太政大臣　八条院高倉　小侍従　大納言経信　前大納言忠良　前大納言兼宗　藤原清輔朝臣　以上各一首

新三十六人撰歌仙　一巻

撰者いまだつまびらかならず。前の歌を十六人撰し出し、作者の上にも歌の大なるを左右にしるして各三首をえらびいだせり。

後京極摂政良経　式子内親王　土御門院御製　皇太后宮大夫俊成女
順徳院御製　前内大臣　仁和寺宮(?)　前大納言忠良　九条前内大臣(?)
前太政大臣　土御門内大臣　後京極摂政前太政大臣　前大僧正慈鎮
西園寺入道前太政大臣　大納言通具　後法性寺入道(?)前太政大臣(?)　後京極摂政(?)
権大納言基家　宜秋門院丹後　前中納言定家　従二位家隆
参議雅経　二条院讃岐　右近衛(?)[illegible]　前参議(?)有家(?)
大蔵卿有家　源具親朝臣　後鳥羽院宮内卿　殷富門院大輔
小侍従　信実朝臣　家長朝臣　寂蓮法師　俊恵法師(?)
皇太后宮大夫俊成　西行法師

女房三十六人歌仙　一巻

撰者詳ならず。左右にわかちて各三首づつ歌を挙ぐ。奥書云
應安六年長月上旬以校正本写之(?)　大中大夫羽林郎乃者(?)

小野小町　式子内親王　伊勢　中務
周防内侍　斎宮女御　皇太后宮大夫俊成女　右近　孝標女(?)
待賢門院堀川　右近衛大将道綱母　宜秋門院丹後　馬内侍
高陽院(?)越前　赤染衛門　二条院讃岐　和泉式部　小侍従
女蔵人左近　後鳥羽院下野　紫式部　前内侍(?)　小式部内侍
伊勢大輔　殷富門院大輔　権中納言(?)　土御門院小宰相　大貳三位
八条院高倉　内侍(?)　後嵯峨院中納言典侍　一宮紀伊
式乾門院御匣　相模　藻壁門院少将

釋門三十六人歌仙　一巻　勧修寺僧正栄海

貞和二年三月廿日作者(?)の自序(?)あり。左右(?)[illegible]その歌一首を挙ぐ。

達磨和尚　菩提僧正　[illegible]　行基
傳教大師　弘法大師　慈覚大師　智証大師　沙弥満誓
僧都玄賓　僧正遍昭　喜撰法師　僧正聖宝　素性法師
空也上人　日蔵上人　蝉丸　性空上人　少僧都源信　恵心(?)
法師　能因法師　良暹法師　律師永観　登蓮法師　大
僧正行尊　僧正永縁　俊恵法師　道因法師　西行法師　大
僧正慈円　二品親王守覚　法橋顕昭　寂蓮法師　寂念法師
僧正行意　貞慶上人　[illegible]上人　奥書云明徳元庚午霜月四日馳筆了　一本奥書云　右所写本古来之善也(?)　[illegible]栄海僧正自筆也　[illegible]可為証者校合了　又以他本校合付異儀了　又他本聖徳太子の歌并二人是又貞慶上人也　瞻西上人　是亦(?)律師永観なし(?)

又一本に釋教歌仙とありて奥書云　栄海僧正は雄神護寺別当聖海僧正の弟子並勧修寺に住す(?)　[illegible]新千載集の人(?)

歌仙　七巻

此書古今代の歌仙をあつめて坊間に印行し(?)称す
第一巻　古歌仙　第二巻　中古歌仙　第三巻　新歌仙
第四巻　新女歌仙　第五巻　後女歌仙　第六巻　職人歌仙
第七巻　釋教歌仙

集外歌仙　一巻

平常縁 東野州　津守国冬　浄通尼 公方光源院殿乳母(?)
宗碩 月村斎　永閑 能登　正徹 招月庵　正広 日比　兼載 猪苗代　柴屋軒(?)宗長
道灌 太田　長慶 三好　宗養　政宗 伊達　兼与 猪苗代　[illegible]
昌俊 佐川田　尚證 杉社(?)　長嘯 東山　宗祇 種玉庵　心敬 [illegible]
基佐 桜井　肖柏 牡丹花　親当 蜷川　冬康 三好　紹巴 臨江斎　宗牧
玄旨 細川　心前　元就 毛利　氏康 北条　晴信 武田　氏政 北条
氏真 今川　昌啄(?) 里村　政一 小堀　貞徳 逍遊軒
奥書云　右歌仙者依東福門院之仰[illegible]者也　寛文五年二月下旬　交野内匠助(?)[illegible]院宣[illegible]

職人歌仙　一巻　烏丸光広卿

野蓮(?)長[illegible]画図各合符す

医師　陰陽師　仏師　経師　鍛冶　番匠　刀磨
博打　巫女　盲目　[illegible]　壁塗　[illegible]　遊君
塗師　檜物師　針磨　数珠引　桂女　大原人　商人
海士人　具足屋　米屋　皮屋　[illegible]屋　[illegible]師　鞍屋
華鬘　扇屋　彫物師　[illegible]屋　笠屋　櫛挽　[illegible]
船人　已上哥一首づゝ八十二首

三十六貝歌仙　写本　一巻
忘貝　すだれ貝　梅花貝　[illegible]貝　片貝　鮑貝　紫
貝　さくら貝　[illegible]貝　視貝　溝貝　馬刀貝　花
貝　[illegible]貝　[illegible]貝　小貝　船貝　簾貝　裏紅貝　雀貝
[illegible]貝　[illegible]の小貝　千種貝　海松貝　松貝　烏貝
都貝　宝螺貝　[illegible]貝　浪間柏貝　[illegible]貝　塩貝
[illegible]貝　[illegible]貝　[illegible]貝　袖貝　以上[illegible]一首

歌仙金玉抄　二巻

古三十六歌仙の[illegible]巻首に大意[illegible]哥仙[illegible]
五種の哥[illegible]作者の絵屏風[illegible]
[illegible]
[illegible]五月[illegible]陽[illegible]
[illegible]刊行す

歌仙六和抄　二巻
哥は光悦の[illegible]作者[illegible]元禄九年刻

歌仙拾穂抄　三巻
哥仙の[illegible]作者[illegible]四年刻

歌仙一葉抄　三巻　岡山春[illegible]
三十六人の[illegible]歌[illegible]備書[illegible]考へ[illegible]
[illegible]延享三年[illegible]月自序[illegible]正五位下[illegible]正紀

三十六人歌仙賛歌　写本　一巻　沙門契沖
宗直[illegible]の[illegible]あて延享四年七月刻

三十六哥仙の人[illegible]賛[illegible]契沖の[illegible]隠士
就重の[illegible]下河辺長流書て[illegible]
[illegible]
[illegible]
奥[illegible]

九品和歌　一巻　大納言公任
古人の歌[illegible]浄土の九品に配当し[illegible]
[illegible]九品[illegible]上[illegible]品　上中品　上下品　中上品
中[illegible]　中下品　下上品　下中品　下[illegible]　○愚問賢注[illegible]
[illegible]
[illegible]公任[illegible]三十六人哥仙[illegible]十五番[illegible]○[illegible]拾遺集
[illegible]九の[illegible]

自讃歌　一巻
太上天皇　[illegible]　式子内親王　[illegible]　[illegible]正慈[illegible]

[illegible]大納言通具　俊成　俊成女　[illegible]　有家　定家
家隆　通光　具親　雅経　寂蓮　秀能　西行
[illegible]人[illegible]自讃[illegible]十首[illegible]○光[illegible]の[illegible]定家記
[illegible]自讃哥[illegible]
[illegible]
[illegible]其[illegible]自讃[illegible]題[illegible]○或[illegible]自讃
哥[illegible]人の[illegible]撰の書[illegible]内府[illegible]歌[illegible]
自讃[illegible]明月記[illegible]
[illegible]作撰[illegible]自讃歌十首[illegible]通用[illegible]之[illegible]

自讃歌註　一巻
宗祇[illegible]の[illegible]奥書に文明十六年宗祇在[illegible]

自讃歌飛鳥井抄　写本　一巻
[illegible]の序あて
宗祇の[illegible]再び[illegible]飛鳥井[illegible]

よりまでも以てこの一端をしるのみならず

自讃歌抄　写本　一巻

東野州平常縁の作なり奥書にいはく

自讃歌註　写本　一巻　空華菴恵南

かなの自序あり自讃歌は後人の所為にして新撰の古今にいりまじりてあやまりとなりぬるをなげき
ちの明月記にのせられたりこれが為めにしるしそのうへ
おほかたの宗祇法師の抄解もあれどいまだあきらかならず
新古今の骨髄とあらはす秀逸なれど常に誦
して味ひのすくなきを和歌の者にしてもしらぬ
遊ぶべきものなりとして恵南八十の一首を
あらはしておもへるもの寛保壬戌のとし
みづから恵南八忍鐵子と号す香道を好みて香道に
あらはす和歌八風早実積卿の門人なり

歌學類

和歌四式　写本　四巻

歌経標式　一名濱成式　参議藤原濱成勅をうけて撰す

喜撰作式　喜撰法師勅をうけて撰す

孫姫式　序あり

石見女式　石見女部法師が式なり

此四式の名目は八雲の抄にもあらはせり今世に伝ふるもの四
式偽書なりといひ伝へたれど中古より清輔朝臣なども引かれ
たるものなれば捨てがたきものなりけらしとおもへる
そのかみの桜すぐれし歌撰述のものハ八條殿の千載集の序に宇治
山の僧喜撰といひしをさんずるはおもむきの抄にみえたり
大和ことのはをつくりしことあり

八雲御抄　六巻　七本　順徳院御撰

詠歌の法式歌学最要のものどもあまたありて巻首に混本
序あり

第一　正義部　六義　序代　反歌　旋頭　混本

諷諧　折句　沓冠　物名　贈答　短歌　連歌　八病　歌合　古今

第二　作法部　歌合　歌会　書様　題　判者　序者

作者　清書　撰集のこと

第三上　枝葉部　天象　時節　地儀　居処　草

同下　木　鳥　獣　虫　魚　人倫　人事　衣食　雑物　其外

木の間の

第四　言語部　世俗言　由緒言　料簡言

第五　名所部　山　嶺　杜　林より河　海　社　寺などある

第六　用意部　此巻にはすべて歌よむべき心もちひのことども

奥儀抄　三巻　四本　藤原清輔

奥儀抄あらはせしものなり　寛文元年刻

刊かうひ八巻よりなり和哥此式万葉古今集等和歌の奥儀を釋す歌道至要の書なり五家髄脳の一なり清輔ハ清集の撰者なり顕輔の子顕昭法師の兄なり此書ハ清輔が初め前和歌得業生柿本朝臣撰と作名あるなり已上五家の髄脳とハ八雲御抄に新撰髄脳公任　能因歌枕　俊頼無名抄　仲実綺語抄　清輔奥儀抄とあるを送て四家の髄脳　俊頼無名抄又俊秘抄ともいふ　綺語抄　奥儀抄　童蒙抄といふかたもあり

巻之上　六義　六體　三種作　八不　畳句　連句　隠題

雑記　四病　七病　八病　物異名　古歌詞　名所の事

巻之中　拾遺歌　後拾遺歌　後撰歌　万葉集歌　古今の注

巻之下　古今我等の注し　奥書に云和歌五句は清輔朝臣自筆と

かな字比校して　慶安五年上木す

袋草子　四巻　同上

真字に假字をまじへつゝ和哥会の作法よりはじめてもろもろの

故実と懐紙の書様なる和哥式詞のさまざまをことごとくしるし撰録し

哥人の雑談所々に書もとむ

和歌初学抄　四巻　同上

巻頭には字のよみとまなぶ人のためにひらがなにてくはしくかきつらね

花鳥なんどよむにハ花の名をもしらではよむべからずとて月日次第にこれを

月次あるべき四季のことばをひとつゞきにかきつらねたり　で十首を

詞の分かしかるべきことをあげてなびやかにつゞけしめたり

巻之一　古歌詞　万葉集の詞第一巻より第二十巻までの詞を

長歌と首五十首ぞ抄出してひのせたり此次に古今集の詞その餘

後撰拾遺後拾遺の世の歌等大和物語の詞共までをとりわけて

巻之二　由緒詞　秀句　天の香具山月日星雲天原なかの川

の詞　船をよせてハ帆檣とひ　なれハうら　さす　うちのなにか

俗語をもひきあはせたり　諷詞　似物　ゆハまた嶋の似ごとあまた

なりやまひのみぞなをおぼえよとてあげたり　次詞　まつとぞのおほし

巻之三　喩来物　名くさにいひならへるものをあげたり　物名　月　さらに引きてかかれ

あふ竹　すなはちかはりて　あげたり

うゝしのことばをかきつらねて　ものゝ名をあげたり

巻之四　所名　山　国　京　関　川　井　雑　万葉集古今集の名所

後撰集の名所　あまたあつめたり　そのほかの名所　雪　よしのなどのかず

らし以下はぶきぬ

清輔雑談集　両所詠歌　一首ずつあげしるす　寛文二年刻

巻之五　二巻　四冊

袋草子よりもちらしたるを取てあつめて実に奥あるものなり

なかなかつかひはじめて　まへにしるしたりけり

又撰者つまびらかならず　寛文十二年刻

袖中抄　二十巻　釋顕昭

太秦の顕昭の作にて万葉集古今集より撰びてその時代まで

まで此等の詞の委細にくはしく考へて古語古註に尽し

歌学するに有益の事あまたの古書より抄出したり　引書は

日本紀　日本紀竟宴歌　續日本紀　弘仁格　喜撰式　万葉集

万葉五巻抄　菅家万葉集　順和名抄　濱成式

伊勢物語　大和物語　神楽譜　肥前国風土記　筑前国風土記

土佐日記　枕草子　清輔袋草紙　年中行事　古今目録　帝皇系図

天徳哥合　能因坤元儀　良玉集　順集　賀茂女集　忠見集

斎宮女御集　古語拾遺　和語抄　奥儀抄　綺語

抄　ゆふべ抄　後撰　見聞抄　能因歌枕　源氏物語　毛詩

文選　文集　白楽天　四分律　法華義疏　よし

奥書にいはく此袖中抄申出右府所本借他本令写之

廿巻本五冊十七巻ハ極蘆筆也　中十八巻　十九巻　廿巻　吉

田右兵衛督兼右が本なりし　天文廿二年正月日　黄門都護郎

悦目抄　一巻　藤原基俊

言継とは書ありし四年十月上木す

一名和歌心撰集一名更科記ともいへり おほかたはこの集にもやうかた
たがつくりしかとしらざるなり よくよくうたがふべし 假名の序
ことば はむかしの歌のことばなれど やまとうたをしらずして
せられたり 古哥ありとも 禁忌ありてこれをとらず 之をしるして擬議
おのれが心にまかせたり 奥書に云 右秘書者愚老以一身才所撰是
也 さきの大僧正 佐且任俊成判 此次俊成一女 おほ氏への奥書に云寛
元二年二月七日 おほせにの趣 請文にいたる○烏丸資慶卿の按に云 校目
しるしいはゆるにはじめより大方はちかくある○年山おもひの跋にいはく
みつまく 校目おほく 序に万葉ふうのことばなれど ちかごろのものにて
おなじく見古今よりはりいとなのことし 万葉ふうにまかせて所たなし
まらいきよきにれぬのなしすれてあらんなくし

色葉和難抄　写本　十巻

慈鎮和尚の作といひ傳ふ かの序にいはく いろはのこころをしるさせ
給ふ よりこの御時のおほせいふ いよいよ万葉集より摂
めて今万葉千載ほかのよりしまで いにしへよりいつくし
これらはつぎ集をあつめておもへてる○この書の作者久しく
慈鎮和尚よりいはれたるか 素より奇なる 三嶋中の宮人のいはく
和歌集の中にある一の事まで 大台宗の僧撰しえたるか
いはゆる慈鎮和尚の作なりといへり 三國の作かどうかは
のちに見えたり ふるきそれはなれど奥におもへ

新撰髄脳　一巻　大納言公任

歌の病のことを細かにしるし 奥にいはく 撰集の
ども次第しも末が旋頭歌して いはく 奥にもかく以外祖父入道大
納言公任卿 自筆おやうに今古写本をもておよそ 参議為家卿花

古語深秘抄　十巻

為秀
歌学の書十九種をあつめて利行す 恵苻一雄の序に
いはく 和歌の深秘をあつめてこれなりといへり 極は

いかなる人もいはゆるに其中に秘訣
秘すことなかれ てさきにおもひ人のこころをばしはた
すけくしけしめんとのぞくし

歌経標式　喜撰和歌式　孫姫和歌式　石見女式

此四式ハ各別に見ゆれど 此わしたり

秘蔵抄　三巻　躬恒作

古き歌の詞の 朗詠のうた 十二月々次のうた 題をもて旋頭歌
後の事物のうたけはひ下巻ハ鳥獣草木雑物の部なり
まことにおもしろきのものなり

新撰髄脳　一巻　公任卿

莫傳抄　一巻　俊頼

和歌肝要　一巻　俊成

草木生類の名のうたならびに四季雑にわかち十二月次のうたをなす
和哥諸体四病八病をのせ 建保二年承仁四年の奥書あり

後鳥羽院御口傳　一巻

和哥の至要 七ヶ条 これは建仁元年十二月 敦忠卿
聖持仏堂にての御口傳なり 人麿の奥書あり 承元四年
の奥書あり

和歌式　一巻　定家

うたよみの心のたしなみを 俊信 俊頼 顕輔 清輔 基俊 俊成
のうたの心をあらはす 弘長二年の奥書あり 葉室内大臣

正風體抄　一巻　同上

千載新勅撰のうちより正風体のうた八十首を撰ぶ
家の自筆の本あり

和歌庭訓　一巻　同上

一名毎月抄 巻首に毎月の百首をよみて人にしめ
しはじめて 定家卿衣笠内大臣のもとへ贈られし

建武四年の奥書ありて又文明九年三月源通秀奥書あり

和歌口傳　一巻　家隆

寄代名目譬喩名揚の事なとを記す峯建久二年大中臣忠定奥書あり

近来風體抄　一巻　良基公

此歌学の事を記す

蛍玉集　一巻　鴨長明

序に風体浅深をかくしまかくしたるにより蛍玉集といふなるへし

詠歌諸体秀歌の体を論す

難河上　一巻　兼好

ちはやふる十一字のうたかひのあはれなるよしとてかける

なるはつかしくるとけくもしいひちのみちすなはち潮流瞳盤の説

おなしけしきのみしるし歌論をかりて中院通村らの説をのせたる

てかくすこしかしかすまえあり

八雲口傳　一巻　為家

一名詠歌一体と号す歌詠の事は九条十体の心を部のはのして

古今撰集のかたちより長の時先人の名詞に依せ撰学

の達歌よすとくしも詠の奥書あまりあり

よるゝ伝る　一巻　阿佛

奥書あるに此一帖者安嘉門院四條ゝ作し即以證自筆令書写

新撰口傳　一巻

その歌詠すゝ時の心得をしるしてまつり　右撰みかくへてかそかの

やうに当時の歌人すまゝけらぬを書すすに源かうの評を

論せり又永正年の奥書あり右此一巻者歌道の様を記

暢公上人所述而和歌之道條切着明者也云く　耕雲ハ南朝の

故大納言右大将花山院長親のことなり耕雲と号す

掛明抄　一巻　亜元孝

此書ハ三日月　夕月夜　上弦　有明月　不知夜月　立待月　以待

月　臥待月　廿日月　下弦月　有明月　ものゝ名をとりわけて

桂明抄とゝもに文安五年の奥書あり　此小冊室町殿の作と伝

て侍るとせしもあり

八雲一言記　一巻

これよりまつ第一八雲の論を其外一万葉まで文字作者の

名歌秀詠すの事にあつかりてつゝみかくしけるを

一帖に六条家諸説をひき写せしとし奥書あり

和歌二言集　一巻

巻首に和歌のめくみを述まて序に欽明[illegible]

しりよるけふ家語論するに二言集しるし此集作者の

名所をとをすもの延喜兼好の事まて哀おせつの記

和歌用意条々　一巻

これは作者おもたゝずむすび題の事をかつらなとを論

しくるゝ歌のことかけり　已上十九種　元禄十五年刊行す

和歌六部抄　六巻

和歌式　定家卿　　正風体抄　同上

八雲口傳　為家卿　　和歌口傳　家隆

已上六部各一巻まへの古語條秘おの中よえらる

和歌庭訓　同上

近来風体　良基公

詠歌大概　一巻　定家卿

歌詠すゝんかれおけるもにはなしくなるね才七の修

梶井文言快法親王にをせられし也なこのし頗何の耕

ゐるの奥に秀歌体大略百余首とのすとめく作者何頌

詠歌大概抄　二巻　三本　細川幽斎

玄旨法印此作し奥書にも久我亜相此抄の論する也作

らぬしかるへうなまけもはらいかなむやせしなしめくひ

くらかりしなは金のもとでくらえ此府まて此評釈のは

のすたる記めてよりとしかうに名をくるこれやしるし

め二冊にし作りぬ天正十六年丹山隠士玄旨云く

未来記　雨中吟　一巻　定家卿

定家卿の秀歌を四季恋とわかち十首しるしゐて前和歌得業生柿本貫
射しるし仮名をしるして此書を未来記と称せしもんも偽生
乃よりて歌を詠ずるもきくにこれ長るく優うしく正しく
又やさしきさまをこひねかはずして只ひたすら新らしくたく
に詠じ出さんとする中へ却く邪路をおもむかすれはなりぬ詞を
つけ其なれぬ名にかゝる本ホをうみ又近代の秀歌をぬすしより
てんおい一詞をかしあくとものゝし家は庭訓を候し先え
達のそへつよるむきも我らくも又はするくめ侍りし和漢か
けり然なほ却して人毎は又是をすかひゆくは正風の作をは
かるんしゆ所労へたけひく詠しともれけらずともしらぬ前和
歌得業生の仮名もすてに侍備の初学わよりくふうされ古人
の仮名抄ぬすいとらすいめあなし ○雨中吟 十七首これも定
家卿の自詠して奥に此風体わさくろ好しもくするは人々のやす
たゝつく世至達てとちべしゅあしきまちかふへしらずかくすそし
うやみせず、かのつしく定え侍るべし仍く後学のおよそらしこし
なきしくかし出てしる宗祇かくる十七首未来記の断るハ侍れれし
よ此名は雨中吟と号するもの也しるし一田何れにし一此名の所又作
なく彼のおよそかし作をハすの風体なり雨中の暗の称しもい
つきて風体のけしき挙る作めんのとし一夜なるにしいて上要せよむ
つらしくちおほしやくもしきくいれども似るへしかよりのわし
なくるかれぞめかくなりて微妙しくいふあるするもれくく
しく山河草木のけしき見は太やかなども和しけはめて宗らせ時あり
さやれおかしきをあしめ妹てよひく物におくしくうちりし見すたれ
ども見れずあかねく其中中もやなそもへ詞過らずむかぜくまや
よあかれ雨中吟んきまで夜中吟としい一つしまく未来記をまれ
やるまなせんしくしもやおかなりたるしこれは束もらしく簡略
しきし

未来記雨中吟聞書 写本 一巻 松井幸隆

此聞書ハ中院大納言通茂卿元禄十五年の冬仏国禅寺に於て[illegible]
これらをまうけく御かたりありしを前後の時御聴衆中院通躬野
々宮定基卿れ久世通夏卿ぞ菅真静ならびに湘泉寺宅雲泉松井
幸隆ホなり

三部抄 四巻 定家卿

詠歌大概 秀歌大略 百人一首 未来記雨中吟かくら部抄と号して二條
家の正風の教とす未来記雨中吟を附録として御伝授の事なり
三部抄は専く未来記雨中吟の秀歌風体の悪しきを例あげて未来記
雨中吟を読んで秀哥大略百人一首の秀歌正風有へきしるにすべし請
くらふことは趣旨能くむすつきとしつのあしくべし

三部抄の抄 五巻

詠哥大概上下 百人一首上下 未来記雨中吟 一巻 注者知れず
さす 慶安元年刻

三部抄増註 十巻 加藤磐斎

宗祇猿斎ホの古抄に磐斎の増註なり貞徳の説抄によてこ家す

和歌大部抄 八巻

詠歌大概一巻 秀歌大略二巻 百人一首二巻 未来記雨中吟一巻
三体和歌一巻 結題百首一巻 定家卿の著作あるし 承應元年十一月刻

兼鈔抄 一子本 一巻 定家卿

巻首にいふ何人そやいつやらむへ其のすしくまれなく作りしは
おろかなるんにおいらぬおもひとをさだまらざる事とそつけ作りしいさ
まあよしもなくたゝにいふらくつゞけく作るうへにもなくしなりしは
秀歌のまよかなうえく古歌の事とおしき末の世のは後信に後れたる佞諂佞
俊成その風体のむきを論じみのくいてあれば二そとも有けり
いわ七八首ためしをとめけらしく秀歌の作とすつとさくさりなどいうのあらう
專ら承元の比自征夷将軍依被尋之人所注送之秘本也
弘長二年九月老後更書写之 三代撰者桑門融覚判 ○融覚は為
家卿の法名なし

定家物語　写本　一巻

初に長積頃の事を述て万葉古今菅家万葉集の事を記す奥書に云 以京極中納言入道自筆本写之 在判

三五記　二巻

鷺本鷺末とて二巻に分てりそのよしは序に見ゆ

上巻　歌の体の事　十体又これを分つて三十八体としるせり すべて詞を撰ぶ事 奥書に云

下巻　[illegible]の事　背詞の事　親句疎句の事　建保五年九月日 記之 [illegible] 定家卿の作にはあらず後人のわざなるべし ○按ずるに此書 [illegible] いかさま三五記といふ名の奥書のやうなる事 不審し又 [illegible] 作

愚秘抄　二巻

これは鷺本鷺末とて二巻に分てり

かなうべし

本の巻　十八体　はじめに総国 [illegible] 川の関の事をしるす

末の巻　目録なし　又 [illegible] をすゝむる事 長柄橋久 [illegible] 何の事 [illegible] 懐紙書様の事より [illegible] に至るまで百十ヶ条目録あり 奥書に云 于時建保五十二月十七日 記之 平 [illegible] 中納言在京極入道定家判 又為家為氏の奥書あり 此書 [illegible] 記しかしてこの [illegible]

桐火桶　二巻

俊成卿の庭訓を定家卿の [illegible] 人麿 赤人 躬恒 業平 貫之 伊信 匡房 順 俊頼 顕輔 俊恵 基俊 俊成 西行 慈鎮 寂蓮 家隆 [illegible] 通具 家長 秀能 俊成女 小町 伊勢 [illegible] 俊成卿女 此人々の [illegible] 一ぞ二ぞ三五首ばかり挙て [illegible] 奥書に 正元元年十一月日 を押 定家卿 在判 此書を桐火桶と名づけ [illegible] 一時 [illegible] ○此書 [illegible]

十月 [illegible] 此書のはじめに俊成卿の人に [illegible] 感せし [illegible] 桐火桶 [illegible] 感情をもよほす [illegible] 亡父卿は寒夜のさまにて [illegible] 白き浄衣をきて [illegible] 桐火桶を [illegible] ○按ずるに此書 [illegible] 世に [illegible] 実にて [illegible] 桐火桶は京極黄門の名をかりて [illegible] 偽作なり [illegible] 家隆卿 [illegible] 偽作の [illegible]

[illegible]

古来風体抄　五巻　俊成卿

此書の本体は式子内親王より [illegible] 双紙 [illegible] 古今 [illegible] 上万葉集より [illegible] 基俊 [illegible] 俊頼 [illegible]

かれつゞき四季にわかちて又和序の中にしるしたる十巻
集にのせられたるは撰集抄選者は拾遺よりおなじき
まで集の花をかへ千載集までのうたのえらびかけぬ名歌を所作なり
どもおかれんじたるもとよりかけり此中古今八十二首後撰三十七首
拾遺五十三首後拾遺八十一首金葉三十八首詞花二十一首
首千載四十五首を撰ばれたり書建仁元年後成卿八十四歳
の時の作なり元禄二年上梓す

近来風體　一巻　二条良基公

松田丹後の書跋によれば一巻なく巻首もと貞和の比
毎月うたの日次百首の題を定大納言為氏卿撰してたて
侍りしうたは時の風にかなひ為家卿の人々にてかへし家の人
々も為世卿定為法印のともに侍りし事も明らかにして侍る
しも頓阿慶運兼好定為等を皆とりけるに頓阿は古今の歌
詠せる近来歌の躰の歌体風体を論じうるほひ清…しく

近来歌人々の歌は風体相違の事とかくおぼつかなきの事を次第
めしあつめ詞のうつりかはりにつきて詠むべきことを記す〇
奥書によれば此一巻道を数寄の人に贈るとか書出松田丹後著
やうやく和歌慶元年十二月十二日後普光園摂政太政大臣判

和歌無底抄　十巻　藤原基俊

一名十體傳とも云四季恋雑の歌をあげてさらに和歌のかたち
をとききたる書なり此抄はもと後成卿のおほせの
奥書に承安の趣をみゆるを尾にあり

無名抄　二巻　鴨長明

俊頼基俊などの歌のよしあしの事其外長明時代の人々の雑談
をしるしたる巻なり歌よむ人のかならずみるべきもの也

竹園抄　一巻

為家卿小童の時の作のよしいへり民部卿為家の人のために
しるされたるものなりといへり

蒙求和歌　写本　十四巻　二本　源光行

蒙求は唐の李瀚が蒙求にとりて百五十條の故事をぬきいでて和語にやはらげ
てこれを撰び標題ごとに四季恋雑の和歌の題をわかち配当
しるしたるものなり漢朝龍顔を立春の題に
にて丁固生松を子日の題にあてられたり〇巻首に作者の自序
あり元久甲子之歳初秋壬申之日朝議大夫源光行とかけり
よりてしるされたる序によりてしるさるるにや

井蛙抄　六巻　頓阿法師

頓阿のこの大納言為世卿の説を頓阿法師しるしおかれしを
の国にはやりいひ人の雑談などあつめしるし歌学
家の撰集…〇烏丸資慶卿の井蛙抄
愚問賢注…よくしるされたるもの〇光栄卿の井蛙抄は二
条家の…

井蛙抄脱露　写本　一巻

これは世の流布する刊本井蛙抄雑談の部の末の脱したる
なり十二ヶ条をかりしるして一めと勅撰
まで後の世の人のため世にある物なり…寛文二月
日法印堯恵判とあり

愚問賢注　一巻

後普光園摂政良基公和歌の不審の條々
御尋ありしを頓阿法師に問ひ給ふ〇たゞし批判あるべき
によりてかく趣をまつりて一書としてなづけられし
愚問は良基公の問賢注は頓阿の答なり世の人
かれぞれの趣意をもつて二条家の規模とす
巻末に頓阿のしるせる奥書あり貞治二年
半之春…五湖釣翁とかけりこれは良基公の號なり〇耳底
記にも井蛙抄愚問賢注などを流布しくれ世にあり

このたりおほかたのいかれするよ詳らかにしるく

愚問賢注六窓抄　五巻　松井幸隆

幸隆の別号を六窓軒といふよりかく名づけらるとし諸書物に古人の秘するところの事を記しておく事あ
る事をあげて一一にこれを弁ずるに管見をもつて書せしもの
なれども達人の用ゐるところ未練の旅人の為にも
おほくとりて皆その類を記し後人の為にしるす流記
もの作りてしく随従の時の事どもをかきあつめて一書とせし世
かれども備考がたしとて一冊にしるして後のちのため
らの人はみなこれをまなびぬへしとよく此両書をかけとし
あけさかやくのこれをみてかくいふ一札をかけし正徳二年
正月梓行す

歌林良材集　二巻　一條兼良公

此書題号のこゝろは禅閤の自序にいふこゝろなり此みちの万葉

集なとよりしるく代集よあつめんとすることを言葉は
つぎもみなやしのまさ材なりとおもへども末の代よ定家隆
どもされひとのたくまよらそぎしゃしはされ歌きうもちの
ことうなくしてそのさまり目代をのそれ妙なるしかる
なかうすべしらぬもてつらしなかにしはれさへたくるこう
のらぬつけしめんうえおろうなさこそよまむせくしこれ歌あ
つめく哥林良材集としかいでてよめんなるをく○此書詠歌
のたよれよりほうしよ秘抄しもしわすらすの中にあらゆる歴

をいかはしるう

上巻　百二十七ヶ条　其一詠歌諸体　其二取本歌本説体　其三
虚字言葉　其四実字言葉
下巻　五十八ヶ条　其五有由緒歌
八代自筆本一本を写して慶安四年刻　奥書あり一条禅閤御作也

續歌林良材集　二巻　下河邊長流

永享のころ一条禅閤哥林良材集をあつめしらく由緒ある
歌ともおほしたれすよてこれひとく万葉集日本紀あよりのはしかし
つてたまるなりからしかは詞諸書よ考へてこれ秘抄す
坊間の本一名和歌秘密抄と標題しものもちあえ
刊行す

言塵集　七巻　今川了俊

巻之一　序巻　立春　門松　若菜　若水　氷様　腹赤　國栖
子日　卯杖　御薬　白馬　御斎会　賭射　ほかの詞などにけるす
巻之二　詞の註　万葉そのほかのかたりひのもの
巻之三　詞乃註　巻之四　詞の註　并評ありてあり
巻之五　みなれ萬葉の古語をかくれなき
巻之六　詞の注　ありきたりてあり　詞の注
巻之七　詞乃注　懐紙のなりによろしかるみ　連歌の事
一は哥の事をいふ右何が出来の様何もあなは不同し又定家卿の譲所の書可

藻鹽草　二十巻　月村齋宗碩

これハ二十四巻よおちたるをも宗碩ハ宗祇の門人としく
三条西殿逍遙院実隆公の指引をあつめあるべし此ちのらしるよ考
のあるによりそのなれども和歌よ益あるものとをかしるし

一天象　二時節　付方　三地儀　四山類　五水邊　六居所
七國世界　八草部　九木部　十鳥類　十一獣類　十二虫部
十三魚部　十四氣形部　十五人倫　并異名　十六人事部
十七人事雑物　并調度部　十八衣類部　十九食物部　二十詞部

續藻塩草　写本　十巻

いうはとあつくおはす

宗碩のかたはらにありしころ部類をたて万葉集の詞をあげ備さに註釈をくはへたり撰者の名はしるされず

東野州聞書　一巻　五本

東左近大夫平常縁徹書記にしたがひて和歌を稽古せし時の聞書なり歌体の事より発明の説ともありて常縁法名素伝といふ文明年中勅を受て歌道の伝授をしめたまへり

幽斎聞書　二巻

玄旨法印和哥受用の事一冊のうち細川玄旨法印和哥奥儀ならびに家伝の備説などをしるせり佐方吉右衛門法名宗佐の撰冊子なり宗佐和哥を徳慶の仰にて撰びし文集のうちこの書巻首に宗佐が序あり○一本に耳底聞書とて標し奥に正徹のおなじく宗佐の序なくして名氏のしるされぬ本もあり二冊あはせて一部をなすものなり

正徹物語　二巻

正徹は清巌和尚と号す東福寺の書記なり世に徹書記といふ冷泉家の歌道を学びて一家をなせり此書は正徹の門人のしるせし論なり枝外にも門の説をしるせり雑談の説ものせたり板本に徹書記物語と標したり八字ありし上巻と下巻をあはせ二冊とす文明年中再刻の本に上下を合せたり前賀茂社の序

心敬とかく

敬云く名高き和哥連歌の道に精しき人なり心敬僧都の記なり和哥の心をしるし連歌のことを論ず今川了俊の説もあり寛永四年四暦十住心院の心敬の板行本なり

歌林樸樕　写本　七巻　松永貞徳

清輔の奥儀抄範兼の童蒙抄顕昭の袖中抄等の中より詞をぬき出しいろはにわけてしるせる余材なり

群書一覧

万葉集をはじめとして一代集より集めてあつめ注釈したり其外に古今の詞をもあげて註せり奥に書名をしるせり

右座右集両冊は堂上の耆老が所秘蔵の書也和歌之秘註此道之至宝不可他見者也今以両本令校合畢

花雲軒

耳底記　一巻

細川玄旨法印の説を烏丸光広卿のききてしるされしを耳底記と名づけたるなり一年かの時はかりの聞書をしるしたるものなり

春雨抄　十巻　二十本　鑑重常

和哥連歌の詞をいろはにわけてしるせる書なり此書は連歌者流の用にそなへて諸家の句をも引証す林道春の序

群書一覧

貞徳の説なりといへるもあり其説の如くなれば先に見えし詞とおなじく旧説にしたがへり名目のなかに世にある書を引けるもあり

○此書の名は詩経に林有樸樕とあるによれり樸樕は小木也といへり

歌林雑話　二巻　四本　同上

一名貞徳難陳抄といふ貞徳和哥の作例を論じ八代集の詞のうち難儀なる詞をのせて貞徳の説を述たり

二根集　写本　一巻

易信字の序あり此書は元禄二年九月十日に西大納言実業卿の伊勢亭にて連歌の作法を問はれし時の聞書なり荒木田守平がしるせしものなり

座右集　写本　二巻

の真名序あり

和歌題林抄　二巻

四季恋雑の題のこゝろを和歌のことばにてやはらかにかきあらはし此題の次第はおほくは和歌二条家の作者の作なりといひ伝へたれどもさだかならず按ずるに種心秘要抄の序につく近き世の人条禅閤の作なるべし和歌題林抄のつゞきは春夏秋冬の題ごとに此書にも林葉集の歌をとり新撰などいひてその題のこゝろをいひのべ諸家の作をのせたり

増補和歌題林抄　十一巻

此書は二巻の題林抄をかきたる頃のまゝ増補をほどこしたる者なり此題林抄は世にひろくもちひらるゝ書にて近世いろはの次第をもて題の次に作例をあげ時代をおくるゝ後人がさらに増補して此増補題林抄となりしものなり

くはしく識しつけたり

掌中題林抄　一巻　尾崎雅嘉

此書は和歌題林抄を略して和歌のこゝろをうつしとりたる書なり世にかしこき人の作ならず掌中にもちやすからしめんとて寛政の末に刻せり

種心秘要抄　写本　八巻

此書は歌学の書なりといへども和歌の句をひろくいひのべて代集よりの句をうつしたり又代々の歌集の作を見合せ源氏物語の詞などをもひきてことばのつかひざまをしるせり猶くはしくは其序にみゆ

一字御抄　二巻　後水尾院

天地山海より鳥獣虫魚等にいたるまで題の中の一字をとりて作者のつゞけたる句をあつめ給へり

うけたる句を作例に挙げて後人の参考とす又題の虚字実字をわかちて部類をたて古今集以下の集より作例の句をあつめたり其時代の次第もしるせり

百題拾葉　八巻

上は載せず下は此書の作者の一字をぬきて作例をあつめたり

古今類句　三十四巻　山本春正

二十一代集伊勢物語大和物語源氏物語狭衣六家集等の歌の下の句のかしらの字をいろはにわかちてつらね其歌の作者をもしるせり其歌の出所もしるせり

新和歌類句集　写本　百巻

一名五句類句と号す此書は二十一代集の歌を一句ごとにいろはの次第にわかちてあつめたり五句ともにその句の例をしるし作者の名をもあげたり此書の巻首に此書の目録を挙げたり

一句ずつにわかちて五句ともにその句の作者をつらね便なり

夫木抄類句　写本　三十巻

夫木抄の歌を春夏秋冬の部類の句の例にならひてあつめたり

草菴集類句　四巻

これも春夏秋冬の句の次第によりて草菴集続草菴集等の歌を四句にわけて小冊の下の句のかしらの字をいろはの次第につらねたり巻末にものせたり編者つまびらかならず

五句類葉集　三巻　松枝子春

二十一代集六家集大和物語源氏物語狭衣等の歌を五句ごとにいろはの次第にわかちてつらね句のかしらの字をもつて部をわかてり

類葉和歌集　六巻
これはうたを題のいろはにわけて法師しるしあつめ従頓
をも作者はしらず　延宝五年刻

藻玉和歌集　一巻
草木の名を詠める歌をあつむ　其
此一巻者自室町殿鹿苑院殿御所御本其元依被仰付二
条摂政良基公被注進候者也　時寛文写家者や　元
禄十四年刻

呉竹集　十巻
和歌連歌の詞どもをいろはわけにて発句もつくり
しやうのせきものせられたる也　撰者詳ならず

呉竹集　小刻　二巻
此書ハ前の書をすこし取て其用の詞を集め
たりとぞ　其外の名寄等ハ畧して小刻とす

やまと詞草　二巻　河瀬菅雄
いろはわけの詞ことなりしてわかれたり下に古今をはじめて
詞林抄の詞の部類をあげてこれを此書にはくはへたり
むかしよりてもかぞへ或は詞花集はその一ついそか
いふかしけん其外人の作もくはへたり
まくらことば作れるものなりけれどもいひちらしたるもの
あまたあるハ和歌にいふきこえの詞くらべのけぢめ
なりとしもみえざるをりもありぬ猶おぼえざる
なれども作りたるハ作者菅雄ハ碎玉も称す
新にも寄せしと云　元禄二年八月刻

掌中和歌　一巻
菅雄のよまれたる歌をなんびく近代の名所の詞をあつめ
その作者のみえぬをわけて分類せり不知宛名の
人の詞も見えのせたり

和歌詞之抄　写本　十五巻　北村季吟
和歌の家の詞をあつめていろはわけのほかくはへつ
ゑたるくばり諸書をくはへ此書の様意深
おのおの何をか奥書にこの詞を抄せる季吟翁新作と云
手跡草付侍九下依被免許書写候秘底無外

荻乃しをり　二巻　中垣信庵
耳　享保十二年冬　谷氏識
一名ハ和歌の詞林類目とも号す序中に万葉良材
よりはじめ此書を作るとまかせし和歌連歌の詞をいろはにわけ
あつめて作りしも西岐の分限にいたる詞をあげたり
きはめて清らかなりし　元禄五年の奥書あり

山本の抄　五巻　七巻
才一巻　和歌全式続くにくはしくあり
才二巻より才六巻までいろはにわけて歌の詞を
しるす

才四巻より才五巻まではよろしきをあげて述べきて
だきなる作者しるさず

和歌寄書　六巻
一名歌道人志と云人丸赤人より時代をおいて法師まで
の世の名高き人の作例をあげてそのほかなにかは
のせたり作者しるさず

詠歌大本　写本　五巻
廣澤の長孝より門人風観斎長雅へ伝へて和歌よくする
ほど作者のせしものしく来て制の詞なしびに近代
のくく長嘯自悦も存命の内にまとめ侍しといふ
いろいろとものへよりて作例なとぞあり

読曲切紙　写本　一巻
四季恋雑のものをもつて八通の切紙としてあつめし奥に
稀なるもの切紙四通にて作りたれども僅に作歌のせたり

又此の用ゐる切紙五通ありてこれを伝へし書なりしかれども
ふるき風観斎長雅が旨は下冷泉家より嫡々相承のものとも
あらざれば容易にこれを伝ふることをゆるさず猥に許さぬ家
なりしよしの奥書ありとぞ

皇統譜諱等讀曲切紙　写本　一巻

此書ハ神武天皇より正親町院まで天子の御諱の
よみくせをしるし又歴代年号の開口のよみくせ
人々のよみくせ伝ありてよみくせをしるせり
奥書に　右者從二條西殿　三光院実枝公　蒙御免許趣也　誠此
道之至宝　或可信可仰　慶長十二年二月　良恒法下
玄旨法印　此切紙を下されて伝授のよし書せり　也保
二年十二月　長雅丸田貞保の奥書あり　又長存長雅の奥書

姉小路式　写本　一巻

を流布本とのせたり

和歌のてにをはの事ありて此一巻にて伝へられしなり　其一巻の
奥書に　右條々千金莫伝なり　一子なりといふとも器にあらずば
伝ふべからず　元亀元年庚午菊月廿五日　伝之於刑部少輔源信秀在
判　龍本寺殿姉小路殿所伝の　源恵　○其二冊の中の一冊はいはゆる
ふるき書なり　奥書めづらし　其十八巻の奥にまたいはく
此一冊常明院法橋海北下被寄附肉之文庫者也　元和二

春樹顕秘抄　写本　一巻

此書ハ姉小路式をもとにして　てにはのことを考へて　一条の宮も
まとめられしものなり　其言葉のあらましをのべて
物事のかげにうつりはてては大概おほかたの伝のめ
くてもはハ出葉にもさまて草木菜花也まで伝へくるの本
その言葉にもあるべく和訓のてにをはとをいふくるの義にて理を
あるべく草木の言葉を編みて了解すべきこゝろなれば其例に

よりくはしく語られたるなるべし　巻尾に長雅伝来の奥書
ありて

飛鳥井家式法　写本　一巻

和歌披講の時病のことなど記して　飛鳥井雅親卿の書きしを
を

和歌饗宴私記　写本　一巻

姉小路実紀朝臣

此書ハ公宴和歌御会の式法を撰びしるす内々の御会
定めらるゝものゝしるされたれバ地下の会にも此式をもちひて其位
なりとしるされたり　兼日の題を書く作法より会当日の作法　懐紙
の書式　詠歌の書様　披講の作法の伝等　題者の作法　懐紙
の事　歌合の式　懐紙の書法　懐紙の事　懐紙　短冊
持参すべきことまでくはしく記されたり　姉小路実紀
朝臣享保年中に著はしたまへり　実紀朝臣老後に風体を自

漢雲問答　写本　一巻

霊元院の御詞を記しものなり

霊元院の御詞をも御門人松井幸隆の筆記せしものなり　其
漢雲院とは霊元院の御号なり

歌林飛彈工　写本　一巻

通茂公これを撰す　添削のすこし残りて奥に近代名家
の詠歌をものせたり

詞林拾葉　写本　一巻

此書ハ武者小路実陰卿の詞の事ども門人似雲の筆記のもの
なり　似雲の後に書しるしたる武者小路実陰卿の机下に侍り
てうけたまはりし事どもの書しるせるを和歌のしるべ
はしがきのまゝにかき侍り風のてずからも
つき月かはりてかはりけるいはれなどもしるしおける所々のことは
倚りてらむさいふの侍らくさだまりてはいかにもかはらず
なかりあらむ所のたまふところはさすがに身のほどを思へば
ますますおぼゆるやうそのことをもかたりつゝしるしおきけるなれば

をなづけて詞葉拾遺といへるも

聴玉集　写本　一巻

烏丸光栄公の門人某のきゝかきなり　近体の歌を学ぶ人の模範とすべきものなり　此書一名請露玉詁といふ

梨本集　一巻　五本　梨本茂睡

近体の歌に小點の歌よみをいましめたるを反駁して　都て縉紳家の沙汰をたゞして論じてかけるものなり

和歌伊勢海　三巻

此書猿丸太夫のうたをはじめ　いせのうみの歌名所をあつめ　ひろくあつめて　それぞれに名づく

あつめ置たるものの序あり

一二の巻には順徳院の御集を評して　西園寺の作る人一人

僊の字　和漢詩歌合　之曙之夕の歌　飛鳥井雅章卿の詠

集外歌仙などをのせたり

第二の巻には僊家相伝の巻　色紙短冊書法　折紙短冊の書様などをのせたり　此一巻の奥書に

のすなはち屏風押色紙の書法などをのせたり

天和十年八月　依命伝故藩僖

渚の玉　五巻

これは伝しふの歌をひろひあつめてあらはしたるものにて　法の山より始め　翠華

もとめ伝へたるものなり　家々之代集秀歌　詠歌　撰歌合

之諦　七喩　十如是　二十八品の歌　いろは四十七首　大社に納めたる一首　その他の歌をのせたり　宝永四年刻

鴫の羽掻　三巻

此書は　三体　三夕　四季　四隅　五行　五色　八景　十如是

十二月花鳥　廿一代集巻頭巻軸歌　九十賀等の歌をあつめて

おもしろきものにて　歌の心を得させんとて

ことのはとかくにつけてはいにしへのかなづかひをたゞして名づけたるものなり

元禄四年上木す

柏傳　一巻　野田忠粛

むかしよりのてかゞみともいふべきもの　十餘種の柏の

めでたきをあつめ　それぞれの伝をしるし　引用の図をあらはし

てこれをあらはせり　此書忠粛が撰にて人の便とし　下に注をくはへ

たるものにて数巻なるが　万葉以来の詞をもあつめたり

歌嚢拆睦談　三巻　百番雲満

歌袋のしらべのことを　大本おほかたおぼえのための詞書をあつめたり

いにしへのうたのよみ方をしるして　そのかみの詞のあやまりをたゞし

古歌の心をもあらはし　古言百首の歌をのせて　ことばの

歌林記識編　同上

図をかゝげて　記を作りて　奥に伝来の詞書の部をのせ　論辯す

其説をのせたるは古今集にも見えたり

いにしへより近世にいたるまでの歌の

此書は近世諸家の歌の体をしるし　紙の名をあらはし　奥に

師説の家の聞書をあつめ　図を付して　宝永三年刻

和歌槧撲抄　二巻

古歌のことばを取りて　その詞の

みなもとをあらはし　歌の限界を撰びあつめて

其の外のことをのせたり　いにしへのことばをもあらはせり

和歌八重垣　七巻　有賀長伯

一二の巻は　初心の人のために歌の心得をしるし

第四巻より第七巻まで　歌の詞をあつめて

いろは順に分けて　そのことばを解釈せり

和歌二葉草　七巻　同上

四季恋雑の部をわかちて近體のうた詞をよせて類聚し標注をくはへ
のせたり

初学和歌式　七巻　同上

巻之一　うたよみのさた作例をのせたり
巻之二より巻之四まで　此の相應する詞およびのり四季恋雑のよしな
しごとのよみかたをしるす
巻之五　なりのうた　返歌のさた　兼題當座なとの事
巻之六の末より巻の七まで　三代集の詞をよせ　正徳元年四月上木す
巻之七　和歌の詞　諸家の説をあげ

濱のまさご　二巻　同上

四季恋雑各題をわかちて作者の詞をあつめたり
しるせり

和歌分類　七巻　同上

大象地儀より鳥獣草木にいたるまで近体の歌をあつめたる詞を
詞をまつ類聚せしめたるものにて近代の歌をあげ出所
作者をしるせり

歌林雑木抄　六巻　同上

四季恋の題を部をわかちて近代の歌をあつめたるもの
なり　作者をしるせり　此書は四季恋の詞をあげ
れは雑の詞のみをあげたり　両書相合せて全書となる
ものなり　上の八重垣より此雑木抄にいたるまで
作者のしるされたる名家の歌秋のねをあつめたり

和歌の塵　三巻　同上

長伯七部の書と称す
此書は四季恋雑の題をあげて詠したる詞をあつめ
あつめ中古近世の作者二首つゝをあげて今の名家の歌を
雑の部にいたるまでのせたり

和歌道しるべ　一巻

寛政十二年上木す
巻首に業雅讀方の和歌の道をしるして四季恋雑の詞を
あげ歌のよしあしを論じ巻末に作例をのせたり
右一巻は四季恋の名家の作をのせたり　奥書に右一巻
従三位行大納言藤原朝臣業雅親写法名業雅　奉行進
可有外見可秘〻

増補和歌道しるべ　九巻　四本　河瀬菅雄

業雅の道しるべの詞をもとにして増補したるものにて
凡そ其の類を増して今様の考案をなしてひろくしるす
第一巻より第六巻まで四季恋雑の部なり
第七巻　副詞　第八巻以下　名所の部なり　目録の次
に菅雄の附言ありて古今集の作例をあげ
名所の類をあつめたるものなり

小付并に詞のあらはしたる所ありて
作者の名をあげて詞のあつめたるを類聚せり
醉月軒河瀬菅雄自序あり

てには大概抄　一巻

てにはを論したるものにて古歌を引て証とし
それのてにはのてにはかくのごとくの名目をあげて
論ぜしてにはに其義は此似葉となりて草木のはなになぞ
らへて其本末の葉となるよしを論ぜり

和歌童蒙抄　一巻

寛永二年刻
初心の人のために歌のこゝろえをしるしたるものなり
五音の図をあげて竪横の相通をしるしてはじめにのせ
はたらきの詞をあつめて兒女のために詞をあつめたり
このためにしるしたるものなり

かゝる此書ハ武陽の隠士遁危子といへるの作し
てにをはひもかゞみ　一巻　本居宣長
いろはの圖を押て作られてあるものなり系図あり
助辞をしるしたり
言葉の玉の緒　七巻　同上
さまてにをはをよせたるひもかゞみハ此書の目録のごとくそのまて
あらはしたるものなり此書をあらはして
よりいて○初に總論あり次に古歌をあげて
論ずる中にハ風雅集玉葉集などの歌にても
ことなることを論ずる才士の説ハ古風のものにて
まま文章にても見ゆる事を擧たり　安永八年十二月宣長自
序門人稲懸大平序田中道麿の後序あり
玉あられ　一巻　同上
此書ハ二十一代集の歌にて近體のことば詞のあやまりをあげて

ものなりまたあげて初学に示すなり文部文部と
まてに文の部とハ近體の文のたぐひの道の記消息などの
かきざまのたぐひ詞のあやまりをあげて巻首に
示したるものなりまたこれにあたるものをあぬかと
よりつゞりおこせる寛政四年刻
てには網引綱　二巻　梅井一室
世に流布するところのてには大概は春庭翁等の説に
よらずしてをはの四字ハ大凡の四隅より出するのは
考へたる書中実語を先輩のたぐひなどを拙ゆるものなし
なるべきに　ゆゑてたのしみとす
蜘のすがき　二巻　同上
そもそもかくて歌の八つけにさまざまな義乃
かりゆる例をあげ作者がたし一つの綱と参考
すゞるなし

かざし抄　三巻　富士谷成章
それ虚字なるにより此書ハそのかざしの言ハ文辞の
かざしたる五音にもちて挿頭装脚結の四つにて此書ハそれ
く引合けて巻首に不盡谷氏の作門人筆受としてつくる
序を載たり
あゆひ抄　六巻　同上
すべてそれ詞の下につく其の虚字を脚結と名づけ
て其一ツもいまの大意なるにもはら虚字の部類を分て五属十九
家六倫十二身八隊とおけてわかつて引きたるをそれぞれ
がよりあてがひて俗語の譯せり　安永七年五月刻
和歌虚詞考　一巻二本　加藤景範
それ虚辞はいろはの次第にまづ其のことを前後を書分けて
あげてかけるは雅俗のことは俗語をもつてその虚辞の
みなしびにあはへて見るべきものなりとて譯したる

ひとゆゑ虚詞といふハいでにいさゝかものならぬものなるべし
あれどいうことはたまきをあはして後の例言にあげたり　一書ハ
とられたる證歌を二十一代集のうちの巻首の例言にあげたり
序ハ寛政己酉の春有賀長收の跋あり同年に刻す
和歌實踐集　五巻　同上
二十一代集のうちより撰出し四季戀雜の題によりてあつめ
たり歌あまたをあつめて其の中より實践となるべきハ類題集などよりも
ぬきてあつめたるハ初学の詞づかひのために便なり
人にも見るべきものなればつけたりの圖などもあり
寛政辛亥刻し梓行す
濱ちどり　一巻　同上
天象　歳時　方位　地儀　居所　草木　鳥獣　人事
器用などの部類をわかちて詞に注をもしてあげ其の詞のさま
をまづまづ示したる序あり

和歌玉柏　二巻　度會常夏

二条家和哥よりくされ故実ならびにつゞけがらをしるせり。文明二年五月にあらはす

異名分類抄　四巻　入江昌喜

天　時節　居所　器財　衣食　魚貝　鳥獣　虫　地　神祇　人倫　草木等の部類をわかちて異名を諸書より考へあつめ、又は和漢の詞をあげ、出所をしるせり。俗に用ゆる名目をも集めてくはしく注せり。今の物の名なるは仮名にて和名をあげ、古へのことばにかよふものは古書をひきてあかしとす

歌意考　一巻　賀茂真淵　写本

此書は上代のうたのすがたのすなほなる詞のやすらかなるをしたひて、歌のこゝろをくはしく論じたるものなり

御のうへ万葉集の古今集の歌をあげて論じたり。此書は万葉集古今集をはじめ拾遺集後撰集をも一つにつゞけて古今六帖をも引て論じたり。藤原定家卿の歌、新古今集の歌などをもあげて、今の律体をもくはしく論じてまなびのよすがとせり

ふりわけがみ　一巻　小澤蘆庵

これは歌よむ初心の人のためにしるせる書にて、ことばのつゞけがら、てにをはのたぐひ、過去現在未来のかなづかひをも例をあげて、一句二句三句四句五句のつゞきをくはしくしるせり

明題部類抄　七巻

和哥組題の書にして千首よりはじめ五十首十首五首の題をあつめたり。寛政五年二月刻

一首まで題をわかちてしるせり。一字抄の題をも作者の名をもしるせり。又古今の諸家の組題をもあつめたり。鳥丸資慶卿の撰といへり。明題部類抄のもれたる題をもあつめたり

増補和歌明題部類　二巻　尾崎雅嘉

此書は京極黄門の和歌明題部類にもれたる題を増補して、用ゆべき題をあつめ、今書中に見ゆる題をもかきくはへて、諸書より考へあつめたり。宝徳文明より和寛永の比までの公宴御会諸家の会の題をもあつめ、延享宝暦明和の比までの題をもあつめて一首題より始め、千首の組題に至るまで年月日をもしるせり

二首題三首題五首七首十首十二首十五首二十首より三十首四十七首五十首より百首二百首までの組題をのせたり。四季恋雑の題をもしるし、又和漢朗詠の題、六帖の題をもあつめ、奥に和漢聯句の題、仮名題、連歌家和歌会席の用意をもしるせり。一巻首に庭田大納言殿の序あり。巻尾に雅嘉自跋をかく。寛政六年にあらはす

続和歌明題部類　一巻　同上

明題部類にもれたる名所の組題一首題より二十首三十首五十首百首までの題、八景題十景題十二景題より、毎月題、五首題等をあつめてこれをのせたり。四季恋雑の題をもあつめて、題の出所をもしるせり。合せて前書とあはせて備へたり。此書巻首に名所の組題をのせたり

萃まりて續明題部類と号す[illegible]今序
を携へて四季恋雑の部[illegible]
[illegible]
[illegible]增補明題部類[illegible]
[illegible]寛政六年刻

掌中明題集　一巻　同上

此書ハ[illegible]明題部類[illegible]平易[illegible]
[illegible]一小冊子

掌中類題集　一巻

作者詳ならず　此書ハ[illegible]四季恋雑の[illegible]
[illegible]巻尾に刻の[illegible]

組題集　一巻

部類名所考　一巻

此組題集何人の撰なるを知らず　一首通題より二三首五七首十首二十首百首[illegible]
序の[illegible]附刻の[illegible]

和歌題辞要解　一巻　伴蒿蹊

四季恋雑の[illegible]の解[illegible]

枕詞燭明抄　三巻　下河邊長流

此書作者の[illegible]契沖の萬葉代匠記
總釋の中に此書の[illegible]長流の作[illegible]
萬葉集時代より中古[illegible]巻首[illegible]序
[illegible]

冠辭考　十巻　賀茂真淵

[illegible]冠辞[illegible]
[illegible]此書五十音五十字[illegible]
[illegible]國史[illegible]記日本紀[illegible]契沖[illegible]
[illegible]近體和歌者[illegible]
[illegible]

冠辭考續貂　七巻　上田秋成

真淵の冠辭考[illegible]
[illegible]自序[illegible]狗尾續貂の[illegible]
[illegible]

詞草小苑　一巻　建凉岱

[illegible]寛政十二年上木す

此書も五音五十字[illegible]
[illegible]此人の[illegible]
[illegible]

枕詞補註　二巻　尾崎雅嘉

此書原本二巻枕詞と号して西三条逍遥院実隆公の作な[illegible]
[illegible]燭明抄と大同小異[illegible]
[illegible]逍遥院殿の注釋の[illegible]
[illegible]契沖の[illegible]
[illegible]近體家の[illegible]
[illegible]
[illegible]

巻首に自序あり寛政十二年上木す

詩文類

懐風藻　一巻　二本　淡海三船

皇朝にしく詩集の権輿にして撰者の名なしといへども漢文の自序に云淡海乃扞より平都に暨ぶまで凡一百二十篇勒して一巻となす作者六十四人具に姓名を題し并に爵里を顕して篇首に冠らしむといふ時に天平勝宝三年辛卯十一月○作者ハ巻首に大友皇子二首　河島皇子一首　大津皇子四首などしるし此にしておほくの詩ハ文武天皇三首　紀朝臣古麻呂二首　釈辨正大宝年中の僧　大伴旅人　下毛野朝臣蟲麻呂詩并序等ありて巻末に葛井連廣成の詩あり○目録の詮に撰者以時代相次不尊卑等級として奥書に云長久二年冬十一月文章生惟宗廣言とあり　又康和元年の比蓮華王院宝蔵の本を採出すよしあり○此書の撰者大友皇子の曽孫淡海三船なるべきよし弘文院林氏の辨にいへり今此

刊本あり天和四年山脇重顕の跋あり○按するに古今和歌集の真字序に大津皇子の初めて詩賦を作りしより詞人才子風を慕ひ塵に継ぎて此文をわたりくと日本の詩賦ハ大津の皇子を始めとしたるものなりし今此集をみるに大津皇子より先に大友皇子の詩二首のせられたれば詩賦ハ大友皇子を祖とするべきにや

文華秀麗集　写本　一巻

撰者はさだかならず仲雄王菅原清公等淳和天皇の詔をうけて撰ぶ余人の詩をのせたり○此書もと三巻なるよし古き書目にみゆれど今存するものは一巻なり

経国集　写本　六巻

此書もと二十巻にして良岑安世滋野貞主等の撰にして今存するものハ残欠のなかに巻の目録および本
巻第一賦　太上天皇春江賦より　滋野朝臣貞主　重陽節神泉苑賦秋可哀応製に至る十七首

巻第十九　詩九　樂府　太上天皇塞下曲より　惟春道賦得深山寺應太上天皇御製まで五十九首
巻第十　詩十　雜詠　平城天皇詠殿前梅より文章生從八位下藤原朝臣令緒早春途中作まで五十六首
巻第十二　詩十二　雜詠二　太上天皇雜言九日翫菊花篇より伊永氏五言冬日友人田家被酒まで四十四首
巻第十四　詩十三　雜詠四　野太守五言奉詠天より滋貞主五言遠和播州滋長史丹治中得絮柳詩摘左大將軍南院之作まで四十九首
巻第二十　策下　駿河介正六位上紀朝臣眞象の對策文より大神直虫麿の對策まで二十六首
○第一巻の奥書に曰康永癸未之歲初秋上旬之候於西郊惣居祖校讎之點書之誤尚以有疑此書蓮華王院宝藏之本也迎古以來無模寫之人金玉之聲久埋塵埃之底巻軸多く紛失所遺僅上帙二巻第一第十　下帙五巻　十一十二十三十四二十一乞上古之篇什興味尤深仍軸々相分書寫之畢○按するに此奥書によれは漢詩集巻なかにも今存する七巻二十一巻なりしなりけり○巻首に東宮学士從五位下滋野朝臣貞主の序あり其略に詔正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良岑朝臣安世令臣等鳩訪斯文也詞林擅鑑濫吹混雜文非一骨備善總雜云々又云自慶雲四年迄于天長四載作者百七十八人賦十七首詩九百十七首序五十一首對策卅八首分爲兩帙編成廿巻名曰經國集云々又云先八秀選者即不刊之書也彼所漏脫今用兼收人以對分文以類聚云々○此書擬經國集とかけるは序中の文に云楚漢以來詞人麗藻洲江左其流尤隆揚雄法言之愚破道而有罪魏文典論之智經國而無窮云々○此序中にも秀麗と称する書は文華秀麗集なり○すへての殘缺のなか六巻の中にのする所の詩二百餘首あり代作者の位常の序に右大臣常大納言弘参議明等をのせしその年紀なと

ろす常十六策弘十五策明十六策なり又同帝の御製大納言淸時のまた惟氏ら代餘あまた人あり○此書の撰者滋野貞主大臣ら秘府略千巻撰せしなり

無題詩集　寫本　三巻　一本

御室書籍目録に本朝無題詩十三巻とあるも今の校者撰かくのさすられも今存する所は殘缺して今わつかにその千首ばかりの詩七百七十首其中太政大臣忠通公の詩九十首その他ところの納言通憲僧蓮禪等の詩も多くこれ地のすの○巻首に序あらす中ほと作者の藏菓ともにすくなからす見えたり

本朝文粹　十五巻　藤原明衡

此書十四巻總目録一巻併せて十五巻とす嵯峨天皇の弘仁年中より後一條院の寛弘年中までに十五代二百餘年の間の詞人才子の文採錄類聚して編集する巻ちなみ諸體にわかち賦　雜詩　離合　廻文　三言より　詔　勅書　官符　論奏　序　讃　論　記　祝文　落書　怠状　祭文　願文　其餘諸體に及べり作者は菅三品　源英明　紀齊名　源順　前中書王　江以言　朝綱　村上天皇　橘在列　淸原眞友　慶保胤　後江相公　巨為時　都良香　善相公　滋相公　藤春海　菅淳茂　紀理平　藤博文　橘直幹　江匡衡　紀淑信　藤惟貞　江舉周　高五常　平兼盛　藤篤茂　藤倫寧　[illegible]　源為憲　藤冬嗣　野相公　藤氏宗　藤原時平　都在中　野美材　藤惟成　菅雅規　紀在昌　高積善　橘正通　田達音　菅輔昭　高相如　源相規　藤雅材　紀淑望　紀貫之　齊信　源道濟　藤行葛　僧寂照　其餘数人なり○今按に[illegible]保年中洛陽西洞慶士松永昌易諸家の訓点を参考し校讎して刊行す寛永己巳仲冬羅山道春の序あり是れより前の活板の序也○此書の撰者藤原明衡は勘解由次官兼出雲太守にして南家の儒者なし

續本朝文粹　寫本　十三巻　藤原季綱

明衡の本朝文粹以後の文をあつめたり式部大輔敦光の柿本人麻

呂贊并序も此書にのせたり○東見記に云續文粋八十四巻なり
今十三巻伝れり

朝野群載 写本　二十三巻　三善為康

自序に云多集後故之體以為知新之助部類成三十巻号曰朝野群載時永久三暦丙申之年善家ノ備為康抄之云々○此書は本朝の雑文を類聚すといへども官府にあづかれる文書あまたにて雑文の中にも田地売買券などのやうのもの多く遊女の賦などいへる他書の名歌あるは他書にはみえぬなり
あるはいふべからざる他者の名なども載せたれば他書にはなき遊女の名所なども見ゆ
中書王　源順　大江匡衡　明衡　江佐国　以言　匡房　源経信
菅原輔正等の文なりしの文などをのせたり○此書もと目録に
八三十巻とあれども今の本は八十八十九二十三二十四二十五二十九
三十已上七巻闕たり○其時の撰者は為康は算博士の作者にて
五年八月四日に卒す

都氏文集 写本　一巻

都良香の文集なり富士記も此書中にあり○菅公かまだの時
良香に従学ありしとなり

菅家文草　十二巻

菅原贈太政大臣道真公の詩文集なり第一巻より第六巻までは詩
なり第七巻より第十二巻まで八文なり　奥書に云天承元年八月八日
進北野廟院　寛文三年一陽六月洛陽後学鷹菴福春洞跋　又元禄
十三年水戸府中村顧言校訂菅家文草の跋あり云我水戸西山公
篤好斯古毎以印本文章訛闕間多往々有不可解者為遺憾久之
獲一善本於某所欲広于世乃命藤制剛氏校訂登梓於是補
其闕正其訛云々　如其後草絶而僅有購捜京師鎌倉得後草
二部亦参坊間以資校讎云々○按するに御室書目詩家の部に菅
家文集二帖　又菅家文草十二巻とありて菅家文集八銀牓朝枝
の次に載たり共に是善卿撰としるせり

菅家後草　一巻

此後草は菅公太宰府に貶謫せられたまひし後の作なり○林道
春の本朝神社考に曰平生所詠和歌曰菅家御集其詩文曰菅家
文草其在宰府所著詩文曰菅家後集○註曰御集一巻已文草十
二巻已後集三巻已又別有菅家日記○扶桑略記曰昌泰三年庚申
八月十五日右大臣菅原朝臣上状奏進家集二十八巻○上家菅原陳経
ノ菅家御傳に曰昌泰三年八月十六日献上家集合廿八巻○註曰
祖父清公菅原家集六巻親父是善菅相公集十巻道真八菅家
文草十二巻○按するに菅家文集十三巻とあるは後の補なりされバ
其集十二巻になほ一巻を合せたるなるべし　林子の説には
まだ三巻とあるは誤れと今伝ふるの一巻八すこし残缺にや
今の刊本八黒川道祐の校したり

三教指帰　三巻　一本　釋空海

三教八釋氏李氏老子也孔氏なり指帰八之に帰すなし巻首に自序ありて
云聖者駆人教綱三種所謂釋李孔雖浅深有隔並皆聖説若入

一羅何乖忠孝云々延暦十六年臘月之一日也云々
巻上　亀毛先生論　巻中　虚亡隠士論　巻下　仮名乞児論
○刊本再板に称するものは元禄十年河州高安郡獅子吼山教興寺の沙門
蓮體の跋なり○大師遺誡に曰年甫十二にして外舅阿刀
大夫阿刀大足世典を教へ文籍を学ばしむ十八にして太学に遊び
て直講味酒浄成に就て毛詩左伝尚書を読み復左氏春秋を岡田
乃博士に問遂にすれも博く経史を膽ふるをねがふ心に仏経を
在巌よりして此論三巻を作りて遁世を成けり虚空蔵を称す
経文を求て泉州槇尾山寺にて勤操に従て雑染を除き沙弥の
十戒を受七十二の威儀を学び名を教海と改めて後如空
と改むとなり

三教指帰覺明註　七巻

江府愛宕山沙門運敞が三教指帰註刪補の序に云先に蓮秀史部に
ありて既に定本とし注解を採て後に是の二家を糅て輯して合

せらく一部とすること

三教指帰註刪補　七巻　沙門運敞

萬治己亥二月運敞自序あり覚明が注集めて大成すといへども
尚いまだ詳悉とせずとして○此運敞のは八舊註を刪ていはゆる
の釋義を補ひてより刪補と号すなり○此註は舊抄を引
ていはく此書成て聾瞽指帰と記す諡謙するなり入唐の日撰
へるとく学士其と示す其褒賞しく三教指帰と改めしといへど
明據なし人ずまし○奥書に云明暦丁酉年冬十月初七夜半閣筆於武
城愛宕静慮堂東軒 運敞　又武州蘇邑三学教院住持運敞の跋
ありて寛文三年春刊行す

文鏡秘府論　六巻　釋空海

詩式文法の論説にもあらずして声韻の病を論じ詩句の法をそなへて
ありて自序に金剛峯寺禅念沙門遍照金剛撰とあるなり

巻一　天　調四聲譜　巻二　地　論體勢等
巻三　東　論對　巻四　南　論文意
巻五　西　論病　巻六　北　論對屬

性靈集　十巻　同上

弘法大師の詩文集なり大師の上足高雄の真済これを編す此書
毎巻の首に遍照発揮性霊集としるせり真済の序あり西山禅念
沙門真済撰集としるせり

第一　詩　第二　文　巻首に性霊集序真済作第二巻以下の目録あり
第三　詩　第四　文　第五　第六　第七　文
第八　文　巻首に遍照発揮性霊集補闕抄としるせり
第九　文　第十　文并に詩等を載す十餘詩九相詩等此巻中に
みえたり

性靈集鈔　十七巻　沙門運敞

本集の註なり又十二巻の鈔ありて作者をつまびらかにせず

濟北集　二十巻　虎関禅師

東福寺虎関禅師の詩文集なり○起年録に云師諱ハ師錬自虎関
と號す姓ハ藤氏洛陽の人なり父者左金吾校尉母者源氏皆賢行
ありて五子を生師ハ其三なりとぞ○按ずるに虎関聚分韻略あり
らとぞやしハは二条院の嘉元四年なり又元亨釋書の巻末に大日
本國平安城済北大沙門虎関禅師撰としるせり

寂室録　二巻　沙門寂室

江州永源寺開山玄光寂室の集なり寂室ハ南禅寺佛燈の嗣法
の弟子なり南遊して元の中峯國師端元叟茂古林澄清拙等
の名師に参せり元よりかへりて五六年永源に於く示寂す七十八歳
なり又龍建仁の徴命を辞し…杖かえず名僧なり虎関
推奨せる後に二條良基公その筆跡を賞す

梅花無盡藏　写本　四巻　漆桶萬里

万里の詩集なりまた自註あるその中にかた光國公の註ともありける
し新安手簡もあり○梅花無盡藏ハ万里の別号なり

およそ六巻の集の名をあらはしてその外に万里が作に陸游か
して其後に四ヶ所を得て三體詩暁風集も同作なりしとの○按するに
醫書に梅花無盡藏之巻ありて甲斐徳本の著すところなり同名
なれば此書に混ずることなかれ

帳中香　二十一巻　五十本　同上

山谷詩集の抄にして其ことばは活板にて本集二十巻序一巻毎
巻の作者に梅花無盡藏漆桶萬里編しきたりとぞつくる又
其本の圖抄のせたり○前龍山江介周鏡の序に云江左漆桶道人
萬里博渉群書尚友古人暇日把此集以二傳焉于冀焉仍名曰帳
中香曰昔龍樹觀華嚴而知其宗趣也吾亦觀此集而識其奥
也後來学者觀之必領其旨也判然然然陸放翁氏所謂吾國
以香為佛事云者寔非虚發是以名焉云云○鐵舟の跋に云梅
無盡藏萬里老人講蘖黄両家之詩集於棘隱軒而作鈔日久
矣號曰天下白曰帳中香其鈔之至精也能決人之孤疑然爲世

之亀鑑蓋取義於雪堂之雪香巌之香乎云〻○又明應八年己未五月萬里自跋あり○本書の巻尾に延徳元年萬里六十有二歳と記せり

河入海　百巻

東坡詩集の抄なり建長寺の住笑雲子法座主これを集む河入集とも活字本なり○東見記に曰四河入海ハ大岳の翰苑遺芳江西の天馬天津沫瑞渓の脞説万里の天下白と四部合なり此外に翰苑遺藁といふものありしかとも万里の天下白は他にくらべ何よりは一入すぐれたりおもしろし眠しき雪降たり是よりいくらもありて天下白とらぬ出所東坡詠雪に此ことを引て杜子美が句の越女天下白よりしてなづけたりとぞ

翰林葫蘆集　写本　一巻

此書は禅僧宜竹が詩集なり宜竹は明應の頃の人なり

半陶稿　六巻

相國寺法住院の彦龍藏主周興の集なり彦龍は深草の陶工の子横川和尚の弟子にして叢林の英秀なり四六の文にたくみなりしに廿四歳にして寂す猶宜竹軒景徐乃序ありて惺窩の曰彦藏雖為異敎之徒又一代偉人余所甚愛重也と

彭叔和尚録　写本　一巻

南禅寺の前住東福寺の見住彭叔守仙の詩偈文章の集なり天文年中の作多し聚分韻の跋北野天神の賛并序等あり天神の賛に序に渡唐天神の像のことをのせたり

宗休和尚録　写本　一巻

妙心寺宗休和尚の詩文集なり多くは天文の比の著述にてまた画賛追悼及び當時諸侯の香語等の作とも多し

狂雲集　二巻

一休和尚の詩集なり和尚名は宗純別に狂雲子と号すゆへに此集の名とせり

本朝一人一首　十巻　五本

萬治の初弘文院林氏の撰なり大友皇子よりはじめて中古迄世諸名家三百餘人の詩をあつめ一首つつ撰ひのせたり禅僧の詩と惺窩羅山の詩とハこれをのせず詩後に附し作者の世系をあらはせり

本朝百人一詩　一巻

林道春の撰なり我朝の詩人百人をえらみ一首つつ採て別に百人一詩となす明暦元年台命によりて道春春齋恕これを撰む其書漢魏六朝唐宋の名家百人の詩を撰して定家の百人一首に擬したり○辨疑書目録に曰ト徑年古代の書写本に本朝百人一詩の一本あり其詩ハ道春の編と校本と同じからず奥書にいふ此百人一詩ハ御所方の屏風に有けるを取集めてこれを編むといへり作者ハ小補撰し書すといふその作者いづれか是とせむ識者の指南を俟のみ

本朝詩英　五巻　三本　野間三竹

上天子より下群臣にいたるまで諸體の詩をあつめられし集也弘文院林氏竹洞友元の序あり

惺窩文集　八巻　藤原肅

名は肅字は斂夫惺窩先生の詩文集なり先生ハ定家卿の苗裔にして下冷泉為純の子なり播州細川に生れ幼より穎悟人に異なりしが龍野の景雲寺東明の弟子となり名を宗蕣と後洛の相國寺に移りて蕣首座と称しけれども読書を專らとしけり博識の名世に高く三十歳の頃仏教を看破したちまち儒門に入て性理の書を読明朝に入んと欲して風濤にさへられ鬼界島に漂着す歌集に見えぬ鬼の島根にさすらひてしといふ歌此時の作なるべし遂に世をのがれて洛北市原村に隠居しこれより北肉山人と号す○此書は集五巻ハ門人林道春これを編し後

集之巻ハ菅玄同これが編す門人正意の序林永喜の跋あり○
讀集の末に門人哀悼の詩が附す又惺窩和歌集一冊有削去
長嘯道春等の贈答あり

同　十巻

此一本ハ惺窩先生の男冷泉羽林爲景朝臣の編集するところ
なり慶安四年 後光明帝御製の序あり○按ずるに 後光明帝程朱
の学に御志ありしかども是に於て吾国にて近世儒学の發
興す没後に名あるもの多しといへども程朱の学を唱へたるハ
妙寿院惺窩の力多きハ世の知れる所なり然るに其称すべきこと
なかりしに惺窩文集に御製の序を賜ふ事めでたき事なれば記して後の
に備ふ　室鳩巣の逸話にみえたり

羅山文集　百五十五巻 六十本

林道春の詩文集なり　文集七十五巻　詩集七十五巻　文集目
録一巻　詩集目録二巻　附録二巻　共に六十本なり　男春斎春

徳これが編集す○李島宗意の和板書籍考に曰羅山文集日本
茅一の大部の文集なり朝鮮の俞秘撰日本之文章以羅山為
茅一といひしハ識者をまつまでもなし古今独歩のものとせ
なり世上に詩文ともに取捨あるべきとの評議ありてとかく
の事にて只父の片言隻字も漏すまじとのことなるべし
凡例に文粋詩選に倣ひ後世博雅者を学士の流れとする故以て其
心を察すべきものなりとぞ

梅洞集　四十巻　林春信

弘文院学士の嫡子春信の詩文集なり　自撰詩集十巻　文集
十巻　續詩集二十巻　共に四十巻とす　竹洞友元の序あり春信
一名懿字ハ孟著梅洞と号し又勉亭と称す　幼より神童と称す材
の誉ありを二十四歳にして卒す此集詩文ともに梅洞の自撰なり
續詩集ハ弟春常これを編集す春常一名戇字ハ直民　戇字
と號す

讀耕全集　二十巻　林春徳

羅山の次子讀耕齋春徳の詩文集なり春徳一名ハ靖字ハ彦復
号ハ讀耕林子と称す

活所遺稿　十巻　那波道圓

那波道圓の詩文集なり其長子祐生木菴守之これが編集す
門人容軒惇恕の序あり活所播州姫路の人なり初醫術を半井
氏にならひ醫を棄て惺窩の門に入程朱の学を聞惺窩門人
の中にて其名あらはしし肥後侯に仕へ後に紀藩に遊仕
す其未に行状を附す其作者門人奥田松菴なり

老圃堂詩集　三巻　那波木菴

道圓の嗣子木菴の詩集なり　木菴名ハ守之字ハ元成　父の業を
継ぐ紀藩に仕ふ

覆醬集　三巻　石川丈山

石川丈山の詩集なり丈山名ハ凹ハ六々山人と号す老後に叡山の麓

一乗寺村に隠居て詩仙堂を営む

覆醬集頭書　三巻　野間三竹

三竹字ハ子苞静軒と号す松永昌三の門人にして丈山の詩友
なり

覆醬全集　二十三巻 十四本

丈山の詩文集なりといふハ新編覆醬集と号す　正集四巻　詩四
百首あまり丈山自撰なり松永昌三野間三竹の序あり巻首に年
譜をのす人見友元作し　續集十六巻　丈山門人石川半助これと
偏す　茅一巻より茅七巻まで詩七百餘首をのす詩の批評野間
三竹なり　茅八巻より茅十六巻まで八銘賛書牘等をのす　巻首に
ハ野間三竹の序あり次に目録を挙　附録三巻　石克これが偏す
詩仙堂記三竹作の丈山墓誌銘同行状等がのせあり　弘文院学
士林子の總序正集の巻首にのせあり

草山集　三十巻 十五本　沙門元政

城州深草瑞光寺の住持元政の詩文集なり　本集二十巻元政の自撰なり妙心寺大徹の序あり　續集十巻ハ門弟の手に出たり建仁寺通憲長老作の行状を附す○元政初江州彦根城主井伊氏に仕へ石井平之丞元政といひて二十六歳出家して深草に隠栖し瑞光寺に住して父母に孝あり石川丈山陳元贇と詩を以て交る四十六歳にして示寂す元政が称号寺の日要といふて六條儀とよび文雅といひ寔に近世の名僧なりといふ

草山詩集　六巻

此書ハ草山集三十巻の中より諸體の詩の見るべきものばかりをぬきたるもの也○又別に元政の和哥をあつめたるを草山和歌集といふ又一本あり又陳元贇と贈答せし詩を集めて元々唱和集と号す二本あり是ハ元政より得て後にもありしなり

史館茗話　一巻　林春信

此書漢文にて皇朝の詩話文論をあつめたるもの也弘文院林氏の撰

補す羅山の門人辻鄰適の序あり

歴朝詩纂前編　二十巻　十本

大同弘仁の頃より當代にいたるまでの詩をあつめて一百巻とす其中保元平治の頃まで前編とす○凡例に曰濟南之選李子之選或ハ二三字を易るいハ数語を刪る是て題作者に切なり今間其例に倣て一字の声調格律に害あるものハすこしづゝ正すきハ改むこれを作らむ實に千百中の一のミ○引書三十七部次に詩人の世次爵里を記せり前編の作者二百四十四人とし○此書ハ守山侯從四位侍従源頼寛黄龍公の撰し宝暦丁丑六月服元喬序同丙子九月藤政徳序同年二月黄龍公の自序等あり

歴朝詩纂後編　二十巻　十本

高倉院の嘉應承安の比より當代にいたるまでの詩人をあげ當代諸名家の集のいまだ世にあらわれざるものより此集の持にいたるものハこれを闕たり一二首づゝとれども皆その詩によりて

さるものハ加へしとす其人を擧てその惡きをいはず已上凡例を節略す○江村君錫が日本詩史に曰余近来朝詩纂を覧るに大に盛擧を録の儀なり其中京師近時の作者を録し次に又大に慣らひなり其叢雜を論するにならずの余が伯氏を録して已に伯氏の姓名を録し又別に伯氏の舊名舊表號を録すがごとき是伯氏一人を以て二人とす餘ハ準知すべしといふ

日本詩史　五巻　三本　江村綬

皇朝古今の詩人をあげその人の工拙を論す故に以て詩史と云ふ其作者を以て一事にあげて其人の詩を論し以て人に優劣を付せず以てなり○凡例に曰此編ハ詩を論してくはしく人を論ぜず

第一巻　中古近古の公卿の文学辞藻を論ずこれ白鳳より始めて慶長の末に訖る

第二巻　右巻の緒餘にして武家　医家　隠者　釋氏　閨秀の詩を論す其年代初泰に囮しされし閨秀をくはへて

たるを以て近時の人を附して論せり

第三巻　元和以後京師の藝文を論して兼て他方に及ぼせり

第四巻　東都の藝文より又他方に論し及ぼせり

第五巻　第三第四両巻の備餘にしてよく其地に偏る故を及ぼせり

ここに○此書に採摘する和の古人の詩ハ懐風藻　經國集　凌雲集　兔題詩集等なり○明和庚寅仲冬竺抽木太玄序　同辛卯之春季濃綱跋　同年上木す

醫書類

大同類聚方　百巻

大同三年右衛門佐安倍真直侍医出雲廣貞等勅を奉じて撰す全書亡びて今存するところ鈔録一巻なり○巻首に正五位下典薬頭安倍朝臣真直　侍医従六位上出雲宿祢廣貞奉勅同撰と云ありて其説に曰官府にしつする神代の遺方三策ありて今その一方をとりて大少彦名命の言に任せて十二方とし又一方則十三科具にあり上古の用薬唯三十七品のみ名をとめて今も然り[illegible]これを識ことなかりきを[illegible]しく雑へ官蔵様薬式の名を以てその条に附すること○第一薬名部　三十九種　和名を[illegible]にあらはし漢名を下に附す　久良　苦参　佐保比女　如木保曽　出雲薬[illegible]○第一巻　淡路薬　日向薬　大國薬　第二巻　長門薬　鏡薬　伊母薬　第三巻　出雲薬　於乃古呂薬　第四巻　七薬　中薬　第五巻　土佐薬　奇玉薬　與波伊薬　已上十三方と○文治元年十一月典薬頭丹波良康が跋ありて医方の秘邦にならし許世[illegible]の民他邦の薬を服しく何ぞ其患を療せんや人ハ其土地[illegible]の稟気の偏ありて其土人ハ其土宜を服す[illegible]同天子医官に勅して類聚方を製せしむ其の[illegible]加へんやされは十三方を鈔録して以てこれを[illegible]○按大納言定親の奥書によりて秘中の秘なるものなりとこれ[illegible]遠西巻にいふその他書を許さずとす○此鈔本安永二年癸巳三月浪華の薬舗葭堂主人木孔恭校訂して刊行す

醫略抄　一巻　丹波雅忠

永保元年侍医丹波雅忠これを撰す巻首に序あり○書中多く千金方病源論などを引て○第一より第五十まて諸方を次第して[illegible]のせたり○按するに雅忠は日本の扁鵲と称せられ八十の[illegible]丹波雅忠花山院の御時侍すいまだ高麗國の后妃篤疾に罹ることなく請て雅忠をして治せしめんと欲す[illegible]信のつとして遠く高麗の后妃の生死我本朝に関るべからず何ぞ雅忠をして遠く高麗に赴かしめんやと大江の匡房に命じて答辞を與へしむ其答にいはく雙魚難達鳳池之浪扁鵲豈入雞林之雲と云々○刊本は寛政七年五月丹波元簡序同八年丙辰陽月丹波宿祢遠齋侍医法眼快菴頼幹跋ありて巻末に大日本史丹波雅忠の傳を附す

寛政八年十二月刻

萬安方　五十巻　梶原性全　写本

羅山文集に曰安倍真貞出雲廣貞が大同類聚方菅原峰嗣の金蘭方丹波康頼の医心方は大医博士深根輔仁の[illegible]の條本草養生抄小野氏の集註大素経其後平性全の[illegible]世に行はる[illegible]すること萬安方は[illegible]て鹿苑[illegible]世に副本[illegible]なりしく○素見記に曰梶原性全萬安方五十巻作[illegible]鹿苑院義満の補翼あり建仁寺の大[illegible]菴にありて此医書を[illegible]医玄治法印銀十枚に買取て性全書ける頓医鈔は仮名にて官庫におさむ頓乃字の訓を[illegible]いへることもこの人なりきと○本朝医考に曰梶原性全何の處の人といふことをしらず世に鎌倉にて鹿苑院義満公に仕へて医術を施しけると萬安方を行ふ又頓医方十巻あり撰す

頓醫鈔　写本　五十巻　同上

巻首題号の下に性全集の三字あり奥書に曰為救倉卒之痾取抄集方之要云病篇目之[illegible]之音趣[illegible]俗言處導古賢之訓兼加今案之詞是則欲令見者易論也而已于時嘉元第二暦南呂上旬大尾之　性全○又天文十八年己酉五月中旬十三日守宗[illegible]の奥書あり○按するに此書略本なりや及数本等あれども世に流布するは今文人未[illegible]珍蔵の古写本は借閲しくその目録を[illegible]本にあるに其書は[illegible]八第十巻は[illegible]○又按するに黒川道祐が本朝医考に頓医方十巻とあるは八略本なるにいさゝか十巻

のこの城名ハむかしより此詳かならざる故にしるす

菉該堂所藏頓医鈔目録

巻第一　五臓六腑虚熱寒熱證治　巻第二　諸風付諸中風　七處灸
巻第三　五臓中風形　脚気禁好物　秘薬　灸所　諸魚食集
巻第四上　傷寒序言　巻第五中　傷寒　傷風之秘穴
巻第六下　傷寒灸所　暑気　巻第七　積聚　癥瘕　痃癖　赤白痢病
巻第八　積聚下　付痃癖　諸臓病付下痢
巻第九　傳屍病　付骨蒸　諸瘧　薬薬　又傳屍病一灸
巻第十　痢　巻第十一　諸気　五膈
巻第十二　諸気下　延寿丹　遏山丹　秘方
巻第十三　嘔吐　霍乱　付婦人血塊　懐妊吐
巻第十四　五痔　赤水腫　欬　脹満病　巻第十五　諸虚損　傳屍病虚損　灸所
巻第十六　諸淋　遺尿　消小便　付灸所　巻第十七　喘息　咳嗽　痰飲
巻第十八　癲癇　狂病　巻第十九　眼　鼻　耳　一切目病

巻第二十　歯　口舌　喉　唇　又歯喉　重舌　次下治方
巻第二十一　疝気　偏頽　巻第二十二　消渇　内消
巻第二十三　吐血　嘔血　唾血　大小便血　巻第二十四　癰疽　疔瘡　内瘡　諸膏薬方
又膏薬方
巻第二十六　黄疸　巻第二十五　中悪　卒死　巻第二十七一　婦人月水以下病　長血帯下
巻第二十八二　婦人中風以下諸病　巻第二十九三　婦人一切難病
巻第三十四　婦人求子以下諸事懐妊之間諸病等
巻第三十一　婦人懐妊之間諸病　女人汗血　吐血　尿血　下　女人乳汁暫留治方
巻第三十二　婦人臨産　滑胎　産後之諸病
巻第三十三　婦人産後之諸病　巻第三十四　癩病之秘傳
巻第三十五　小児変蒸　諸風　驚癇　客忤　癇病　魃病　夜啼
巻第三十六二　小児傷寒　温病　解顱　巻第三十七三　小児咳嗽喘息　瘡瘍　癰疹
巻第三十八四　小児五疳　痃癖　積聚　丹毒　頭瘡　白禿　連根
巻第三十九五　小児雑病　臍瘡　赤草　白草　完草等

巻第四十　諸病之禁好物　巻第四十一　要略金要　病人生死　十種物
五種物　目薬　瘡病薬　浮薬　巻第四十二　撮要　諸人　鍼灸穴　色々雑々
巻第四十三　五臓六腑形　五臓諸法配様　巻第四十四　五臓六府形　五臓諸法配様
巻第四十五　二秘方　二交接等治　巻第四十六　医師要心
巻第四十七　諸薬功能　巻第四十八　諸味功能　消渇秘薬
巻第四十九　秘傳石草薬上下品事　諸薬調合之事
巻第五十　養性諸篇

捧心方　二巻

写本

巻首に漢字の序ありて云我邦済生の業旋以て厥世すもの惟和丹の両家のみ近世旁支攙派道を殊にして川和家其傳稍彫こぼむかくの丹家の一脉亦落々として晨星の如し寮ハ縦浪浄観公は丹家族師承して其右にあり生ハ我邦の和越人也萬安頓医の両方ハ萬安ハ秘して伝へず頓医ハ今世に刻して厥志を道余よりも最も英特の士なり我邦の群書頓に擬して能く

遺す其業をおしく大かしく其観改め全より四傳して人ハ長生は清ハ淳者氏なり海妙にして以て世に婆娑として才俸の業ずるを以てよう先輩に加からなし医術にして集成する所はれ才徳を偏すらき八蓋うは縮餘士苴のみ我友中川公俊逸頴悟の質かはく淳いに依て学ぶ方論脈訣薬性鍼灸咬咀剤和の書いやしくも聞て求め得て観ざるものなしずして其衣を承け嗣ぎ而して遍く公近代医家者流学術内に商声聞外に遍し韓氏聡哲旁の流を知ずして済世滞かることを癖念して個然として巻を抜て闘して捧心と以て一病に下がからず病論ハ脉證ある此蔵方に仍らずして此効ある所取語ハ乃ちす方に載述て私を以て一辞を指すことなし蓋此書の依帛祖浄観公萬安方ハ撰集なりとそ宝徳辛未仲秋日跋周史序○又同年初冬中川子自述の後序○又跋あり捧心方ハすなはち中川子公の編するところなり中川子先古道淳公の徒なり古道ハ蜀学撰記所以て中世に鳴一

世之偉人也與族兄竹翁覧不相下云々　鳳記○又文明壬辰季夏村菴
靈彦此跋ヲ曰名曰捧心者庶已以謙耳余乃謂是西施之捧心也非東
施之捧心也観者念哉○此書も蒹葭堂の所藏を借閲しくこれ
抄録す

新増補遺捧心方　写本　十三巻　潤甫和尚

天文の比南禅寺の潤甫和尚と云る中川子のゆゑせる捧心方と諸
書とを比校して薬の分量の異同増減等抄志し且数百方を抄補
ひ収めて十二巻とし別に目録一巻を附す○巻首に諸書の目を
題して此書に引用するの書目を挙

和劑方
陳師文　裴宗元　宋崇寧中所著也當日本堀河院康
和末長治始至今天文七戊戌年及四百三十餘年　許洪増注之

濟世方
嚴用和所撰也則宝祐元年癸丑暴覧之當日本後深草
院建長五年至今天文七年戊戌已得二百八十六年

醫方大成
孫允賢　元延祐三年丙辰所著也當本朝花園院正和五

年后彦明附益之至今天文七戊戌年已得二百二十二年

袖珍方　明高祖洪武二十四乙亥年所著也當本朝後小松院應永二年至
今天文七戊戌年得百四十八年

得效方　危亦林元朝至元三年丁丑所編也當日本後醍醐天皇建武
四年至今天文七戊戌年已得二百二年

直指方　楊士瀛元景定五年所編也當日本亀山院文永五戊辰年至
今天文七戊戌年二百七十四載

玉機微義　徐彦純劉宗厚明宣宗正統四己未年所著也當日本後花
園院永享十一年至今天文七戊戌年已得百年

醫書大全　熊宗立明宣宗成化三丁亥年所著也當日本後土御門
院應仁元丁亥年至今天文七戊戌年已得七十二年

奇效良方　七人良醫明宣宗成化六年庚寅所撰也當日本後土御
門院文明二年至今天文七戊戌年已得六十九年　方賢　楊文翰
宗武　趙瓊　許觀　黄珍

婦人良方　陳良甫　嘉熙元丁酉所著也當日本四條院嘉禎三年至
今天文七戊戌年已得三百載　熊宗立補遺著之

錢氏小兒方　錢乙門人閻孝忠編集　熊宗立類證明正統五年庚申也
當本朝後花園院永享十二年至今天文七戊戌已得九十九年

本方　丹家正傳中川公所著也則後花園院宝徳三年未歳也至
今天文七戊戌年已得八十九載

右十餘方薬方功能分量加減異同具勘録之

十三要方　徐用和明宣宗成化十六庚子年所撰也當日本朝後土御門
院文明十二年至今天文戊戌年得五十九年

嬰兒得效方　李景萃所著也明曦甫鍥梓已正統甲子本朝後
花園院文安元年也今至天文七戊戌得九十五年

巻八　四時之常脉　過不及之脉　扁鵲六不治　諸風　中寒　中暑
中湿　傷寒より　巻十一　小兒諸證まで
巻十二　別集　五臓内外所因　六根秘方　諸毒　雜方　九蟲論　蒼耳

說　用薬可否　八卦配合　食忌　批上記　養生秘訣　医貫二世
○跋に曰前の南禅の潤甫和尚平時暇日窃羲炎黄雷公之論前後扁
鵲長桑君淳于意孫真人より以て今古歴代の名医に至るまでの群
書の萃拔を撥集めて大成して十有二巻とし新増補遺捧心方
と号す禅餘の新説なりけるの実に絶世の珍貨なり和尚今す
でに亡す神足景盧首座まて切に成名遂て郷に還るの次一部を
其志を継ぎ人にしらせんと需むときに永禄第七甲子仲冬念日十二住
建仁鐵牛景秀○此書友人左藤恒安の珍藏するをかりて借
閲してこれ抄録す

延壽類要　一巻　竹田昭慶

此書一巻五篇にして養生の論食物の性味等抄志せり康正年
中竹田法印の作なり此書は鯛は性冷なりとしいへるを何人の説ゆゑ
とりけるを不審なりとし和板書籍考にも論せり

神應経　一巻

此書本朝にて成れる書ならねども卷首に和氣丹波の兩醫臣
物が治する八處の灸法あるのするが故にしるしあぐるなり此書ハもと
明の第二主仁宗の洪熙元年の頃成れり當時の王子と醫士劉瑾が
手輯經となる書なり劉瑾が師に宏綱先生陳會字ハ善同といへる
針灸に精しき人ありて其人の作に廣愛書十卷あり此神應經を
これらより撰究抜出し病證わけくもいとあらしく一卷につゞめる
ものにて本朝の刊本には和丹兩家の八處の灸法を卷首にのせたりけり
八朝鮮の韓繼禧が神應經の序にいへり成化九年十月に日本畠山殿
より朝鮮に使者をつかはす其時の副使沙門良心といへるもの神應
經を朝鮮國王に献じ且日本の神醫和介氏丹波氏兩家が治
する八穴の法を併に因らくの灸法を神應經の末に附して板行
せしとありたり今の刊本に彼灸法を卷首にのするは作者の本意
にはあらず成化九年ハ日本後土御門院の文明五年にあたり此時乃
公方ハ常德院義尚公にて義政公も在世なり畠山殿ハ管領修理大

夫義統なりといへり按ずるに朝鮮國重刊神應經の序に曰適有日本釋良
心以神應經來獻兼傳其本國神医和介氏丹波氏所錄八穴灸法
云々聖上嘉歎命以八穴法付於神應經之末繫辭證以永其傳
云々成化十年十一月二十一日推忠定難翊戴純誠明亮經術佐理功臣崇
祿大夫西平君臣韓繼禧謹序○松下見林の曰今按ずるに成化ハ明の
憲宗純皇帝の年號成化九年ハ日本後土御門院の文明五年に當れ
り此時能登國の刺史畠山義統足利の老なり良心ハ信濃の國の人
釋氏にして医なり畠山のために使を奉ずし新續古今和歌集
に良心法師河上落葉の歌あり蓋この人ならむ

古今奇驗連珠方　写本　一卷　活民子

卷首に活民子論をあらせり自序に曰余諸方を歴觀するに用ゆべき
きものは用ゆべからずとものいはゆる妙なからずといへるに取て今
に及び奇驗累々をして連珠の如きもの編集して以て古今
奇驗連珠方と名づくとあり享德甲戌十有一月丙寅活民子序

精英本草　写本　二卷　同上

卷首に祖師禁日八神五畜大明日五入五惡五神八火次第医師三心
病者三心のるりの下次に精英本草製使目錄あつて
卷之三　辰砂滑石の類八種　卷之四　鹽　卷之五　鹽土の類三種
卷之六より卷之十一卷まで　草部　卷十二より卷十五まで　木部
卷十六より卷十九まで　獸部　卷二十より卷二十二まで　蟲部
卷二十三より卷二十七まで　果部　米穀部　卷二十八　菜部
○目錄の次に活民子自序あつて次に精英本草歌詠集といふ
氣味功能を七絶に作せて此次に精英本草歌詠集遺詠藥名を
のする卷末に天文十八年己酉九月廿三日とかけり

精選秘用方　写本　一卷　二本

中風中寒より小兒諸病にいたるまで病門をわかちて藥方都合三
百八十方を載す卷末に天文十八年己酉拾月下旬日三輪寺釋道
源自とかけり

福田方　十二卷　沙門有林

卷之一　諸氣脾胃　卷之二　腹中諸病　卷之三　虚勞氣痩
卷之四　風寒暑濕　卷之五　脚氣雜風　卷之六　傷寒瘧疾
卷之七　咳嗽吐血　卷之八　前後兩陰　卷之九　婦人小兒
卷之十　七孔瘡腫　卷之十一　卒疾熟藥　卷之十二　脉職灸穴
○此書本文自序ともに片假字にてかゝせり第十卷の奥に有林福田
方卷之十右此一卷者天文四年未六月日長圓□筆とありなほ又
他の卷にも守憲書之としるしたる奥書もあり○序に曰初諸氣より終
雜病にいたるまで万病都て盡く百病悉くなるべし此方能
てくすり撰ふものハ八苦輪の按術に修すればいふ藥を用ゆ療を
經するものハ八福田の善苗を植るなりとも云へ斯義に依て方名に
述ると花畜の尊卑悼く域に登て龢和の緇素同じく福田に從
らんことを欲するなり　隱士沙門有林序○此書日近來刊本
世上にあれなり今蓁蔭堂所藏の古写本によりてこれをあらす

袖中記秘方　写本　二巻　同上

第一巻　中風より諸気に至る　第二巻　諸虚より小児に至る

○跋に曰暇日の戯に鳥跡を斬れは袖にしてあつめこれを披見しれたすけれ
そもそも是吾家に秘するところの諸方なり特に門を分ち類を聚め
その滑を撰ひ其相を避て以て一巻とすなつけて袖中記といふ
愚案するに此方を以て病を療せはことことく驗ありてこれを尊ふなる
の誠に嘉尚すへし永禄十年丁卯臘月単閼黄鐘吉辰　監薬瑞策御判

○按するに本朝医考に曰和気氏瑞策真長のみなり自ら通仙軒と号し
又鑑巻と称す正親町院勅して院の字を賜ひ通仙院と称す僧通をも
歴すしかくして素絹を着ることを聴され且和気氏を伝ふるところ
の医也方二十巻を撰ふ

草余日用奇妙集　写本　一巻

妙薬の凡百七十二方をあつむ古字かなり

惠濟軒方書　写本　六巻

興福登一禅師医剤方より諸病門をわかちこれをあつむところの
清翁人の書に入りけりの友人木世粛嘗て此方書をあつむ九嶋の某翁和
尚より伝へられをあらんとを欲するの○いつれてかしらす市中に購ひ
得て賞他に失なり

啓迪集　八巻　翠竹軒道三

道三の方書なり天龍寺策彦これに序す又此書正親町院の叡覧に入
しとぞ

切紙　一巻　同上

四十門にわかちて医士初学のために作れり

宜禁本草　二巻　同上

薬性のよしあしをあつめて道三壮年の時の著述なり

天正記　二巻　同上

天正の比の医剤簿なり診視せしところの姓名を記してしるせり
刊本なくしてなり

群書一覧　和書部五

續天正記　一巻　同上

先の天正記の續編なり

濟民記　三巻　同上

病門をわかちてことことく薬方を附す俗人の見やすからんがためにかな
をもちひて記せり○道三法印の著書にてまたさかふるありつゝも藤
ことはかたきのかさなる所代二代のすゑの

醫法明鑑　四巻　延壽院玄朔

病門をわかちて方論をもあはせこれをのせたり○此書初刻本は医方明鑑に作
る今玄朔自筆の真書を本に就てこれを訂す○奥書に曰依門生
某之所望撰之元和癸亥季春中澣　延寿院玄朔　印中に東井の字あ
りとぞ

延壽撮要　一巻　同上

養生の要語をあつめ記せり此書後陽成院の叡覧に入しとぞ
まつりしとぞ○按するに玄朔は道三と称す一渓の姪孫なりとぞ

一渓氏は古道三と称す

食醫要編　一巻　僧元政

此書ハ深草の元政の作にして僧家食物の性味をあつめてしるす
まじはりなかりし

廣求經驗秘方　写本　一巻　向井玄升

眼目部　十六方　婦人部　三十方　口中部　卅二方　瘡瘍部　六十二方
小児部　廿五方　心腹部　二十方　二便部　廿二方　積作部　二方
癬瘡部　五方　臓臭部　三方　四肢部　四方　耳鼻部　四方
解毒部　三方　黄疸部　一方　耳鼻部　二方　九竅部　一方
雑病部　六方　頭痛部　附諸瘡　八方　痰喘部　附咽喉痺　五方

○巻首に先生金右衛門漢文の序あり享保六年歳在辛丑後七月下
弦前長崎陽順住播坂先生氏晒雲欽錦と記せり○芸藤堂蔵本の
跋語に曰右廣求經驗方乙巻長崎山西金右衛門手筆本吾郷大森氏
所撮也因懇求傚其真蹟纂写以蔵于家云　己酉春三月　浪速木

孔恭識

本朝醫考　三巻　黒川道祐

日本の名醫の傳を記せり

上巻　大己貴命を始として細川勝元を終とす

中巻　和氣丹波両流の人々ゟ上池院竹田吉田久志本壽命院等の道統の人々　鍼医外科目医等

下巻　國史にみえたる医藥の故實　丸散藥名の名　古代諸國進年の雜藥　本朝医書目録　高麗牒状等をのす

○寛文癸卯十二月弘文院学士向陽林子の序あつて此書に挙るところ乃本朝医書目録

治瘡記　一巻　大村直福撰

攝養要訣　二十巻　物部廣泉撰

金蘭方　五十巻　菅原岑嗣撰

藥経　和氣廣世撰

醫心方　三十巻　丹波康頼撰

集註大素経　三十巻　小野藏根撰

大同類聚方　百巻　安部真貞　出雲廣貞撰

難経開委　一巻　出雲廣貞撰

養生鈔　七巻　源輔仁撰

掌中方　一巻　同撰

倭名本草　同撰

萬安方　梶原性全撰

頓醫方　十巻　同撰

靈蘭集　細川勝元

愚按ずるに右端の書冊今わづかに二三部が存す嗚呼惜哉聊其名をこゝに挙て以て他日考索の便りとなすものしかり

喫茶養生記　写本　二巻　釋栄西

本朝医考巻之上ニ曰建保二年二月四日源実朝卿病ありて群臣之

進む事ふ時に栄上僧正揮栄西霜月前夜宿酒の餘醒の致すところなるべしとて即ちも清茶一盞をすゝむ実朝卿悦てこれを服し頓て醒す　東鑑

巻を献ず實朝卿悦てこれを服し頓て醒す

安驥集　写本　六十巻　二十八本

假字にて書たる療馬の書なり　からの藥方を挙て六十巻の末に安驥集根元の事を録し馬師皇を驥禁譜豊安　論

しるし五人これを編す　まさしけり

圓鏡　写本　二十巻　一本

同じく療馬の書なり　序にいはくそれ牛の職を守りて病生死の病をしらし安驥集に言ひしも不覚にしてこれを察しかし平仲國子孫に於いて此道智恵なとすまて学をおさめたちまるべきやうし書記する所以に系統とすること

梧桐　写本　十二巻　一本

これも療馬の書なり　序にいはくこれを霧の巻ともいふ

平仲國に安驥集六十巻の内これを撰し謀あるに此故にそのくに唐日本違分明にして道具を違へ秋の月のなる優ひとつに霧をもつてすなる唯案中の雜乱あるに命あるか字の拙を以てするなり

教訓類

菅家遺誡　写本　二巻

三十二條入中重復三四條あり凡ッ仁君之要政者以撫民為本とあるよりはじまりて次に喪禘祀祭之法のことを挙又神事神器の事入祖王真殺之法臨期之朝儀樂之倫式詩賦之興歌什詠吟嘗神社修飾之主上着御之服乗輿之具外蕃下裔之賓客来朝市店朝らる文質雁鳥犬田獵山海川澤之利宮中私閨侍女之数詳刑之致政武備之藝などのことを挙　以上第一巻　又族庶獵獸のこと僧侶のこと揚名之官職のことを挙巻末に凡震雷在禁客者左右之侍臣近常之侍女以次妙之香烟可供主上之尊耳也公家以其事限亦可如此也　以上遺誡畢とぞ　以上第二巻

實語教　一巻

浄福寺恵空の説に曰此書いまだ作者をつまびらかにせず世人いはく

ていふく此書ハ弘法大師の作なりといふは何く　秘府論三教指帰性霊集等おほく作られたれども今此をハわすれたりといふはいまだ文意をかんがへざればなり。ことに義理浅しく俗しぬべきことはいまだ弘法の作とハみえずと見るべし。と記あり　○按ずるに下学集の序にいはく彼之實語童子之為教、琵琶之為引、長恨之為歌、庭訓雑筆之為往来也若綜竹曰樂府詩歌為朗詠者乎文繁とみえ此序ハ花園院の文安元年の作なりされば實語教の世に行はれしこと久しきことをしるべし　○安藤為章が契沖阿闍梨行実にいはく甫五歳母間氏授百人一首和歌旬日能記又亦誦實語教不日記とぞ

童子教　一巻　釋安然

恵空の説にいはく正恵僧都先年京都にゆきて山門の法印に逢て法華経の抄註を相傳せし時ちなみにとひていはく世に實語童子の二巻あり誰人の作ぞや法印こたへていはく童子教ハ五大院の安然和尚の製作しるの故ハ和尚すでに一時に洛陽にあそびしが童子を見るにさらに師の教をうけず、ひたすら世書のよしあしをしらずしてかなしきこと多かりき、是によりて此書を製作し給ひて幼童のために初めて因果の道理をさとらしめんとすなりとぞ。又其の後の人のうちいつはりて義の一をとりて心義即身成佛義などを記しつけて童子の教にありといひたるかなとあるなり。○作者の傳ハ元亨釋書巻之四に曰釋安然ハ傳教大師の宗族なり早く叡山にのぼり衣を慈覺の室にうけて顯密の奧秘を蘊め又花山の遍照につきて胎藏の法を稟く凡経論に渉獵して道家に馳騁する所述作すこぶる多しと云々又教時問答菩提心義悉曇藏等がうちに此等かの徳にいたるべし○按ずるに徒然草に大童子教雑語本草議論の類あり波消息往来物語

庭訓往来應永記雑筆富士野往来○貞徳慰草に徒然草第百三十五段資季大納言入道のとひ給へる事をひきて實語教はじめて賢き人の作れる歌ならねども、一代の学問をめぐみて今の世までの恥をのこさざるは此書と安然和尚の童子教とによるなり何のよる所ぞ学する人の我身のためにハせずただよのつねの人のならひと見てなどはすぐれたるにはあらねど、書の直下とおもひもてはやしめでたしと思ふ一の尚書ふるき古の学者の今の学びはその人のために徳のためにも界の心をわすれて人にほこる気のちなるべし、下界の人、向ひ之来る天の魔王の眷属となりてのちにはおもふものもなし

實語教童子教諺解　三巻　釋恵空

二部のうちおほくのいひまはしをとりて諺の

紀州浄福寺恵空和上十五歳の時俗語を説解し給ふところなりとし
なりしかれども後にあらため刊行せし巻末に跋山僧虚空上人学之跋
とありやうの寛文乃酉孟冬招月亭孤峯漢字の序また実語童子
の二経旧来尚行はるといへども以て童蒙に教訓するところ此書はなり
其書すこぶる言をもつてこれを句読す蓋梵書伽陀之一體なり
また紀州浄福寺覚賢恵空和上其先能州の人姓ハ木曽氏民
部卿某の裔なりといふ

和論語　十巻

巻首に漢文にて此書の起りを述べしてあり此書ハ後鳥羽院の御宇穀倉院
の別当清原良業勅説を蒙りて神託及び聖帝の金言公卿の忠
言貴女の至言などならびに釈子の方言にいたるまでを撰述
記録せり上皇叡覧の時此書ハ是本朝の論語なりと
ようてこの人これ和論語と名づけらるといふ
ほかの実語にはおよばず

のかりの此次に代々撰者の姓名を記す

承久三年正月十八日　穀倉院清原良業　在判
建長四年八月十五日　大外記清原朝臣頼尚　在判
弘安十年三月廿一日　穀倉院別当清原良季　在判
元徳二年九月十九日　穀倉院別当正四位下清原良枝　在判
同御宇勘弁　四代侍読清原朝臣宗尚　在判
文和四年十二月廿三日　主水正清原朝臣良兼　在判
応永二年三月十五日　大膳大夫大外記清原宗季　在判
応永廿五年六月廿日　少納言大外記清原良賢　在判
文安三年八月朔日　少納言大外記清原頼季　在判
寛正六年十一月十九日　大外記清原宗業　在判
長享二年七月廿九日　大外記清原良宣　在判
永正三年四月十三日　正三位行宮内卿清原宗賢　在判
天文十二年五月二日　従四位伊豫介大外記持賢　在判

同御宇勘弁　少納言清原朝臣宣賢　在判
永禄十二年十一月廿二日　細川兵部大輔源藤孝　在判
寛永五年八月十五日　従四位上右中将源重秀　在判
　洛東山隠士長嘯子　在判

かくのごとく代々に奥書ありて近代にいたりてハ細川幽斎豊臣勝
俊ホの人々にまでつたへ

第一巻　神部　第二巻　人皇及親王部
第三巻　公卿部上　第四巻　同下　第五巻　武家部上
第六巻　同下　第七巻　貴女部
第八巻　釈子部上　第九巻　同中　第十巻　同下

○巻末に長嘯子これの跋あり　寛文九年上木す

十訓抄　三巻　十二本

撰者つまびらかならず○序にいはく今これはいにしへいまのことのは
などからにもやまとにもさまざまのことのなかの
ほどよしくくおそきをもとめずものおそてれを
いましめつぎに此道をまなびつぎて心おのがこのこころに
てんかつぎて十段の篇をわかち
て十訓をたてて建長四年のなかの神無月の比
草の庵を東山のふもとにしめて蓮のうてなを西土にのぞむ
為念仏のひまにこれをしるしおはんぬといへり

第一　人に恵を施すべき事　第二　憍慢を離るべき事
第三　人倫を侮らざる事　第四　人の上を誡むべき事
第五　朋友を撰ぶべき事　第六　忠直を存すべき事
第七　思慮を専らにすべき事　第八　諸事を堪忍すべき事
第九　懇望を停むべき事　第十　才藝を庶幾すべき事

以上十訓なりそのつぎに見聞せしところの数条をのせしといへり○
刊本二本ありこの一本ハ井澤長秀の校訂なり

人鏡論　三巻

せしが刊行せし金持重宝記と記せり。狂歌を中ゆるして人をいましめける教訓のをしへにして其文章人情世態をよくいひあらはしける甚こゝろよきものなり。又古拙子が人鏡論と利義抄と作といへども是作者とはみへず。それらが世に行はれしは近来の事なり。大やうは寓言なりといへども其中に古田の此弁しつる所は序にも見え利義抄にもあれども好事者の名をかりし法なり。此序拾葉集にのせられたり

清水物語　二巻　坂上宰林菴

備前あたりの老人と問答のやうに作りなして人の教誡になしたる書なり。儒道と仏道とをくらべして判じ作者はあらはさず。寛永十五年より十五年の後に按ずるに両部神道口決鈔に白斎藤記といふ人皇国八代は陽成院の御宇に坂上宰林菴といふ大儒ありて仏家に詰ありし事を語るに宰林菴唯一神道をなりければ儒仏は一致すべきの唯一神道を上に奏しなせる。其時南光坊天海僧正作の両部神道の三図を懐中して来り陳篤に来て二図を讃題し言舌さえやかに義を研き道理を述べて両部神道の厚氷温暖の時にとくるがごとく解けりけるほどよろこび感心ありしといふ。数字のことは又わが何ぞや大内神道の称号を下したまふ。宰林菴参内の宣下もなくして此より洛東祇園のひつじさるの隅建仁寺のあたりなる所に掛墻をかまへて隠居をむすび蟄居しける。此書のそ作を作くまなびし仏教を破するなり

孝経外伝或問　写本　四巻　熊澤了芥

孝道のをしへをくはしく伝へて礼記の外伝といふべきものなれば、さきやうに母の條或問をなしけり。作者は道ひとしからず。むしろ書中琵琶琴笛などのものゝ曲海だかにてつかひしぞ源氏物語などをかなにてあらはしたる其谷の儒ありて致語ありといへども其用の長ながしければしかも亦此いたりけれども孝の正理にかなはれずしてそうちんせくまくしてそあり配所のうちにてかゝれたるものなり。後世より人ハ久しくつたはりしものゆへ女人ハあまねくしも見

比売鑑　三十一巻　藤井懶斎

第一巻より第十二巻までを述言とし第十三巻より末巻までを紀行とす。〇此書の体裁は大学小学の書に倣うて此文国字にてみじかく和歌をひいて和漢をわかつ。古今にわたる教誡となれるものを採りて婦女の暁しやすからんとするものなり。貞享丁卯十一月伊藤君嘉子勝が序あり。〇又巻首に寛文二年四月伏見江南人けるが叙あり。〇此書伏江隠士仲文敬甫著とあるを見せり。すなはち藤井懶斎のことにて此の月上木す

壺乃石文　十三巻

撰者つまびらかならず。女子の教訓をあつめて古人のかな文をおほく集む

婦儀の文　上中下　介婦の訓　一巻　慈母の嘉言　上下

ふりわけの紙　一巻　賢女貞女の判　一巻　貞女列女の判　上下

似せえの判　一巻　或人乃教　上下

女四書　七巻　辻原元甫

女孝経　二巻　原本唐の陳邈が妻鄭氏の作し

女論語　二巻　原本は漢の班固が妹曹大家が作し、曹大家ハ曹世叔が妻なり

内訓　二巻　原本一巻明の太祖の皇后馬氏の作し

女誡　一巻　原本曹大家乃作なり

此四部乃書を合せそのしるしを撰して明暦四年に成れり。これの自序に男はすなはち学文よりして女もすべきことなれど我朝のならひとしく女の学文はせぬことなりとおもひてもこのけんくつまさずよしてつくあらためさしなかよりのものしてあらはしけりぬこと此四書をやはらげてもちいずかなしたゞしき道をまなびておさむべきたよりにもなるべし

大和小学　六巻　同上

朱子の小学なりしもはやくしけれど童蒙幼女人はしかくしかたし此んは
さらにやはらげしむけたる一巻なりしハ八巻よりそり

大和小學　一巻五本　山崎闇齋

朱子小学篇目のうち立教明倫敬身の三門をたてゝ教訓の趣
をしるす深切なり○此書ハ闇齋五十一歳の時江府にありしとき加藤君
の勧によりて作られし事序儀教の篇にしるしもあり

婦人養草　五巻十本　梅鴬散人

女子の窈窕をやしなふへきことより嫁娶して家をたもち夫子
に仕ふへきおもむき并に夫をうしなひて後の作法なとふくめて婦人
をしつけおしへ婦人の諷度朝夕の言語にいたるまてしるし婦人
の行ひよりあらゆる事をしるし貞女義婦のことを和漢古今の
書よりひきぬきて近世の事ともにあつめしるし又外故実なと
て婦女子の学問にてきるなり○自序漢文の跋あり元禄二年刊
行す

大和俗訓　八巻五本　貝原篤信

第一　第二　為学　第三　第四　心術　第五　衣服　言語
第六　第七　躬行　第八　應接

○篤信自序にいはく漢字をしらさる人のおこなひのみちをしらしめんとする事は今の俗語をもちいてあつむとこの世の中の夫婦の
愚なるものあつめしるしめ児女のいたけなくよく教を受ることもすみやか
なる様にせんことをねかひてなり也○筑前竹田定直漢
字の序宝永五年戊子冬日篤信か自序あり時に年七十九
なりし同六年上木す

童子訓　五巻　同上
初學訓　五巻　同上
家道訓　六巻　同上
五常訓　五巻　同上

これも此書の外にも俗耳に入やすきやうにとしるしたるもの

無俗堂家訓　写本　一巻　唐金梅所

家訓十五條あつて毎條みなくはしくのべて人をしてさとらしむること
人の眼にしみて覚ゆへきものなり○巻首に正徳二年七月西山散
人藤氏漢字の序又宝永六年長至日京兆伊藤長胤漢字の序
又宝永己丑冬北村可昌漢字序又宝永庚寅年三月桃渓道人
若霖漢字の序又三輪希賢国字の序又梅所国字の自序ありて
○希賢の序にいふ唐金の何かしが家法十五條をしるしてやかて此
よのひとにおしへんとてみなよみやすくかなにうつしてとりなしけ
れるとそ

日本宝訓　一巻

天智　嵯峨　村上　花園　後小松　後宇多　後柏原天皇をはじめ聖
語をあけ次に日本忠訓と標して　鎌足　武智麻呂をはしめ推
親隆継等に至るまで数十人の嘉言をのせ又次に賢女の嘉言

をもしるし巻末に忠臣譜略を附したり

女学範　二巻　大江資衡

学問大意　女官品階　読書　歌人名數　和歌法式　賢女孝
婦　女中學者　詩人　文人　歌人　書学　画事　香道　貝蓋
衣服　染色　布帛　器用　琴　双六　雛祭　七夕祭等の図
をものせり明和五年刊行す

釋書類

日本霊異記　写本　三巻　沙門景戒

此書嵯峨帝の時より光仁帝の時よりまでの事實善悪報應をあげられしものなり此書の作者景戒は奈良帝の時の人なりしといひ傳へたり○巻首に日本國現報善悪霊異記　諸楽右京薬師寺沙門景戒録とあり○自序にいはく原夫内経外書傳於日本而興始代凡有二時皆自百濟國将来之軽島豊明宮御宇誉田天皇代外書来之磯城島金刺宮御宇欽明天皇代内典来也然乃学外之者誹於佛法讀内之者軽於外典愚痴之類懐於迷執信罪福深智之儔覯於内外信恐因果云々於是諸楽薬師寺沙門景戒熟瞰世人也才好鄙行殺利養貪財物過磁石於挙鐵山以嚔識欲他分惜己物甚抗頭於粉粟粒咬楝或貪寺物生犢償或誹法僧現身被災或翫道積行而現得験或深信修善以生霑福善悪之報如影随形苦楽之響如應谷音見聞之者甫驚起自臨之不得忍寝居心思之不能黙然故聊注側聞号曰日本國現報善悪霊異記作上中下三巻以流季葉云々

上巻　合示善悪表　卅一條　中巻　合示善悪表縁　四十二條

下巻　合示善悪表縁　卅八條　此巻廿五條の半よりこ下闕

○毎條の末に字訓を附す　字訓末之志多　豊保牟　識訓のあなり○本の奥書に曰建保貳年甲戌六月　日酉刻許書写了又延宝八年歳次庚申同八月奉我　相公之命登金剛峯借出金剛三昧院所蔵之本写之者　彰考館識しるす奥書にあり

仮名　日本霊異記　写本　三巻

漢字のなかに仮字をまじへけるにやせり何人の所為なるかしらずなるに此抄する前にはれうばり錯乱して次第なうしかくつて徹しそれものなり

説法明眼論　一巻

平雑章が和学辨に曰一樹の陰にやどり一河の流を汲むもこれみな他生の縁なりといふことはいつれの書に見えたるや此語もと書し演史にもみえずありさまをいふて上州小幡に遊謫卓よりして白拍子のなしけるにやそれいひて上州小幡に遊行せし時宗福寺といふ寺にて説法明眼論を作られしよ右の辭此書の中にあせたり明眼論は聖徳太子の作なりといへり書目にあるは八百年ほど以前に假托したるなり故に此書すべて白拍子よりおこれるなりともいふなりといへり

宝物集　七巻　平康頼

平判官康頼鬼界島に流されし時連中に髪をきり出家しける作なりといふ○オ一巻に治承元年の秋の比薩摩がたの島より都にかへりて二年の春すこし舊里に帰りて嵯峨の釋迦堂にまうでて佛前にて寺僧と参詣の人々とかたる物語をしるしたるなりて此書のなかに全部すべて佛法の事をときてすでに佛法を定めとして寺僧の趣を説明するなり○今此刊本はじめに深草元政の跋あり今流布の宝物集は元政の序なり其業隠逸佛法のすゝめの康頼の小傳なり其辭に云宝物集今流布世者三策所冊所闕者有七巻而詳悉矣蓋刊行之本則簡々之抄畧本與○元禄癸酉年洛陽沙門明春序同年七月刊

宝物集　略本　三巻

元政此隠逸傳に論ずるところの刊本のなかに刻す諸板ことなる片かなにてかきたり略なり

撰集抄　九巻　西行法師

壽永年中西行讃州善通寺にゆく作者方外の人なれば殊に諸国をめぐりてしらるゝ事をあつめしにや君のうへにも其事をしるしけん今此刊本にまゝある僧字の類はかならずしも人の假名の作にてはあらず

さうしんしけり○序にいはく部類のわかちはさまざまにかはりて心えぬこともおほし
四十餘年の春秋をつみきぬれど未だしらずやまとうたにはえらびたまへるもの
のこれるをあつめ新舊のかしこき詞を選ひあつめけるところ
を此書にあつめ選集となづけて座の右におき一筋に知識とな
しまゐらするなり巻は九にわかちて浄土をおもひ十に一をのこして八十
種好をかたどり百に廿を残せりといふ○才九巻の奥にいはく
去ぬる二年むつきの下旬にかへりて讃岐の国善通寺の方丈のいほりにて
してまかし侍りぬとかけり

撰集抄　光悦本　三巻

西行法師の自筆なりと以て刊行す

沙石集　十巻　無住法師

巻ごとに上下あり○自序にいふは経論の明かなる文理或
ハ先賢の残せるいましめをあつめのせてこの世の雑談のついでにそへ狂言綺語の
戯論のうちに解行をすゝめ彼をもて○此ものひとつものハ仏のみ

ちからまつりて後の世ちかくもてあるべきたぐひハ石のひかりてこれをみ
て仍て沙石集と名づくといへり　弘安第二林鐘のころ是を記すと
巻の奥に于時弘安六年中秋草之　此の作者自筆をもて弘安三
其ほか弟子のおのづから寫せる月のたへ今ながくつたはれり○刊本
奥にいふ此集行于世尚矣本有廣略條有前後不知孰是也
慶安五年壬辰初夏刊行○此書作者無住法師ハ梶原景時の
嫡流にて聖一國師の弟子なりけり

發心集　三巻　鴨長明

長明入道の佛道に發心してそのかみの因縁をしるしたり○自序にいはく心の師とはなれども
心を師とせざれ○自序にいはく心の師となるとも心を師とせざれと
びとの座の右にそなへたるあさましきところの外にハかなくて
これを心の師として忘れぬためにあつめてはなるをしるしけり
せんとかく今これをかたるに天竺震旦の傳聞ハ遠ければ佛
菩薩の因縁ハ分にたへずこれをあらはしたるを只我國の人の耳近

きたるものゝちりぼひたるをのせてそのかみのことをしるしけり
なきもの取の名人の名をとりてしるしたり風体ぞおほく
おごりし跡ハ人これをかなしむものあらばいさ人信ぜよとも
いふならばこれを仏なれバ○すべてにたのみなうていまの世
に我一念の發心はたのしむべきやうならずや○此序扶桑拾
葉にのせられたり

三部假名鈔　七巻　向阿上人

歸命本願抄上中下　西要抄上下　父子相迎上下
○後序曰夫向阿上人者浄花院五代浄土宗中之貴才
逸若讃言二經一論之奥義述作三部七冊之秘抄顯示易往易行
勸化引接下根下機之道深彌陀感得靈夢奇端上人相下
而忌諱日是以信仰銘肝安心徹髄依之二部秘抄鏤開版安
置當院云云于時應永己亥之歳林鐘上旬朔之日圓戒備子
隆堯謹誌○萬溪云凡諸宗の知識の假名法語ハいづれも眞

名をそへよめぬ人のために示されしもの多く詞をかざりて耳ちかう
きかせむ○しかしこの書は心をとむるにハ深きこと
ろなりしかどもしるべきもくろみなきにしもあらずはてハ真名の文をもちゐたるハこれ
ほどの感情ハすゝめがたしやすく人のためにかきたるもの
ゝ奥にはかくをとゞめけるものかなしとおぼえ侍りみるに和
かのうち経釈の意をやはらげ行ひとところぐに心業をあ
のこりふかくして文子相迎のうち般舟讃の偈をひく即譯せ
られたるところ[illegible]藍よりいでゝ藍よりもあをしといふべきもの
なりけり

三部假名抄諺注　七巻　報恩寺湛澄

經の意をとりてこれのみをほどこすにすべて深切なりてかく
とりてははのたかじのなりてはかゆかぬところあり

三部假名抄言釋　二巻　加茂真淵

要解諺注などのあやまりなるところをあげてわきまへ和語の仮名をたゞせ

て○洛陽清浄華院現住敬阿安永二年八月の序あり向阿上人ハ二部抄先に貞享の間敬恩澄公諺注要解一書を撰して此抄を解す其の文を引義を述るに作者の本意にもとり和語の解にいたりてハなをいやしくつまりしからずして事の誤多く○此書ハ真淵老人の著述にして向阿上人の旧文を尊ひて諺注を参考しこれを校正すること共の本の意をいひあらはすものにて彼の要解諺注の和語をも正さんためやかてわか見る所をしるして其の誤を正し付く言釈と号せり○言釈ハ中要解諺注等に依る所引用の書を御覧して今按に旧事紀ハ偽書なるを引用ひしハ誤なり是ハ承平天暦などの比の人の古事記日本紀を合せて造れる也に野説私説をましへて作れるものなれば依るへくもあらず百餘年の後につくりし書也 又依るべき人丸祕抄といふものも依拠しかたし代中に行はるゝあやまちあるをしるものにも依拠しなるべく引用ひしを正しつゝ見る人故にもまぶハすべしまた今はなきものゝ中にも承平天暦の比までの偽書

多く引来る其なきを堀河院などの御時よりなし歌仙芸とも称せられ平正書ものしらくたりずハなしずてありきしは人の補撰なべきなしうへ解に小町の歌として引しハなしひ其集にみえずもありずハ小町の手なりずは世歌のしたかひ人歌集の内に人丸赤人家持集などさへハしれ依拠し其次の延喜の比まての人の集どもハ彼此よりしるめ作めく其集を作りしものも多く中にハ偽作也てはしつべきも多し みだりにしるすまじきもの也とぞ

叡岳要記　写本　二巻

此書古写本にして叡山開基已後の事実をしるせり

上巻　伝教大師官符などの事　十六院の事　延暦寺縁起寺号宣旨　虚空天台山　文殊堂　経蔵　神宮寺などの事

下巻　釈迦堂　西塔院　慈恵大師　智證大師　弘法大師　義真和尚などの事

談峰縁起便蒙　二巻　沙門光榮

多武峰縁起の註し漢字を以てこれを記せり全文四十二章よりなる巻末に鎌足公の年譜を附す譚峰蓮光院の沙門光榮の作也○総論にいはく談峰縁起に二本あり古縁起ハ後鳥羽院の御宇文治年中談峰の僧上法院永済文を撰す其後は花園院の御宇文明年中一條禅閣兼良染筆土佐光信図す一説光茂図 新縁起ハ文章前の如し筆者ハ寛文年中後水尾院の叡に因て当氏の堂上四十二人の手也画も亦勅を請ひて住吉如慶同息具慶図す○古縁起本二巻なり元禄十三年庚辰寺務氏命に依て粟田口に於て古縁起の修補仰付て二巻を開て四軸とす第一軸ハ第一章より第七章蝦夷大臣より第十八章職置に至るまでを第一軸とす第十九章癸巳酉より第二十八章賜散に至るまでを第二軸とす第二十九章同十六日より巻末に至るまでを第四軸とす修補既に成近衛関白基熙公の執奏に依て叡覧に備ふ叢文亦の例に因なり外題ハ近衛右府家熙公

染筆○上法院永済ハ建久年中の人なり寺跡行業知るべし 談峰縁起談山略記聖霊講私記等を作りし人なり○此書刊本宝永七年九月沙門湛堂序享保五年臘月沙門光榮跋あり

誓願寺縁起　二巻

奥書にいはく以上ハ当寺建立以下仏の相好梁上の額小御堂の由縁等要をとりて記すものなり寛政四年壬子秋八月恵明謹識○画図ハ法橋東洲これを製す○書中長興宿祢記増元龍の半陶藁等を引用す○此書寛政五年四月誓願寺蔵板とす

法華譯和集　五巻　寶海法師

法華経二十八品の意をあらはしたる歌を代々の撰集より撰ひ出してかくのことくあつめて繹せり自序あり○按ずるに此書の譯和倭歌集と号して数十巻ありといふ○経文をはじめとしてありしを書中に記し法華経釈を歌に引てありしを法華浄和集と号せり御全書星野山実海の撰也○友人江田世恭

がし閲するの扶桑拾葉集異本巻第二十三に譯和倭歌集序 実
海法師と載られたりしとかや

略
法華経和歌　四巻 二本　權律師日朝
法華経要文の古歌をあつめてかけりしものなり巻末に
當時の御門及び官家よりたまはりし要文八首のうたを附す貞
享五年四月十五日豊長とまうせり

説
法用歌集諺注　十巻 五本
第一巻より第五巻まで　釋教無常哀傷のうたをのせ
第六巻　上宮太子の御歌より以八和尚の歌に至るまでおほく法燈
相兼て其名世にあらはるゝ人々のうたをのす
第七巻より第九巻に至るまで　法華経にまつはる其こゝろを演たる
る歌どもをのす
第十巻　諸経のうた　追加　袋草子　発心集その餘雑記傳記か
らとりてのせたり

○諺注は題の文をかゝげてそくうの出所を考へ和歌を註しくはしろ
く其歌人の家説をまじへしるし又法華経の部にて八題に就て文
を引くらは来意を書す又毎品ごとにはじめにそのふの大意をのぶ
○引書八代々の撰集諸家の集夫木　名寄人々の傳　其外歌書の類
伊勢源氏物語の類其餘佛書百餘部を引て○此集の撰者は
つまびらかならず注者は洛陽隠士坂内山雲子にしてあり元禄辛未
年自跋あり同年四月刻す

釋教題林集　八巻　随有軒浄恵
経論釋文をもとゝして代々の撰集家々の集の中よりえらびあつめ
たるなり
第一　第二　法数　一色一香　一念不生　二諦　三諦　四弘誓願等
第三　第四　法華経　第五　三部経
第六　雑経　華厳　阿含　方等　般若　金剛経　大日経　其餘種々
第七　諸宗　華厳　天台　真言　法相　三論等

第八　雑 并夢想　種々釋教のうたをのせたり
○元禄八年仲夏自序あり引用書目七十餘部を挙
片岡山　五巻　平間長雅
富緒川　二巻　同上
此二書合刻して世に行はる聖徳太子の御歌の御事をかうふりかうづ
けたるものなり片岡山五巻は古今集以後代々の撰集及び家集三
玉集等まで聖徳太子にかゝはれるうたを題のこゝろにあつめたる
なり富緒川二巻は教誡をむねとせる歌をあつめたる集なりとあり
跋は元禄中風観齋長雅の自序あり
桒葉和歌集　三巻　報恩寺湛澄
弥陀四十八願のこゝろをよめる歌なり道晃院貴隆公の歌に古人
の歌をも附してこれを釋すといへり宝永五年三月
湛澄自跋あり
月乃しづく　一巻　法輪坊元説

粟津義圭校正して寛政四年に刊行す古哥を宗意によせて解せし
ものなし
釋教玉林和歌集　四巻 一本　先啓
毎巻のはじめに浄土真宗玉林和歌集と題す代々の撰集及び傳
記の中より宗門の意にかなへる歌どもを撰びとれり寛政九年九月
洛陽浄林坊釋辨恵漢字の序あり同十年の春刊行す○此書の撰
者先啓信濃國の人なりと序中にみえたり

管絃類

梁塵愚案鈔　二巻　一條兼良公

上巻　神樂　庭燎　阿知女作法　採物歌　大前張　小前張
下巻　催馬樂　律呂

奥に袖中抄を引て催馬樂の譜一条左大臣の時まで有けるよし律呂の歌はさへあしけれはなくなりにたるよし○此書の本名神樂催馬樂注秘鈔といふよし見えたり〔〕の外に催馬樂の書は成恩寺殿のものをかへなきを也つくる名を按ずるに刊本は元禄二年上木す○按ずるに御室書籍目録に梁塵秘抄二十巻後白川院勅撰とありて此の彼善好法師の時まではその代書伝はれりと見ゆ後撰草に梁塵秘抄の郢曲のことはあまた有けるよし見えたれども彼書今の世に伝はらずされど其書目録ありとぞ○に梁塵秘抄は神樂催馬樂東遊歌郢曲等あまたくさくさあつめられし

かれは成恩寺殿其書中より神樂催馬樂を抜出て注釈をかへられ梁塵愚案抄となづけさせたまへるなるべし

神樂催馬樂歌　写本　一巻

此書梁塵愚案抄乃本文と大同小異なるものなり○奥書にいはく神樂催馬樂乃歌はいにしへより伝はれど作者のいはれひがごとを伝へる家の塵をもかきあつめ目もあてられぬ事なりされどもかくいひつたへこし事をひとへにすてんもいかゞなれば友とあらそひてそれをしるしつけてのちの世の人に見せむとなりけらし

筆乃のことのはは世にのこるまじきものなれど人のためにしるし了時文明十年にしるしつけたるなりとぞ

催馬樂章曲　写本　一巻

奥書にいはく右催馬樂一冊者宗尊親王御自筆以本書写校合畢外題者聖護院道晃親王之御筆跡也云々

大嘗會田歌　写本　一巻

嘗の體長短さだまらず其中八言九言の句多し○奥に美濃田歌あつめてやすしひろの歌も見えたり

當道宴曲集　写本　五巻

郢曲の類を四季恋雑にわかちてあつめたるものなり

巻第一　四季部　春二首　夏一首　秋二首　冬一首
巻第二　賀部　付神祇　七首　巻第三　恋部　九首
巻第四　雑部上　付無常　十二首
巻第五　雑部下　付釈教　十二首　已上の曲とも作者をしらず

宴曲鈔　写本　三巻

郢曲の書なり書體おなじ○上に同じ

拾菓集　写本　二巻

宴曲集等乃様にあつめたる郢曲なり
巻之上　十首　巻之中　十一首　巻之下　九首

拾菓鈔　写本　一巻

巻之上　十首　巻之下　十首
上に同じ　郢曲十二首あつめたり

郢曲撰要　写本　十八巻　沙弥明空

首巻は目録の巻なり其巻に云夫當道の郢曲は知音の口にすさみ万人の耳にきこえきたるなるべし…といへども愚老か撰集せし郢曲すべて其軸十巻あまりあまたの歌百余首なりそのうち二十餘首は愚作の外なりそれぞれの作者の名字をしるしたるにあらずされば貴命にまかせてその作者をしるしく都鄙のもてあそびとなりしを其ひとつもあやまりなきやうに説をあらはしてさらにあやまりを正さんため也

けるおほしてはのちしるのだれがよべしあるによりて名づけゝ今
録するところ撰要目録の巻となりけくはなのふかゞりしぬ
とかくしるく

宴曲集　五巻　目録すでにゝえらせりとかくいう略す
宴曲鈔　三巻　上に同じ
真曲抄　一巻　郢曲七首附新作三首
究百集　一巻　郢曲十首

正安三年八月上旬之頃録之畢　沙弥明空　在伏見院御宇

○右の曲の中　花友三品作明空調曲　郭公　潮空上人作明空調曲　龍田河恋
冷泉武衛作明空調曲　源氏恋　或女房作明空調曲　などのごとく注して作
者の名をあらはせり○此次拾菓集目録のはじめにいはく　今ハむかし
のはなしはこれまでのちのほどにおもひあつむべきふしもなりしを
むさしなるすみかよりありかくしていにしへよりけの作名なしの
もろもろのはしもうけがたれりひすて作りしとのかれがたしくかしこ

よくはかなるちことすゝめられしかばおなじひろげひとにも目録に
ころもまた作れどもかなはずしくやさんもあえ子らなくだれどつきぬ
わくもあそこなりいたにもよう代家の風を吹とゝしそがの花のにほひ
いかりさきなちもくたをもしゃくもよりうそおもやうけしこれを
えらしひつてふされしまひ先末のころのそへはやりけり
まそめらもめりりけうちず冬枯の末ゆれ人のあわれぬうれ
のをきさ林とつはひろひあつむといぞかれハ拾菓集と
なづけ巻がらもひとつ上下といふなるべし

拾菓集　二巻　目録上にあり
嘉元四年三月下旬之頃重加注之畢　沙弥明空　在二条院御宇
拾菓抄　一巻　謡巻　後日出家之間追加入之云々　十一首
以和漢三三月五日重注之畢　花園院御宇
別紙追加曲　巻　郢曲十首
玉林苑　二巻

上巻　郢曲　十首
九首
文保三年二月之頃記之了　下巻　有郢律講式　随テ出来加之　仍テ次第不同
享徳三暦孟夏中旬書之　後醍醐天皇御宇
三善常房
右三帖者以飯尾彦六左衛門尉三善常房朝臣自筆本令書写郎
時校合訖　貞享元年甲子仲秋天　前泉州司馬時元

仁

智要録　写本　十二巻　藤原師長
箏曲の書なり巻首に太政大臣従一位藤原朝臣師長撰とあらはせり
首巻　箏案譜法　絃名　右手　左手
巻第一　調子品　壹越調　沙陀調　平調　大食調等
巻第二　催馬楽律　高砂　夏引　貫川　東屋　走井等
巻第三　催馬楽下呂　安名尊　新年　梅枝　櫻人等
巻第四　壹越調曲上　皇帝破陣楽　春鶯囀　玉樹後庭花等
巻第五　壹越調曲下　胡飲酒　河曲子　北庭楽等

巻第六　平調曲　三臺鹽　皇麞　萬歳楽等
巻第七　大食調曲　散手破陣楽　武昌楽　打球楽等
巻第八　雙調曲　春庭楽　柳花苑　黄鐘調曲　小調曲等
巻第九　盤渉調曲　獲合香　萬秋楽　秋風楽等
巻第十　同下
巻第十一　高麗曲上　新鳥獲　古鳥獲等
巻第十二　角調　桂次第　箏巻　弦口傳事等

○此書第一巻より第十一巻までハ曲調の譜本にして十二巻ハ弦の名一二三四五六七八九十斗為巾等以しるせり○按ずるに正二位藤原師長公安元三年三月五日任右内大臣同四月一日叙従一位治承三年十一月十七日解官其後於尾張國出家四十三同五年三月帰京号妙音院建久三年七月十九日薨五十五
所著有三五要録三五要略仁智要録仁智要略

五

重序　写本　一巻
管絃の事をしるして演主の作なりといふよし思ゆ五重八毛皮肉骨髄の五

なりとぞ書中貞保親王ノ記ヲ引リ○奥ニ元禄四年未ノ歳十一月中旬従五位下右近衛将曹大秦廣富書写畢ヌ

鳴鳳集　写本　一巻

作者詳ならず　大唐楽図　秋名　白虎通　説文　潘岳笙賦の説　古善吹笙者　廣本縁事　笙　篳篥笛　高麗笛調子　琵琶　和琴　弄琴箏等の調　撥合ノ名　採桑老　輪説ノ名　催馬楽　楽器名物　吹笙次第　揩笙事　付物事　十種供養伽陀事　朗詠事　御遊事　秘事　調子音取等の事をしるす

體源鈔　写本　二十巻　豊原統秋

豊原の姓を字乃旁にとりて體源と名づけたり○奥書に云楽所豊原統秋判とぞ積集ところ豊原楽人統秋豊筑後守四位下にいたりしものをかしげなるも後柏原院の御師範にて文歌道も達しかりし○遂院實隆公の高弟なり風流のをのこなり隠者なりしとき雪玉集にも統秋がよめる歌の十首入たり

ありしがよきておもかげのはかなきをいかゞはしもしのぶらんやうなりしん○昔傳按察十一日入白上七十三代の天子堀河院にはじめて書はしめ給ひ師父なり此帝諸道の御勤学比類なく殊に管絃の御ありしが御ふかく夫楽道の器其品数大なり古来の楽書に先らもし且又そが由来なりしをよく其旨を明せり就中近来楽道の達者豊原朝臣統秋といふもの乱世にすれながらなき反故などをひろく楽器の来歴を明しておく一家に伝へたり是を體源抄と名づく其書につまびらかなり○按するに柴屋軒宗長記に統秋驕公の書翰あり又統秋朝臣が催めし和歌十首法華経の題号を以て句の首に置たる中の歌にいはく

伶人の中よりいかでこのまきぬるあゆむべき身ぞ　統秋

胡琴教録　写本　二巻

琵琶の書なりうれそありしとぞ
巻之上　教学琵琶　取撥　差柱　撥音　諸調子品

十二律調　楽曲　催馬楽　師傳相承等十五條
巻之下　琵琶弾時用意　喑所作　楽屋琵琶　弾堂上用意　琵琶宝物　琵琶名所等二十四條

○毎巻目録を附て毎條裏書を奥に書せり是道之しあて○奥書にいはく以左近大夫将監中原光氏之秘本令書写之秘書之間荒涼之人莫其憚仍以好性令書之間僻字等多得其意追可遂校之
左近少将某名

楽譜要録　写本　十五巻

巻之一より巻之七まで横笛譜　巻之八より巻之十まで鳳笙譜
巻之十一より巻之十三まで篳篥譜　巻之十四　箏譜　巻之十五　琵琶譜
○奥書に従四位下遠江守秦宿祢昌名撰ぶところなり○奥書に享保九甲辰年春二月浄写了　同十巳年夏六月撰校畢　又云右二管二絃譜依家々之傳本選之内有疑者疑曲暫闕之以三方集會議定之上可追加者也

琴曲抄　二巻

此書は八橋流筑紫箏十三組外に新曲二組を補ひ一流のまなびの子唱歌の譜釈をくはしくものし巻首は十三絃仮名新に圖説ら いふ元禄乙亥二月作者の自序にくはしく箏八橋検校伝来のよしをとくりしるせり

上巻　菜蕗　梅が枝　心づくし　天下太平　薄雪　雪のあした　雲の上　以上七組を表組といふ
下巻　薄衣　桐壺　須磨　四季曲　扇曲　雲井曲　拾遺　新曲　以上十五組也　元禄七戌九月の奥書あり

擣箏雅譜集　三巻

安村検校改正のまゝ撰集し裏表中許等の段箏を定めたり
上巻　表組　ふき　梅が枝　心づくし　天下太平　薄雪　雪のあした
中巻　裏組　雪の朝　薄衣　桐壺　四季の友　八段のしらべ　六段の調子

乱輪舌　中許　すゝはうし　末の松　空蟬　四季の富士　雲井　らんさい　九段のしらべ　七段のしらべ　五段のしらべ

下巻　三曲　四季曲　扇の曲　雲井曲　新組　羽衣　若葉　思川　橋姫　新雲井弄齋　飛燕曲　宝暦四年刻

琴組唱歌集　一巻

安永年中八橋流の住川検校といふ組歌補ひすべて曲数すへあつめしものなり表裏中許奥許の次第数さくる弦検しかして抄門へ亀島検校久米圓勾當相ともに梓にしてなし

表組　ふき　梅が枝　天下太平　心づくし　薄衣　雪の朝　十段組

附物　七川子　いろはしの　数まへば

裏組　雲の上　薄衣　桐つぼ　百千鳥　猫　おぶる　松の声

中許　須磨　時うし　住乃江　四季の友　同附物　十二段のしらべ　七段のしらべ　十段のしらべ　六段のしらべ

奥許三曲　四季　扇　雲井　同新曲　呉竹　夕空　八重垣

飛梅

箏曲大意抄　六巻

安永六年六月刻　山田松黒

此書ハ箏曲の表裏中許し三曲等はもとより一部の曲の事悉くしるし其外その作法まで其譜法をしるしなきばかりしめんかくあらはし

巻之一　表　蕗　梅か枝　心づくし　天下太平　薄衣　雪の晨　六段

巻之二　裏　雲上　薄衣　桐つぼ　八段　乱

巻之三　中許　須磨　明石　末の松　空蟬　雲井弄齋　九段　七段

巻之四　奥許　四季　扇　雲井　五段　鶯　羽衣　若葉　思川

巻之五　八橋検校新曲　四季富士曲　二長曲　雪月花曲　らん　玉川　玉かづら　浮舟　四季恋曲

巻之六　奥の書　箏　琴　瑟　筑　阮　和琴等の和漢の證文　唱歌の事　左右手法の事　十二調　五調子の事　箏製作の事　柱爪寸法の事　秋霧形　松濤形　箏寸法の図　琴臺箏袋の図

四季源氏乙乃曲の事　同唱歌　安永八年山田松黒自序　同年大澤山人漢文の跋あり

謡抄　二十巻

百番の謡のはなし作者はしるしなくもしすはまた古抄あらん旧抄と称す

高砂　朝長　井筒　鞍馬天狗　百萬　鉄輪　兼平　芭蕉　道成寺　龍田　熊坂　女郎花　松風　安宅　昭君　志賀　大原御幸　関寺小町　天鼓　誓願寺　俊成　花筐　浮舟　春日龍神　遊行柳　蟻通　東岸居士　富士太鼓　野宮　葵上　白楽天　木曽　熊谷　通小町　安達原　道明寺　杜若　猩々　紅葉狩　善知鳥　難波　清経　檜垣　小塩　鸚鵡　松虫　三井寺　鸚鵡小町　卒都婆小町　當麻　玉井　頼政　千手重衡　阿漕　自然居士　羽衣　実盛　小督　善界　班女　矢卓鴨　短冊忠度　夕顔　俊寛　雲林院　葛城　藤戸　江口　西行櫻　柏崎　老松　通盛　軒端梅　景清　櫻川　三輪　船橋　采女　姨捨　鵜羽　盛久　定家　鵺　二人静　邯鄲　籠太鼓　佛原　錦木　融　養老　八島　源氏供養　山姥

角田川　放生川　田村　梅枝　殺生石　張良　已上百番なし

諷增抄　十二巻

加藤盤齋

自序にいはく謡はそのかみよりもてはやされ侍れどなくその講釈してみんとおもひ古抄を見ぬ人の為て沼たしずてゆくしるく書入ぐ遺迎院うく十番書かうもよみてまもりてそくやめしまうらくなしまでを諸えりあんとある古抄に沼撰して諷の謡抄くらべけくよく寛文元年閏八月二日

○首巻　大意　うたひの起原　謡乃字諷の字のつけた　催馬楽の事　申楽の事　申楽を能よりいふ　能作者目録の事○謡書の作す

此乃諷の目録

高砂　盛久　江口　大原御幸　あこぎ　養老　松風　東北　百万　自然居士　老松　通盛　千手重衡　二人静　殺生石　已上十五番

法音抄　五巻

恵空和尚

此書二十二番の謡抄にして少し略抄のあやまり有は、これをあらため○巻
ごとに洛東向旭山正立寺権大僧都恵空大和尚識語附録を
のせたり
巻之一 源氏供養 業平 檜垣 千手 蟻通 巻之二 実盛 富士太鼓
三井寺 卒都婆小町 巻之三 自然居士 志賀 江口 春日龍神
巻之四 柏崎 山姥 芭蕉 當麻 巻之五 百萬 清経 野宮
東岸居士 誓願寺 正徳四年五月刻

謡曲拾葉抄 二十巻 恵南

巻首凡例にいはく此謡曲拾葉抄は花咲く世の花の一嚢軒犬井貞恕誹
しるされし所なりけれども草稿にて有しを花田氏郎此抄をとつて伝
つくれるものなれば其切続しも へつらし約しけり其外あまた
まう四十餘年多く此抄の家に記録等かゝりあつめこし
学者多く○しかくいかくやく前尾せしものかゝし上からへ下
つくの誰入なきの故郷つまにもにはやかうるを但此抄は當流観世の
本にて本文にしこれ故ほすくなくしてまく此拾葉抄は謡世の正本を
本縁としてしるさるゝのなれどもたかつくる玉のみのを同じく面影なれども
うつしたる故論を錦本としてさすがにも餘りなれども乃故に注釈して
これ故のかきさしかひ八文字の考清をなしの筆手をそへてもれなく除きて外百
番の内故る此かりる又組入たるなし 寛保元年辛酉立秋日空華佐藤雅識
七十二番翁謡之外
高砂 老松 右近 白鬚 玉井 弓八幡 難波 白楽天 呉服 蟻通 賀茂
竹生島 忠度 兼平 実盛 養老 紅葉狩 田村 志賀 鵜羽 井筒
木曽 屋島 定家 芭蕉 江口 葛城 楊貴妃 半蔀 夕顔 六浦
西行桜 朝顔 千寿 雲林院 小塩 誓願寺 杜若 遊行柳 羽衣
姨捨 檜垣 鸚鵡小町 卒都婆小町 関寺小町 采女 仏原 野宮
班女 軒端梅 二人静 松風 湯谷 藤戸 天鼓 梅枝 富士太鼓
道明寺 邯鄲 安宅 船弁慶 舩橋 通小町 盛久 女郎花 岩船
東岸居士 自然居士 殺生石 放下僧 三輪 龍田 當麻 海人
融 三井寺 玉葛 櫻川 浮舟 角田川 百萬 柏崎 蝉丸 俊寛 景清
阿漕 源氏供養 鵜飼 善知鳥 花筐 鞍馬天狗 鵺 善界 大會
春日龍神 葵上 鉄輪 安達原 熊坂 鉢木 猩々 惣計百一番 私虔
の備考書等を引て注釈せり 明和九年四月刻

奈良土産 二巻

此書今春観世両流の謡本の文句の異なるものを抜て百番の謡の難
注せしを二て文句の正誤をも評す○作者の自序に貞享四年二月奈良
乃薪の能見物に来りて名所へもめぐりて神社仏閣をも拝せしに
こゝろしやすくやすらかなる日をもまた外に出てこゝろなる
ども心を慰めやすかりければ旅宿のつれづれに
の花の折ふし思ひ出るまゝに書きつけて序の如く也
南京今御門の旅店にて撰しぬ
上巻 三十二番 高砂より小鍛冶迄 中巻 三十二番 竹生島より
道明寺まで 下巻 三十六番 白楽天より放生川まで
貞享四年九月刊行

能花傳書 八巻

巻首に風姿花傳とあり 應永七年卯月従五位下左衛門大夫秦
観世秦元清が序あり其略に猿楽延年の事そのおこりは
或は佛在所より伝はり或は神代より伝はるといへども時移り代隔たりぬれば其風を
学ぶ力及びがたし近比万人のもてあそぶ所は推古天皇の御代に
聖徳太子秦の川勝に仰せて且は天下安全のため且は諸人快楽のため
六十六番の遊宴をなして猿楽と号せしより以来代々の人
風月の景を仮りて此遊びのなかだちとせり其後かの河勝の遠
孫この芸を相続ぎて春日日吉の神職たり よつて和州江州の輩
両社の神事に従ふ事今に盛んなりされば古きを学び
新しきを賞する中にも全く風流をよこしまにする事なかれ
ただ言葉いやしからずして姿幽玄ならんを受けたる達人とは
申すべき哉先づ此道に至らんと思はん者は非道を行ずべからず

れどもよみつらず但歌の人は風月えんわんのさまをかけれどもさとりはこれを用ひて見るべしとあるのさけんもんの稽古の為すべきところの条々たいがいあらはし申さぬところなり○按ずるに貞徳が餘材抄に近き代のことを[illegible]書をかきし歌人の作をあらはしたる秘書なりとて作りし能楽の秘書として花傳抄といふものをとりて八帖の下間少進法印といへる人のいひしは偽書にて金春禅鳳が秘書にて中に遊行柳の能あり其[illegible]作者は観世弥三郎とて近き世のその他の能の[illegible]いまだ[illegible]時代と[illegible]○又按ずるに能作者付といへる書に観世小次郎が作とて十二番の中に遊行柳ありて次に弥三郎が作二十五番内[illegible]其書の奥書にいふ右能本作者事依諸能望御所望二記之観世弥次郎長俊連々直談時物語中趣所注置也如斯又此上猶有聞召合者也　于時大永四年甲申孟夏上澣　吉田兼人兼将在判　此奥書をもつて知るに観世弥次郎大永以前の人なれども[illegible]一代前の小次郎が作の遊行柳のよしを伝へて今しきその名残りぞ作下間は少進の聴断を強く偽書とせられたる人なれば指摘する此花傳書植字の一本あり表紙の模様など嵯峨本に類せり[illegible]

地理類

日本風土記 写本 五十巻

續日本紀巻之六に曰元明天皇の和銅六年五月甲子畿内七道ノ諸國の郡郷の名好字を著其郡内に生ずるところの銀銅彩色草木禽獣魚虫等の物具に色目を録し及び土地の沃塉山川原野の名號の所由又古老相傳ふる舊聞異事を史籍に載て言上せしむとあるこの本朝書籍目録に風土記ハいにしへ扶桑略記に見えたり纂す又今案するに元正天皇風土記の編ありしをたまふといへるこの今井似閑が萬葉緯中の撰進の文あり又或ハいはく仁明帝これを採したまひ延喜の時全く備りしといへり元正帝より後世にこれを撰進するに依て史籍に載するその出雲國の風土記に至りて奏すること天平五年二月卅日これを勘造すとく此間これを勘造すといふともいひハ

全くつたはるハ亡失すと云ふ然るに依て延喜の賢主展轉反側して諸國に探り求めたまふ官符に諸國風土記の文ハいくつしもあらざる所ハ要られるやうなど今に備ハるもよりいふものゝ書目に載扶桑略記に延えしたる書も一つとして其殘ることに見えもの風土記の残篇と云ふ物ハ出雲一國のみ流布のなりけれバ今にいふものハ傳写の誤か幾ばくかなれバ今書写することの外ハ伊勢出雲の國造の文集にいくつかの因て今をなり又篇首とす伊勢出雲に後是又餘ハ諸書に引證するところの遺文のみ恐らく好古の者の篇なるものなり○本居宣長風土記といふハいづれのものなるに今ハただ出雲一國のみ全くて八残りて外ハ其名のみあるハいかにもくちをしき事なり應仁よりこなたのみだれにきえうせにける都のふるき書どもみなうせたりけりとぞいへば世のみだれにこそ今の世のごとくに學問するものもいとすくなければこれらの書をもそこなひたるものゝあらはれざるなめりとぞいふは

ほとんど残りなきハいかなるものにかありけん學問するものもいとくちをしく京などにて書ども失ひけるゆゑなりとされたり國のさ
めしもされたりとかくても残りたらむ事ハかたきことにて書ども世
のかしこきかたなりけり風土記も今の世までのこらましかば
ちかごろの代のことにハあらずやなれどもかくれなきにいはれ
ハいかにも大かたの世の中に豊後肥前などのこれり
なれどそれは残りたる事もかくてものこれるもの
ありなるを残れるハいかなる故にかありけむとおもふにはやく
なくなりしものゝかくれたるなり又いかなる世にかのこりたらむ
いまだもしられぬ事にてめでたき書なり○此外の諸
國の風土記ならびに逸文のこれるものゝ釋日本紀仙覺が萬葉の抄
に引るものゝみ世にのこれりしかば古学の者し壺井
義知が昔今萬葉の書に我日本の國の風土記を引て世に示せり
いにしへの風土記の書ちかき縁起などもいはれ記ハ六十六巻

ことくにハ菌國に配當して元弘建武よりの兵亂にうせ
ぬ中にも應仁の大亂ハ洛陽の兵亂にて
東夷西戎こと〴〵く其勢殆卅万騎に及べりされば此乱に
宝記録等大半滅亡しつゝ世に依て風土記も失て傳らず
彼よりて捜索して漸十巻あるのみとぞ
あらはるゝ唯嘉猷の朝野群載巻二十一諸國召風土記官符
を載て云 太政官符 五畿七道諸國司
應早速勘進風土記事
右如聞諸國可有風土記文今被左大臣宣偁宜仰國宰令勘進之若
無底帳求部内尋問古老早速言上者諸國承知依宣行之不得
延廻符到奉行 参議左大辨従四位上兼行讃岐權守藤原朝臣恒佐
従五位下行右大史阿部宿祢忠行
延長三年十二月十四日
されば此諸國より勘進せし風土記の残篇の今になきも何ぞ

文好事のもの偽作して残缺せしもありて[illegible]今井氏の説乃
ごとく古書にも引用ある風土記の佚文を拾ひ[illegible]
おほく[illegible]残篇[illegible]風
土記の残篇[illegible]具眼の人なくしては真偽わかちがたき[illegible]
なりし今此法は國々に行て治めして世にもあらはれて残篇な
ならざるものなし

日本總國風土記巻第五　山城國久世郡　一巻

奥書云右山城國久世郡風土記總残二十一枚千百餘數之無念也漸以閑院大臣之蔵本引合校合之畢　嘉慶二年六月中旬　左羽林印藤原元隆

山城國風土記　脱簡　一巻

奥書云山城國風土記三郡　葛野郡　紀伊郡　久世郡　八分者以権少外記中原師臣師□之所持之本写之畢　蠹文魚食蠧蟲之難無是非者也　永禄元年十二月三日熊野山僧良快書判

日本總國風土記第六　一巻

奥書云右之風土記者山城國宇治郡之餘巻也云々　嘉慶二年乙丑四月下旬　左中将藤原元隆

日本總國風土記第二　大和國　一巻

奥書云右風土記残闕十七冊之内大和國今度以台命之故訂誤字者也　寛文十年庚戌二月　源通村　在印

日本總國風土記第十六　大和國宇陀郡残缺　一巻

奥書嘉慶二年　藤原元隆

日本總國風土記第十七　大和國平群郡残缺　一巻

日本總國風土記第四　和泉國　一巻　奥書同上

奥書云右一巻脱落錯簡不少惟以写本不違一字書写者也　文和元年壬辰四月十五日　朝散大夫中原師行　在判　寛文十年　源通村

日本總國風土記第二十九　和泉國日根郡残缺　一巻

奥書云右風土記云々藤大納言高基卿家本校合畢　文和元年中原師行

日本總國風土記　摂津國有馬郡　一巻　奥書藤原元隆

風土記第十二　伊賀國　一巻

奥書云文正二年三月下旬権少外記中原忠胤在判

同異本　一巻

奥書　文和元年中原師行　寛永十年源通村

伊勢國風土記　負辨郡残缺端四行魚喰　一巻　奥書中原師行

風土記　伊勢國桑名郡　員辨郡　度會郡残缺　一巻　奥書云無名

風土記　尾張國　一巻

奥書云以伊勢長官蓮明院家本写之畢為袖珍以秘者也[illegible]
中原清蔵在判　文亀元年辛酉五月十三日　又云尾張國風土記全部一巻
以覚勝院僧正御本写之畢[illegible]
住心院[illegible]三月[illegible]又云右之風土記[illegible]
魚食[illegible]
多山田上[illegible]五郡唯[illegible]
廿四日[illegible]判

日本總國風土記第十九　参河國宝飯郡　一巻　奥書同

日本總國風土記第四十　三河國八名郡　一巻　奥書藤原元隆

日本總國風土記第四十六　遠江國伊多郡残缺　一巻　奥書仲原師行

日本總國風土記第五十三　駿河國富士郡残缺　一巻　奥書同上

日本總國風土記第五十四　駿河國[illegible]原郡残缺　一巻

奥書同上　又云右風土記以舟橋秀賢家本写之畢　明暦第二丙申

日本總國風土記第五十五　駿河安倍郡　一巻　奥書師行　通村

日本總國風土記第五十六　駿河富士郡　一巻

奥書　文和元年　仲原師行　又右風土記以舟橋秀賢家本写之畢　同[illegible]
二兩中被聽之書[illegible]之畢　右當家之制書也　中原職忠　又云[illegible]
河郡部以野村宗竹子本與中原職忠入道本校合[illegible]
年戊戌五月下旬　交野内匠頭　後水尾院御書　康奉行也　在判

日本總國風土記第五十六下　駿河國駿河郡残缺　一巻　奥書中原師行

日本總國風土記第五十七　駿河國益頭郡残缺　一巻　奥書同上

日本總國風土記第五十八　駿河國益頭郡殘缺　一卷

奥書　文和元年　中原師行　明暦二年　中原職忠　万治元年　文野内匠頭

日本總國風土記第六十一　甲斐國八代郡殘缺　一卷　　奥書曰　中原師行

日本總國風土記第六十三　甲斐國巨麻郡　一卷　　奥書曰　左中將元隆

日本總國風土記第六十四　甲斐國都留郡　一卷　　奥書闕

日本總國風土記第七十　相模國高座郡殘缺　一卷　　奥書　藤原元隆

日本總國風土記第七十四卷　相模國足柄郡殘缺　一卷

奥書　中原師行　中原職忠　文野内匠頭

日本總國風土記第七十九　武藏國多磨郡殘缺　一卷

日本總國風土記第七十九　武藏國足立郡　一卷　　奥書　師行　職忠

奥書云右武藏國風土記足立郡之分以菅黄門家本與呂本校合了以惜哉脫誤漏紙多而失素書專備忘之耳而已　文明八年丙申三月下旬　一條　藤原兼久　又云武藏國足立郡之風土記一卷以庭田羽林之家本写之畢　元龜元年辛未二月下旬　清二位宗利　又云右之風土記云々以舟橋史部之本與中家之本并合官本校合了所誤人間耳而錯誤多焉　寛永八年仲夏初二　文野兵部侍郎書之

日本總國風土記第七十七　武藏國荏原郡殘缺　一卷　　奥書　藤原元隆

日本總國風土記第八十三　武藏國[illegible]原郡殘缺　一卷

奥書　文和元年壬辰八月　又寛永七年五月上旬　出納豐後守中原職忠

日本總國風土記八十四　武藏國豐島郡殘缺　一卷　　奥書　師行　内匠頭

日本總國風土記第九十五　安房國平群郡殘缺　一卷　　奥書　藤原元隆

日本總國風土記第九十二　上總國長柄郡　一卷　　奥書　同上

日本總國風土記第百一　下總國相馬郡　一卷　　奥書　同上

日本總國風土記第百二　下總國香取郡殘缺　一卷　　奥書同上

日本總國風土記第百六　常陸國筑波郡　一卷　　奥書同上

日本總國風土記第十八　知加都阿波宇美國淺井郡殘缺　一卷　　奥書同上

日本總國風土記第五十七　信濃國水内郡　高井郡　埴科郡　小縣郡　諏訪郡等　一卷

奥書云右一卷脫丁多錯簡又不少雖然以写本不違一字書写者也

天正二癸酉三月二十日　權少外記中原忠胤在判　又寛文十年庚戌六月十八日　大納言源通村在判

日本總國風土記第百四　陸奥國名取郡　一卷　　奥書藤原元隆

日本總國風土記第百六　陸奥國宮城郡　一卷　　奥書同上

日本總國風土記第八十三　加賀國加賀郡　一卷　　奥書同上

日本總國風土記第八十四　加賀國石川郡　一卷　　奥書同上

日本總國風土記第三十　但馬國出石郡　下郡　養父郡　美含郡等　一卷

奥書　中原師行　源通村

出雲國風土記　二卷

巻末に書して云天平五年二月卅日勘造之云々○按するに此兩巻のこ風土記の中の今に残れるものなり　天平五年は元明天皇の諸國の風土記撰せしめし和銅六年より二十一年後にして醍醐天皇の御時諸國の風土記を召し延長三年より八百九十二年前なり　これは和銅より延長まで二百年ばかりの間に早く亡失するもの多かりしや

日本總國風土記第四十七　備中國[illegible]郡　淺口郡殘缺　一卷

奥書云右一卷罹火災兵乱乏食之患絶殘簡如件　惜哉唯期後來博覽之是正耳　弘治二年丙辰五月十一日　權大宮司宮成在判

風土記　　豐後國　玖珠郡　大野郡　海部郡　大分郡　速見郡　國埼郡　一卷

奥書云写本云永仁五年二月十四日書写畢　同十九日一校了　文禄四乙未年臘月三日書写校合了　梵舜　○按するに此豐後風土記異本多く前後相違す　黑川道祐の雍州府志の凡例にも本朝古有六十六州之風土記今纔有出雲豐後之殘篇存すと

肥前風土記　　一卷

此肥前風土記は近ごろ長崎人大家惟年のもとよりおこせしを寛政十二年荒木田久老校正し訓點をつけて上木す　上層に異本誤字等を参考附す

出雲風土記考　写本　一卷　　荷田春満

出雲風土記の誤字闕文等の考なり　延喜式等の書を引證す　○奥書

云右一巻養父春満依年奉命校官本出雲風土記之内所手録以贈下田師古也師古死後其父泉翁返之予以故在予家 寛保二年十月 荷田在満

國名風土記　八巻

巻首に日本紀之内國名風土記とあらせり國々の名の由来をしるし[illegible]記す作者つまびらかならず

第一畿内五箇國　第二東海道十五箇國　第三東山道八箇國

第四北陸道七箇國　第五南海道六箇國　第六山陽道八箇國

第七山陰道八箇國　第八西海道九箇國附二島

筑前國續風土記 写本 二十八巻　貝原篤信

本居宣長が玉勝間にも筑前國續風土記といふもの[illegible]ぜるふみなくのむ乃[illegible]しくあ[illegible]六七八十五十六とに五巻[illegible]其餘ハ[illegible]十五十六の[illegible]郡の[illegible]して十五の巻八四十四[illegible]のなからせり此一巻八[illegible]七八の三巻八[illegible]

これ貝原の翁の名高き儒者にしてこの書をも[illegible]ひろくかの此風土記ハしも中にも[illegible]しておのれ[illegible]○稚嘉按するに此書坊間に流布せざるゆゑに其[illegible]人[illegible]友人木世肅子の許にある一故家の蔵本を轉借せ[illegible]て幸に全部を熟覧し抄録す[illegible]序目等をあつむ○巻首題号の下に貝原篤信選定 貝原好古編録とあらせり假字真字の自序あり[illegible]両序其趣[illegible]の例のごとし次に目録あり

提要 一巻　福岡 二巻　博多 二巻

那珂郡 四巻上下　席田郡 五巻　御笠郡 自六巻至八巻

夜須郡 九巻　上座郡下座郡 十巻　嘉麻郡穂波郡 十一巻

鞍手郡 十二巻　遠賀 十三巻十四巻　宗像郡 十五巻十六巻

裏糟屋郡 十七巻　表糟屋郡 十八巻　早良郡 十九巻

怡土郡 二十巻　志摩郡 二十一巻　古城古戦場 自二十二巻至二十六巻

土産考 二十七巻二十八巻

○毎巻小目録あり又第一巻提要には總論 國中田畠高 戸數 人數 部數 神社數 寺數 馬牛數 船數 郷名 河内名 廣野 高山 深谷 松原 湖沼 大坡 廢寺 十三塚 石窟説 海邊石塁説 筑紫探題 河水註 瀑布 飯盛山寺の事を記す○假字序に上略 微臣[illegible]公の[illegible]都[illegible]時[illegible]目の[illegible]多く[illegible]此國の[illegible]折[illegible]巻[illegible]郡君の[illegible]國[illegible]の文字[illegible]

[illegible]君の[illegible]前に十年[illegible]黒田[illegible]書[illegible]國の中[illegible]家[illegible]好古[illegible]里[illegible]高き山[illegible]八百[illegible]風[illegible]土民[illegible]紙に書[illegible]病[illegible]九[illegible]老の[illegible]好古[illegible]

いにしへより此國のことを記せし巻〻かずあまたありしかどもいつとなく散うせたり
しかば今は此國の書とてもなかりし 好古に此筑前の草稿を作
らせ給ふ好古の君は数書をよくして其才あまたにすぐれおはしませば
たまはりてあまねく所にしたがひて書をかきとりかたき人名をしるしてひろ
くあつめ草稿をかきあつめて十四郡のうちいくばくとなくのこりし
はなちがたき其かたちのうちに後にいでたるはいづれもくはしく
且いはゆる其功もなしとげずしてつゐに此とくなしおはしけりしほどにそのほか
すべてあやまりなくおなじ此時なるはいまだかゆかしき年をへぬるにいたれ
むかしより今にいたるまでおのづからいくらのかぎりもなくしてしかれば
おほえぬことなれば〇のこりたるにからきものにして後らるべきにいまたれ
髣髴としてなしみそめけるのちにはいかにすべきにかせんかたなきこと
人〳〵のうへにもいへるはなかなかぬけたるまじとおもふに此國の事
かくしつたへしものなきをあはれとおもひしにこのみちのことあるまじき
つもりかなしく作者の書をさへもしらざりしはいとくちをしうこそありけれ

されどもなほひろくみなくのこらずかくもなしとせんにはあらず しかれども尚将
つとめておくにもさだかならず 二郡記宗像郡一巻をあげたるはひとへに作者をあらはし
巻〻これらをとる所あり此後いくばく又民俗のいふところをあつめ
はじめて作者の名もなしたゞ人のよみし近きこの世の
せしものなれどもえらびてしるされたるを〇其あやまりをたゞしけるに
於助けたまはりてしるしけりされどその其事實なきもあるべし
其里〻よりもうけたる其事實なきをもあつめたるもの
すべてあまたくなりたるはあるなかに中〻にはあらず
草稿はいまだやゝ切なる筑前續風土記といふ一部
これらは二十巻ありてすべてこの國の事を記せり
すべて日本の風土記とならべて世にめでたきものとして
此彼書のなかにもまた其名をあらはしける
類なるもの四ありて 提要録一巻 福岡博多及十五郡の記二十巻 古城古戦場
の記五巻 土産考二巻あり提要は八國の中なる大略をしるしたる一部の

めでたきことなりけむ諸郡の記ともろ〳〵の村里をはじめいちじるきところ〳〵
すがた川のながれ廣きせばきのさま〳〵をしるしぬ又古蹟の詳なる
傳記をあつめたる名所古跡むかし今の代にいたるまでかはらぬ神社佛堂をはじめて
ることわりも残らずしるし傳る其かず〳〵しるせりまことに少なからず國郡
おほよその事もすべてもれなくしるしけりまことにかくれなき
めでたきものにして人の目をおどろかす佳境をものせ給ふ古城古戦記にいたるまで
乃城主の名合戦のありさまなどもれなくしるしあはせ今の世にしるしたる所のみか
すべて此書にしるせし所九百十六區に至り土産等は八國のうちよりおほく出たる
草木禽獸蟲魚の類みな其品をわかちしるし以て後の世のためともなりぬべきもの
まで一つものこさず今の世にしるしてまことにこの國の事いとくはしき此の
はじめより今にいたるまでまことにめでたき大業なりといふべし
なる事はかりしらず七十にあまり四十年あまりをへぬ〇漢文の序の作者元禄十
六年歳在癸未十一月朔日 貝原篤信謹上しるせり

民部省圖帳　尾張國　写本　二巻

延喜式に大日本國東海道尾張國民部省圖帳とあるは天平二年十月 ……
の行程假粟等までも川村神佛等をしるせり ……
勝奉行宗等の名あり 今二巻は海部郡の圖帳なり〇此書 ……
書籍目錄に民部省圖帳數巻とあれどもこゝにはたゞ ……
の貝原篤信の注にも民部省の圖帳ありし數百巻なりしも國郡の證文を
明白にのせたり今は世に亡びてなし 晴役 ……
なきゆゑ諸國の證據論時紀行などをもしるしぬる文 ……
日本紀巻之五に孝徳天皇丙午大化二年春正月 …… 國司
境堺圖籍 …… 今民間私田積簿曰水帳蓋御圖籍之遺也

日本國分記　写本　十巻

六十餘州の土産人物穀物等をしるしたるものなり 每國圖ありて天正の
比の書とみえたり

日本國圖　一鋪

これはあまねく日本の圖を造りしは行基大僧正よりはじめて此圖あり拾芥

おゐて載たり又足利時代の圖其餘古圖往々寫本ありて流布す唐本に日本の圖おほし今ハ八圖を合て編る武備志海防纂要今断兵制海東諸國記等なり八圖ハ國名の起記方隅の倒置等あり

大日本六十八州圖　寫本　七十鋪

國ごとに四方の里數郡村山川城主の名など委くしるして別に朝鮮の二圖を附す

雍州府志　十巻　黒川道祐

山城一國のことを漢字にて記せり漢土の雍州ハ長安なれバ以て山州を雍州といへり此ふかくかたちをなさず此書の編集も則ちこれに大明一統志の體にならひて門類を立たり

建置門　形勝門　郡名門　風俗門　山川門　神社門　寺院門
土産門　古跡門　陵墓門

巻首に愛宕川以西の圖同以東の圖あり○貞享元年[illegible]主人序　同年禅山野節序　自序等あり

山州名跡志　二十二巻二十五本　沙門白慧

全編片假字にて記せり○元禄十五年三月自序あり[illegible]盛にしく洛下の名跡を悉く搜索せしものなり[illegible]當州の名勝荒廢するもの[illegible]慨然としてこれを[illegible]記の[illegible]の故を作説ありて和歌の[illegible]跡を到るごとに其事由を[illegible]もこれらの輯録する[illegible]閲覧に便ならしめんとす二十餘[illegible]

巻之一　凡例　平安城興基　山城八郡方位圖　八郡封疆
巻之二　愛宕郡　祇園より清水坂に至る　巻之三上下　同郡　清水寺より泉涌寺に至る
巻之四上下　同郡　庭仁寺より百万遍に至る　巻之五　同郡　河合より静原辺に至る
巻之六　同郡葛野郡　松崎より杉坂に至る　巻之七　愛宕郡　大宮より[illegible]に至る
巻之八上下　葛野郡　小野より水尾に至る　巻之九　同郡　小倉山より大江坂に至る
巻之十　乙訓郡　西岡より山崎に至る　巻之十一　葛野郡乙訓郡紀伊郡　西院より[illegible]に至る
巻之十二　紀伊郡　一橋より木幡に至る　巻之十三　同郡宇治郡綴喜郡　宇治より橋本に至る
巻之十四　宇治郡　日岡より醍醐に至る　巻之十五　同郡久世郡　小栗栖より宇治田原に至る
巻之十六　久世郡綴喜郡相楽郡　田原より笠置に至る　巻之十七　葛野郡
巻之十八　愛宕郡　巻之十九　大内裏部　巻之二十　二十一　洛陽寺院
巻之二十二　洛陽神社

巻首に宝永辛卯春國子祭酒林鳳岡の序あり巻末に宝永改元丹山岩の隠士碩是の跋あり山州名跡志ハ僧白慧の撰するところなり慧字ハ雪庭又加是相山雲子と号す姓ハ坂内氏代々武藝をもって仕しかども家をすてゝ箕裘の業を継ず壮歳にして洛下に来て寓居すること數十年に及びて篤く佛教に帰依し母が歿して後遂に[illegible]

山城名勝志　二十一巻　三十本　圖十二舗　大島武好

山城一國の事蹟をあまねく古書を引て其説を証す其引ところの書目の文ハ漢字をもちひ片假字或ハひらかなにてしるす[illegible]巻其引書七百十三部に及べり考索蒐輯すること凡三十年にして[illegible]序中に見えたり○毎巻首に正六位源朝臣武好輯録とあり

巻之一　宮城部　同巻より巻之五まで　洛陽部　巻之六[illegible]
巻之七より巻之十まで　葛野郡　巻之十一より巻之十五まで　愛宕郡
巻之十六　紀伊郡　巻之十七　宇治郡　巻之十八　久世郡
巻之十九　綴喜郡　巻之二十　相楽郡　巻之二十一　郡未勘部

附圖十二鋪

總圖　一鋪　東西両京圖　一鋪　八郡圖　八鋪　大内圖　一鋪
八省院豊楽院圖　一鋪

○巻首に宝永乙酉年筑前貝原篤信の序あり次に同人の平安城記の漢文あり巻尾に武好假字の自叙あり[illegible]初稿上木す

京城勝覧　二巻　一本　貝原篤信

一名を京都めぐりと称す洛中洛外毎日見物の[illegible]東町小路に南より洛中の名所古跡等ありてそれをつゞりしものなり[illegible]岩屋　伏見　松か崎　津国島上郡八名所旧跡ありて宝永三年篤信の自序あり凡この都の内外の名區勝地のごとくよ比なり陳述其の如くよ

称しける或京なる人たはふれに名を録りいゝけんやいひけるをきゝとめ
てある人いまだ名称の所を城志しぐゆくゆく京しくとゞまれん
もとしみ昔日まで一しくて志しめんとてまた日々に飫飲すること
にあめぐらしなし四方をめぐりてちくく其名をしるしつまみついでなり
ねがふめくこれ物がたりてけのあふ其名をさしびしめくぐ志す
しても其おほよそ知るめしまなきなり一しと

山城志　十巻　九本　並河永

日本輿地通志畿内部六十一巻の中第一巻より第十巻に至る書體は漢土の地志にならひてことごとく漢字にて記し和歌を引くことも至て万葉仮名を以てこれを挙ぐ國ごとに一國の界各國を巻首にしるし郡界の所在を明す書中名目を左のことし

城池　壇廟　山陵　苑囿　百官　山川　関梁　土産　神廟　陵墓
佛刹　古蹟　氏族　建置沿革　府治　彊域　形勝　風俗　祥異
租税　郷名　村里　公署　藩封

○此日本輿地通志は並河永俗称五一郎友人越前の関祖衡群書を蒐討して此野老に訪ひ窃に一書を作り地志に擬せんとす其書成に臨みて疾革なりし時五一郎に託してこれを続かしむ故に公の恩命を蒙りて五畿内を巡視し五年を歴てのち業を卒よりて巻首にしるし越州関祖衡纂輯丹州並河永校とあらはせり切り亡友の功をあらはすのみ○巻首に上書あり其に享保十九年甲寅二月丹州書生並河永謹上書とあり

大和志　十六巻　七本　同上

日本輿地通志畿内部巻十六より巻二十六に至る享保丙辰の年春上木す

河内志　十七巻　三本　同上

輿地通志巻二十七より巻四十三に至る享保乙卯春刻

和泉志　五巻　二本　同上

輿地通志巻四十四より巻四十八に至る享保丙辰春上木す

攝津志　十三巻　四本　同上

輿地通志巻四十九より巻六十一に至る享保乙卯冬上木す○已上廿五本を五畿内志と称す○多田義俊ちかごろ草ゐに並河五一郎といふ人五畿内志といふ書をあらはしてこれを板行したり彼書謬多し大和志吉野の条に鰛を腹赤の故事とす腹赤は肥後より献じて吉野よりは献ぜず通説鱒なりといへども師遠の年中行事にあれば鱒よりは大魚にして尓陪とりし魚なりけんと兼井公羽は論じたりけるいふんや鯲との説はあらゆるまゝなりず攝津志に僧の日羅の墓は天満に存ととく日羅は将軍めきたる職にて僧にはあらず日本書紀に明の巻よりみえて元亨釈書に僧とせしより道春も僧のやうに神社考にしるされしはいかに聖徳太子伝十巻にはまた日羅太子伝にし二巻の平氏伝には僧とはみえず又同国名鑑の教行寺といふは今下に蓮如此寺にて教行信證をかゝれしとあるよし此寺は親鸞聖人て蓮如はかゝず其は蓮如書写の教行信證にてありける故教行寺よいふめでたき所やすうのべはくしさうしたし

諸州めぐり　七巻　貝原篤信

巻之一二　西北紀行上下　山城西郡　丹波　丹後　若狭　西近江等の路程を記す
巻之三四五　南遊紀行上中下　山城　河内　和泉　紀伊　大和
巻之六七　拾遺續諸州めぐり　美濃　関東より越前　敦賀まで
攝州島上郡高槻より室まで記す

大和名所記　二十巻　十本　林宗甫

和州の事蹟をくはしく記す此書旧名は和州旧跡幽考といふ○延宝九年辛酉四月宗甫漢字の自序あり古記二百餘部を捃摭し嚢括して二十巻となすとぞ

第一　添上郡　第二　同上　第三　同上　第四　同上
第五　添下郡　第六　平群郡　第七　廣瀬郡　第八　葛下郡

第九 忍海郡　第十 宇智郡　第十一 芳野郡　第十二 葛上郡
第十三 城上郡　第十四 山辺郡　第十五 高市郡　第十六 同上
第十七 宇太郡　第十八 城下郡　第十九 十市郡　第二十 郡未考
古詠未考　延宝九年辛酉四月懶齋亀藏漢字の跋あり

和州巡覧記　一巻　貝原篤信

一名大和めぐりの記と称す○此書京より吉野へ往来の路次にある
ところをつまびらかにし大和一国の名所古跡すべて此路程の中に載る
ことをしるし和州にあそぶ人此書を袖にすれば霊地遺跡行程里数
尋ね問ずしてしるべきものなり　元禄九年刊行

摂陽群談　十七巻　岡田徯志

摂州の事跡をあつめて記す元禄戊寅菊池新之助漢文の序あり
巻一二 摂津国緒歴　巻三より巻九まで　山 海 江 河 市 里
陵墓すべて歌名所と俗名所とをわかちてあげたり
巻十 古宮 古地 旧墓　巻十一 神社　巻十二より十五まで 寺院

巻十六 名物 土産　巻十七 雑類 名木 名石等
元禄十四年上木す

浪速上古図説　一巻 附図　中村直貞

神武天皇御宇より應神帝の御宇に至るまでの地形仁徳帝御宇より
安閑帝御宇に至るまでの地形を二図にあらはし且欽明帝御宇よりを
のちの地形のありさまを古事古歌を引て考へ証し之をしるせり
○寛政七年武庫春海序あり同十二年三月上木す

難波旧地考　一巻　荒木田久老

巻首に難波落葉高津宮長柄宮長柄橋旧地考と記せりこれは凡て
日本紀古事記日本後紀文徳実録萬葉集等を引て考へて証
すべきものなり　寛政十二年刻

有馬事跡考　写本　二巻

津国有馬の事跡をしるし往古より温湯に浴せし人をしるし詩歌連歌和
漢の文章等をあつめ載す下巻には有馬より近国にいたる路程を記す
作者つまびらかならず

有馬山温泉記　一巻　貝原篤信

京都より津国有馬郡湯山へ行路程をしるす宝永八年正月刻

士峰録　六巻 三本　菅徳菴

駿州冨士山の事に係る詩歌和文漢文等を採録す歌は万葉集二
十一代集拾遺愚草堀川百首より惺窩道春等の作まで和文は古
今集の序竹取物語等の全文を録し詩文は和人漢人ともにのせたり
菅氏二男由益洞雲の跋あり

新編鎌倉志　八巻 十二本

西山公常陽より江都に至りたまふ時鎌倉の古名勝を歴覧し
また古常にしくして見聞することを記させしが後に雨森の秋伊勢
に追うて猶其の言を質問してめぐり古祠旧寺より以て里巷荒村
に至るまでつまびらかにし此書編纂すべき人の名　河井恒久友水父纂述

松村清之伯胤父考訂　力石忠一叔貫参譜しくはしくあり
首巻　鎌倉事蹟の大意をあげ次に鶴岡の来由を記し東北
にあたる谷の名を記す　已下毎巻一日の行程を量て録し一冊とす
○巻首に鎌倉総目　引書百十九部の目録　鎌倉の図等をのす○貞
享乙丑霍山野節の序　甲子小春明の東臯心越の序　甲子如晦力
石忠一の序等あり○巻末に貞享二年乙丑洛下書林柳枝軒茨木方
淑の跋あり

淡海志　附録一巻　写本　共七巻

近江一国の事をつまびらかにしるす作者つまびらかならず
第一巻より第六巻まで　国号　灘の称号　諸浦舟数　土産 旧都
古戦場　和歌名所　名木　古塚　神社　仏閣等の事をのす故事
にあつては諸書を引てしるし証す

附録　近江国識目録
白鬚　蝉丸　志賀　兼平　竹生島　大會　源氏供養　三井寺　関寺

小町　鸚鵡小町　已上百番　望月　鐘引　巴　烏帽子折　已上百番
今生巴　悪源太　已上三百番　伊吹　笛狂　神楮　トシサダ　本巴
義平　三井水　多賀　伊吹弥三郎　法性坊　唐崎　雪月花
鶴次郎　泣不動　野寺　ツカフシ　八景　粟津原　現在熊坂
相坂雑　相坂盲　佐々木判官　醒井　草紙源氏　サチ　三井寺禅師
御輿振　島廻　浄名　慈覚　比良　秀郷　三尾　水尾山　志賀忠度　已上十番

信濃地名考　三巻　吉澤好謙

此書一名科野名寄と云信濃國の名所をあつめ古歌四十餘首をのせ或は方俗の諺をとりて其方角を考へあるいは代々の記録を引く徴とする編中する所は地名事實産物等の考を載するに舊記を援く事證を其下にのせ又土地の古名今世に傳ふる所をしるしあるいは考へ出す信濃の全圖及び郡々の圖又木曽路橋の圖古牧地の圖等あり編者吉澤好謙信州の人なり○明和辛卯信濃源延龍の漢字の序同庚寅安原貞平漢字の序同八年藤原宇万伎の假字の序等あり

岐蘇路記　一巻　貝原篤信

貞享二乙丑のとし篤信武城より西帰の時の紀行なり江戸より武蔵上野信濃美濃近江五箇國の路程を記す宝永六年己丑の自跋あり

あづま路の記　一巻

上層　江州すくの記　貝原篤信　下層　東遊草　土佐谷重遠
右の両書を合巻して享保十年乙巳の刻

若耶群談　写本　二巻

若狭一國の事をあつめたる目録に小濱城より悉く松原まで二十一箇所とのす又遠敷大飯三方の三郡の地名あり其外若狭土産の名物八幡宮佛寺等のことの世別巻に若狭國の所々今富領主代々次第大永より貞享四年に至る城主の次第又神社佛寺什物等のことを記す○宝永三年五月六日明空書写の奥書あり○按ずるに若狭を若耶と称すること漢土の地名に擬して假に称せること漢土の若耶渓は越州にあるといふ

但馬湯泉記　一巻　貝原篤信

但馬城崎郡湯島の記なり享保十二年九月篤信入湯の時の著作なり同十八年十一月上木す

懐橘談　写本　二巻

出雲一國の事を記す多くは甚だしく名所古蹟より俗談の事実にいたるまでこれを察す承應二年出雲の國司にまかりくだりし時の記にして彼地に食邑ある人のもとにかりそめに住しける時記したるなり○此書の自序によれば母の家は彼地の人なり其ゆへに人の陸績が橘を懐にせし故事に依りて懐橘談と名つけたりといふ初めに出雲十郡の名を記して次に海陸眺望の文ありそれは武蔵を立て旅だちて兵庫より須磨明石を経て備前美作伯耆より出雲に至るまでの景望事實を記せり次に出雲大概国十郡のことその外郷里の故事を記す所々自作の詩あり作者不詳

筑前名寄　二巻　貝原篤信

元禄辛未九月篤信真字の自跋あり右は筑前國の名區古人の歌に出たるもの凡六十餘境備を歌集及び古記のしるす所を考索して又その他各郡の郷邑を巡察して周く是を諮詢し其是を阿蔵輯して編をなす元禄六年に上木す

名所類

名所方角抄　一巻　宗祇法師

國〻を東西南北にわかち名所を方角にならへし古歌を引連歌の付合にたよりす寛文六年に板行す○按するに此書宗祇法師の作といふ之説のいつれの僻事にして其方角なとさへ誤れり隠切なり今此人遠遠なりとしく同じ郷にいふ志の作といふへき所なし楚洲の名所をア州五畿七道なとしるして一道の中にても國〻の東西等わかちてさらく一國の中にもさらに郡〻の方隅をもわかちてあるへしといへり

勅撰名所和歌抄出　写本　二巻　宗碩法師

山嶺嶋等より次第して類聚してすなはち名所をいろはの次第にこれをわかち勅撰集の歌を引けり○奥書に云此勅撰名所和歌抄出者為連歌用意宗碩法師抄出之分而為上下二冊之処續後撰集可用本歌之由去年重而伺天氣令治定畢於作例者至新續古今集可引用之間今取此抄也云〻　槐陰散人御判三条前内府

凡歌数九百二十七首なりと云〻

歌枕名寄　二十五巻三十九本　澄月

此書或ハ澄月歌枕或ハ澄月名寄と称す名所の歌を國わけにして廣くあつめたり撰集の内より[illegible]なし書のまゝに載て不審なし

畿内部 二巻　東海部 五巻　東山部 七巻　北陸部 一巻
山陰部 一巻　山陽部 二巻　南海部 二巻　西海部 二巻
未勘部 二巻　總目録 一巻　總計二十五巻なり三十九本とす

○引書目録勅撰集ハ古今より新後拾遺まて目録の外に引用する所の書ともを考ふるに　萬葉集　古今六帖　新撰六帖　現存六帖　六百番歌合　千五百番歌合　仙洞歌合　建保歌合　宝治百首　弘安百首　正治百首　堀川百首　野宮千首　懐中抄　明玉集　万代集　習俗抄　良玉集等なり○總目の首に乞食活計客澄月撰と記せり又同巻の終に真字の跋ありてこれに澄月歌枕と号するもの頗一様ならず

或ハ歌数此二ヶ所なるものありあるいハ名所雑乱なるものあり今信用を難しとす頃日古本類聚一覧を得て撥くされば[illegible]漸く倚ちて略つかしくして歴覧すべし[illegible]較並て則清書して數月にして其功なれり[illegible]件の舊目なる因くこれを模写し[illegible]目録一巻を製してこれに附すといふ于時方治二巳亥暦夷則中旬城北乞食沙弥消遥子

名所類字和歌　四巻　細川進斎

代〻の勅撰集より名所のうたを撰ひ出し國〻をわかちあつめたり○此書一に小名寄と称し或ハ類字小名寄と称す

類字名所和歌集　八巻　里村昌琢

二十一代集より名所の歌を採摘していろはの次第にこれを列す○巻首に名所國分目録あり一名大名寄といふ寛文八年法橋昌琢の奥書あり此書元和三年の編輯也

類字名所和歌集抜書　五巻

本書の中より連歌の付合に便ある歌をぬき出してものし撰者つまびらかならず

類字名所補翼抄　写本　七巻　沙門契沖

昌琢の類字名所の歌ハ二十一代集の外に出す此書ハ萬葉夫木其餘古物語諸家の集等より彼類字名所の補翼となるへきものを毎巻ごとにあつめ契沖のそれを書入られたる名所の考ども多く甚有益の書也○此書舊名勝地一覧といふ

類字名所外集　写本　九巻　同上

名所の補翼抄の外に考へ得られたる歌ともをひろく備書にしたるものせり此書も毎巻のはじめに名所のよみ方を論じ或ハ古来伝へ来る所の國の相違せるを澄月名寄松葉集等なとを考へ合せてこれを論じたりいはゆる名所にもあらぬ名の類ども意の山　早川　涙川　秋山　みなと川のたぐひハ國にはあらぬ名所にも歌のたよりなどをあらせり

松葉名所和歌集　十六巻　宗恵

宗碩が類字名所集にのせざる歌どもをひろひあつめて二十一代集其他の諸書より採摭せり遺漏を拾ひもれたるを引用の書は

萬葉集　二十一代集　古今六帖　現存六帖　新撰六帖　堀川百首　建保百首　藤川百首　神道百首　六百番歌合　千五百番歌合　御裳濯川歌合　宮川歌合　正治歌合　勅撰名所集　新撰菟玖波集　歌仙家集　散木集　後鳥羽院御集　六家集　草菴集　[illegible]　玉詠集　類聚名所集　類字名所集　後醍醐天皇五十首　為尹千首　能因歌枕　大和物語　住吉物語　源氏物語　[illegible]　八雲御抄　袖中抄　一字抄　撰集抄　懐中抄　夫木抄　[illegible]　春雨抄　題林抄　藻塩草　[illegible]等なり　○續松葉集二巻の序にいはく

此の松葉集は其書の名を出さず名所をかきつらねたるのみにて[illegible]八雲御抄にいはく藻塩草夫木なども[illegible]枕にゆづりて世にひろまれる名所の[illegible]

入ることあたはず[illegible]

續松葉集　四巻　同上

松葉集編輯のついでに名所をにしるし歌一首づつ[illegible]

増補松葉名所和歌集　八巻　尾崎雅嘉

宗恵の松葉集に引ける書の外に[illegible]記萬葉集勅撰外の集ども[illegible]竹取伊勢大和物語[illegible]源氏狭衣栄花平家[illegible]の中古の家集近世名家の集光悦[illegible]集諸家の紀行の類いといふべく数百部の書を引證して[illegible]一覧して撿出しやすからしむ[illegible]五百餘首を増補せり○巻尾に[illegible]

新松葉名所和歌集　二巻　同上

類字名所集及び名寄松葉集等にもれたる[illegible]近世の新

名所　牛瀧山　信貴山　飛鳥山　品川　入間川等[illegible]近代諸家の集より考へて[illegible]

名所小鑑　一巻

名所のことばいろはの次第に[illegible]景物を記し連歌付合[illegible]附たる事[illegible]

歌林名所考　五巻　西順

凡そ名所の[illegible]撰集歌の家の集夫木歌枕等より二十六百餘首[illegible]

歌林名所追考　十二巻　高野直重

西順が名所考の増補なり

袖珍歌枕　四巻

名所の歌をいろは[illegible]

名所題林　五巻　岡西惟中

机右抄　十三巻
和歌の題によみあはすべき名所の歌を類題にちらしつゞり撰集の中より名所の歌を撰びつゝ詞書をもあらはせり上原なにがし合せ梓にちりばめたり

歌枕秋の寝覚　二巻　有賀長伯
耳なれぬ名所の歌をばのぞきて耳ちかき名所一つ類ずつをいだしてよみやすき景物等をあげてその名所を詳にす

増補歌枕秋の寝覚　八巻　同上
前の書をひろく増補して名所の数多く挙て證とすべき歌を合せ其外の故事をもひろくのせたり

名所ほいさ川　一巻　加藤景範
秋のねざめの名ところより近き名所どもあつめていとくはしく和歌を集め撰ぶに用ゐるべし衆範自序あり

世々の志をり　十二巻　有賀長伯

四季恋雑の題を部類して其題によみあはすべき名所どもあげて世々の歌を集めたり

世々の志をり追加　一巻　同上
一首に両名所ある歌を合せて歌どもあつめたり

歌林尊分衣　一巻
此書も四季神祇釈教山類水辺植物生類雑の部を分ちて名所の歌をあつめたり作者はしるさず宝永五年上木す

和歌名苑録　写本　三十巻　滝本伊秦
国々の次第をしるして名所の歌をひろく諸集より考へ出してこれを紀行の中かけ歌もあげ引て地理を考へたり此書の撰者肥後人なりといふ

和歌名所指南　一巻　二本
四季神祇釈教山類水辺植物生類天象人倫器財居所雑等の

類をたてゝ景物を合せの名所を挙げて代々の名所の歌を挙て元禄六年八月刻

名所和歌探本求源抄　二巻
名所の国々をわけて名所の歌をあげたり此書寛政中標題を改めて和歌名勝志と号し梅月堂の跋を加へて世に行はる

知事抄　三巻
名所の故事をあつめてしるしたるもの歌を撰びてしるせり

勝地吐懐編　二巻　沙門契沖
類字名所集の歌ども国々に相違の事多く又は誤字のものも多ければ古書により其誤をたゞしその枝葉の外の趣を記す此書寛政四年契沖の自序あり寛政四年伴蒿蹊序を加へて刻成

勝地吐懐編　写本　四巻　同上
前書を増補して首巻は勝地通考目録として二十一代集所出の名所和歌国分目録あり名所に似て名所ならぬを除きてしるせり千代の道より州土名まで廿九箇所の名を挙て巻次に名所あり又国名の字恋山より摂州まで三十六箇所の名を集めて無海関ほか十四箇所を考へたり已上首巻
第一巻以行　巻首に国史の文を引て次に鳩嶺法道関等の名を挙せり
第二巻如行　興行　羅行　巻首に国史の文を引て次に華堂玉水等の名を挙たり
第三巻也行　安行　恵行　此巻の奥に元禄九年八月廿八日契沖とあり巻首に宗像湊布留川等の名を挙たり
一巻尾に国史の文を引て○奥書に元禄九年九月六日二巻撰出畢先有一巻合四巻草稿成訖神道兼沙門契沖○此本は

すれども證得仲乃自筆なり

今案名蹟考　写本　七巻　岩橋秀栄

書體吐棄編に似て類字名所集の國と相違の事被つりしるよ補す○按するに千蔭宣長等の考書の[illegible]しく被す
○巻末に日野資枝卿の跋あり

大和名所和歌集　写本　一巻　長景福

大和一國の名所[illegible]地理部[illegible]古今の古歌[illegible]を[illegible]類聚[illegible]巻末[illegible]歴代衛護の[illegible]
[illegible]の和州八景の歌をのす○巻[illegible]
士長景福[illegible]

伊勢名所拾遺集　二巻　四本

勢州の名所[illegible]古歌[illegible]
[illegible]千首[illegible]
[illegible]中[illegible]龍[illegible]の

紀路歌枕抄　写本　七巻　之本

序[illegible]
一巻[illegible]部の名所[illegible]今世之人の[illegible]
[illegible]の書八二十一代集　諸家集[illegible]六帖
等より夫木　百首[illegible]○按するに此書[illegible]二本あり一巻
[illegible]八真字の跋[illegible]七巻の[illegible]毎條の[illegible]
加の二字[illegible]

最勝四天王院障子和歌　写本　一巻

土御門院の[illegible]元之年十月最勝四天王院の障子[illegible]四十六首
の名所の歌なり春日野より[illegible]浦に至る[illegible]

建保名所百首和歌　写本　一巻

順徳院の建保之年十月廿四日内裏御会の名所百首なり春二十首春
日野より[illegible]松山に至　夏十首大井川より松浦に至　秋二十首[illegible]より
阿武隈川に至　冬十首清瀧より鏡山に至　恋二十首伏見より名取

川に至　雑二十首吉野より三津濱に至る[illegible]

内裏名所四百首　一巻

右建保百首の人数[illegible]中　順徳院　定家卿　家隆卿　俊成卿女　已上四人の
歌[illegible]抜萃[illegible]一巻とす

建保名所三百首抄　四巻

右百首人数の中　順徳院　定家卿　家隆卿　三人の歌抄毛利元[illegible]の
[illegible]紹巴昌叱二人[illegible]注釋す

新内裏色紙形和歌　写本　一巻

寛[illegible]新内裏清涼殿御障子大和繪色紙形の名所の和歌なり名所色紙
形の筆者青蓮院宮　大炊御門前内大臣　花山院大納言　[illegible]
言○色紙目録
常盤杜　有栖川宮　二[illegible]　弘徽殿上御[illegible]　亀尾山　[illegible]師宮　桂川　冷泉中納言
日野前新大納言　甘[illegible]　春日野　冷泉民部卿　初瀬里　[illegible]　[illegible]山
芝山前宰相　富士山　[illegible]　[illegible]山　中務卿宮　田籠浦　[illegible]　[illegible]
布障子　三保浦　帥宮　[illegible]　信[illegible]里

安積沼　民部卿　布障子　松島　芝山前宰相　朝餉　遠里小野　尹宮
須磨浦　日野前新大納言　布引瀧　帥宮　御手水間布障子　[illegible]
御湯殿上　吹上濱　同上　布障子　藤代御坂　日野藤大納言　[illegible]御
[illegible]　滋賀樂山　尹宮　志賀浦　日野前新大納言　真野入江　[illegible]
坂関　民部卿　荻戸　清瀧川　中務卿宮　伏見里　日野前新大納言　[illegible]池
冷泉為則朝臣　神山　帥宮　昆明池障子　嵯峨野　右衛門督　荒海障子　宇
治川　日野藤大納言

隨筆類

東齋隨筆　一巻　一條兼良公

後成恩寺兼良公の隨筆にして和漢の雑談を載られたり本朝にて隨筆と号するもの此書始なりとす

榻鴫暁筆　写本　二十巻

此書ハ皇國の故事雑話其外漢土天竺の事を載たる書なり隨筆なり全部ひらかなにあらずハ読みかたくてあり

第一　戯貫　此巻よりハ生死佛法前後　國土起　字源　詩歌
歌並韻等の事を載たり

第二　一切施王　修摩提王　五帝　夏禹王　神功皇后　延喜帝
等の事

第三　相論上　草花　春秋　月花　大宋元朝　大元日本の事等

第四　相論下　天台　馬鳴　謝霊　善吉等の事

第五　論宗上　月氏　　第六　論宗中　震旦

第七　論宗下　日域　　第八　似類

第九　因果勧善　　第十　怨念

第十一　奇変　　第十二　食事

第十三　霊剱　　第十四　珠玉

第十五　鏡　　第十六　詞分

第十七　同名　　第十八　居所

第十九　草　　第二十　雑

○按ずるに此書一名暁筆抄と称す一條禅閤兼良公の作なりといひ伝ふれども太なる偽なり何人の作なるや知れず此書第十巻に云享禄の世和泉堺にて一夏むすびし時詩をしるされ是を兼良公の作といふべき事なし書中のするところ文明の比の僧の著作なるべしと思はる然らバ此書の題号の事を自序の中に云るにてあるが

ひしかばひとりしほりて夜もすがら明まで枕のもとにかれし又此書第二十巻の奥書の末に老のねざめの明やらぬよにしけるを
作る物をかなもて書たるなりあるまじくあしなきことに記しひ
ほどけ作る事もいかならんとハ思ひしもとよりこれハ志ちのこしにこ
此の為にといへどもかれらにつきて作るんとのみ作れハなほ人も
紙をひろひ集せたるひ作りしを○按ずるに榻鴫のあるハ歌にて
の袖中抄に出たる贅せずの歌なり
あかつきの鴫のはねがきもゝはがきかきあつめてもわれぞかずかく
暁の鴫の羽根がき百羽がき君がこぬ夜ハわれぞかずかく
此二首によりて名づけらるゝものなり

耳塵　写本　一巻

東山慈照寺のむかし銀閣寺といふ所にて書院淫室船
舎橋亭竹亭等の額の文字など書ける筆者の事などくはしく
しるせり此書ハ其外にも二十四帖の冊子ありしよし作者不知の随筆

なりといへども当時慈照寺に存するの旧記なりといふ其記ハ
友人江田世恭明和九年の比相國寺光源院の現住維明和尚より
借覧してつまびらかに一本を写させ我にも寄り備せし也
をおくりて一本を作りしもの也

老人雑話　写本　二巻

巻首に云老人ハ江村専斎なり諱ハ宗具医を以業とし初加藤肥
後に事へ後森作教に仕ふ又山親町院永禄八年に生る松永寺光源
院殿が弑せらるゝ乱の年也寛文四年九月没す寿百歳に満と
云○坂に法眼の漢字を抜すに我外祖父専斎翁普く聞見する
ところの事實の雑話父の執坦菴先生聴ことを記し
深く篋笥に蔵して老人雑話といふ先生姓ハ伊藤諱ハ宗恕坦菴
ハ其號なり寛永戊子八月卒す年八十六今家君手自これを繕写す
時に八十五以く喜び以て懼る寶永庚寅孟秋坂に郁謹書○又坂
三年癸巳暮春武陽滄洲の假字序に云我曽祖父詩檪菴先生ハ
永禄八年乙丑に生れ寛文四年甲辰季夏下旬八日に没すといふ

既に百歳に満てるまで医術を以て京師に居せり まことに希代の長寿
なりとて 後水尾上皇勅して御杖をたまはりける 其時の和歌并に拝
せしときの詠ありけれど雑話は伊藤宗恕がしるしとゞめられし一冊あるにも
あらざれば老人に詳ならず 宗恕は閑斎の友なりし故に
墓所のしるし宗恕が八旬余老人の孫播坂は眼之益とて精勤
するのよし米歳なるまで存せしとや 〇奥書に
云右雑話一冊者自請眼薬都因備之云々 享保十四年閏九月廿日
禮部侍郎藤存在書 〇又奥書に この書校訂の後諸本の経
本数と是にして小数本其中にして なかなかより此方なり
くはり乾坤二冊なるもいまだ是なきことなれば
そて乾坤二冊なるもの皆疑ひあること 〇按ずるに伊藤
録にいふは水尾院仕医にして修養の法を
生平唯一の此二つの方を持す 食飲
もる文盛養生する文盛ことの外に術なし 帝大

ものかく鳩杖銀茶酒なども賜りしとかや

小ざゝら草　二巻　佐野紹益

紹益は俗称灰屋紹益といへり 阿弥光悦の甥なり 茶香翫ばれし
時事ども〇く和歌などを〇此書はうちとけたる事ども記する中に
好のすぢ〃書の趣意は表裏の事ども茶香翫の
和歌のたしなみて貴人の寵遇をうけしこと 其余種々
どもありておもしろく記せるなどはなかなかおもしろし 下巻に光悦の事を書の大
虚庵の風致なども見るべし

醍醐随筆　二巻四本　中山三柳

三柳は京師の医者なり 人の随筆の如くにて 詩文和歌等
なども土佐の長澤道寿の門人なり 儒教
此書寛文十年上木す 〇按ずるに二川随筆は中山三柳
八土佐の道寿の弟子にて濃州大垣戸田左門氏に仕官してあり
病気により

起りて京都へ蟄居せしかれども
良医の
内するに付薬
ども
　
後水尾院に醍醐に山居し
もさすがに
すべし

一首の御製を下されし

東見記　二巻　人見卜幽

昔
二程
編して東見録と号す 今卜幽も
あらはれ 遂に東武に来て 謁見し
語らせしも 劄記

享保三年樵齋野傳序あり同年上木す

年山紀聞　写本　二巻　安藤為章

水府安藤氏の随筆なり 百人一首の事 万葉の勅撰なる
童形の懐紙の事 仮名の事 公卿根源抄
月代の事 世の事 人磨の事 平家物語の事 隠士長流
の事 いろはの事 易然集の事 本朝世説の事 其余
沖宿禰梨行実の漢文 年山は別号なり

年山紀聞拾遺　写本　一巻　同上

世上流布のものに漏脱して 十條ばかり拾遺してあり
のをつまりて 紀聞の好なる八十條の外

新安手簡　写本　二巻　立原伯時

新井白石と水府の安積澹泊と贈答の書簡の中 和漢の書籍の

其餘種々の事は水府の立原氏記せしものあるべし

駿臺雜話　五卷　室直清

享保壬子九月の自序あり駿臺問答の話を記せるものなり凡て世俗の談浅近の語をもて平生の事を通じ観省の益となるべきことをのみ採りつどへたるものなり○寛延庚午十一月苞京明遠漢字の序あり駿臺は室直清の別号なり

逸話　二卷

一名可観小説といへり駿臺白石の談話の事どもを記せり

折たく柴の記　三卷　新井君美

君美其身の上の事どもを其子孫のために書しるし置るなり○奥に筑後守従五位下源君美正徳(?)丙申八月下澣とあり此記の序あり

[illegible]

[illegible]いつれの五種ほどの名を記せられたるものなるべし

たはれぐさ　三卷　雨森東

雨森芳洲翁の随筆なり序にたはれぐさといへるものは[illegible]

一時軒随筆　三卷　岡西惟中

和歌連歌の事其餘種々の事を記せり[illegible]四巻[illegible]○寛政元年上木す

續無名抄　三卷

此書も惟中の作なり長明の無名抄になぞらへて名付[illegible]紙を名を易ふ

一枝軒随筆　写本　五卷　野村尚房

[illegible]のなり○延宝庚申八月自序あり同八年八月上木す

尚房平生聞ける所の書の抜出しく歌学上の事にわたる事を記しあり其外の又元禄年中より寛延の比まで聞見する事の中にも或は其外の公武及び地下人の話も多くのせたり○尚房は備前岡山の人俗称権六一枝軒と号す梅月堂宣阿の門人にして宣阿の歌をのせたり三玉挑事抄の作者也

春臺獨語　写本　二卷　太宰純

初に政道の事を論し次に茶道俳諧三絃琴謡浄瑠璃猿楽衣服等の事を論じて古今の変易を記せり

輶軒小録　写本　一卷　伊藤長胤

東涯の假字の随筆なり假字の自序に昔楊子雲四方の異同を記して輶軒絶代語といへり輶軒とは使の車なり四方へ出ける其国々の詞を集めて書とせり先子四方の事を集め其国ごとに小林丘陵草木鳥獣の奇異珍怪なる事を聞見書記し[illegible]世に[illegible]予自ら[illegible]先人の[illegible]書集めて輶軒小録と名く総四十四則巻首に奥州壺碑の事あり

河社　五卷　沙門契沖

[illegible]河社の事[illegible]三十六人集并に催馬楽二十一代集等の事其外種々の事[illegible]

雜記　写本　一卷　同上

[illegible]古書を引て論ず

[illegible]

雜々記　写本　一卷　同上

[illegible]

反故攖　写本　八卷　隆徳

春夏秋冬花鳥雑上下を以て巻の次第とす和漢の諸書の[illegible]

出ず閑等なる享保の頃葛岡宣易朝臣の門人中斎隆徳といふ
人の随筆なり陰徳兼学するところ百人一首遠近記一巻あらはして
とゝすなりとて　一巻　中井誠之
中井甃菴これの序なりて序あるに人乃段々さきのハひとりかもし
火ともしよるおもしろきずしるせきんまゝよけりかなかりしきえるを御座も
やすらひかげにしるしとゞめあそびたるなりぐく
かきつけたれおぼつかなくはあれどもすゞしくなりしより享保つもりのえ
こゝに乃ちきつひてさきの〇略傳ゟ先生諱ハ誠之字ハ叔貢
論の忠蔵といひし甃庵と号す然ハ中井氏播の龍野の人なりへ生
れしく父孩ハ滌び業は石菴に宅先生ゟ受く植村氏は聟を
二男は桃と曰積善曰積徳宝暦八年六月十七日終享年六十七
秋に論して賢範と先生よりとて〇寛政辛亥年中井積善漢
字の跋ありて同年上木す

二　川　随　筆　写本　二巻

此書ハ京師の医師山川素石細川宗春二人乃同葊なりしの随きニ川
随筆と号す素石信意と号し宗春恋娜と号す〇洛下の医師
青山玄笛後現の序あり〇此書享保七年乙巳三月にかゝりてそ
書中に載するところ織田信長公の時代より已来の物語なり

鹽　尻　写本　百巻　天野信景

此書ハ千巻に近かりしも散逸して今なずなる一百巻なり
合巻七十冊の本なりしかるに八十八冊のものゝありて巻のはじめの本のかず
しうすなふ塩尻の名ハいかなるゆへそといふにその其説に伊勢物語に
富士乃山をおばぎりしのぶるらの歌人のはどりてに塩尻のすがたにならす
すの海濱にてぶるく塩竈の煙ハたゆへよ海民培ひて高きにいたる
形ハあつえく堆ハなし畦を作す潮水を実かくさて砂畦を作り
かゝりて阿がゝく砂畦となす日にしてすくすくつもりて山樣をなすをいへり
らすこれは白保之利とす実に富士の形に似たり海辺の傍にて
秘とすといふいふハ秘とするに歌人京にあけて海辺の事をしらずして

みづからのかくなりてことさらに有馬にかくて作りてもの秘とくしらずしてよ
とゞ〇考訂塩尻の題辞に天台沙門天野信景翁藤内蔵源尚正の余が家
斎下野守景隆の曽孫氏部右衛門藤原遠路のみよりて十七代の孫天野氏
作信率の出なりてからくに享保八年病によりて職を辞し同じきに任
剃髪し信阿弥陀仏と号す又白華翁と称す同十八年九月八日卒
す行年七十二才此翁文武を兼備しわり経学ハ洛
積く博聞強記古今の載籍に渉りて淵源を探り下其家よ
奇才の俊傑なり生涯風流を好み詩歌遺論
學和平致仕の後ハ帯劔を殺し麻衣草食の
むしいふの伝せ自ら風雲を伴ひて雅行す一生著述
先生の汗すいひ殊に此塩尻の一部八座右消閑の
凡千巻に近しといへども其書全部しらず世に伝えし

乃の得物かへしひらかなくもしもしんあまかこらかたち
うつしに因て三癖の怠る原をそへて散失せる誰かちからにいたまわらずして
らんや就中書林梧峰堂主人この書を源く患くして
韓愈を翻して謝ひ繁きを芟り考訂塩尻百巻をつくり
且予の翁冠乃頭白尊翁の延文下よ酒をもて宮村翁の
の兌厳談笑徴せすば傅へすして後世その書を
筆なれば疑なかりしめんとするに其学習ハ記
せんとねかひ予もまた舊師の著名をあまねく傳へんことを思ふ
予がれぞ是を拒むことを得んや漫に九牛
の一毛とこそ附すもの故人の作々の微意なりとて　天明二年壬寅
暮秋重陽前一夕操毫於護花関西窓下　七十二翁紀秀嶺書

〇考訂塩尻凡例

一此書の編輯せし書なりといへども品々重なるものゝ條且
かぬるの文辞の廣略おほくして数本校合をしけされハ逸書を

すへてかゝる作りし筆なりし人　僕が家ハ書をいとくもて業とし
めれども専ら陳篇誰中に探り置しうらけしの稿をもてらく
くられば心しつゝしりて擬て百巻ほとす猶差謬いとなしくハ
君子の訂補を俟のみ

一　此書雅俗ともに其益すれしるあれど謄写ならい[illegible]魯魚の誤りひのしもいるほ　錯簡脱落[illegible]
ちかうさきのやまぶるかれしのみならひ古書に[illegible]
ハうかくな書にてあらん　校閲を訴すいはんも[illegible]
やむことをわすしく旧文を存す

一　此書巻のわつかに甚しくあらく定しもあらしありしかへし所[illegible]
文を記しなきかれはなくえ多く便となし古暦[illegible]
並で一二を補ひうるもすやかりしは賭千文の[illegible]
年ならぬ脱しくえやすかりきたり[illegible]

一　此書作りし草稿のとりいかなるを書毎に目次注る
らんかし今考訂となすにつけてよく目次作らん冊を除く
ことたりしくやさとるかりもよ便利ならはいくそ一巻[illegible]
録を附す

一　此書かく考訂をなしぬるなれば又再写せハ誤ある[illegible]
是ハ梓に上させしと欲すとしいはしもり[illegible]
かなるさながらくや後学せん人[illegible]校合して[illegible]
うすとうりぬるのみ　天明二壬寅歳秋八月　張州呉府書林西村常
栄誌ス

南嶺子　四巻　多田義俊

義俊後に桂秋斎と号す　南嶺ハその別号なり　此書神道の事
国学の事其餘種々の事を書下し随筆なり　○寛延己巳九月
人中小游龍序　闇山尚善序　良岑之伯耕の序あり　同之年上木す

南嶺遺稿　四巻　同上

書体上に同じ　宝暦丁丑の年九月良岑之の序ありて同年上本

秋斎間語　四巻　同上

これ又同じ随筆なり　宝暦癸酉の年七月篠崎北渓の序あり
同年上木す

ちりひぢ草　写本　一巻　同上

これも同じたぐひの随筆なり[illegible]
俗に[illegible]
[illegible]
和書の事[illegible]
また右一巻[illegible]
[illegible]
[illegible]
位上一行中務少輔大輔藤原光香跋あり　桂左衛門源武起○按四

ぬなハ草紙　写本　三巻　同上

これも[illegible]しくそれぞれ尊菜のことをいひ[illegible]ぬなハと紙

なれども[illegible]
上巻　近世神道家のことども挙て出口延佳　垂加翁[illegible]
要集のことを論ぜり
中巻　玉木翁[illegible]吉川惟足等の事[illegible]近代
故実者の事[illegible]論ぜり
下巻　橘家神道[illegible]雑道書の事　職原の事　壷井義
と不和の事[illegible]大成経神道の事など論ぜり
○按ずるに此書[illegible]実説に南嶺遺稿にみえしこともの
[illegible]巻末に尾張名古屋にて[illegible]
[illegible]の序あるなく寛保三年六月多田兵部義寛[illegible]

宮川日記　写本　二巻　同上

此書ハ延享乙年二月六日より同十二日まで伊勢に遊行の間の
事を記せり　両宮の故実　神庫秘書のこと　倭姫世記[illegible]
きより次の鎮の図　衣のまわりの図[illegible]

に鳥総立（トリフサダテ）の図しりの柏の図（カシハダ）あり○延享丙寅のとし二月多田左衛門源満泰識すとあり

遊和草　写本　二巻　同上

享保十九年の秋大和郡山にありし時題目をもうけておもひよれる事とも書きつけたるなり今世佛教宋儒の説を混じて神道を論ずる事を嫌ひ聴見のまゝ古事記日本紀をひきて論ずるに旧事紀の偽なる事十種神宝の事など論じたり　神道を説くもの肉食のいましめなどの論あり　其の序も多田源義俊しるせり○此書にも古き神明記を引証す

續遊和草　写本　二巻　同上

享保十九年寧楽に遊びし時或人に書きて贈りしものなり○序に垂加翁の事　荒魂和魂の事などいへるものなり

蜻蛉（カゲロフ）の道草　五巻　丹羽桃丸

勅方神明九年のことありて自跋あり

此書は多田義俊の門人東武の丹羽桃丸が記せるものなり日本紀私記の事　旧事紀の事　類聚国史の事　故実百箇条の事　薬方の事　いろは声明伝の説其余種々の事を記して桃丸が聞しれる俳諧の発句文章等をもまじへたり

春湊浪話　写本　三巻　土肥経平

此書種々の事どもを記しくはしく考へたるものにて兼好がことをあらはしたる条なり[illegible]大保の時に醍醐天皇の御孫[illegible]まつりし時[illegible]春宮大夫は誠河大納言語り伝へてあり[illegible]兼好[illegible]帝の[illegible]南朝へ奉公あるべし[illegible]園太暦に吉野へ

御加持まゐらせしなど見えたれば兼好の心推量（テシハカ）るべし[illegible]帝の吉野へ入りませしかば都をさけて伊賀国にて[illegible]南朝へ心よせて[illegible]兼好[illegible]艶書は兼好書きしと太平記に見えしを木朝遯史扶桑隠逸伝に兼好一生の過錯なりといひ不拘なりとも論ず[illegible]兼好の南朝へ心よせし[illegible]直が[illegible]師直の[illegible]兼好[illegible]高の氏族[illegible]伊賀[illegible]内間せし[illegible]

[illegible]其世に内間を察するものなるべし一生志なく飯尾氏二月十八日に伊賀の国[illegible]奈保村の庵に卒す今に至て四百三十年に近し[illegible]兼好の[illegible]もの[illegible]遠き世の今案[illegible]○此書の[illegible]巻首にかなの自序あり[illegible]安永四のとし卯月中の十日吉備のゝ[illegible]宇治郷の散人土肥経平誌

撈（ロウ）海一得　二巻　鈴木煥卿

上巻　五十九条　人名は古山にて都いゝ平大我とも云
下巻　六十三条　永楽銭の[illegible]唐詩句解とも云

○明和四年の漢文の自序あり[illegible]鳥に[illegible]小魚を撈捕して食ふ猶飽[illegible]信天翁と名づく水上に立て[illegible]照して[illegible]終日水上[illegible]八因くいて[illegible]餓す[illegible]余性弗[illegible]

百技藝にも徹するところなし飲ども解せず因て人と款曲せず越俳色に至ても語るべきものなし唯書を讀ことを好めり是をもて章句をあらず終日泯々として唯多きを貪るいはゆる亂漫畫の如くなりさりとて汕々ず藝海の撈得するところ何ぞ飽ことあらんや當に信天翁の為に哂るべし嘗て一冊を作り几案の間に置て得るにしたがひて是を録す以て遺忘に備ふ數年にして後人の見る設仕して家稿となし含飴弄孫の日に閲すれば麼笑籠中の也を取て補けに整頓して十數冊となりぬ是を立て忘に備ふのみにあらず亦ゆきさきにおもむき児孫に傳へんと因て國字をもてこれを録して名づけて撈海一得といふ○明和辛卯年七月松窓髃脩齡漢字の序あり○按ずるに大野信景が塩尻卷之五に云漫畫鷺に似て終日食をもとめて食ふことなし信天翁は海邊のものにして舟をまちて魚をとるに長にそなはりしのみ新紫にいふらいて白くして鷺に似て太なり食を含りてすとし二

行餘隨筆　二卷　校屋壹助

烏倉ぬ變なりて潜確類書群談採餘瑯琊代醉等より一二をとり和漢の正史野史の中より考へてあつめしものの見識あるべくうを世に傳ふし安永五年八月に序ありて名を鸚鵡坊画龍といふ世に若狭の人なり

寒話　写本　一卷　草賀親賢

草賀氏は新られの傳ふなり冬夜客と談ずる事を記せるやうくその寒話と名づく

久保之取蛇尾　一卷　入江昌喜

此書俗諺の出所を古書に考へて證とし其餘和歌の詞日本紀のうちの語の考など様々をしるし昌喜幽遠窟と云人号す天明四年上木す

國學忘貝　三卷　四本　森長見

皇國の事を諸書を引てあらはせしなり天明七年八月讃岐森助左衛門長見が自序三谷景信漢字の跋あり

玉勝間　初編　三卷　本居宣長

書體全く隨筆にして古書を引て證し記録の考へをしるし皇國のいにしへを證し漢意をいましむることを述べあり○此書卷ごとの名ありて歌をよみてこれが名に添へたる其卷くの名次く

卷之一　初若菜　卷之二　櫻の落葉　卷之三　たちばな

玉かつま　二編　三卷　同上

卷之四　わすれ草　卷之五　枯野の薄　卷之六　しもがれ

玉かつま　三編　三卷　同上

卷之七　ふぢなみ　卷之八　萩の下葉　卷之九　花の雪

○此書十卷已下四編五編刷出しあらず已上三編九卷寛政十年まで刊行す

桂林漫録　二卷　中良

東都中良甘臣父著はせるものの傳奇なり

卷之上　石敢當　金澤文庫　扶桑木　韓人詠歌　衞人詠歌　琉人詠歌　倭繪師　頼朝卿殘墨　鐵塔碑　燕澤碑　五葉和尚　莭用集　新撰字鏡　平他字類抄　萬多親王　浅草寺繪馬　古印　等の事

卷之下　古甲冑　傀儡人　古刀　八徳　古鈴　東鑑跋　足利学校　昆一傳眼の事　其餘漢土の事も古物の圖等ありて

○寛政年中源忠道漢字の序同年法眼甫周序　因是道人葛篁　氷斎　鐵等の跋あり寛政十二年に刊行

閑田耕筆　四卷　伴蒿蹊

蒿蹊しるせし所の事を閑田廬と号す此書の卷首にいふ如く杜多の詩を載其詩云老來幾部著書成祇道屏居遂懶情最是紙田俱不得長遺筆耒四時耕　此乎卜居閑田廬之初林泉院六如尊者見惠之作真知予平生者也及著此書遂取之以名焉故揭之

奉貢方萬叢識

巻一 天地部 巻二 人部 巻三 物部

巻四 事部

此書は[illegible]人のしるべ[illegible]書つけ[illegible]古のしるし[illegible]書つけ[illegible]五雑組のついで[illegible]
[illegible]月男伴資矩があらはせり

雑書類

江談 写本 三巻

大江家の人々は詩文の家なれば[illegible]談話なるを記し江談と号す[illegible]吉備大臣[illegible]巻之三に仲麿詠歌 霊亀二年為遣唐使之時也 件仲麿帰朝後不帰於漢家[illegible]吉備大臣後渡唐之時見亡形 吉備大臣言談 相教唐土事 件仲麿不帰朝人也

古事談 写本 六巻

第一 王道 后宮 第二 臣節 第三 僧行

第四 勇士 第五 神社 仏寺 第六 亭宅 諸道

[illegible]部[illegible]第一巻のはじめに称徳天皇道鏡[illegible]

[illegible]業平朝臣二条后[illegible]小野小町[illegible]清少納言[illegible]実方[illegible]将門逆乱[illegible]鳥羽法皇[illegible]行基菩薩の歌[illegible]道命阿闍梨和泉式部[illegible]恵信[illegible]

続古事談 写本 三巻

第一 王道 后宮 第二 臣節 第三 雑事

[illegible]御室書目に兼顕卿抄とあらず

古今著聞集 二十巻 橘成季

書體上に同じ

此書撰述の趣意は詩歌管絃の道[illegible]宇治大納言の[illegible]遺風[illegible]序にも奥書にもあらせり

巻一 神祇　巻二 釋教　巻三 政道 忠臣 公平
巻四 文学　巻五 和歌　巻六 管絃 舞
巻七 能書 術道　巻八 孝行恩愛好色　巻九 武勇 弓矢
巻十 馬藝相撲強力　巻十一 畫圖 蹴鞠　巻十二 博奕 偸盗
巻十三 祝言 哀傷　巻十四 遊覧　巻十五 宿執 闘諍
巻十六 興言 利口　巻十七 怪異 変化　巻十八 飲食
巻十九 草木　巻二十 魚虫 禽獸

建長六年應鐘中旬散木士橘南袁漢字の自序あり同年十月十六日竟宴ありしかハ詩歌管絃の興あり僧俗十一同十七日宴後朝臣筆記之類六年十月十八日満六十三之老筆終二十帖之字功畢云〻 老案門在判のもの縁に六十上本す

新著聞集　十八巻 六本

近代見聞の珍しきことを記して人の知たしまれとしるし記識すへきことを記せり○寛延二年己巳三月刻

第一 忠孝篇　第二 慈愛篇　第三 翻恩篇
第四 報仇篇　第五 崇行篇　第六 勝蹟篇
第七 勇烈篇　第八 佞奸篇　第九 主[illegible]篇
第十 奇操篇　第十一 執心篇　第十二 寃魂篇
第十三 往生篇　第十四 殃禍篇　第十五 才智篇
第十六 清直篇　第十七 俗談篇　第十八 雑事篇

壒囊鈔　七巻 十五本　行誉

僧俗の故事和漢の事実五百三十六箇條國字を以てしるす僧字書の音義を迹とせり○奥書ニ云文安三年丙寅五月観勝寺金剛佛子行誉

塵添壒囊鈔　二十巻 十五本

前に出せる壒囊鈔七巻ハ已に観勝寺行誉師の撰する所なり又壒嚢鈔十巻あり作者知らす此ハ言辞の字説を遍く撰ひ今其同類の塵を拾ひすて塵入ぬる外く二百一箇の主要の塵を篩ひ取りて以て壒嚢五百三十六箇の中に添加ふ都て七百三十七箇條に成て二十巻とす　天文元壬辰年二月釋氏某比丘此書を世俗のために其出所正節句等の俗間の行れ起て此考ふるなり

世諺問答　三巻　一條兼良公

本朝節序の故事ともを書あつめて後成恩寺殿の作なり其孫藤兼冬公の編集なりといふ兼冬公の跋にも此の顕彰あり文記に拠固がかきけるを家司式部の源氏を借る大貳三位の宇治十帖あるか如く一帖をしたためしかのあとをとゝめ此跋扶桑拾葉集に見へたり

齊東俗談　七巻

此書ハ俗間通用の言詞の出所をあけて和漢を釋せり○弘文院林氏の門人松浦某の纂する所なりとかや

本朝俚諺　十巻　井澤長秀

俗間のことわさをあつめて俗間にいひ傳ふるもの其故をあつめ又諸書を引く其数千五百七十箇條にあまれり其中或ハ語の意をわかち出所を考へて此書にのせたり

諺草　七巻　貝原好古

好古自序にいふは凡文字和字を集て其下に諺の出所を証せり漢書の俗語をもしるし其の何やすくしなすの何の故を是つき事の五國の詞は己文備ありと郡より俗語もあらしめて前輩の作つくりし者を採ひとりて是をしるし又ハ前なりつゝ添へしもすなとしみ門人遜齋上野惠廸の跋ありて元禄庚申七月とあり

日本歳時記　五巻　同上

此書ハ正月より十二月まで毎月の故實雑事を漢土の書に出ることのいかて本邦の文字をやはらけて我が邦の事ともハえらひてあつめ其月の條下にのせて時の節に食物酒漿の製造をもしるし其の法ともをのせ巻末の附録に都鄙祭事記あり○此書ハ好古

乃編録を篤信の刪補せしものなり　貞享丁卯年九月篤信の序あり　同辰三月刊行す

和事始　六巻　同上

漢事始　六巻

天地　人倫　歳時　居所　衣服　官位　器用　資貨

飲食　人事　文教　武備　神事　禮樂　典制　伎術

勤植　佛家　かくのごとく類をわかち和漢事物の由て起るところを

和漢の書を考てしるせり其の書の名を附す

大和事始は附録八國朝年號諱なり大化より元禄まで凡年號の字

なりし出所の考證をあらはす○元禄十年四月松下見林序　同

十一年冬篤信序　同年好古の自跋あり

廣益俗説辨　五十一巻　井澤長秀

前編　二十一巻　後編　五巻　遺編　五巻

附編　七巻　残編　八巻　贅辨　二巻　贅辨續編　二巻

篇次は天子　皇子后妃　公卿　士庶　婦女　僧道　近世

雜類等をわかつ又は居所　地理　人物　官職　藝術

文籍　器用　音樂　畫圖　歳時　佛家　草木　禽獣

魚虫等にいたる篇もあり○此書すべて世俗にいひならはし作りたる

ところの俗説を擧てつゝしく和漢の書を引て其いつはりを辨正す

○正徳五年五月自序　同乙未八月竹堂熊谷継序あり○長秀

名は節　幡龍子と号し又亨齋と号す　肥後隈本の人なり

新俗説辨　五巻　同上

此書は先の廣益俗説辨の

もれたるをおぎなへる也　宝永庚寅の自序あり

中にいづくのかれ説を收む

臆説辨　字本　二巻　小山儀

俗諺を和漢の書を考へあらはし膽説を以くわしく義を釋せり

然しかれども明清の俗書をもおほく擧たり小山儀五日浪華の人

なり蔚斎と号す竹取物語註あり世に行はる

和漢三才圖會　百五巻　八十一本　寺島良安

顧秉謙が三才圖會になぞらへて和漢庶物の圖を輯録し　俗間の

よりかゝりとなるべき書をのせたるもの也

第一巻より第六巻まで　天部　時候　暦占の類を此部に収む

第七巻より第五十四巻まで人部　器財　禽獣　魚鼈の類を此部

に兼収む

第五十五巻より第百五巻まで地部　居宅　草木　造醸類を此部に

兼収む

巻外一冊の小目録を附す　いろはの文字を以てこれを部類にわかち

一覧して捜索しやすからしむ○正徳二年三月朝散大夫大醫令

藤原信篤序　同癸巳五月前大醫令和氣伯雄甫序　次に良安

の自序あり　巻末に正徳癸巳陽月正三位大藏卿清原宣通の

跋あり

大東世語　五巻　服部元喬

皇國の諸書を以て故事名言を輯め漢文に譯して其體を

劉義慶が世説に擬して作りたり

巻之一　徳行　言語　政事

巻之二　文學　方正　雅量　識鑒

巻之三　賞譽　品藻　規箴　捷悟　夙惠　豪爽　容止

巻之四　企羨　傷逝　棲逸　賢媛　術解　巧藝　寵禮　任誕

巻之五　簡傲　排調　輕詆　假譎　黜免　忿狷　尤悔　紕漏

仇隙

寛延改元十月鵜孟序　南郭自序あり　同三年三月上木す

皇朝事苑　四巻　笠常

此書皇朝の事實を古書に考へ漢字の文字を類をわかちて

あつめ○凡例に舎人親王の筆字の義をとりしなれば句は作者

しかえすその詳を載事を叙する通暢観るべし○日本紀　續日

本紀　日本後紀　舊事紀　文粹等の文をかくし收む又宋史日本

傳　唐書日本傳　揚文公談苑　玉烟堂戯鴻堂法帖などを引

巻一　歴代　政事　官職　儀服　時事　宴會
巻二　地理　神祇　佛法　人物　女流
巻三　孝義　藝術　典籍　詞藻　書画　工技　音樂　金玉
巻四　草木　穀物　鳥獸　蟲魚　貢献　祥瑞　壽算　器用　衣食
○天明丙午臘月正二位菅原胤長序　同乙巳八月淡海竺常自序　同七年正月上木す

善隣國寶記　三巻　鳳瑞渓和尚

此書ハ皇國と漢土及び朝鮮と往復の書簡などをあつめ記して和漢通信の由来をしるしけるぞ
上巻ハはじめ神代の事をあげられ北畠親房の神皇正統記のすがたを漢文に譯せしものし次に垂仁天皇八十八年をはじめて漢土と通ずるより清貧しく代々の通信の事をのす此巻の末より漢土および朝鮮と往復の書簡などのすみな此の僧の代作乃文ハことごとくあらはせるなどのす

中巻ハ上巻に次ぎて古書をしく漢土朝鮮往復の書簡をのす
下巻ハ彼往復の書簡の別幅などのせて贈遺の品数などを記す
○文正丙戌八月十日泉南亜山人周鳳瑞渓自序　丁卯春西山寓居
彫人藤（？）敬の印文中慶と記せり○此書の撰者相國寺周鳳瑞渓和尚諱ハ周鳳と号し又日野准大臣兼宣の子にして無求和尚乃弟子なり無求諱ハ周仲夢窓國師の弟子也瑞渓一切経七千余巻を閲して文諸書の抄出二百巻あり明叔大師と号す此書天龍寺慈濟院虎林より出て板行す跋ハ虎林也

異稱日本傳　十五巻　松下見林

異邦の書に本邦の事をのせたるをあつめたるものありそのうち中に偽譔多く是非混淆するを松下西峰しらべて漢土朝鮮の諸書の本邦の事をのせたるものをあげ本邦の書をもて考へあはせくわしく正せり○此書ハ上中下三巻なりその上巻をわちて中巻ハ八巻下巻を四巻をわちて上巻にハ漢魏晋宋斉

梁隋唐五季宋元　中巻にハ明　下巻にハ斯盧の書などのせたり

巻上之一

山海経巻十二海内北経　南倭北倭燕に属すといへり
史記巻之六秦始皇本紀　徐福海に入て神薬を求むる
同書巻之一百十八淮南衡山王傳　徐福のこと
後漢書一百一十五東夷列傳　邪馬臺國のこと
論衡巻之八儒増篇　倭人鬯艸を貢する
同巻之十九恢國篇　同巻之五異虚篇
同書巻之十三超奇篇　暢草倭より獻すといへり
魏志巻三十倭人傳　狗奴國　邪馬臺國　對馬國　為吾國　鬼奴國　巴利國などしるしたり
呉志巻之二　秦始皇帝方士徐福をして童男童女数千人を將て海に入て蓬莱神山及び仙薬を求めしむといへり
晋書巻九十七東夷列傳　倭人をのせ太伯の後といへり

續博物志巻之五　倭辰といへる西峰の按に倭ハ日本辰ハ辰韓なり辰韓ハすなはち新羅なりといふ
宋書巻九十七列傳蠻夷　倭國ハ高驪東南大海中にありといへり　西峰の按に倭讃ハ仁徳天皇
南齊書巻五十八列傳東南夷　倭王武といへる西峰の按に雄略天皇
天台五語白髪武廣國押稚日本根子といへるゆゑ故に略して倭王武といへりと
南史巻七十九列傳　倭　後漢書魏志宋書と同じ
北史巻九十四列傳　倭國　一支國　伊都國などいへり又倭王姓ハ阿毎字ハ多利思比孤阿輩雞彌と号すといへり
梁書巻五十四列傳四十八東夷　倭ハみづから太伯の後といへりといへり
文選巻第十四　魏鮑明遠の舞鶴賦に日域などいへるを以て日本なりといへり
述異記巻上　日本國に金桃ありて其実重さ一斤なりといへり
大廣益會玉篇巻之三　倭ハ烏禾切國名といへり
隋書巻八十一列傳東夷　西峰按ずるに隋書の説多く前史をうつして

唐書巻一百二十東夷列傳　仲満姓名を易て朝衡といへり
同書巻二百二文藝列傳　蕭穎士字茂挺云々倭國使を遣して入朝す自陳す國人願くハ蕭夫子を得て師とせんと中書舎人張漸ら謝不可而止といへり

巻上之二

舊唐書列傳巻一百四十九上　日本國ハ倭國の別種なりと云々　仲満中國の風を慕ふて云々　留學生橘免勢学問僧空海云々
同書本紀巻四　倭國琥珀碼碯を献ず
同書列傳巻一百四十下　蕭穎士の事
唐丞相曲江張先生文集巻之七　日本王に勅する書の事
通典巻一百八十五　倭倭漢より通ずといへり
同書巻一百八十六　流求云々倭國の使来朝してこれを見て曰此夷邪久國の人の用ゆるところなりといへり
周禮註疏巻二十五　大祝辨九撵云々四云振動云々　釋文ニ今倭人拜するに両手を以て相撃云々　西峯の按ニ倭當ニ倭ニ作るべし倭両手を以て拍手といふなるべしと云々
唐詩鼓吹巻一　劉禹錫日本僧智藏に贈る詩あり
同書巻五　皮日休圓載上人の日本國へ帰るを送る詩あり
酉陽雜俎前集巻之三　倭國の僧金剛三昧云々
李太白詩巻十六　身に著る日本裘の句あり楊斉賢が註ニ裘ハ則朝卿が贈るところ日本布これを為るといへり
同書巻二十五　晁卿衡を哭する詩あり日本晁卿辭帝都云々
杜子美詩分類集註巻六　集註ニ云日本國麒麟錦を献ず人の眼目を眩す云々
白氏長慶集　後序　日本暹羅諸國及両京人家ニ傳写する者云々
法苑珠林巻五十一　倭國ハ此洲外大海中ニ在云々
禪月集巻十二　僧の日本ニ帰るを送る詩あり
義楚六帖巻二十一　本國都城の南五百餘里ニ金峰山あり頂上ニ金剛藏王菩薩ありと云々又東北千餘里ニ山あり富士と名づけ亦蓬莱と名づくと云々徐福此ニ止り蓬莱といふ今ニ至て子孫皆秦氏といへり
宋史巻四百九十一列傳　雍煕元年日本國の僧奝然其徒五六人と海ニ浮て至るといへり
文献通考巻一百四十八　日本唐より以来屢貢使を遣す三月三日桃花曲水宴八月十五日放生會あり百戯を呈す云々
同書巻三百四十二四裔考　倭即日本といへり
雲笈七籤巻一百　軒轅本紀ニ云騰黄神獸あり云々日本國ニ出云々

巻上之三

太平御覧巻七百八十二　日本國　外國記ニ曰周詳海ニ泛て綜纜ニ落上ニ紵多し三千餘家あり是徐福童男の後と風俗呉人ニ似云々
太平廣記巻七十五　韓志和ハ倭國の人なり
同書巻二百二十七　又韓志和の事を載
同書巻二百二十八　大中ニ日本國王子来朝す王子圍棊を善すと云々
同書巻四百八十一　新羅國東南日本と鄰すと云々
文苑英華巻二百十九　錢起僧の日本ニ帰るを送る詩あり
同書二百二十三巻より二百三十二巻ニ至るまで日本人ニ贈る詩并ニ日本國王ニ勅する書等数十首を載
皇朝類苑巻四十三巻五十九　日本僧の事を載
同書巻六十　日本扇の事　巻六十三　日本國獻貢の事
同書巻七十八　天台智者教五百餘巻を日本ニ求る
歐陽文忠公全集巻十五　日本刀歌あり
玉海巻一百八　大中七年四月日本王子を遣して来朝せしめ宝器音樂を献ずといへり
同書巻一百五十四　奝然の事　元豊元年日本僧仲廻方物を貢すといへり
書言故事大全巻之四　日本王子善棊を圍といへり
米元章書史　陳賢草書奇逸にして辨じがたし日本書の如しと云々

中華古今注巻中　驢馬騾　倭の驢騾といふ
鼂璞　倭といへるハ日出處の天子と云といふ
菊譜　新羅一名玉梅一名倭菊云々
鶴林玉露巻十六　日本國の僧安覺の事
大宋僧史略巻下　倭國則僧を傳法の師の号を賜ふといふ
歴朝釋氏資鑑巻五　其國書に日出處の天子といふ云々
教行録巻四　日本國師の二十七問に答へる序云々
同書巻六　四明尊者僧を日本國に遣して仁王經疏を求る事
釋門正統巻一　教行録ニ見へたる仁王經疏の事　附傳にあり
同書巻二　日本國師源信二十七問の事　巻三　密教云々空海の事
同書巻七　宗印字元實云々嗣法俊芿密教を日本に傳ふ云々
西峯の按に俊芿ハ泉涌寺の僧元亨釋書ニ見へたり云々
宋高僧傳巻十四　唐揚州大雲寺鑒眞傳　西峰の按に元亨釋書
小鑑眞の傳にあり　巻二十九　沙門最澄の事　巻三十　日本國僧圓
載の事
景德傳燈録巻二十　覺阿上人が日本國滕氏子也といふ事
佛祖統記　巻十より巻五十二にいたるまでの間日本僧の事をのする事の
十四巻にあり
元史巻二百八　至元十八年十萬人を率て日本を征す云々十萬の衆
還ることを得るもの三人耳云々
同書巻六より巻二百八に至るまでの間日本の事を載るもの二十五巻
居家必用事類巻十　水晶倭國のもの上品云々
新芳薩天錫雜詩妙選稿全集　天滿宮の詩あり
書史會要巻之八　日本國云々國中多く王右軍の書を重んず云々今
其字母を以て之を附すと云々此法はいろは四十七字をあげたり國
巻之　釋永仁字ハ斗南日本の人云々釋中巽字ハ権中日本人云々
圖繪寶鑑巻五　日本國云々畫ある姓名を知らず其國の風物山
水を傳寫す云々然殊方異域にして能意を繪事に留む亦尚ふへきといふ云々

瀛奎律髓巻三十八　日本人に贈る詩六首あり
韻府群玉巻二　日本國に凝露臺あり云々
事文類聚前集巻四十二　日本國王子棋を善するの事

巻中之一

皇明資治通紀巻二　洪武二年倭寇の事
同書巻三　洪武四年八月日本國王良懷使を遣して朝貢す云々
西峯の今案に太宰都督良懷親王也　巻五巻八日本入貢　巻一倭寇の事
明政統宗巻二より以下三四六の巻倭寇の事　巻七入貢の事　八十
二十五二十六七八の巻皆倭寇の事
皇明實紀巻三　巻九　巻十七　共に倭寇の事を載
同書巻二十　壬辰萬暦二十年四月日本酋平秀吉朝鮮を破る云々
臣酋行長清正義智云々萬暦二十一年云々沈惟敬釜山より帰り倭
酋小西飛彈守と同しく来りて款を請ふ云々
同書巻二十一　中路則石曼子泗川に拠る云々
同書巻二十二　萬暦三十七年十一月倭并に琉球其王を虜す云々
同書巻二十五　天啓四年七月紅夷澎湖中を擾り近きこと日本倭人
を句引す云々

巻中之二

兩朝平攘録巻四　倭刀の事　清盛　頼朝　信長　阿奇支等の事

巻中之三

高皇帝御製文集巻二　日本國王を諭す詔　巻十六　設禮部日本國
王に問ふ文をも載　西峯云こゝに日本國王といふハ良懷親王の
事　征夷大將軍といふハ源義満なり　巻十九　倭扇行の詩あり
宋景濂蘿山集巻四　賦日東曲十首あり
大明一統志巻八十九　日本國沿革風俗山川土産の事
大明會典巻一百二十二　安南日本等の國の使臣驛傳の事
同書巻一百六十　備倭船の事　巻一百七十二三の両巻にも日本のことあり
紀効新書巻八　巻十八ともに倭寇の事をのす

續説郛局十　日本寄語　定州薛俊著
唐詩訓解　秘書日兆監ヵ日本に還るを贈る詩あり
月令廣義巻之一　日本の紀年を一故郡といひ一を東タツ年と云
同書巻之二　冷暖茶すりしゆ　巻六　日本國之藤本書のこと
同書巻二十三　日本國門僧山僧火起て文を接すること
劉氏鴻書巻之一　海防倭寇のこと　巻八　日本の寧波福に掠ること
日本語藥有して甘草草薬なくてしむ　巻六十九　倭国本流刊宗
萬姓統譜巻二百四十　諸方復姓　朝臣日本國使人　巻二十五
賜與日本を使すと云
氏族博考巻之七　氏目　諸方複姓　朝臣
琅琊代酔編巻之九　尚書金丈日本國に尚これありといへり
三才圖會地理九巻　補陀落山云、往時高麗日本新羅諸國皆此に
由て路を取り以て風信を候ふと云　地理十二巻　日本國圖説
人物十三巻　日本國　珍宝二巻　錢圖外國品　和銅銭　神功銭
云く　倭國銭文禄通宝ト
五燈會元續略巻二上　道成禅師傳　使於日本國に奉ずと云
同書巻二下　夢窓國師のこと
釋鑑稽古略續集二　日本禅師諱ハ印原字ハ古先　相州藤氏と云
同書三　大拙禅師日本國の人と云
夢觀集巻一　勧無逸が日本に使するを送る詩　白河関高玉縄下り
て上霊梅移北野の句あり
適情録　日本の僧虚中来朝のこと
玉煙堂帖法書　日本　日本皇子の書二枚　西峯云此に皇子といふは
これは兼明親王なりと云
医学綱目巻十九　日本の三藏有瘡方
文房器具箋　潘鐵如きしく斯くる属せられく倭に入性最
巧ミ湊倭の伎を習ひ彼にあること十年と云
本草綱目巻八　倭國水精多し　十一巻　倭硫黄亦佳なり

同書巻三十七　琥珀　高麗倭國に出るもの色深紅と云
五雜組巻之四五七十二十五已上六巻をのく日本のことを載
潜確居類書巻十三　日本の譯語を載　巻九十三　日本麒麟錦
を貢すること
巻中之四
圖書巻之三より巻之百四十六巻に至るまでの間往々日本のこと記
すところは防倭のことなし
巻中之五
圖書編巻五十　日本國圖　海寇圖説　日本國考あり　巻五十七　日
本島夷入寇の圖をのす
巻中之六
武備志巻八十六　影流の目録をのす辛酉の陣上に戚南塘え得習法
をなすよししるせり　巻八十七　鐵砲のことあり　巻二百三十三　日本
の圖あり　巻二百三十　日本考　巻二百三十一　備前刀のことあり刀
上に龍於鑿ありしハ八幡大菩薩春日大明神天照皇大神宮と鑿之
しあるのす　巻二百四十六　巻二百三十九等に海外諸國朝鮮考など
巻中之七
續文章正宗巻五　論倭の文あり
續資治通鑑綱目巻二十三　元の世祖日本を撃つこと　巻二十四　大徳三年
二月僧一山を遣て日本に使せしむと云
大學衍義補巻一百五十五　馭夷狄　日本東海の中にありと云
同書巻一百五十六　至元十八年日本を撃兵十餘萬海島に死す還る
者僅に三十人　西峯云還るといふ僅に三十人の十字衍文元史に曰十萬の
衆還ることを得るもの三人のミすれをちこ人の名を莫日干閭日
莫青日呉萬五なりと云
聴雨紀談　日本國に眞本の尚書ありとす
五論書巻二十一　元の世祖日本を伐んと欲すること　巻四十二　國
朝の趙秩使を奉じて日本に往くと云

不求人全編巻十三　日本國人物の圖あり
皇明世法録巻七十六七十九八十　日本の事海防の事をのす
普陀山志巻二　日本僧慧鍔の事　巻四　昌國に東控三韓日本
遵生八牋巻八　袖爐に倭人製するところ尤よし
同書巻十六　文具　倭國鈕を以て印鈕するもの甚佳なり
華孫齋記續集巻三　倭韓粟の事
唐詩帰巻九　王維送秘書晁監詩　巻二十四　沈頌金文学か日東に還るを送る詩あり
明詩選巻上　董良史の詩　過橋雲磬天公寺泊岸風帆日本船
唐類函巻二百十六　倭後漢より通ずとありける
博物典彙巻二十　四夷　日本
音韻字海巻之首　東字音釋いろは
大明一統賦巻之上　日本國即古之倭奴云々
儷語編類巻之七　日本の僧の帰るを送る韋荘か詩あり

弇州稿選巻之五　日本國松皮紙のことを出す
巻中之八
蒼霞草　日本考あり
國朝獻徴録巻十より巻一百二十にいたるまでの間四十三巻倭寇のことにあづかりし人の墓誌行状傳などを記せり　巻二百二十巻に日本志あり
登壇必究第六より第二十九までの間六巻倭寇の事を記す
同書第二十三巻　日本國図に日本愛宕山霊感地蔵王の文あり
巻下之一二　以下朝鮮撰述の書なり
東國通鑑　新羅始祖八年漢甘露四年倭来て邊を寇すとこ
同書巻之二三　倭寇の事　巻之四晋建元二年春二月倭使を新羅に遣し婚を請ふに報せずとこ　巻之七八九新羅紀文武王十年唐咸亨元年八月倭國號を日本と更め自言日出るところに近し以て名とすとし　巻十より巻五十六までの内二十七巻往々日本とし往

後の事倭寇の事なとを記せり
巻下之三
三国史記巻一より巻四十五までの間十六巻倭寇の事をのす
三韓詩亀鑑巻之下　崔直郭預か感渡海七言古詩をのす詩中至元に蒙古日本を侵せしとき高麗これと壹岐に合してうしなく海に没しすることをつたへり　一岐日本島名とうけ
慕齋詩集巻之一二三　日本の僧と贈答の詩多し
慕齋文集巻之三　答對馬主書　復日本國大内殿書等あり
同書巻之四　復日本國王書あり　西峯云これは足利義晴とこ
慕齋は朝鮮の金安國の号なり
東文選巻之十十一十六十七　鄭夢周か使日本の際奉する作　崔恒か日本僧を題する詩其餘数人の作をのす　巻之八十二六十二七十八七十九九十九十二三一百一百二三の巻に日本の事をつたへるものをのす
晋山世稿巻之二　日本の事のあつかふ文あり

東人詩話巻下　日本釋梵齢の詩二句をのせたり
三綱行實図　倭寇の時の忠臣烈婦を記す
續三綱行實図　同上
太平通載巻之七十五　近歳一名相あて使を日本に奉じく西方寺に至るとこ
巻下之四
経國大典巻之三　倭学　伊路波消息書格老乞大童子教雜語本草議論通信鴨養物語庭訓往来應永記雜筆富士ときあり
大典續録巻之三　畠山　京極　武衛　山名　細川　大内等殿使人到泊云　巻之四五も皆日本の事をのせたり
重刊神應経序　適日本釋良心なり神應経を以て来て献じ普く其本國神医和介氏丹波氏の灘疽を治す八穴の法を傳ふ
海東諸國記　凡例に道路日本の里數を用ゆ其一里我國の十里に準ずとこ　此書日本の風俗を記することつまびらかなり　諸の日本の本

圖あり　日本國西海道九州圖　一岐圖　對馬島圖あり　次ニ日本
國紀ハ挙て天皇代序　天神七代地神五代人皇始祖神武天皇
以後の事を記せり

懲毖録　巻之一二　平秀吉の朝鮮ヲ伐を記す　已上百二十六部　其餘本朝の古
書數十部を引て是れ於證す　元禄戊辰西峯散人見林自序ニ
曰[illegible]下元高の好青館漫筆ニ曰童子問ニ中華の書の日本を擇
す所記す凡百二十餘部なり又異稱日本傳の外なり補遺を納
らるゝんと欲して亦別ニ百五十餘部を記す是れ則西峯氏の外
なり[illegible]成書せす他日を俟し

馭戎慨言　四巻　本居宣長

皇國いにしへの[illegible]はじめて近き文禄慶長の比豊臣氏の武威
[illegible]ほどまで皇國と漢土朝鮮[illegible]
[illegible]文漢土[illegible]
[illegible]皇國と[illegible]

中古より漢学世にひろごりて[illegible]
[illegible]皇國[illegible]
風俗[illegible]漢土を戎として馭戎慨言の[illegible]
[illegible]序をもてせり此書[illegible]日本
傳善隣國宝記なと[illegible]徴世[illegible]和漢往復[illegible]
もの國體[illegible]安永七年二月本居[illegible]
著述[illegible]寛政二年四月藤原[illegible]序同十二月尾張鈴木朖[illegible]の
序[illegible]寛政八年四月上木す

本朝改元考　一巻　山崎嘉
文武天皇の大宝元年より當代まで年号改元の年月日[illegible]
[illegible]

本朝事跡考　一巻
林春齋林春德兩人の著すところといへて朝鮮の申竹堂が所望ニ
[illegible]本朝人物地理土産行事等[illegible]

日本[illegible]考　一巻　平本定智
[illegible]遷都の[illegible]吉野[illegible]
作[illegible]定智ハ[illegible]人也

七夕[illegible]　一巻　跡部光海翁
本朝[illegible]七夕[illegible]和漢の故事[illegible]
[illegible]神道の大意[illegible]

國號考　一巻　本居宣長
皇國[illegible]
[illegible]大八島國[illegible]
豐葦原[illegible]
安國[illegible]眞國[illegible]
倭[illegible]大倭國　大[illegible]國　日本
北[illegible]野馬臺　豐秋津島等なり○此書天明七年の秋上
木す

眞暦考　一巻　同上
此書の趣意ハ上代ニハ暦といふものなく[illegible]
草木[illegible]
の[illegible]

三大考　一巻　服部中庸
此書ハ本居宣長[illegible]古事記の[illegible]天地國の
なり[illegible]
地[illegible]寛政二年[illegible]本居宣長[illegible]

玉くしげ　一巻　本居宣長
此書ハ[illegible]道の大[illegible]今此世の[illegible]
[illegible]
[illegible]
尾張横井千秋序[illegible]寛政元年十一月彫す

宇比山踏　一巻　同上

此書ハ初学のしるべとなすべき[illegible]此書の中に[illegible]
官職の事ハ職員令[illegible]明らむべし世に行はるゝ
職原抄[illegible]なれども此書ハ後世のさまに[illegible]
[illegible]朝廷のもろ〳〵の[illegible]
[illegible]明
らむべきなり官職の事をしらせる世の書[illegible]儀式
の事ハ貞観儀式弘仁の内裏式[illegible]其外江家次第世に[illegible]
て用ふる書[illegible]
亂儀式[illegible]礼儀類聚[illegible]
なれ[illegible]節会[illegible]
[illegible]中古以来の[illegible]
宗鑒[illegible]
[illegible]此古書[illegible]
[illegible]西宮記北山抄此二書ハ[illegible]学[illegible]
[illegible]律令[illegible]儀式其外の[illegible]
[illegible]此外ハ國史の
事類聚國史文日本史日本逸史釋日本紀等の[illegible]
[illegible]

和字辨　二巻　平維章

本朝の古書[illegible]中に誤字脱字[illegible]其餘律令格式の
説を[illegible]世紀[illegible]記日本史略[illegible]今[illegible]
[illegible]漢土の[illegible]
[illegible]巻首に東海平維章著[illegible]俗稱篠崎[illegible]

衝口發　一巻　藤貞幹
[illegible]
写本
皇統　言語　姓氏　國號　神璽　年号　容飾　衣服
祭祀　拍手　和歌　詩賦　國史　制度　等[illegible]
[illegible]の事を漢土朝鮮琉球[illegible]臆断し日本
紀[illegible]此國の事ハ馬韓辰韓[illegible]
[illegible]
[illegible]引證の書三十六部を挙 天明元年辛丑七
月[illegible]

鉗狂人　一巻　本居宣長
写本
此書ハ藤家齋の衝口發[illegible]巻首[illegible]
[illegible]衝口發[illegible]書[illegible]
[illegible]皇統[illegible]
[illegible]
故[illegible]辨[illegible]
十二月伊勢人本居宣長[illegible]此書の奥に[illegible]
[illegible]皇國[illegible]
[illegible]○鉗ハ字書に音拑[illegible]

好古小録　二巻　藤貞幹

上巻　天宝元年勅書[illegible]大学寮の印　驛鈴
伊予國道後湯碑　元明天皇御陵の碑　隼人の圖　其餘書[illegible]
大宝元年の勅書　鴨毛屏風　空海書　橘逸勢書[illegible]
臣書　道風佐理行成書　陰陽寮日月圖　大内裏圖　[illegible]巻物
屏風等
下巻　雑考　摠持寺講堂　校倉　古瓦　其餘古文書[illegible]器物
等　附録　民部省厨量　烙印　斜斗　古硯　書嚢　[illegible]
牙籤　書卓　燧袋　麻袋　等の圖[illegible]
○此書上巻書画の部に職人盡歌合西行物語圖光大師親鸞聖人等の
繪傳の[illegible]下巻に禁秘御抄和名鈔職原抄[illegible]草子等の[illegible]
[illegible]又編年詩鈔[illegible]黄楊木[illegible]印材[illegible]
[illegible]○寛政六年六月正五位下橘經亮の序[illegible]

然謝すましろ此國々のいぶしかるしめ世るをすゝ華の旅
ふいかる調度ふい名のいざるまで國史日記かるを抄出らし
ゑ彼をするよ寛政六年六月正五位下橘經亮序

好古日録

一卷

秦　漢委奴國王印　關羽印　古銭　石敢當　古瓦文字
石人圖　淳化閣帖　古竹簡　古本　山口本　旧本小象傳
活字年中行事　古暦本　片假字暦日　花押　古尺　上世食
器　上世衣服　古琴　古劔　歴世古物　歴世文書　野馬圖
其餘雜事をのせたり○寛政丙辰正月藤原貞幹同漢字の序あり
同九年四月上木す

和漢硯譜

三卷　石希聰

卷之一　日本硯材　清瀧石　鳴瀧石　月輪石　鴨川石等
より瑪瑙石　琥珀石　鏡石等に至るまで三十八種をのせて其
産所石色紋理等をくはしくしるす

日本硯石　柿本人丸硯　壬生忠岑硯以下四十六種
卷之二　漢硯　進御琴硯　魏氏研以下四十二種
卷之三　漢研石　六十八種
高氏研譜　二十種　茅氏研譜　二十三種
附録　清張山来が研林
○此書和漢の古硯を圖してうちくはし卷首に丁未十二月紫邦彦
の序　源元凱の序　寛政七年春　石希聰の自序あり　寛政九年四
月上木す

集古十種

銅器　印章　硯　樂器　甲冑　馬具　刀劔　弓矢
旌旗　鐘銘　碑銘　扁額　小倉色紙
已上既に刊行の分にて其目録の大概は左にしるす
銅器部　一卷　凡例
一凡鐘鐸匜盤係銅器者皆載此集

一凡此集随得收入是以世次年代皆不能以序
一凡物雖涉偽贋有可疑而無的證之可指摘者今且收入以
資博覧

畧目録

相模國鎌倉鶴岡八幡宮藏政子十二手箱中鏡圖
京師大佛殿什物太閤秀吉公鏡并匣圖
山城國大原古知谷阿弥陀寺什物鏡圖
陸奥國安積郡王宮権現神宝采女所持鏡圖
相模國禅居菴什物大鑑禅師所持鏡圖
尾張國神戸村所掘出鏡圖
大和國奈良道祖神々體鏡圖
伊豫國三島社什物孝謙帝御鏡圖　同天智帝御鏡圖
攝津國長田大神々鏡圖　三圖
伊勢神官檜垣丹波守所傳鏡圖

越後國魚沼郡松代市所掘出鏡圖
大和國法隆寺藏鏡圖
参河國鳳来寺鑑堂藏鑑圖　十三面
相模國藤澤寺什物照手姫所持鏡圖
豊前國小倉足高山所掘出鏡圖　九面
其餘数十面總計三十餘圖

印章部　四卷　畧目録

卷之一
天皇御璽　共四　建武之宝　皇帝官印
太政官印　執政官印　神祇官印
主殿寮印　典藥寮印　左京印
民部印　宮内印　圖書寮印
大學寮印　雅樂寮印　施藥院印
勸學院印　造平安宮城職印　遣唐使印　共二

承和年間民部省所用印

巻之二

官印　山背國印　大和國印
攝津國印 其餘諸國印　宇治郡印 共二　太宰府印
鎭守府印　添上郡印 其餘諸郡印
大和守印　大宰鄕印　下野國足利學校印
内親王酒人印　右大臣藤忠平公印　將軍義[illegible]印
足利家印 共二　平右府信長公印 共三　豐太閤印
豐臣秀次公印　永祿年間印 共二　兼平年間加冠券所用印
清原繁賢印 共三　武田信玄印　金澤文庫印

巻之三

伊勢太神宮印　北野天滿宮印　雄徳山八幡宮印
仁和寺僧綱印　造東寺印　弘福寺印 共二
東寺傳法印　西寺目代印　東大寺印 共三

大安寺印　百濟寺印　法隆寺印 共二
西大寺印　比叡寺印　延暦寺印
因幡國師印　石山寺印　圓寺孝謙帝勅作印
小田原最乘寺道了權現印　高山寺印
日蓮上人印　安樂壽院印

巻之四

諏訪社印鈕　東寺印鈕　法隆寺印鈕
佛參禪師宋朝請來印鈕 共二　伊勢内[illegible]印櫃
法隆寺印櫃　駱印 共三

其餘數十顆四巻總計百八十餘圖

古硯部　一巻　畧目錄

大和國吉野山吉水院藏後醍醐天皇御物竹文臺圖
同竹硯箱圖　同硯玉硯圖
同國釜口普賢院曾我堂藏千宗易硯圖

同銅雀臺瓦硯圖　同國當麻寺藏松蔭硯并箱圖
相模國鎌倉鶴岡八幡宮藏源賴朝公硯箱圖
山城國壬生寺藏壬生忠岑硯圖　大和國東大寺藏[illegible]硯圖
京師東寺藏硯圖　同弘法大師風字硯圖　同藏[illegible]圖
攝津國大坂[illegible]堂藏硯圖　大和國在原寺藏在原業平硯箱圖

其餘數十圖總計三十餘圖

樂器部　三巻　畧目錄

巻之一

大和國信貴山藏二鼓圖　同藏振鼓圖　同藏羯鼓圖　同藏[illegible]圖
安藝國嚴島藏小[illegible]笙圖　同[illegible]圖　大和國法隆寺藏[illegible]圖
同國吉野山藏後醍醐天皇御物二[illegible]笙圖　同十文字笛并高麗笛圖
同藏[illegible]圖　大和國法隆寺藏琴圖　同國龍田社藏服鼓圖
同藏[illegible]臺圖　同國東大寺藏古面圖
山城國本能寺藏時雨箏圖

巻之二

安藝國嚴島明神藏箏圖　同藏舞樂古面圖
相模國鎌倉鶴岡八幡宮藏舞樂面圖　陸奥國願成就寺藏[illegible]圖
大和國法隆寺藏[illegible]鼓圖　山城國梅宮社人橘本肥後藏[illegible]
伊勢太神宮神寶箏[illegible]圖　南都興福寺藏古面圖
山城國京氷室社藏羅陵王面圖

巻之三

大和國東大寺藏俊乘房鉦鼓圖　山城國妙覺寺藏二[illegible]圖
陸奥國會津塔寺八幡宮藏漢竹笛圖　同州古屋[illegible]藏[illegible]圖
大和國東大寺藏伎樂面圖 數二十七　佛工田中内藏丞藏鬼面圖

其餘數十圖總計百三十餘圖

甲冑部　三巻　畧目錄

巻之一

備前國邑久郡上寺八幡宮藏佐々木三郎盛久甲冑圖

伊豫國三島社藏源義経朝臣鎧圖　同藏甲冑圖
同藏河野通信鎧袖圖　同藏鍬形圖　源義政公甲冑圖
武藏國御嶽山藏日本武尊甲冑圖

巻之二

山城國藤森社藏頬當圖　同籠手圖　同臑當圖　同脛楯圖
同鎧唐櫃圖　大和國興福寺藏源義経朝臣甲冑圖
加賀國江沼郡須輪間村孝太藏實盛甲冑圖
伊豫國三島社藏源頼朝公所奉甲冑圖　新羅三郎義光兜圖
安藝國嚴島社藏源義家朝臣甲冑圖　同藏平重盛卿甲冑圖
同藏大内義隆甲冑圖　尾張國海東郡馬島村白山社藏景清甲冑圖

巻之三

大和國吉野山勝手社源義経朝臣冑圖
下野國都賀郡小山驛祇園山天王寺藏小山下野守兜圖
武藏國荏原郡品川領高輪法藏寺楠正成冑圖
攝津國桂尾山勝福寺藏武藏守平知章甲冑圖
同國勝尾寺藏宇津宮頼綱十念兜圖
和泉國北曽根村農家藏北島連甲冑圖
攝津國八部郡農家鷲尾次郎兵衛家藏源義経朝臣所賜藤威甲冑圖
新田左近衛權少將兼武藏守源義宗朝臣大袖圖
陸奥國石川八幡宮藏源頼光朝臣鎧圖
武藏國江府三田小山龍源寺藏加藤清正冑圖
河内國觀心寺藏楠正成喉輪并腹卷圖
大和國信貴山本覺院藏楠正成兜并佐袖圖
出雲國大社藏甲冑圖
其餘數十圖總計五十餘圖

馬具部

巻之一　二巻　畧目録

古銜圖　大森彦七鞍圖
河内國錦部郡觀心寺中院藏楠正成鞍圖
相模國鎌倉極樂寺藏大舘次郎鞍圖
甲斐國山梨郡所掘得壺鐙圖
備前國上寺村八幡宮藏佐々木盛綱銜圖
武藏國御嶽山藏鏡鞍圖　源義政公香包鐙圖
新井家藏本古鞍圖　大和國奈良正倉院藏蒸篠銜圖

巻之二

大和國法隆寺藏壺鐙圖　同國東大寺若宮八幡宮藏移鞍皆具圖
美濃國大井驛長國寺藏根津是行鐙圖
丸井某家藏豊臣秀吉公銜圖　陸奥國白川郡大村所掘得轡圖
備前國上寺八幡宮藏佐々木盛綱馬腹帶環圖　同鞍銜圖
伊勢内宮文殿藏古銜圖　伊勢神庫馬具圖　同白馬圖
其餘數十圖總計五十餘圖

刀劔部

二巻　畧目録

大和國吉野郡賀名生鄉和田村堀源二郎家藏後醍醐天皇御劔圖
飛騨國高山國分寺藏小烏丸大刀圖　平鞘太刀圖
山城國鞍馬寺藏源義経朝臣太刀圖
伊勢内宮藏俵藤太秀郷蜈蚣切太刀圖
播磨國宍粟郡山崎町平瀬某家藏天國太刀圖
相模國鎌倉鶴岡八幡宮藏源頼朝卿太刀具尻鞘及弦卷圖
千葉介常胤下鞘圖　筑紫彦山所掘得刀圖　丹波國大江山所得刀圖
源頼義朝臣太刀圖　伊豫國三島社藏平重盛卿太刀圖
那須家藏與市宗高太刀圖　伊豫國三島社藏大森彦七所奉太刀圖
同大塔宮所奉太刀圖　尾張國熱田社藏兵庫鎖太刀圖
源義家朝臣海老鞘卷腰刀圖　相模國箱根權現社藏赤木短刀圖
同藏源頼朝卿所奉太刀圖　同藏嵯峨天皇御劔圖
同藏古太刀圖　伊豫國三島社藏高力左近大夫高長所奉太刀圖
同藏平重衡卿所奉太刀圖　信濃國諏訪社藏細切丸太刀圖
長門國赤間関阿弥陀寺藏安德天皇御劔圖

同藏能登守教經刀圖　攝津國丹生山田農栗花落理左衛門藏大國太刀圖
駿河國富士淺間社藏武田信玄太刀圖　足利家短刀合具圖
京師本能寺藏刀劍圖　近江國竹生島社藏俵藤太秀郷所奉太刀圖
武藏國多摩郡御嶽山社藏宝壽丸太刀圖　京師六角堂古劍圖
織田信長公腰刀圖　讃岐國揃某家藏楠正成腰刀圖
大和國吉野山櫻本坊藏大和大納言殿寄附護摩刀圖
同藏村上彦四郎鎧圖　山城國本能寺藏大太刀圖
其餘數十圖總計九十餘圖

弓矢部

一卷　畧目録

攝津國住吉社藏弓并弓嚢圖　出雲國大社藏弓圖
尾張國熱田社藏弓圖　相模國鎌倉鶴岡八幡宮藏源頼朝卿弓圖
同藏武田信豊蟇藤弓圖　出雲國大社藏矢圖
加賀國江沼郡須輪間村多太社藏實盛表指鏃圖
尾張國熱田八劔宮藏矢圖　同藏蟇目圖

近江國佐々木家藏六角義賢鏃圖　攝津國住吉社藏箙圖
同藏鞆圖　伊豫國三島社藏淺利與市所奉箙圖
同　弦卷圖　尾張國熱田八劔宮箙圖　同矢加羅美圖
伊豫國三島社藏和田小太郎所奉箙圖
攝津國八部郡農鷲尾次郎兵衛家藏源義經朝臣鞆圖
同鏃圖　越後國一宮弥彦神社藏鎮西八郎為朝鏃圖
大和國釜口長岳寺藏能登守教經矢圖
攝津國住吉社藏鞆圖　同鞆袋圖
南都東大寺藏竹箙圖　京師荻野某家藏秦川勝胡籙圖
其餘十餘圖共計三十餘圖

旌旗部

卷之一　三卷　畧目録

攝津國天王寺藏貞固親王旗圖　同藏貞保親王旗圖
同藏平重盛卿旗圖　同藏平行盛旗圖　同藏清經旗圖

同藏能登守教經旗圖　同藏貞平親王旗圖　同藏貞元親王旗圖
同藏源滿政旗圖

卷之二

大和國吉野山吉水院藏後醍醐天皇御旗圖
攝津國天王寺藏赤松則祐旗圖　同藏足助次郎重範旗圖
同藏佐々木四郎高綱旗圖　同藏備後三郎高徳旗圖

卷之三

大和國吉野郡賀名生郷和田村堀源次郎家藏後醍醐天皇所賜
御旗圖　湯川某家藏大塔宮錦旗圖
武藏國品川法藏寺藏楠正成旗圖　京師五條八幡宮藏旗圖
甲斐國山梨郡菸原村雲峰寺藏武田信玄旗圖　二樣
源義家朝臣旗圖　伊豫國三島社藏旗圖
其餘數圖共計三十餘圖

鐘銘部

六卷　畧目録

卷之一　大和國奈良南圓堂銅燈臺銘
山城國神護寺鐘銘
山城國道澄寺鐘銘

卷之二

相模國新長谷寺鐘銘　安房國千光山清澄寺鐘銘
相模國箱根山鐘銘　同國藤澤寺鐘銘　遠江國佐野郡長福寺鐘銘
相模國鎌倉圓覺寺鐘銘　同國東慶寺鐘銘　河内國西琳寺鐘銘

卷之三

大和國奈良眞言院鐘銘　相模國鎌倉巨福山建長寺鐘銘　二首
武藏國豊島郡淺草寺鐘銘　同國同郡泉福寺鐘銘
山城國八幡神宮寺鐘銘　相模國鎌倉鶴岡八幡宮鐘銘
山城國京妙心寺鐘銘　同國山崎宝積寺鐘銘
大和國奈良般若寺鐘銘　陸奥國白川鹿島最勝寺鐘銘

卷之四

武藏國金澤郷知足山龍華寺鐘銘　同稱名寺鐘銘
同瀬戸三島鐘銘　大和國藥師寺塔堂露盤銘
陸奥國平泉中尊寺鐘銘　伊豆國走湯山東明寺鐘銘
大和國吉野勝手明神古鐘銘　同世尊寺鐘銘

卷之五

山城國太秦廣隆寺鐘銘　大和國奈良中川寺鐘銘
陸奥國平泉毛越寺鐵燈銘　同臨菴大明神鐵燈銘
紀伊國粉河寺鐵燈籠銘　尾張國一宮燈臺銘
武藏國多磨郡府中六所明神鐵佛銘
大和國藥師寺佛背銘　同國法隆寺釋迦銅佛光背銘
同藥師銅佛光背銘　相模國鎌倉所掘得經筒銘
常陸國青柳凌霄寺經筒銘　伊豆國田方郡狩野村所掘得骨壺銘
同國君澤郡增山村益山寺花盤銘　陸奥國會津庄八幡宮鰐口銘
山城國京壬生寺鰐口銘　大和國東大寺聖武帝銅板勅書

卷之六

伊豆國走湯山東明寺鐘銘　肥前國平戸觀音院鐘銘
相模國鎌倉鶴岡八幡宮銅燈銘　大和國東大寺燈臺銘
備中國一品吉備津宮鐘銘　駿河國巨鼇山清見寺鐘銘
大和國粟原寺塔堂露盤銘　同國法隆寺銅斛銘　二様
長持寺閼伽桶銘　安藝國伊都岐島鐘銘
其餘數十篇總計七十餘篇
七卷　畧目録

碑銘部

卷之一

大和國藥師寺佛足石碑　陸奥國多賀城碑
大和國益田池碑　雷字

卷之二

陸奥國宮城郡松浦碑　同國盤手郡松浦碑
近江國草津驛西南新田林碑　武藏國野火留平林寺碑

大和國吉野小中若清水碑　同國奈良佐保山御陵碑
大和國奈良招提寺金堂鵄尾銘
陸奥國宮城郡信田小太郎館跡岩切山碑
攝津國湊川楠正成碑　山城國宇治橋斷碑
武藏國品川海晏寺北条時頼墓誌
攝津國芦屋村猿丸大夫墓誌

卷之三

上野國多胡郡眞井村碑　河内國石河郡高屋連枚人墓誌
大和國奈良十輪院境内忍海連奥食碑
河内國上太子叡聖德太子瑪瑙石記
同國古市郡駒谷村金剛輪寺境内永手公墓誌
陸奥國宮城郡燕澤村碑　河内國石河郡春日村紀廣純女吉繼墓誌

卷之四

陸奥國松島御島碑　大和國達磨寺八面碑

伊豆國狩下郡土肥堀内村萬年山城願寺實平墓誌

卷之五

陸奥國宮城郡南宮村慈雲寺碑　武藏國牛島牛御前社碑
伊豆國和田村伊藤入道墓誌　陸奥國守山大元帥社碑
大和國葛下郡馬場村兜虫山野城出小野伊奈卿墓誌
武藏國品川海晏寺二階堂墓誌　近江國愛智郡吉永寺下乘碑
武藏國入間郡久米村將軍塚碑　伊豆國田方郡善名村碑
下總國葛西郡青砥村古城跡碑　紀伊國高野山町石縮圖

卷之六

相模國江島碑　同國鎌倉扇谷海藏寺碑
大和國宇知郡大澤村楊貴氏墓誌　下野國宇都宮清巌寺鐵碑
大和國寧樂佐保山碑　肥後國石敢當碑
山城國京五條八幡宮手水鉢銘　武藏國秩父碑
上野國八幡山碑　同國桐生碑　大和國宇治川磨崖碑

卷之七
傳空海益田池碑草本眞蹟
其餘數十篇總計六十餘篇

扁額部

扁額竟覽　八卷　一卷　共九卷

凡例　四則

一題署之體法起秦漢本朝名賢親書之隋唐世有能者是以宮殿扁額燦然一王典刑但中葉以降乾綱解紐宮闕荒廢諸公名蹟隨亦散亡其僅存者獨書家者流摸本耳今一撮之編入其在佛閣神祠者以僻遠免兵火眞蹟往々見存京就摸取原本編入

一原字狹紙可容者皆全依原本其字體長大者倣陳繹曾八分九宮圖法縮寫收入若欲復舊觀照線方拔大則可以不謬毫末矣

縮寫割線圖

畧目錄

卷之一

觀智院僧正賢寶眞跡　百寺
後土御門院宸翰京師吉田社額　元本八神殿
世尊寺大納言行成卿眞蹟　清水寺
同上京師吉田社額　日本最上日高日宮
後柏原院宸翰嵯峨二尊院額　小倉山
花園院宸翰京師正法山妙心寺額　玉鳳院
淳和天皇宸翰甲斐國山梨郡東光寺村日輪法城寺額　日輪法城禪寺
清水谷大納言實秋卿眞蹟京師吉田社榎門額　日本最上両太神宮
後花園院宸翰相模國鎌倉光明寺山門額　天照山
持明院樣中納言基輔卿眞蹟江戸聖堂仰高門額　仰高
同上入德門額　入德門
後小松院宸翰京師金閣寺額　究竟頂
嵯峨天皇宸翰　上品蓮臺寺
同上上京辨天額　西室
後奈良院宸翰　知恩教院
青蓮院宮尊祐法親王眞蹟　感神院　新宮
同上聖堂額　杏壇

後陽成院宸翰紀伊國高野山興山寺額　興山寺
弘法大師眞蹟大和國法隆寺勝鬘院西圓院藏　一切經藏
伏見院宸翰京師花園妙心寺經藏額　毘盧藏

卷之二

靈元院宸翰江戸東叡山中堂額　瑠璃殿
同上　會昌門
同上　淨花院
同上京師西山天安寺額　法金剛院
同上大隅國八幡宮額　敵國降伏
同上攝津國天王寺額　釋迦如來
青蓮院尊純法親王眞蹟相模國鎌倉鶴岡若宮額　若宮大權現
龍池院二品尊朝法親王眞蹟讃岐國大水主社額　正一位大水主大明神
弘法大師眞蹟大和國金峯山第四鳥居額　妙覺門
同上　法華三昧堂
同上　叙興堂
同上　淨華寺
同上　靈鷲山
弘法大師眞蹟　應天門
世尊寺大納言行成卿眞蹟　清水寺
參議佐理卿眞蹟　萬音院
小野道風朝臣眞蹟　靈山華嚴院
世尊寺定成朝臣眞蹟　圓照

卷之三

小野道風朝臣眞蹟參河國瀧山寺仁王門額　瀧山寺
同上播磨國極樂山淨土寺額　淨土堂
同上山城國乙訓郡西岡向日社額　正一位向日大明神
同上同國山崎八王子社額　天神八王子
同上尾張國熱田社東門額　春敲門
同上越後國柏崎永徳寺額　永徳寺
同上大和國金峯山第三鳥居額　發覺門
世尊寺大納言行成卿眞蹟　正一位高野大明神　東書寛弘六年五月二十八日書之
同上山城國石清水八幡宮額　准宮八幡
世尊寺正二位經朝卿眞蹟武藏國多磨郡谷保村天神額　天満宮
世尊寺正二位行季卿眞蹟山城國梅津地藏堂額　引接寺
弘法大師眞蹟京師東寺什物　龍宮
世尊寺從二位經尹卿眞蹟武藏國瀬戸大山積社額　正一位大山積神宮
後鳥羽院宸翰筑前國博多聖福寺額　扶桑最初禪窟
同上嵯峨清龍寺釋迦堂樓門額　霊鷲山
同上筑前國太宰府觀世音寺額　觀世音寺
同上大和國奈良長樂寺額　長樂寺
同上讃岐國白峰頓證寺額　頓證寺
世尊寺後三位行能卿眞蹟石山寺額　石山寺

傳教大師真蹟 南無山王廿一社　後小松院宸翰相模國圓覺寺額 舍利殿
後土御門院宸翰京師大徳寺方丈雲門菴額 雲光
弘法大師真蹟大和國金峯山第一鳥居額 發心門

卷之四

神祇伯從二位卜部兼雄卿真蹟播磨國中市郡天神鳥居額 天滿宮
藤木甲斐守敦直真蹟京極宮御領内下桂村御靈宮額 御靈宮
中御門前大納言宣胤卿真蹟近江國愛智郡大社額 正一位大社多賀大明神
拾遺亭相入道教長卿真蹟 金峯山　弘法大師真蹟河内國觀心寺額 觀心寺
船橋經賢入道常覺真蹟河内國古市白鳥社額 白鳥大明神
高野山沙門悔焉真蹟 天照皇太神宮　瀧本坊昭乘真蹟 月華高
妙法院二品堯然法親王真蹟 山王大權現　弘法大師真蹟信濃國善光寺額 善光寺
曼珠院二品良尚法親王真蹟播磨國印南郡曾根村天神額 天滿宮
弘法大師真蹟京師東山靈山國阿堂額 靈鷲山
聖護院宮道晃法親王真蹟山城國愛宕郡日吉坂南新熊野社額 新熊野大權現

仁和寺覺深法親王真蹟武藏國豊島郡王子社額 唯一王子宮
崇保院公寛法親王真蹟江戸下谷正法院鳥居額 正一位稲荷大明神
蓮華光院大僧正道恕真蹟同上拜殿額 稲荷大明神
筆者不詳大和國長谷寺鳥居額 功德成就塗之
弘法大師真蹟大和國大峯洞川龍泉寺額 龍泉寺
大職冠鎌足公真蹟 高林寺　菅公真蹟越後國松山農家藏 太
近衛大相國家熙公真蹟江戸小石川牛天神鳥居額 天滿宮
堀川左大臣俊房公真蹟山城國宇治郡平等院樓門額 平等院

卷之五

光明皇后宸翰參河國鳳來寺額　後水尾院宸翰江戸東叡山寛永寺額
花園院宸翰相模國鎌倉圓覺寺山門額 圓覺興聖禪寺
醍醐天皇宸翰丹後國天橋立智恩寺額
聖武天皇宸翰尾張國一宮額 真清田大神
參議佐理卿真蹟筑後國一宮鳥居額 高良玉垂宮

石川杢亮頼直真蹟武藏國橘郡川崎平間寺大師堂額 平間寺
京極黄門定家卿真蹟大和國吉野郡川上莊多古村秋光山心月院藏 時雨亭
後柏原院宸翰京師嵯峨二尊院額
大覺寺宮寛深大僧正真蹟但馬國妙見山帝釋寺額
弘法大師真蹟下野國日光山瀧尾社額 ト讀中宮
持明院中納言基雄卿真蹟陸奥國鹽竈社額 鹽竈宮 別宮 右宮
後光嚴院宸翰相模國鎌倉圓覺寺佛殿額 大光明寶殿
權中納言基雄卿真蹟播磨國高砂社額
崇上人真蹟相模國鎌倉光明寺額 勅願所
宸翰不詳 [illegible]國一宮鳥居額 正一位勲十二等[illegible]大明神
小野道風朝臣真蹟丹後國天橋立籠社額 正一位籠之大明神
智覺禪師真蹟相模國新井閻魔堂額 琰王殿
參議佐理卿真蹟伊豫國三島社額 日本總鎭守大山積大明神

小野道風朝臣真蹟丹波國井原石龕寺額
後奈良院宸翰京師智恩院本堂額 大谷寺
九條准三后尚實公真蹟遠江國秋葉山鳥居額 秋葉大權現
隨宜樂院一品公遵法親王真蹟 天淵　裏書曰文明九年
後西院宸翰京師泉涌寺藏 靈明　小野道風朝臣真蹟 正一位勲八等高野天神
弘法大師宸蹟大和國法華寺村海龍王寺額
後奈良院宸翰安藝國嚴島社鳥居額 伊都岐島大明神
張即之真蹟京師泉涌寺額 東書七行
玄宗皇帝宸翰 補陀海山圓通寶閣 東書六行
持明院權大納言基時卿真蹟相模國江島岩本院額
釋自休真蹟安藝國嚴島經藏額 轉法輪

卷之七

弘法大師真蹟 真言院　同上 宜陽門
筆者不詳 建春門　同上 承明門

弘法大師真蹟 長樂門　同上 承香殿
筆者不詳 仁壽殿　同上 春興殿　同上 内衛門
同上 紫宸殿　同上 宣秋門　同上 永安門
堀川左大臣俊房公真蹟 明義門　筆者不詳 左掖門
同上 建禮門　弘法大師真蹟 常樂門　筆者不詳 弘徽殿
同上 溫明殿　同上 常寧殿　同上 校書殿
同上 清涼殿　同上 後涼殿　弘法大師真蹟 貞觀殿
霊元院宸翰京師西加茂霊源寺額　弘法大師真蹟 菩提門
藤木甲斐守敦直真蹟 不老門　弘法大師真蹟 函嶽門
佛光禪師真蹟相模國鎌倉建長寺開山塔外門額 嵩山
張即之真蹟同圓覺寺浴室額　同上方丈額
夢窓國師真蹟同上祈禱殿西面額 祈禱 修正
土御門院宸翰相模國江島辨天宮額 大辨才天女
雲幽真蹟同國鎌倉建長寺開山塔中門額 西來菴

宸翰不詳同上佛殿額 祈禱　亀山院宸翰同稱名寺八幡宮額
竹西真蹟同建長寺東門額 海東法窟 裏書 崇禎元年十二月日 竹西書
筆者同上同西門額 天下禪林 裏書同上
筆者不詳同山門額 建長興國禪寺 或云宸翰或云宋子昱所書也
蘭溪禪師真蹟同常樂寺文殊堂額 秋虹
筆者不詳同圓覺寺祖塔門額 萬年山
同上同建長寺總門額 巨福山 或云趙子昂又云寧一山
無學和尚真蹟同圓覺寺禪堂額 選佛場
佛光禪師真蹟同常樂寺方丈額 圓鑑
從三位源氏満卿真蹟同圓覺寺祖塔額 常照
宸翰不詳山城國長谷村解脫寺額 八鹽山解脫寺 此額今在三井寺云云
参議佐理卿真蹟京師北山名倉大雲寺觀音堂額 大雲寺
宸翰不詳安藝國誓願寺本堂額 或云天智帝宸翰
後水尾院宸翰山城國幡枝圓通寺額 大悲

宸翰同上 圓通
聖護院道澄准后真蹟 稱名院　宸翰不詳陸奥國白川正雲山金勝寺 祈禱 修正 西面額
後光嚴院宸翰丹波國神尾山金輪寺額

卷之八

照高院道晃法親王真蹟京師祇園社烏居額 感神院
宝鏡寺宮真蹟長門國阿武郡萩法光院金毘羅堂額 金毘羅大權現
後水尾院宸翰京師相國寺開山塔額 圓明
仁和寺覺深法親王真蹟陸奥國笠島道祖神長所額 正一位道祖神
最上乘院一品公啓法親王真蹟下野國日光山男體權現額 男體大權現
神道長正二位卜部季兼卿真蹟武藏國久良郡金澤瀨戸三島明神額
清和天皇宸翰京師粟田口御日山太神宮額 日向宮
亀山院宸翰下總國香取郡香取新福寺額 香取新福寺
弘法大師真蹟但馬國古三津村儀光寺額 真隆山
李三錫真蹟武藏國中郷多田藥師額 玉島山 裏書 朝鮮[illegible]房堂
清和天皇宸翰攝津國勝尾寺額

神祇伯從二位卜部兼雄卿真蹟陸奥國鹽竈明神額 正一位鹽竈大明神
白二子真蹟遠江國中泉村八幡宮額
了堂真蹟陸奥國松島御島雲居禪室額 把不住軒
大明院一品公辨法親王真蹟下野國日光山深砂王額 深砂王
月舟真蹟陸奥國白川郡関山満願寺額
後西院宸翰京師北野天満宮中門額 天滿宮
觀智院僧正賢賀真蹟隱岐國島前燒火山雲上寺額 燒火山
近衛准后信尹公真蹟武藏國隅田川木母寺額
黄檗南川和尚真蹟下野國都賀郡乙女村泉龍寺西面額
淳元上人真蹟 裏 御嶽山
表 御嶽山
二階堂出羽守行氏真蹟武藏國品川海晏寺額
後冷泉院宸翰陸奥國木幡山治陸寺額
青蓮院尊澄法親王真蹟京師鞍馬寺額
後陽成院宸翰周防國吉敷郡宇野金村周慶寺額

仁和寺覺深法親王真蹟 陸奥國笠島道祖神鳥居額 今ニ住道祖神
曼珠院二品良尚法親王真蹟 江戸淺草寺總門額 金龍山
大明院一品公辨法親王真蹟 同根津權現樓門額 根津大權現
後白河院宸翰 伊豫國松山菅生山太寶寺額 菅生山
其餘數十枚共計二百二十餘枚

定家卿真蹟小倉色紙部　一卷　目録

こひすてふわかなハまたき　此色紙及古筆もちゆ
あさちふのをのゝしのはら　同上
さひしさにやとをたち出てなかむれは
こぬ人をまつほのうらのゆふなきに
きみかためおしからさりしいのちさへなかくもかなとおもひけるかな
世中よみちこそなけれ
やへむくらしけれるやとの
なにはなるらん人のこゝろや　残缺

これやこのゆくもかへるもわかれつゝ　東本願寺家人松本主殿藏
たかさこのをのへのさくらさきにけり
とやまのかすみたゝすもあらなん
夏のよハまたよひなからあけぬるを　三井次郎右衛門藏
みよしのゝ山の秋風　三井三郎助藏
あひみてのゝちの心にくらふれはむかしハものをおもはさりけり
うかりける人をはつせの　三井八郎兵衛藏
ゆらのとをわたる舟人
わくらはやまこのめもちて
あさほらけありあけの月とみるまてに
百しきやふるきのきはの
あきかせにたなひくくもの
もとかれしのゆくへまては
ふるのとことはかなしき

いましはのたゝちきりこそ
花のさかりハのちもまたなむ
かくしたにえやハいふきの　後藤庄三郎藏
たかさこのをのへのさくら
田子のうらにうちいてゝみれは
あはれとも明の月も
みせはやなをしまのあまの
ちはやふるかみよもきかす　鴻池善右衛門藏
さみたれのそらのかきくもり
こぬ人をまつほのうらの

總計三十三枚

奥書ニいふこの色紙ハ京師宗家の重宝として故ありて傳りしものなり又能書の人ハ知らず優劣を論する事ハ及はさるものなれとも好事家の鑑識にそなへんため温故のたよりともなるへきにやとて寫して收入る

花押藪　七卷　丸山可澄

すゞめの
凡例云凡此書上天子より下連歌師に至まて類を分ち部を立るといへとも年代を以て次第をなす或ハ一家同部の者ハ年代に拘らず集め列ね以て觀覽に備ふ凡此書姓名の上に其家號を註す下に其父の名及其官位卒年を註す以て考證に便す○凡此書に載るところの花押皆其真蹟を臨寫するものハ傳寫によらずして真を失ふ事なく未嘗て疑似に涉らざるものなり或間に之を刻する者のゆへ判書して以其載るところ皆中古將士の花押なり今真跡を以てこれを臨寫する其状皆異なり蓋輕薄に從て僞作しくいて俗眼を眩すものを今これを取らず○凡此書に載ところの花押ハ或ハ其所出を詳にする間斯まて詳にせざるもの有りこれ海内家々に貯へ戸々に蓄るものなり○凡釋家ハ其官の有無を論ぜず年代を以て次第をなす法親王の如きハ則釋家なれ共其

衆族に混同すべしすれバ親王の末に附して標して其親とし
りよ〇巻首 漢文ハ自序にて夫文書者事之左驗にして花押ハこれ文
書の左驗なり可澄 君命を奉じて古今の花押を輯め部して七
巻とすなづけて花押藪といふ凡古今の文書日記の中にて花押とみえし
名氏あるものなし此書毎段其姓名を標して其次に花押を列す誰にや知れ
ざる花押の左驗にあらざらんや元禄之年歳次庚午六月穀旦常州水
戸府丸山可澄序

巻第一　天子　後深草帝より後水尾帝に至る　二十人
親王　惟康親王より尊邦親王に至る　十二人　法親王　守覚法
親王より道晃法親王に至る　二十一人　執柄　藤原良経より
藤原康道に至る　二十人　大臣　平清盛より藤原教平に至る
三十四人　贈大臣　源尊氏より藤原晴豊に至る　八人
巻第二　大納言　藤原行成より藤原兼賢に至る　四十一人
贈大納言　藤原為之　源廣忠　二人　中納言　大江匡房より

源親房に至る　二十九人　贈中納言　藤原長政　一人　参議
藤原佐理より源忠昌に至る　十三人　二位三位　源直義より
源忠吉に至る　十四人
巻第三　四位　源義家より大江尚政に至る　百二十一人
巻第四　五位　源義國より平堅盛に至る　百四十五人
巻第五　五位　源光常より藤原政一に至る　百三十三人
巻第六　無官位　平實平より平一成に至る　五十七人
巻第七　釋家　良忠より日忠に至る　九十人
連歌師　宗祇より満材に至る　九人

續花押藪　七巻　同上

巻首自序に云凡天下之事此に感あるときハすなはち彼に應ありて顕晦
の數あらかじめ期すべからずといへども感應の理いちじるしあきらかなる
ものあらず可澄　義公の命を奉じて花押藪を撰する時に江
師匡房の押字を傳へ示すものあり然ども旁他の證なし　真
贋辨ずべからずいかんや今を距こと六百餘禩なれバ後人の偽造の
ものならざらんや夫江師ハ一代の偉人なれバ其押字を得
て疑べきものなればこれを棄ることハすなはちもつとも惜むべし
らずに以て愛と雖助に割するにもすなはちこれを前編に收
む近ごろ續編を纂むるに洎て延久二年の官符を購得たりすなはち
江師及小槻師経連署の牒なり玉匣蓋を得て疑惑氷のごとく
釋ぬ去のしからずば前編已に行成佐理の二點を收ないえ道風を
獲ず常に三點の一を欠ことを憾む今たまたま求めえて既に江
師を疑ひし師経を獲て三點を全くせんと欲してすなはち
風をなべて蓋精誠の感ずるところ葉公龍を致すの比か於戲古代
の花押何ぞ此に止らんや聞古押字をもてあらはるるも姓名家宗老
すところなきものハ闕て存せず可澄老て且疾に嬰りしかる
多きを貪て歳を玩び日を惕んや謹て義公の遺意に遵て
いささか微力を竭すのみ書成て剞劂に授して以て其…

寶永五年歳次戊子九月穀旦常州水戸府丸山可澄序
巻第一　天子　後醍醐天皇　後光嚴帝　後西院帝　三人
親王　幸仁親王　一人　法親王　覚圓法親王より道祐
法親王に至る　十三人　執柄　藤原良實より藤原信尋
に至る　六人　大臣　藤原實行より藤原公規に至る　五人
贈大臣　源義量　一人　大納言　源通氏より源光圀に至る
十人　中納言　藤原資頼より源綱教に至る　七人　参議
藤原長房より藤原忠郷に至る　三人　二位三位　源頼宗より
清原枝賢に至る　四人
巻第二　四位　小野道風より菅原宗矩に至る　百三十三人
巻第三　五位　源忠義より平貞衡に至る　百四十八人
巻第四　五位　藤原教隆より藤原正利に至る　百二十一人
巻第五　五位　源忠知より源頼郷に至る　百十八人
巻第六　士庶　藤原欽夫より光悦に至る　八十六人

巻第七　釋家　頼仲より日信に至る　五十七人　連歌師
昌琢　一人
宝永八年三月上木

古押譜

六巻　七本　松崎祐之

巻首漢字の自序に天下許多の人史に載せて傳ふ善人の悪ありて不善人の不幸なり天下許多の人賤しく求むる所し善人の不学小しく不善人の幸なり後世十縦横上下して其家を擇其徴を彰すせんと欲す將まられ符しられ契しられ偶しられ稱し心を用ひらく千萬なしといふべし其駁雑を観視するところまづ京師に於て府の國々しく舊刹古祠ハ典物の蔵するところ國家乃宗廟の遺故に歴代の遺宝覧古今制詔令雑の證の跡え老源紀伊州牧君事に於て視の暇古を好て蒐する書に四方に歴觀し古圖籍を披きしむ積累年久しく集書盈ち溢る既より古今を鑑るもの八史なり史を徴するもの八文書

を徴するもの八押なり其廢乎搬揚しく編輯成八則市致古の一端なりんとして越て姑く切を越し歳を歴く書成る但支姓名官衙譜系年序正疑相錯紙駁相襲るものてらく史に詳し人に取く敢て意を以て遠むるところに断ず嘗て一貴族に聞く曰く先輩の筆記の備傷點畫を忽にすべしとすられ史を讃む妙訣なりと蓋極めく古書の擾がらく往蹟の尚へきをり今其押を觀しく其人を想ひ其名を聞く其実を繹ぬるも偶備照望の比するうちときに則此示以て史を徴する符契となすべく以て古に遡る階梯となすべくして彼幸不幸者の論は偏てゆくべき伝らくられを貴族者に啓せハまされ祐之の為に頌すべし時に正徳乙未歳冬至日洛陽松崎祐之江府芝濱の邸舎に書す
新編古押譜篇目
巻之一上　天子　亀山院　後小松院　二人　親王　榮仁親王　一人　源氏　定具より土岐政房に至る　八十四人

巻之一下　最松頼宥より後藤直風に至る　九十六人　附押　辨六負
姓名或ハ所號或ハ官署明益有て世系家と擧に動へからくもの慶しき措べし故に毎氏の下に附攷し以て後学の纂補を俟下られに做へ
巻之二　平氏　清盛より岡本重政に至る　五十二人　附押四負
巻之三　藤原氏　成範より片倉景綱に至る　九十四人　附押六負
巻之四　橘氏　楠正儀より山中長俊に至る　六人　高階氏　泰経より大谷吉継に至る　六人　菅原氏　前田利長　堀秀政　二人　大江氏　匡房より毛利秀頼に至る　六人　附押一負
清原氏　清元定　清貞敏　二人　紀氏　浦上某より堀田正信に至る　四人　中原氏　親能より攝津之親に至る　三人　附押二負　三善氏　飯尾之種より布施公雄に至る　十六人
丹治氏　丹治宗行　青木一重　二人　越智氏　稲葉貞通　一柳直盛　二人　大中臣氏　奥田貞長　奥田家次　二人

中臣氏　藤堂家忠　一人　賀茂氏　氏久　一人　[illegible]氏
羽田正親　一人　滋野氏　直田昌幸　一人　宮道氏　蜷川
親孝　一人　日下部氏　朝倉教景より八木正信に至る　七人
三宅氏　淳田直家　一人　豊臣氏　木下秀吉より木下重堅に至る　五人　秦氏　秦久弘　長曾我部元親　二人
多々良氏　大内弘世より山口正弘に至る　八人
巻之五　諸氏　須賀清秀より犬塚家續に至る　百十一人
巻之六　雑纂　得名并官署者　左衛門尉家盛より民部少輔秀清に至る　十人　得名者　親宣より秀雄に至る　二十五人
得別號者　行圓より如雪に至る　十人　得姓氏并官署者
乙部勘解由より種村薩摩守に至る　三人　得官署者
丹波守より右兵衛尉に至る　二十八人　附押十四負　釋氏
恵鎮　等縁　二人
正徳丙申六月刻

古今茶人花押藪　一巻

此書作者詳ならず古今の茶人東山殿より千宗旦に至るまで八十人
の花押をうつしおく小傳を附す又珠光より二代丹下に至るまで
五十四人の花押をのせて考へ者と標しくろ小傳のしかにのせり巻
末に抗茶記を附す延享元年素濤仮字の序あり同年十二月刻

萬寶全書　十三巻　菊本嘉保

巻之一　本朝画印傳上　名畫上代より僧宗仙に至る百三十五人の伝
并に印文をのせ　巻之二　同中　雪舟より桃林に至る百七十八人
巻之三　同下　専門家狩野正信より雪山に至る　七十二人　雑傳　尊俊
より李欽に至る　六十四人　狩野家累世畫法　繪具題名
元禄癸酉季冬菊本幸甫斎跋
巻之四　唐繪畫印傳全　唐繪戴嵩より鄭澤に至る　百七十八人
巻之五　和漢田[illegible]畫跡印畫全　隆蘭溪より黙菴に至る　八十八人
本朝古筆諸流目録全　大師流より傳内流に至る　二十八家
古来流行御手鑑目録全　切百三十五　短冊六百十六　慶安四年

古筆菴奥書あり右者寛永之頃之代付也とぞ
巻之六　和漢名物茶入肩衝目録上　故家名器正図　四十七品
瀬戸物唐物諸手新竈肩衝口兀手より拳底手に至る　六十三種
巻之七　同下　唐物の茄子より茶伺屋焼に至る　五十五種
続編　思川手より鬼四郎焼に至る　廿六種　系切の図　土薬
竃所　茶入挽家の図并挽物茶入　奥書あり元禄七甲戌年孟春
吉辰浪華の所生網干氏某輯録
巻之八　和漢諸道具見知抄全　古今焼物諸國出所　唐物渡りの
次第　古器名物類卅八品条目　奥書あり右和漢道具の一書八方
一往に粗存せる者これなりといへども尽ごとく備らず今幸にして
浪華の所生網干氏某世に秘するところの全本をうるがゆゑに強て
乞ひてこれを求め所會して以て闕略をおぎなひ節目図解を全備
しく梓に鏤むるものなりけり元禄七甲戌孟春吉辰
巻之九　和漢古今宝銭図全　古今和銭　二十七品　三才図會小

窓引記業所載銭　九品　古銭図　三百餘品
巻之十　古今銘盡合類大全上　番鍛冶次第より諸鍛冶系図に至る
十三條　鍛冶諸國總目録　國分諸鍛冶秘談山城物より大和物に至る
巻之十一　同中　諸鍛冶國目録　國分銘盡相州物より和泉物に至る
巻之十二　同下　國分銘盡紀州物より若狭物に至る　雑部　二銘
國不知　二銘　先書系図秘談抄奥書　秘傳抄奥書　目利書
奥書　及付心形像奥書　已上四部書共に慶長拾六亥三月十二
日の奥書なり
巻之十三　彫物目利彩金抄全　後藤氏系図　彫物代付目録
彫物見分様のこと　紋盡のこと　諸國鐔のこと　柄鞘鮫のこと
甲冑鐙のこと　享保三年六月刻

古今名物類聚　初編　七巻　陶斎尚古老人

初編中與茶入之部　五巻　大名物茶入部　二巻　共七巻より成る
凡例にいはく凡名物と称するは慈照相公茶道翫器を好せたまひ東山の別

業にて茶會をまうけ古今の名畫妙墨珍器宝壺のたぐひをあつめたまひ
なかば當時の数寄者能阿弥に任せあつかはしめ[illegible]
[illegible]の器の名を價を定め[illegible]次く信長秀吉の
二公[illegible]利休宗及等に命せられて[illegible]
とも定め[illegible]後世これを[illegible]称し[illegible]名物[illegible]
小堀遠州公古器を愛したまひ藤四郎以下瀬戸窯の茶入のうち
も古瀬戸唐物[illegible]
みな[illegible]も[illegible]採て[illegible]名物を[illegible]
より世[illegible]中興名物と称するを
よ[illegible]古代の名物[illegible]大名物[illegible]○大名物は[illegible]の
[illegible]
人[illegible]
[illegible]其品の[illegible]何の[illegible]
[illegible]図記[illegible]次編[illegible]大名物とは

[illegible]今世ニ用ゆ[illegible]化ス○
凡此書ニ図記[illegible]
ハ諸家の蔵する図説を集めて校合し[illegible]
[illegible]此書ニ図なきものの図あるも[illegible]
[illegible]
又これ図絵の[illegible]
○挽家并箱書付添輸添懸物等も[illegible]
[illegible]
[illegible]大名物茶
[illegible]校合の[illegible]

破香合　織物　名物雑記　四上四編
行ニ六レ　天明丁未孟春
巻之一　唐物　　巻之二　古瀬戸　春慶
巻之三　藤四郎　藤四郎春慶　　巻之四　金華山

巻之五　破風　　巻之六　大名物　唐物
巻之七　古瀬戸

同　二編　五巻
巻之一　茶入　後窯　国焼　　巻之二　同上　天目　茶碗
巻之三　楽焼茶碗　　巻之四　雑記　茶掛　花入　茶箱　壺
巻之五　同　水指　釜　硯

同　三編　拾遺部　四巻
巻之一　茶入　藤四郎　金華山　破風　　同上
巻之二　同　古瀬戸　春慶
巻之三　茶碗　数之物　小倉色紙　墨蹟
巻之四　香炉　臺　盆　香合　瀧本坊七種名物
已上三部　寛政元年刻

同　四編　名物切部　二巻
巻之一　緞子　金襴　　巻之二　同　間道　雑載

古　寛政三年辛亥冬刻

錦繡譜　写本　一巻
緞子　金襴　銀襴　間道　紗金　印金　風通　海気等をあつめ類を
わかちて地紋模様を[illegible]附す　巻末ニ
江田世恭の印金考あり

和漢書画一覧　一巻
凡例ニ云　書画一覧原刻明和八年ニ公布す　今原刻の訛謬を補正し
新撰の二字を冠して新ニ梓ニ寿す[illegible]
得く詳なし[illegible]或ハ其地名[illegible]
遺脱する[illegible]
[illegible]
候さなり　○本邦の書家ニハ[illegible]
ま画ハ[illegible]古法眼を[illegible]
[illegible]今[illegible]所大抵東山殿時代の前後より[illegible]

其人鬼録ニ上るものハ[illegible]求めて[illegible]漢ハ趙宋より[illegible]
て但本邦ニ専らし[illegible]書画譜等の[illegible]
以てなり[illegible]及び舶来の人ハ　本邦諸名公の[illegible]
見聞ニ随ひ録す[illegible]遺脱[illegible]其所なり○此書[illegible]
題す[illegible]和歌者流儒門茶人俳諧師僧[illegible]
賞す[illegible]○録中標す[illegible]名字[illegible]
[illegible]文名[illegible]
辛亥[illegible]月[illegible]　天明[illegible]三月刻

雅　遊漫録　七巻　大枝流芳
巻之一　器物総論　書　書厨　筆　硯　附名物古硯図　墨
紙　朱墨　水滴　壓尺
巻之二　印章　印色池　刀子　鎮子　筆床　筆架　硯屏　糊斗
筆洗　秘閣　紙簽　烏絲欄　法帖　[illegible]　懶架　几案　書燈　[illegible]

混波須　栞　書簾　歌袋　鏡子
巻之三　避暑　方便嚢　詩嚢　千里鏡　途利　石火燈籠　遊仙窟
行厨　杖　旅行雑具　香茶酒具　花尊
菖蒲盆　烏有先生集　没字碑　無傷子　芸紙箱
如意　麈尾　扇　附扇墜　料絲灯　方枕　菊枕　足
儀軸　書叉　打枝　硯枕　焚掛　水石供
巻之四　錦繍譜　引　同繍紋図　同註解　同価品高下
巻之五　琴附譜　箏　和琴　琵琶　笛　笙　篳篥
三鼓　太鼓　鞨鼓　鉦鼓　洞簫　尺八　詩歌　文字　畫図
南京笛　附譜
巻之四　巧結正式　二十七様　相生結　真情結　貝桶懸緒二結
片結　左右二　叶結　兎頭結　上巻結　串結　揚巻結　二重四結
草花結　琴袋結　六重結　草結　長刀結　十文字結
烏頭結　花結　幕串結　鶯宿梅　四手結　総角結　寿老結

懸緒
巻之七　投壷　貝合　歌貝　弾碁　韻塞　文字鎖
闘茶　闘草
○已上の諸件和漢の書籍を引今案を附して、さらに其式をしるしあるといへとも、其図説を伝へ行はれたり○此書の作者は大枝流芳といふ人にて、号を漁隠といふ。此書の外に香道の書、貝尽浦の錦及び聞香の書数部を著す○寛延二年十月大江都庭鐘漢字の序を附す同十三年癸亥九月上梓

貝尽浦の錦　二巻　同上
上巻　諸説　和歌浦貝図　歌仙貝遺漏百餘品　住吉浦潮干図
前歌仙貝三十六品評　但馬竹野浦貝図　後歌仙貝三十六品評
源氏介部当因録　新撰六歌仙介
下巻　百介図　追補介図　前歌仙介歌並図　後歌仙介歌並図

貝尽歌式并貝づくしや指南　相貝経
○此書旧名介譜寛延二年三月よりはしめ流芳が自序あり同四年正月上木す

薫聚類抄　写本　二巻　寂蓮法師
此書寂蓮法師のあつめられしにて古代の薫物の方歌百首なとのせられたるを甚つまひらかにしるし伝へしところなり
友人江田世恭より借閲す古本にハ聚の字を集の字に作れり

六くさの記　写本　一巻
なにがし院の御序に六種のたきもの方をあつかひ給ひけるとき、むくさなり　梅花　荷葉　菊花　落葉　侍従　黒方　侍従ハ...

いやましくくろ方といへるはいやまさるの字をかきて...黒方の...八相雪の...

五月雨の記　一巻
此書ハ文明十一年五月十二日東山泉殿六番香合同十年十一月十六日六種薫物合等の判詞并ニ香包花の結様折形等をしるせり其よ六種薫物の方なとのす其六種ハ夏衣　仙人　漢舟　松風　菊形　御裳濯
○序に云...五月雨のはれまに...
扶桑拾葉集に伏見宮邦高親王...○此書写本なり...泉州堺谷忠斎奥書の本あり大枝流芳のあらはせし也

らせり

五月雨記考　写本　一巻　江田世恭

此書ハ後西院叡覧のため東山泉涌寺の諸なる宝器のなかに考へたる引用の書親長記 撮鳴暁筆 耳底 常山文集 扶桑拾芥集等なり

雲井ノ春　写本　一巻

蹴鞠乃書なり鞠の故実なくしびる作法封緘の図鞠見物のす授束のすがたなどをあらはせり

まりのうへきの記　写本　一巻

蹴鞠の記なり遣遥院実隆公乃作なり

白鷹ノ記　写本　一巻

二条良基公の鷹乃文なり扶桑拾芥集にも収めたり

嵯峨野物語　写本　一巻

鷹乃故実をあらはせり序ハ二条良基公の作としるされたり扶桑拾芥集に載られたり

犬追物語　一巻

此書ハ正保四年薩州侯武州にて初て犬追物を興行せられし次第を林春斎の筆記せしめしものなり

本朝画伝　四巻　狩野永納

本朝上古より已来画名高き人々の伝を漢文にてあらはし巻末に掛物褾装の寸法故実等をも同じく漢文にてあらはせり巻首に永納の自序あり

本朝書籍目録　写本　一巻　大外記業忠

俗に御室書籍目録と称す大外記業忠これを纂すといふ○巻首の目録にハ日本書籍惣目録とあらはせり其部立ハ

神事　帝紀　公事　政要　格式　氏族　地理　類聚

字韻　詩家　和歌　和漢　管絃　医書　陰陽　人伝

官位　雑々　雑抄　仮名　已上二十一篇なり

○奥書云以仁和寺宮本書之　普廣院殿御尋之時注文云々○又云此抄入道大納言実冬卿密所令備覧之本也　永仁二年八月四日宗安之師名在判○一本此書の巻末に諸家名記一巻を附すこれハ記録の目録にして李部王記より嚴記にいたるまで凡七十二部をかかげおのおの其人の官位姓名をあらはす

日本書籍考　一巻　林道春

日本紀古事記旧事紀より近代の雑記にいたるまで百二十部の作者巻数ならびに其書の大意をあらはす羅浮子がしるしの奥書あり

経典題説　一巻　同上

経書の名をあげて其書の大意を記す和書のあらはしたるにハあらねども日本書籍考と合刻するをもつてここに挙ぐ

和板書籍考　十巻　五本　幸島宗意

巻之一　神書　巻之二　儒書　巻之三　武書

巻之四　史伝雑記　巻之五　医書　巻之六　諸子百家

巻之七　詩文尺牘　巻之八　和歌　巻之九　和字諸書

巻之十　字書法帖

○此書ハそのはじめ和漢の書籍慶長年中より元禄年中にいたるまで本邦にして刊行するもの数百部をあつめ作者巻数大意を片仮字にてあらはせり元禄十五年壬午三月上木す

辨疑書目録　三巻　中村富平

巻之上　同音書目　同名書目　両名書目　古今書目　略名書目

読曲書目

巻之中　摭字書目　足利書目　落巻書目　落紙書目　本朝作者書目

巻之下　名数書目　有名無出書目　類書書目　書写書目

○凡例に云此辨疑書目録を著すことハ書名疑似の間あるハ混淆錯乱して辨別せざるがためなり因て博く和漢の典籍を索捜してその題号の同異混乱するを挙ずべきものハ今ことごとくこれを載す

書肆の児輩ハはやくこれに因て人の求に應して過すへからしめんことを欲するのみ　又凡書名を編次すること代を以て前後せず　下云
内外を以て條列せず唯其類を纂覧するにたより人のおもふ　去春首
小出す同音書目ハたとへハ五經纂經ハ類の如き同音異義或ハ五位圖
五音圖のごとき音相近くして混しやすきものなり又文字全く同じきものは因て同名書目なりとて並べてこれを挾む其中にハ二三字加損してわかちやすきもの谷響集と寂照堂谷響集とのごときものなり如も今同名書中にあることなく世人ハいはひハ四名称して両書混備するの類すれしてあまたなり次に両名書目ハ一本二名或ハ二名兼称するものを集む聚分韻略を三重韻と呼のたぐひなれなり又古今書銘の変改せる知がたからず太子傳備考の如き今改めて太子傳鼓吹といふのたぐひハ人はいひハ惑ひなきやうにす故に古今書目の一條をたてゝしるしぬ此等の書ハ各列ね　又云
新板書目録に本名をかくしてハ板行せざるもあれば人これをしらず

ならざるゝ書店ハおもく求めんと欲すれども得ず　得ずいはゞ自他ハ嫌ハなす故に今其一條をたて挙けてこれを書目とす　又云摘字本足利本落巻本落紙本書字本等ハ全くハこれを詳にすることあたはざれば　て記らく八勝ち誤多しくんば其他の書目も如何ぞ失考差謬なきをこと能はんや同志の人これを補ひ謬れるを正しくれば幸甚し
しもん○此書片假字をもて注釋す宝永六年十一月冨平漢字の
自序あり同七年庚寅上木す

書籍名数　三巻　中村治重

巻之上　自一部至四部　巻之中　自五部至廿部　巻之下
　自廿一部至百部

○此書和漢書籍の標題数字に係るものを纂めてこれを名数にあつむ平安の書肆臨泉堂中村百川治重が著するなり○天明辛丑初夏蘊古堂主人漢字の序安永甲子冬澤田重淵漢字の跋あり　天明辛丑の秋上木す

合類書籍目録大全　十二巻

本朝にて書籍を板に刻む事其始をしらず下夢窓國師（[illegible]）集等を板に刻まれて其中にハ弟子妙葩が跋ありて又高[illegible]せし佛書ハ八すれくちの西土が流なる文簡倉ハ市太秦に倍すよ[illegible]開板せしも近世の新板ハ慶長の季の庭訓即用集ありしが寛永以後のものおひたゞしくなれりしかや此合類目録にハ夢窓國師時代より明和の頃までて板行の数類をわかちて邉くこれをあつめたるも[illegible]

子集　国史　神書　有職書　儒書　經書　諸子
丑集　文集　書翰書　詩集　詩話　聯句書
寅集　歴史　傳記　故事書　雜書　字書　韻書　印譜
卯集　醫書　外科書　鍼灸書
辰集　諸宗經　未書記類　諸宗新經　僧傳　天台宗書　日蓮宗書
巳集　俱舍宗書　律宗書　華嚴宗書　法相宗書　真言宗書
午集　禅宗書　語録類　摘字板語録類

未集　浄土宗書　一向宗書　佛書雜類　假名法語類
申集　歌書　物語類　連歌書　俳諧書　狂歌書
酉集　茶道書　石刻類　往来手本類　女筆手本類
戌集　天文暦占書　算法書　袋刻書　女書　躾方書　茶道書
　立花書　香道書　盤上書　料理書　雛形書　蒔絵書　小説書
亥集　神武書　圖類　謠曲系竹書　舞書草子類　画譜　兵書　軍書

國朝書目　三巻　藤原貞幹

巻之上　正史 注并帝紀　編年　雜史　御撰書并目録
　日次記　國字日記　紀行　政事　文書　禮儀　[illegible]
巻之中　氏族　人傳　僧傳　天文　地理　殿舎　圖　[illegible]
　衣服　飲食　勸誡　故實　類聚　書目　字書　[illegible]
　臨池　画図　管絃　醫藥　[illegible]　[illegible]　神祇上　神祇[illegible]文
　神祇下　神祇雜書　佛書　佛神舊文　雜書
巻之下　文集　總集　詩集　總集　聯詩　詩歌　詩文別集

詩文雜書　和歌　勅撰集 法附　撰集注 私撰集　詩歌

千首　十百首　三百首　御製百首　百首　五十首　千首

二十首　十五首　十首　百廿八首　百廿首　六十四首　三十七首

三十三首　歌合　詩歌合　歌合記　不知年月歌合　哥合下附

所々和歌　法樂　和歌集　和歌書　連歌　連歌附　物語　物語注

已上の書目卷數作者或ハあらハしいひ闕けたる凡例よ云ハ以て記す

ものハ本朝の書籍目錄よ載するところ●印を以て記すものハ今本朝書籍

目錄所載の書とあるところを抄して記よ載る書の令かたのうちの數也

此よ記すところハ二書二部を載るもの國史及政事禮儀ハ書世を以

て次序を立て其餘ハ國字四十七音を以て類別す（ハ元明丁未八月

東京池永錦漢文の跋あり寛政三年五月刻

和漢群書作者目錄　四卷　毛崎雅嘉

此書ハ古今書籍の作者をあつめその人々の著述の書目をあらはし其

次をわけて作者の時代ハ皇國ハ元正天皇の養老年中より寛政年中

よ至るまで一千餘年が間漢土ハ漢魏より今の清朝の乾隆年中まで

すべて二千餘年が間の人々の著述の書目を舉

卷之一　卷之二　皇國撰述書

上古部　養老神龜の頃より仁治建仁の頃まで

中古部　元久建永の頃より貞治應和の頃まで

近代部　明德應永の頃より天正文祿の頃まで

當時部　慶長元和の頃より寛政年中まで至る

卷之三　卷之四　漢土撰述書

上古部　漢文帝の時より隋煬帝の大業年中まで至る

中古部　唐太宗の貞觀の頃より元文宗の至正の頃まで至る

近代部　明の太祖の洪武の頃より思宗の崇禎の頃まで

當時部　清の世祖の順治の頃より弘曆の乾隆年中まで

○上古より今の世代まで凡そ作者を配當して其人の名字別号を

あらはし著述の書の標題卷數をあげ字本と唐本とのあらはしたる

標題のうへに圏點を附す卷首に目錄をあげて作者數百人の

姓名をあぐ其中に神学家　儒学家　佛学家　國學家　數学

家　和歌家　醫学家　物産家　天文家　兵学家　佛学家

禮学家　詩文家　書画家　印刻家　小説家　俳諧家等を分

くを備へたり其書體の大概を左にあらはす

皇國近代部の中

林道春

羅山詩藏集　百卷　羅山文集　六十卷

○寢覺夜話　十二卷　神社考　三卷

其餘數十部總計百五十餘部

物茂卿

論語徵　十卷　明律國字解　三十七卷

滿文考　一卷　樂制篇　一卷

總計四十餘部　○七書國字解　四十卷

○土佐日記附注　二卷　鈴錄　二十卷

南留別志　五卷

山崎敬義

文會筆錄　二十九卷　○垂加文集　八卷

大學啓蒙集　七卷　○日本書紀註　十五卷

總計五十餘部　○垂加文集續　九卷　神代風葉集　九卷

釋契冲

○萬葉代匠記　二十卷　○古今餘材抄　二十卷

古語拾遺抄　二卷　漫吟集　二十卷

總計二十餘部　類字名所補翼抄　八卷

北村季吟　河社　五卷

湖月抄　六十卷　萬葉拾穗抄　三十卷

八代集抄　百八卷五十本

山の井　五卷　續山の井　七卷

誹諧合　六卷

總計三十餘部

賀茂眞淵

○萬葉考　二十卷　冠辭考　五卷

勢語古意　七卷

うひまなび 五巻　うひまなび 一巻　縣居歌集 一巻

総計三十餘部

漢土近代部の中

王世貞

弇州四部稿正集 百七十四巻　同続集 二百七巻　同別集 百巻

奕問 一巻　宛委餘編 十六巻　短長 一巻

史乗考誤 十一巻　文章九命 一巻　觚不觚録 一巻

総計二十餘部

陳継儒

宝顔堂秘笈 三十六巻　広秘笈 八十五巻　普秘笈 十七巻

枕談 一巻　書畫金湯 一巻　群砕録 一巻

香案牘 一巻　長者言 一巻　陳眉公十集 六十二巻

総計三十餘部

漢土当時部

康熙帝

佩文斎韻府 二百本　広群芳譜 三十二巻　淵鑑類函 四百五十巻

全唐詩 九百巻　康熙字典 四十巻　欽定四経 百五巻

三礼義疏 百七十八巻　欽定四書文 二十巻　十五省通志 七百七十巻

総計二十餘部

李漁

笠翁一家言 六巻　閑情偶寄 八本　連城璧 十二巻

連城璧後続 四巻　十二楼 十二巻　芥子園画伝 十二巻

総計二十餘部

此餘の部は和漢ともに一人一書の著述又ハ閑名の書ハ巻末に別に目録を出す類おほくらへこれに收む

世俗浅深秘抄 写本 二巻

上巻　上皇御幸時殿上人以下不可依位階事　以下百四十六條

下巻　朝覲行幸上皇御袍色事　上下百三十六條

此外菩提院入道関白乃説等ハ載

奥書云右世俗浅深秘抄者以藤兼康卿古本巻物不違一字書写令一校畢　宝永第六暦仲春　兵部卿親王 京極一品宮

海人藻芥 写本 一巻　僧正宣守

此書ハ中御門中納言宣方卿の猶子恵命院僧正宣守乃作にして雑々の故実などかきあつめたり○年山紀聞に強飯姫飯の事ハ此書を引て曰公家御膳飯者強飯也執柄家等如此姫飯全略儀也但人々依好悪用之強飯時飯湯也而近代姫飯時ゆをめし世にも召不叶理也云々

閑居友 写本 二巻

本朝書籍目録に此書ハ慈鎮の作とす梅ずゐ年山紀聞に曰契沖のいはく閑居の友といふ書も慈鎮の作とすれど披き見れば入宋のことありし松尾証月房慶政上人作となん此僧ハ隆弁の餞別の歌あまた入宋のことあれど又明恵上人ともとまりて明恵伝にも又末の集に入て僧の道心者にて長斎すこしもおこたらず閑居の友とかやいひしといへる事見ゆ云々

語園 二巻　一條兼良公

漢土乃故事を諸書より採出しくわしく和らげに訳したる物なり巻末に桃華老人撰とあり桃華老人ハ兼良公乃別号なり

寛永四年刻

新語園 十巻　了意

兼良公乃語園になぞらへて漢土の故事を片假字にてあらはせり

本朝語園 十巻

此書作者しれずといへども兼良公の語園になぞらへて本朝の故事を諸書より抄出しいれたるもの俗耳に入やすく撰せられし巻数おほきことを以て十巻を部分けたり

巻之一　天地　時令　帝王　官姓　巻之二　人臣　孝子

巻之三　和歌　詩文　才智　巻之四

巻之五　法令　書籍　書畫　雜藝
巻之六　武勇　逆臣　強力　巻之七　醫術　占相
管絃　雜事　隠逸　巻之八　好色　無常
巻之九　飛仙　釋文　巻之十　天地　神祇　神感　託宣
祭祀　歌舞　怪異　妖靈　獸蟲　草木　器物
毎條の下に兼良公の語園にならひて引書の名をしるせり○寶永三年正月孤山居士の序あり同年二月上木す

簠簋　二巻

一名金烏玉兎集といふ安部晴明の作といひ傳ふれども眞偽詳ならず陰陽家の書にして宅相のことなどをのせたり此書の末書十餘部あり

皇和通暦　三巻　中根元珪

多田義俊いはく日本古来暦学くはしからず故に干支も何も違へりかくのごとくにて末代の学者むかしの事を記するに今の暦よりおして記する故に干支とたがへることはなはだ多し実録と合はざる事少なからず中根氏作れる皇和通暦よりはじめの三巻印板になりて古来の人は記録をあきらかにせず干支をも山槐記などにて日本の古史を考へんとおもふ人は皇和通暦をもつて見るべしと云々

暦林問答集　三巻　賀茂在方

天文日時曜相吉凶等のことを記せり在方應永年中の作なり在方は賀茂保憲が末孫にして安部晴明が後にすこしおくれたり

壒嚢記　一巻

此書書籍目録に吉田七兵衛作とあやまれり按ずるに申斎の反古攏といふ書に和漢合運壒嚢記は山城嵯峨の住吉田光由の作なりと云々

古来葬喪記　写本　二巻

多田義俊いはく古来葬喪記といふ書二巻あり是天武天皇の時のものにて作者不知自ら観式あるといふ延喜式の中にある葬喪記のことをいへり四巻の内二巻なりといへり四と残りて今摂州生田社に相傳ふ又禮記より八元婚葬祭の儀式なりとあれども葬喪記生田の社に傳ふるは別に一本駿河吉原の或人に有と云なりとぞ○按ずるに本居宣長橘経亮などもいへるは文葬喪記といふもの八しも見えず後世の人の作れる偽書なりといへり後の作れるものなれば是もさる事もあるべし

掌中暦　写本　四巻

此書仁和寺書目に出て作者詳ならず種々の事を記せる中に本朝高名の能書嵯峨天皇より後光厳院にいたるまで二十九人を挙光明皇后古今女筆比類なし菅家聖跡と称すなどいへる事をのせたり

関城書　写本　一巻　北畠親房卿

親房卿関の城より結城親朝に贈られし書翰の奥書に右一書は准后親房卿白川結城親朝に贈られし書にて自筆の写しなりと云具忠義の実此にて見るべきものなり又其書の裏書に興国元年庚辰より至る五年乃間関東宮方の合戦のことを記せり事跡を記せるものにて実録といふべし此一本の奥書の次に北畠家の系図をかかげたり延元元年九月宗良親王なりしひまで宗良親王の御旅遠江國白羽の湊にてつまづき給ひし時宗良親王の御歌とて新葉和歌集を撰ばしめられしを弘和元年十二月入道親王宗良奏覧ありしやがて勅撰になされしよしを載せたり其文の奥書に應永二十四年丁未初春せられたるのち又寶永元年十二月天野信景の奥書に云右一書行の門聴誉判書写するものあらず蓋舊記の残篇なりといへども附会の造説にあらず故に謹んでこれを写しおくもの也○櫻雲記に曰興國六年北京貞和元年北畠親房関の城の後攻兵を請ふといへども今に至て黙止ず武家方日に増て急に攻城殆危しことに至て救の

を請んと欲し白川結城大藏少輔親朝へ送て曰云々

七武論　一巻　林春齋

弘文院林氏の作にて假に七子の名を設けて古將師清盛頼朝尊氏信長秀吉今代湯武の武を用ひらるしを論ぜり末に羅山の賛を附す

仲國秘傳集　写本　八巻　一本

此書ハすべて馬の事をしるせり馬の病をなほす薬方などの事をあつせり

百問答　写本　十八巻　一本

巻首に安國見心百問答とあつせり安國と見心と馬の病の事を論ずる問答なり巻末に仲國が判あり

翁問答　二巻　六本

江州の隠士中井與右衛門の作なり宗意の書目籍考にえ中井氏死後二三年を経て慶安三年の頃中井氏の門人校正して板行す

校正本の序にハ中井氏豫州諸士の為に作るといひて編者の自序にハひとりの老翁と體充といふ学者との問答を書といひて翁問答と号すといひ又永禄年中江州佐々木氏の家臣三上大学秀氏翁問答を作て主君へ献じしといふ事を考合せ是も中井氏其書の題号を用ひ新意を以て作るにやまたこれを以てみれバ中井氏ハ陽明の新学を講明せし儒者なり其事本朝為学に傳ふのせたり

點例　一巻　貝原篤信

経史の文字をよみやすからしめん為に點を附くるをしるせりいにしへの例と今の例とをならべあらはせり

和讀要領　三巻　太宰純

初学のものゝ漢土の書をよむ捷径をしるせり朱引の法の類をもあらはし和點の法及古詩十九首をのせてこれを明せり

本朝學原　一巻　松下見林

春甚王の自序あり

本朝に漢土の学問の傳りしよりの事呉音漢音の事和訓の淵源教のことなどまでを論ぜり此書の注釋浪華板五巻あり

和漢名數　一巻

天文地理等の部類を立てちかく一二三より百千にいたるまで名数をあつむるかしも和漢の事をかくこれをあつむ巻末に聖堂奉献の書籍の目録と外題の筆者とをあらはす

増補和漢名數　二巻　貝原篤信

元禄八年の春篤信の自序にいはく王應麟が小学紺珠張英和が群書拾唾の例にならひて本邦の典故人物事蹟を採せ録しくはしくつくれる数をたゞすものなりといふ

天文　節序　地理　人紀　人事　神祇　歴世　形體　動植
器服　経籍　官職　數量　醫家　佛家

續和漢名數　三巻　同上

さきの名数に遺漏せるところを拾ひ撰出し序中にあらはせり門人をたすくところ

をおぎなはし元禄五年正月竹洞野節の序あり同八年四月上梓す

新撰菟玖波集　二十巻　十本　宗祇法師

巻之一より巻之六に至るまで　四季連歌　巻之七　神祇
巻之八　釋教　巻之九十　恋上下　巻之十一より巻之十六に至るまで
雑　巻之十七　羇旅　巻之十八　賀　巻之十九　連句
連歌　雑句　巻之二十　發句

假名眞名の両序二条良基公の作也○奥書にいはく菟玖波集可被准勅撰之旨有御存知之由天氣所候也云々　延文二年後七月十一日　左中辨時光　謹上　刑部卿殿　追申　依武家奏聞如此御沙汰也云々○巻末に作者数十人の爵里を附す○或書にいはく撰者ハ洛陽の人剃髪して水仙と号す連歌を以て世に宗祇宗長同時の人なり宗祇新菟玖波集を撰せられしに其作の句を入られずこれを憾みて中たがひとなりし宗祇の句を嘲哢するといふ

書しくる

邉見筑波錢便入　不論上手與下手

ほかなくのほう[illegible]和歌の人は達者なれども

○此書おほくは[illegible]集と[illegible]人王十二代景行天皇の御子

日本武尊東夷を[illegible]甲斐の國まで[illegible]て酒

折といふ[illegible]日のくれぬれば火[illegible]

てまゐらせよ

[illegible]

[illegible]八十日[illegible]連歌の[illegible]

[illegible]

[illegible]○さだめ菟玖波集一巻[illegible]因て此書を新撰と称す

犬筑波集　一巻　山崎宗鑑

宗祇法師の筑波集に擬して俳諧の連歌をあつめたり

新犬筑波集　十巻　北村季吟

宗祇の筑波集の書體によりて宗鑑の犬筑波になぞらへ[illegible]

く俳諧の連歌をあつむ季吟の自序あり

筑波問答　写本　一巻　二条良基公

奥書云此一帖者自問自答後福光園院攝政御作也云々

御奥書者應安第五十二月也云々○良基公の自序あり扶桑

拾葉集にのせたり

連歌新式　一巻　二本

後光嚴院應安年中二條良基公救済周阿と相議し連歌古

来の式を刪潤せらる追加も良基公の作なり新式今案ハ後花

園院享徳年中に一條禪閤兼良公宗砌と心を同くして新式

なしびの両度の追加にもれたる所を増補せらるところ後柏原

院の文亀年中に夢庵肖柏逍遥院殿に談合して宗祇より

宗祇にいたるまでの諸名匠の説をもて雑歌の式をさだめ新

式を完備するよし

魚言抄　二巻　三本　木食上人應其

此書連歌式目の濫觴いろはの詞四季の詞季によらざる詞[illegible]

[illegible]木食上人應其慶長のはじめの作にして應其慶長三

年入行年六十二にて天正元年より十三年木食にして寺社を修造

す[illegible]八十所高野山に住すること二十五年也○此書一本角倉

氏の藏板あり光悦の筆跡をもつて刻す嵯峨本と稱するものなり

○木食上人の跋に云此上下巻ハ天正七年より[illegible]

同十四年迄[illegible]紹巴法師の批點を入[illegible]

て與三[illegible]用捨の[illegible]

雅ハ木食草衣の[illegible]

云々　南山乞食沙門　○慶長二年大覚寺宮空性親王の奥書に云

此魚言抄之作意者御奥書在之不慮[illegible]叡覧御感不淺故

[illegible]

校讎[illegible]大覚寺殿二品親王奥書也一覧之以上人依所望記之而已

慶長四年神無月上旬○又奥書云以木食興山上人自筆之本遂

校合於高野山烈之墨付以上三百四十五丁　慶長十五庚戌年七月日

○已上嵯峨本[illegible]上下四巻[illegible]

孌子生抄　一巻　遊佐好生

孌子八字書に一亂西子也[illegible]巻首に云夫孌[illegible]

[illegible]

[illegible]禄十五年[illegible]遊佐次郎左

衛門[illegible]和漢の例を引[illegible]

自跋に云奥州の邉土に[illegible]孌子生するもの[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]金財[illegible]

[illegible]

いふべき術かくてあとは六経の儒にもこのんもうれしきをたすけたる所
あるが信ずる板行の嗣となれすめあつかれどまことに仁術なるべし
ろくろうるもしとなりてうまれ工人にあるなり　享保三年九月十五日
○按ずるに庭佐好生本齋と号す山崎闇斎の門人なり室鳩巣神道
附説する書語本齋る始る本斎名書数作くされ世辞すこれを神儒
同余と共しく世に行す

農業全書　十一巻

筑前後学宮崎安貞編録　貝原楽軒删補○楽軒ハ篤信の兄なり
巻之一　農事総論　巻之二　五穀類　巻之三　菜類
巻之四　同上　巻之五　山野菜類　巻之六　三草類
巻之七　四木類　巻之八　果木類　巻之九　諸木類
巻之十　生類養法　巻之十一　附録
○元禄丙子の貝原篤信の序○同年貝原好古の序○同年の
宮崎安貞への仮字序等あり○巻首に佐々宗淳の讃次に凡例あり

あり○此書著述の事篤信にかかづらふ事多くありて稼穡の従せられし
に宮崎安貞よりいくたびも農事をよくしりて
なり篤信の兄楽軒にはかる楽軒もその稿を删補して書なれり
しかして篤信附録一巻を作くる也

菜譜　三巻　貝原篤信

上巻　序　総論　圃菜上　十七種　蘿蔔より番椒に至る
中巻　圃菜下　二十六種　萵苣より鶏冠花苗まで　蔬菜　十一種　茄より
瓠瓜に至る
下巻　用根菜類　九種　牛蒡より薑まで　穀類　十種　豇豆より胡麻
まで　野菜　十二種　山薬より蘘荷に至　水菜　十種　慈姑より蕺菜に至
海菜　十八種　稚布より於期に至る　菌類　十五種　香蕈より石耳まで
木類　八種　枸杞より橘皮まで
○此書はその知るところの菜類すべて食品となるべきものをのせて宝永元
年春正月の日篤信仮字の自序あり　正徳四年上木す

地錦抄　二十巻

増補地錦抄　八巻
巻之一　牡丹　芍薬　巻之二　椿　茶山花　巻之三　つゝじ
さつき　梅　桃　海棠　桜　巻之四　楓　巻之五　藤　桂
柑類　松　竹笹　冬木　実色付類　巻之六　草花春部
同夏部　百合草　水草　巻之七　草花秋部　菊類
草花冬部　冬草　巻之八　草木植る土の品々　土地見様
植木遠国送様　同植替時分　植作様いろは
○宝永戊寅孟春　三角斬花隣序　宝永七年刻

広益地錦抄　八巻
巻之一　花木類　三十八種色付　花形の図　椿二十二種花形図
茶山花　三十種　花形の図　巻之二　草花類　三十種　花形図
色付　巻之三　後出歌仙紅葉　三十六種　葉形図
巻之四　薬草類　五十六種　花葉の図　色付　巻之五　同五十七種

花葉の図　色付　巻之六　同　三十四種　花形図并色付　巻之七
同上　四十五種　花形図并色付　巻之八　花木類　草花類
三十九種　花形色付　○享保己亥花月　武陽染井野夫自序同年刻

地錦抄附録　四巻
巻之一　草花類　四十六種　花形図　色付　巻之二　同　五十種
花形の図　いろは松本草　四十八種　花形色付　巻之三　花木類
十八種　花形図　色付　草木異国より渡る年記　巻之四
楓類　歌仙追加　二十八種　葉形の図色付　已上共計二十五巻
東都染井の農夫伊兵衛著并に自画

櫻品　一巻　松岡玄達

怡顔斎松岡玄達のうつせる所にしてさらに芳田氏の見聞するところを
補ふ　彼岸桜より不断桜に至るまで桜の品類六十九種をあつめ
花葉の形色開落の時候等をつまびらかに記しおのおのその図を附
す○凡例あり日本六十餘州に採輯すれども多くは山城大和摂州内

和泉攝津廿五ヶ國にも多し今此書に載る品類の所載く名所の櫻ハ後編に載すべしと云へり古今一品となりたるハ名所の櫻ぞもつともおほけれど鎌倉の桐ヶ谷津國伊勢寺の櫻なり是ら諸木すぐれて珍しく廣まりて一品となりて世人これを賞す故をもつて是を世に名あるももあれど是を今こゝに除く津國金龍寺洛東地主櫻西山西行櫻或ハ鞍馬の瀧櫻のるいひなりとの外地名あり古戰場にて名あるあまたのもの有り家櫻まで除櫻附櫻雲井櫻これらのたぐひ並しかりとぞ牡丹歌林出し巻末に附す○凡例の前に那波道圓の櫻譜の漢字あり序あり○次に林道春の随筆の記　山崎闇齋の櫻辯　假字　若田純永の櫻花辯　月と附す○巻首に純永の假字序　甲賀敬元の漢字の序玄達の漢字の自序等あり○巻尾に宝暦丁丑夏五月田中某漢字の跋あり○自序に云洛陽の牡丹西蜀の海棠日本の櫻花を花王と称してこれに名いたさずして人これを牡丹にて海棠にて我人ともの貴重ならざる事なし古人佑屋剌をもつて漢土の櫻桃を

ことの八蓋すでに深き櫻桃ハ是郁李の屬なりとかくさかへて一絶に引なく牡丹にあらず我邦のさくらハすなハち垂絲海棠なりとぞ一說に櫻花を品評するもの皆二物のうちなりと云ひ我ハ誰れに前人の說を為すこれより引くなりて是れ識者いかなる考案の疏謬なりや夫王宋の二氏ハ皆詩をもつて名を聞きし事を題す我邦のさくらにあらずただ人の詞傳に因て其名を聞得たるに讀みしものなり何ぞいかで陰にそれをたのしやあるべき其詩にもとづいて櫻桃をみ映松枝のうちに生たりこれ櫻桃の別種なりとしるべしといへり撰察せずしてしかく以て山中の櫻を以てすることハ誤なり又ちひハ糸櫻をもつて垂絲海棠の名も亦備なり垂絲ハこれさくらの總称ならずいはんや糸櫻を指て行するの譜中すでにこれを詳にすればハ復こゝに贅せずといふ

○宝暦八年四月上木す

品　　二巻　　同上

梅

怡顏齋松岡玄達著　門人甲賀敬元尚之　今枝栄済子済　男典子勅　全校　巻之上　白梅類　早梅より海棠梅にいたる二十九種

巻之下　紅梅類　鴛鴦梅より緋縮緬紅梅にいたる二十五種　雜色類　黄梅より墨梅にいたる六種　異梅類　有名未識類　有梅名雅品類　○巻首に甲賀敬元漢字の序あり巻尾に宝暦八年八月男典漢字の跋あり宝暦十年庚辰八月上木す○梅すべて怡顏齋著書の中これらに類するもの蘭品二巻　介品二巻　広参品一巻あり共に刊行す

春

草　写本　　二巻　　伊勢貞丈

此書ハ乃ちをはじめ武家の礼法故実をあつめしもの也此書ハ尤多き事のため武家に甚つかへしものなり秋草に云伊勢流と云ハ武家の事をしらずあれとも故実に中にハ室町殿の古礼を祖述するなりと云

巻之上　弓矢の始　弓ハ本地の事　神代弓矢の事　重藤弓の事　そめ矢の事　弓矢寸尺の事　弓の名所の事　蟇目の事　ぬためのの事　水破兵破の事　調度懸の事等第一條より第五十條に至る

巻之下　うつほの事　柳箙の事　鞭の事　靭の事　胡簶の事　野矢の事　的の始の事　まきわらまとの事　三的の事　笠掛の事　犬追物始の事　犬追物偽書の事　おむこし蟇の事　両家分別の事等第五十一條より第百條に至る　追加ふしきかたぬかたせつの事

夏

草　写本　　一巻　　同上

歩射部　十條　騎射部　十三條　追加一條

秋

草　写本　　三巻　　同上

巻之上　武家禮法部　七條　人家称呼部　十四條　人體部　廿三條　役名部　十一條

巻之中　官位部　九條　衣服部　四十條　刀劒部　九條　家作部　五條

巻之下　酒食部　十四條　道具部　九條　進物部　八條　祝儀部　九條　山事部　四條　雜事部　六條

○雜事部に云武家の故実の書世にはびこりしたまへり行るハ近世の人士のしわざ

たる偽書なり皆古今よりてつくりたるものなり扶桑見聞私記藤九郎盛長記
圓集犬追物秘記これらハ偽作の説なり又桂秋齋が書に十一道門
故実百箇條同作駁馬故実の類武門の事ともを書たるも
たるものとして書を飛鳥井雅綱に奥書に偽書と同名なりとて真の
なりとて書たるものことゆへ実記なり又室町記といふものハ真字な
て書たるものことゆへも実録なり近世偽書多くなりたり古書多くて人たち眼
ふれしがたきの偽書をまたづくりて博く古書を覧ぬ人をまどはし古代
のやうすをも其時代くの風俗にうとく其時代くの文作をもしらず偽書を
作る人ハこれらの事もしらず今の風俗今の詞今の文作をもて以てくさき
ものいひ官号人名引書の時代前後の服違ものなどこれらもようく
偽作ハあらはれやすし偽書を作るほどの人ハかならず智恵浅さ
ものゆゑよくもうかがへるものなればそのすがたはしからずあやしまれ
なりいましめ作りしむべし○奥書に云右一冊ハ今世武家に当て用
ゐられざるもの故実を考へもしらん人にとりて捨られぬものなり

なりし時秋の日に書しるしをすれば秋草と名付たり　安永二
年丁酉九月廿日　伊勢貞丈花押

冬草　写本　一巻　同上

空穂考　飾劔考　甲冑名考　洗革鎧考　弓材考　[illegible]七
直具考　武士学文問答等十二條○此四部を合せて四季草と称す

菅像辨　写本　一巻　同上

此書巻首の文に云北野の天神の自画の像といふものを世に多くかかれたるを見
るに其此繪の作面相ハうるはしく怒のさまとりなし装束□
よく黒袍を着せしめ備身のやうなる稜たち其外おどろしくしたるを
て強装束と云ふ又丈拝するに右のやうに画きたるこれハなきも自
画にはあらずなのの人の画きたるものの画像を貴くせんがため菅丞
相の自画といひ伝へたるものなるべし今左に其すがた趣を考へてその自
画よりしるべきものなるべし
菅丞相ハ我像を画きて人に与へたまふべきものにはあらず

天神の面相を画くに怒の色をたかくして画きたるハ誤なる事
天神の装束を強装束に画くハあしき事　菅公の像袍のさしたる事
袍の色の事　袍の袖長の事　裾の長さの事　冠の事　平緒の事
太刀の事　表袴の事　笏の事　沓の事　菅丞相面体の事
渡唐天神の像の事　菅家の像天神の像といふ事
安永九年庚子十月廿六日灯下書畢　伊勢平蔵貞丈述とあり

本朝事始　写本　二巻　一本

巻首に藤原給事法官信西撰とあり其事どもを漢字にてしるす
巻之上　皇居　温明殿　神宮　寺　院　塔　鳥居
学校　折指法　蹴鞠　圍碁　雙六　巫覡　庫蔵　封戸　二十二社
内侍所番神方角之主位　職事進勤之法　揚名職國之官
巻之下　冠　烏帽子　禮服　禮冠　衣袍　狩衣　舞楽
狭流楽　催馬楽　和琴　尺八笛　拍子　舞人
櫻人　鼓　甲　撥　鉦　鍬　暦

奥書に云本朝事始二巻信西入道之家記也尊其書法從江平之二
家之秘記　建武二年乙亥四月下浣日　中散大夫橘朝臣盛胤
写　又云本朝事始二巻依梶井御門主之本傳写焉右有職之一助
也　天正二年十月廿五日　従四位上中原師富○按するに貝原
好古の和事始に云我邦にして入書肆に事始といふもの
の世に今世民間に少納言入道信西の作ありといひ伝へてあれど
冊子十葉許にしてつたはりければ後人の偽作なるべしとすでに
云ハこれ触れずものなりといへり

将棊駒之記　写本　一巻　水無瀬兼成

将棊駒の銘の事筆法に堪たる人これを書くに水無瀬兼成の四男
なり高倉永家の子親具をも養子とす然兼成実子ありて氏成と
号すにより親具家督を辞し剃髪して一斎と号す後
書の名により豊臣秀次公一斎に将棊駒の銘をかかしむ是
水無瀬家馬の銘を書す始なりと云

詩仙堂志　四巻　三橋成烈

城州一条寺村に石川丈山翁の遺跡の詩仙堂に在る堂に蔵せし
もろもろの器物の図詩仙の額の図像ならびに丈山翁揆の小川の名
及びに所額の扱碑撰文等を撰写しくられ刻す○寛政庚戌
孟夏文章博士菅原為徳序○同九年七月紫邦彦序あり○又明
和七年仲春冷泉為村卿のよませたまへる五首の和歌を巻首にのせ
たり寛政九年上木す

圓珠経　写本　二巻

李邦にしまうに伝つるもの論語の疏なり論語疏に陳隆と云
ものは鄭玄が疏に曰仲弓子游子夏等撰定す論は綸なり此書以て世務を経
綸すべきが故にいふの故に論なりといふ圓転して窮まりなし故に
輪なりといふ萬理を蘊含する故に理なりといふ篇章序あり故に次也と
いふことなれよりて名づけたるなり○平維章が云圓珠経上下二巻
は八何晏が集解ともかしらの書る明経博士の註もあり小口書
も圓珠経としるし三百年以前の書とみえ…あつしきものの
なりし明経道の人は論語を圓珠経といひて…ありしなり
此書或人の家にもえたりし○按ずるに本朝文粋巻之九夏日右
親衛源将軍に陪して初めて論語を読むを…一首并に序
源順が文にいふ康保三年夏右親衛源将軍招翰林藤学士初
読論語時人以為不恥下問能守文宣王之遺訓焉何則俗
人未必賢未必知以為論語者幼学之書也不足於晩学不知其
聖微言圓通如明珠之義矣とこの文なるよし八百年…
を圓珠経ならん梅せしをあらしれたり○又按ずるに令義解巻第三に
曰凡経周易尚書周禮儀禮禮記毛詩春秋左氏傳各為一経孝
経論語学者兼習之　又曰凡教授正業周易鄭玄王弼注尚
書孔安国鄭玄注三禮毛詩鄭玄注左傳服虔杜預注孝経
孔安国鄭玄注論語鄭玄何晏注とこの文を見て経書の古
注なるものをやく本朝に来たりしを今…あるを…漢土
にはすでに宋以来亡びたるもの多し又傳あるは程子朱子の義を以て改め
て変じたれ北畠玄恵法印などより一條禅閤兼良公のへに素餐来る
をよりて玄恵法印独清軒健叟と号す後醍醐帝の時の人なりき
あるは南朝より以前は伝来する…ちがいとものと…なり
なしまた八巻軸なり金沢文庫の内に左傳の巻本三十巻あり…
中原師光が跋ありし東見記にもみえたり

命世才　六巻

趙註孟子の古本なり史記に命世之宏才なりとあるを以てかくいふ
…外題をしるしたり此本ハ古き本…くちて…
けり孟子の本朝に伝来…倫記よりハ…宇
治悪左府頼長公の台記に永治元年に孟子十四巻をよみしよし孟子
音義二巻を…永治元年ハ今を去る六百八十年…
○老人雑話に老人が年若き時洛中に四書の素読をしる人なし公家の
中に某よりこれを三部ならん孟子に至く…人…
…伝をして実は…し…老人よりもハ仁和寺…
…永禄八年…寛文四年に百年…
…八天正入…論語…
…
…の人も圓珠経命世才などと標題…
…又…の東坡詩集の外題に薄内翰と色
白氏文集に白紙…又詩経の毛傳を伝と称し
鄭箋を箋傳と称しハ中昔の公卿の諺なり道春の口語にイハ傳
の字の略分ハ箋乃字の冠なりといへり

羣書類従目録

羣書類従　五百三十巻　六百三十六本

江都の塙検校保己一これをつくれり、藏刻とす、此書漢土の叢書の類のことく、皇國古今小冊の書一千二百七十三種をあつめ合せ、部をわかちて、六百三十五冊とし、目錄一卷を附す、其類を分つ事左のことし

神祇部　七十種　帝王部　三十六種　補任部　二十七種　系譜部　二十種　傳部　二十一種

官職部　八種　律令部　六種　公事部　五十五種　装束部　二十二種　文筆部　二十四種

消息部　十五種　和歌部　四百十種　連歌部　九種　物語部　二十種　日記部　八種

紀行部　三十九種　管絃部　二十二種　蹴鞠部　八種　鷹部　十種　遊戲部　十七種

飲食部　十三種　合戰部　六十三種　武家部　七十七種　釋家部　七十九種　雜部　百七十八種

卷第一至卷第二十八　神祇部　二十八卷

皇太神宮儀式帳　止由氣宮儀式帳　太神宮諸雜事記　神宮雜例集

太神宮例文　内宮長暦送官符　外宮嘉祿山口祭記　貞和御餝記

内宮假殿遷宮記　治承公卿勅使記　應永公卿勅使參宮次第　神鳳抄

古老口實傳　詔刀師沙汰文　高宮假殿遷宮記　小朝熊神鏡沙汰文

八幡愚童訓　石清水宮曼緣起　宮寺緣事抄　明德放生會記

宗清法印立願文　後伏見院御願書　賀茂皇太神宮記　賀茂雜記

賀茂祭繪詞　後伏見院御願書　春日驗記　春日社記

春日小社記　春日神木入洛記　榊葉日記　大三輪神三社鎭座次第

大和神社注進狀　廣瀨社緣起　日吉社神道秘密記　日吉神輿入洛記

北野古緣起　同假字緣起　西聖記　菅神授衣記

天滿宮託宣記　菅家御傳記　最鎭記文　梅城錄

廿二社本緣　廿二社注式　豐秋津島卜定記　大日本國一宮神名記

神名帳頭注　尾張國神名帳　伊豆國神階帳　上野國神名帳

藤森社緣起　熱田宮寛平緣起　荏柄天神緣起　宇都宮大明神奇瑞記

竹生島緣起　走湯山緣起　箱根山緣起　松浦宮本緣

造殿儀式　八幡御幸次第　平野行幸次第　神馬引付

太神宮參詣記　八幡社參記　春日社參記　日本紀竟宴和歌

太神宮二所神祇百首　雲州樋河上天淵記

卷第二十九至卷第四十三　帝王部　十五卷

神皇正統記　續神皇正統記　椿葉記　皇代記

皇年代畧記　踐祚部類抄　天祚礼祀職掌錄　本朝世記殘篇

庭槐抄　皇帝記抄　六代勝事記　五代帝王物語

日吉御山行幸記　元德舞御覽記　書寫山行幸記　花御所行幸記

北山殿行幸記　同莫名記　室町殿行幸記　同

永徳院行幸歌例　聚樂第行幸記　天正廿年行幸行列　御幸始部類記

後光嚴院御幸始記　天治高野行幸記　天承兩院熊野御詣記　寛元加茂御幸記

建長加茂御幸記　文應石清水臨幸記　弘長兩院石清水宮御參籠記

弘安石清水御幸記　延慶八幡御幸記　文永龜山殿御幸記　貞和天龍寺臨幸私記

應永御幸記

卷第四十四至卷第五十九　補任部　十六卷

齋宮記　齋院記　攝関補任次第　辨官補任

職事補任　藏人補任　樂所補任　將軍執權次第

足利家官位記　関東評定傳　若狭守護職次第　同今富名領主次第

類聚大補任　豐受宮禰宜補任　熊野山別當次第　鶴岡社務職次第

同御殿司職次第　同執行職次第　同學頭職次第　同執事職次第

僧綱補任　僧官補任　護持僧次第　東大寺別當次第

天台座主記　東寺長者補任　仁和寺諸院家記

卷第六十至卷第六十三　系譜部　四卷

皇胤紹運錄　諸門跡譜　坊官系圖　中臣氏系圖

大中臣氏系圖　菅原氏系圖　大江氏系圖　橘氏系圖

紀氏系圖　小野氏系圖　高階氏系圖　清原氏系圖

中原氏系圖　小槻氏系圖　和氣氏系圖　丹波氏系圖

安部氏系圖　加茂氏系圖　豐原氏系圖　巨勢氏系圖

卷第六十四至卷第六十九　傳部　六卷

上宮聖徳法王帝説　太子傳補闕記　大職冠傳　武智麻呂傳
和氣清麻呂傳　田村丸傳記　白箸翁傳　女院小傳
三十六人歌仙傳　中古歌仙傳　日本往生極樂記　續本朝往生傳
仁和寺御傳　名匠畧傳　鑑真東征傳　相應和尚傳
慈恵大僧正傳　道場法師傳　性空上人傳　婆羅門僧正碑文
興正菩薩傳
巻第七十至巻第七十四　官職部　五巻
官職秘抄　職原抄　百寮訓要抄　百寮和歌
官職難儀　女房官品　任官勘例　任太政大臣記
巻第七十五至巻第七十八　律令部　四巻
律　疏残篇　律裏書　金玉掌中抄　裁判至要抄
法曹至要抄　令後成恩寺殿御抄
巻第七十九至巻第百十一　公事部　三十五巻
内裏式　新儀式　本朝月令　雲図抄

九條殿年中行事　小野宮年中行事　建武年中行事　年中行事秘抄
年中行事歌合　神祇官年中行事　東宮年中行事　三節會次第
釋奠次第　建久五節記　綾小路俊量卿記　朔旦冬至部類記
後鳥羽院御戯作次第　後三條院御即位記　正親町院御即位記
永仁御即位用途記　文安御即位調度圖　御禊行幸節下次第　延慶御禊行幸記
大嘗會御禊部類　康治大嘗會記　正安大嘗會記　永和大嘗會記
永享大嘗會記　大嘗會巡別勘例　長元大嘗會御屏風本文
御讓位部類記　寛元御讓位記　永德御讓位記　天皇御元服部類記
天皇冠礼部類記　主上御元服上壽作法抄　立坊部類記
東宮御書始部類記　上卿故實　作法故實　四節八座抄
参議要抄　羽林要秘抄　新任辨官抄　結政初参記
貫首秘抄　蓬萊抄　夕拜至要抄　柱史抄
内局柱礎抄　清獬眼抄　除秘抄　蟬冕翼抄
保元四年大間　江家次第抄

巻第百十二至巻第百二十一　装束部　十巻
雅亮装束抄　助無智秘抄　飾抄　後照念院殿装束抄
唯心院殿装束抄　逍遥院殿装束抄　次将装束抄　三條家装束抄
簡衣抄　布衣記　永綱装束抄　装束雜事抄
物具装束抄　衛府具抄　深窓秘抄　撰塵装束抄
袷帷子着用時節　装束寸法抄　装束裁縫秘抄　女官飾抄
御禊行幸服色部類　諸鞍日記
巻第百二十二至巻第百三十七　文筆部　十六巻
懐風藻　凌雲集　文華秀麗集　経國集残篇
扶桑集残篇　本朝麗藻　無題詩集　都氏文集残篇
田氏家集　菅家後集　江吏部集　法性寺殿御集
雜言奉和　粟田左府尚歯會詩　賦光源氏物語詩　天德闘詩行事略記
應和善秀才宅詩合　永承侍臣詩合　天喜殿上詩合　資実長兼両番詩合
泥之草　續千字文　冨士山記　康和三年孤媚記

銅雀研記　匡房卿暮年記　遊女記　傀儡記
浦島子傳　續浦島子傳　玉造小町壮衰書　新猿樂記
作文大體　童蒙誦韻
巻第百三十八至巻第百四十五　消息部　八巻
雲州消息　貴嶺問答　十二月往来　新十二月往来
異制庭訓往来　遊學往来　尺素往来　釋氏往来
山密往来　後花園院御消息　西行上人消息　定家卿消息（称毎月抄）
越部禅尼消息　東野州消息　東素山消息　消息耳底抄
書札禮　今川了俊書札抄　大舘常興書札抄　書札作法
女房筆法
巻第百四十六至巻第三百二　和歌部　百五十七巻
拾遺和歌抄　後葉和歌抄　續詞花和歌集　玄玉和歌集
現存和歌六帖　秋風抄　雲葉和歌集　新和歌集
續門葉和歌集　續現葉和歌集　臨永和歌集　藤葉和歌集

玄々集　今撰和歌集　柳風和歌集　新撰和歌集
金玉集　三十六人撰　後六々撰　新三十六人撰
為家卿千首　師兼卿千首　宗良親王千首　為尹卿千首
文明御着到千首　白川殿七百首　亀山殿七百首　堀河院御時百首
永久四年百首　久安百首　正治院百首　建保名所百首
弘長元年百首　丹後守為忠家百首　木工權頭為忠家百首　句題百首
朗詠百首　俊成卿五社百首　國冬朝臣祈雨百首　為兼卿鹿百首
後照念寺殿南都百首　道助法親王家五十首　新古今集竟宴和歌　續古今集竟宴和歌
文治女御入内御屏風和歌　昭慶門院御屏風和歌
最勝四天王院名所障子和歌　大江千里句題和歌　紀師匠家曲水宴和歌
宗尊親王三百首　為理卿七夕七十首　在民部卿家歌合　寛平中宮歌合
延喜亭子院歌合　同陽成院歌合　同亭子院有心無心歌合
天徳内裏歌合　天延堀川中納言家歌合　同条大納言家歌合　長元大納言家歌合
同賀陽院水閣歌合　長暦源大納言家歌合　長久弘徽殿女御歌合　永承祐子内親王家歌合

天喜皇后宮春秋歌合　治暦定綱朝臣家歌合　同禖子内親王家歌合　同親王家歌合
同呂保殿歌合　延久氣多宮歌合　承保攝津守有綱家歌合　承暦内裏歌合
應徳若狹守通宗朝臣女子達歌合　寛治高陽院歌合　永長東塔東谷歌合
天仁山家五番歌合　長治源廣綱家歌合　永久條宰相家歌合　元永内大臣家歌合
同内大臣家歌合　保安関白内大臣家歌合　大治雲林院歌合　同西宮歌合
同南宮歌合　同住吉社歌合　長承中宮亮顕輔家歌合　久安家成卿家歌合
永暦清輔朝臣家歌合　永萬重家朝臣家歌合　仁安経盛朝臣家歌合　嘉應重家卿家歌合
同住吉社歌合　同建春門院北面歌合　承安廣田社歌合　同新羅社歌合
安元右大臣家歌合　治承加茂社歌合　同廿二番歌合　同右大臣家歌合
建久若宮社歌合　同民部卿家歌合　正治御室撰歌合　同仙洞十人歌合
建仁老若歌合　同新宮撰歌合　同影供歌合　同院撰歌合
同鳥羽城南寺影供歌合　同水無瀬釣殿歌合　同恋十五首歌合　同櫻宮歌合
同八幡宮若宮撰歌合　元久北野宮歌合　建永卿相侍臣歌合　同賀茂御祖社歌合
同別雷社歌合　建暦歌合　同十三夜歌合　同仙洞歌合

建保禁裏歌合　同八月十六日歌合　同九月盡日歌合　同四十五番歌合
同六月十一日歌合　同百番歌合　同八月廿二日歌合　同月廿四日歌合
同四月廿日歌合　同八月十五夜歌合　同前関白家歌合　同四十番歌合
同十一月四日歌合　同二月十一日歌合　同月十二日歌合　寛喜石清水若宮歌合
貞永攝政家歌合　同名所月歌合　嘉禎遠島御歌合　寛元河合社歌合
宝治院歌合　建長影供歌合　文永八月十五夜歌合　同亀山殿歌合
建治攝政家歌合　正應卅番歌合　永仁八月十五夜歌合　同當座卅番歌合
正安伊勢新名所歌合　同當座歌合　乾元仙洞歌合　同五月四日歌合
嘉元永福門院歌合　同十八番歌合　元亨外宮北御門歌合　貞治新玉津島歌合
天授五百番歌合　應永内裏歌合　享徳仙洞歌合　同百番歌合
康正内裏歌合　文明親長卿家歌合　同江戸歌合　同七月七日七首歌合
同廿一番歌合　同九月盡歌合　同将軍家歌合　同十五番歌合
同殿中十五番歌合　文亀卅六番歌合　大永蜷川親孝家歌合　永禄八月十五夜百首歌合
同於十五番歌合　文禄後陽成院歌合　近江御息所歌合　源順馬毛名歌合

一條大納言家歌合　西國受領歌合　經平大貳家歌合　源大納言師房卿家歌合
播磨守兼房家歌合　禖子内親王家庚申夜歌合　同櫻柳歌合　同夏歌合
山家三番歌合　國信卿家歌合　雲居寺結縁經後宴歌合　為兼卿家歌合
頓阿判卅番歌合　公武歌合　武家歌合　正廣判地下歌合
前十五番歌合　後十五番歌合　時代不同歌合　新時代不同歌合
定家隆五十番歌合　建長閑窓歌合　弘長卅六人歌合　女房卅六人歌合
御裳濯河歌合　宮河歌合　慈鎮和尚自歌合　知家卿自歌合
後京極殿御自歌合　後鳥羽院御自歌合　定家卿自歌合　家隆卿自歌合
隆祐朝臣自歌合　永福門院御自歌合　慈照院殿御自歌合　尭孝法印自歌合
道堅法師自歌合　豊原統秋自歌合　十市遠忠自歌合　細川高國朝臣自歌合
元久詩歌合　建保詩歌合　建治現存卅六人詩歌合　康永詩歌合
守遍詩歌合　文安詩歌合　文明詩歌合　同将軍家詩歌合
寛平菊合　上東門院菊合　朱雀院女郎花合　康保内裏前栽合
東三條院撫子合　後冷泉院根合　郁芳門院根合　仲実朝臣家根合

圓融院扇合　堀川院艶書合　亭子内親王繪合　五番何曾合
三番何曾合　顕昭陳状　蓮性陳状　土御門院御集
後崇光院御集（称沙玉集）　元良親王御集　宗尊親王御集（称柳葉集）　宗良親王御集（称李花集）
西宮左大臣御集　鎌倉右大臣御集　常徳院御集　人麿卿集
家持卿集　兼輔卿集　敦忠卿集　朝忠卿集
師氏卿集　朝光卿集　公任卿集　定頼卿集
俊忠卿集　雅兼卿集　成通卿集　實國卿集
資賢卿集　長方卿集　為重卿集　為廣卿集（称下吉玉集）
為和卿集　言継卿集　雅経卿集（称明日香井集）　雅有卿集（称隣女集）
輔親卿集　行宗卿集　顕季卿集　頼輔卿集
頼政卿集　紀貫之集　在原業平朝臣集　藤原敦行朝臣集
源宗于朝臣集　源公忠朝臣集　大中臣頼基朝臣集　猿丸大夫集
紀友則集　坂上是則集　藤原清正集　藤原元真集
源信明朝臣集　藤原義孝集　藤原仲文集　源順集

群書一覧　和書部六　百十六

大中臣能宣朝臣集　清原元輔集　平兼盛集　藤原実方朝臣集
藤原高光集　藤原相如集　源重之集　藤原長能集
源兼澄集　源道済集　橘為仲朝臣集　藤原顕綱朝臣集
源頼實集　津守國基集　源俊頼朝臣集（称散木集）　藤原為忠朝臣集
菅原在良朝臣集　藤原基俊集　藤原清輔朝臣集　源師光集
源有房朝臣集　平忠度朝臣集　惟宗廣言集　鴨長明集
藤原隆信朝臣集　藤原隆祐朝臣集　藤原光経集　源髙範集
平常縁集　源資持集（称藻京集）　源直朝集（称捨抜集）　山邊赤人集
凡河内躬恒集　藤原興風集　壬生忠岑集　壬生忠見集
曽根好忠集（称曽丹集）　櫻井基佐集　覚性法親王御集（称出観集）　守覚法親王御集
遍昭僧正集　源賢法師集　夢窓國師集　慶運法印集
堯孝法印集　素性法師集　惠慶法師集　安法法師集
登蓮法師集　俊恵法師集（称林葉集）　寂然法師集　寂蓮法師集
兼好法師集　元可法師集　宗祇法師集　嘉喜門院御集

齋宮女御集　経信卿母集　俊成卿女集　小野小町集
檜垣嫗集　本院侍従集　小馬命婦集　馬内侍集
伊勢集　中務集　賀茂保憲女集　小大君集
清少納言集　紫式部集　和泉式部集　相模集
赤染衛門集　伊勢大輔集　康資王母集　辨乳母集
出羽辨集　祐子内親王家紀伊集　二條太皇太后宮大貳集　建禮門院右京大夫集
待賢門院堀川集　二條院讃岐集　小侍従集
中殿御會部類記　晴御會部類記　貞治六年中殿御會記
柿本朝臣人丸勘文　柿本影供記　柿本講式　柿本大夫像彭祖勘文
菅家萬葉集　古今和歌集目録　顕昭古今集序註　古今集童蒙抄
僻案抄　三代集間事　拾遺抄註　難後拾遺
散木集　藏玉和歌集　悦目抄　後鳥羽院御口傳
夜鶴抄（一名阿仏口傳）　愚問賢註　近来風體抄　和歌九品
歌仙落書　續歌仙落書　俊成卿正治奏状　定為法印申文

群書一覧　和書部六　百十七

為家為世卿訴陳状　長明無名抄　井蛙眼目　今川了俊和歌所へ不審條々
了俊辨要抄　落書露顕　徹書記物語　東野州聞書
兼載雜談　西公談抄　桐火桶　三五記
愚秘抄

巻第三百三至巻第三百六　連歌部　四巻

菟久波問答　吾妻問答　さゝめごと　老乃久理言
老の寿佐見　若艸山　連歌本式　連歌新式
漢和法式

巻第三百七至巻第三百十九　物語部　十三巻

伊勢物語　朱雀院塗籠御本　大和物語　竹取翁物語
住吉物語　秋夜長物語　鳥部山物語　松穂物語
無名草子　物語百番歌合　源氏狭衣歌合　物語十二番女合
源氏心久良邊　伊勢物語知見抄　源氏物語奥入　紫明抄
原中最秘抄　弘安源氏論義　仙源抄　源語秘訣

雨夜談抄
巻第三百二十至巻第三百二十六　日記部　七巻
和泉式部日記　紫式部日記　讃岐典侍日記　辨内侍日記
中務内侍日記　堯孝日記　玄與日記　宗長手記
巻第三百二十七至巻第三百四十　紀行部　十四巻
土佐日記　廬主　更科日記　高倉院嚴島御幸記
後鳥羽院熊野御幸記　源光行海道記　道蔵阿闍梨南海流浪記
源親行紀行　轉寝記　十六夜日記　都のつと
小嶋乃口須佐美　宝篋院殿住吉詣記　道行觸　鹿苑院殿嚴島詣記
奈具佐免草　伊勢紀行　富士紀行　覧富士記
富士御覧記　富士歴覧記　善光寺紀行　藤川記
正廣日記　平安紀行　宗祇筑紫道記　北國紀行
廻國雑記　道興院殿高野参詣記　称名院殿吉野詣記　玄旨法印九州道記
長嘯子九州道記　尊海僧正紀行　北条氏康武蔵野紀行　玄旨法印東國陣道記

蒲生氏郷紀行　宗長東路乃津登　紹巴富士見記　東國紀行
巻第三百四十一至巻第三百五十二　管絃部　十二巻
管絃音義　五重十操記　龍鳴抄　懐竹抄
胡琴教録　舞楽要録　雑秘別録　舞曲口傳
夜鶴庭訓抄　残夜抄　絲竹口傳　木師抄
秦筝血脈　琵琶血脈　琵琶合　八音抄
東遊歌　風俗歌　神楽歌註秘抄　催馬楽注秘抄
新撰朗詠集　梁塵秘抄口傳集
巻第三百五十三至巻第三百五十五　蹴鞠部　三巻
承元御鞠記　貞治二年御鞠記　享徳三年晴御鞠記　後鳥羽院御記
成通卿口傳　蹴鞠略記　蹴鞠肝要抄　遊庭秘抄
巻第三百五十六至巻第三百五十七　鷹部　二巻
新修鷹経　嵯峨野物語　白鷹記　養鷹記
後京極殿鷹三百首　定家卿鷹三百首　慈鎮和尚鷹百首　定家卿鷹百首

西園寺殿鷹百首　根津松鷗軒記
巻第三百五十八至巻第三百六十三　遊戯部　六巻
薫集類抄　後伏見院宸翰薫物方　魚久佩瀨多称
五月雨日記　志野宗信家名香合　名香目録　圍碁口傳
圍碁式　仙傳抄　君臺觀左右帳記　御飾記
作庭記　洛陽田楽記　文安田楽能記　糺河原勧進猿楽日記
同勧進申楽記　桑田口猿楽記
巻第三百六十四至巻第三百六十八　飲食部　五巻
厨事類記　世俗立要集　四條流庖丁書　武家調味故實
大草殿料理書　庖丁聞書　大草相傳聞書　喫茶養生記
喫茶往来　酒茶論　亭子院賜酒記　酒食論
北野大茶湯記
巻第三百六十九至巻第三百九十九　合戰部　三十巻
将門記　純友追討記　陸奥話記　後三年合戦記

承久記　梅松論　伯耆巻　明徳記
應永記　一名大内義弘退治記　嘉吉記　長禄寛正記
文正記　應仁記　應仁略記　應仁別記
永禄記　當鑑　細川両家記　一名二川分流記
大和記　勢州四家記　鎌倉大草紙　関東兵乱記
結城戦場物語　永享記　豆相記　河越記
深谷記　鶴臺前記　鶴臺後記　房總治乱記
鹿島治乱記　江濃記　江北記　舟田乱記
箕輪記　蘆名記　蒲生氏郷記　伊達成実記
柴田退治記　富樫記　小松記　荒山合戦記
末森記　赤松記　赤松再興記　別所長治記
大内義隆記　中國治乱記　阿州将裔記　三好別記
十河物語　豫章記　大友興廃記　一名九州[illegible]記
難太平記　上月記　荒木略記　親房卿関城書

吉野事書案　阿蘇惟澄申状　菊池武朝申状　上杉禅秀注進状
豊臣太閤御事書　沙弥洞然長状
巻第四百至巻第四百二十四　武家部　二十五巻
貞永式目　貞永式目追加　建武式目　建武式目追加
侍所沙汰篇　政所壁書　大内家壁書　北条早雲廿一箇条
武田信玄百箇条　朝倉敏景十七箇条　長曾我部元親百箇条　鹿苑院殿御元服記
普広院殿御元服記　光源院殿御元服記　常徳院殿御乗馬始記
宝筐院殿将軍宣下記　普広院殿任大臣節会
同御拝賀次第　同大将御拝賀雑事　鹿苑院殿御直衣始記
長禄二年以後申次記　殿中申次記　年中定例記　正月御事始記
成氏朝臣年中行事　飯尾宅御成記　畠山亭御成記　祇園会御見物御成記
伊勢亭御成記　三好亭御成記　朝倉亭御成記　前田亭御成記
文禄四年御成記　諸大名衆御成申入記　供立日記　御供故実
走衆故実　大内問答　奉公覚悟記　門役大双紙

宗五大双紙　簾中旧記　上臈名事　嫁入記
嫁迎記　方角物　射礼私記　大的躰拝記
流鏑馬次第　笠懸記　鹿足記　犬追物日安
騎射秘抄　八廻日記　出法師落書　高忠聞書
家中竹馬記　土岐家聞書　矢開記　狩詞記
空穂次第　随兵日記　随兵次第　軍陣聞書
築城記　御産所日記　産所記　建[illegible]記
文明十一年記　六波羅下知　摂津親秀譲状　斎藤親基日記
御随身三上記　諸家紋帳　義貞記　武具要説
馬具寸法記
巻第四百二十五至巻第四百四十五　釈家部　二十一巻
釈家初例抄　釈家官班記　太神宮御相伝始末記　石清水不断念仏縁起
加茂禅会縁起　春日社三十講最初御願文　同[illegible]記
後宇多院御灌頂記　承久三年七仏薬師御修法記　後嵯峨院宸筆御八講記

同假字記　延徳御八講記　和ゝ宮中の御代　雲井乃御代
くさ例の御代　奥山乃御法　後光厳院三十三回聖忌記
後土御門院十三回聖忌記　陽禄門院三十三回御忌記
仁和寺諸堂記　広隆寺来由記　清水寺縁起　醍醐寺縁起
安楽光院記　楞伽寺記　勧修寺縁起　般舟三昧院記
南禅寺記　資聖禅寺造営記　東福紀年録　万寿禅寺記
鹿王院記　尊勝寺供養記　法勝寺供養記　無量寿院供養記
法成寺金堂供養記　同薬師堂供養記　東北院供養記　[illegible]供養記
建武元年東寺塔供養記　相国寺供養記　同塔供養記
大安寺伽藍縁起并流記資財帳　同寛平縁起　薬師寺縁起
東大寺大仏記　同造仏供養記　同金銅記文　興福寺縁起
多武峰縁起　同略記　長谷寺縁起　当麻寺縁起
観心寺縁起実録帳　山門堂社記　叡岳要記　九院仏閣抄
延暦中堂供養記　天元同供養記　永正同供養記　弘[illegible]大講堂供養記

本下川薬師仏縁起　日光山中禅寺私記　讃岐国白峯寺縁起　筑前国聖福寺仏殿記
永正八年高野山燈籠記　近江国金勝寺官符　仏牙舎利記　宝王院如意宝珠記
二荒山千部会縁起　日光山三月会縁起　慈恵大僧正遺告　阿弥陀院宝物帳
観世音寺資財帳　左記　右記　鶴岡執行珍祐法印記
発心和歌集　法文百首和歌
巻第四百四十六至巻第五百三十　雑部　八十四巻
古語拾遺　日本霊異記　新撰姓氏録　大鏡裏書
康平記　宇槐雑抄　達幸故実抄　永慶二年記
永久元年記　醍醐寺雑事記　仁和寺日次記　文保三年記
元弘元年鈔羅渡御記　光明寺残篇　関城書裏書
建武記　鳩嶺雑事記　祇園執行日記　醍醐雑抄
後奈良院御記　御湯殿上日記　保暦間記　御当家三代記
如是院年代記　編記　革命勘文　諸[illegible]
長寛勘文　法曹類林　濫觴抄　代始和抄

禁秘御抄（一名禁中抄／禁秘記）　禁掖秘抄　名目抄　世俗浅深秘抄
類聚雑要抄　桃華蘂葉　弘安礼節　二判問答
三内口訣　大饗略次第　大饗御装束間事　大[illegible]新事
嘉禎二年十二月大饗次第　建長六年十二月大饗次第
十七箇條憲法　建暦二年新制廿一箇條　清行朝臣意見十二箇條
文時朝臣封事三箇條　寛平御遺誡　九條殿遺誡　澁柿
竹馬抄　小夜の寝覚　文明一統記　樵談治要
乳母の文　乳母艸紙　身の形見　[illegible]抄
清少納言枕草紙（異本）　隆房卿艶詞　長明方丈記　頓阿十楽菴記
肖柏夢菴記　同三愛記　宗長宇都山記　称名院右府三塔巡礼記
同石山月見記　東光院殿嵯峨記　尊朝法親王廬崎記　玄旨法印夢想記
さゝ衣　多武峯少将物語　鳴門中将物語　時秋物語
今物語　野守鏡　吉野拾遺　江談抄
續古事談　東齋随筆　大槐秘抄　[illegible]の日記

真俗交談記　驢嘶餘　門室有職抄　海人藻芥
駿牛絵詞　國牛十図　伊行朝臣夜鶴抄　才葉抄（一名筆體抄）
入木抄　仁和寺書籍目録　信西蔵書目録　文和仙洞御書目録
點図部類　大和假名反切義解　桂林遺芳抄　新撰字鏡
中正子　出雲風土記　豊後風土記　對馬國貢銀記
多氣窓螢　駿河風土記　安東郡専當沙汰文
康正二年造内裏段銭國役引付　東北院職人歌合　[illegible]職人歌合
三十六番職人歌合　七十一番職人歌合　十二類歌合　調度歌合
永正狂歌合　常盤嫗物語　精進魚類物語　柿本氏系図
後奈良院御撰何曽　公武大體略記　世諺問答　暦林問答
紹運要略　立坊次第　女房名字抄（一名貴女抄）　女院記
謚號雑記（一名[illegible]知古）　暦名土代　御評定着座次第　永享以来御番帳
文安年中御番帳　永禄六年諸役人附　長享元年江州御動座[illegible]到
東大寺奴婢籍帳　常楽記　近江國番場宿蓮華寺過去帳

相模國鎌倉松岡過去帳　常陸國六段田村六地蔵寺過去帳
同國田島村知光院過去帳　類聚雑例　[illegible]記
四條院御葬禮記　亀山院御葬礼記　伏見院御中陰記　[illegible]記
後小松院崩御記　山乃霞　山賎記　後奈良院御拾骨記
新待賢門院七々忌御願文　鹿苑院殿薨葬記　同追善記
鹿苑院殿をいためる辞　常徳院殿薨葬記　普廣院殿究竟記
慈照院殿追善記　朝乃雲　宗祇終焉記
吉事次第　吉事略儀　贈官位宣旨記　[illegible]
文保記　永正記　觸穢考　婚記
女御々産部類記　中宮御産部類記　治承二年中宮御産記　春華門院御百日記
延慶四年新院姫宮御行始記　北山女院御入内記　安元御賀記
俊成卿九十賀記　称名院右府七十賀記　清輔朝臣尚歯会記

已上一千二百七十二部

○按するに本部古来書典乃大部なるものハ滋野貞主の秘府略千巻

ありしかと降りてハ藤原敦基の桂下類林三百[illegible]十巻藤原通
憲の法曹類林二百三十巻等ありて共に今ハ僅に零本のみ世に傳ハれり
國史に云淳和天皇の天長八年東宮学士滋野貞主諸儒と古今の
書を撰集す類を以て相従ふ一千巻これを秘府略と名付くとあり
今塙氏集むる所の書すてに一千二百七十餘部に及へり彼天長よ
り千歳の今に至りて此盛挙あらんこと一切に偉なりといふへく
此書すら名つくる類従の二字ハしくもすへてひろく秘府略よ
りもはるかにまされり續群書類従はた纂輯せられたりといへとも
てみなひとつ今此書をあつむる已に一千部のかすにのほれり其
の人某氏なりけり

享和二壬戌年五月

江戸　日本橋南壹丁目　須原屋茂兵衛

心齋橋筋北久太郎町　加賀屋善藏

大阪　新町西口砂場　海部屋勘兵衛

齋藤正謙（拙堂）編

鐵研齋輶軒書目

江戸末期刻本

據江戶末期刻本影印

鐵研齋輶軒書目

古者聖王設鞮譯之官置輶軒之使以通四方之志其事豈可忽哉且近世外虜狡焉啓疆往來出沒時有風濤之警方是之時頑然安固守陋不肯求飛耳長目之方寘虜情於弗問一旦有緩急將何術防之耶此余所以有輶軒之[illegible]也且余家貧力微所獲之書僅ミ止此不能多也然求心在於知虜情以爲之備則如此亦足矣何必貴該博哉津藩齋藤正謙識

采覽異言五卷　筑後守源君美撰

增譯采覽異言十二卷　土浦山村昌永撰

輿地誌畧六卷　江戶青地林宗撰

吾邦傳西洋輿地之說者以源君美爲始然其書草創疎謬不尠至文化初山村昌永更增譯之其說始備繼之舶來新書日益多四方之事日益明矣於是青地林宗參酌校訂欲集大成之有誌畧之作惜乎其書僅止於歐羅巴及亞細亞南邊而不及其他也或云是書更有定本藏於大府秘而不傳余亦嘗於一友人宅見一本比余所藏更多二卷但其所載係本邦及支那州郡不必待大西人說而知故亦不補

西洋紀聞三卷　筑後守源君美撰

正德中羅瑪人投化君美奉台命與之對話因有所譯述作二樣以進其一譯以漢文且有所取捨是爲采覽異言其一譯以國字多異言所不載卽爲此書是書本不許流傳實爲秘籍尤可珍也

職方外紀六卷　西洋　艾儒畧增譯

坤輿外記一卷　極西　南懷仁著

右二部明末所撰明清人說五大洲本據此書多有之故不須余縷述

西洋雜記五卷　土浦山村昌永輯

明人得職方外記始知有五界萬國其說猶屬草創其後二百餘年以至今日清人說五界猶據外記不知有他書更詳者何其陋也我邦人每事承於漢土唯地理之學並承於西洋勝明清人遠矣昌永多譯西書闡明地學如是書有涉稍荒唐者然亦足以識其風土物產之概不至如漢人說外國之妄誕也

地學示蒙二卷　江戶青地林宗譯

地理之常學急於天文天文唯有授時之切民用

又委之星官可矣至於地理自風土之於政教山川之於險要其所關係者不少而其事皆爲君長者所當留心也林宗譯述此書首載測量之法終及各國風土人情簡約得要大有裨於地學其於通四方之志思過半矣

外蕃通書二十八卷　御書物奉行近藤守重輯

皇國與外蕃往復有善隣國寶記等書錄之但係唐韓二國事世又多有之不必發載東照公既戡定禍亂大修交際之道亡論朝鮮安南至印度及西洋諸國有來聘者輒引見之以禮

相接信使之往來東牘之往復日月不絕台徳大猷二公繼之亦然守重搜索秘府得當時國書參之他書排次成編其功亦大後之論鄰好者必有資考矣

邊要分界八卷　同前

守重身經歷邊界加之以該博之學廣徵羣書以成此書條理秩然可備實用勿以人而廢言可矣守重著書甚多皆適世用其學尤長外事如此書及安南記畧阿瑪港記畧殊爲精詳二書未暇錄寫姑購是書以登於編

蝦夷志一卷　筑後守源君美撰

蝦夷拾遺一卷圖附　幕府差吏佐藤玄六郎撰

蝦夷草紙一卷　幕府差吏最上德內撰

北海隨筆二卷　撰人名闕

蝦夷初發記一卷　撰人名闕

東游紀行一卷　撰人名闕

右六部皆詳蝦夷地方山川人物及諸雜事君美之志鑿空未備佐藤係天明中差吏最上係文化中差吏並身經歷其地補正之其餘三部不知何人所撰亦皆記其所目擊並可信徵也考北陲事

者必有資於此矣

北海新記二卷　撰人名闕

蝦夷亂記一卷　撰人名闕

蝦夷談話五卷　撰人名闕

松前蝦夷蜂起次第一卷　撰人名闕

前三部紀沙具沙允之亂後一部紀片夷之叛並不知何人所錄二夷皆蠢然一小醜耳撫御失所輒嘯集竊發煩官軍征誅守邊者宜以此爲鑒戒

東韃紀行二卷　幕府差吏間宮倫宗諳說

世以此書爲倫宗所手錄余識倫宗嘗與此問之

倫宗曰是奉行所書吏筆錄吾話說者非吾所自著也吾別有所自著書十五卷秘之於篋底因約借寫而未能也姑錄是書以存梗概又有銅柱餘錄北蝦夷圖說詳載葛剌勿士地理物產清雜事亦為與言寫而藏之於國校倫宗水戶產大府之開蝦夷募人往窮滿洲地方倫宗慨然應募而行經葛剌勿土渡黑龍江抵山海關不得入而返往來陸行涉萬里之遠經兩歲之久饑渴窘困苦楚萬狀未嘗少動心亦偉男子也

海東諸國記一卷　朝鮮申叔舟撰

通文館志八卷　朝鮮金慶門撰

朝鮮有通文館專掌事大交隣之政事大者謂接支那之禮交隣者謂通日本之禮其朝聘應對經患當時垂法後昆者無不具載蓋在彼為經國大典而我得之亦足知制馭之方矣申叔舟嘗著海東諸國記特詳我日本事實為此書之嚆矢其臨死言於其君成宗曰願國家無與日本失和後世稍忘其遺誡事我不謹終致文祿之禍叔舟先見之智憂國之志可嘉尚也慶門承其相國崔存富之意依申舟遺範以成是書致意於交際亦可謂善後之策已彼蕞爾小國尚為謀國有人

臺灣物語一卷　撰人名闕

明末紅毛據臺灣殺我邦商旅奪其貨財長崎人濱田彌兵衛與其子弟二人密受奉行命往執甲必丹使盡償其所奪質其子而歸其後鄭成功舉兵入臺灣盡驅逐紅毛人取其地為之主余嘗謂山田長政之建功暹羅也田彌兵衛之立威臺灣并鄭成功而三其事並偉足以揚我皇威於海外矣此書所載與鳩巢可觀錄長崎先民傳互有異同俟他日校訂

暹羅物語二卷　長崎木下八右衛門錄

暹羅雜錄一卷

暹羅物語木下氏從知原宗因問山田長政遺事以紀述之詳其延寶六年跋語宗因稱五郎八從長政及其子阿因於暹羅周旋兵間老歸長崎以壽終云按長政本邦產新井氏釆覽異言以為伊勢人熊澤氏碎玉話以為駿河人而是書獨為尾張人未知孰是但其往駿府者確又諸書皆以長政為暹羅王是書獨謂長政以功封菲都比琉至子阿因又封六昆並於暹羅為屬國蓋暹羅亦為

自立大國長政雖雄井數年間所戡定且考外叢
通書所載長政上執政酒井忠勝書自言其十有
國王則是書所紀獨爲得信也其他事實亦皆出
於臆多可信者焉但事涉異域無他書可考證
不能訂其疑也因遍搜於知舊之家又得無名氏
國字紀事二篇姬路人河口光遠暹羅王詩序及
駿河人稻川玄度石上玖所撰傳紀亦可以廣異
聞乃勒爲一冊名曰暹羅雜錄玄度稱東平府中
隱士以著述顯玖稱久次郎阿部川津吏嘗游我
先師精里先生之門

渡天物語一卷　大坂市人宗心筆錄

宗心世所謂天竺德兵衛者也此書之說多虛誕
但記其風土物產較如可信者要之葑菲之采節
取之可矣

西域聞見錄八卷　清長白七十一椿園著

滿清之兵威遠覃西域諸國入其版圖秦漢以來
所未曾有此書所記班班可考但此書特記遠西
之事多屬謬傳如曰控噶爾威服鄂羅斯其國大
於鄂羅斯他書所不槪見殊孟浪之談不可采也

蒙古源流考八卷　蒙古小徹辰薩囊台吉撰

書中所紀乃額納特珂克土伯特蒙古汗傳世次
序及供養諸大喇嘛闡揚佛教之事而其國中興
衰治亂之跡亦多按年臚載既可以知其國事又
可以參之唐宋元明之史以考其異同亦爲一奇
書

三國通覽一卷附地圖五葉　仙臺林子平撰

遺一卷　撰人名闕

子平當天明寬政之間著海國兵談及此書論北
虜可慮獲罪下獄其圖說也雖多疏謬未嘗無裨
益焉且其言至文化中果驗可謂先見之智矣補

遺事叙魯西亞不知何人所編雖無奇特之論亦
可備參攷豈亦有意邊防者歟繼子平論邊防者
蒲生秀實有不恤緯一卷平山子龍有防海問答
二卷秀實之說無發明子龍之說多粗暴且子龍
識斥子平以爲迂繆子平誠有不免迂繆者然迂
繆之與粗暴其不中肯綮則一矣但先見之智子
龍不得不讓子平一著

阿蘭陀來朝記一卷

此書不知何人所輯記諸外蕃事不獨阿蘭陀來
朝一事也曰慶長五年阿蘭陀英吉斯始今互市

至元祿中凡百餘年間津港沿革監司黜陟以至市舶之增減洋貨之多寡一一臚列與新井氏新令由邊氏年表并觀之乃知國家待諸蕃之大畧矣

長崎年表舉要九卷　長崎田邊茂啓編

年表起貞享元年訖明和六年凡舶司交替蕃船出入凡事係本府者撮其要錄之考外蕃事者亦必有取於此矣又有長崎實錄大成亦爲茂啓作卷帙頗多余未能錄

瓊浦偶筆二卷　宇治平澤元愷撰

元愷好遊著漫遊文草五卷梓行於世此書亦維一時紀游之作間有係外蕃事者足以資考故錄存之

魯西亞志一卷　幕府侍醫桂川甫周譯

魯西亞本紀畧三卷　長崎譯司前野熹譯

魯西亞在外蕃中尤爲强大可慮之邦其風土人情不可不詳也二氏並據蘭書譯述此編載其世系治亂亦足知其大畧矣又有山村昌永纂魯西亞國志嘗藏之國校

魯西亞變易編二卷　長崎譯司馬場貞由譯

原書在蘭書菲私多窩利伊中貞由奉台命譯進其由詳序例中蓋魯西亞在於極北大寒之地食艱民窮號爲貧陋之區及伯多祿第一世王起振興庶政大開互市之利以贍民財子孫守其遺法至今百有餘年除我日本外無所不通而其國富庶疆土日拓嗚呼伯多祿開物成務之智隨土制宜遂化貧爲富變陋爲華蔚爲天下至大之邦其國人仰以爲聖人亦不誣也

漂民御覽記一卷　幕府侍醫桂川甫周輯

北槎聞畧十一卷附錄一卷　同前

寬政中伊勢漂民自魯西亞歸大府召見之於吹上苑詢彼中事甫周陪侍傳語因錄其問對是爲御覽記猶恨其不詳也召漂民於其宅細咨詢之逐一劄記是爲聞畧我邦未曾與魯西亞相通至是入識其風俗情狀甫周之功實屬鑿空

環海異聞十六卷　仙臺大槻玄澤撰

文化初仙臺漂民自魯西亞歸玄澤與其儒臣志村東藏共奉藩主命召見漂民詢其所親視自制度法令至凡百技巧瑣屑細事及往來經歷之地並皆登錄問者圖繪詳其形狀使觀者如身歷其

境而目擊其事比桂川氏之書更加周詳欲知北虜情狀者觀此書則思過半矣

魯西亞來劫記一卷　撰人名闕

魯西亞人渡來記一卷　撰人名闕

北使護送伊勢漂民來者爲阿難辣孤私滿護送仙臺漂民來者爲歷沙諾都多二使之來並乞互市幕府不許二役關係國家事體頗大二書皆錄當時國書文案及諸雜事不知何人所輯雖亂雜無章事多重複亦可以備參攷

北地日記一卷　備中久保田見達撰

北槎小錄一卷　江戸設樂間叟撰

二書並錄文化丁卯北地之變合而名之曰二叟談二叟于役北地紀其所目擊皆實錄也當時余年廿餘歲在江戸稔聞其顛末多與二書所載合者爾來三十餘年世鮮知其實者或捏造僞妄以驚人耳目者有之況數百年後能無謬傳乎後之考北事者取證於此二書庶乎其不差矣

休明光記　闕本二冊　未見全書　安藝守羽太正養撰

大府之開蝦夷藝州爲奉行寄數千里之命鎮守松前及惠士呂府之變坐號令不行褫職黜退世皆嗤笑之然當時事有曲折不可獨罪藝州也余少時遠識藝州爲人溫醇頗有學識及著此書不飾過不諱敗心術明白非俗吏可比惜乎孟明不再將秦軍魏尚不再守雲中無能立功自贖也噫

松前紀行一卷　攝津守堀田正敦撰

堅田侯以入望入參大政功業赫耀世稱爲小白河及丁卯之變奉台命往巡按松前地方東北諸侯皆受節度當時事出匆卒中外洶洶使他人當之將食不下咽侯猶雍容不廢歌詠有此紀行之作亦所以鎮物情也然自非以度量雄天下烏能如是哉

遭厄日本紀事十二卷　魯西亞兀老尹撰

附錄二卷　魯西亞利哥兒多撰

二人皆爲魯西亞甲必丹當我文化中奉其國命航海測量蝦夷地方兀老尹與其下七人登惠土呂府島爲島吏所誘執送囚於松前翌年利哥兒多以其主命來乞於我皆得釋還二人各筆其所聞見以成此書傳於歐羅巴獨逸一譯之和蘭再譯之遂傳於我邦大府乃命馬場貞由等又譯之不卒業死又命青地林宗等續補成之蓋當時之

事我邦亦有筆之者且當時從事吏士猶存於都下從而詢之與是書所載吻合余於是知歐羅巴人於事精細非東洋人所及也抑自北事起我將士每不獲志使人長大息獨此役雖未足以張國威而亦可絶彼窺覦之心是獨可喜也

謨烏爾陳情書一卷　　西亞謨烏爾撰

謨烏爾以副船王從兀老尹來蝦夷同被執拘衆之逃獄謨烏爾獨留不肯走及涵館奉行有所問即以書對辭氣慷慨可謂虜中一男子矣且其末敘拂郎察之亂頗爲詳明村上貞助以奉行命譯進貞助當時以譯司與虜人對話者也

邊警紀聞二卷　　水戸友部好正輯

此書畧敘古昔三韓蒙古人寇以至於近世魯西亞與吉斯之警具敘其本末井井有條末附蝦夷諸島圖亦爲詳密考邊事者必有資於此矣前是高嶋大塚唯助著北陲杞憂一編傳於士林之間終不若是書之詳明也水府又有會澤恒藏者著新論條邊防之策亦爲可觀余未暇錄也

嘆咏餘話一卷　　撰人名闕

卷末自署知非齋不知何人其所以名書者亦不知何謂但其論英吉斯頗詳偶閲書肆得之輒插於架上

拂郎察雜録一卷

文政初余年猶弱冠在江戸見和蘭人所上風説書謂拂郎察起兵殘滅西洋諸國遂及魯西亞兵敗被執流於絶島但荒遠之境化外之事無由問詰不可得詳也後十餘年西游京師見賴子成子成嘗游長崎遇蘭醫聞拂郎察王事心甚偉之因出示其所作長歌畧與余所聞同旣而得青地林宗所譯別理戾理安設記讀之載再舉以後之

事而不及其前焉又徧捜索之得長崎譯司所錄及高橋景保丙戌紀聞等册了粗知其梗概與青地氏所譯井抄錄之以完本末名曰拂郎察雜錄王名勃奈抜兒的克爾志革島產本爲一布衣當我寛政末勃興至文化十年而滅何其興之暴而滅之亟也然以十餘年間取伊斯把泥亞波兒杜瓦爾以下有名大國六七並執其王以子弟族屬代之抑亦偉矣蓋古今英雄唯厄勒祭亞歷山王東伐至印度河蒙古大祖鐵木眞西征至鐵門關並斥地數萬里如秦皇漢武及我豐太閤未足以

比較馬勃奈扳兒的雄志業不終獨足以比之亦可不謂曠世之雄歟。

卜那把盧的戰記一卷　岸和田小關三英原譯

余既輯拂郎察雜錄後聞小關氏考究西書著卜那把盧的戰記欲借讀之會三英死其書散逸不可得見爲仙臺大槻瑞卿嘗一閱之以漢文譯之以亡其傳來請余刪潤余大喜閱讀之比雜錄西洋史目與同乃畧加雌黄還之瑞卿又請瑞卿更寫一本寘之秘笈

總計五十三部一百九十七卷其他淸人著書涉外國事者如七奇圖說奉使俄羅斯日記在叢書中不必須登錄如龍沙紀界總統紀界眞臘風土記海島逸志嘗瞥見之未能藏弄姑錄其目以俟於此

附圖

暹羅軍艦圖跋

有客出示一圖披而覽之廣亘一席中有一大闘艦破海濤而進將士皆著我國裝執我國兵器而艦如西洋之制檣桅四竿發熕十八門排列左右上書賽神之意欵曰寬永三年丙寅二月當國生今天竺暹羅國住居山田仁左衛門尉長政其原圖製爲橫扁在駿府淺間廟此爲其摹本按長政駿府市民元和中出游暹羅會其國亂因爲其將有戰功封一王國至是命工造此圖附商舶獻之宗社告其成功其智勇功業比之鄭延平不多讓焉亦足以揚我皇國之威於異域豈不偉歟余嘗獲暹羅物語詳其事蹟今又收此圖足以相證焉且長政用我之兵器駕彼之軍艦東西長技兼而施之可以爲法講海防者其必有攷於此矣

魯西亞船圖跋

寬政四年有魯西亞使船來蝦夷艤首以番字題曰阨加的利那阨加的利那女王之名天明中我伊勢舟人光大夫等漂到其國至是女王使其臣阿蠟剌孤斯滿護送歸之事詳北槎聞畧此船當時所乘者

首也松前家士某親造其圖送於江都士林傳之余亦命工傳寫以藏焉

軍國諸船

船圖七幀嘗從淸水赤城所借寫一爲官船龍翔丸文化中於松前所造什木檣有尾檣有大小筑窗爲防海寇設者二爲三國九船底圖附焉長崎人塁原某參酌泰西之制以造樣獻於官府者三爲九鬼氏舊船征韓之役所用唐山所謂露橈船者或此（吳漢裝露橈船入蜀見後漢書）敢圖六頁附製造之法具焉四爲車輪船柳川匠人所造五爲福州船天明中漂到熊野浦者規制壯大武備志及紀効新書所謂利用防倭寇其說可並考六爲寧波船有略圖有全圖有器械圖數頁附焉七爲無名軍艦從來我邦所用者也夫舟楫之用軍國所必需有古今之變東西之異講海防者不可不留心焉

萬國船號圖鑑

番船出沒於洋中者有商旅有寇賊有差遣使人旗號各異講海防者不可不識此冊題曰萬國船號圖鑑略於亞細亞而詳於歐羅巴蓋出於西洋人所輯或云原本在長崎蘭館余嘗於一友人所見英吉斯國所刻新圖更載北亞墨利加諸島之旗號如印度諸國亦多此冊所不載然則此冊爲百年前所輯可知也如命兒格摹寫之以存梗概如其所不備俟他日續補云

西洋城郭圖

自織田氏城於安土海內城郭之制一變蓋傚西洋之法云陋者不知以爲我邦古制本如此可笑之甚余嘗於蠻書中見城郭圖數幀姑摹其一二實之秘笈使講築城之術者有所資考焉

英吉斯馬具圖

柳川五鼎獲英吉斯馬具一副供我公覽謙亦得預觀焉蓋戰馬所用有面簾而無身甲鞍韉汗屜並以黃漆皮製之而無障泥蓋戰馬無障泥爲便我邦古制亦然觀後三年合戰等圖則知之矣公使侍臣輩以厩馬試之衆交替跨之兩足下垂皆不及鐙數寸竟不能騎而罷西洋人身材之長亦可從而見焉乃圖而存之

番軍交鬬圖

余閱蠻書偶得此兩軍交鬬圖亦足以見西洋人戰鬬之狀故摸寫以藏之圖中有番字一行示蘭學者

皆不能讀蓋非蘭字也今雖不可知其爲何國之軍何地之戰然一軍樹三半月旗知其爲都兒格一帶旗號模糊難辨然知爲都兒格之敵者非百兒西亞則魯西亞而已兩軍士卒皆著皮製步操短刀騎操短槍皆以隻手相刺擊其狀慢緩無發揚蹈厲之勢不類我國戰鬭之圖圖畫之蹟雖未可盡信然亦可得其髣髴焉明史稱紅毛恃巨艦大礮其人不善戰蓋西人之武大抵皆然凡西人畏都兒格長陣戰猶且如此其他可知矣然近世西虜益善銃炮用之於陣戰火槍殆廢嚮見魯西亞戰伐圖萬銃叢進間以

大礮無一短兵是舍其短而用其長不可侮也然使良將當之亦必有應之之術矣講兵者不可不預察也

萬國地毬全圖

當明氏之末利瑪竇自意太里亞來傳地毬圖說於是東洋人始知有五界萬國然猶屬草創不能無紕繆繼之述者世世有之未能盡改正焉甚者於南極下妄置墨加蠟爾加洲以畫北高海長於東西短於南北與眞正相反其他可知矣至于七百五六十年間當我安永年中英吉斯人哥烏玖親巡檢四大洲精究地即更製新圖甚爲精詳一時號稱地理聖文化中蘇官命星官高橋作左衛門景保譯述地毬景保乃據哥氏之本參攷諸圖校訂删補別製平面圖銅鐫之以行世於是從前諸圖盡廢矣余有志於地理之學欲獲高橋氏圖會景保坐事罪死地毬之版沒入於官不復搨出偶閱一書舖購獲其寫本幸少舛訛乃插之架上但苦紙質頗黑蠅頭細字模糊不明余眼光漸耗遇陰雨之日則殆不能辨矣簡堂明府舊藏刻本極爲鮮明寓居相接屢得借覽焉遂囑塾生作州玉置元揀紙之淨白者就而影之生能書寫之

精妍不讓刻本之鮮明家奴市助又善裱褙之技乃命裝襯於是五界萬國坐收之於環堵之間尤爲可喜乃書其由附之

支氏地毬圖

有書賈持小地毬圖來求售曰原圖係蘭人支蒲兒多所製余謂支氏近時舶來之人必有異聞既而審視譯述不詳傳寫多訛恨不見其原本無由校正但比之哥氏之圖航海路多一線程其他地形亦有小異同未嘗無補益也乃留而收之

右諸圖並係余家藏其他如西洋諸國都邑圖四

十二國人物圖等世多有之不必須寫至蘭舶所
傳新異日出力不能徧及並俟他日續寫

鐵研齋輶軒書目終

太田勘右衛門　編輯

新刻書目便覽

明治七年（一八七四）東京府梅巖堂刻本

據明治七年（一八七四）

東京府梅巖堂刻本影印

明治七年第四月刊行

新刻書目便覧

東京書肆　梅巖堂
萬青堂　合梓

凡例

一此書ニ載録スル所ハ明治元年ヨリ甲戌三月ニ至テ凡ソ七年間東京ニ於テ出板スル處ノ者ニ係ル此他諸官省及ヒ各地方ニ於テ開板セシ者ハ異日ヲ俟テコレヲ集録スヘシ

一此書類ヲ分チ門ヲ建ルト雖モ猶未タ撿閲ニ便ナラサル者アラン此レ則チ數多ノ書籍中ニハコレヲ右トモ呼ヒ難クマタ左トモ謂ヒ難キ者アルヲ以テナリ且此書ヲ輯ムルハコレヲ書肆ノ主管僮僕ニ便ニセン為ナリサレハ此ノ粗漏杜撰ノ罪ヲ以テ責ヲ學者先生ヨリ受ルヿナキハ固ヨリナリ

一價値ハ一ニ發兌ノ時ノ定メニ從フテコレヲ記載スサレモ発兌後ノ景況ニ因テ或ハ高低スル者ナキニアラス故ニ今コレニ記載スル所ト違フ者アラハ幸ニコレヲ萬青梅巖二書房ノ中ヘ報告セヨ即チ直ニ改正ヲ加フヘシ

明治七年甲戌四月

編輯者　梅巖書估識

東園逸書

新刻書目便覽 ○

書名	著者・出版	價	冊數
官板 習字初步	文部省出版	五匁	一
官板 小學讀本	仝	十三匁	一
官板 小學讀本	師範学校出版	十一匁兜	自一至四
官板 小學教授書	仝	九匁九厘	一
官板 五十音圖	仝	一圓四十二匁	四枚
官板 單語圖	仝	三円	四枚
官板 連語圖	仝	二円	四枚
官板 色之圖	仝	一円	一枚
官板 形體圖	仝	一円七十六匁八	一枚
官板 體操圖	仝	一匁四	一枚
官板 習字本	仝	三匁兜	廿
官板 單語篇	文部省出版	十五匁五分	三
文字之教	福澤諭吉	三十七匁五	三
啓蒙手習文	仝	廿五匁	二
手習草紙	瓜生寅	廿七匁五分	三
習字のおしへ道	深沢菱潭	六十匁	三
うひまなび	柳川春三	四匁五分	一
智恵の糸くち	古川正雄	十二匁五	一

書名	著者・出版	價	冊數
泰山訓蒙 十二月帖	内田晋齋	五十匁	二
皇國官名誌	深沢菱潭	廿五匁	一
皇國姓名誌	仝	十五匁	一
啓蒙智恵環	瓜生寅	卅匁	三
繪入智恵の環	古川正雄	一円十二匁五	八
皇朝單語字類	小室樵山書	五十匁	五
小学稽古本	橋爪貫一	三匁兜	冊數不定
童蒙教之魁	深沢菱潭	廿匁	一
勸學習字本	宇都宮三郎	二匁ツ	十九
童蒙習字	二橋貫一郎	六匁二五	一
習字以呂波	山嵜為山	六匁二五	一
習字初	清原道彦	五匁	一
第一習字篇	片山淳吉	十匁	一
初学讀本	福沢英之助	卅一匁二五	一
小学 諳誦十詞	平野蒙	五匁五分	一
改正増補 近道子寶			一
日本正氣歌	深澤菱潭	六匁五分	一
楠公湊川帖	仝	十匁	一
單語畧解	橋爪貫一	卅七匁五	三
假名單語篇	摠木寛則	八匁五分	一

書名	著者	價	冊
文明捷經 子宝習字章	假名垣魯文	卅戔	一
童蒙初學	榊爪貫一	廿四匁	四
童蒙讀本會話篇	市岡正一	八匁五分	一
童蒙讀本續會話篇	仝	仝	一
君臣歌註解	深沢菱潭	十二戔五	一
兒童教草	仝	仝	一
習字單語篇 卷一	伊藤信平	十匁	一
習字讀本訓蒙物名盡 初篇	青木輔清	八匁	一
歷代帝號帖	中根松柏	十匁	一
單語篇假名附	伊藤信平	廿五戔	一
師範學校小學教授法	土方幸勝	廿二戔	一
太田氏會話篇	太田秀敬	廿五戔	二
同 假名附	仝	九匁	一
本朝帝王歌習字帖 附小註画入	佐々木忠敬		二
通俗單語圖解 卷一	島次三郎	十八戔七五	一
手習料	齋藤實堯	十五戔	三
訓讀捷經	天城多郎		
小學生徒心得	榊爪貫一	十戔	一
同 二編	仝	八戔	一
手跡文章	吉田庸德	廿戔	二

書名	著者	價	冊
新撰千字文	榊爪貫一	十五戔	一
開化千字文	松村春輔	十戔	一
童蒙教の近道	榊爪貫一	十二戔五	一
女三字經	東條琴臺	六匁五分	一
本朝三字經	伊藤挂洲書	二匁五分	一
神代道しるべ	小室樵山書	十二戔五	一
女童教草	小川持正	八匁五分	一
啓蒙二十三帖	清原道彦	三十戔	二
御高札諭草 及違式註違述義	高田義甫	八匁五分	一
續單語篇	上羽勝衛	十匁	一
官職道しるへ	吉田庸德	卅戔	一
本朝三字經	深澤菱潭書	十二戔五	一
皇國童子教	島村恭		一
天文錦の緒	吉良義風	十二戔五	一
道乃栞	澤宣嘉	八匁	一
本朝三字經	柳田正齋書	四匁	一
童蒙必讀	榊爪貫一	十六匁	三
皇朝千字文	深沢菱潭	十五戔	一
習字童のあしなみ	大須賀龍潭	十五戔	一
学の手ほどき	市岡正一	仝	一

書名	著者	價	冊
啓蒙 智恵わじめ	大須賀龍潭	五匁五分	一
童蒙習字 名乗字類	中田久明	十五戋	一
續習字初歩	伊藤信平	十匁五分	二
習字 やまと魂	深澤菱潭	十八戋七五	一
女童 手習文	仝	廿八匁	一
皇國單語圖解	大川繁太郎	十二戋五	一
小学 童子訓	大須賀龍潭	十八戋七五	一
童蒙訓讀會話篇	大川繁太郎	六匁五分	一
訓蒙詞の栞 巻一	槲爪貫一	十匁	一
真行両点 習字單語五千字	吉岡孝始	廿六匁	一
教のたより	須田辰二郎	廿匁	二
日本會話篇	槲爪貫一	十二戋	一
幼童 小学近道	島次三郎	廿五戋	一
働辭篇	毋藤政善	五匁	一
童蒙教の道須知	箕作麟祥	四十匁	二
訓蒙人の道	小川為治		一
民家童蒙 脩身帖	仝	廿匁	二
単語註解 巻一	岡田伴治	五匁	一
小學綴字編	片山淳吉	三十五匁	三
小學教諭 民家童蒙解	青木東江	廿五匁	二

書名	著者	價	冊
兒學綴字教本 歐西多門	市岡正一	十四戋	一
各國以呂波	嶌次三郎	十匁	一
十二いろは 四体名頭字	市野蓮洲	五匁	一
習字 地理初歩	伊藤桂洲書	廿戋	一
連語篇	埼玉縣出版	五匁	一
連語篇	勝浦氏	一五戋	一
啓蒙習字本	單山書	六十五戋	三
習字入門	深澤菱潭	廿戋七	二
日本文典	田中義廉	三十戋	一
小学會話篇	上羽勝衛	廿五戋	二
會話篇讀本	久保扶桑	十七匁	二
皇國史略習字	伊藤桂洲書	五十戋	二
教の種まき	深沢菱潭	十匁	一
女學まなび	同	廿戋	一
教師必携	諸葛信澄	十匁	一
小学 教則問答	高田義甫	十五戋	一
正氣歌	佐瀬得所書	廿戋	一
皇國亀鑑	深沢菱潭書	十五戋	一
泰西三字經	同	十匁	一
世界暦史緒	高見澤茂	一分一朱	一

書名	著者	価	冊
神代千字文	小川長秋 青木東園書	十二匁五	一
書法集觧	菱潭法書	一円	四帖
習女大学	小室樵山書	廿戔	一
○			
世界商賣往来	橋爪貫一	十二戔五厘ヾ	三
同補遺	仝	仝	一
同追加	仝	仝	一
農業往来	市野嗣郎校	四匁五分	一
地方往来	仝	仝	一
増補新刻農業往来	深沢菱潭書	十五戔	一
増訂農業往来	橋爪貫一	十二戔五	一
西洋農業往来	仝	八匁五分ヾ	四
新撰尺牘往来	荻原乙彦	六匁五分	一

書目便覧　二書房梠

書名	著者	価	冊
漢語消息翰墨往来	橋爪貫一	十匁	一
御布告往来	大月時四郎	十二戔五	一
邦制往来 初篇	島次三郎	八匁五分	一
童蒙教則往来	鈴木縫之助	六匁五分	一
開化商賣往来	荻原乙彦 小室樵山書	廿戔	一
世界開闢往来	中村最文	十二戔五	一
開化往来 前集	深沢菱潭	一円十二戔五	五
消息往来	佐瀬得所書	十八戔七五	一
世界産物往来 巻一	橋爪貫一	十二戔五	一
開明消息往来	深澤菱潭	十七匁	一
通商必携日用往来	大須賀龍潭	十八戔七五	一
萬國商法往来	松川半山		一
横濱往来	假名垣魯文	十二戔五	一
皇統往来	木部一郎		二
世界百工往来	橋爪貫一		五
世界名物往来	仝		一
朝鮮往来	佐々木忠敬		二
文明各國往来	澤田俊三	五十六戔二五	二
挿画地学往来	伊藤明徳	八十三匁七分五厘	九
農学往来	深沢菱潭書	三十五戔	二

書目便覧　七　二書房梠

書名	著者	價	冊
皇國風俗往来	深沢菱潭書	卅戋	一
増補 世界風俗往来	中金正衡	十七匁	一
同 外篇	仝	廿五戋	一
東京地學往来	橋爪貫一	八匁五分	一
東京往来	小川為治	十二戋五	一
頭書大全 窮理往来	榧木寛則	五十戋	二
英語往来		十二戋五	一
日讀往来	橋慎一郎	五匁	一
商賣往来	佐瀬得所書	廿五戋	一
行書世話千字文	成瀬温書	廿八戋	一
髪誌并女粧考	伊東南堂	十二戋五	二
修齋近鑑	松本曮	三十七戋五	二
開化咄	伊東卓三	十二戋五	一
開化問答	小川為治		二
物乃始教草	瓜生政和	廿八匁	二
富國のもとひ	島村泰	廿戋	一
西國童子鑑	中村正直	廿五匁	二
幼童手引草	杉田玄端	七十五戋	四
英國童子敎	嶌次三郎	十匁	一
脩身學繪解	為永春水	三朱	二

書目便覧　二　書肆

書名	著者	價	冊
泰西勧善訓蒙	箕作麟祥	、五十戋	三
仝 後篇	仝	、一円	四
童蒙教草	福沢諭吉	、一円十二戋五	五
泰西脩身論	山本義俊 小川為治	、一円六戋五	三
通俗伊蘇普物語	渡辺温	、七十五戋	三
同 二篇	仝	、仝	三
第三リイドル	松山棟庵	三十七戋五	二
勧孝通言	上羽勝衛	十匁	一
童蒙讀本	仝	十三匁	一
訓蒙叢談	海老名晋	卅七戋五	二
童はをしへ	福沢英之助	四十三戋七五	二
人道小學	小幡篤次郎		四
慈父之教	沖冠嶺	廿五戋	二
訓蒙話艸	福沢英之助	五十戋	二
訓蒙女軌範	西坂成一	廿匁	二
脩身學訓蒙	山本義俊	、五十戋	二
童蒙心廼鏡 初編	是洞能凡類	、四十三戋七五	二
訓蒙脩身学	荻原乙彦	、七十五戋	三
學問のすゝめ	福沢諭吉	、二匁宛	

書目便覧　九　二　書肆

書名	著者	價	冊
入學新書 初篇	福沢英之助	、四十三戔七五	二
脩身学 一名 人の行道	袖鞭知常	、七十五戔	三
啓蒙脩身録	深間内基	、四十三戔七五	二
啓蒙雜記	藤井三郎		五
訓蒙五條	熊谷辰太郎	十八戔七五	一
初童 敎の梯	深間内基	五十戔	二
名義大意	色川御蔭	廿五戔	一
西洋 教比扶	加地為也	六十二戔五	三
性法畧	神田孟恪	十八戔七五	一
西國立志編	中村敬太郎	、二円八十七戔五	十一
勸農初學	深澤菱潭書	、十八匁	一
女訓	高田義甫	、卅五戔	一
開化事始	中村壘	、十六戔六	一
近世女大學	土居光華	十八匁	一
道の栞	淺岡一	十一戔五	一

書目便覧 十 二十一号

書名	著者	價	冊
教導手引草 初篇	神谷大周	四匁	一
教道大意	新田講述	一分三朱	二
敎神愛國 人の務	田中義廉	十匁	一
示学 宣布大教詔略解	田中知邦	十戔	一
説教 童蒙三則辨	宇喜田繚要	五匁	一
説敎原義	總生寛	十八戔七五ツ	三
彝教大意	桂之清	十二戔五	一
本教大意	田中知邦	八匁五分	三
訓導道志留倍	吉永良裕	廿五匁五分	二
説教補語便覽	大田喜春成	十二戔五	一
説教体裁論	堀秀成	八戔	一
童蒙 説教手引草	小川持正	十五戔	一
教導三條略辨	田中知邦	十二戔五	一
本教要話	仝	四匁	一
説教心得艸 初篇 二篇	凡生政和	廿三匁	四
説教問答	東條信耕		二
説教新誌	凡生政和	廿二匁五分	二
説教萬國一夜談		、廿四匁	三
三條演義		七匁五分	一

書目便覧 十一 二十一号

書名	著者	價	冊
三則私言	佐原素嶽	十三匁二分	一
三則示蒙		二朱卜二戔	一
新撰憲法		、十八匁	一
東照宮御鎮坐記			一
説教正誤初破再破	養鸕徹定	一分三朱	三
三章敎憲和解	高田増峰	十二戔五	一
三教要旨畧解		十八戔十五	一
大教詞三條辨	根本真苗	七十五戔	三

書目便覧　原本

書名	著者	價	冊
○官版 小學算術書	師範学校出板	九戔五	
洋算用法	柳川春三	廿五戔	一
同　二編	富永三樹三郎	仝	一
筆算訓蒙	塚本桓甫	九十三戔七五	三
同　答式	仝	十八戔七五	二
洋算獨學	摘凡貫一	一円四十五戔	五
同　附録	仝	六十二戔五	二
官板 洋算例題	陸軍兵学寮出板	一円	二
洋算例題答式　巻一	梅沢重起	卅一戔二五	一

書名	著者	價	冊
官板 數學問題	陸軍兵学寮出板	廿五戔	一
數學教授本	神田孝平	廿二匁五分	四
筆算通書入門	花井静	五十戔	二
筆算通書	仝	八十戔	四
洋算早学	吉田庸徳	卅七戔五	二
小学 幾何用法	中村六三郎	五十戔	二
同　附録	仝	廿五戔	一
筆算題叢	田沢昌永 外六名	廿匁	二
幾何学原礎	山本正至 川北朝鄰	初帙 五十六戔二五 / 二帙 六十二戔五	二 / 二
三角術　初巻	神保長致	廿戔	一

書目便覧　十三　書房梓

書名	著者	價	冊
和洋 對算獨稽古	小川周	十二戔五	一
同　二篇	仝	十匁	一
地方測量獨算　前編	梶川弘操		二
洋算童子通　初編	石川治兵衛	六匁五分	一
代數学階梯	今村謙吉	七十五戔	三
幾何学捷徑　初編	村部貫一郎	卅一戔二五	一
算海方針	武藤重之	廿八匁	二
西洋筆算 開諸法	植松泰通	卅五匁	一
代數学教授本	新井次郎	卅七戔五	二
點竄必携　初篇	森川金吾	仝	二

書名	著者	價	冊數
童蒙數学助教	長谷川善左門	六匁五分	一
筭法自在		仝	一
三角法	中川將行 吉田恭正		四
數学訓蒙	岩永義晴	五十六戔二五	三
幾何学	山田昌邦	六十戔	三
代數学一班 初篇	多賀章	廿五戔	一
幾何全書 巻一	榎本長裕	仝	一
幾何實用 初篇	山田昌邦	廿戔	一
筆筭手引草	深沢菱潭	六匁五分	一
筆算初学	前田享	八匁五分ツヽ	三

書名	著者	價	冊數
西洋算 和字懐中算法			
兵家備用 幾何小学	佐々木綱親	一四十二戔五	二
參何小学補遺 三角法問題		仝 卅一戔二五	一
幾何初学 巻一	中村愿	廿戔	一
洋算發蒙	入野氏次郎 石坂清長	廿匁	二
洋筭獨稽古	大須賀龍潭		二
洋筭代數術	島次三郎	廿戔	一
洋筭塵劫記		十匁	一
西洋筭法 比例法	植村千之助	十八匁	一
西洋算術獨稽古		九匁	一

書名	著者	價	冊數
西洋筭法 巻之一二三	石川長次郎	九十三戔七五	三
洋算新書 分數之部	近山安則	十五匁	一
度学問題 一二之巻	佐々木綱親	卅七戔五	一
洋算譯語略解		廿二戔五	一
洋筭發微	川北弥十郎	卅七戔五	二
代微積拾級譯解	福田治軒	廿戔	一
筆算知方	藤田正方増訂	廿五戔	一
數学入門	橋爪貫一	卅四匁	四
數学問題集	金澤學校出板	廿匁	二
點竄問題集	同	仝	二

書名	著者	價	冊數
洋筭比例法 初篇	金田卓爾	十匁	一
測量新式	福田半	卅二匁	二
洋算必携	森川金吾	十三匁	一
代數学	支那鄒刻	四十五匁	三
二一天作 旧法改正 洋算集成		廿戔	一
仝 二篇		仝	一
代數学用法	中村六三郎 柴田壯之外	廿五戔	一
九々對聲表	高橋琢也	五戔	一枚
仕方塵劫記	中村最文	九匁五分	一
英算獨学 初篇	橋爪貫一	卅一戔二五	一

書名	著者	價	冊數
洋算啓蒙			六
西洋算法分數術	岸俊雄 山田則政	卅七戔五	一
洋算訓蒙圖會	橋爪貫一	十八戔七五	一
幾何学 卷一	柴田清亮	卅七戔五	一
代數学教授書	山田昌邦	廿五匁	二
幼童算術かけ法し	中村最文	五匁五分	一
西洋算術稽古道具	古川正雄	六十六戔	一箱
代數學啓蒙	柳沢大退	廿五戔	一
西算雜題百種	竹中信平	廿戔	一
筆算教授書	高橋秀雄	廿五戔	一
筆算階梯	吉田庸德	廿匁	二
洋算例題答式 卷之二		十七匁二分五厘	一
和洋相場早學	大須賀龍潭	三十戔	二
小學對數用法	中村六三郎	廿戔	一
數學稽古草紙	林賢德	四戔五	一
官板航海教授書	海軍省出版	七十八匁五分	七
官板數学教授書		五十匁七[illegible]	五
同答式 自一至三		十八戔七五	三
洋算手引草	市川保	廿戔	一

十六

書名	著者	價	冊數
度学圖典 卷一	佐々木綱親	四十三戔七五	一
度量早見表	松井惟則	五戔	一枚
中外度量早見	吉田庸德	廿戔	一
度量定式畧	佐々木綱親	六戔二五	一折
西洋度量早見	吉田庸德	十八戔七五	一
度量便覧	渡辺渡	五十戔	三
度量考摘要	橋爪貫一	十二戔五	一
貨幣度量中外比較考改正	六合[illegible]民	三朱	一

書名	著者・出板	価	冊数
官板 輿地誌畧	文部省出板	、三円三十七匁五	七
官板 日本實測圖	仝	三円	一箱
官板 日本實測錄	仝	仝	十四
官板 萬國全圖	仝	一円	一枚
官板 地球儀	仝	三円	一
官板 海外國勢便覽	仝	、八匁五分	一
官板 兵要地理小誌	陸軍兵学寮出板	、八十七匁五	三
萬國一覧	福沢諭吉	、十匁	一
西洋旅案内	仝	、卅七匁五	二

書名	著者・出板	価	冊数
同 外篇	吉田賢輔	、十二匁五、	一
地学事始	松山棟庵	、四十三匁七五	三
日本國盡	瓜生寅	八十五匁	六
素本 世界國盡	福沢諭吉	五十匁	三
頭書大全 世界国尽	仝	、一円廿五匁	六
大日本 枝折 國づくし	西野古海	六十八匁七五	三
首書繪入 世界都路	假名垣魯文	、一円七十五匁	七
日本地圖草紙	中上川彦次郎	十二匁五	一枚
日本 地圖草紙の文	仝	十八匁七五	一
訓蒙圖解 地学之文	色川誠一郎	、四十八匁	三

書名	著者・出板	価	冊数
天然地理学	鳥山啓	、四十匁	三
世界地名表	植木寛則	六匁五分	一枚
皇國産物畧	小川悦	卅匁	一
小学地理	櫻井恒次郎		三
東京地学往来	橋爪貫一	八匁五分	一
大日本國盡 附海外同盟國	岡田伴治	五匁	一
萬國地理啓蒙	望月誠	、六十二匁五	二
朝鮮八道圖	鈴木重正	卅一匁二五	一枚
改正府縣学校区別 大日本國尽	深沢菱潭	十匁	一
世界一覧	島次三郎	、卅七匁五	二

書名	著者・出板	価	冊数
五大洲誌略 前編	中村最文	、一円	三
啓蒙地理畧 上ノ巻	條野傳平	、廿五匁	一
大日本増補輿地全圖	三木光斎	廿五匁	一枚
分割輿地圖 亜細亜洲部 歐羅巴洲部	橋爪貫一	七十五匁	二枚
地理学早業内 四季用文章	伊藤卓三	廿五匁	二
五大洲智恵の板	高見澤茂	廿五匁	一枚
横濱往来	假名垣魯文	十二匁五	一
地理畧	中上川彦次郎	三十一匁二五	一
日本産物國尽 前篇	中島翠堂	廿五匁	三
習字輿地誌畧 初篇	内田正雄纂輯 伊藤信平校半	、一円	三

書名	著者	價	冊數
大日本里程便覧	小山保	六戔二五	一枚
琉球新誌 附諸嶋全圖一枚	大槻文彦	七十五戔	二
地理訓蒙	西村周次郎	、十八戔七五	一
習字地理訓蒙	仝	五十戔	二
地理短歌	高見沢茂	廿匁	二
増補世界風俗往来	中金正衡	、十七匁	一
仝　外篇	仝	、十五匁	一
地理物語 初篇	岡田伴治	、十八戔七五	二
世界産物往来	橋爪貫一		一
地学問答	仝	、三朱	一
地学枝折	嶋次三郎	六匁五分	一
以呂波分 地方須覧	津久井遠	廿五匁	一
東京往来	小川為治	八匁五分	一
東京方角	橋爪貫一	六匁	一
東京府中圖	仝	廿戔	一折
大日本國地学初歩	高田喜太郎	六十二戔五	二
輿地航海全圖	市川清流	一円廿五戔	一枚
地球儀	加藤数馬	九十匁	一
日本地理撮要	大橋操吉	廿匁	二
地球産物雑誌	堀川建齋	、十八戔七五	一

書目便覧　廿　書房梓

書名	著者	價	冊數
新制府縣全圖 銅板	内田晋齋	八匁五分	一折
萬國物産集	高橋琢也	十匁	一
國尽富士の麓	吉良義風	十二戔五	一
日本府縣畧圖		十四匁	一枚
地理新編		卅七戔五	二
銅板日本輿地全圖	中島翠堂	卅一戔二五	一枚
行書世界國名尽	青木輔清	十匁	一
習字世界國名盡	深沢菱潭	八匁五分	一
世界國名尽解	青木輔清	十五戔	一
大日本輿地全圖	橋本貞次郎		一折
六大洲國盡	橋爪貫一		二
大日本國郡輿地全圖			一枚
横濱全圖	岸田銀次		一枚
陸前國略圖			一枚
皇國郡名誌	大月忠四郎 校	廿二戔五	二
地球畧解	何幸太郎	四十匁	四
萬國輿地分圖	寺内章明	四十三戔七五	一折
陸奥分國三州全圖	酒井捨彦	七十五戔	一枚
歐行用文章	瓜生政和	十戔	一
世界都名所圖繪 巻一	土屋政朝	卅七戔五	一

書目便覧　廿一　書房梓

萬國進步記　上編　吉田賢輔　須藤時一郎　、册一戔二五　二
東京繁華一覧　池永七兵衛　一
航海夜話　、七十五戔　四
萬國奇談　初篇　一名世界七不思議　青木輔清　、五十戔　二
日本全圖　智恵の板　高見澤茂　十五戔　一枚
訓蒙地理畧説　橋爪貫一　十
輿地説畧　仝　五
女訓地學用文章　坂栈平　六十二戔五　二
清國上海全圖　品川忠道　五十戔　一折
稽古地圖　初篇　古川正雄　八戔　一
書目便覧　二　書房梓
大日本産物誌　嘉瀬房吉　一
小学地理書　巻一　市岡正一　五夊五分　一
組立地球儀　古川正雄　一箱入
組合地圖　仝　一箱
官板地理初歩　師範学校出板　、五戔九厘　一
朝鮮圖　八夊　一折
同全圖　一分朱　一折
萬國地理小學　青木輔清　、三十戔　二
日本地理小誌全圖　五十戔　一

書目便覧　二　書房梓
大日本産物誌　嘉瀬房吉　一
小学地理書　巻一　市岡正一　五夊五分　一
組立地球儀　古川正雄　一箱入
組合地圖　仝　一箱
官板地理初歩　師範学校出板　、五戔九厘　一
朝鮮圖　八夊　一折
同全圖　一分朱　一折
萬國地理小學　青木輔清　、三十戔　二
日本地理小誌全圖　五十戔　一

官板物理階梯　文部省出板　、八十七匁五　四

格物入門　本山漸吉訓点　、二四七十五匁　七

同和解　第一帙　水学部　柳川春三　、廿五匁　二

同　第二帙　氣学部　安田次郎吉　、卅五匁　三

同　第三帙　火学部　吉田賢輔　、卅匁　二

同　第四帙　電学部　奥村精一　、卅三匁　三

同　第五帙　力学部　佐藤劉二　、仝　二

博物新編譯解　大森秀三　、五十二匁五分　五

博物新編補遺　小幡篤次郎　、七十五戔　三

訓蒙究理問答　後藤達三　、一円廿五戔　六

物理訓蒙　吉田賢輔　、四十匁　四

訓蒙究理圖解　福沢諭吉　、廿五戔　三

童蒙必讀博物問答　關吉孝　一

究理通　尾形一貫　、五十戔　四

頭書大全究理往来　樋木寛則　、五十戔　二

理学摘要　加藤宗吉　、五十五戔　二

天然人造道理圖解　摘凡貫一　、一円　六

訓蒙道理圖解　中村最文　、卅七戔五　二

究理訓蒙　西尾猛　、卅一戔二五　二

格物初步　高田義甫　、五十戔　二

素讀究理草紙　瓜生政和　一

究理智恵のすゝめ　岡田伴治　、廿戔　一

究理解早見　梶川弘操　一

訓蒙究理大全　阿蘇沼恒世　、廿五匁　二

究理童子教　青木輔清　、五十戔　二

究理和解　中神保　、仝　三

天作人工　近藤圭造　、十五戔　一

登高自卑　村松良粛　、六十八匁　四

究理餘談　土屋政朝　讃井逸三　、廿五戔　二

書名	著者	價	冊
画本究理物語	岡田伴治	、十四匁五分	二
究理用文章	内田嘉一	十匁	二
究理隠語	清原道彦	、十七匁五分	二
究理智環	仝	、十二匁五分	一
訓蒙究理便解	望月誠	、廿五戋	三
通俗究理話	假名垣魯文	、卅一戋二五	二
理学問答	伊藤卓三	、廿五匁	四
理学初歩圖解	伊藤明德	、十匁	一
電氣論	中神保	、十八戋七五	一
博物浅解問答	柳沢退藏	、廿匁	二

書名	著者	價	冊
天變地異	小幡篤次郎	、十三戋五	一
通俗究理うひ学	吉田庸德	、卅戋	一
理学新編	藤田正房	、五十戋	二
天変奇談	岡田伴治	、廿三戋五	二
究理訓蒙經	高田義甫	、廿五匁	二
越歴新編	佐賀貫	、卅一戋二五	一
機器新話	麻生弼	、十匁	一
圖解機械事始	田代四郎	、廿二戋五	二
蒸氣機械説	近藤圭造	、廿匁	二
訓蒙蒸氣機械圖説	久保田昇	、十匁	一

書名	著者	價	冊
智恵競博物談 初篇	太田百祥	、五匁	一
究理近道	野村成之	、三朱	一
造化誌	室賀正祥	一朱	一

○

書名	著者	價	冊
天學新説	呉文聰	、五十六戋二五	二
星学初歩		、十八戋七五	一
星学圖説 附圖	神田孝平	、壹円	三

書名	著者	價	冊
官板百科全書 化学篇	文部省出版	、一分二朱	二
増訂化学訓蒙	石黒忠真	、二円	八
化学要論	杉田玄端	、七十五戔	四
化学入門	加藤宗吉	、四円七戔五	十六
化学初階	支那書翻刻	、七十五戔	四
化学闡要	土岐頼徳	、九十戔	四
洌氏有機化学	海瀬敏行	、五十戔	二
化学實驗入門	志賀雷山	、廿匁	二
化学器械圖説	三嵜尚之	、十八戔七五	一
化學初歩	加藤宗甫譯	、十三戔五	一
化学通	川本幸民	、五十戔	二
新式近世化学	三崎嘯輔述 辻岡精輔録	、四十七匁五分	三
化学示蒙原素略解	清原道彦	、廿匁	二
西洋原生一覧	横山深郎	、十三匁	一
近藤圭造和解 化學鑑原			八
農家必携 耕作新化学	志賀雷山		六
電信咄	高瀬四郎	、十戔	一
ものわりのはしご	清水卯三郎	、五十戔	三

書名	著者	價	冊
國史紀事本末 初帙	青山春夢	三円五十戔	十
續國史畧	小笠原勝脩	一円廿五戔	五
鼇頭挿画 校正王代一覽	高田義甫校	三円七十五戔	八
訓蒙日本外史 初二三帙	大槻東陽	二円五十戔	十五
史學童觀抄	市川渡	一円十三戔五	六
大統略記	高橋易治	廿二戔五	一折
小学國史	小林病翁	一円廿五戔	六
國史訓蒙 初篇	清原道彦	八十戔	三
國史初歩	高見澤茂	十八戔七五	一

書名	著者	價	冊
皇朝假名史略 上編 中編	村松良粛	一円六十六戔五	四
古事記便要	那阿通高	卅五戔	二
古事記畧註	奈良松荘		四
史学初歩 皇國部	高田義甫	八匁五分	一
神字古事記	吉川政興	一円	四
歴朝史略	森立之	卅七戔五	一
近世史略	山口基之	八十七戔五	三
雨窓紀聞	馬場哲三	廿五匁	二
近世事情	山田俊三	一円一分	四
近代月表	鈴木大	卅七戔五	一

書名	著者	價	冊
皇統歌	柳元信	六匁五分	一
扶桑三字史	内田晋齋	十二戔五	一
本朝沿革五字史	高見澤茂	六匁五分	一
皇朝三字史	深沢信寛著 同 菱潭書	十二戔五	一
神代三字史	宮田君浦	五匁	一
帝王歴代五言		十二戔五	一
沿革五言	高見沢茂	十二戔五	一
皇統新話	伊東南堂	二朱	一
訓蒙皇國史略	沖正修	一円廿五戔	五
官版職官表	記禄課編纂	七十五戔	一

書名	著者	價	冊
便蒙近世紀聞	條野傳平	三十五匁	三
復古夢物語	松村春輔	十三匁	二
假名古事記	坂田鐵安	一円十二戔五	三
大日本史之内 刑志二 兵志一	景山公娷訂	七十五戔	三

○

書名	著者	價	冊
官板西史攬要	文部省出板	〃 四十三戔七五	三
官板日耳曼史略	仝	〃 卅七戔五	二
官板近世西史綱記	仝	〃 六十二戔五	二
官板同 二篇	仝	〃 廿八匁	二
官板英史	仝	〃 一円廿五戔	五
官板史略	仝	〃 卅二匁	四
萬國新史	箕作麟祥	〃 二円六十戔 上帙	六
泰西史鑑	西邨茂樹	〃 二円五十戔	十
西洋史記	村上英俊	〃 四円	十

書名	著者		価	冊
英國史略	河津孫四郎	〻	三八二朱	四
萬國史略	箕作佳吉	〻	五十戔	二
米國史 初帙	渋江保	〻	仝	二
各國史略	谷井元次郎	〻	七十五戔	三
東洋史略	岡田伴治	丶	廿匁	二
巴礼氏萬國史略	橋爪貫一	〻	[illegible]	十
五洲紀事	寺内章明	〻	五十八匁	四
西洋沿革圖説	村田文夫	丶	卌七戔五	一
亜米利加沿革史略	青木輔清	〻	四十三戔七五	二
合衆國史略	高橋基一	〻	卌七戔五	二

書目便覽　廿二　二書房梓

書名	著者		価	冊
西洋易知錄	河津孫四郎	〻	一円八十七戔五	八
英吉利史略	和田義郎	〻	四十三戔七五	二
合衆國史記	林正明	〻	卅一戔二五	二
大東史略	平井正	丶	卅五匁	三
支那訓蒙畧史	高岡松郎		[illegible]	二
支那國史略	沖冠嶺	丶	四十三戔七五	三
十九史略通考	[illegible]	丶	二円五十戔	七
西史年表	西村茂樹	丶	六十七戔五	三
西洋各國盛衰一覽表	加藤弘藏	丶	五十戔	二
改訂條約國史略 日耳曼部	土屋政朝 高見沢茂	丶	六十二戔五	二

書名	著者		価	冊
交易通史	杉亨二	〻	廿匁	二
孛漏生國史	吉田賢輔	〻	十五匁	一
傑氏萬邦史略 上篇五巻 下篇十一巻	松山棟庵			
印度史略 上巻	藤田九二	丶	廿五戔	一
米國史略	高橋基一	〻	卌七戔五	二
英史紀畧	渋谷啓藏	〻	廿[illegible]	一
萬國史畧	西村茂樹	〻	一円廿戔	四
羅馬國史 巻一	九岐晣	〻	廿五戔	一
近世史談	須藤時一郎 吉田賢輔	丶	廿匁	二
續大東史略	平井正	丶	廿五匁	二

書目便覽　廿三

書名	著者		価	冊
國史擥要	棚谷元善	丶	三円	十六

書名	著者	定價	冊數
○神武天皇御傳記	瓜生政和	十二戔五	一
名將言行録	岡谷繁吉	三円五十戔	廿
皇國名醫傳 往古傳	淺田宗伯	五十匁	二
同 中古傳	同	卅五匁	三
日蓮聖人真實傳記	小川泰堂	一円十二戔	五
西洋英傑傳	作樂戶痴鶯	一円五十戔	六
アメリカワシントン軍記	鈴木唯一	五十戔	六
海外偉績叢傳	君德星	七十匁	四
通俗那波烈翁傳	長沼熊太郎	十八戔七五	一
通俗和聖東傳	仝	四十三戔七五	二
西哲叢談	瓜生政和	七十五戔	三
各國群雄傳	星子長	十八戔七五	一
和洋奇人傳	条野傳平	十二戔五	一
西洋新書	瓜生政和	百六十匁	十
各國英智史略 初号	瓜生政和	卅五匁	二
拿破崙政略	田中耕造	廿二戔五	一
法普戰爭誌畧	渡六之助	一円五十戔	八
西國普佛戰爭日誌	杉山安親 中川忠明	七十五戔	三
繪入通俗孛佛軍談	清原道彦 高田義甫	二円	九

書名	著者	定價	冊數
孛仏交兵記	横濱活版社	六匁八分	一
孛佛戰記	立花昇之進 芳川萬三郎	七十五戔	六
高名家表	中村榮春	十二戔五	一

○書牘訓蒙　上羽勝衛　廿五匁　二
和漢日用書牘　木沢成粛　五十銭　二
漢語用文章　糸野傳平　十八銭七五　一
陽啓漢語月儀要文　荻原乙彦　廿銭　一
漢語洋解啓蒙用文章　松村九皐　卅七銭五　一
漢語新選用文章　二橋貫一郎　十八銭七五　一
雅俗要文二編　荻原乙彦　廿銭　一
尺牘新裁　東條信耕　十六匁　二
漢語文章大全　大月曉四郎　十六匁　二

漢語文章自在　小川為治　廿五銭　一
童蒙簡畧日用文章　深沢菱潭　十八銭七五　一
方今必用漢和用文　瀬尾隨波　廿五銭　一
漢語書状案文　岡田伴治　十匁　一
新體書翰便蒙　荻原乙彦　六匁五分ツ　二
和漢文章早便利　山崎清七　五匁　一
花月問答　佐瀬得所　廿二銭五　一
頭書附告字辨日用文附諸証文　小川為治　二
確證文例　深沢菱潭書　廿五銭　一
女十二月帖　高田義甫　六十二銭五　二

農家案文　菱潭書　廿五銭　一
女童十二月要文　同　五十銭　二
女童教の玉章　同　五十銭　二
新撰女日用文章　同　十三匁　一
新暦手簡　東野新三郎　廿二銭五　一
究理年中帖　菱潭書　卅五匁　二

官板經濟原論　自巻三至巻九　文部省出板　〃八十匁　七
經濟小學　神田孝平　〃三十七銭五　二
英氏經濟論　小幡篤次郎　〃一圓六十二銭五　六
生産道案内　同　〃四十三銭七五　二
經濟新説　室田充美　〃四十三銭七五　二
致富新書　平田一郎校　〃二十五銭　二
生産初歩　白川縣洋學生徒　〃二十銭　一
渡世新説　加藤寧餘　〃十銭　一
致富新論和解　讃井逸三　三

富國論 永峰秀樹 ゝゝ三分二朱 三

農工世雄 家中經濟 西村茂樹 ゝゝ五十戔

經濟入門 林正明 ゝゝ七十匁 四

萬國政談 同 ゝゝ七十五戔 四

租稅全書 同 ゝ一円四十三戔五 六

帳合之法 初帙 福澤諭吉 ゝゝ六十五戔 二

商家必用 加藤斌 ゝゝ六十二戔五 二

聯邦商律 利足篇 藤田九二 ゝゝ三十二戔五 二

英國商法 福地源一郎 ゝゝ六十二戔五 三

官板 會社辨立會略則 同 ゝゝ四十三戔七五 二

商法必讀 亀谷行 ゝゝ三分一朱 三

同二編 同 ゝゝ十三戔 一

官板 商法會議局概則 司法省出板 ゝ十八戔 一

官板 佛蘭西法律書 刑法 文部省出板 ゝゝ一圓五十戔 五

官板 同 民法 同 ゝゝ三百三十八匁五分 十六

官板 同 訴訟法 同 ゝゝ二円十五戔八厘 六

官板 同 憲法 同 ゝゝ三十七戔五 一

官板 國法汎論 同 ゝゝ二円九十三戔七五 八

官板 泰西國法論 同 ゝゝ五十戔 四

官板 和蘭邑法 同 ゝゝ四十三戔七五 二

官板 同州法 同 ゝゝ二十五戔 一

官板 同議員選擧法 同 ゝゝ二十五戔 一

書名	著者	價	册
官板司法職制法	同	〻十三夊	一
真政大意	加藤弘之	〻二十八夊	二
立憲政体略	同	〻十二戋五	一
合衆國政治小學	瓜生三寅	〻四十夊	三
政學提綱	林正明	〻十八戋七五	一
政治略論	同	〻二夊五分	一
萬國政談	同	〻七十五戋	四
合衆國憲法	同	〻八夊五分	一
英國憲法	同	〻八夊五分	一
國際法 上卷 一名萬國公法	箕作麟祥	〻四十戋	一
米政撮要	鍋島直彬	〻五十五夊	五
外國交際公法	福地源一郎	〻六十二戋五	二
英國議事院談	福澤諭吉	ヽ四十三戋七五	二
英國裁判所略説	天野御民	〻十夊	一
租税全書	林正明	〻一圓十二戋五	六
英國法律全書	星亨	〻九十戋	二
諸税一覽	飯島半十郎	〻	一
田税新法	神田孝平	ヽ五戋	一
教育如何	坂栈平	ヽ五夊	一
通俗西洋政治談 上卷 中卷	中金正衡	〻三十戋 〻二十八戋	一 一

書目便覧　二　四十

書名	著者	價	册
英政沿革論 初卷	長沼熊太郎	〻廿夊	一
英國航海規則	石橋	ヽ	二
共和政治 卷一二	中村正直	〻五十夊	二
合衆國コロンビヤ大學校規則表	高見澤茂	ヽ四夊	一枚
英國教院議院英史沿革表論	法貴發	ヽ五十戋	三
和蘭學制	文部省出板	ヽ二十五戋	二
佛國政典	司法省出板	ヽ六十二戋五	五
佛國學制	文部省出板		二

令集解　七圓五十戔　三十六
令圖解　越智通貫　四十戔　二
制度沿革便覧　永田虚　七十五戔　三
人民必携　俣野潜
新令五十五箇條圖解　二匁五分　一折
以呂波引 御規則早見　島次三郎　十五戔　一
新律綱領　司法省出板　七十五戔　一
改定律例　同　六十戔　一
同合刻中本　同　一円十一戔五　三

憲法類編　自初帙至七帙 自九帙至十三帙　司法省出板　六円五十五戔　二十四
改定律表　同　十二戔五　一折
監獄則　同　五十戔　二
諸罰則一覧表　同　廿戔　一
新律綱領改定律例合刻　洋紙摺　同　一円三十七戔五　一
法律初學　中金正衡　十一戔五　一
英國刑法大意　藤田九二　廿五戔　一
新律綱領字引　沖魁領　四匁五分　一

官板 泰西農學　文部省出板　一円五十六戔二五　八
農政本論　佐藤元海　一円五十戔　六
土性辨　佐藤信景　五十戔　三
培養秘録　佐藤玄明　六十五戔　三
草木六部耕種法　佐藤信淵　一円七十五戔　八
地方落穂集　一円二十五戔　七
地方九例録　大石猪十郎　一円八十七戔五　廿
雀糞論説　六匁　一
十字號糞培例　佐藤元庵　二十戔　一

西洋農家訓　神田豊　二十匁　二
植物學　支那翻刻　三十五匁　三
植物學　同　三
西洋開拓新説　緒方正　二
蠶種説　柳川春三　二
蠶桑要録　一
養蚕圖解 養桑圖解　彦根縣出板　二
養蠶新論　田島彌平　六十二戔五　二
養蠶輯要補　舘三郎　三十六戔五　一
養蠶手引草　朝野泰彦　十匁　一

書名	著者	價	冊數
外療一斑	近藤誠一	十二戔五	一
袖珍藥說	桑田衡平	一円六戔二五	三
黴療新法	荻野大見	六十二戔五	二
解体說略	篠田秀道	六十二戔五	二
英國軍陣方彙	片山隆策	十二戔五	一
脚氣新說	長谷川	十二戔五	一
藥品雜物試驗表	三崎尚之	十匁	一
醫事鈔 卷一	石黒忠悳	十戔	一
侃斯達篤	坪井信良	三円七十五戔	廿
黴毒小箒	近藤薫	二十戔	一

書名	著者	價	冊數
眼科約說	小山内元洋	七十五戔	三
醫事表	八杉利雄	十二戔五	一
僂麻室斯新論	同	三十一戔二五	二
初學人身窮理	松山棟庵	五十戔	二
外科醫法內篇	佐藤舜海	三円七十五戔	十八
同 外篇	同	一円二十五戔	六
癰疽治範	杉田玄端	十八戔七五	一
解体說略 附圖式	武 源造 長谷川泰	七十五戔	三
產科寶函	杉田玄端	三十一戔二五	一
診法要略	佐々木東洋	六十二戔五	三

書名	著者	價	冊數
理礎氏藥物學	小林義直	三円五十戔	十五
外科手術	田代基德	五十戔	二
外科摘要 初巻	竹內正信	四十五戔	二
中毒療法	新宮凉園		一
製劑備考	室町温興	五十戔	二
華氏產科摘要	小林義悳	一円二十五戔	三
內科簡明	林洞海 石川良信 石黒忠悳	一円五十戔	五
內科摘要	桑田衡平	百廿匁	十
外科拾要 初篇 二篇	半井成質	五十戔 五十戔	二 二
醫法要略 卷一	粕川有信	二十二戔五	一

書名	著者	價	冊數
維氏解体性理圖說 初篇	佐々木東洋	二十五戔	一
同 圖式	同	三十七戔五	一軸
新藥編	小林恒	三十七戔五	二
斯篤魯黙児硫痍論	佐藤舜海	二十五戔	二
和蘭藥性歌	佐藤三良	二十五戔	二
種痘龜鑑	久我克明	十二戔五	一
虎烈剌論	石黒忠悳	十八戔七五	一
痢病論	同	十匁	一
リュンドルベスト說	同	一匁	一
撿尿要訣	足立寛	十二戔五	一

書名	著者	價	冊
健全學	杉田玄端	一円十二戔九	六
養生法	松本良順	二十五戔	二
衛生新論	緒方正	五十戔	二
養生新論	鈴木良輔	六十二戔五	四
啓蒙養生訓	土岐頼德	一圓	五
養生の心得	福澤英之助	二戔五	一
養生鑑	飯島半十郎	六戔二五	一折
養生手引草 初篇	佐野諒元	二十五戔	一
西洋養生論	横瀬文彦	五十戔	二
官板 軍陣衛生論	軍醫寮出板	二十五戔	一
教訓洗湯論	瓜生政和	十五戔	一
子供育草	村田文夫	五十五戔	二
啓蒙養生訓後編		四十三戔	二

書名	著者	價	冊
官板 語彙	文部省出板	一円六十二戔	初帙七
字音仮名便覧	壗敬太郎	十二戔五	一折
助學新譯	東條文藏	三十二匁	二
漢語字類	庄原謙吉	三十七戔五	一
新撰字類	橋爪貫一	二十二戔五	一
漢語二重字引	荻原乙彦	二十五戔	一
洋語音譯筌	村田文夫	四十三戔七五	一
本朝辭源	宇田健齋	五十戔	三
增字以呂波韻集成	關思明	八匁五分	一
詩韻大成	竹田愛介	百四十匁五分	二
名乘字引大成	松井方景	七戔五	一
國史字類	白幡義篤	十七匁	二
漢語早引	橋爪貫一	廿戔	一
增補眞草字引大成	中川文林		
掌中神字箋	大國隆正	六戔二五	一折
國郡讀例	秋山小次郎	十戔	一
日本外史字引	野呂公敏	十匁	一
日本外史字解	福壽信		一
音畫所引 開化節用集	同		一

皇國文法楷梯　高田義甫　西野古海　三十五戔　一
皇國文典うひまなび　黒川真頼　十三匁　二
小文典　同　ヽ　四
山田氏文法書　名詞の巻　山田俊蔵　五匁　一
小學綴字篇　片山淳吉　三十五匁　三

○
新曆訓蒙　嶋村泰　ヽ十五戔　一
改曆辨　福澤諭吉　ヽ二匁　一
陰陽兩曆比較表　中上川彦二郎　十二戔五　一
大陽曆俗解　花井静　ヽ十一匁　二
大陽曆圖解　橋爪貫一　ヽ二匁　一
大陽曆早見表　大草孝暢　二戔五　一枚
大陽曆表　森義夫　三戔　一枚
諸曆略解　加藤清人　一
洋曆合運　山田徳　五戔　一

洋曆講譯　岡田伴治　二匁　一
新曆早合點　二匁　一枚
萬代七曜日早見表　飯田正宜　一
週日一覽表　後藤達三　六戔二五　一。
汐時早見　洒落齋　一匁　一枚
十二支早見　山崎清七　五分　一枚
潮時早見表　片山淳吉　二匁五分　一枚
和漢洋年數早見　同　二匁五分　一枚

○

書名	著者	價	冊
西洋軍制	柳川春三	二十匁	二
艦砲全書	小幡篤次郎	一円六十二戔五	六
海軍圖説	村田文夫	八十七戔五	三
英國 海軍律令全書	子安宗俊 柴田昌吉		二
洋兵明鑑	福澤諭吉 小幡篤次郎		五
英國 軍鑑刑法	小幡甚三郎		一
那破倫兵法	福地源一郎		三
軍鑑法則	細川潤一郎		二
官板 兵學提要	文部省出板	五十匁	三

○

書名	著者	價	冊
西畫初歩	瓜生復	十二匁五	一
西洋畫式 附習画冊	近藤正純		二
官板 西畫指南	文部省出板	二十八匁	二
西洋畫圖手本	古川正雄	一円	一箱
文部省画學書		十五戔	一
墨竹發蒙		五十錢	四
書畫名公欵譜	目賀田守蔭	五十錢	三
佩文齋画説輯要	僧 白華	五十戔	二

書目便覽　二二　書房　林

○

書名	著者	価	冊数
類題清風集	鈴木雅之	二十五戔	二
類題新竹集	猿渡容盛	二十五匁	三
衣手集	朝比奈豊彦	三十七戔五	三
歌題歳時表	福羽美静	十戔	一折
長歌撰格	橘守部	三十五匁	二

書目便覽　二三　書房　林

○

書名	著者	価	冊数
皇朝名家分類名家絶句	石川鉞太郎	二十匁	三
藜園遺草	橋本左内	廿五戔	二
横濱八景詩画	平塚泰亮著 佐竹永海画	五匁五分	一
壚篦小集	青山量四郎	七十五戔	四
高山操志	金井之恭	三十七戔五	二
一日百詩	頼三樹	匁	一
南木誌	中山文拙	五十匁	五
如不及齋文抄	藤森天山	五十戔	三
宕陰存稿	塩谷脩輔	一円	五

書名	著者	價	冊數
清名家史論抄 初帙	五十川真之助	廿八匁	三
三雲絶句	栗原爽三	六匁五分	一
寒玉音	吉嗣達太郎	八匁五分	二
古文偶評	川田剛士	十八戔七五	二
春雨樓詩抄	藤森天山	五十六戔二五	三
近古詩鈔	清宮棠陰	六十二戔五	四
讀史餘感	近藤幸殖	二十戔	一
國詩史略 附皇朝十八孝傳	大槻磐翁	三十一戔二五	二
讀史贅議逸編	齋藤大七郎	十二戔五	一
讀史雜詠	一萬田如水	六戔二五	一
皇朝諸家史論抄	飯田直	五十戔	三
古詩註解	植村蘆洲	二十五戔	三

書目便覧 三 書房梓

○

書名	著者	價	冊數
八家二公 戰爭志略	島次三郎	五戔	一
童戲百人一首	總生寛	七戔五	一
田舍兒	長水[illegible]	二戔五	一
天上大珍事	服部孝三郎		一
分限正札 智恵の秤	同	二匁	一
新世兒美談語	同	二匁	一
當世利口娘	同	一匁六分	一
牛店雜談 安愚樂鍋	仮名垣魯文	四匁	一
同 二編	同	十匁	二
同 三編	同	十匁	二
理解新文 豊年五穀祭	服部孝三郎	四匁五分	一
同 二編	同		一
和談三才圖笑 初篇	同	五匁五分	一
河童相傳 胡瓜遣 初篇	仮名垣魯文	十八戔七五	二
大鈍託新文鬼談	服部孝三郎	五匁	一
同 二篇	同	五匁	一
かなハ娘	福澤諭吉	二匁	一
魚説教	仮名垣魯文	五匁	一
開化芬明 究理外傳	平賀源内遺稿	十八戔七五	一

書目便覧 三 書房梓

西洋道中膝栗毛　仮名垣魯文　百卅五戔　廿四
兎狸月下問答　瓜生政和　六匁五分　二
兎の問答　小川為治　五戔　一
柳橋新誌二編　成島柳北　二十戔　一
東京開化繁昌誌　萩原乙彦　一

書目便覧　廿一　書房梓

官板 格賢勃斯 英文典直譯　文部省出板　五十戔　二
官板 佛蘭西階梯　同　一
官板 獨逸階梯　同　一
官板 獨逸コルナイル氏地理書　同　一
經濟説略　渡邉一郎校　一
英獨會話書　中村雄吉　三十五匁　一
萬國歴史直譯　西村周次郎　六十五戔　三
英語傍訓 實語教　姫井鞆輔　十戔　一
英語挿譯綴字書　志水市蔵　十七匁　一

當用英語集　安田善一郎　一
英語童子通　神津仙三郎　六匁五分　一
英學のもと兜　戸田牛治郎　十二匁五　一
格賢勃斯 究理書直譯 初篇　魚沼正安　七十五戔　三
和解 獨逸會話篇　川上正光　五十六戔二五　一
ウイルソレ第一リートル直譯　山田専六　十匁　一
和洋混交字体　三木光齋　七戔五　一
横文字初學　中村最文　五匁　一
和譯英語聯珠　岸田銀治　一
横文字早學問習字　島次三郎　五匁五分　一

書目便覧　廿二　書房梓

格賢勃斯 究理書直譯 初篇　久保田究達　廿五戔　一
横文字雑書一覧　岸田利雄　廿二戔五　一
横文字初學　大須賀龍潭　五匁　一
英文伊蘇普物語　渡部温　六十二戔五　二
英音論　吉尾和一　十二戔五　一
續英音論　吉尾和一　六匁五分　一
英和字彙　柴田昌吉　子安宗峻　八円　一
獨逸單語篇和解　中村最文　三十一戔二五　一
西洋手習鏡 初篇　梶川弘操　十匁　一
横文字運筆自在　岸田利雄　二十五戔　一帖

書名	著者	價	冊
獨逸初學必携	宮口裕平	十匁	一
横文字五体伊呂波	山崎清七	六戔二五	一
和譯獨逸字典	明石志津摩		一
獨逸早學問	中村最文	八匁五分	一
英語韻礎單語篇	須藤時一郎 上原七郎	廿五戔	一
横文字百人一首	黒川真頼	十四匁	一
密知留氏小地理直譯	讃井逸三 河部秀治	六十二戔五	三
三語便覧 英仏獨	村上松翁	一円	三
西洋言葉	吉田庸徳	四匁五分	一
七子ヲ氏挿譯英文典 初篇	榧木寛則	二十五匁	一
英語一覧	太田百祥	二戔	一枚
地學初歩挿譯	同	廿七戔五	二
和英雜書名頭字盡	内川勇	十五戔	一
横文字獨學 初篇	中村最文	五匁五分	一
漢英三体千字文	榧木寛則	十五戔	一
訓讀捷徑 亜彼西字掛	天城太郎		一
英會話獨學	青木輔清	十五戔	一
普英通語對譯	中村雄吉	二十五戔	一
和字袖珍辭書	藤井三郎 櫻井勇作		一
英和一席話	小川周	六戔二五	一

書名	著者	價	冊
漢和對譯大學便蒙	關吉孝	卅一戔二五	一
英和節用集	吉田庸徳	一円	二
横文字獨學 英學之部	青木輔清	五十二戔五	三
西洋風画入漢字和譯付英語可留多	山内氏	十二戔五	一箱
英吉利手引草	箕作氏	二匁	一
英語箋	石橋政方	十五戔	二
同 增補	島桂潭	廿五匁	二
訓蒙英學指南 初篇	吉田庸徳	十八戔七五	一
小聯邦史直譯 上巻	服部熙朝	二十二戔五	一
三國會話 上巻	村上松翁	十二戔五	一
獨逸文典直譯 上帙	鈴木孝之助	二十匁	一
獨逸楷梯	相原重政 川上正光	十五戔	一
英文商家便覧	関信一郎	廿戔	一
獨逸語學初歩			一
英語往来	摘阮貫一	十二戔五	一
和英通語捷徑	島田胤則	二円卅七戔五	一
英學教授	中村最文	十戔	一
英文典獨學	戸田牛次郎	四十二匁五分	一
英和通語	松本孝輔	五十戔	一
英語圖解	条野傳平	十五戔	三

書名	著者	價	冊
横文字獨學　獨逸學部初篇	中村最文	五匁五分	一
アベセ字揉	柳川春三	五戔	一
横文字早指南	中村最文	五戔	一
獨逸學入門、同國字解	吉田庸徳	二十五戔	二
商家日用一語通辨	伊藤信平	十二戔五	一
英吉利單語篇素讀本	吉田庸徳	二十匁	二
理學初步圖解	伊藤明徳	十匁	一
英學童子通　初篇	青木輔清	十匁	一
英語韵礎	尺振八　須藤時一郎	二十五戔	一
英吉利會話篇䌸譯	島次三郎	十匁	一

書目便覽　二　書房梓

書名	著者	價	冊
リイドル䌸譯	林高美	十匁	一
獨逸熟語集	大熊春吉　宮口存平	七十五戔	一
英和對牘	青柳逸之介	二十匁	二
英和字典	校正人 河津孫四郎　翻譯者 杉田廣卿　乙骨太郎乙　外山捨八　津田仙彌　吉田賢甫	四円五十戔	一
佛學初級	渡部温	三十七戔五	二
横文字早學問		廿五戔	三
英學蒙求	関思明	八匁五分	一
英和掌中字典	森春吉	一円六十二戔	一
獨逸文典直譯	中村雄吉	五十戔	二

書名	著者	價	冊
獨逸作文階梯	同	二十五戔	一
英國單語圖解	市川清流	十匁	一
獨逸會話集成	芳川俊雄	廿五匁	二
英語初步	堀江景宣	七匁	一
横文字本手引草	南部義籌	八匁五分	一
英語學捷徑	佐藤重親	六匁五分	一
綴字䌸譯英學必携	山田正精	二十五戔	二
地學初步直譯	尾形鏈太郎	廿五戔	一
英語一覧	島次三郎	二戔五	一枚
獨逸學蒙求	荒川文平	八匁五分	一

書目便覽　二　書房梓

書名	著者	價	冊
英和通辨手引草	青柳逸之助	十八戔七五	一
英和對譯會話篇	堀田政次郎	十匁	一
䌸譯理學初步	中村最文	三十戔	二
英學童觀抄	三木光齋	二十匁	二
魯語柱礎	大島良一	十二戔五	一
同　二篇			一
スペルリングブック直譯	川邨敬二	二十五戔	一
英語通		十二戔五	一
獨逸學捷徑	中村秋三	卅一戔二五	二
入門續篇英學階梯	石川曻	六匁五分	一

同　仮名付　同　十二戔五　一
英佛單語圖解　近山章一　十戔　一
單語部類集　関信一郎　四十戔　一
理學初歩直譯　青木輔清　廿一戔二五　二
語學便覧　初篇　青木輔清　八匁　一
佛學指針　戸田光徳　八匁五分　一
英學文章獨學　初篇　西村周次郎　二十戔　一
挿譯英吉利會話篇　島次三郎　五十戔　三
西洋文字約組　附例式一冊　藤井三郎　一円　一箱

佛和會話篇　二十戔　一
カッケンボス ピ子ヲ 両氏英文典字類　志水市藏　五十戔　二
和洋字混部類　前篇　三木光齋　十戔　一
英佛會話篇　堀田政治郎校正　七十五戔　一
洋字矜式　正面楷　廿五戔　二帖
ノヱル氏法朗西小文典　上巻　辻新治郎校刻　[illegible]　一
洋學指針　柳川春三　十二戔五　一
同　二篇　柴田清熙　十六匁　一
英語手草譯單語　祭井隆吉　五戔　一
英吉利單語篇　同　十戔　一
格賢母斯英文典挿譯　初篇　島次三郎　十匁　一

童蒙英學手引　五匁　一
各國通源平字畫　五匁　一
英語會話圖解　一
法語指梯挿譯　森田靖之　五匁　一
英和通信　松本孝輔　一円四十三戔七五　四
同　西洋綴　同　一円七十五戔　一
注解獨逸單語篇　[illegible]　一
英文典便覧　青木輔清　二十五戔　一
サアセントル第二リードル讀本抜萃　二十五戔　一
英文仮名遣　島次三郎　十戔　一

英學捷徑九体以呂波　橋爪貫一　十戔　一
繪入三國單語篇　初巻　岡田伴治　七戔五　一
英佛和會話　初篇　松本孝輔　五十戔　一
獨逸辨語啓蒙　中村順一郎　十戔　一
英語字類　橋爪貫一　十匁　一
英學初歩　島次三郎　十匁　一
法學初歩　阿部米藏　一
英學捷徑　同　一
普語箋　中村雄吉　卅七戔五　二
英字苗字盡　橋爪貫一　五匁　一

書名	著者・藏板	價	冊
英字名頭字	同	四匁五分	一
英吉利會話篇直譯	坂弘藏	十二戔五	一
通俗佛蘭西單語篇	戸澤東太郎	四十戔	二
華英通語	福澤諭吉	三十戔	一
佛學示蒙	中神保	十二戔五	一
英字体日本國盡	橋爪貫一	四匁五分	一
カッケンボス文典		四十三戔七五	二
獨逸七ッ以呂波	森田愼齋	十二戔五	一
獨逸單語篇	春風社	廿五戔	一
獨逸字様十体以呂波	寺内章明		一
獨逸文典字類	春風社々中	五十戔	一
器語韻府	杉田玄端	十二戔九	一
綴語書	英コムリイ著 山東一郎藏板		一
增補地學階梯	英チャンブル著 同		一
獨逸學入門	春風社々中	十二戔五	一
法國働詞字類	橋爪貫一	五十戔	一
地學初步	渡邊一郎校正	廿匁	一
佛語明要	村上英俊	二円五十戔	一
同　附録	同	七十五戔	一
英吉利會話篇	渡部一郎校正	十匁	一

書目便覽　二書房梓

書名	著者・藏板	價	冊
同　譯語	川本清次郎 内田彌太郎 譯	十匁	一
佛學自在	橋爪貫一	八匁五分	一
ピネヲ氏英文典	慶應義塾	二十五戔	一
同　直譯	永島貞次郎	四十三戔七五	二
佛學捷徑七ッ以呂波	橋爪貫一	十戔	一
佛蘭西單語篇	福田半造藏板		一
英佛單語便覧	桂川甫策	三十戔	二
挿譯英吉利文典	阿部友之進	廿二戔五	三
英學七ッ以呂波	同	十戔八	一
佛蘭西文典挿譯 第一篇	橋爪貫一	十二戔五	一
英吉利文典	福田半造藏板	廿五戔	一
英華字彙	柳澤退藏校正		一
英和對譯會話篇	橋爪貫一		一
英文熟語集	小幡篤次郎 同甚三郎	五十戔	一
佛語箋	加藤清人	廿匁	二
英和用文章	是洞比古太郎	十三匁	一
蜜和留氏大地理書直譯 初巻	市橋長定	十八戔七五	一
和譯英辭書	吉文弘李	七円五十戔	一
官板英和對譯辭書	開拓使出板	四円五十戔	一
英和辭書	開成所出板	十六円	一

書目便覽　二書房梓

書名	著者	價	冊
英國單語		四十三戔	二
英佛文語碎錦	谷井元次郎 田中耕造	九十戔	一
英國小字典	青木輔清	一円廿五戔	一
掌中字典	岡田伴治	一円六十戔五	一
亞米利加咄	石川彝	十二戔五	一

○

書名	著者	價	冊
西洋事情	福澤諭吉	、三円五十戔	十
西洋學校軌範	小幡甚三郎	、三十七戔五	二
清英交際始末	松田晋齋	、四十三戔七五	二
西洋各國錢穀出納表	小幡篤治郎	、三十一戔二五	一
西洋夜話	石川彝	、三十一匁	五
西洋發明年譜	今郁忠成	、五戔	一枚
海外雜志	石川彝		
西洋新書	瓜生政和	、百六十匁	十
萬國泰平鑑	島次三郎	、十二戔五	一枚

書名	著者	價	冊
萬國一夜談	信夫吉緒	、二十七戔五	二
新改正萬國表	ウエンリイト	二十五戔	一枚
各國大勢鑑	杉浦重良	五匁	一折
西洋聞見録 前後	村田文夫	、二円十三戔五	八
開智新編	橋爪貫一	、二円	八
旗章説略	海老名晋	五匁	一
鉛筆紀聞	栗本鋤雲		一
暁窓追録	同		一
西洋名數	野村成之	五十戔	二
伯八分貿易物品出所表	渡邊洪基	、十匁	一折

書名	著者	價	冊
魯國事情	塚原靖	、廿匁	二
萬國早見表			一枚
西洋見聞圖解	瓜生政和	、廿三匁	四
五洲物産表	讃井逸三	十戔	一枚
文明開化内外事情 初篇	青木輔清	、五十戔	三
和洋合才袋	瓜生政和	、十一匁五分	二
泰西新論	林正明	、十二戔五	一
國勢袖鑑	讃井逸三	、十八戔七五	一枚
西洋禮式	河野盛之進	、十二戔五	一
朝鮮事情 第一輯	染崎延房	三十七戔五	二

○

○

書名	著者	價	冊數
玉くしげ別本	本居宣長	二十匁	二
壺の碑考	松浦武四郎	[illegible]	一
扶桑蒙求	岸鳳質	四十匁	三
和漢孝子蒙求	加藤有鄰	六匁五分	一
位階沿革圖	堀秀成	[illegible]	一折
皇道論	池田瑞英	五十戔	二
皇朝御諱表	澁澤寛愛	五匁	一枚
五畿七道鑛山捷覧	[illegible]	五匁五分	一折
日本鑛物概表	大柳俊平	五戔	一枚
内務一覧	林惣五郎	[illegible]	一折

書名	著者	價	冊數
内外一覧	高田義甫	一円十二戔五	一折
大勢三轉考	伊達自得	五十五戔	三
智嚢補 上智之部	支那太龖刪	三十七戔五	五
鑑古録	横須賀重兵衛	廿戔	一
訂正大祓詞	伊能穎則	六匁五分	一折
官社一覧	足立正	五匁	一枚
神皇系統	平山省齋	二十五戔	一
小學教則書目	山﨑清七	二匁五分	一
開化重寳記	杉本安五郎	七戔五	一折
東京諸黌學費便覧		六戔七五	一折

書名	著者	價	冊數
新聞要録		一円十二戔五	五
新聞摘要	高田義甫	四十三戔七五	二
陰陽外傳磐戸開 初篇	長谷川正信	五十戔	二
心性實驗録 一名西學辨解	原坦山	十二戔五	一
禁鴉片論	高田義甫	二匁	一
開智日用便覧	森田元吉	十二戔五	一
御役所便覧	川島健二	六戔二五	一枚
御雇外國人姓名一覧	杉山為辨	十匁	一折
大東寳鑑	二橋元長	廿五戔	一折
初學記臆表		二匁五分	一枚

書名	著者	價	冊數
西洋時計便覧	柳川春三	十二戔五	一折
同　二篇	橋爪貫一	二十戔	一折
時計合鑒	落合直澄	六戔二五	一枚
新古貨幣早見	柴田清亮	五戔	一折
新貨一覧表		六戔二五	一折
金銀表		五戔	一折
中外貨幣表	石川長次郎	十戔	一折
東京土産	元田直	十戔	一
商家日用新語	佐藤百太郎	十戔	一
東照宮御鎮座記 / 慈眼大師御物語	東叡山蔵板	五十戔	二

書名	著者	價	冊
墨林人名録	岡本霞九		二
靈祭略誌	江刺恒久	十二戔五	一
葬祭略式		十匁	一
雅俗必携	高田義甫	三十七戔五	一

書目便覧　二　□□書房梓

書名	著者	價	冊
論語集説	安井朝衡	一円五十戔	六
左傳輯釋	安井忠平	六円五十戔	二十一
孝經講義			一
孝經參釋	川崎魯齋	廿五戔	一

平田大人並門人著述書

書名	價	書名	價
古史成文 神代部	三分二朱	神字日文傳 附疑字篇	三分一朱
古史徴 神代部	一両三分一朱	靈能真柱	同
同開題記	二両	春秋命歴序考	二分一朱
古史傳 一帙二付	一両二分二朱	皇國度制考	同
		弘仁歴運記考	二分
古史本辭經 五十音義訣	一両一分三朱	鬼神新論	一分三朱
玉多須伎 全十冊 二帙	三両二分	祝詞式正訓	一分二朱
同十ノ巻計り	二分一朱	入學問答	一分一朱
古今妖魅考	一両一朱	醫宗仲景考	同

書目便覧　七十七　□書房梓

書名	價	書名	價
牛頭天王辨	三朱三戔	太昊古暦傳成文	三朱三戔
天津祝詞考	二朱五戔	太昊古易傳成文	三朱
三五本國	二分二朱	古易大象經成文	一朱六戔
赤縣大古傳	一両二分一朱	説文解字序	一朱六戔
三易由来記	二分二朱	赤縣太古傳成文	二朱三戔
三神山餘考	二分二朱	童蒙入學門	一朱六戔
大扶桑國考		古語拾遺	三朱
皇典文彙	二分二朱	印度藏志 初帙	
祝詞式白文	一分二朱	神代系圖掛軸料	一朱二戔

書名	價	書名	價
神代系圖折本	二朱五匁	伊吹於呂志	一分二朱
古史年曆編略	一朱三匁	悟道辨	同
每朝神拜詞記	一朱六匁	撞木隨	一朱六匁
大祓詞正訓	一朱三匁	大元圖說	一朱
西籍慨論	三分二朱	万聲大統譜	一朱三匁
出定笑語	同	德行式	一朱二匁
同 附錄	二分	立言文	一朱
俗神道大意	三分	久延彥神像	一朱
古道大意	二分	醫道祖神号	同
志都乃石室	二分	武道神号	同
衣食住神号	一朱	帝道惟一	一朱
惟神	五匁	同 歌	五匁
古道學神号	同	書齋張出	四匁
木匠祖神号	同	神習	三匁
丙申歲賀詞	同	赤縣歷代尺圖	同
額字	一朱二匁	魂魄分屬圖說	三朱
縣居翁真跡	一朱	雲雨	三匁
鈴屋翁真跡	同	開國神号	五匁
八家論	同	神字原五十音	二匁
神懸乃御歌	同	氣吹舎翁肖像	一朱三匁

書名	價	書名	價
天滿宮御略傳	一分一朱	叶古要略	一朱六匁
宮比神御傳記	二朱三匁	荷田翁啓文	同
同 御像	四匁	新撰本教千字文	二朱三匁
日女島考	一朱六匁	神代略記	[illegible]
皇祖宮所考	同		[illegible]
祭典略 祭文例附	一分二朱	神石圖	一匁五
古學二千文	二朱三匁	草木撰種錄	同
同 讀例附	三朱		[illegible]
神德略述頌	二朱三匁	神功皇后御傳記	二分一朱
古道訓蒙頌	一朱六匁	正保野史	一朱一匁
恒祀事略	一朱四匁	醫道百首	三朱三匁
神語集	一朱	古醫道治則	一朱六匁
志斐加他理	二分	古醫道治則略注	三朱
神祭式	[illegible]	古醫方經驗略口義	一分一朱
葬事略記	一朱一匁	詞乃經緯圖 一枚	[illegible]
古史略	二朱二匁	詞乃真澄鏡 一枚	[illegible]
喪儀略	二朱	詞の真澄鏡 詞の経緯圖解	[illegible]
神事略式	同	心乃柱	[illegible]
明教事實	一分一朱	大同類聚方	三両
刪訂神遺方	一両二朱	真水柱	一分二朱

古文彙　二分一朱
序跋集　二分一朱
讀本 玉鉾百首並本末歌　三朱
玉鉾物語　同
鎔造化育論
古史言行頌　三分二朱
神代物語百首　二分三朱
寶訓文彙　三朱五匁
葬祭祝詞 葬祭圖式附錄 折本一冊　二朱三匁
八幡宮御傳記

神字五十音　一匁五
五十音圖　同
荷田岡部本居平田 四大人肖像
吉野川長歌 鈴屋翁眞跡　五匁
皇國千字文　二朱
古語拾遺正訓　一分二朱
古道或問　三朱
庶人喪儀式　二朱
農政本論　一両一分
兒島誌　一分三匁

三則示蒙　二朱二匁
六史提要
大御中主神考　三朱三匁
産須那社古傳抄　二朱三匁
說教之一端　一朱一匁
帝系年号略頌　十匁
畧解本朝三字經　七匁
神拝略詞 折本　六匁

撃壤録　二分二朱
增訂 喪義略　三朱四匁
增訂 神事略　二分五匁
經義大意 八田先生著　二朱
幽顯君父圖　二朱
神靈考　二朱
暦朝大綱　十五匁
國郡名正訓　八匁五
十字旆冀倍例　十五匁

除疫禡祝詞　五匁
教院講録 一号ニ付　三匁
遐邇新聞　同
新嘗祭之諭　同

○漢土諸名家法帖目録

淳化法帖 王著本 箱入　十圓　十帖
同 釋文 左板 上下　二冊
萬安橋記 石刻 碑在閩中　全一帖
古千字文 行書　十五匁　一帖
曹全碑 漢隷　三十匁　一帖
七佛聖教序 義之集字　四十三匁　一帖
唐人双鈎十七帖 同　五十三匁　一帖
蘭亭記 同 肥瘦二體　十八匁　一帖
孫跋十七帖 同　四十匁　一帖

天朗帖　廿五匁　一帖
孫過庭書譜　六十匁　一帖
同 停雲本　一帖
同書千字文 草書　三十二匁　一帖
千金帖 懷素獨草　三十匁　一帖
自叙帖 同　五十匁　一帖
聖母帖 同　十五匁　一帖
枯樹賦 褚遂良　三十五匁　一帖
同州聖教序 同　四十五匁　一帖

草決辨疑 羲之 七十五叙 一帖　三館帖 米元章 四十叙 一帖
同百韻歌 同 三十五叙 一帖　虎丘詩 同 二十叙 一帖
蘭亭記 羲之大師臨書 十六叙 一帖　少年帖 同 三十叙 一帖
晉唐小楷 停雲本 一帖　白雲帖 同 十八叙 一帖
趙摸千字文 行書 一帖　十紙說 同 十八叙 一帖
岳鹿寺碑 李邕 五十五叙 一帖　人皆帖 同 廿七叙 一帖
牡丹詩 同 十八叙 一帖　蓬萊宮 同 三十七叙 一帖
雲麾將軍 同 三十三叙 一帖　天馬賦 同 廿六叙 一帖
鶺鴒賦 徽宗皇帝 一帖　家林帖 同 廿七叙 一帖
宣和千字文 同 草書 一帖　夫子廟堂碑 虞世南 一帖
西虹帖 文徵明 草書 四十五叙 一帖　九成宮醴泉銘 歐陽詢 廿五叙 一帖
學館碑 同 行書 三十叙 一帖　皇甫誕碑 同 一帖
明何帖 同 三十五叙 一帖　道因碑 歐陽通 一帖
前後赤壁賦 同 行書 三十叙 一帖　多寶塔 顏真卿 四十八叙 一帖
晝錦堂記 同 同 一帖　御史臺精舍碑 梁升卿 八分 十七叙 一帖
仙音帖 同 同 十八叙 一帖　豐樂亭 東坡 四十叙 一帖
午門朝見 同 草書 四十叙 一帖　大江東記 同 十八叙 一帖
明妃曲 同 行書 五十叙 一帖　清夜帖 同 廿三叙 一帖
蘭亭記 同 同 四十三叙 一帖　虎丘帖 同 真書 廿六叙 一帖
玄秘塔 柳公權 五十八叙 一帖　虎丘小楷法帖 同 十五叙 一帖

十扎法帖 子昂 草書尺牘 五十叙 一帖　歸去來辭 子昂 行書 十五叙 一帖
老子道經 同 小楷 同 一帖　天冠山 同 同 廿五叙 一帖
寶雲寺 同 行楷 三十七叙 一帖　廣福寺碑 同 真書 三十叙 一帖
崇禧萬壽宮碑 同 行書 一帖　衛生歌 同 行書 廿叙 一帖
白雪齋 同 唐詩行草 三十叙 一帖　相近帖 同 大字草書 十七叙 一帖
晚翠帖 同 行書 廿四叙 一帖　真草千字文 同 三十七叙 一帖
梅花十絕 同 同 十五叙 一帖　蘭亭十三跋 同 行書 十八叙 一帖
晝錦堂記 同 行草 二十五叙 一帖　佑聖觀碑 同 同 廿八叙 一帖
長吟帖 同 同 廿六叙 一帖　浣花帖 同 同 廿六叙 一帖
行書千字文 同 同 十八叙 一帖　蒼蠅賦 同 行書 一帖
太湖帖 同 同 廿七叙 一帖　後赤壁賦 董其昌 行書 七十二叙 一帖
龍興寺碑 同 同 三十七叙 一帖　樂志論 同 廿八叙 一帖
秋興賦 同 同 三十叙 一帖　參賦 同 廿叙 一帖
柳之詩 同 同 廿二叙 一帖　金殿帖 同 廿五叙 一帖
大成殿 同 同 三十六叙 一帖　月鈎帖 同 行草 三十叙 一帖
秣陵帖 董其昌 行草 三十四叙 一帖　來仲摟 同 同 廿五叙 一帖
求忠書院記 同 行書 三十叙 一帖　徐氏家訓 同 同 三十四叙 一帖
呬樂帖 同 行草 十七叙 一帖　畫旨 同 同 十七叙 一帖
紫陽菴譜 同 同 十八叙 一帖　正陽門廟碑 同 行書 三十三叙 一帖
如來成道記 同 同 四十六叙 一帖　弟氏家傳 同 華林帖 廿八叙 一帖

孤山寺 同 同 廿一匁 一帖
赤壁賦 同 三十二匁 一帖
山静帖 同 大字行書 三十五匁 一帖
江南帖 同 行書 十四匁 一帖
乍把帖 同 行書 十八匁 一帖
蘭花帖 同 同 二十匁 一帖
梅花詩 同 同 十匁 一帖
白羽扇 同 同 十八匁 一帖
畫錦堂記 同 同 廿六匁 一帖
骨董十三説 董其昌 行草 五十匁 一帖
錢詠千字文 同 八分 十五匁 一帖
歸去来 同 子昂 十五匁 一帖

書目便覧

○鶯筸館上石墨帖書目

星鳳樓法帖 二百十匁 四帖
尺牘帖 晋王羲之行草 卅七匁五分 一帖
鶯群帖 晋王献之行草 卅七匁五分 一帖
真草千字文 隋智永書 卅五匁 一帖
道因禪師碑 唐歐陽通楷書 卅五匁 一帖
草書千字文 唐懐素書 卅五匁 一帖
養生論 宋東坡行書 廿二匁五分 一帖
同 千蘆跋 同 卅匁 一帖
獅子賛 宋米芾行書 卅匁 一帖
自叙帖 同 草書 四十匁 一帖
老来帖 同 四十匁 一帖
後赤壁賦 元子昂行書 卅七匁五分 一帖
游包山詩帖 明王寵草書 卅七匁五分 一帖
漢番君廟碑 同 卅匁 一帖
山静帖 同 十五匁 一帖
義田記 明文徴明行書 廿五匁 一帖
草書千字文 清畢沅書 廿二匁五分 一帖
花品帖 明董其昌行書 十八匁 一帖
余撰帖 清林則徐行書 十八匁 一帖

○皇國諸名家法帖目録

漢隷千字文 菱湖先生 八分 三十二匁 一帖
大字草書千字文 同 百匁 一帖
正隷千字文 同 楷書 三十二匁 一帖
白兎帖 同 十六匁 一帖
行書千字文 同 同 一帖
畫錦堂記 同 行書 [illegible]匁 一帖
酔草千字文 同 同 一帖
青莎館記 同 同 十三匁 一帖
移舟帖 同 行書 廿六匁 一帖
秋風辞 同 行草 廿匁 一帖
[illegible]千字文 同 三十二匁 一帖
前後赤壁 同 百匁 五帖
大字[illegible]千字文 同 百廿匁 四帖
桃李園 同 大字真書 三十匁 一帖
[illegible]記 同 行書 三十八匁 一帖
桃源行 同 行草 廿三匁 一帖
大字行書千字文 同 百廿匁 四帖
展臨十七帖 同 五十匁 一帖
展臨十七帖釋文 菱湖先生 三十五匁 一帖
大字愛蓮記 同 行書 廿匁 一帖
結字法 同 廿七匁 一帖
同 桃李園 同 行書 廿匁 一帖
孝經 同 楷書 三十五匁 一帖
雪後帖 同 五十匁 二帖
晩唐五絶 同 廿七匁 一帖
楽志論 同 草書 廿七匁 一帖
三字經 同 行書 百廿匁 四帖
赤壁賦 同 同 三十四匁 一帖
進學解 同 同 九十匁 三帖
海賦 同 草書 三十匁 一帖
壽量品 同 同 五十八匁 一帖
代人帖 同 大字唐詩 三十七匁 一帖
大字畫錦堂 同 同 六十匁 二帖
夜雪帖 同 同 廿七匁 一帖
同 蘭亭記 同 同 三十七匁 一帖
夜興帖 同 同 廿七匁 一帖
同 岳陽樓 同 草書 三十七匁 一帖
江濱帖 同 同 廿七匁 一帖

詠雁帖　菱湖先生　大字　唐詩　廿七匁　一帖
林泉帖　同　同　廿七匁　一帖
章玄帖　同　同　廿七匁　一帖
礫字往来　同　五十四匁　一帖
和文章改年帖　同　廿七匁　一帖
同先月帖　同　同　一帖
同新禧帖　春四　冬一　同　一帖
同陽春帖　春一　夏四　秋一　同　一帖
同今宵帖　秋六　同　一帖
同[illegible]帖　冬六　同　一帖

和文章餘寒帖　春贈答　六　廿七匁　一帖
同深雪帖　古歌　廿一首　廿七匁　一帖
立春帖　假名　同　一帖
國盡　同　一帖
假名字源　三十匁　一帖
伊呂波帖　五十四匁　二帖
大字いろは帖　廿七匁　一帖
百人一首　七十匁　一帖
右百人一首ハ菱湖先生晩年ニ及ヒ書シト欲シテ未ダ書ズ古代假名文字学ブ八年ニシテ菱湖既ニ没ス上代假名文字ノ勝レタルハ他ノ國ニテモ誉ヲ日本書ニ称美セシハ斯ル書躰ナヤ言ナルベシ

古今集序　菱湖先生　三十五匁　一帖
右前ニ云百人一首ニ次テ書レシナリ
同妻たの帖　同　大字　三十五匁　一帖
山静帖　米庵先生　三十三匁　一帖
三體論　中澤雪城先生　草書　廿匁　一帖
真書千字文　小嶋成齋先生　廿匁　一帖
行書千字文　同　同　一帖
草書千字文　同　同　一帖

○鶯篁館上石墨帖書目
堤中納言集　紀貫之書　十八匁　一帖
出師表　石井潭香行書　卅匁　一帖
愛蓮説　同　廿二匁五分　一帖
十七帖　同草書　廿五匁　一帖
盧仝茶歌　高橋石齋楷書　卅匁　一帖
弔古戰場文　大竹蔣塘草書　卅匁　一帖

東京府管下書物問屋姓名記

日本橋通壹町目　北畠　須原屋茂兵衛
同　貳町目　稲田　山城屋佐兵衛
淺草茅町二町目　北澤　須原屋伊八
日本橋通二町目　小林　須原屋新兵衛
芝宇田川町　牧野　和泉屋吉兵衛
芝太神宮前　佐久間　岡田屋嘉七
横山町三丁目　太田　和泉屋金右衛門
同　壹丁目　出雲寺　出雲寺萬次郎

下谷數寄屋町　岡村　岡村屋庄助
小石川大門町　青山　鴈金屋清吉
淺草北東仲町　吉田　淺倉屋久兵衛
下谷南稲荷町　松澤　和泉屋庄次郎
通四町目　中村　須原屋佐助
大傳馬町二丁目　大溪　丁子屋平兵衛
銀座三丁目　稲田　山城屋政吉
芝口壹丁目　牧野　和泉屋善兵衛
芝宇田川町　内野　内野屋彌平治
芝飯倉町五丁目　鈴木　萬屋忠藏

小傳馬町三丁目　山崎　山崎屋清七
本石町十軒店　鈴木　播磨屋喜右衛門
麹町十二丁目　篠村　三田屋喜八
外神田末廣町　小堀　英屋文藏
南傳馬町一丁目　宇田　大村屋總兵衛
青物町　林　和泉屋半兵衛
淺草清嶌町　山崎　福田屋勝藏
湯嶋松住町　別所　嶋屋平七
神田須田町　太田　和泉屋勘右衛門
通三丁目　遠藤　須原屋平助

海運橋坂本町　若林　若林屋清兵衛
芝三島町　山中　和泉屋市兵衛
馬喰町二丁目　石川　森屋治兵衛
同所　荒川　山口屋藤兵衛
通油町　水野　藤岡屋慶次郎
大傳馬町三丁目　高木　高木屋五郎兵衛
蠣殻町壹丁目　山田　若林屋喜兵衛
三田二丁目　福澤　福沢屋諭吉
大傳馬町一丁目　弘文堂　三家村佐平
室町三丁目　木村　紀伊國屋源兵衛

書林名記

町	姓	屋號
神田鍛治町	柳川	紀伊國屋梅二郎
本石町二丁目	江島	梳屋喜兵衛
大傳馬町三丁目	東生	袋屋龜次郎
室町二丁目	山田	大坂屋藤助
南傳馬町一丁目	吉川	近江屋半七
川瀬石町	村上	村上屋勘兵衛
本所德右エ門町	福田	萬屋兵四郎
深川吉永町	藏田	藏田屋清右衛門
浪花町	小林	鶴屋喜右衛門
弥左エ門町	武田	大嶋屋傳右衛門
麻布町	石川	福田屋幸七
麹町四町目	磯部	磯部屋太郎兵衛
芝濱松町二丁目	河村	酉山堂惣太郎
浅草花川戸町	山形	相模屋七兵衛
南傳馬町一丁目	福井	三河屋久兵衛
通三町目	丸家	丸屋善七
愛宕下町	河合	須原屋冨吉
本所松坂町	平林	平林屋庄五郎
同所	加藤	三河屋又兵衛
神田鍛治町	華房	華陽堂兵造

書林名記

町	姓	屋號
大傳馬町貳丁目	福田	上州屋惣七
室町壹丁目	關山	丸屋德藏
冨澤町新道	櫻井	玉屋久五郎
通新石町	高橋	須原屋源助
本町四丁目	吉田	吉田屋清兵衛
同　二丁目	廣瀬	菱湖堂新兵衛
銀座一丁目	辻	山城屋金太郎
本所横川町	杉本	杉本屋要造
品川町裏河岸	林	和泉屋壯造
飯倉町五丁目	森江	山口屋佐七
小舟町三丁目	熊谷	夷屋庄七
馬喰町二丁目	島村	嶋村屋利助
南傳馬町三丁目	吉川	松本屋亀吉
西河岸町	中島	清白堂静助
池之端仲町	矢澤	越後屋亀吉
神田柳町	川越	川越屋松二郎
通三丁目	長野	長門屋亀七
神田豊嶋町	五百川	清水屋其平
下槙町	篠崎	紀伊國屋才助
芝日影町	岩本	二三屋三二

浅草御藏前　岩本　達摩屋五一
本銀町四丁目　川邊　丁子屋善五郎
同所　後藤　丁子屋忠七
本原店　岡田　河内屋文助
下谷數寄屋町　岡村　本　屋金造
本所番場町　江嶋　挽　屋伊三郎
馬喰町四丁目　木村　吉田屋文三郎
飯倉町五丁目　安田　大和屋作二郎
赤阪新町　中島　尾張屋清兵衛
堺町　森　大坂屋富三郎

浅草松山町　伊藤　玉水屋清九郎
鍛砲町　岩本　岩本屋忠造
新橋日吉町　細木　摂津國屋伊三郎
浅草寺地内　小玉　小田原屋彌七
浅草並木町　弘賣堂　山城屋清八
同　茂田町　瀬山　万　屋庄助
神田柳町　丸山　園原屋正助
通三町目　竹川　須原屋藤助
下槙町　江藤　大和屋喜兵衛
南傳馬町二丁目　堀江　武藏屋惣五郎

同　三丁目　池多　三河屋善兵衛
本所亀沢町　富田　竹内屋伊兵衛
小石川水道町　菊池　菊　屋幸三郎
淡路町　鈴木　万　屋源造
湯島切通坂町　森田　雁金屋元吉
神田須田町　高木　本　屋和助
牛込寺町　山崎　福田屋榮藏
元四日市町　石渡　上總屋惣兵衛
住吉町　加藤　伊勢屋忠兵衛
芝七軒町　柏木　伊勢屋弁次郎

芝日影町　齋藤　松林堂好之助
金春新道　大島　武藏屋眞二郎
通三町目　鈴木　本　屋常助
中橋廣小路　伊藤　伊勢屋儀兵衛
神田西福田町　伊藤　近江屋岩次郎
三河町一丁目　山口　伊勢屋安兵衛
南傳馬町一丁目　石垣　長崎屋新助
品川町裏河岸　岡田　伊勢屋平馬
関口駒井町　保田　万　屋弥吉
牛込肴町　高木　本　屋鍈三郎

麹町八丁目　森田　本屋鋏五郎
芝露月町新道　鈴木　萬屋豊造
神田須田町　富　富城屋藤兵衛
神田柳町　岩田　河内屋庄七
通新石町　樋口　紀伊國屋德造
亀井町　箕田　本屋精三郎
湯嶋一丁目　角松　尼屋久次郎
本郷春木町　高野　高木屋德太郎
上野廣小路　増田　本屋仙造
浅草松山町　村上　文明堂市兵衛
浅草寺地内　鯨井　本屋利助
同所　飯塚　鶴屋辰五郎
浅草東仲町　楿本　内野屋定吉
同　三軒町　三橋　大坂屋庄七
同　須賀町　山本　本屋正兵衛
同所　松崎　本屋半藏
両國吉川町　松木　大黒屋平吉
馬喰町三丁目　小林　幸手屋久兵衛
通塩町　鈴木　紫屋太七
小傳馬町三丁目　吉岡　大坂屋十五郎

大傳馬町三丁目　木村　丸屋庄五郎
濱町　星野　中野屋松藏
本所元町　鈴木　本屋勘二郎
南傳馬町三丁目　佐脇　岡田屋勝三郎
本石町三丁目　江原　長崎屋源右衛門
横山町三丁目　内田　岩戸屋弥兵衛
佐久間町三丁目　目黒　鳥屋儀三郎



明治六年癸酉十一月

官許

太田勘右衛門編輯

製本發兌書林

梅巖堂　太田勘右衛門

萬青堂　別所平七

彰考館文庫 編

彰考館圖書目録

大正七年（一九一八）水戸鉛排本

據大正七年（一九一八）

水戶鉛排本影印

彰考館文庫貞纂補

彰考館圖書目錄

彰考館文庫

原序

載籍雖云極博、經史子集、種類判然、篇目不可少差、流略志錄、銓次固有源流、各自異、涇渭派分、臭味將無同、草木區別、曹局立則官守不易、部伍明而士卒難亡、恭惟黃門大君閤下、流出將種、特秀儒林、藻思天生、鍾神州清淑之氣、英姿夙發、戴文星暐曄之光、通論善說五經、奇才獨得八斗、上馬擊賊、露布唯屬傳修期、橫槊賦詩、英雄豈數曹孟德、幸際干戈載戢、乃得篇翰專精、繼絕作大雅之遺風、立言垂不朽之盛事、獨慨正史有闕、彰往考來、猶幸斯文足徵、拾遺補逸、懸賞厚購、報答之禮有加、遣使旁搜、行李之命不絕、未見隨求便得、至誠有感則通、天祿石渠、降祕府之冊、南都西海、發名山之藏、善書留眞河間、克修禮樂之廢、遺編多出壁中、將聞鐘磬之音、開庫藏而廣收、奚翅充棟之富、整軸籤而排列、亦是插架之多、陰陽棚效宇槐

序　一

古制有在、朱墨印模金澤、館名可知、致勸鉛黃、一丁之字必正、質實簡嚴、三家之謬不遺、於是吹班馬之餘香、體效龍門著作、載南董之直筆、法尙麟經譏嚴、發潛德光、忠義爲墻吐氣、定正統論、僭僞無處容蹤、加之拾言葉於扶桑、佳名辱出敕旨、懷風藻自大友、新撰集成遺文、雅好平城之朝、解雜字古訓而便讀、會遊鎌倉之地、志名區勝躅而坐觀、蓋其有託斯人、皆足以傳後世、唯其隨得輙錄、未暇部分、著簿猶疎、每艱檢閱、乃用十二支之號、欲收數千卷之書、書奉命匪懈、黽勉竭力而休、受任不當、冒昧率意而斷、刪改離合、氣類相求、本參異同、重複盡去、胸中元乏藻鑒、心地殊謝精微、唯恐剖析不明、或致混淆無辨、方今黃門大君閣下、養志隱居、書案之樂是極、羽林大君閣下、勵治初政、經筵之講頻開、敎育英材、督絃誦於近侍、繼成夙志、促刀筆於館僚、行會紀傳之僝功、欲備藝文之修志、所竊願也、可期待焉、今畢編纂已就繕寫、不勝誠欣誠歡、至惶至恐之至、隨狀以呈、

元祿四年辛未六月十有五日

大串善頓首拜上

「右は彰考總目と稱する本館最初の書目の序文なり今掲けて以て本書の總序と爲す」

凡例

一凡本館所藏の本朝群書を分て十二部となし、十二支を以て號とす、子を神書、丑を諸史、寅を職官、卯を家乘、辰を詩文、巳を歌書、午を音樂、未を譜牒、申を雜書、酉を抄解、戌を佛書、亥を稗藪とす

一凡神社緣起、祠官記錄、皆之を神書に列す、祕賾奥旨、傳授相承け、原萩原家より出つ、神祇秘目存する所以なり、神道及祝詞の類、皆此の部に收む

一凡舊事記、古事記、六部正史以下、類聚抄纂、編年記事より、國字錄する所、三鏡、榮花物語及武家策書、軍旅勝敗の如き、東鑑、室町日記、平家物語、太平記の如き、事國勢に關する者は、一家の興衰、近世の治亂と雖も、皆之を諸史に列す、其他人物傳記、年錄日記亦附す

一凡律令格式以下、吉凶禮儀、禁省故事、官職年表、輿服制度、皆之を職官に列す、武家の章程禮文、貞永、建武式目、東山、鎌倉年中行事の如き亦附す

一凡本朝古來、家に史筆を載す、國より身に至る迄徼細遺すなし、其日を繫くるを以て之を日記と謂ふ、至尊と雖も亦然り、稱して御記と曰ふ、有名諸公の記する所、擧動進退、以て標準と爲すべき者、之を名記と謂ふ、今盡く之を家乘に列す

一凡文章詩賦、撰集衆作、懷風藻、經國集の如き、一人著作、都氏田氏家集の如き、皆之を詩文に列す、近世禪林諸僧、文士儒生の所作皆附す、聯句諷誦願文、文章の餘事を以て同く此に列す、詩歌合和漢聯句、判體兩屬、一部に倚り難しと雖も、其重きに從ひ此に列す、文法詩話の類亦附す

一凡敕撰私撰、家集歌合、千首百首、一會題詠、古歌を註解し、名所を

類聚し、體裁を指授し、古語を推本し、會席作法、作者姓名の類、皆之を歌書に列す、國字作文、土佐蜻蛉日記の如き、諸擬作伊勢源氏物語の如き、盡く本部に收む、連歌元是れ和歌の一體なるを以て、亦此に收む

一凡律呂音調、管絃曲譜、盡く之を音樂に列し、以て神樂、催馬樂に及ぶ、其他俗間腔曲、玉林苑、拾葉抄等の如き、將た諸曲類の如き亦附す

一凡天潢分派、姓氏系屬、譜者圖者、皆之を譜牒に列す、其古人文契、貲功頒祿の類、諸方得る所、率ね家譜と並び藏し、以て閥閲となす、今復た離せす、盡く此部に從ふ、贈答古簡、譜牒に涉らざるもの、其係屬する所なきを以て、姑く此に列す

一凡陰陽地理、兵家農圃、天文暦算、醫藥騎射、地圖外交、筆道碑銘より、以て曲藝雜戲に及ぶ、建築、作庭、香茶、花押、蹴鞠、挿花の如き、盡

く之を雜書に列す

一凡外邦の書を註解し、稱して抄と曰ふ、掲書鼇頭之を首書と謂ふ、皆之を抄解に列す、本書異域に出つと雖も、註解本邦に成る者、採錄せさる可らず、其他諸說、隨筆、字書の如き亦附す

一凡章疏語錄、敎と曰ひ禪と曰ふ、皆之を佛書に列す、寺院本緣、古德傳記、官僧班列、法會儀注、及寺記、古文書等亦附す

一凡世俗に行はるゝ一般文字、庭訓往來、二行節用集の如き、狂歌詩文、俳諧連歌、地方雜記、稗書小說の如き、立て稗藪となし、以て諸部の尾に置く、諸家目錄の如き亦附す

一凡諸圖各々類を以て從ふ、即位大嘗及諸輿服の如き、之を職官に收む、州郡山水、城郭戰陣、之を雜書に收む、因て別に部を立てず

一凡本館圖書約七萬冊あり、內寫本三分の二に居る、寫本は大抵

著者名及年月の記入なき者多し、故に原書に之なき者は、概ね
闕畧す、他日補訂することあるべし

一凡著者名の下、年代を記入したる者は、大抵著述年月、及刊行年
代なり又其書中の記事年代を書したるもの間々之あり

一凡朝鮮琉球等、古昔朝貢来聘の事あり、故に本館書目、或は之を
外交の部に收むる者あり、今取捨せず、姑く其の舊に據る

一凡本館圖書、元修史の資料として蒐集し、從て其書目の如き、一
に自家編史の用に供せしのみ、故に分類係屬の如き、體裁名稱
の如き、一般の圖書目錄と稍々其趣を異にする者あり、今之を
刊行するに當ても、亦舊觀を改めず、其の舊體に據れり

一凡本館所藏漢籍は八卦を以て分類す、乾を經典、兌を史傳、離を
子兵、震を詩文、巽を類家、坎を術藝、艮を雜家、坤を仙佛とし、以て
卷末に收む

一凡各部寫本あり、刊本あり、故に之を各書の下に標す、若し一書
にして異本ある者は、間々標出して之を識別す

大正七年九月

目次

○國書之部　以二十二支一爲二標號一

○漢籍之部 以二八卦一爲二標號一

彰考館圖書目錄卷之一

○子部　神書

易曰、陰陽不測之謂神、又曰、壹陰壹陽之謂道、非天下之至精、孰與於此、故百姓日用而不知、本朝以神道設教、心性以是明焉、治化由是出焉、夫謂之經、亦無不可、宗社之恒典、祠官之記載、皆有關乎大事、併取同列、立爲子部

○神書　伊勢　諸社　社記　社考　祝詞　神祇　神道類

書名	撰者	年代	冊數	番號	寫刊
兩大神宮延暦儀式	磯部小繩著	延暦年中	二	一	寫
兩大神宮延暦儀式	磯部小繩著	延暦年中	二	一	寫
太神宮儀式解	經雅撰	安永乙未年	三〇	一	寫
太神宮儀式解	經雅撰	安永乙未年	二	一	寫

子部　神書　一

書名	撰者	年代	冊數	番號	寫刊
皇太神宮儀式帳	眞緻等解	延暦廿三年八月	一	一	寫
皇太神宮儀式帳	眞緻等解	延暦廿三年八月	一	一	寫
伊勢奉幣使記	彰考館抄撰	元祿年代	二	一	寫
伊勢公卿敕使雜例		自天平年代至嘉曆年代	一	一	寫
伊勢奉幣使雜例		自寛平年代至永曆年代	一	乙	寫
伊勢公卿敕使例		自天平年代至嘉曆年代	一	一	寫
伊勢奉幣使雜例		自寛平年代至永曆年代	連	一	寫
藤綏光卿記	藤原綏光記	正平四年	連	一	寫
太神宮造制或問	成近撰	寛文七年	一	一	寫
伊勢年中行事	大内人忠仲撰	尾云明應三守長判	二	一	寫
皇太神宮年中行事	大内人忠仲撰	尾云明應三守長判	二	一	寫
皇太神宮年中行事	大内人忠仲撰	尾云明應三守長判	一	一	寫
皇太神宮年中行事	大内人忠仲撰	尾云明應三守長判	三	一	寫

子部　神書　二

子部　神書

神宮雜例集	度會延佳增加		二	一	寫
弘安九年太神宮參詣記		弘安九年	一	一	寫
造內宮記			一	一	寫
遷宮次第記	延貞輯		一	一	寫
二所皇太神遷幸要畧	度會延佳輯	正保三年正月	一	一	寫
御材木寸法			一	一	寫
┌嘉祿山口祭記		嘉祿三年五月	一	一	寫
└永享山口祭記			連	一	寫
外宮直會院勘文	度會全弘稗補	天和二年八月	一	一	寫
┌伊勢兩神宮末社記			一	一	寫
└神鳳抄			連	一	寫
二所太神宮神名畧記	度會延經撰	元祿七年九月	二部二	一	刊
神寶送官符			二部二	一	寫

三

子部　神書

┌伊勢神寶記	小槻宿禰記		一	一	寫
└春日神寶記			連	一	寫
神龜靈感記	龍熙近著		一	一	寫
伊勢文庫記			一	一	寫
長寬勘文	中原師光等撰	長寬元年	一	一	寫
遷宮次第記	延貞輯		一	一	寫
┌文保記	常貞、朝棟等撰	永正十年十月	一	一	寫
└永正記			連	一	寫
皇字沙汰文	常貞撰		二部四	一	寫
二宮叢典目錄	多田義寄著　叢典ハ高木文兵衛等撰		一	一	寫
宮川日記	多田義寄著		二部二	一	寫
遷宮記附錄　神財篇			一	一	寫
豐受皇太神宮殿舍考證	度會延經撰		一	一	寫

四

子部　神書　五

書名	撰者	年代	部	冊	本
外宮年中行事			五	一	寫
伊勢兩宮殿舍考證	度會延經撰	寶永五年五月	一	一	寫
寶基本記（伊勢神宮相傳之古書）			一	一	寫
伊勢神名秘書	行忠撰		三部三	一	寫
神宮秘傳問答	度會延佳撰	萬治三年三月	一	一	寫
續神宮秘傳問答	同上	天和二年三月	一	一	寫
御鎮座傳記			一	一	寫
御鎮座本記	飛鳥擬	雄略帝御宇	一	一	寫
御鎮座次第記	飛鳥撰		一	一	寫
豐受皇太神宮御鎮座本記抄	飛鳥撰		一	一	寫
神皇實錄			連	一	寫
大嘗會			連	一	寫
伊勢齋宮部類	度會延經撰		一	一	寫

子部　神書　六

書名	撰者	年代	部	冊	本
齊宮部類	度會延經撰		二	一	寫
齋宮齋院記		大治二年	三部三	一	寫
伊勢勅使部類記			二	一	寫
二所太神宮御殿內御裝儀			一	一	寫
應永廿六年外宮神寶送官符			一	一	寫
寬正三年內宮神寶送官符			連	一	寫
內宮子良館記			連	一	寫
外宮子良館記			連	一	寫
內宮外宮御神寶記			一	一	寫
伊勢兩宮神寶記			一	一	寫
伊勢二宮年中行事			一	一	寫
永正記		永正十年二月	三部五	一	寫
兼倶謀計記	度會延佳輯		一	一	寫

子部　神書　七

書名	撰者	年代	冊	部	種
齋居通	度會常彰輯	寛保壬戌年	三部六	一	寫
齋居通翼	度會常彰輯	寛保壬戌年	二部二	一	寫
齋居通翼續篇	度會常彰輯	寛保癸亥年	一	一	寫
參宮記			一	一	寫
倭姫命世記			一	一	寫
倭姫命世記鈔	秦信慶撰	貞享三年	一	一	寫
倭姫命世記考			二	一	寫
伊勢參宮案內記		寶永四年九月	二	一	寫
豐受止遷宮調進式目	荒木田守明記	寛文九年	一	一	寫
┌太神宮參詣記	艮恩記		一	一	寫
└釋尊寺舊記			連	一	寫
寛政遷宮物語	荒木田末賜識		三	一	寫
皇太神宮豊受圖			二	一	寫

子部　神書　八

書名	撰者	年代	冊	部	種
神廷紀年	石崎文雅稿	寛政丁巳七月	六	一	寫
天照太神御天降記	沙門印隆著	貞和二年九月	一	一	寫
皇太神宮院舊制圖			二	一	寫
┌伊勢太神宮禰宜譜圖帳			一	一	寫
│神氏系圖	前田家古寫本ノ傳寫		連	一	寫
│熱田神宮田島家系圖			連	一	寫
└日吉神社社司家系			連	一	寫
┌伊勢勅使例			一	一	寫
│舜水神主遷座祝文	源綱條撰	正徳三年	連	一	寫
│御島妙覺庵碑文	僧一山一寧撰	徳治丙午冬	連	一	寫
└聖護院宮入寺行列		元禄十六年	連	一	寫
伊勢使			一	一	寫
神苑會史料	藤井清司編	明治四十四年	一	一	刊

諸社類

神宮奏事始記	尾云 天正六年十月 權大納言藤原公維	一	一	寫
講符集	自永正八年 至十二年	連	一	寫
八幡宮本記	貝原好古撰 元祿辛未年	八	二	刊
八幡愚童訓		二部 二	二	寫
八幡太菩薩記		一	二	寫
鶴岡諸記錄		連	二	寫
八幡宮開記		連	二	寫
八幡鎮坐記		一	二	寫
八幡祠官言上		一	二	寫
伊賀郡政事日記		連	二	寫
若宮八幡宮記	嘉陵記	一	二	寫
金玉要集		一	二	寫
對馬記		連	二	寫

宇佐託宣集拔萃		連	二	寫
同太師供記裏書		連	二	寫
宇佐神宮集成志料	糸山貞幹輯	二	二	寫
宇佐宮圖		一帖	二	寫
石清水本地		一	二	寫
石清水放生會參向部類	紀氏辰幹 延寶七年	一	二	寫
石清水臨時祭之記		二部 二	二	寫
石清水社宣命		一	二	寫
鶴岡社務次第		一	二	寫
鶴岡御殿司次第		連	二	寫
鶴岡社務次第		一	二	寫
鶴岡社務記		二部 二	二	寫
鶴岡造營日記		一	二	寫

子部 神書 一一

書名	撰者・年代	冊數		
鶴岡造營日記	平氏綱ノ日記 天文年中	一	二	寫
鶴岡修復記		連	二	寫
鶴岡事書日記		一	二	寫
加茂大神宮年中神事畧次第	延寶二年十一月	一	二	寫
加茂祭記		連	二	寫
加茂註進雜記		二	二	寫
加茂祭使次第		一	二	寫
加茂祭圖	平正直誌 寛政六年	一	二	刊
加茂祭圖卷物	烏帽師三宅近江本ノ寫	一卷	二	寫
加茂太神宮年中神事畧次第	尾云 延寶二年云々	一	二	寫
加茂御祖皇太神宮祭事記	祐之著	二	二	寫
加茂年中行事	俊春誌 安永七年	一	二	寫
加茂祭神供行列	寛政元年	一	二	寫

子部 神書 一二

書名	撰者・年代	冊數		
加茂祭行列	寛政七年	二部二	二	寫
加茂雜記		一	二	寫
加茂臨時祭次第		二部二	二	寫
加茂祭禮圖繪		一	二	寫
春日社記		一	二	寫
春日社記抄	秀能井主膳正口授 承應四年	一	二	寫
春日祭雜記		一	二	寫
春日社七箇夜御神樂記	安倍季良註	一	二	寫
春日御祭禮記	寛保二年	三	二	刊
春日若宮祭禮圖		一卷	二	寫
春日社御神樂類記		一	二	寫
春日年中行事聞書抄	秀能井主膳正口授 承應四年	一	二	寫
書籍拔萃		連	二	寫

書名	備考	冊數		
春日神役聞書抄		連	二	寫
春日祭禮聞書抄		連	二	寫
春日社唐鞍圖		二帖	二	寫
春日年中行事	慶安元年十一月	三三部	二	寫
春日神役		連	二	寫
春日祭禮次第		連	二	寫
春日社頭倭歌	實衡記	一	二	寫
日吉神輿造替記		連	二	寫
春日諸部類記		一	二	寫
春日社飾馬圖		一帖	二	寫
熱田舊跡記		二二部	二	寫
熱田記		一	二	寫
熱田神社古文書		一	二	寫

子部　神書　一三

子部　神書　一四

書名	備考	冊數		
熱田神社問答雜録		連	二	寫
熱田太神宮御鎭座次第本紀		連	二	寫
厚覽草		連	二	寫
熱田舊記		一	二	寫
參考熱田太神宮緣起	伊藤信民考　明和六年五月	二二部	二	刊寫
鹿島並孔廟年中行事		一	二	寫
鹿島年中行事	正保二年	一	二	寫
鹿島齋由來畧		一	二	刊
鹿島ものいみ由來		一	二	寫
鹿島神宮記録		一	二	寫
鹿島神社例傳記		一	二	寫
鹿島年中行事卷物		一	二	寫
北野稿草		一六	二	刊

子部　神書

諸社類　社記類

書名	著者・刊年	冊	函	刊寫
北野宮寺緣起	塙保己一集本	一	二	寫
北野本地		連	二	寫
天神講式		連	二	寫
天滿大自在天神寶號記		連	二	寫
北野神君畫神記		連	二	寫
五岳賛語		連	二	寫
廿二社本地		連	二	寫
北野緣起		一	二	寫
出雲大社事跡		一	三	寫
出雲大社神樂催之詞	小野義眞述　天明辛丑年	一	三	刊
尾張國式社		一	三	寫
氣比社記		一	三	寫
肥後國官社記		一	三	寫

一五

子部　神書

書名	著者・刊年	冊	函	刊寫
筑前官社記	糸山貞幹記	三	三	寫
壹岐島官社記		一	三	寫
日向、大隅、薩摩官社記		一	三	寫
肥前官社記		二	三	寫
肥前官社記附錄		二	三	寫
豐前國官社記		一	三	寫
對馬官社記		一	三	寫
香椎廟宮記	青柳種满撰	二	三	寫
讃岐兩社略記		一	三	寫
白鳥祠		連	三	寫
津國座摩社記		一	三	寫
廿二社外大社略記		一	三	寫
日吉社記		二記二	三	寫

一六

子部　神書　一七

乾元嘉元加茂祭記			一	三	寫
伊奈利社記			連	三	寫
住吉社記			連	三	寫
神社古記	伴信友批校		一	三	寫
神社記			二部二	三	寫
武藏總社記	藤原成章撰	文政十一年七月	五	三	寫
諸社根元記			三部三	三	寫
神社啓蒙	白井宗因撰	寛文丁未十一月	八	三	刊
諸神記	卜部兼敦撰		二部六	三	寫
諸社大事			一	三	寫
日本國一宮記			一	三	寫
熊野記			二部二	三	寫
華山院宗像記			一	三	寫

子部　神書　一八

宗像記考			連	三	寫
華山院家宗像記			一	三	寫
西宮神拜記			一	三	寫
笠間稻田地圖			一	三	寫
下總香取明神祭禮圖			一	三	寫
武州多摩郡谷保村天神像			二	三	寫
房州鋸切大明神社地圖並由來			四	三	寫
常陸笠間加茂神社圖			一	三	寫
子良館祭奠式	度會益弘述		二	三	寫
遷宮記			二	三	寫
大和社地圖			一	三	寫
祇園執行日記抄			一	三	寫
寛政元年賀茂祭圖			四	三	寫

鹿島葬祭記			一	三	寫
葬式附錄			連	三	寫
熊野神寳記			一	三	寫
安房國洲宮洲崎二社事件			一	三	寫
備前大神神社鎭座神錄式法次第			一	三	寫
伯家部類抄	有森家記錄		連	三	寫
日光例幣記	經亮語	天明六年正月	一	三	寫
東照宮御祭禮風流行列			二 二部	三	寫
神君御祭禮記	河原採菊記	明和九年	一	三	寫
諏訪大明神畫詞			二	三	寫
讃州廿四社順拜案內畧記		安永五年	一	三	寫
出雲談	田邊政有記		一	三	寫
常陸倭文神本緣			一	三	寫

兩金砂大祭禮記			一	三	寫
常磐山御宮正遷宮御次第			一	三	寫
橿原大明神御造營并御奉納之次第	鈴木筑後上	文政十年	一	三	寫
湊村神職鈴木筑後守書上	鈴木筑後上	文政十年	連	三	寫
甲州御嶽御禱式帳			一	三	寫
甲州御嶽御禱式行列帳			連	三	寫
丹後但馬式內神社道しるべ	宮本池德撰		一	三	寫
信濃國諏訪神社考	飯田武郷考		連	三	寫
丹後國籠神社考證	吉岡德明記	明治七年	連	三	寫
丹後國板列神社事件	宮本池臣印	明治八年	連	三	寫
日吉社禰宜口傳抄			一	三	寫
宮田前大宮司家領記	度會將照花押	貞治七年	一	三	寫
下總國小野織幡地帳		弘長元年	連	三	寫

子部　神書　一三二

書名	撰者	年代	冊數		
諏訪縁起			一二冊	三	寫
大洗磯前神社縁起	安積覺纂	正德五年八月	連	三	寫
大洗磯前明神本縁	安積覺纂	正德五年八月	三冊	三	寫
伊勢國式社檢錄	御巫清直著		三	三	寫
伊勢國式社實踐記			一	三	寫
菅神初瀨影向記			連	三	寫
鏡作大神記			連	三	寫
葛城寶記	釋行基撰		一	三	寫
土佐神社總錄	淺川範明記	明治二十年八月	一	三	寫
備中野俣穴門山同多野比神社檢			連	三	寫
丹後板列神社			一	三	寫
廿二社本縁	卜部兼倶[illegible]	文明元年八月	一	三	寫
神社便覽	白井宗因撰	寛文四年	一	三	刊

子部　神書　一三三

書名	撰者	年代	冊數		
神領目錄			連	三	寫
神領記			一	二	寫
神社奧秘抄			一	三	寫
日少宮國恩祭			一	三	寫
山王祭禮記			一	三	寫
大鳥神社流記帳			連	三	寫
五郎社記	平尚重記	寛政七年	連	三	寫
由良八幡所藏文書			連	三	寫
尾張國大國靈神社文書			連	三	寫
良訓補忘集			連	三	寫
吉田家日次記		應永十年	連	三	寫
官國幣社祭神考證拔萃			一	三	寫
河州壺井八幡宮記			一	三	寫

子部 神書

書名	著者	年記	册		
鹽釜古縁起			一	三	寫
神功皇后縁起			一	三	寫
譽田宗廟縁起			連	三	寫
三韓退治記			連	三	寫
七代天神縁起	丸山可澄記		一	三	寫
天神縁起			一	三	寫
宮崎宮㕝縁起	永友宗年著	享保十年十一月	一	三	寫
託宣縁起			一	三	寫
諏訪明神由來			一	三	寫
津島天王縁起拔書			二	三	寫
山王耀天記			一	三	寫
巡禮舊神祠記	宮田泰好識	寶暦十四年	二部二	三	寫
白山記	森田平次著	嘉永元年五月	一	三	寫

二三

子部 神書

書名	著者	年記	册		
別浦八幡縁起			一	三	寫
兵主大明神縁起			連	三	寫
中條大明神縁起			連	三	寫
會津高倉神社勸進帳			連	三	寫
白山縁起			連	三	寫
靈安寺御靈大明神縁起			連	三	寫
藤森考			連	三	寫
廿八社㕝縁誌	石井脩融輯	寛政丁巳春	二	三	寫
豐後國官社記			一	三	寫
龍野藩式社取調帳			一	三	寫
美作國中山神社記			連	三	寫
備前國總社考錄			連	三	寫
備中備後式社撿註			連	三	寫

二四

書名	著者	年代	冊數	函	寫刊
周防國大多滿根神社			連	三	寫
周防國神社由緒書			連	三	寫
延喜大社神名拔萃（古寫本）			一	三	寫
和泉國内神名帳			二部二	三	寫
三河國内神名帳			連	三	寫
若狹國内神名帳			連	三	寫
隱岐國内神名帳			連	三	寫
國内神名帳	伴信友輯		二部二	三	寫
國内神名帳	栗田寛輯		一	三	寫
神名帳二十五座			一	三	寫
神名帳索引			一	三	寫
恒例修正正月勸請神名帳			一	三	寫
清瀧宮勸請神名帳			連	三	寫

書名	著者	年代	冊數	函	寫刊
戒壇院公用神名帳			連	三	寫
筑後神名帳考			一	三	寫
和州五郡神名帳大略註解			一	三	寫
神名略記	度會延經著	元祿七年九月	一	三	寫
神名帳考			四	三	寫
神名帳考證	度會延經撰		八	三	寫
神名帳考證土代	伴信友記	文化十一年	一四	三	寫
神名帳標目私考			一	三	寫

社考類

書名	著者	年代	冊數	函	寫刊
出雲國式社考證	梅舍大人著		一	四	寫
大和十市郡神社考證			一	四	寫
中臣宮所氏本系帳考證	敷田年治著	明治二十八年十一月	二	四	刊
美濃式社考證			一	四	寫
竹生島辨才天考證	西野宣明撰		二部二	四	寫

書名	著者・年代	冊數	函	刊寫
備中式內神社考		一	四	寫
三備式內神社考		一	四	寫
陸奥式社考		二部二	四	寫
神社私考	伴信友著	五	四	寫
常陸二十八社考	青山延彝撰	一	四	寫
常陸吉田神社事跡考	栗田寛編　明治二十年七月	一	四	刊
常陸廿六社考		一	四	寫
常陸國信太郡式社考		一	四	寫
常陸國佐波々神社記錄		連	四	寫
常陸國靜神社建白書		連	四	寫
金毘羅考	小山田與清撰	一	四	寫
稲荷神階記		連	四	寫
加增稲荷縁起		連	四	寫

書名	著者・年代	冊數	函	刊寫
稲荷神社考	菅原夏蔭撰　天保七年	三部六	四	刊
山城式社考		一	四	寫
伊豆國式社考証		一	四	寫
諸國一宮考	隅田定怡識	二	四	寫
日本紀神代卷獨見	伊勢貞丈述　安永七年六月	一	四	寫
三社託宣考	伊勢貞丈述	連	四	寫
和歌三神考	伊勢貞丈述	連	四	寫
軍神問答	伊勢貞丈述	連	四	寫
三社託宣考	伊勢貞丈述　天明四年正月	一	四	寫
和歌三神考		連	四	寫
宗像事跡考	矢野儀則修補　延寶年中	一	四	寫
本朝神社考	林道春撰	三部三	四	寫刊
飛彈國式內八社考案		一	四	寫

飛彈國式內十社考		連	四	寫
信濃國式內神社考案		連	四	寫
信濃國生島足島神社緣由		連	四	寫
二十二社奉幣考		一	四	寫
美濃國式社考	度會公淸著　天明戊申年	一	四	寫
村松太神宮鎭座考		一	四	寫
村松神祠考		一	四	寫
住吉神社考		一	四	寫
蕃神考		二冊	四	寫
參河和志取社考證		一	四	寫
備前總社考錄		一	四	寫
周防古社（重出）		一	四	寫
播磨美作備中備後式社記		連	四	寫

古四王神社考證		一	四	寫
諏訪御柱祭考		一	四	寫
八幡神考	栗田寛著	一	四	寫
二宮管社沿革考		一	四	寫
熊野三社考		一	四	寫
日野社考		一	四	寫
加茂御祖神社西御殿考		一	四	寫
久我神社考		連	四	寫
加茂山口神社考		連	四	寫
伊勢國一志郡式社考		連	四	寫
甲斐國神社考		連	四	寫
岐阜縣中出		連	四	寫
新川縣神社調		連	四	寫

祝詞類

書名	著者	年代	冊數	函	寫刊
氣比神社御子神佐々別宮考證			連	四	寫
出雲美保神社祭神考			連	四	寫
遠江國式社摘考			一	四	寫
參河國官社私考畧	羽田敬雄著	天保十三年	一	四	刊
陸奥國都々古和氣神社問答			一	四	寫
阿波國忌部神社檢注	大澤清臣撰	明治十年七月	一	四	寫
日吉社考			一	四	寫
延喜式祝詞			二部二	五	寫
延喜式祝詞考	加茂眞淵撰	明和五年	三	五	寫
延喜式祝詞部			一	五	寫
中臣祓集說	橘三喜撰	寛文二年十二月	三部七	五	刊
中臣祓瑞穗抄	度會延貞撰	萬治二年冬	一	五	刊
中臣祓講議	青山延彝撰 小川義倫註釋	寛政五年春	三部三	五	寫

書名	著者	年代	冊數	函	寫刊
中臣祓集說蒙引			一	五	寫
中臣祓襍櫛			一	五	寫
中臣祓古義	松崎義克著		一	五	寫
大祓詞後釋	本居宣長釋	寛政八年	二部欠四	五	刊
大祓詞考釋論	川北朝弘撰	天保八年九月	下	五	寫
祝詞正訓	平田鐵胤著		二	五	刊
祝詞考	加茂眞淵撰	寛政十二年十二月	三部九	五	刊
歷朝詔詞解	本居宣長解	享和三年九月	六	五	刊
祭祝詞古傳			一	五	寫
村松太神宮祝詞評	小山田與淸稿	文政十二年	一	五	寫
經房遺書考			連	五	寫
出雲國造神壽後釋	本居宣長撰	明治八年十二月	二	五	刊
比古婆衣	伴信友編		一	五	寫

子部　神書　三三

神代類

「謚詞考			連	五	写
神代秘訣集			二	六	写
神代御繼			一	六	写
神代八刀傳			二部二	六	写
神代講義	山崎垂加傳		五	六	写
日本紀神代卷	舍人親王太安麿等撰		一	六	写
日本紀神代口訣	齋部正通撰		二部七	六	刊写
日本紀神代評註	龍熙近撰	延寶二年	二	六	刊
日本紀神代講述抄	出口延佳述	寛文十二年	一	六	写
神代正語	本居宣長撰	寛政元年五月	三	六	刊
日本紀神代俟註抄	丸山可澄輯	享保二年三月	二部九	六	写
日本紀神代合解	忌部正通等解	寛文四年三月	二部一六	六	刊
神代參考談	川北朝弘撰	嘉永三年十月	一二	六	写

子部　神書　三四

神祇類

神代紀抄	荷田東麻呂編		一	六	写
神代紀髻華山蔭	本居宣長撰		一	六	刊
神代螢火草	黒澤高重錄	寛政五年九月	一一	六	写
神代紀葦芽	平大平著	文化十一年五月	三	六	刊
神代藻鹽草	谷川士清撰	元文己未春	六	六	刊
神代卷口訣			二	六	写
神代口訣	忌部色弗著		一	六	写
神祇志	藤田彪抄		八	七	写
神祇志	青山延錄著		三一	七	写
神祇志探餘			八	七	写
神祇志料	栗田寛著	明治四年	一七 二六欠	七	写
神祇本源	度會行家撰	元應二年	二部八	七	写
國史神祇集	梅園惟朝撰		二	七	写

子部　神書　三五

書名	撰者	年時	冊數	架	寫刊
續國史神祇集			五	七	寫
神祇服忌令			一	七	寫
神祇抄錄	彰考館員撰		三部三	七	寫
伊呂波字類抄神祇抄出	彰考館員撰		一	七	寫
神祇部抄書			八	七	寫
神祇寶典	源義直撰	正保三年二月	三部九	七	寫
神祇正宗			一	七	寫
惟賢比丘筆記	惟賢記		一	七	寫
神祇正宗			連	七	寫
神祇拾遺			連	七	寫
神祇系圖秘註			一	七	寫
神祇考			一	七	寫
神祇寶給圖			一	七	寫

子部　神書　三六

書名	撰者	年時	冊數	架	寫刊
神祇道書附	藤原國矩誌	寶曆六年	一	七	寫
神祇秘抄			三	七	寫
神階錄	鶴峰戊申撰	文化二年十二月	六	七	寫
瑚璉集			三部五	七	寫
玉籤集	八塊道翁直授 玉木正英書		二	七	寫
神位記			一	七	寫
天書	藤原濱成撰		三	七	刊
天書記			二部四	七	寫
天書神經畧註			一	七	寫
古語拾遺	齋部廣成撰	大同二年二月	五部五	七	刊寫
古語拾遺箇解	高田白翁著	寶永丁亥	五	七	刊
古語拾遺言餘抄	龍尚舍撰	貞享二年刊	五	七	刊
元々集（內異本一本）	源親房撰	寶德二年	二部一五	七	寫刊

子部　神書

書名	著者・年紀	冊	函	刊寫
元要記		一	七	寫
神祇政道服忌令	淺利大賢著	一	七	寫
神社器物圖		一	七	寫
神社鎭座歳代考		一	七	寫
神社考		二部 一七 一欠一	七	寫
神祇攷	藤田献抄	六	七	寫
陽復記	出口延佳撰 慶安四年刊	一	七	刊
神階記		三部 三	七	寫
神璽考	西田直養記 弘化三年十二月	一	七	寫
祭祀考		一	七	寫
佐々考		一	七	寫
鳥居考	經亮著	一	七	寫
祭典私攷	栗田寛著 明治八年七月	一	七	刊

三七

子部　神書

神道類

書名	著者・年紀	冊	函	刊寫
平戸靜山翁考說		一	七	寫
神道集成	依命今井有順編 寛文十年	一七	八	寫
神道集成總目		一	八	寫
神道集成行事	菊池貫抄	一	八	寫
貞觀儀式	菊池貫抄	連	八	寫
神祇志目錄	菊池貫抄	連	八	寫
公式令	菊池貫抄	連	八	寫
神道備考	藤田彪著	一	八	寫
神道獨語	伊勢貞丈撰	四部 四	八	寫
神道問答	齋藤彦麿撰 文化十一年七月	一	八	寫
伽倍志廼風辨妄	靜齋義雄著 天保七年刊	二	八	刊
新難度濃風	沼田順義著	三	八	刊
神道大意	卜部兼俱撰	一	八	刊

三八

子部　神書

書名	撰者	年代	冊數	函	刊寫
神道集	安居院撰		三部一四	八	寫
神道明辨	度會常彰撰		二部三	八	刊寫
御國傳來神道	小川伊織撰		一	八	寫
唯受一流血脈			一	八	寫
神道名目類聚抄		正德四年刊	三	八	刊
神皇實錄			一	八	寫
撥霧集辨論			一	八	寫
辨々撥霧集答問打聽	度會常安記	寛政九年三月	一	八	寫
神道雜々集			一	八	寫
神令	松下見林設	寛文八年	一	八	寫
疑齋	日下部勝矣撰	安永癸已正月	一	八	刊
神風和記	慈遍撰		一	八	刊
神風惠草	源忠義撰	享保九年	一	八	刊

子部　神書

書名	撰者	年代	冊數	函	刊寫
神道烏祓傳除抄	賀茂規清著		二	八	刊
自從抄	山崎垂加撰	享保年中	一	八	刊
峯神事傳口訣		寶暦五年	一	八	刊
諸傳			一	八	刊
神學承傳記			一	八	寫
神學類聚抄	藤浪時縄輯	正德五年	二部一一	八	刊
神學規則辨			一	八	刊
二經訓傳	三重貞亮著	享保二年五月	一	八	刊
日吉山王辨	菅原夏蔭記	嘉永四年六月	二	八	刊
日諱貴本紀	王神奉勅撰		一	八	寫
神道書紀緣起	慈遍撰		連	八	寫
唯一神道祓			連	八	寫
神祇金五代日本紀			連	八	寫

子部　神書

書名	著者	冊		
神道切紙		連	八	寫
千葉耶記		連	八	寫
神道大意	卜部兼倶撰	一	八	寫
神懷錄	卜部兼直撰　寛文八年刊	連	八	寫
神道演義		連	八	寫
三社記		連	八	寫
神道秘要	林道春撰	一	八	寫
神道喪禮儀		一	八	寫
大井、稻荷、三枝神社、大田、八幡稻荷神考		連	八	寫
敬神錄料	彰考館員抄撰	一六	八	寫
本朝政要志（神代）	源從長著　享保八年	一	八	寫
神道名法要集		一	八	寫
御代々御綸旨等（御神事）		一	八	寫

子部　神書

神道及雜

書名	著者	冊		
徴古新論（一名神道哲學）	岡吉胤著　明治三十一年	三	八	刊
東家秘傳	北畠親房撰	二冊二	九	寫
寶鏡開始		一	九	寫
三種神器辨		連	九	寫
詠大神宮二神祇百首	度會元長	連	九	寫
雲州樋河上天淵記		連	九	寫
嚴神抄		一	九	寫
嚴神抄		一	九	寫
現在神司	牧達在判　文明三年	連	九	寫
唯一本紀		一	九	寫
唯一或問明鑿		一	九	寫
蓴菜草紙	多田義寛著　寛保三年六月	一	九	寫
摩鷺濃緋連	市川匡麿作	一	九	寫

子部 神書 四三

書名	著者・年次	冊數	函	刊寫
直日靈	本居宣長撰	一	九	寫
天祖都城辨々	本居宣長撰	一	九	寫
式献寸法		一	九	寫
瀬見小河	伴信友著	四	九	寫
玉多春起	平田篤胤著 文政十二年九月	二部 七	九	刊
驗杉		一	九	寫
類聚既驗抄		一	九	寫
巴之紋秘傳		一	九	寫
祈事祭		一	九	寫
軒廊御卜		一	九	寫
諸祭總括		一	九	寫
備忘筆記	藤田彪抄	一	九	寫
內裏三十番神		一	九	寫

子部 神書 四四

書名	著者・年次	冊數	函	刊寫
三社託宣俗談	桂正務識 元祿四年	一	九	刊
神明憑談	多田義俊口授 天保十二年正月	二	九	刊
神事隨筆		二部 二	九	寫
三社託宣略抄	慶安庚寅刊	一	九	刊
倭國軍記	卜部兼俱撰 寛文九年刊	一	九	刊
神路記		一	九	刊
宮すゝめ	延寶七年刊	七	九	刊
神日本磐余彥天皇軍旅傳		一	九	寫
新院宮殿安鎮御祭文	高辻總長撰	一	九	寫
例幣奉幣拜殿御婚儀宣下次第		一	九	寫
宮雛形		一	九	刊
榊葉日記	中臣能宣著	三部 三	九	寫
榊葉集		一	九	寫

子部　神書

書名	著者	年代	冊		
檢討備忘	藤田彪抄		一	九	寫
諸國一宮巡詣記			二	九	寫
諸國一宮巡覧記			一三	九	寫
鳴鶴鈔			七	九	寫
瓊矛拾遺	速川春湖識	元祿年代	三	九	寫
稲荷勧請	仁位信精誌	寛延三年	三	九	寫
月能桂	釋覺深識	貞享五年	一	九	寫
决定式内社標目			二	九	寫
未决定式社標目			一	九	寫
御領目錄	紀知尙撰	貞享丙寅	一	九	寫
御衣祭記	度會益弘稿	元祿十二年七月	一	九	寫
辨卜抄	壺井義知著		一	九	寫
伯職事		正和二年	一	九	寫

四五

子部　神書

書名	著者	年代	冊		
龜卜傳			一	九	寫
兼邦百首抄	卜部兼邦著		二部二	九	寫
弘安九年祠官言上	按察使顯親	弘安九年二月	一	九	寫
宮主秘事口傳			一	九	寫
蒼生一露			一	九	寫
長寛勘文	中原師光奏	長寛元年	一	九	寫
長寛或問			連	九	寫
詔刀師沙汰文			連	九	寫
名法要集	卜部兼延撰		一	九	寫
明法勘狀	中原範理撰		連	九	寫
五社祭日考			一	九	寫
毎朝神拜祠記	平田篤胤記	文政十二年	一	九	刊
外人の問に答へたる神道	宮地嚴夫述	大正元年	一	九	寫

四六

彰考館圖書目錄卷之二

○丑部　諸史

六代之記尙矣、無以加焉、惜哉寬平以後、泯而無遺、繼此記事、皆是方言小說、殊無體裁、一家之私言、當時之傳聞、不足盡信、雖然本館修撰、舍是奚徵焉、集衆狐之腋、爲千金之裘、多方雜陳、擇之在人。立爲丑部

○諸史

諸史　傳記　物語　軍記　記楽

書名	撰者	年代	冊數	部數	寫刊
舊事本紀　義公考訂本	厩戸皇子等奉勅撰	推古天皇廿八年	五	一	寫
舊事本紀	厩戸皇子等奉勅撰	推古天皇廿八年	二部 一〇	一	刊
舊事本紀	厩戸皇子等奉勅撰	推古天皇廿八年	五	一	寫
鼇頭舊事本紀　出口本	厩戸皇子等奉勅撰	推古天皇廿八年	三部 一五	一	刊
鼇頭舊事本紀	厩戸皇子等奉勅撰	延寶六年十二月校訂	五	一	刊

書名	撰者	年代	冊數	部數	寫刊
舊事本紀大成經　一名先代舊事本紀	潮音寺僧某撰	紀元一一四五年九月	一六	一	寫
舊事本紀大成經破文		寬文二年頃	一	一	寫
舊事本紀玄義緣起	沙門慈遍撰	元弘二年八月	一	一	寫
舊事本紀剝僞	伊勢貞丈著	安永七年	二部 二	一	寫
古事記　義公考訂本	太安萬侶撰	和銅五年正月	三	二	寫
古事記	太安萬侶撰	和銅五年正月	三部 八	二	刊
古訓古事記	本居宣長訓	享和年代	二	二	刊
古訓古事記	本居宣長訓	享和年代	二	二	刊
鼇頭古事記	度會延佳校訂	貞享四年	二部 六	二	刊
古事記裏書	兼文註	文永十年二月	一	二	刊
古事記傳	本居宣長撰	文政五年春	四部 一八	二	刊
古事記三大考	服部中庸撰	寬政三年	六部 六	一	刊
日本書紀　義公考訂本	舍人親王撰	養老年中	二部 三〇	三	寫

丑部　諸史

日本書紀　書入本	舍人親王撰	養老年中	二本欠一三	三	刊
日本書紀　小山田書入本	舍人親王撰	養老年中	五本欠一〇	三	刊
日本書紀	舍人親王撰	養老年中	七部九九 五本欠	三	刊
假名日本紀	清原國賢撰	慶長己亥	二部四二	三	寫
假名日本紀　金澤本	清原國賢撰	慶長己亥	欠本一	三	寫
日本書紀集解	河村秀根集解	天明五年十一月	二部二〇	三	刊
日本書紀通釋	飯田武郷著	明治三十年三月	一二	三	刊
日本書紀通證	谷川士清撰	延享戊辰三月	二部四三	三	刊
日本書紀文字錯亂備考	大關増業著	文政壬午春	一	三	刊
釋日本書紀	卜部懐賢釋	後深草帝ノ時代	二部二一	三	刊
日本書紀纂疏	藤原兼良述	享保六年八月	八	三	刊
日本紀私記　日野本	刑部少輔多人長撰	弘仁十年	二部二二	三	寫
日本紀私記零本　谷森本	刑部少輔多人長撰	弘仁十年	一	三	寫

丑部　諸史

日本紀歌鈔			一	三	刊
日本書紀神武紀集解	龍熙近撰	延寶甲寅仲春	一	三	刊
日本紀假名鈔			三	三	寫
釋日本紀系圖　尾張本			一	三	寫
日本書紀神武卷抄			一	三	寫
類聚日本紀	源義直撰	正保三年十一月	一一	三	寫
續日本紀　書入本	菅野眞道藤原繼縄奉勅撰		三部六〇	四	刊
續日本紀　蘐公考訂本	同上		二〇	四	寫
續日本紀　曾我本	同上		一三	四	寫
續日本紀	同上		三部六〇	四	刊
續日本紀綱要			三	四	寫
續日本紀雌黄	土師雄熊編次		一	四	寫
續日本紀摘要	同上		二部二二	四	寫

丑部　諸史

五一

書名	撰者	年代	冊數	函	刊寫
讀續紀	同　上		[illegible]	四	寫
續日本紀地名索引	彰考館員撰		一	四	寫
日本後紀	藤原冬嗣等奉勅撰		一〇	四	寫
日本後紀	藤原冬嗣等奉勅撰		三部 二九	四	刊
日本後紀纂	(日本後紀ノ抄略)		二部 四	四	寫
日本後紀鈔略	藤原義上抄	寛政八年八月	六	四	寫
日本後紀評閲	彰考館員撰		一帖	四	寫
日本後紀地名索引	彰考館員撰		一	四	寫
續日本後紀　義公考訂本	藤原良房撰	貞觀十一年	二〇	四	寫
續日本後紀　義公考訂本	藤原良房撰	貞觀十一年	六	四	寫
續日本後紀	同　上	同　上	七四	四	刊
文德天皇實錄　義公考訂本	藤原基經等奉勅撰	元慶三年十一月	二部 一〇	四	刊
文德天皇實錄	同　上	同　上	一〇	四	刊

諸史類

丑部　諸史

五二

書名	撰者	年代	冊數	函	刊寫
文德天皇實錄　書入本	藤原基經等奉勅撰	元慶三年十一月	二部 一五	四	刊
文德天皇實錄	同　上	同　上	三部 三〇	四	刊
三代實錄　義公考訂本	藤原時平奉勅撰	延喜元年八月	二〇	五	寫
三代實錄　書入本	同　上	同　上	二〇	五	刊
三代實錄	同　上	同　上	四部 九〇	五	刊
三代實錄考	足羽敬明考著	寛保二年八月	三	五	寫
大日本史　目錄志表共	源光圀修	嘉永四年刻 明治三十九年刻	二三一	六	刊
大日本史　目錄志表共	源光圀修	嘉永四年刻 明治三十九年刻	一部 一〇五 欠	七	刊
譯文大日本史	山路彌吉等譯	明治四十五年	五	八	刊
日本逸史	鴨祐之撰		四部 八四	九	刊
日本逸史地名索引	彰考館員撰		一	九	寫
類聚國史	菅原道眞撰	寛平五年	四部 九二	九	刊
類聚國史	菅原道眞撰	寛平五年	三部 一〇四	九	寫

書名	著者	年代	巻数	冊	写刊
帝王編年記	沙門永祐撰	自神武至後伏見	一三六部	一一	写
皇統授受圖	山宮維深著	享保癸丑四月	一	一一	写
大日本帝王略記			一	一一	刊
扶桑略記 金澤本	同上		二	一一	写
扶桑略記	僧皇圓抄		一三	一一	写
扶桑略記	僧皇圓抄		三二〇部	一一	刊
神皇正統記	同上		二三六部	一一	写
神皇正統記	北畠親房著		六	一一	刊
神皇正統錄		起神代至延久九年	一三二部	一一	写
一代要記			二	一一	写
一代要記			二三〇部	一一	写
日本紀略	山崎嘉右衛門校正	寛永年中刊	一六・	一一	刊
日本紀略			四五七部	一一	写

史部　諸史

五四

五三

史部　諸史

書名	著者	年代	巻数	冊	写刊
歷代皇紀		自神武至後土御門帝	一三二部	一一	写
本朝世記	藤原通憲撰		二・三	一〇	写
本朝世記 一名史官記	藤原通憲撰		二七	一〇	写
蒙　聞	龜井昱著	文政辛巳四月	一	一〇	写
蒙　史	龜井昱著		欠本六	一〇	写
古史徵	平田篤胤著	文政元年版	五	一〇	刊
古史通	新井君美著	正德六年三月	六	一〇	写
六史要覽	藤原貞幹著		三	一〇	写
國史紀事本末	青山延光著	文久三年春	二〇	九	刊
類聚國史考	河村秀根著	延享乙丑	通	九	写
類聚國史目錄			一	九	写
類聚國史目錄			一	九	写
類聚國史考異	菅原道真撰	寛平五年	三	九	写

日本新國史	源俊房撰		欠二部二冊	一二	寫
皇帝記鈔			欠二部二	一二	寫
百錬鈔 金澤本寫		嘉元二年以定房卿本寫	四部五九	一二	寫刊
本朝編年錄	林道春及春齋稿	寛永廿一年十月	二部五一	一二	寫
歴代編年集成	沙門永佑撰		四	一二	寫
帝王編年集成	沙門永祐撰		八	一二	寫
續神皇正統記 附畿内兵亂記	小槻宿禰列		一	一二	寫
古史抄本			一	一二	寫
皇朝史畧	青山延于撰	文政壬午八月	五	一二	刊
皇朝史畧續編	青山延于撰	天保辛卯十月	八	一二	刊
皇朝史畧	谷遵撰	明和三年	二部一四	一二	寫
國史畧	源松苗撰	文政十年五月	五	一二	刊
國史拾遺	藤原廣前		一〇	一二	寫

國史補遺燼餘	青山延于著	文政戊午春	一	一二	寫
本朝通鑑	林道春撰		二〇	一二	寫
日本史略	青山延于撰		六	一二	寫
國史眼	重野安繹等撰	明治二十三年	七	一二	刊
國史實錄	林鵞峯撰	元祿十三年	三三	一二	寫
史徵	松崎祐之著		二四	一二	寫
歴史徵	松崎祐之著		二部一〇〇	一二	寫
史料	塙保己一中山信名等編	文化九年十二月	六四	一二	寫
歴代鎭西要略	(九州ノ擾亂等ヲ記ス)		一四	一三	寫
南海通記	香西成資撰	享保巳亥春	二一	一三	寫
大八洲記	鴨祐之纂	享保八年十二月	二部二四	一三	刊
王代一覽	林恕撰	慶安五年五月	四部二八	一三	刊
續王代一覽	佐野郷成撰		四部八	一三	寫

丑部　諸史

書名	著者・備考	年代	冊数	番号	刊寫
續王代一覽後記	片山圓然編	文化三年春	一	一三	寫
史傳摘抄	鶴峯海西著	天保十年冬	一九	一三	寫
十九朝大綱	尾関正義撰	天明五年六月	一	一三	寫
皇和眞俗通鈔	沙門義諦等編		一	一三	寫
倭史後編	栗山愿著		三	一三	寫
春秋暦	藤原親經撰		一	一三	寫
神明鏡	天文九年庚子臘月十五日於松庵書之トアリ		三部三	一三	寫
無二抄		自神武至寛永年中	五	一三	寫
桑華紀年	野子苞著		二部一〇	一三	刊
編年小史	鵜信之著	寛文壬寅	二	一三	刊
本朝歷史略評註	巨正純著	元祿庚午四月	二	一三	刊
編年要略			二部二	一三	寫
弘長記	源弘賢ノ奥書アリ		一	一三	寫

丑部　諸史

諸史類（年代類）

書名	著者・備考	年代	冊数	番号	刊寫
日本史原始抄			一	一三	寫
續史愚抄	藤原紀光編		一六	一三	寫
略年代記　一名皇年代略記			二	一四	寫
皇代記	中原師梁撰　子師香續書	自神代至康暦二年	二	一四	刊
皇代略記	洞院公賢撰	自神武至後醍醐	一	一四	寫
皇年代略記		自神武至後土御門	一	一四	寫
皇代一覽記			一	一四	寫
建仁寺年代記　一名如是院		自神武至正親町	一	一四	寫
日本王代年代配合鈔			一	一四	寫
大日本王代記			一	一四	刊
年代略記	南庵道喜考	寛永十年仲春	一	一四	刊
年代記抄節　一名年代記殘編	（諸家年代記ノ抄本）		一	一四	寫
和漢合符			三	一四	寫

丑部 諸史

五九

書名	著者	年紀	冊數	函	刊寫
和漢合運	僧圓智撰		三部六	一四	刊
新撰和漢合圖	逕庵叟釋道器圖	永錄八年七月	一	一四	寫
東寺年代			三	一四	寫
皇居年表 正編續編	岡禪輯		三	一四	寫
史籍年表・	伴信友著	文政十一年五月	二部二	一四	刊
和漢歷代備考	鵞齋著	貞享丙寅	六	一四	刊
史錄年表			二部二	一四	寫
新撰年表	清宮秀堅著	嘉永甲寅六月	二部二	一四	刊
和漢年契	芦屋山人著	天保二年十月	一	一四	刊
紀元通覽	川口長孺著	享和壬戌十月	一	一四	寫
日本事跡考	春齋著	寛永二十年八月	一	一四	刊
泰平年表	忍屋隱士著	天保辛丑春	三	一四	寫
國史年表	源信充著	文化十四年十月	二部一	一四	刊

諸史類

丑部 諸史

六〇

書名	著者	年紀	冊數	函	刊寫
武江年表	齋藤幸成著	嘉永戊申十一月	八	一四	刊
二中曆 廣橋家本		自神武 至後小松帝	三部七	一四	寫
相顯抄			一	一四	寫
紹運要略			一	一四	寫
本朝世紀考			一	一四	寫
年代記 附東藩日記			一	一四	寫
日本上古年代考	那珂通世稿		三	一四	寫
本朝年鑑	常山雨齋編	文化丙寅	一	一四	刊
紀元年表・	石川發編	明治十一年	一	一四	刊
近世儒林年表	內野五郎三著	明治四十三年	一	一四	刊
本朝史記			八二	一五	寫
日本一統志			七〇	一五	寫
扶桑太平錄			一二	一五	寫

丑部　諸史

國史	畑井孝德著		二部五一	一五	寫
逸史	中井積善著	寛政十一年五月版	五部四六	一五	刊寫
逸史問答	中井積善著		二	一五	刊
通語	中井積德著		二部六	一五	寫
日本外史	賴襄著		三部四五	一五	刊寫
滋井國史			欠二	一五	寫
皇朝戰略編	宮田敏輯	天保十五年正月	九	一五	刊
鎌倉史	小川弘著	明治十五年十二月	一〇	一五	刊
事實文編（史料）	幸久文撰	嘉永二年十一月	六一	一五	寫
近世外史	疋田棟隆編	嘉永六年冬	五〇	一五	寫
臺灣鄭氏紀事	川口長孺編	文政十一年	三部八 一部欠	一五	刊
續編稿	川口長孺編		一	一五	寫
海警錄	成島譲編	庚戌三月	二	一五	寫

六一

丑部　諸史

諸史類

尊攘紀事	岡千仞著	明治十五年七月	四	一五	刊
國史纂論	山縣禎纂	天保十年三月	二部二〇	一六	刊
讀史餘論	新井君美著	享保甲辰二月	二部二〇	一六	刊寫
日本政記	賴襄著	天保九年夏	一六	一六	刊
讀史贅議	齋藤竹堂著	嘉永癸丑年	二	一六	刊
國史紀傳論議	彰考館員撰		一	一六	寫
觀瀾子論贅駁語	三宅觀瀾著	享保二年十一月	一	一六	寫
鳩巢論贊駁語	室鳩巢著		一	一六	寫
日本外史論贊	賴襄著		一	一六	寫
近古史譚	大槻清崇著	安政二年春	一	一六	寫
野史纂畧	青山延光著		二部七	一六	刊
保平綱史	長澤成信撰	元祿二年六月	一	一六	寫
保建大記	栗山愿著		四	一六	刊寫

六二

書名	著者・備考	冊數	架	
發蒙舍史疑		一	一六	寫
七武	林春齋著	一	一六	刊
聖德太子傳曆	平氏撰 寛永五年刊	三部五	一七	刊
聖德太子傳註	平氏撰 寛文十二年刊	二	一七	刊
太子傳撰集別要	實秀誌 慶長十二年	二	一七	寫
太子傳抄通要	實秀誌 慶長十二年	三	一七	寫
太子傳拔書		一	一七	寫
秘密太子傳目錄		連	一七	寫
上宮聖德法王帝説	厩戸皇子ニ就キ古記古銘ヲ纂錄ス	連	一七	寫
太子傳補闕記	厩戸皇子ノ行狀ヲ纂錄ス	連	一七	寫
太子傳玉林抄	(或云)佛徒某作	一九	一七	寫
太子傳見聞記		二部二	一七	寫
天智天皇外記 幽谷筆	藤原貞幹撰	一	一七	寫

書名	著者・備考	冊數	架	
鎌足家傳		一	一七	寫
大織冠傳	僧延慶述	連	一七	寫
菅丞相行狀 附菅丞相年譜略		一	一七	寫
菅丞相年譜畧		一	一七	寫
菅家御傳記	菅原陳經作	一	一七	寫
菅家左遷考	西田直養記 天保八年九月	一	一七	寫
攝關御傳		二	一七	寫
西園寺小傳		一	一七	寫
田村麿事蹟考	彰考館員撰	一	一七	寫
六孫王傳		一	一七	寫
和氣公紀事	湯本文彦纂述 明治三十二年	一	一七	刊
和氣淸麻呂傳	宣治記	一	一七	寫
高藤公傳		連	一七	寫

丑部　諸史　六五

書名	撰者	年代	部數	號	刊寫
兼好法師傳考			一	一七	寫
宇多天皇實錄	林道春撰		二部六	一七	寫
假名傳議　錐足傳	彰考館員撰		一	一七	寫
宇多天皇事記	塙忠韶版		六	一七	刊
後光明帝外記	谷森種松藏本	安政四年五月寫	一	一七	寫
恒貞親王傳殘編　金澤本			三部三	一七	寫
藤保則傳殘編　金澤本	三善清行撰		連	一七	寫
宗長居士傳	稿住道祐撰		一	一七	寫
藤原藤房畧傳			一	一七	寫
楠正成傳	村田通信撰	寛文己酉春	二部二	一七	刊
楠正成紀事			一	一七	寫
加茂内親王記	宗祇師著	長享丁未秋	一	一七	寫
三哲小傳	江澤睹堂撰	天保三年十一月	二部二	一七	刊

丑部　諸史　六六

傳記類

書名	撰者	年代	部數	號	刊寫
石谷貞清行狀			一	一七	寫
伊奈忠次碑銘	林之道甫撰	延寶三年	連	一七	寫
小楊理兵衛傳	林信充識	享保十一年	二部二	一七	刊
城州桂姫考	常政記	寛政元年	一	一七	寫
聖德太子實錄	長崎一風撰		二	一七	刊
安德天皇御事蹟考	國分六之助編	明治二十五年	一	一七	刊
玉造小町壯衰書	沙門空海撰		二部二	一七	寫
日本人物史	宇都宮由的撰	寛文八年春	七	一八	刊
本朝人鑑	源綱長撰圖　林道春作說	寛文壬寅冬	一	一八	刊
日本百將傳抄	向陽林子著	明暦乙未夏	二部九	一八	刊
諸家人物誌	南山道人纂	寛政四年七月	一	一八	刊
新撰諸家人物誌	粟田維貞識	文化四年四月	一	一八	刊
日本諸家人物誌	南山道人纂	寛政己未冬	二	一八	刊

丑部　諸史　六七

續日本諸家人物誌	青柳文藏著	文政十二年七月	三	一八	刊
諸家人名錄	扇面亭編	文化十二年九月	二	一八	刊
東海道人物誌	大須賀陶山撰	享和癸亥七月	一	一八	刊
武將傳		明曆三年正月	一	一八	刊
將軍小傳	加藤厚明等撰		二部 二	一八	寫
本朝列女傳	安弘忠撰	明曆元年八月	三部 二一	一八	刊
扶桑隱逸傳	不可思議(僧元政ノ事也)撰	寬文甲辰冬	二部 四	一八	刊
本朝遯史	林靖撰	萬治庚子	二	一八	刊
三十六歌仙傳	柿本人麻呂記貫之等三十六人ノ傳記	尾云 寶治二年五月寫 大外記師光	三部 三	一八	寫
中古歌仙傳	和泉式部相模等三十六人ノ傳記		連	一八	寫
本朝蒙求	菅亨編	延寶己未十二月	三	一八	刊
本朝武藝小傳	繁高介著	正德甲午八月	二部 九	一八	刊
本朝名臣言行錄	梅澤鷹著	安永丙申秋	二	一八	刊

丑部　諸史　六八

本朝神仙傳拔萃	大江匡房著		一	一八	寫
五學記	三田傳左衛門著	天明六年正月	一	一八	寫
大東世語	服部南郭著	寬延元年十月	二	一八	刊
記者小傳	大串善輯		一	一八	寫
先民傳	盧千里著	文政二年三月	二	一八	刊
明徵錄	青山延于著	文化己巳仲夏	七	一八	刊寫
柳營婦女傳	菊池彌門撰		五	一八	寫
本朝貴女鈔	倭姫命等貴女ノ各年代所生ヲ記ス		一	一八	寫
女院小傳　附貴女鈔			一	一八	寫
後咢傳			連	一八	寫
海外異傳	齋藤正謙著	嘉永庚戌中元	二部 二	一八	刊
和州諸將軍傳	閑雲子晉撰	寬永丙戌八月	一三	一八	刊
伊勢國司傳記			一	一八	寫

丑部　諸史

書名	著者	年代	冊	函	刊寫
美濃國守護傳記			一	一八	寫
近代諸士傳畧	淺羽昌儀撰	元祿十四年	二部 五三	一八	寫
本朝畧名傳記	大森業輯	元祿丙子六月	一〇	一八	刊
本朝武林傳	諏訪忠晴撰	延寶七年	二五	一八	刊
本朝儒宗傳	巨正純等編	元祿庚午六月	三	一八	刊
儒林姓名錄	永忠原著	明和癸丑正月	一	一八	刊
間宮儒林傳	間宮庄五郎作		一	一八	寫
名家畧傳	山崎美成著	天保十三年	四	一八	刊
近世人鏡錄	角田簡撰	文政四年七月	一〇	一八	刊
近世叢語	角田簡撰	文化十三年十月	四	一八	刊
續近世叢語	角田簡撰	弘化二年	四	一八	刊
先哲叢談	原善著	文化丙子八月	四	一八	刊
先哲像傳	原善著	弘化甲辰	四	一八	刊

六九

丑部　諸史

傳記類　年譜遺事

書名	著者	年代	冊	函	刊寫
近世畸人傳	伴蒿蹊撰	寛政二年三月	一〇	一八	刊
續近世畸人傳	三熊思孝撰	寛政五年冬	五	一八	刊
清名家小傳	村瀬誨輔輯	文政二年	四	一八	刊
威公御年譜	小宮山昌秀校輯	文化十四年十月	一	一九	寫
義公御年譜	小宮山昌秀校輯		一	一九	寫
英公遺事	三木仁兵衛記	「七月」トアリ	一	一九	寫
德潤遺事	鈴木重宜記		二	一九	寫
武公遺事	青山延于記	文政己卯冬	一	一九	寫
吉備烈公遺事	湯淺元禎撰		一	一九	寫
榊原忠次公行狀			一	一九	寫
榊原忠次言行錄			一	一九	寫
越前黃門行狀　附同事跡	大原武明撰	寛文十年	二部 二	一九	寫
加能五郎左衛門行狀		元文四年九月	一	一九	寫

七〇

書名	著者・年代	冊	番號	
藤堂高虎行狀		一	一九	寫
土津靈神言行錄拔萃		一	一九	寫
拾遺源朝臣忠次公行跡		連	一九	寫
井上勘兵衛吉弘誅梅北事		連	一七	寫
川村瑞軒行狀		一	一九	寫
多賀高忠畫像問答	伊勢貞丈記　安永六年正月	連	一九	寫
土津靈神言行錄	横田俊益輯　天和年中	一	一九	寫
加茂翁家傳	高田與清著　文政元年	一	一九	寫
松波勘十郎傳		一	一九	寫
如水遺狀		一	一九	寫
秀康卿行狀	武明撰	一	一九	寫
甘雨公行狀		一	一九	寫
貞婦染行狀		一	一九	寫

丑部　諸史　七二

書名	著者・年代	冊	番號	
玉露童女行狀	服部遜撰　文政甲申夏	一	一九	刊
女武勇集	古田忠義撰　寛延四年	一	一九	寫
女武勇集附錄		一	一九	寫
和烈女詞書		一	一九	寫
伊藤丹後守行狀		一	一九	寫
山岡道阿彌行狀		連	一九	寫
奧平急加家譜		連	一九	寫
長沼澹齋行狀畧記		連	一九	寫
碎玉軒畧記		連	一九	寫
鄭將軍成功傳	朝川鼎著　嘉永三年七月	一	一九	刊
大須賀家傳		一	一九	寫
雪山廣澤二老畧傳	丸龜錄　明和九年	一	一九	寫
高山公畧傳	荻君挙編	一	一七	寫

七三　丑部　諸史

書名	著者	年代	冊數		
松雲公小傳	藤岡作太郎撰	明治四十二年	一	一九	刊
以貫小傳	屋代弘賢著		二部二	一九	寫
地頭上村父子善行之事			一	一九	寫
黑田官兵衛碑文	老衲玄蘇述	慶長九年	一	一九	寫
本朝孝子傳	伊蒿子臧識著	天和四年	三	一九	刊
常陸孝子傳	中村貞直記	元祿七年夏	二部二	一九	寫
和州正六行狀聞書	矢野篤深記	明和元年十月	一	一九	刊
和州和田邑孝女茂代傳	鎌田一窓記	天明元年五月	一	一九	刊
大阪籠屋孝子行狀聞書	前川來太記	天明六年春	一	一九	刊
勢州鈴鹿孝子萬吉傳	植村康濟記	寛政元年五月	一	一九	刊
伊州東條孝子留松傳	鎌田一窓記	天明四年春	一	一九	刊
若州良民傳	瀧野蹤齋著	安永元年夏	四	一九	刊
南紀四方山孝子話	白緑齋梅好記	寛政六年夏	一	一九	刊

七四　丑部　諸史

書名	著者	年代	冊數		
江州高宮孝子喜野傳	中井利安記	寛政三年七月	一	一九	刊
茜部孝子傳	紀方弦識	明和五年冬	一	一九	刊
美濃河間邑要吉傳	中井典信述	天明五年十二月	一	一九	刊
會津孝子傳	森・雪翁著	享保十二年六月	五	一九	刊
孝經賤枝折	中村正辭撰	天明七年四月	一	一九	刊
筑前孝子良民傳　前篇	竹田定直撰	元文庚申秋	二	一九	刊
筑前孝子良民傳　後篇	竹田定直撰	寛保辛酉夏	三	一九	刊
筑前宗像郡孝子正助傳	竹田定直撰	享保己酉夏	一	一九	刊
大阪燈心屋孝女傳	釣山逸人著	寛政二年	一	一九	刊
旌表錄	小宮山昌秀等撰	寛政年代	一	一九	寫
昭代逸事初集	鈴木尙著	嘉永六年夏	一	一九	刊
忠孝傳			一	一九	寫
宇陀孝子物語	臼田竹老著	安永二年三月	一	一九	刊

肥後孝子傳		中村正脩記	天明六年春	二	一九	刊
松岡先生年譜		登田晴稿	元治元年四月	一	一九	刊
水戸烈士傳		流芳舍編纂	大正元年	二部二	一九	刊

彰考館圖書目錄卷之三

○丑部　諸史 物語 軍記 記叢類

三鏡及物語類

				冊數	函號	寫刊
水鏡		中山忠親著		三	二〇	寫刊
水鏡		中山忠親著		二部六	二〇	刊
水鏡		中山忠親著		三	二〇	刊
大鏡	安藤爲實舊本（曾入本）	藤原爲業著		八	二〇	刊
大鏡		藤原爲業著		三部四	二〇	刊
大鏡裏書	源義直本			八	二〇	寫
大鏡裏書				八	二〇	寫
大鏡異本裏書			元祿庚辰林學士本寫	一	二〇	寫
增鏡		或二條良基作 一條冬良著		三部三	二〇	刊
增鏡	安藤爲實舊本	同上		三（欠）	二〇	刊

史部　譜　丑

七七

續世繼　傍附本	同	上	三	二〇一	刊
續世繼（稱今鏡）	續世繼序ニ藤原爲經作（又云中山忠親作）	嘉應二年（一說云元年）	二部六	二〇一	刊
世繼物語			二部二	二〇一	刊寫
榮花物語重修系圖	或鵜殿恒述	天保壬辰	一	二〇一	刊
榮花物語事蹟考	野村房尚著		三	二〇一	寫
榮花物語長祿本			一	二〇一	寫
榮花物語系圖			二部二	二〇一	寫
榮花物語考	安藤爲章著	正德三年正月	一	二〇一	寫
榮花物語	同	上	二一	二〇一	刊
榮花物語　小山田本	同	上	二〇	二〇一	寫
榮花物語　文政新寫補入本	同	上	一	二〇・一	寫
榮花物語　舊入本	或云赤染衞門撰（或云藤原爲業撰）		一五	二〇一	刊
增鏡　傍附本	同	上	四	二〇一	刊

史部　譜　丑

七八

五代帝王物語	後堀河帝以下五代ノ事記ス		一	二〇一	刊
五代帝王物語	後堀河帝以下五代ノ事記ス		二部二	二〇一	寫
十訓抄	同	上	六	二〇・一	寫
十訓抄	菅原爲長著（或云）		一〇	二〇一	刊
江談抄	大江匡房撰		二部六	二〇一	寫
校本著聞集	橘季成編		一〇	二〇一	刊
古今著聞集	橘季成撰		一〇	二〇一	寫
古今著聞集	橘季成撰		一九	二〇一	刊
古今著聞集	橘季成撰	建長六年	二	二〇一	寫
愚管抄	慈鎭和尚著		二部四	二〇一	寫
愚管抄　小山田本	慈鎭和尚著		六	二〇一	寫
小世繼物語			一	二〇一	刊
續世繼　小山田本	同	上	一〇	二〇一	刊

軍記類

書名	撰者	冊數	函	刊寫
今昔物語	源隆國撰	二六	二〇	寫
今昔物語	源隆國撰	一〇	二〇	刊
今昔物語抄出		一	二〇	寫
舊本今昔物語	源隆國撰	三三	二〇	寫
宇治拾遺物語	源隆國撰	一五	二〇	刊
宇治拾遺物語	源隆國撰	欠本一〇	二〇	刊
宇治大納言物語		三	二〇	刊
┌陸奥話記		二部二	二〇	寫
└武衡記		連	二〇	寫
陸奥話記		二	二〇	寫
將門記 大須本	栗室時長撰（或云佛者ノ作）	一	二〇	刊
奥羽軍記	林鵞峯序	二部五	二〇	刊
奥羽軍志	向陽林子序云、合二陸奥話記、後三年合戰記一曰二陸羽軍志一云々	一	二〇	刊

書名	撰者	冊數	函	刊寫
奥州記 前九年		一	二〇	寫
奥州軍記	太田和泉作	一	二〇	寫
奥州後三年記		二部二	二〇	刊寫
後三年合戰繪	（或云）飛彈守惟久筆	三卷	二〇	寫
┌純友追討記 類從本		一	二〇	寫
└將門記	藤原時長著	連	二〇	寫
保元物語 杉原本	藤原時長撰	三	二一	寫
保元物語 京本	同上	二	二一	寫
保元物語 康豊本	同上	一	二一	寫
保元物語 半井本	同上	一	二一	寫
保元物語 文保本中卷	同上	一	二一	寫
保元物語	同上	三部五	二一	刊
參考保元物語	依命今井弘濟等撰 元祿巳已	三部二二	二一	刊

丑部　諸史　八一

保元平治物語大全	藤原時長撰		欠本 一五	二二	刊
平治物語　杉原本	同	上	三	二二	寫
平治物語　京本	同	上	一	二二	寫
平治物語　元和本	同	上	二	二二	寫
平治物語　半井本	同	上	一	二二	寫
平治物語　康豐本	同	上	一	二二	寫
平治物語	同	上	三部 五	二二	刊
參考平治物語	依命今井弘濟等撰　元祿己巳成		二部 一五	二二	刊
平家物語　長門本	此作者諸說紛々不定或云信濃前司行長撰		三部 六〇	二二	寫
平家物語　康豐本	同	上	三	二二	寫
平家物語　八坂本	同	上	六	二二	寫
平家物語　鎌倉本	同	上	六	二二	寫
平家物語　東寺執行本	同	上	四	二二	寫

丑部　諸史　八二

平家物語　安藤爲實本	此作者諸說紛々不定或云信濃前司行長撰		一〇	二二	寫
平家物語　南都本	同	上	八	二二	寫
平家物語　南都異本	同	上	一	二二	寫
平家物語　劔卷、長祿本	同	上	一	二二	寫
平家物語　劔卷	同	上	一	二二	寫
平家物語　如白本	同	上	一三	二二	寫
平家物語	同	上	二部 二四	二二	刊
慶長本平家物語	同	上	一三	二二	寫
平家物語族傳抄	遍照金剛源俊抄		一	二二	寫
平家物語系圖			一	二二	寫
平家物語抄			二部 四八	二二	刊
平家物語考證	松堂閑人四醉生編（野々宮定基）		二	二二	寫
平家物語打聞			一	二二	寫

丑部　諸史　八三

書名	撰者・注記	年紀	冊數		
平家物語評判瑕類	逸竹齋直著	寶永庚寅七月	五	二二	刊
平家物語宗論			一	二二	寫
平家物語評判秘傳鈔			三	二二	刊
平家物語奥秘抄	此ノ四部合本ノ尾ニ云、元暦元年南面山沙門龍胤判		一	二二	寫
平家物語勘文錄	同上		一	二二	寫
平家宗論	同上		連	二二	寫
壇浦合戰記	同上		連	二二	寫
源平軍物語			二冊 一〇	二二	刊
刀後聞	六藏寺所藏本寫		一	二二	寫
平家物語評林秘傳抄	由井正雪作		二四	二二	刊
源平盛衰記	或云藤原時長撰		二部 四九	二二	刊
源平盛衰記評判	石橋源右衞門撰		欠本 四	二二	刊
參考源平盛衰記	彰考館撰		四部 一二五	二二	寫

丑部　諸史　八四

書名	撰者・注記	年紀	冊數		
無名記（盛衰記拗段）			一	二二	寫
盛衰記聞書			一	二二	寫
東鑑			三部 七五	二二	刊
東鑑集要	大坪無射錄	元祿甲戌冬	二部 三	二二	刊
東鑑脫漏			二冊 二	二二	刊
東鑑脫文抽纂	作信友校	文政九年六月	一	二二	寫
東鑑纂　島津家本			一	二二	寫
東鑑纂			一	二二	寫
古本東鑑纂			一	二二	寫
東鏡人名考	彰考館員撰		一三	二二	寫
東鏡地名索引	同上		三	二二	寫
吾妻鏡末錄	林恕作	慶安四年正月	一	二二	寫
吾妻鏡類標			二	二二	寫

軍記類（南北朝類）

丑部　諸史　八五

木曾物語			一	二二	寫
前太平記	藤元々（或云平山素閑）撰		（欠本）三七	三三	刊
太平記　毛利本	僧慧珍撰、玄慧潤色（但諸說紛紜、無レ所レ定）		四〇	三三	寫
太平記　南都本	同　上		三三	三三	寫
太平記　天正本	同　上		二〇	三三	寫
太平記　西源院本、近衛家本校	同　上		（欠本）一四	三三	刊
太平記	同　上		七四（三部）	三三	刊
參考太平記	依命　今井弘濟等撰	元祿己巳歲	（欠本）七九	三三	寫刊
太平記大全	西道智撰		八六（二部）	三三	刊
太平記評判　系圖附	和田助則撰	文明八年三月	八一（二部）	三三	刊
太平記音義			一	三三	刊
異本太平記纂　島津家本			一	三三	寫
太平記系圖			一	三三	刊

丑部　諸史　八六

在名類例抄			連	三三	寫
太平記方域考	彰考館員撰		一	三三	寫
戰塲考			連	三三	寫
後太平記	多々良一龍編		五一（三部）	三三	刊
難太平記	今川貞世撰　源了俊校刻	應永九年二月　貞享丙寅二月	四七（部）	三三	寫刊
難太平記	今川貞世撰　源了俊校刻	同　上	二二（部）	三三	寫
舟岡山合戰記		延寶戊午寫本	連	三三	寫
南山要記	前大納言光有書判		二	三三	寫
南山史	成島讓著		一	三三	寫
阿蘇家傳拔書	惟馨稿本		一	三三	寫
南方紀傳　一名南朝紀傳（淺羽本）	按此書淺羽傳四郎作カ、又其父三衛門恭府ノ書物奉行ナレバ、公儀本ノ寫カ、未詳		二	三三	寫
南方記　淺羽本	（或云）淺羽昌儀撰		一	三三	寫
吉野考纂　淺羽本	淺羽昌儀撰		一	三三	寫

丑部 諸史 八七

書名	撰者	年紀	冊數		
中書王物語	(或云禪閣兼良ノ作) 隱士松翁著		一	三	寫
吉野拾遺	(或云吉房撰諸說不定) 隱士松翁著		連	三	寫
吉野拾遺	同上		二部 二	三	寫
細々要記	僧賢殿著		七	三	寫
元弘日記裏書	度會延經輯		四部 三	三	寫
源親房關城書	(或云)北畠親房撰		連	三	寫
光明寺記錄殘編	(或云)禰宜延經作		連	三	寫
元弘日記裏書 林家本	度會延經輯	天明二年五月	二部 二	三	寫
源親房關城書	(或云)北畠親房撰		一	三	寫
長祿寛正記			連	三	寫
吉野事書案	(醍醐執恩寺藏古本)		二	三	寫
南朝太平記	馬場信意編		九	三	刊
梅松論 寛正本下卷	尾云一閑軒道輝		一	三	寫

丑部 諸史 八八

書名	撰者	年紀	冊數		
梅松論 白水本	尾云一閑軒道輝		二部 二	三	寫
櫻雲記 林春常本			三部 五	三	寫
三楠實錄	畠山泰全撰	正德二年十一月	欠本 三	三	刊
南山遺芳			一	三	寫
南朝皇胤紹運錄	平尚重補正	天明五年夏	一	三	寫
南朝編年紀畧	竹口尚重編	天明五年	二部 六	三	寫
吉野宮傳記			一	三	寫
阿蘇大宮司惟澄申狀	長瀬眞幸校	寛政六年十一月	一	三	寫
菊地武朝申狀			連	三	寫
楠參議事蹟考	大竹親從撰		一	三	寫
南朝事蹟考			一	三	寫
關城繹史	宮本元球著	嘉永四年正月	二部 二	三	寫刊
伯耆卷	(名和長年ノ事蹟)		一帖	三	寫

丑部　諸史

書名	撰著者	年代	冊		
鰈之卷			連	二三	寫
兒島高德朝臣墳墓考	阿久津盛爲輯	明治十三年二月	一	二三	寫
南北朝帝系詞			一	二三	寫
續史籍集覽	近藤瓶城著		一	二三	寫
南山巡狩錄	大草公弼撰	文化六年八月	二三	二三	寫
椿葉記	無品親王道欽撰		一	二三	寫
六代勝事記	(著者ノ自序アレド記名ナシ)	後堀河帝以後	一	二三	寫
續神皇正統記	小槻晴富撰	文明年中	連	二三	寫
伊勢國司軍記			一	二三	寫
南朝記	北畠親顯著	元和二年	一	二三	寫
南朝記傳			二	二三	寫
行在或問	牧隱豬著	文政十一年三月	二部二	二三	刊
花咲松	塙保己一撰	天明八年太田草ノ與作アリ	一	二三	寫

丑部　諸史

軍記類

書名	撰著者	年代	冊		
殘櫻記	本居大平撰		一	二三	寫
南木誌	中山利質撰	弘化四年	七	二三	寫
南山遺草　小山田本	大草公弼撰	文化六年八月	二部四	二三	寫
浪合記　羽林本	俗賓觀撰		三部三	二三	寫
浪合草露			一	二三	寫
池之藻屑	荒木田武遇女著	安永年代	一四	二三	寫
新田正傳或問			一	二三	寫
新田世良田諸抄			連	二三	寫
正田隼人書上			連	二三	寫
承久記　慈光寺本			一	二三	寫
承久記			三部四	二三	刊
保暦間記			一	二三	刊
保暦間記			三	二三	刊

書名	註記	撰者	年紀	部數	番	寫刊
明德記				二部四	二三	刊
新撰明德記				二部二	二三	寫
應仁記	杉原本			一	二三	刊
應仁記				三部四	二三	刊
應仁外記				一	二三	寫
應仁別記				一	二三	寫
應仁畧記			應仁元年十月	二部四	二三	寫
重編應仁記		小林 翁 撰	寶永丙戌三月	二一	二三	刊
北條九代記		(或云)了 意 撰		四部二二	二三	寫刊
鎌倉九代記		了 意 撰		三部三四	二三	刊
鎌倉大日記	小山田本			一	二三	寫
鎌倉大日記				三部三	二三	寫
鎌倉大草紙	淺羽本		康曆以後ノ記	二部四	二三	寫

書名	註記	撰者	年紀	部數	番	寫刊
鎌倉大草紙	附太平記三井寺合戰之條			一	二三	寫
鎌倉大日記				連	二三	寫
鎌倉將軍家譜		林 道春 撰	寛永十八年八月	三部三	二三	刊寫
花營三代記	酒井家本			二部五	二三	寫
公武榮枯物語	古本寫	(承久亂ノ顛末)		二部四	二三	寫
長祿寛正記				一	二三	寫
長祿記	借祐全寫本		文明十四年	連	二三	寫
長祿寛正記				一	二三	寫
長祿記				一	二三	寫
長享年後畿內兵亂記				一	二三	寫
舟岡記軍記	黑川道祐本			連	二三	寫
嘉吉軍記		赤松則祐撰	寛文年中刊	一	二三	刊
嘉吉亂記	安積家本			一	二三	寫

豆相記				連	三二	寫
永享記				三部一	三二	寫
中國治亂記		（尼子大內毛利等諸家ノ騷亂記）	永祿十一年以後	一	三二	寫
安西軍策		（毛利家ノ戰記）		七	三二	寫
雲州軍話	附錄共	多々良一齋編		二	三二	寫
赤松再興記		（明德四年以後ノ記事）		連	三二	寫
赤松記		入道定阿記	天正十六年八月	一	三二	寫
赤松記	附系圖	僧宜紹拔萃	天正十八年八月	一	三二	寫
天文記				一	三二	寫
三好亭囘駕記				連	三二	寫
伊勢氏日記				連	三二	寫
長祿四年記				連	三二	寫
御產日記				一	三二	寫

東山殿日記				二	三二	寫
結城戰場記	京本			一	三二	寫
諸國合戰略記				一	三二	寫
室町殿日記		楢村長教撰		二部一九	三二	寫
京都將軍家譜		林道春撰	寬永十八年八月	二部二	三二	寫
京都將軍家譜		林道春撰	寬永十八年八月	三部六	三二	刊
船田亂記	加納家本	（齋藤利藤石丸利光等ノ爭亂記）		一	三二	寫
阜山舟岡高國記				一	三二	寫
長祿記				連	三二	寫
湘山星移集				一	三二	寫
永享記		（永享八年以後二十余年間ノ記事）		連	三二	寫
湘山星移集				連	三二	寫
禪秀記	淺羽本			一	三二	寫

書名	著者	年記	冊數	番號	寫刊
永享記			二部二	二三	寫
永享後記	(永享ノ末ヨリ十八九年間ノ記凡)		一	二三	寫
足利家傳	(大德玉林院本寫)		一	二三	寫
足利將軍家御內書案	內海範文案	應仁元年三月	一	二三	寫
足利傳			一	二三	寫
足利譜			一	二三	寫
足利判鑑 二階堂貞政本			一	二三	寫
元親記	高島正重撰	寛永八年五月	一	二三	寫
龍造寺記			二	二三	寫
伊勢氏日記 伊勢友仙本			一	二三	寫
豆相記			一	二三	寫
河越記	西脇業作		連	二三	寫
深谷記			連	二三	寫

軍記類

書名	著者	年記	冊數	番號	寫刊
元寇始末	小宮山昌秀輯	天明丁未十二月	一	二三	寫
元寇始末	小宮山昌秀輯	同上	二部二	二三	寫
蒙古襲來綸卷物			二	二三	寫
蒙古襲來綸詞		永仁元年二月	一	二三	寫
神風遺談 書入本	菊池寛三郎著		三	二三	寫
螢蠅抄 附錄共			六	二三	刊
甲陽單鑑	高坂彈正記		欠本六	二四	寫
甲陽軍鑑	高坂彈正記		欠本一八	二四	刊
甲陽軍鑑大全	小幡弘興輯	延寶七年二月	三九	二四	刊
甲陽軍鑑拔萃	高坂彈正記 拔萃者未詳		二帖	二四	寫
甲陽軍鑑末書	高坂彈正記		二部七	二四	寫刊
甲陽軍鑑末書	高坂彈正記		六	二四	刊
甲陽軍鑑結要本	高坂彈正記		九	二四	刊

丑部　諸史

書名	撰者	年月	冊數		
甲陽軍鑑秘書	高坂彈正記 秘書者未詳		五	二四	刊
甲陽軍鑑評判	伊南芳通評	承應二年三月	五	二四	刊
甲陽軍鑑辨疑			欠本 二	二四	刊
甲亂記	春日惣二郎記		四部 五	二四	刊
甲越五戰記考正	出浦正左衛門輯	寛政庚甲	五	二四	刊
川中島合戰事	天野源衛門著		一	二四	寫
朝鮮南大門合戰實錄			連	二四	寫
川中島五戰記大全			一	二四	寫
川中島五戰記	濟野助次郎 小宮山昌秀校撰	文化十二年四月	一	二四	寫
信玄全集 一名甲陽軍鑑全集	高坂彈正記		二三	二四	刊
信玄全集末書			二〇	二四	刊
山本眞田勳功記			三	二四	寫
信玄攻小田原圖			一	二四	寫

九七

丑部　諸史

書名	撰者	年月	冊數		
相州三增兩合戰圖	里見氏傳本		一	二四	寫
富士大宮夜討			一	二四	寫
信玄家法	武田信繁判	永祿元年卯月	一	二四	寫
謙信軍記 一名上杉輝虎注進狀			三部 三	二四	寫
長尾謙信軍記水鑑	平景之記		三	二四	寫
北越軍談	駒谷散人撰	元祿戊寅三月	二六	二四	寫
北越軍記	隱士雲菴撰	寛永二十年九月	四	二四	寫
管窺武鑑	夏目定房輯		一一	二四	寫
加越闘爭記 淺羽本			一	二四	寫
加越闘爭記		天正五年四月	二部 二	二四	寫
備中記			二部 二	二四	寫
元就記			連	二四	寫
毛利家日記			一	二四	寫

九八

書名	別名・本	撰著者	年代	冊數	函	刊寫
毛利家記		飯田平次兵衛 內藤角左衛門記		三部 一一	二四	寫
毛利記				一	二四	寫
毛利軍記	大江元知本			二部 八	二四	寫
毛利記				一	二四	寫
北條五代記	小山田本	三浦淨信撰		五	二四	刊
北條五代記		三浦淨信撰		三部 二四	二四	刊
北條五代記		江西逸志子撰	寬文十二年壬子	一〇	二四	刊
北條記		(小田原北條氏五代ノ紀事)		一	二四	寫
┌北條記		(小田原北條氏五代ノ紀事)		一	二四	寫
│豆相記				連	二四	寫
└川越記		西脇某著	天文二十三年	連	二四	寫
北條盛衰記	一名北條五代記實記	江西逸志子撰		二部 九	二四	刊
相州兵亂記		北條氏家臣某筆記		四	二四	寫

書名	別名・本	撰著者	年代	冊數	函	刊寫
三好軍記		桃溪山人著	寬文壬寅	二部 六	二四	刊
信長記		太田和泉守記		六	二四	寫
信長記		小瀬甫菴重撰		八	二四	刊
信長記		小瀬甫庵重撰		五	二四	刊
信長記補遺		(或云)淺井家臣所記		一	二四	寫
┌信長記聞書				一	二四	寫
└信長記補遺		(或云)淺井家臣所記		連	二四	寫
織田信長譜		林道春撰	寬永十八年	三部 三	二四	刊
織田信長事記	立入家本			一	二四	寫
新撰信長記		林春齋云板倉周防守侍臣筆某老人所談筆冊子		二部 四	二四	寫
總見記	一名織田軍記	遠山信春撰	貞享二年	一一	二四	刊
野田福島合戰記				一	二四	寫
甲戰談		深井修太平著		一	二四	寫

軍記類

書名	本	撰者	年次	冊數		
大閤記		小瀬甫庵輯錄	元和二年春	二部二〇	二五	刊
川角大閤記		川角某撰		五	二五	刊
大閤軍記		(或云)小瀬甫庵著	承應二年刊	二	二五	刊
新撰豊臣實錄		大原武清撰	寛文五年	一〇	二五	寫
豊臣秀吉譜		林道春撰	寛永十九年春	四部一一	二五	刊寫
豊臣秀吉譜		林道春撰	寛永十九年春	三	二五	寫
秀吉事記		大村由己撰	天正年中	一	二五	寫
豊臣大閤素生記		土屋知貞撰		連	二五	寫
秀吉事記		大村由己撰	天正年中	一	二五	寫
重修眞書大閤記		栗原柳庵校訂	嘉永二年版	欠本五	二五	刊
大閤時代祿付				一	二五	寫
豊鑑	塙保己一本	竹中重門撰		一	二五	寫
賤嶽合戰記	酒井家本			一	二五	寫

書名	本	撰者	年次	冊數		
賤嶽合戰表裏圖				二	二五	寫
聚樂物語				一	二五	刊
聚樂物語	小山田本			一	二五	刊
宗夢問答				二	二五	寫
祖父物語	松山君山本	(或云)柿屋喜左衛門撰		一	二五	寫
藻蟲齋筆記	片山家本	杉原家次記		一	二五	寫
天正記		太田和泉守記	慶長十五年三月	三部四	二五	刊
天正軍記		太田和泉守記	慶長十五年三月	三	二五	刊
元正間記				欠本一〇	二五	寫
朝鮮征伐記		堀正意輯錄		二部一一	二五	刊寫
朝鮮陣記	林祭酒本			一	二五	寫
朝鮮記		大河内秀元記	元祿中	二	二五	寫
朝鮮物語		大河内秀元記	元祿中	三部八	二五	刊

書名	撰者・年代	冊數	函	寫刊
朝鮮征伐始末記	山崎尚長輯　寛永七年三月	五	二五	刊
朝鮮往還日記	僧天荊撰　天正十五、六年	一	二五	寫
朝鮮渡海雜稿		二部 二	二五	寫
征韓錄	高柳行文錄　寛文辛亥秋	二部 五	二五	刊
征韓雜誌	青山延光著　天保己亥	一	二五	刊
征韓偉略	川口長孺著　天保二年十月	四	二五	刊
征韓偉勳錄		一	二五	寫
高麗船戰記　九鬼家本		一	二五	寫
續撰淸正記		七	二五	刊
島津家高麗軍祕錄	淵邊元眞記　萬治三年五月	一	二五	寫
高麗陣日記	加藤淸正實錄	二部 八	二五	刊
小西一行記	大石氏稿　慶長十五年庚戌	六	二五	寫
朝鮮南大門合戰記　井本家本		一	二五	寫

軍記類　記乘類

書名	撰者・年代	冊數	函	寫刊
西征日記	天荊和尚記	一	二五	寫
黑田家譜朝鮮陣記		三	二五	寫
淺井三代記	山雲子撰	一五	二六	刊
淺井三代記	山雲子撰	二部 一〇	二六	寫
淺井軍記	山雲子撰	二部 一〇	二六	寫
伊勢國司軍記	神戸眞政記	一	二六	寫
伊勢亂記	神戸眞政記	連	二六	寫
勢州軍記	神戸眞政著	二部 二	二六	寫
今川記	紹僖在印判　大永六年	二	二六	寫
今川一苗記	瀬名源五郎　明和九年	連	二六	寫
沼田記　沼田三光院本		一	二六	寫
沼田記		一	二六	寫
里見安房守代々記		一	二六	寫

丑部　諸史　一〇五

東源軍鑑		(小田佐竹諸氏ノ戰記)	一	二六	写
松陰私語	小山田本	僧松陰記	二部 二	二六	写
東亂記	立原家本	(關東諸國ノ戰記)	三部 一一	二六	写
關東古戰錄		駒谷山人述　享保丙午春	二部 一七	二六	写
關東兵亂記	大田家本	(關東上杉累代ノ戰記)	一	二六	写
關東兵亂記		(關東上杉累代ノ戰記)	二部 二	二六	写
關東兵亂無名記錄			一	二六	写
東國戰記			二部 一四	二六	写
奥羽永慶軍記		戸部正直錄	五	二六	写
小松軍志			三	二六	写
上州箕輪軍記	立原家本		一	二六	写
館林盛衰記	青黎閣本	松平清武撰	一	二六	写
達積館基考		成田頼直編　文政二年十月	七	二六	写

丑部　諸史　一〇六

多賀谷記		(居仁以後多賀谷歷代ノ記錄)　館奴彦左衛門獲二之其郷野州一	一	二六	写
蒲生氏鄉記	白水本	(蒲生氏鄉ノ本蹟)	一	二六	写
氏鄉記			一	二六	写
吉良物語		僧眞西記	三	二六	写
藤葉榮衰記	林春常本	須藤重成撰　延享二年	二部 四	二六	写
那須記		小瀬義永編　慶長壬寅	三部 二七	二六	写
那須記		大金重貞編　延寶六年卯月	一	二六	写
小川岱狀		(尾云)天正六年下旬作之	連	二六	写
筒井記			三	二六	写
清州帳拔書			一	二六	写
清州帳拔書		湯淺新六口傳	二部 二	二六	写
齋藤道三記			連	二六	写
葢田記	一名細川家譜抜書		二部 二	二六	写

丑部　諸史　一〇七

書名	備考	冊	函	
宮村出雲覺書		連	二六	寫
村上源吾傳記		一	二六	寫
最上義光記	(序云)最上義俊舊臣撰	二部二	二六	寫
義光物語		二	二六	寫
富樫記	(富樫家領内ノ騒亂)　天文以後	一	二六	寫
宇都宮記		連	二六	寫
新田金山記		連	二六	寫
十河物語	(三好政黍ノ雜事ヲ記ス)	連	二六	寫
藤田記	(藤田信吉ノ事跡)	連	二六	寫
仙道記		一	二六	寫
岩城一揆		連	二六	寫
姫路一揆		連	二六	寫
白川關物語		二	二六	寫

丑部　諸史　一〇八

書名	備考	冊	函	
熊谷傳	(熊谷直實ノ傳記)	一	二六	寫
透關傳		連	二六	寫
吉岡傳		連	二六	寫
泉州樫井合戰次第		連	二六	寫
廣常誅罰記	多賀氏本	一	二六	寫
武州松山書拾		連	二六	寫
岩村城記	(加藤景光等ノ事蹟ヲ記ス)	連	二六	寫
野田福島合戰記		連	二六	寫
近世聞書	(天正寛文間ノ幕府ノ雜事)	連	二六	寫
堀尾家傳	長澤直節撰	一	二六	寫
二川分流記	淺羽本	一	二六	寫
二川物語	長生老筆　元龜四年	一	二六	寫
細川政元語		連	二六	寫

書名	備考	冊數	番號	種別
佐竹氏族庶流在名		一	二六	寫
伊勢國司傳記		一	二六	寫
長野分部細野稻荷生關家傳		連	二六	寫
湯淺甚介直宗傳記		連	二六	寫
長曾我部覺		連	二六	寫
今井軍記		連	二六	寫
今井彥衛門家覺書		連	二六	寫
比企能員畧傳		連	二六	寫
佐野肥後守畧傳		連	二六	寫
栢岡甲斐覺書		連	二六	寫
北條氏直賜松平助六書		連	二六	寫
勢州赤堀城攻之事		連	二六	寫
太田太郎左衛門事		連	二六	寫

書名	備考	冊數	番號	種別
會澤盛高之事		連	二六	寫
老士雜談		連	二六	寫
竹中半兵衛事		連	二六	寫
勢州長野輝伯事		連	二六	寫
尾張家中木曾聚覺書		連	二六	寫
伊勢國司御系圖並諸侍役付　鈴鹿院本		一	二六	寫
伊勢國司御一族家諸侍並寺社記　小里氏本		一	二六	寫
歷代鎮西要畧（一名鎮西要覽）	（神代以後文祿以前ノ九州ノ戰記）	欠本 七	二六	寫
薩琉軍談	（嶋津氏琉球ヲ征討セシ始末）	一	二六	寫
頓化原合戰記		一	二六	寫
石神後鑑記		二部 二	二六	寫
夏目記　小山田本	夏目定房撰	九	二六	寫
小田天庵記		一	二六	寫

書名	註記	冊數	函	
七國志	馬場信意輯錄	一一	二六	寫
紀伊國物語（一名本多藤四郎覺書）	（徳川家康等ノ事）	三部三	二六	寫
古河公方來由		一	二六	寫
館林記		連	二六	寫
佐野宗綱記	（佐野宗綱等ノ事歴）	連	二六	寫
立花宗茂筆記	立花宗茂手記	一	二六	寫
原田伊豫覺書		連	二六	寫
十時三彌書上		連	二六	寫
黑澤佐太夫働覺		連	二六	寫
岸牛衛門覺書		連	二六	寫
鍋島有馬始末書出		連	二六	寫
稻葉次郎右衛門覺書		連	二六	寫
和州治亂記		二部二	二六	寫

書名	註記	冊數	函	
關錄		一	二六	寫
神戸錄		連	二六	寫
鹿島治亂記	澤泊隱士誌　大永六年	一	二六	寫
漂流記		連	二六	寫
漂流記		一	二六	寫
佐野唐澤軍記		一	二六	寫
芦田記		一	二六	寫
諸國合戰記		一	二六	寫
定政狀		連	二六	寫
河越記	西脇某作	連	二六	寫
播磨三木記	來野彌右衛門記	一	二六	寫

彰考館圖書目録卷之四

○丑　部　軍記　記乘　年錄　日記類

書名	備考	冊數	函號	寫刊
大和戰記	小野本	一	二七	寫
朝倉記 一名越州軍記（淺羽本）	（天正十八年四月盛宅 八十歳[illegible]）	一	二七	寫
朝倉始末記	（朝倉家興亡ノ實錄）	八	二七	寫
壺坂地頭山合戰圖		一枚	二七	寫
筒井諸記		四	二七	寫
箇井記		二	二七	寫
北山一揆物語	井上重昌輯	一	二七	寫
末守記	岡本良空記	一	二七	寫
太田牛一雜記	渡邊本	一	二七	寫
渡邊睢菴日記		連	二七	寫

書名	備考	冊數	函號	寫刊
一柳家記		一	二七	寫
脇坂記	藤原安元録	一	二七	寫
有馬晴信記	（有馬晴信ノ傳記）	一	二七	寫
增補筒井家記		一	二七	寫
中村一氏記		一	二七	寫
中村一氏記		一	二七	寫
華名記	（國名家ノ記錄）	四	二七	寫
豊後崩始終聞書		連	二七	寫
黑田長政家記		一	二七	寫
鳩巣遺話	室鳩巣著	二	二七	寫
加州淺井合戰圖覺書		一	二七	寫
黑田古鄉物語	（黑田如水ノ事蹟）	一	二七	寫
菅利家卿語話		三	二七	寫

丑部　諸史　一一五

書名	備考	冊數		
佐久間軍記	佐久間常閑記	一	二七	寫
菊池佐々軍記 附錄共	井澤長秀著　寶永戊子夏	一〇	二七	寫
大友興廢記	(或云)杉谷宗重著	八	二七	寫
黑田記畧		一	二七	寫
大內義隆物語 源成重家本		一	二七	寫
大內義隆卿記		一	二七	寫
薩隅日內亂記		一	二七	寫
薩摩兵亂記	(或云)一名大友記	一	二七	寫
九州治亂記		二部二	二七	寫
毛利日記		一	二七	寫
渡邊重綱軍功記		連	二七	寫
秀元記		三	二七	寫
豫章記 淺羽本		一	二七	寫

丑部　諸史　一一六

書名	備考	冊數		
豫章記		一	二七	寫
別所記	仁如叟集	二部二	二七	寫
香川傳		二	二七	寫
貴久記	嶋津久通等撰　寬永二十一年	二部四	二七	寫
清水長左衛門傳 福富軍功記		一	二七	寫
北村三左衛門傳		連	二七	寫
氏鄉記	(蒲生氏鄉ノ事蹟)	一	二七	寫
元親記	高島正重撰	三	二七	寫
畠山由來記	山口道齋記	一	二七	寫
印山記	(松平隆信ノ一代記)	一	二七	寫
細川忠興事記	澤村大學記	連	二七	寫
龜田大隅事記	龜田高綱列　寬永年中	連	二七	寫
竹內吉藏傳		連	二七	寫

軍記　記乘

書名	撰者・年代	巻数	函	寫刊
島津家代々日記　和田卽應本		一	二七	寫
島津元祖之事		連	二七	寫
龍造寺記	（龍造寺隆信ノ事蹟）	四	二七	寫
細川記	澤村大學記	一	二七	寫
細川忠興軍功記	牧丞大夫記　寛文四年三月	一	二七	寫
鷹島外史	伊賀倉俊貞撰　明治十七年八月	四	二七	刊
加賀藩史稿	永山近彰纂　明治卅二年四月	八	二七	寫
島津國史	山本正誼撰　天明年代	二一	二七	寫
新編東鑑附錄		六	二八	寫
近代墓志銘	彰考館員撰　元祿八年	一	二八	寫
江源武鑑	佐々木氏郷撰　元和七年八月	二部二七	二八	刊
近代諸士姓名		一	二八	寫
西國太平記	橋生齋草　寛文元年二月	二部一五	二八	刊

書名	撰者・年代	巻数	函	寫刊
魔釋記	村上宗信撰	三	二八	寫
九州記	大竹山人編　元祿癸酉	六	二八	寫
籾井家日記　塙本		一〇	二八	寫
土佐物語		一〇	二八	寫
土佐軍記	（長曾我部元親等ノ事蹟）	三	二八	寫
家世傳	源棟稿	八	二八	寫
太曲覺書　松浦宗本	大曲藤內撰	二	二八	寫
鍋島直茂譜	（鍋嶋直茂事蹟）	三　欠本	二八	寫
太田物語　小山田本		一	二八	寫
小田原記　小山田本		二部七	二八	寫
吉田城主考		二	二八	寫
姉川合戰記		一	二九	寫
四戰記聞	根岸直利編	五	二九	寫

丑部　諸史　一一九

書名	註記	冊數	番號	種別
牛窪記	（三河牛窪城ノ來歷）	一	二九	寫
小牧戰話　信友本		一	二九	寫
若江合戰圖		一枚	二九	寫
長篠關原圖		一枚	二九	寫
小牧合戰圖		一枚	二九	寫
長久手小牧山合戰圖		一枚	二九	寫
遠州味方原戰場備圖		一枚	二九	寫
姉川合戰圖		一枚	二九	寫
三河國長篠合戰圖		一枚	二九	寫
古戰場圖		一枚	二九	寫
關原軍記		一五部一〇	三〇	寫
關原記	黑川道祐撰	二部二	三〇	寫
關原軍記正誤	土井源四郎手書	一	三〇	寫

丑部　諸史　一二〇

書名	註記	冊數	番號	種別
關原外記　和田卽應本		一	三〇	寫
關原物語		二部四	三〇	寫
關原物語　金森本		一	三〇	寫
關原御合戰記	太田和泉撰	一	三〇	寫
關原合戰誌	峯賀高窓撰　貞享四年春	九	三〇	寫
關原始末記	林道春撰　明曆二年二月	一	三〇	寫
關原記大全	元祿三年	二部三九	三〇	寫
增删關原記		一七	三〇	寫
關原合戰圖		一枚	三〇	寫
關原首帳		一	三〇	寫
石卵餘史	（豐臣秀吉ノ事蹟）	二部二八	三〇	寫
石田軍記		六	三〇	寫
勢州兵亂記　中西宗本		一	三〇	寫

史部　諸史　一三一

大坂夏御陣圖	小林七郎圖	寬政十一年	一枚	三二	寫
大坂冬陣記	林道春撰		一	三二	寫
大坂記			一	三二	寫
大坂陣列圖 大竹宗本			一	三二	寫
大坂物語		正保三年刊	三七冊	三二	刊
大坂軍記			一二冊	三二	寫
大坂事記	佐藤忠兵衞記		二	三二	寫
大坂兩亂記 一名德川記	松原自休編		六	三二	寫
大坂口宣卷			三	三二	寫
浪花戰記			一九	三一	寫
難波後記		寬永二年	三	三一	寫
浪華戰記		古寫 正保五年手記好	二	三一	寫
難波軍記 異本			一	三一	寫

史部　諸史　一三二

難波戰記	萬年頼方、二階堂行憲等撰		三〇冊	三一	寫
慶元記參考	北條氏長編		二四	三〇	寫
慶元記	（德川氏ノ軍事記錄）		一	三〇	寫
續慶長記	松原自休錄		一	三〇	寫
奥州軍記			[illegible]	三〇	寫
慶長記	太田和泉記		一	三〇	寫
慶長供奉記	家山了明上人記		一	三〇	寫
新慶長記			一	三〇	寫
慶長軍記	植木悦撰	寬文八年	一九	三〇	寫
慶長一統記	陸山佐濟撰		一	三〇	寫
慶長記	太田和泉記		一二冊	三〇	寫
慶長記 異本	太田和泉記		一	三〇	寫
慶長記 永井直滑本	太田和泉記		一	三〇	寫

丑部　諸史

二三三

大坂記 首缺附			一	三二	寫
河州若江村合戰聞書	四村作之丞記		連	三二	寫
御撰大坂記	幕府官撰		二	三二	寫
大坂冬夏陣圖			三枚	三二	寫
大坂御陣備圖			一枚	三二	寫
泉州合戰之次第			一	三二	寫
土屋忠兵衛知貞私記	土屋知貞記		一	三二	寫
渡邊勘兵衛覺書	渡邊勘兵衛記	元和元年十一月	一	三二	寫
攝戰實錄	（豐臣秀吉、德川家康ノ事蹟）	寶曆二年	三	三二	寫
大坂役榊原家中覺書	中村源右衛門記		一	三二	寫
大坂物語幷首帳			四	三二	寫
大坂陣諸侯上書			二	三二	寫
大坂御陣實錄			二	三二	寫

丑部　諸史

二三四

記案紀

參遠平均記	伊東某記		三部四	三三	寫
中興源記	小幡景憲撰	（或云）慶安四年ノ頃	三部四	三三	寫
岡崎物語			一	三三	寫
濱松御在城記			二	三三	寫
三河記	伊東法印記		三部四	三三	寫
三河物語	（或云）大久保忠教撰		五部一二	三三	寫
三河先世事蹟抄	佐野鄉成編		一三	三三	寫
改正三河後風土記（神君記）	成嶋司直校訂		四三	三三	刊
大三川志	松平賴寬編		三四	三三	寫
三州龍海院年譜拔書	（龍海院等ノ事蹟）		一	三三	寫
松榮紀事	林春常木下順菴等編		三部七五	三四	寫
德川歷代	大須賀康高撰		一〇	三四	寫
武德大成記	林春常木下順菴等撰		二部一七	三四	寫

烈祖成績	安積覺編	享保十七年二月	三部六〇	三五	寫刊
烈祖成績圖	長久保玄珠圖		一枚	三五	寫
烈祖成績序	安積覺撰	享保十七年二月	一	三五	寫
烈祖成績旁考	安積覺撰	享保十七年二月	三帖	三五	寫
烈祖成績姓名考	安積覺撰	享保十七年二月	二	三五	寫
東遷基業	佐久間健記	享保十七年春	二部四五	三六	寫
德田庸筆記	德田庸記	寶暦三年冬	一	三六	寫
武德編年集成	木村高敦撰	元文五年九月	三部一八六	三七	寫
德川記	小宮山昌秀校	文化十三年七月	二	三七	寫
武德安民記	木村高敦撰	寶永戊子	二部三四	三七	寫
創業記	松平忠明撰		二部一〇	三八	寫
創業記考異　紀州家本	德川光貞撰		九	三八	寫
當代記			七	三八	寫

記乘類

盈筐錄	小宮山昌秀輯	文政十三年秋	三七五	三九	寫
盈筐錄	小宮山昌秀輯	文政十三年秋	三七四	三九	寫
續盈筐錄	小宮山昌秀輯		七一	三九	寫
續盈筐錄	小宮山昌秀輯		七〇	四〇	寫
盈筐錄拔書	小宮山昌秀輯		一	四〇	寫
楓軒史料	小宮山昌秀輯		七六	四〇	寫
大典質議	小宮山昌秀輯		八	四〇	寫
東照軍鑑八代記			一	四一	寫
東照宮卅三回御忌記	林春齋記	慶安元年四月	二部二	四一	寫
東照宮賜崇源院書			一	四一	寫
東照宮鎭座史記			二部二	四一	寫
神君御文の寫	德川家康手記		一	四一	寫
神君御和談記	小幡勘兵衛著		二部二	四一	寫

丑部　諸史　一二七

書名	撰者・備考	冊數	函	
神君御書案		一	四一	寫
神君御年譜	源義直撰　正保三年四月	三部四	四一	寫
神君御年譜	源義直撰　正保三年四月	一	四一	寫
神君御年譜附尾	源義直撰　正保三年四月	一	四一	寫
神君遺事		一	四一	寫
垂統紀事	小宮山昌秀撰	一	四一	寫
駿府記　土浦本		三部七	四一	寫
駿府政治錄		三部一二（欠本）	四一	寫
駿河御留帳拔書		二部二	四一	寫
大業廣記		四	四一	寫
駿河土產	大道寺友山撰	二	四一	寫
御當家年歷記聞		一	四一	寫
國恩錄	大野武範著	二部一四	四一	寫

丑部　諸史　一二八

書名	撰者・備考	冊數	函	
德川御年譜記		一〇	四一	寫
成功記	（德川祖先以後ノ記事）	二部二三	四一	寫
成功記	（德川祖先以後ノ記事）	一	四一	寫
東宮記	（德川家康並諸將事蹟）	二部六	四一	寫
三家考	新井君美撰	二部七	四一	寫
三松傳	夏目繁高撰　寶永丁亥夏	四	四一	寫
松平記　塙保己一本		二	四一	寫
久能山御奇瑞記　柳原照成本		一	四一	寫
久能山御用金江戸御方江納覺		一	四一	寫
榊原家覺書		一	四一	寫
榊原御社役御免之節御引渡帳		二	四一	寫
榊原家務記		一	四一	寫
寓岩遺書		一	四一	寫

丑部　諸史

書名	撰者	年代	冊数	函	寫刊
北川遺書	北川次郎兵衛記		一	四一	寫
校合雜記	小花和源五右衛門撰		二四	四一	寫
岩淵夜話別集	大道寺友山撰		四	四一	寫
卜齋記	板阪卜齋記		一	四一	寫
板阪卜齋覺書	板阪卜齋記		二部二	四一	寫
聞見集	石川正西記	萬治三年正月	二	四一	寫
聞書雜話集			五	四一	寫
舊考餘錄	竹尾次春編	文政十二年夏	三部一五	四一	寫
武野燭談	木村高敦著	寶永六年十二月	二部三一	四一	寫
武徳日記			一	四一	寫
家忠日記	松平家忠記		二部二六	四一	寫
家忠日記　原本	松平家忠記		一〇	四一	寫
家忠日記增補	松平家忠記		一	四一	寫

丑部　諸史

記乘類

書名	撰者	年代	冊数	函	寫刊
有徳院殿御實記			八	四一	寫
三朝佚事			三部二六	四一	寫
千年山御傳畧	朝風記		一	四一	寫
徳川氏御實記附錄	内藤正直校	明治十四年	二	四一	刊
落穗集　小山田本	大道寺友山記	享保十三年	七	四二	寫
落穗集	大道寺友山記	享保十三年	二部一五	四二	寫
落穗集續編	大道寺友山記	享保十三年	一一	四二	寫
止戈類纂	菅原熟之編		四三	四二	寫
稽德編	深田正韶編	文化丁卯	二部四〇	四二	寫
稽德編　書入本	深田正韶編		三一	四二	寫
松平御傳記			七	四二	寫
御十代考	忠寄輯		一	四二	寫
御代記			一	四二	寫

記乘類

丑部　諸史　一三一

書名	著者	冊數	函	
大君言行錄	直如露子撰	一	四二	寫
大君言行錄拔書		一	四二	寫
神君御書		一	四二	寫
本多忠勝聞書		連	四二	寫
義公御書		連	四二	寫
賴元事蹟		連	四二	寫
岡田宜汎言行	遲塚久德記	連	四二	寫
物茂卿由緒		連	四二	寫
落穗撰集	大道寺友山記	二	四二	寫
武家勸懲記	(德川親藩並ニ諸侯諸士ノ行蹟評論) 延保三年記	欠本 三三	四三	寫
明良洪範	眞田光明院増譽述	三部 八九	四三	寫
明良洪範續	眞田光明院増譽述	五	四三	寫
柳營秘鑑總目錄	菊池彌門撰	一	四三	寫

丑部　諸史　一三二

書名	著者	冊數	函	
柳營秘鑑	菊池彌門撰	二部 一八	四三	寫
後編柳營秘鑑	同上	三部 一二	四三	寫
新衍柳營縮秘鑑	同上	三部 一四	四三	寫
新編柳營續秘鑑	同上	五	四三	寫
拾遺柳營秘鑑	同上	四	四三	寫
殘集柳營秘鑑	同上	二部 四	四三	寫
溫知柳營秘鑑		二	四三	寫
東武實錄　林宗本	松平忠冬撰	欠本 一四	四四	寫
東武實錄		一	四四	寫
貴言爲孝記	松永道齋記	一	四四	寫
三王外記	訊洋子著(或云大宰純撰)	四部 五	四四	寫
續三王外記	若無子著(或云石井盛著)	二部 二	四四	寫
憲廟實錄	源吉里記	二	四四	寫

福島正則記			連	四四	寫
山口家傳			一	四四	寫
高次息和泉守馬久遺文書			連	四四	寫
藤堂和泉守高虎息高次遺文書			一	四四	寫
聿修錄	津阪孝綽撰	文政四年三年	二部二	四四	寫
好人錄			一	四四	寫
可睡齋由緒書記	可睡齋守賢記		一	四四	寫
近代大秘錄			五	四四	寫
賢相野史	原善撰	文化二年冬	四	四四	寫
國朝舊章錄	室直清、林文潛等撰		二部九	四四	寫
本多正信記	本多正信自記	慶長十七年春	一	四四	寫
水野勝成記	水野勝成手録	寛永年中	三部三	四四	寫
千年松	大河原長八記	文政十一年六月	四	四四	寫

丑部　諸史　一三四

丑部　諸史　一三三

玉滴隱見　内藤家本	（天正以後ノ雜説俚談）		二〇	四四	寫
紀州南龍公言行錄			一	四四	寫
諸家勳功記	（一名家臣傳）	正德六年	六	四四	寫
中古武名記	信井貝大記		一	四四	寫
將軍御外戚傳	（德川氏外戚ノ系譜）		二	四四	寫
德世系譜實錄	（德川氏歷代系譜實錄）		三	四四	寫
御九族記	平岡仁齊門編		六	四四	寫
明君德行錄			一五	四四	寫
甲陽遺寶			一	四四	寫
明君享保錄	（德川吉宗ノ事蹟）		二	四四	寫
松陰日記	（松平吉保侍女武子正親町公通女撰）		四	四四	寫
松陰記			六	四四	寫
紳書			二	四四	寫

丑部　諸史　一三五

書名	撰者・備考	年代	冊數	架	種別
中白問答	（中山愛親松平定信問答）		二	四四	寫
小夜聞書			連	四四	寫
備藩典録	三村長曉撰	寛延己巳夏	二部四	四四	寫
明君文武蹟	片島武矩著	享保丁酉秋	二	四四	刊
景憲記	小幡景憲		一	四四	寫
川越紀年略	菊池寛編		一	四四	寫
小山記			一	四四	寫
除邑録（國朝旧章録）			一	四四	寫
井伊軍記			三	四五	寫
井伊家覺書	（井伊家ノ功績筆記）		一	四五	寫
武家諫忍記	（徳川親藩並諸侯ノ行蹟評論ノ編録）		六	四五	寫
爲人鈔	苔紺齋撰	寛文二年夏	二	四五	寫
公尾龍虎草			一	四五	寫

丑部　諸史　一三六

書名	撰者・備考	年代	冊數	架	種別
淺川亂民紀事	立原甚五郎録	寛政十年三月	一	四五	寫
御軍功綴録	嬉齋直操撰	寛政己未春	三	四五	寫
追遠録	北村久備録	寛政十三年四月	二	四五	寫
四家傳記			一	四五	寫
長秋漫録	竹齋瞭回録	文政七年冬	二部二	四五	寫
歸厚録	立綱録	文政年中	三部三	四五	寫
淺川聞書（覺書共）			五部六	四五	寫
公程閑暇雜書	淺川傳右衛門筆録		一	四五	寫
元和寛永小説　太田和泉本			一	四五	寫
寛永小説	林信篤撰	享保三年十一月	二部二	四五	寫
諸家興亡記　塙檢校本	（豊臣徳川ノ時代諸家ノ事蹟纂録）		二部二一	四五	寫
武家盛衰記　勢田源五郎本寫	（享保以前ノ諸家事蹟録）		二部二五	四五	寫
武家盛衰記系圖	（勢田源五郎本寫）		五	四五	寫

丑部　諸史　一二七

書名	備考	著者	年代	冊数	判型	刊写
御代記	（水戸威公事跡）			一	四六	寫
水戸紀年	（正續共）	小石 笠川 原沼 貞秋 近編 編	文政十年五月	一本欠九	四六	寫
常山紀談		同上		二 欠本	四六	寫
常山紀談		湯淺元禎輯録	明和丁亥九月	四一二部	四六	刊
隱密繁榮廣記	江館本	（德川家諸式例ノ記錄）		五	四六	寫
金玉詞林				三	四六	寫
玉露證話				五	四六	寫
玉露叢		林恕輯	延寶二年	八二部	四六	寫
文露叢				一一	四六	寫
甘露叢				一二	四六	寫
諏集錄				二〇	四五	寫
武用秘談				一	四五	寫
近代諸武家記				三	四五	寫

丑部　諸史　一二八

書名	備考	著者	年代	冊数	判型	刊写
日乘日錄		僧日乘錄	元祿年代	四	四六	寫
朱文恭遺事		小宮山楓軒編		八	四六	寫
玄桐筆記		井上玄桐記	七月朔日	一	四六	寫
史館溫古秘錄				一	四六	寫
史館事蹟		添活 溪空 千子 録稲	寛永二年 寛保年代	二二部	四六	寫
史館事記		川口長孺著	癸亥一月	一	四六	
正保遺事	破本			一	四六	寫
西山俚老談		小宮山楓軒輯	文政己卯冬	一	四六	寫
耆舊得聞		小宮山昌秀編		九	四六	寫
桃蹊雜話		石川久徵編	寛政二年一月	八	四六	寫
水城金鑑		小宮山昌秀輯	文政十二年九月	四九	四六	寫
探舊考證		高倉胤明著	戊巳初夏	二四部	四六	寫
甘棠遺談		小池友賢著	享保十五年	二	四六	寫

書名	著者	年代	冊數	函號	寫刊
栗田嘉休見聞抄	栗田嘉休抄		一	四六	寫
「山崎十郎左衛門聞書			一	四六	寫
「山崎氏所藏無名氏筆記			連	四六	寫
松並紀事			二部 二	四六	寫
松波事蹟			一	四六	寫
三浦市衛門覺書	三浦市衛門記	寛文九年三月	一	四六	寫
楚天之久連	志賀忍編	文政十二年十二月	二	四六	寫
牡丹草	辻甚太郎話		一	四六	寫

彰考館圖書目錄卷之五

○丑部

記乘類年錄　日記　分限帳

書名	著者	年代	冊數	函號	寫刊
東榮鑑			一	四七	寫
大祖創業志	津阪孝綽修		一	四七	寫
藤堂家記	乘松成言輯	明治九年冬	一	四七	寫
津輕藩祖略記	乘松成言撰	安政三年	一	四七	刊
仙臺藩鑑	(仙臺藩主ノ一門諸臣寺社ノ名稱知行等撰錄)		三部 三	四七	寫
仙臺家中公事	曾我市郎左衛門記		一	四七	寫
古今見聞集	加藤泰通輯		一	四七	寫
津輕藩史	工藤温克著	明治十九年八月	一	四七	刊
銀臺遺事	(細川重賢ノ事蹟錄)		二	四七	寫
前田創業記	加藤翁除行于撰	延寶三年九月	二部 八	四七	寫

東鑾筆記				一	四七	寫
續近世紀聞				五	四七	寫
近世紀聞				六	四七	寫
武家高名記		樋口好運撰	元祿十年	七	四七	寫
諸士傳料				一	四七	寫
今川大草紙	瀬名家本	今川了俊撰		一	四七	寫
雨夜燈		謁達元禎著		一	四七	寫
遺老物語		日下部景衡著	享保十八年	二部三六	四七	寫
鳩巣小說		室鳩巣撰		二	四七	寫
志士清談		南條八郎著		二部八	四七	寫
遊士幅源				五	四七	寫
奥相茶話	相馬家本			一〇	四七	寫
走水夜話				二	四七	寫

丑部　諸史　一四二

丑部　諸史　一四一

肥後物語		龜井魯記	天明辛丑冬	二部二	四七	寫
老僧談	進藤本			一	四七	寫
翁物語				一	四七	寫
翁物語		小幡景憲記		一	四七	寫
細川家秘錄	菅入本			一	四七	寫
翹楚篇		源土盈撰	寛政戊戌秋	二部三四	四七	寫
都流之毛衣		或云佐藤直方撰		九	四七	寫
深秘筐底錄				一六	四七	寫
深秘筐底錄				二	四七	寫
諸家深秘錄		（諸家ノ異聞故令蒐輯）		三	四七	寫
近代公實嚴秘錄		（德川吉宗並ニ名臣諸家ノ異聞等ヲ錄ス）		二	四七	寫
越後記		（黄門秀康卿ノ記事）		六	四七	寫
越路鑑		（前田家騷擾ノ記事）		一	四七	寫

丑部　諸史　一四三

書名	撰者・内容	年代	冊數	函	寫刊
武將感狀記	淡庵子撰	正德丙申夏	七	四七	刊
續武將感狀記	栗原信充編	天保十四年八月	一〇	四七	刊
藝藩川崎氏筆記			一	四七	寫
上杉大阪陣留			連	四七	寫
感狀寫		天文永祿年代	一	四七	寫
武家閑談	木村高敦著	享保辛丑春	七	四八	寫
武邊咄聞書	國枝淸軒著	寬永三年	三	四八	刊
尾府昔物語	近松茂矩輯	元文三年三月	二	四八	寫
老談記			一	四八	寫
士談會稿			三	四八	寫
古老物語	或云山下然庵撰		五	四八	寫
古老物語	同上		二部 二	四八	寫
碎玉話	淡庵子編	正德丙申	五	四八	刊

丑部　諸史　一四四

書名	撰者・内容	年代	冊數	函	寫刊
夜會記	(武家ノ事ヲ論述シタルモノ)		四	四八	寫
夜話集			一	四八	寫
武隱叢話	(德川家康時代ノ諸士ノ言行等ヲ雜記ス)		二部 四	四八	寫
落栗物語			二	四八	寫
老人覺書			一	四八	寫
老人雜話	伊藤宗恕記		二部 二	四八	寫
近松昔話	近松彥之進著	元文三年	三	四八	寫
殘燈傾談	(德川家康一門並ニ諸武家ノ事蹟雜錄)		二	四八	寫
古士談話	(畠山休山等ノ談話)		一	四八	寫
中村一氏記	(中村一氏事蹟)		連	四八	寫
越前記			一	四八	寫
武林枝葉	畠山牛庵遺本		二	四八	寫
武林隱見錄	(元和二年以後諸士ノ逸事雜說)		二部 一七	四八	寫

鄉黨遺聞附錄		一	四八	寫
安明間記		二	四八	寫
京夢間答		二	四八	寫
館林盛衰記	松平清武撰	一	四八	寫
小出本雜錄		一	四八	寫
伊達成實覺書	小宮山昌秀校　文政甲申春	三	四八	寫
艸賊記		一	四八	寫
神保家譜		連	四八	寫
人見系記事		連	四八	寫
鉄如意傳		連	四八	寫
柳營故諺記	（牛込白梁軒ノ談話）　元文六年	一	四八	寫
正明玉鑑錄		一	四八	寫
日記提要		二	四八	寫

武家語傳集		二部七	四八	寫
直孝事迹	石谷氏誌　享保七年	一	四八	寫
大久保忠增記		二	四八	寫
讃州盛衰記		三	四八	寫
柳澤吉保年譜		二	四八	寫
鳥取侯日記	寛永年代	二	四八	寫
新田大光院葵松記	安永年代	一	四八	寫
備前喧嘩物語	寛文八年	一	四八	寫
諸家雜記		一	四八	寫
馬乘方書		連	四八	寫
立齋舊聞記		三部八	四八	寫
本山安政戰功覺書	桑原某記	一	四八	寫
大樹寺舊記		一	四九	寫

丑部 諸史 一四七

書名	著者・內容	年紀	冊數	函	
佐野記			一	四九	寫
水谷記			連	四九	寫
小野寺記			連	四九	寫
伊達畧記 佐竹家人本	村田正定閲	文政十一年六月	一	四九	寫
佐竹七冊			一	四九	寫
前車後話集	(慶長前ヨリ貞享ノ頃ニ至ル將士ノ事蹟輯錄)		八	四九	寫
板倉政要寶錄	(板倉勝重等施政ノ大要ノ輯錄ス)		五	四九	寫
石川正西聞見集	石川正西記		二	四九	寫
雜話筆記	神田勝久記述	享保十五年	一五	四九	寫
竹內吉兵衛覺	小山昌秀校	文政戊子五月	一	四九	寫
九戸記			一	四九	寫
理慶尼記	或云靜沼理慶尼手記	慶長十六年前	一	四九	寫
岡崎領主記			一	四九	寫

丑部 諸史 一四八

書名	著者・內容	年紀	冊數	函	
曉譽源榮覺書	曉譽記		一	四九	寫
八代考證	小宮山昌秀等考		九	四九	寫
板倉諸抄			一	四九	寫
板倉家臣秘藏錄			一	四九	寫
天馬異聞 (淸水筆記)			一	四九	寫
會津四家合考	向井吉重撰	寛文二年	二五	四九	寫
南部根元記	(南部氏歷代事蹟輯錄)		一	四九	寫
幽齋覺書 孫重本			連	四九	寫
細川家覺書	細川忠興錄		連	四九	寫
堀直寄傳記			連	四九	寫
安藤直次物語			連	四九	寫
水野隼人覺書	水野忠直編	貞享元年三月	連	四九	寫
吉野甚五左衛門記			一	四九	寫

丑部　諸史　一四九

書名	著者・記	冊	番	
伊達一件（高尾年譜）	森尚謙記	一	四九	寫
王德·廣運錄	人見活擶　享保年中	八	四九	寫
遠藤家記		一	四九	寫
參州一向宗亂記		一	四九	寫
三州徒黨百姓取鎭記		二	四九	寫
大森亂民紀事		一	四九	寫
惕若記聞		一	四九	寫
一柳家記		一	四九	寫
最上家傳　附那須記		連	四九	寫
舊聞新識		一	四九	寫
土屋忠兵衛覺書	土屋忠兵衛記	一	四九	寫
一二水可記	田許喜訂　寛永元年六月	一	四九	寫
小笠原歷代記		一	四九	寫

丑部　諸史　一五〇

書名	著者・記	冊	番	
木曾殿傳記		連	四九	寫
島津領知次第		連	四九	寫
大塩平八郎大阪放火聞書		一	四九	寫
大鹽平八郎召捕書付		一	四九	寫
山縣大貳黨事　並辨疑錄記		一	四九	寫
高山彥九郎自殺事		連	四九	寫
高山仲繩遺書	高山正之手記等　天明年代	四（欠本）	四九	寫
仰高錄	源政武記	二	五〇	寫
明君秘書		一	五〇	寫
內藤家傳		一	五〇	寫
藝藩川崎氏筆		一	五〇	寫
上杉大阪陣留		連	五〇	寫
小田事跡	長島尉信輯錄	二	五〇	寫

丑部　諸史　一五一

廢絶錄	小田彰信撰		二	五〇	寫
佐野氏刺田沼辨			一	五〇	寫
五美談　紀伊大阪御陣留覺			一	五〇	寫
松平下總守號令			連	五〇	寫
糟粕手簡			一	五〇	寫
堀田一件			連	五〇	寫
出石内亂記事	小宮山昌秀校		一	五〇	寫
秋田杉直物語			五	五〇	寫
愚耳舊聽記	（著名ノ自序アレトモ記名ナシ）		一	五〇	寫
紀德氏小語	村田正定校	文政十一年	一	五〇	寫
高虎二百ヶ條聞書			一	五〇	寫
戸田一西	野子苞稿	寛文辛亥夏	一	五〇	寫
事記考			連	五〇	寫

丑部　諸史　一五二

始賜松平考			連	五〇	寫
牧野城考	鈴木諳記		連	五〇	寫
多門院日記	多門院藏本		七	五〇	寫
勝州雜記			三	五〇	寫
井伊雜抄	安積覺抄		一	五〇	寫
林鐘談	（明智織田德川氏ノ事ヲ記ス）		一	五〇	寫
小山記			一	五〇	寫
辨姦錄		文政十二年	三	五〇	寫
中山記			一	五〇	寫
柿沼覺書	柿沼長門守錄	天正十九年	一	五〇	寫
小池政永記	小池政永錄		一	五〇	寫
坂家日記	小宮山昌秀校		四	五〇	寫
常總夜話	小山田與清撰	文政三年	二	五〇	刊

丑部　諸史　　一五三

書名	著者・年代	冊	番號	
總常日記	小宮山昌秀校	一	五〇	寫
雜誌		一	五〇	寫
烽山日記	龜井昱著　文化年代	一	五〇	寫
國府臺笹子中尾阜子		一	五〇	寫
山本女復仇記		一	五〇	寫
紀田間復讐事		一	五〇	寫
崎山婦女復讐錄		一	五〇	寫
給島流罪之記	正德四年	一	五〇	寫
御安物語	おあん女話	一	五〇	寫
果狀寫	弘化四年	一	五〇	寫
豆州下田異國船渡來ニ付屆書		一	五〇	寫
伏見大阪駿府水口御番		一	五〇	寫
給松風說集	久米博高校	一	五〇	寫

丑部　諸史　　一五四

（記乘記 赤穗類）

書名	著者・年代	冊	番號	
嘉永遊獵記	嘉永年代	一（欠本一）	五〇	寫
御當代御遊獵記　附錄		二	五〇	寫
水戸御家御年譜	寛永元祿年代	一	五〇	寫
天保諸家御屆書		一	五〇	寫
禁裏御普請帳	慶長十六年代	二部二	五〇	寫
西丸御普請帳	天保九年	一	五〇	寫
御城書並諸家書簡	天保六、七年	一	五〇	寫
家乘略	自元和至承應年代	四	五〇	寫
赤城義臣傳		二	五一	寫
赤穗義人錄	室鳩巣著　元祿癸未十一月	二部三	五一	寫
赤穗四十七士論評	赤松鴻著	一	五一	寫
義士傳實記		二	五一	寫
義人遺草	青山延光輯　天保乙未春	一	五一	刊

（記乘皆島原類）

丑部　諸史　一五五

書名	著者・年代	冊數	架	
義人錄後語	大地昌言纂　寶永巳丑七月	一	五一	寫
義士實錄		一	五一	寫
通俗演義赤城盟傳	野村逸民著　寶永四年二月	二部 一二	五一	寫
人乃鑑	清水正德撰　文化甲戌	三	五一	刊
赤城餘波	清水正德撰　文化甲戌	一	五一	寫
原惣右衛門書（寫シ）		一	五一	寫
淺野家來仇討		一	五一	寫
赤穗四十七士傳	青山延光著　文政巳丑九月	一	五一	刊
赤穗義士傳	山崎美成撰　嘉永四年	二部 八	五一	刊
烈士報讐錄	三宅緝明著	一	五一	寫
小野寺十內書（寫シ）		一	五一	寫
島原記		二部 一五	五二	寫
島原物語		二部 二二	五二	寫

丑部　諸史　一五六

書名	著者・年代	冊數	架	
島原天草日記	松平輝綱記　寛文三年二月	一	五二	寫
島原實記　水野家本		一	五二	寫
島原一揆松倉記　姉川本		一	五二	寫
天草軍談	源貝房述	三	五二	寫
天草征伐記	源貝房述　元祿五年	五	五二	寫
天草軍記秘錄		一	五二	寫
切支丹物語	寛永十六年	一	五二	寫
切支丹宗門由來記		一	五二	寫
切支丹宗征罰記		五	五二	寫
切支丹一揆		一	五二	寫
切支丹宗門來朝實記	明和五年	一	五二	寫
耶蘇征伐記	（天草耶蘇教徒ノ事ヲ記ス）	二部 一五	五二	寫
耶蘇天誅記	村井昌弘著	二	五二	寫

丑部　諸史

書名	著者・年代	冊數	番號	刊寫
耶蘇天誅記附錄	村井昌弘著	七	五二	寫
天文末錄		三	五二	寫
山田右衛門作物語		三	五二	寫
南蠻志		一	五二	寫
勇功記	厝齋秀興識　元祿二年巳己	一	五二	寫
原城仕寄寬永古圖		一帖	五二	寫
原城紀事	河陽子述　弘化三年二月	一二	五二	寫
蠻宗制禁錄		五	五二	寫
原草玉露		七	五二	寫
鎭西民賊志		三	五二	寫
天文法亂松本問答記		一	五二	寫
息距篇	源齋昭纂輯　萬延元年	二〇	五二	寫
嶋原書翰		一	五二	寫

丑部　諸史

記乘類（年錄類）

書名	著者・年代	冊數	番號	刊寫
武江年表	齋藤友岑著　嘉永二年	八	五三	刊
江城年錄		二部一八	五三	寫
當代年錄		三部四	五三	寫
慶長年錄		二部一二	五三	寫
續年錄記		二部八	五三	寫
元和年錄		一	五三	寫
元和寬永記		一	五三	寫
寬永江城年錄		一	五三	寫
寶永御他界記		一	五三	寫
寬慶錄		三	五三	寫
正慶承明記		四	五三	寫
延寶紀年		六	五三	寫
元祿二年雜記　佐川田本		一	五三	寫

丑部　諸史

一五九

書名	冊數	函	
元祿十年記　仝十年御入内行列	二	五三	寫
元祿十一年記　隨筆	一	五三	寫
元祿十一年記　常憲公御成地	一	五三	寫
元祿十二年記	二	五三	寫
元祿十三年記　御成規式共	三	五三	寫
元祿十五年記	一	五三	寫
元祿十六年記	三	五三	寫
享保二年記	一	五三	寫
享保四年記	一	五三	寫
享保五年殿中留	一	五三	寫
享保六年記	三	五三	寫
享保七年記	一	五三	寫
享保十二年加賀騷動記	二	五三	寫

記乘類（日記類）

丑部　諸史

一六〇

書名	冊數	函	
享保元年記	四	五三	寫
慶長三年日記	一	五四	寫
慶長三年御ゆこのゝうへの日記	三	五四	寫
元和日記	七	五四	寫
元寛日記	二部八	五四	寫
元寛日記	五	五四	寫
元々日記	二	五四	寫
寛永日記	一	五四	寫
寛明日記	欠本二四	五四	寫
寛明日記	五	五四	寫
寛明事蹟錄	三	五四	寫
寛文延寶畧日記	二	五四	寫
延寶七年日記　安藤本	一	五四	寫

丑部　諸史　一六一

書名	著者	冊數		
天和日記		一	五四	寫
元祿十四巳御日記		二	五四	寫
元祿十五午御日記		三	五四	寫
元祿十六年日記		二	五四	寫
元祿十七年甲申日記		一	五四	寫
元祿中日記		一	五四	寫
寶永元年日記		一	五四	寫
寶永二年日記		二	五四	寫
寶永三年日記		一	五四	寫
寶永四年日記		一二 二部	五四	寫
寶永五年日記		八	五四	寫
寶永七年日記		一	五四	寫
正德二年御朱印記		一	五四	寫

丑部　諸史　一六二

書名	著者	冊數		
正德五年御日記		二	五四	寫
正德六年日記		四	五四	寫
享保元年日記		一	五四	寫
享保二酉年日記		一	五四	寫
享保二年日記		一	五四	寫
享保七年殿中日次記		一	五四	寫
人名類				
日本紀 人名考	彰考館員撰	八	五五	寫
續日本後紀 人名考	同　上	二	五五	寫
文德實錄 人名考	同　上	一	五五	寫
保曆間記 人名考	同　上	一	五五	寫
參考保元平治物語 人名考	同　上	一	五五	寫
東鑑 人名考	同　上	一三	五五	寫
類聚東鑑 人名考	同　上	一	五五	寫

丑部 諸史

一六三

書名	撰者		冊數		
平家物語 人名考	同	上	一	五五	寫
承久記 人名考	同	上	一	五五	寫
萬葉集作者部類	同	上	一	五五	寫
應永記 人名考	同	上	一	五五	寫
甲州將士人名考	同	上	三	五五	寫
日本逸史 人名考	同	上	三	五五	寫
日本後記 人名考	同	上	一	五五	寫
源平盛衰記姓名鈔	同	上	三	五五	寫
大間成文鈔	同	上	三	五五	寫
類典臨時除目姓名鈔	同	上	一	五五	寫
類典縣召除目姓名鈔	同	上	一	五五	寫
類典姓名鈔	同	上	一	五五	寫
盛衰記人名考	同	上	一	五五	寫

丑部 諸史

一六四

書名	撰者		冊數		
三代實錄 人名考	彰考館員撰		三	五五	寫
諸士卒年考	同	上	一	五五	寫
水戸武藝指南姓名	同	上	一	五五	寫
姓名類林	彰考館員石川久徵輯		二部 一〇三	五五	寫
幕下士名纂	彰考館員撰		七	五五	寫
名纂	同	上	三	五五	寫
作者部類姓名	同	上	一	五五	寫
大日本史 人名抄	同	上	一	五五	寫
萬姓家譜	川口信次記		四	五五	寫
東大寺古文書外 姓名鈔錄	同	上	一	五五	寫
大日本史人名錄	同	上	三	五五	寫
外記日記 姓名錄鈔	同	上	二	五五	寫
朝野群載 姓名錄鈔	同	上	一	五五	寫

類 分限帳

書名	備考	冊數		
寛政呈書 國字分名集		一六	五五	寫
國字分名集	文政十年	二	五五	刊
頼朝卿時代分限帳		一	五六	寫
頼朝分限帳	（同時代ノ分國知行高等ヲ畧記ス）	一	五六	寫
北條家分限帳		一	五六	寫
北條分限帳	永祿二年	二	五六	寫
鎌倉分限帳		一	五六	寫
園御所時代分限帳		連	五六	寫
大閤秀吉公時代分限帳	渡邊五左衛門上	連	五六	寫
豊臣大閤時代諸大名分限帳	渡邊五左衛門上	一	五六	寫
薩州忠吉公分限帳		一	五六	寫
館林甲府分限帳		一	五六	寫
甲府分限帳		一	五六	寫

丑部　諸史　一六五

丑部　諸史　一六六

書名	備考	冊數		
館林分限帳	（館林家中ノ分限石高ヲ列記ス）	二部二	五六	寫
赤穂分限帳		一	五六	寫
赤穂分限帳		一	五六	寫
下館分帳限		一	五六	寫
尾張分限帳		二部六	五六	寫
紀州分限帳		一	五六	寫
水戸分限帳		一	五六	寫
水戸分限帳	延寶年代	一	五六	寫
水野分限帳		一	五六	寫
織田信雄分限帳		一	五六	寫
薩摩分限帳		一	五六	寫
成田家分限帳		一	五六	寫
福島正則家中分限帳		一	五六	寫

書名	冊	函	
池田分限帳	二	五六	寫
加州分限帳	一	五六	寫
長岡分限帳	一	五六	寫
小出大和守分限帳	一	五六	寫
越前家分限帳	一	五六	寫
井伊掃部頭分限帳	一	五六	寫
寺澤家中分限帳	一	五六	寫
戸田采女正分限帳	一	五六	寫
加賀侯家中分限帳	一	五六	寫
仙臺分限帳	連	五六	寫
尾州諸士座順不並規式	連	五六	寫
薩州分限帳	連	五六	寫
筑後久留米寛永分限帳	一	五六	寫

書名	冊	函	
本田隱岐守分限帳	一	五六	寫
越前高田御家中分限帳	一	五六	寫
永井右近大夫分限帳	一	五六	寫
播州赤穗淺野家分限帳	一	五六	寫
仙臺分限帳	二部二	五六	寫
清洲分限帳	一	五六	寫
尾張、仙臺、加州、島津、分限帳	一	五六	[illegible]
島津家分限帳	一	五六	寫
越前福井家中分限帳	一	五六	寫
御三卿領地記	一	五六	寫
宇都宮譜代帳	三	五六	寫
以呂波類聚諸士役祿	一	五六	寫
松平大和守殿侍中名高付次第	一	五六	寫

書名			
加藤清正侍帳	一	五六	寫
佐竹知行目錄	一	五六	寫
寛永元年大名祿高（附自江戸至京駄賃付）	一	五六	寫
仙臺掟書領分村付	一	五六	寫
大小名分限帳	一	五六	寫
小山譜代帳	一	五六	寫
水戸諸士食邑數目	一	五六	寫
大名祿高	一	五六	寫
┌本田隱岐守分限帳	一	五六	寫
大久保加賀守分限帳	連	五六	寫
松平伊賀守分限帳	連	五六	寫
石川主殿頭分限帳	連	五六	寫
青山大藏少輔分限帳	連	五六	寫

書名			
┌九鬼長門守分限帳、	連	五六	寫
役人帳	一五	五六	寫
┌諸大名祿高	一	五六	寫
┌常陸國御領並諸領主高辻	連	五六	寫
萬千代君古帳	一	五六	寫
相馬家士百石以上由緒書	一	五六	寫
佐竹氏參拾六騎中幕下衆	一	五六	寫
紀藩士大夫格式順	一	五六	寫
吉宗公從紀州被召連面々	一	五六	寫
御旗本衆千石以上祿高	一	五六	寫
眞田右衛門家中侍帳	一	五六	寫
蜂須賀淡路守家中知行高帳	一	五六	寫
甲府附	一	五六	寫

書名	冊數	番號	種類
天保癸卯 大日本高	一	五六	寫
諸國分限帳	一	五六	寫

日本漢文史籍叢刊 第五輯

目錄

[General Information]
书名=14664142
SS号=14664142